

平成 2 0 年 第 1 回

名 寄 市 議 会 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (2 月 2 5 日)

1. 議事日程	1
1. 追加議事日程	2
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 出席議員	3
1. 欠席議員	3
1. 事務局出席職員	4
1. 説明員	4
1. 開会宣告・開議宣告	5
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	5
1. 日程第 2. 会期の決定 (1 9 日間)	5
1. 日程第 3. 平成 1 9 年第 4 定付託議案第 1 号 公益法人等への名寄市職員の派遣等 に関する条例の制定について	5
○総務文教常任委員長報告 (佐藤 靖委員長)	5
○原案可決	6
1. 日程第 4. 平成 1 9 年第 4 定付託議案第 1 0 号 名寄市病院事業診療報酬及び介護 報酬徴収条例の一部改正について	6
○民生常任委員長報告 (渡辺正尚委員長)	6
○質疑 (竹中憲之議員)	7
1. 休憩宣告	7
1. 再開宣告	7
○原案可決	7
1. 休憩宣告	7
1. 再開宣告	7
1. 日程第 5. 平成 2 0 年度市政執行方針 (島市長)	7
○教育行政執行方針 (藤原教育長)	1 7
1. 休憩宣告	2 1
1. 再開宣告	2 1
1. 日程第 6. 議案第 1 号 名寄市後期高齢者医療に関する条例の制定について	2 1
○提案理由説明 (島市長)	2 1
○質疑 (川村幸栄議員)	2 2
○原案可決	2 3
1. 日程第 7. 議案第 2 号 名寄市北国雪国ふるさと交流館条例の一部改正について	2 3

○提案理由説明（島市長）	2 3
○原案可決	2 3
1. 日程第 8. 議案第 3 号 名寄市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正について	
て	2 4
○提案理由説明（島市長）	2 4
○原案可決	2 4
1. 日程第 9. 議案第 4 号 名寄市高齢者自立支援事業条例の一部改正について	2 4
○提案理由説明（島市長）	2 4
○原案可決	2 4
1. 日程第 1 0. 議案第 5 号 名寄市重度障害者、精神障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について	2 5
○提案理由説明（島市長）	2 5
○原案可決	2 5
1. 日程第 1 1. 議案第 6 号 名寄市国民健康保険条例の一部改正について	2 5
○提案理由説明（島市長）	2 5
○質疑（川村幸栄議員）	2 5
○原案可決	2 6
1. 日程第 1 2. 議案第 7 号 名寄市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について	2 6
○提案理由説明（島市長）	2 6
○原案可決	2 6
1. 日程第 1 3. 議案第 8 号 名寄市風連国民健康保険診療所診療報酬その他料金徴収条例の一部改正について	2 6
○提案理由説明（島市長）	2 6
○原案可決	2 7
1. 日程第 1 4. 議案第 9 号 名寄市農業振興センター条例の一部改正について	2 7
○提案理由説明（島市長）	2 7
○原案可決	2 7
1. 日程第 1 5. 議案第 1 0 号 名寄市道路占用料徴収条例の一部改正について	2 7
○提案理由説明（島市長）	2 7
○原案可決	2 8
1. 日程第 1 6. 議案第 1 1 号 名寄市精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）条例の廃止について	2 8
○提案理由説明（島市長）	2 8
○原案可決	2 8
1. 日程第 1 7. 議案第 1 2 号 指定管理者の指定について	2 8
○提案理由説明（島市長）	2 8
○原案可決	2 9

1. 日程第18. 議案第13号 平成19年度名寄市一般会計補正予算	29
○提案理由説明(島市長)	29
○補足説明(中尾総務部長)	29
○質疑(川村正彦議員)	30
○原案可決	31
1. 日程第19. 議案第14号 平成19年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算	31
○提案理由説明(島市長)	31
○原案可決	32
1. 日程第20. 議案第15号 平成19年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算	32
○提案理由説明(島市長)	32
○原案可決	32
1. 日程第21. 議案第16号 平成19年度名寄市介護保険特別会計補正予算	33
○提案理由説明(島市長)	33
○原案可決	33
1. 日程第22. 議案第17号 平成19年度名寄市下水道事業特別会計補正予算	33
○提案理由説明(島市長)	33
○原案可決	34
1. 日程第23. 議案第18号 平成19年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算	34
○提案理由説明(島市長)	34
○原案可決	35
1. 日程第24. 議案第19号 平成19年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算	35
○提案理由説明(島市長)	35
○原案可決	35
1. 日程第25. 議案第20号 平成19年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算	35
○提案理由説明(島市長)	35
○原案可決	36
1. 日程第26. 議案第21号 平成19年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算	36
○提案理由説明(島市長)	36
○原案可決	36
1. 日程第27. 議案第22号 平成19年度名寄市病院事業会計補正予算	36
○提案理由説明(島市長)	36
○原案可決	37
1. 日程第28. 議案第23号 平成19年度名寄市水事業会計補正予算	38
○提案理由説明(島市長)	38
○原案可決	38

1. 日程第29. 議案第24号 平成20年度名寄市一般会計予算ないし議案第35号	
平成20年度名寄市水道事業会計予算	38
○提案理由説明(島市長)	39
○予算審査特別委員会設置・付託	39
1. 日程第30. 報告第1号 専決処分した事件の報告について	39
○提案理由説明(島市長)	40
○報告済	40
1. 日程第31. 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることにつ	
いて	40
○提案理由説明(島市長)	40
○適任と認める	40
1. 日程の追加(小野寺議長)	40
○決定	40
1. 追加日程第1. 意見書案第1号 道路特定財源の確保に関する意見書	40
○原案可決	40
1. 休会の決定	41
1. 散会宣告	41

第 2 号 (3 月 5 日)

1. 議事日程	4 3
1. 本日の会議に付した事件	4 3
1. 出席議員	4 3
1. 欠席議員	4 3
1. 事務局出席職員	4 3
1. 説明員	4 3
1. 開議宣告	4 4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	4 4
1. 日程第 2. 代表質問	4 4
○質問 (黒井 徹議員)	4 4
1. 休憩宣告	6 6
1. 再開宣告	6 6
○質問 (高見 勉議員)	6 6
1. 休憩宣告	8 9
1. 再開宣告	8 9
○質問 (川村正彦議員)	8 9
1. 会議時間延長宣告	9 9
1. 散会宣告	1 0 1

第 3 号 (3 月 6 日)

1. 議事日程	1 0 3
1. 本日の会議に付した事件	1 0 3
1. 出席議員	1 0 3
1. 欠席議員	1 0 3
1. 事務局出席職員	1 0 3
1. 説明員	1 0 3
1. 開議宣告	1 0 4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 0 4
1. 日程第 2. 代表質問	1 0 4
○質問 (中野秀敏議員)	1 0 4
1. 休憩宣告	1 1 8
1. 再開宣告	1 1 8
○質問 (谷内 司議員)	1 1 8
1. 休憩宣告	1 3 3
1. 再開宣告	1 3 3
○一般質問	1 3 3
○質問 (渡辺正尚議員)	1 3 3
○質問 (高橋伸典議員)	1 4 4
1. 散会宣告	1 5 5

第 4 号 (3 月 7 日)

1. 議事日程	1 5 7
1. 本日の会議に付した事件	1 5 7
1. 出席議員	1 5 7
1. 欠席議員	1 5 7
1. 事務局出席職員	1 5 7
1. 説明員	1 5 7
1. 開議宣告	1 5 8
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 5 8
1. 日程第 2. 一般質問	1 5 8
○質問 (川村幸栄議員)	1 5 8
○質問 (佐々木 寿議員)	1 6 9
1. 休憩宣告	1 7 7
1. 再開宣告	1 7 7
○質問 (植松正一議員)	1 7 7
○質問 (日根野正敏議員)	1 8 8
1. 休憩宣告	1 9 9
1. 再開宣告	1 9 9
○質問 (大石健二議員)	1 9 9
○質問 (持田 健議員)	2 0 9
1. 会議時間延長宣告	2 1 3
1. 休会の決定	2 1 7
1. 散会宣告	2 1 7

第 5 号（3 月 1 0 日）

1. 議事日程	2 1 9
1. 本日の会議に付した事件	2 1 9
1. 出席議員	2 1 9
1. 欠席議員	2 1 9
1. 事務局出席職員	2 1 9
1. 説明員	2 1 9
1. 開議宣告	2 2 0
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	2 2 0
1. 日程第 2. 一般質問	2 2 0
○質問（熊谷吉正議員）	2 2 0
○質問（佐藤 勝議員）	2 3 1
1. 休憩宣告	2 4 2
1. 再開宣告	2 4 2
○質問（山口祐司議員）	2 4 2
○質問（東 千春議員）	2 4 9
1. 休会の決定	2 6 0
1. 散会宣告	2 6 0

第 6 号（3 月 1 4 日）

1. 議事日程	2 6 1
1. 本日の会議に付した事件	2 6 2
1. 出席議員	2 6 3
1. 欠席議員	2 6 3
1. 事務局出席職員	2 6 3
1. 説明員	2 6 3
1. 開議宣告	2 6 4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	2 6 4
1. 日程第 2. 平成 2 0 年第 1 定付託議案第 2 4 号 平成 2 0 年度名寄市一般会計予算 ないし平成 2 0 年第 1 定付託議案第 3 5 号 平成 2 0 年度名寄市水道事 業会計予算	2 6 4
○予算審査特別委員長報告（谷内 司委員長）	2 6 4
○原案可決	2 6 4
1. 日程第 3. 議案第 3 6 号 名寄市特別養護老人ホーム条例の一部改正について	2 6 5
○提案理由説明（島市長）	2 6 5
○原案可決	2 6 6
1. 日程第 4. 議案第 3 7 号 名寄市飲料水供給施設条例の一部改正について	2 6 6
○提案理由説明（島市長）	2 6 6
○原案可決	2 6 6
1. 日程第 5. 議案第 3 8 号 平成 1 9 年度名寄市一般会計補正予算	2 6 6
○提案理由説明（島市長）	2 6 6
○質疑（高橋伸典議員）	2 6 7
○原案可決	2 7 2
1. 日程第 6. 意見書案第 2 号 2 0 0 8 年国家予算編成における義務教育無償、義務 教育費国庫負担制度の堅持と負担率 2 分の 1 復元等教 育予算の拡充を求める意見書 意見書案第 3 号 地域医療の確保に関する意見書 意見書案第 4 号 介護労働者の待遇改善を求める意見書 意見書案第 5 号 公立病院の広域化・連携構想案の抜本的見直しを求め る意見書 意見書案第 6 号 石油製品の高騰から暮らしと営業を守る要望意見書 意見書案第 7 号 北海道の消防広域化に関する意見書 意見書案第 8 号 輸入食品の検査検疫体制の抜本的強化を求める意見書	2 7 2
○原案可決	2 7 2
1. 日程第 7. 報告第 2 号 例月現金出納検査報告について	2 7 2

○報告済	272
1. 日程第8. 閉会中継続審査（調査）の申し出について	272
○継続審査（調査）決定	272
1. 閉会宣告	273
1. 質問文書表	275
1. 議決結果表	285

平成20年第1回名寄市議会定例会会議録
開会 平成20年2月25日(月曜日)午前10時00分

1. 議事日程

- | | | | |
|-------|--|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | 日程第15 | 議案第10号 名寄市道路占用料徴収条例の一部改正について |
| 日程第2 | 会期の決定 | 日程第16 | 議案第11号 名寄市精神障害者居宅介護等事業(ホームヘルプサービス)条例の廃止について |
| 日程第3 | 平成19年第4定付託議案第1号 公益法人等への名寄市職員の派遣等に関する条例の制定について(総務文教常任委員会報告) | 日程第17 | 議案第12号 指定管理者の指定について |
| 日程第4 | 平成19年第4定付託議案第10号 名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条例の一部改正について(民生常任委員会報告) | 日程第18 | 議案第13号 平成19年度名寄市一般会計補正予算 |
| 日程第5 | 平成20年度市政執行方針・教育行政執行方針 | 日程第19 | 議案第14号 平成19年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算 |
| 日程第6 | 議案第1号 名寄市後期高齢者医療に関する条例の制定について | 日程第20 | 議案第15号 平成19年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算 |
| 日程第7 | 議案第2号 名寄市北国雪国ふるさと交流館条例の一部改正について | 日程第21 | 議案第16号 平成19年度名寄市介護保険特別会計補正予算 |
| 日程第8 | 議案第3号 名寄市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正について | 日程第22 | 議案第17号 平成19年度名寄市下水道事業特別会計補正予算 |
| 日程第9 | 議案第4号 名寄市高齢者自立支援事業条例の一部改正について | 日程第23 | 議案第18号 平成19年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算 |
| 日程第10 | 議案第5号 名寄市重度障害者、精神障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について | 日程第24 | 議案第19号 平成19年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算 |
| 日程第11 | 議案第6号 名寄市国民健康保険条例の一部改正について | 日程第25 | 議案第20号 平成19年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算 |
| 日程第12 | 議案第7号 名寄市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について | 日程第26 | 議案第21号 平成19年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算 |
| 日程第13 | 議案第8号 名寄市風連国民健康保険診療所診療報酬その他料金徴収条例の一部改正について | 日程第27 | 議案第22号 平成19年度名寄市病院事業会計補正予算 |
| 日程第14 | 議案第9号 名寄市農業振興センター条例の一部改正について | 日程第28 | 議案第23号 平成19年度名寄市水道事業会計補正予算 |
| | | 日程第29 | 議案第24号 平成20年度名寄市一般会計予算
議案第25号 平成20年度名寄市国 |

民健康保険特別会計予算	徴収条例の一部改正について（民生常任委員会報告）
議案第26号 平成20年度名寄市老人保健事業特別会計予算	日程第5 平成20年度市政執行方針・教育行政執行方針
議案第27号 平成20年度名寄市介護保険特別会計予算	日程第6 議案第1号 名寄市後期高齢者医療に関する条例の制定について
議案第28号 平成20年度名寄市下水道事業特別会計予算	日程第7 議案第2号 名寄市北国雪国ふるさと交流館条例の一部改正について
議案第29号 平成20年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算	日程第8 議案第3号 名寄市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正について
議案第30号 平成20年度名寄市簡易水道事業特別会計予算	日程第9 議案第4号 名寄市高齢者自立支援事業条例の一部改正について
議案第31号 平成20年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算	日程第10 議案第5号 名寄市重度障害者、精神障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について
議案第32号 平成20年度名寄市食肉センター事業特別会計予算	日程第11 議案第6号 名寄市国民健康保険条例の一部改正について
議案第33号 平成20年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算	日程第12 議案第7号 名寄市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
議案第34号 平成20年度名寄市病院事業会計予算	日程第13 議案第8号 名寄市風連国民健康保険診療所診療報酬その他料金徴収条例の一部改正について
議案第35号 平成20年度名寄市水道事業会計予算	日程第14 議案第9号 名寄市農業振興センター条例の一部改正について
日程第30 報告第1号 専決処分した事件の報告について	日程第15 議案第10号 名寄市道路占用料徴収条例の一部改正について
日程第31 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて	日程第16 議案第11号 名寄市精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）条例の廃止について
1. 追加議事日程	日程第17 議案第12号 指定管理者の指定について
追加日程第1 意見書案第1号 道路特定財源の確保に関する意見書	日程第18 議案第13号 平成19年度名寄市一般会計補正予算
<hr/>	日程第19 議案第14号 平成19年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算
1. 本日の会議に付した事件	日程第20 議案第15号 平成19年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算
日程第1 会議録署名議員指名	日程第21 議案第16号 平成19年度名寄市介
日程第2 会期の決定	
日程第3 平成19年第4定付託議案第1号 公益法人等への名寄市職員の派遣等に関する条例の制定について（総務文教常任委員会報告）	
日程第4 平成19年第4定付託議案第10号 名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬	

護保険特別会計補正予算

日程第22 議案第17号 平成19年度名寄市下水道事業特別会計補正予算

日程第23 議案第18号 平成19年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算

日程第24 議案第19号 平成19年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算

日程第25 議案第20号 平成19年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算

日程第26 議案第21号 平成19年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算

日程第27 議案第22号 平成19年度名寄市病院事業会計補正予算

日程第28 議案第23号 平成19年度名寄市水道事業会計補正予算

日程第29 議案第24号 平成20年度名寄市一般会計予算

議案第25号 平成20年度名寄市国民健康保険特別会計予算

議案第26号 平成20年度名寄市老人保健事業特別会計予算

議案第27号 平成20年度名寄市介護保険特別会計予算

議案第28号 平成20年度名寄市下水道事業特別会計予算

議案第29号 平成20年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算

議案第30号 平成20年度名寄市簡易水道事業特別会計予算

議案第31号 平成20年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算

議案第32号 平成20年度名寄市食肉センター事業特別会計予算

議案第33号 平成20年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算

議案第34号 平成20年度名寄市病院事業会計予算

議案第35号 平成20年度名寄市水道事業会計予算

日程第30 報告第1号 専決処分した事件の報告について

日程第31 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

追加日程第1 意見書案第1号 道路特定財源の確保に関する意見書

1. 出席議員（26名）

議長	26番	小野寺	一知	議員
副議長	19番	熊谷	吉正	議員
	1番	佐藤	靖	議員
	2番	植松	正一	議員
	3番	竹中	憲之	議員
	4番	川村	幸栄	議員
	5番	大石	健二	議員
	6番	佐々木	寿	議員
	7番	持田	健	議員
	8番	岩木	正文	議員
	9番	駒津	喜一	議員
	10番	佐藤	勝	議員
	11番	日根野	正敏	議員
	12番	木戸口	真	議員
	13番	高見	勉	議員
	14番	渡辺	正尚	議員
	15番	高橋	伸典	議員
	16番	山口	祐司	議員
	17番	田中	好望	議員
	18番	黒井	徹	議員
	20番	川村	正彦	議員
	21番	谷内	司	議員
	22番	田中	之繁	議員
	23番	東	千春	議員
	24番	宗片	浩子	議員
	25番	中野	秀敏	議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局 長	佐藤 健一
書 記	間所 勝
書 記	松井 幸子
書 記	久保 敏
書 記	熊谷 あけみ

1. 説明員

市 長	島 多慶志 君
副 市 長	今 尚文 君
副 市 長	小 室 勝治 君
総 務 部 長	中 尾 裕二 君
生活福祉部 長	佐々木 雅之 君
経 済 部 長	手間本 剛 君
建設水道部 長	野間井 照之 君
福祉事務所 長	中 西 薫 君
上下水道室 長	和 田 博 君
教 育 部 長	藤 原 忠 君
教 育 部 長	山 内 豊 君
市立総合病院 長	内 海 博 司 君
市立大局学 長	三 澤 吉 巳 君
会 計 室 長	成 田 勇 一 君
監 査 委 員	森 山 良 悦 君

○議長（小野寺一知議員） ただいまより平成20年第1回名寄市議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

5番 大石健二 議員

22番 田中之繁 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 会期の決定についてをお諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より3月14日までの19日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より3月14日までの19日間と決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第3 平成19年第4定付託議案第1号 公益法人等への名寄市職員の派遣等に関する条例の制定についてを議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会、佐藤靖委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤 靖議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、平成19年第4回定例会におきまして当委員会に付託されました付託議案第1号 公益法人等への名寄市職員の派遣等に関する条例の制定について、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

委員会は、総務部長を初め担当職員の出席を願い、1月25日及び2月6日の2回にわたり開催

し、本条例の内容について詳細に説明を受けた後、慎重に審査を行ったところであります。

付託されました議案は、提案理由の説明にもありましたように、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、公益法人等への職員の派遣に関し必要な事項を定めようというものであります。

各委員から出されました主な質疑では、他市の例では派遣先を規則で定めるなどの表現、あるいは人的援助の中でも施策の推進を図るためなどの文言が見られるとの質問に対しては、具体的な派遣法人名を規則で定めている自治体もあるが、名寄市は本文別表で規定し、明確性を高めている。施策の推進は当然のことと答弁がありました。

また、第1条で派遣職員は一般職としているが、病院などの事業会計職員及び現業職員は該当しないのか、第2条にかかわり市が特に人的援助を行うことが必要という判断はどのように行うのか、第2条にある取り決めの内容は、派遣先で時間外勤務、賞罰にかかわる問題が発生した場合の対応はなどの質問に対しては、基本的に職員は特別職と一般職に分類される。事業会計及び現業職員も一般職であるので、派遣できる。派遣の判断は担当部内で協議し、最終的には庁議で判断する。取り決めの内容は、福利厚生、業務連絡事項、身分などにかかわり行う。時間外は、100分の100以内で名寄市から支出できる。取り決め内容によっては派遣先での対応もあり得るが、支給することは可能などの答弁がありました。

さらに、別表で記載しています派遣団体にかかわり、地方公務員法の職務専念義務との整合性、他の特定非営利活動法人との整合性、アウトソーシングとの整合性、指定管理との整合性、選任事務局長公募との整合性などが議論になったところであります。これらに対しては、これまでは他の公益団体に研修ということで取り組んできたが、今回は条例を整備して派遣しようというものの、NPO法人は市内で5団体と認識しているが、人的

支援の要請は1団体のみだった。人的確保の面で一定期間対応できないため、やむなく職員を出した。条例は整備されていなかったことをおわびし、今回整備させていただきたい。公募は、相当数の引き合いがある。条例提案後の動きであり、実質的実態はなくなると考えるなどの答弁がありました。

以上の議論を踏まえ、当委員会に付託されました付託議案第1号 公益法人等への名寄市職員の派遣等に関する条例の制定につきましては、別表の団体名のうち特定非営利活動法人なよろ観光まちづくり協会を削るとする原案の一部修正案が全委員により出され、議論の結果、全会一致で修正案を可決すべきものと決定し、修正部分を除く部分を原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、付託議案の審査の経過と結果について御報告といたします。

○議長（小野寺一知識員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。

よって、平成19年第4定付託議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第4 平成19年第4定付託議案第10号 名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

民生常任委員会、渡辺正尚委員長。

○民生常任委員長（渡辺正尚議員） おはようご

ざいます。議長より御指名をいただきましたので、平成19年第4回定例会におきまして当委員会に付託されました付託議案第10号 名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条例の一部改正について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

当委員会は、1月9日及び2月8日の2回にわたり開催し、事務部長を初め担当職員の出席を願い、詳細に説明を受けた後、慎重に審議をしたところ です。

付託されました議案は、同条例第2条に規定されている診療報酬の額の条文整理等を行い、さらに別表の料金表の室料からE室、1日につき420円を削除し、文書料の一般診断書料1通につき1,575円を2,100円に、特別診断書料1通につき3,150円を4,200円に改正するものであるとの提案説明でありました。

各委員から出されました主な質疑では、文書料の実績とその影響額は対しましては、平成18年度実績で一般診断書料が2,178件、特別診断書料が生命保険等で3,338件、後遺症の診断書等で18件、休業補償等関係で241件で、その影響額は約464万円程度となり、病院側から見ると増収となる。室料の中で院長が特に必要と認めた場合は加算しないことができるとあるが、障害の程度、病気の程度によりトイレ、入浴施設等の設備を利用できない場合など、いろいろなケースを想定しての料金設定をすることはできないか対しましては、例えば病院の院内感染が発生したことにより、隔離のため患者を大部屋から個室に移さなければならない場合に加算をしない対応が考えられるが、細かく設定するとかえってそのことに縛られてしまうということも考えられる。文書料の積算根拠は対しましては、原価については特に明確な基準はなく、他の公立病院の状況を勘案し、設定してきた。また、医師の1時間当たりの賃金を考えたとき、診断書作成にかかる時間から割り出すことも難しい。ことしの4月から

診断書等については、医者以外の一定の知識を有する者が書いたものについて最終的に医者が署名することにより確認し、責任を持つという方法が打ち出されたが、そのために職員を配置することも難しい状況にもあることから、今回の値上げを含め全道で中位というところで改正したいなどなど質疑が交わされたところであります。

当委員会としては、審査の結果、平成19年第4定付託議案第10号 名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条例の一部改正につきましては、市民への説明、患者さんに対する説明を十分行い、理解を得ていくことを求めて、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定したところであります。

以上申し上げまして、当委員会の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長（小野寺一知議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

竹中憲之議員。

○3番（竹中憲之議員） 今委員長のほうから報告がありましたが、委員長報告の中に平成19年第4定というふうに報告がございましたけれども、各議員の手元に来ている文書について平成20年第4定というふうに印字がされていますけれども、この訂正についてお願いを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 暫時休憩いたします。
休憩 午前10時13分

再開 午前10時14分

○議長（小野寺一知議員） 再開いたします。

お配りいただきました委員会審査報告の裏面に書いてあります平成20年第4定付託と書いてありますのは、これプリントミスですので、修正させていただきます。よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） それでは、ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。
よって、平成19年第4定付託議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時15分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 これより平成20年度市政執行方針・教育行政執行方針を行います。

初めに、平成20年度市政執行方針を行います。
島市長。

○市長（島 多慶志君） おはようございます。
平成20年第1回名寄市議会定例会の開会にあたり、市政執行の基本的な考えを申し上げ、議員各位をはじめ、市民の皆さんの御理解と御協力をいただきたいと思います。

合併から、早くも2年を迎えようとしています。
この間、市民憲章の制定や総合計画の策定をはじめ、それぞれの地域の歴史や特性を大切にしながら、市民の融和と一体感の醸成に努めてまいりました。

総論での一元化については方向づけができましたので、今後は各論での統一をスピード感をもって進めてまいります。

世界的な株価の下落や原油価格の高騰などが、未だ回復基調にない地域経済を脅かし、市民生活にも影響が出ています。

また、新たな財政健全化法の成立により、一層の行財政改革が求められることになりました。

こうした厳しい状況だからこそ、合併による歳入・歳出面でのメリットを最大限に活用して「新

市になって良かった」と実感できるまちづくりを進めて行かなければなりません。

総合計画の推進も2年目に入ります。

計画に掲げる施策・事業の着実な実施を図ることが、目標とする将来像の実現に近づくことになります。

「市民参画と協働のまちづくり」を基本とし、全力で取り組んでまいりますので、一層の御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

ここに、市政執行の基本的な考え方について申し上げます。

一点目は、市民が主役の「参画と協働のまちづくり」であります。

自立した活力あるまちづくりを進めるためには、行政のスリム化と地域の自治活動の充実が欠かせません。

そのためには、情報の共有や市民参画が必要であり、（仮称）自治基本条例の制定と（仮称）地域連絡協議会の設置に取り組んでまいります。

二点目は、「行財政改革の推進」についてであります。

総合計画の着実な実施がまちづくりの基本ですが、実施を担保する歳入環境が一層悪化しております。

組織機構の整備や事務事業の一元化をはじめ、行財政改革の強化に努めてまいります。

三点目は、「活力をもたらす産業の振興」についてであります。

基幹産業の農業や製造業等の振興はもとより、風連地区、名寄地区の「まちなかの賑わいづくり」が地域の活性化に欠かせません。

コンパクトなまちづくりの理念に沿って、活性化の取り組みに努めてまいります。

以上、市政推進の基本的な考え方について申し上げます。

次に、平成20年度の予算編成について申し上げます。

国の平成20年度予算は、「経済財政運営と構

造改革に関する基本方針2006」及び「経済財政改革の基本方針2007」に基づき、平成23年度までに基礎的財政収支を確実に黒字化させるため、行政のスリム化・効率化の一層の推進、総人件費改革、特別会計改革、資産債務改革など、歳出全般の徹底した見直しのもとに編成されました。

平成20年度の経済見通しについては、サブプライム住宅ローン問題を背景とする金融資本市場の変動、原油価格の高騰などの影響を注視する必要があるものの、世界経済の回復が続く中、平成19年度に引き続き、企業部門の底堅さの持続と、家計部門の穏やかな改善などにより、民間需要中心の経済成長になると見込まれ、国内総生産の実質成長率は、2.0パーセント程度と見込まれています。

一方、地方財政対策については、総額で83兆4,000億円と、前年度に比べて0.3パーセントの伸び率となりました。

このうち、地方交付税は15兆4,100億円で、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税は18兆2,400億円で、平成15年度以来、5年ぶりの増加となりました。また、地方交付税の中に、歳出の特別枠として「地方再生対策費」が創設され、総額で4,000億円が確保されました。

こうした中、名寄市の平成20年度各会計予算は、平成20年度決算から適用される財政健全化法の施行を前提にしながら、多くの市民と職員の手作りで策定した新総合計画の具現化を最優先に、新規では、天文台整備事業、北斗・新北斗団地建替事業、少子化対策の一環である「こんには赤ちゃん事業」、特別支援教育支援員設置事業などを、継続では、市立総合病院増改築事業、風連本町地区市街地再開発事業、住宅リフォーム促進助成事業、中心市街地活性化事業など多くの事業を盛り込み、地域経済や雇用にも配慮いたしました。

一般会計の予算案は184億8,419万3,000円で、前年度比マイナス1.1パーセント、2億

177万6,000円の減額となりましたが、前年度は、当初予算に合併特例振興基金を6億8,160万円積み立てしましたので、この基金を除けば、前年度比2.7パーセントの伸び率となりました。

9つの特別会計予算案は、前年度比25パーセント減の87億6,697万円、企業会計予算案は、前年度比7パーセント増の102億7,095万6,000円、全会計の総額では、前年度比6.1パーセント減の375億2,211万9,000円となりました。

また、風連特例区会計の予算案は、前年度比0.5パーセント増の7,078万2,000円となりました。

合併後3年目を迎え、名寄市を取り巻く情勢は、少子高齢化や過疎化の進行、基幹産業である農業の衰退など多くの課題があり、また、様々な住民要望が出されておりますが、一方では、歳入の根幹である市税や地方交付税は伸び悩み、多額の収支不足が生じてきています。

平成20年度は、多額の基金を取り崩して予算を編成することができましたが、財政調整基金など財源調整的な基金も底をつき、平成21年度の予算編成は大変厳しい状況になっています。

このような危機的状況であることから、行財政改革推進計画に基づき、受益と負担の適正化を図るため、使用料・手数料及び負担金・補助金の全面見直しを行うとともに、恒常的な収支不足を解消するため、予算編成のあり方についても全面的に見直しを行い、子や孫の世代に過大な負の遺産を残すことが無いよう、市民の皆さんと協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、市民主体のまちづくりの推進について申し上げます。

市民主体のまちづくりを進めるためには、市民と行政がそれぞれの役割と責任を分担し、ともに行動していかなければなりません。そのため、市民自治を基本に市民参画や行政運営のルールを定める（仮称）「自治基本条例」の制定に向け、現

在「市民懇話会」での検討が進められています。

また、個人や市民団体の自主的研修や活動を支援するまちづくり推進事業を引き続き実施し、協働のまちづくりを進めてまいります。

次に、合併特例区について申し上げます。

風連地区振興のため、「合併特例区協議会」との連携を深め、事務事業の円滑な推進に努めるとともに、事務事業一元化のための協議を進め、市事業への一本化を図ってまいります。また、風連地区における住民自治組織移行につきましては、「住民自治組織移行審議会」等との協議を通じ、コミュニティ活動が活発化し、地域活動がより効果的に行える組織となるよう努力をしてまいります。

次に、広報広聴について申し上げます。

行政運営に対する市民の参画を促進するために、広報なよろをはじめホームページ、新聞広報、エフエムラジオ放送など、市民が市政を身近に感じることができるよう、昨年行った広報アンケートの結果を活用し、多様な手段で情報公開の充実を図ってまいります。

平成20年度から、新たな財源を確保し、幅広い生活情報を提供することで市民サービスの向上を図るため、有料広告事業に取り組んでまいります。

また、市民の声が反映する市政運営のために、各種懇談会などで市民と地域の意見をお聴きします。

さらに、市民の皆さんと行政情報を共有するため、出前トークのメニューを更新しました。今後は施設見学会の充実にも努めることで、市民の皆さんの市政への理解と関心を深めてまいります。

次に、コミュニティ活動の推進について申し上げます。

地域のコミュニティ活動の活性化を推進するため、名寄地区において、町内会や地域の住民が連携・協力して、小学校区単位の広い地域で活動ができる（仮称）「地域連絡協議会」の設置を進め

てまいります。

また、町内会活動は地域自治の原点であることから、自主的な地域活動に対し助成金を交付するとともに、その活動拠点となる町内会館の整備などについても継続して支援してまいります。

次に、男女共同参画社会の形成について申し上げます。男女共同参画社会をめざし、策定作業が進められておりました「名寄市男女共同参画推進計画・実施計画」につきまして、市民で組織された策定委員会から答申を受け、その取り組みをスタートしたところです。

今後、計画推進に向け、市民・地域・企業・行政などによるパートナーシップのもと、積極的に取り組みを進めてまいります。

次に、情報化の推進について申し上げます。

平成21年度から電算処理による戸籍事務を開始するため、昨年9月から準備を進めております。引き続き供用開始に向けた、戸籍内容点検作業及びデータ化に取り組んでまいります。

次に、統計について申し上げます。

統計は、各種施策の企画・立案に幅広く利用されており、その果たす役割は重要なものとなっております。

平成20年度の指定統計調査は学校基本調査、住宅・土地統計調査、工業統計調査、経済センサス調査区設定・準備調査が予定されています。名寄市統計協議会の協力を得て調査が進められますので、市民の皆さんには御理解と御協力をお願いいたします。

次に、交流活動の推進について申し上げます。

国際交流につきましては、カナダ・カワーサレイクス市リンゼイ地区への交換学生の派遣、ロシア・ドーリンスク市へ友好市民訪問団の派遣を予定しております。教育や文化など、より充実した交流となるよう支援してまいります。

国内交流につきましては、東京都杉並区・山形県鶴岡市藤島との間で、人的交流や特産品販売などが取り組まれています。さらに充実した交流

となるよう積極的な取り組みをしてまいります。

東京なよろ会などのふるさと会につきましては、本市からの情報発信など、側面から支援を行い、都市との人的・経済交流を図ってまいります。

次に、入札制度について申し上げます。

建設工事等の入札は、透明性のある公正な制度をめざして、入札制度改善庁内検討委員会で検討しております。

平成20年度は、従来の指名競争入札に加え、条件付一般競争入札を併用しながら試行してまいります。

次に、保健事業について申し上げます。

母子保健事業につきましては、安全で安心した出産を迎えられるよう、妊娠中の健診費用助成を現行の2回分から5回分に拡大し、負担の軽減と受診しやすい体制を整備してまいります。

さらに、「こんにちは赤ちゃん事業」として、生後4ヶ月までの赤ちゃんの居る家庭を全戸訪問し、子育てに関する不安や悩みの相談、子育て支援や虐待の予防対策を強化し、安心して子どもを産み育てる環境づくりに努めてまいります。

また、老人保健法の廃止に伴い、これまで健診機会のない市民を対象に実施してきた基本健康診査は、特定健診・特定保健指導として医療保険者ごとに実施が義務付けられましたので、35歳から74歳までの国保加入者を中心に実施し、併せて75歳以上の方につきましては、後期高齢者医療広域連合からの委託を受けて取り組んでまいります。

「自分の健康は自分で守る」という意識啓発を図るとともに、制度の円滑な移行と、健診受診率の向上により、市民の健康の保持増進が図られるよう努めてまいります。

次に、市立総合病院について申し上げます。

道北第3次医療圏の地方センター病院として指定を受けてから10年が経過しました。引き続き高度・専門医療に対応できる医療機能を備え、他の医療機関への専門医師の派遣及び機能分担と連

携を図りながら、地方センター病院としての役割を果たしてまいります。

高度・多様化する医療ニーズに対処するため、本年2月から実施中のICU病床の新設・救急外来棟増改築工事につきましては、年内に完了する予定となっています。

次に、平成20年度の診療体制は、医師につきましては、胸部心臓血管外科が1名減となり、3名での診療となりますが、循環器内科が1名増の4名に、脳神経外科も1名増え5名となります。また、御心配をおかけしておりました精神科医療につきましては、固定医2名による診療体制となっております。この他、看護スタッフの補充を行いますが、特に医療ソーシャルワーカー1名の新規採用と臨床工学技士を1名増員し、サービスの向上を図ってまいります。

公立病院の経営環境は厳しい状況にあり、昨年来、北海道による自治体病院等広域化・連携構想が提案され、それを後押しする形の公立病院改革プランも国から出されております。近隣市町村との協議を重ねながら、地域医療を守るため最大の努力をしてまいります。

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

最近の世相を反映し、市内でも児童虐待が増加傾向を示しております。また、内容も複雑・多様化し、従来の名寄市児童虐待防止庁内実務者会議だけでは対応が難しい事例の発生も予想される状況となりました。そこで平成19年度新たに児童福祉法による名寄市要保護児童対策地域協議会を法務局、警察署、児童相談所、市立病院等、関係13団体が連携し設置したところです。

平成20年度は、実務者会議やケース検討会議を通じて、虐待を受けている児童の早期発見や適切な支援に取り組んでまいります。

次に、高齢者福祉の充実について申し上げます。平成20年1月末における65歳以上の高齢者人口は8,025人、高齢化率が26.5パーセントとなり、高齢化が進んできています。

高齢者が地域で自立した生活を送ることができるよう支援する重要性はますます高まっております。名寄市社会福祉協議会や民生児童委員をはじめ地域と連携して、保健・医療・福祉・介護などのさまざまな支援が継続的・包括的に提供できるよう努めてまいります。

また、地域包括支援センターを中心として高齢者の虐待防止、権利擁護、総合相談などを行うとともに、個別指導の必要な方を保健師等が訪問し、総合的な支援と指導ができるよう引き続き取り組んでまいります。

平成20年度は、翌年度からの名寄市第4期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画を策定する年次にあたりますので、名寄市保健医療福祉推進協議会に諮ってまいります。

次に、障がい者福祉の推進について申し上げます。

障がいのある方々が、必要な障がい福祉サービスを利用しながら、自立と社会参加の実現を図るため「第2次名寄市障がい者福祉計画」を平成20年3月に策定いたします。平成20年度はこの計画を基本に「第2期名寄市障がい福祉実施計画」を策定するとともに、平成23年度までの福祉サービスを計画し、継続的な提供に努めてまいります。

また、乳幼児医療費の助成につきましては、北海道医療給付制度の改正に合わせ、今年10月から助成の対象年齢を、入院分について就学前から12歳まで拡大することを予定しております。

次に、国民健康保険について申し上げます。国民健康保険は、医療制度改革による、後期高齢者医療制度の創設や退職医療制度の限定的な廃止に伴い、世帯数や被保険者が大きく変動し、基礎賦課分と介護納付金の2税から、後期高齢者支援金を加えた3税体制となります。

これらの税率については、応能応益割合に留意し、低所得者層への負担軽減の確保を軸に、均衡のとれた賦課が実現できるよう運営協議会、市議

会とも十分協議して進めてまいります。

また、平成20年度から保険者に義務付けとなった特定疾病健診実施と保健指導については、治療から予防へのシフトであり、実施については保健センターとの連携により受診率向上に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療制度について申し上げます。

道内一円で高齢者を対象とした広域医療保険が4月1日からスタートし、75歳以上の方が老人保健制度から後期高齢者医療制度に移行となります。

新制度での医療給付については、老人保健制度と大きな変更はありませんが、被保険者として新たに保険料の納付を要する方もあることから、既に老人クラブや町内会を対象に制度の周知等に努めてまいりました。今後も、年齢要件による新加入者もおられますので、引き続き制度周知を行い、円滑な移行に努めてまいります。

次に、廃棄物処理対策について申し上げます。

廃棄物の排出量は、ごみ有料化による減少後、横ばい状況が続いており、一層の減量化、資源化が求められています。

事業系及び家庭系ごみの分別・減量化については、今後も周知・徹底を図り、資源集団回収実施団体の拡大にも努めてまいります。

資源化の新たな取り組みとして、昨年9月から公共施設で排出される廃食用油のリサイクルを実施しております。今後、市内各事業所や町内会・行政区等を通じて、広く市民の皆さんにも周知を図り、取り組みを進めてまいります。

次に、本年7月、北海道洞爺湖サミットが開催され、地球温暖化をはじめとする環境問題が主要議題の一つとして議論されます。当市においても講演会の開催など、市民の皆さんへの啓発をはじめとして、積極的に取り組みを進めてまいります。

また、環境美化活動の推進では、清掃週間の実施や、町内会・行政区等との協力連携のもと、通

学路等の清掃活動にも取り組んでまいります。

次に、消防事業について申し上げます。

火災を未然に防ぐため、防火・査察等の強化と、火災発生時に速やかに対応できる消防体制の充実に努めます。

平成20年度より、名寄消防署組織の新体制構築に伴い、風連出張所の勤務体制を隔日勤務に移行し、風連地区の災害・救急時における初動体制の強化を進めてまいります。

さらに、消防団の充実強化や救急業務の高度化を含めた救急体制の充実及び住宅火災警報器の普及など住宅防火対策等の備えを強化してまいります。

次に、交通安全対策について申し上げます。

交通事故のない住みよいまちづくりのため、市民や団体の皆さんの御協力をいただきながら、「交通事故死ゼロ」をめざし関係機関・団体との連携を密に、幅広い交通安全運動を進めてまいります。

次に、生活安全対策について申し上げます。

犯罪のないまちづくりのため、新たに公用車3台に青色回転灯を整備し、啓発運動を推進してまいります。

平成20年度も「安全・安心円卓会議」と「生活安全推進協議会」を開催し、関係機関・団体との情報交換を行い、地域住民の安全確保のため適切な情報提供に努めてまいります。

次に、消費生活の安定について申し上げます。

市民が安心して生活できるよう、消費者団体と連携を図りながら、適正な情報提供、消費者相談、広報活動の充実など啓発活動に努めてまいります。

次に、住宅の整備について申し上げます。

西町団地建替事業は、平成15年度より事業が始まり、これまでに16棟32戸が完成し、平成20年度での残り4棟8戸（木造平屋建て）の完成により、事業を終了いたします。

北斗・新北斗団地建替事業は、平成19年度の実施設計に基づき、住み替え住宅1棟34戸（鉄

筋コンクリート造5階建て)の建設を8月に発注し実施してまいります。

改善事業では、白かば団地・新北栄団地の屋根張替工事を実施してまいります。

次に、風連地区の市街地再開発事業について申し上げます。

市街地再開発事業は、平成19年12月27日「株式会社ふうれん」が北海道知事の施行認可を受け、4月に権利変換や土地の明け渡し手続き・補償を行い、7月には解体、建築工事に着手してまいります。

市では、施行者と連携を図り、事業を推進してまいります。

次に、公園の整備について申し上げます。

風連地区の天塩川河川緑地パークゴルフ場は、昨年、芝の生育状況の悪化により開園を順延しておりましたが、平成20年度に下流側18ホールを供用し、上流側18ホールの芝の植栽・養生を行ってまいります。

風連西町公園内トイレは、水洗化により市民に御利用いただきます。

次に、水道事業について申し上げます。

上水道は、安全で安定した水を供給するため、区域内未整備の飲料不適地区などの解消と、配水管の新設及び老朽管の更新を実施してまいります。

平成20年度は区域拡張として、国道239号17線から18線間の配水管を布設、配水管網整備では、共和19線道路改良に伴う配水管布設及び緑丘16線ほか、老朽管更新工事を実施し、給水区域内の漏水調査と配水管洗浄を継続し実施してまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

現在、計画区域内での家屋に対して、整備をほぼ完了し、水洗化普及率も95パーセントを超えており、今後は施設の老朽化に伴う機器更新が主体となります。

名寄下水終末処理場は、雨天時の河川水質汚濁防止対策として平成18年度から、合流式下水道

改善事業を行っており、滞水池設備工事の継続と処理場電気設備工事を実施してまいります。

また、農村部における個別合併浄化槽整備は、積極的な推進と快適な生活環境の保持に努めており、平成20年度は教職員住宅を含め11基の設置を実施してまいります。

次に、道路整備について申し上げます。

国土交通省関連は、継続事業で地方道路整備臨時交付金事業の東風連線智烈布橋架替上部工事ほか1路線、新規事業は北1丁目道路改良舗装工事ほか2路線、まちづくり交付金による風連地区瑞生通り歩道改修事業、また、新たな事業として、都市計画街路整備事業で緑丘通(北4丁目)の改良舗装工事を実施してまいります。

防衛省関係では、菊山線道路改良事業を継続し実施してまいります。

次に、除排雪事業について申し上げます。

除雪は、冬の快適な生活環境を確保し、市民生活や生産活動を維持するため、名寄地区において車道300キロメートル、歩道35キロメートルの実施、また、風連地区においては車道154キロメートル、歩道19キロメートルを実施してまいります。

排雪は、道路幅員確保・凍結道路の安全対策のため、カット排雪、交差点排雪を重点に実施してまいります。

排雪ダンプ助成事業、市道・私道除排雪助成事業は継続し、効率的・効果的な除排雪体制を築くため、除排雪水準の向上に努めてまいります。

次に、農業・農村行政について申し上げます。

国は、昨年より「新たな食料・農業・農村基本計画」に基づく水田・畑作経営所得安定対策や、農業の自然循環機能の維持増進を図る「農地・水・環境保全向上対策」、米政策改革の着実な推進を図る「新産地づくり対策」を導入しました。これら農政改革に対応した施策は、その実効性が問題となり、制度の基本を維持しつつ見直しを実施することになっており、内容を十分検討し、担い手

の育成や産地づくりに取り組むほか、農家経済の安定に努めてまいります。

名寄市食育推進計画策定市民委員会で策定いただいた、食育推進計画は「豊かな食材、家族一緒に楽しい食卓」をテーマに名寄らしい食育を推進するため、家庭、地域、学校等で関係機関・団体相互の連携により取り組んでまいります。

当市は、肥沃な大地と昼夜の寒暖差による気候風土がもたらす良質で安全な農産物が生産される宝庫であり、自然の恵みを活かした食育と地産地消を市民運動として推進してまいります。

次に、米政策改革について申し上げます。

平成19年度からスタートした新需給調整システムに合わせ、旧協議会を統合した新たな体制として、名寄地域水田農業推進協議会の下に対応してまいりましたが、本年3月に予定される名寄市モチ生産組合と風連町良質米生産組合の統合により、米産地としてのめざすべき体制が確立されることとなります。

平成20年度産米の配分につきましては、北海道への配分が1.15パーセント減少したことに伴い、もち米は同率の削減に加え、昨年、在庫数量の解消を目的に導入された10パーセントの自主削減が継続されることとなりました。

また、うるち米につきましては、北海道ガイドラインの見直し等に伴い最下位の1ランクとなったため、数量では55トンの削減となりましたが、「こめごころ」等の地場産ブランドの活用により、地産地消と消費拡大に努めてまいります。

また、産地づくり対策につきましては、平成19年度の予算額11億1,003万円に対し、実績見込額10億8,679万円で、98パーセントの執行となっており、平成20年度の関連予算が前年度並みに見込まれることから、平成19年度と同水準の支援・誘導策を講じ、地域水田農業の発展に向け、担い手の育成や経営体の安定・強化を図ってまいります。

次に、水田・畑作経営所得安定対策について申

上げます。

平成19年産から導入された本制度への加入状況は、加入者数475名、平成18年度作付面積との比較では、米84パーセント、春小麦75パーセント、秋小麦89パーセント、大豆93パーセント、てん菜93パーセント、澱粉用馬鈴薯82パーセントとなっており、大きく作付けが減少しました。

本制度に関しては、当市をはじめ見直しの声が強くなり、国は平成20年度から市町村特認による加入者の拡大、申請手続きの簡素化、交付時期等を見直すこととしており、関係機関・団体との連携・協力のもと、制度改正への迅速かつ適切な対応を図ってまいります。

次に、「農地・水・環境保全向上対策」について申し上げます。

平成20年度は、全市的な取り組みを行うために新たに8地区を設定し、昨年より各地域の代表者へ事業説明、各地域の住民説明を行っております。代表者へ活動組織の立ち上げ、計画の策定をお願いしており、4月からの活動に向け準備を進めております。

平成20年度予算は9地区の事業費1億5,869万円を見込み、市負担分の25パーセントを計上いたしました。本対策により、地域住民を含めた農業者が共同で行う「農地・農業施設の保全活動」や「農村の環境向上活動」に対し支援を行ってまいります。

次に、畑作・野菜の振興について申し上げます。

水田・畑作経営所得安定対策が導入され、畑作4品以外の栽培振興は急務であります。国の「強い農業づくり交付金」事業により、JA道北なよろが実施する、馬鈴しょ貯蔵施設整備事業、野菜の真空予冷施設整備事業を支援し、消費者ニーズに応えた計画出荷、新鮮さなど品質保持による有利販売により所得の向上と産地強化を図ってまいります。

次に、農業振興センターについて申し上げます。

機能・業務につきましては営農指導、土壌診断、試験・展示ほ場の設置、組織培養、アスパラガス大苗の供給事業等、営農技術指導の拠点施設として運営してまいります。平成20年度から営農指導技術職員を3名とし、指導体制の充実を図ってまいります。なお、旧水稻試験地については、昭和44年以降、北限の水稻生産確立の役割を担ってまいりましたが、試験の充実化・効率化をめざし、農業振興センターに集約することとしております。この間、御指導、御協力をいただいた関係機関、生産者の皆さまに厚くお礼を申し上げます。

次に、畜産の振興について申し上げます。

地球温暖化対策による、バイオ燃料向けの穀物需要の急増が、価格高騰の一因とされ、配合飼料や燃料代の増大が農家経営を圧迫しています。

若干の乳価引き上げが期待できるものの、飼料高騰など厳しい状況が今後も予想されますが、安定生産のため自給飼料の安定的確保や効率的な飼料生産供給体制の確立、地球環境に順応した飼養管理技術の向上など、足腰の強い畜産経営を推進してまいります。公共牧野事業は、名寄市営牧野及び母子地区共同牧場への預託放牧を奨励し、購入飼料に過度に依存しない畜産経営により、安全安心で信頼される畜産物の供給と、経営の安定化を図ってまいります。

次に、名寄市立食肉センターについて申し上げます。

食肉の衛生検査につきましては、これまで牛海綿状脳症（BSE）対策特別措置法に基づき、衛生管理を徹底してまいりました。BSE検査室については、北海道及び名寄保健所からの指導もあり、機能充実と検査員の安全を図るため、適正な検査対応が可能な施設として新たな検査室を準備し、安全安心な食肉の供給と畜産農家の経営安定のため、食肉センターの円滑な運営に努めてまいります。

次に、農業農村整備事業について申し上げます。継続中の道営事業では「道営畑地帯総合整備事

業」の智恵文地区において、暗渠排水・心土破碎・石礫除去などの工事を行い、本年度で事業完了の予定であります。

「道営地域水田農業支援緊急整備事業」の名寄、風連両地区においても、効率的・安定的な経営体の確立を図るため、区画整理・暗渠排水・用水路等の整備を実施してまいります。

「道営経営体育成基盤事業」では、東豊・瑞生・共和各地区において、経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造確立のため、区画整理、暗渠排水、客土、用・排水路の整備を実施してまいります。

また、新規事業として「基幹水利施設ストックマネジメント事業」弥生地区が採択され、平成24年度までの5カ年計画で、曙・砺波地区の取水源である天塩川20線頭首工の改修に着手することとなりました。いずれも、北海道が実施する「持続的農業・農村づくり促進特別対策事業」の対象事業であります。基幹産業である農業振興のため、これらの事業を活用し、農家負担の軽減を図ってまいります。

次に、林業の振興について申し上げます。

林業を取り巻く状況は、従事者の減少、木材価格の低迷や林業コストの上昇、さらには、所有者の林業経営に対する意欲の減退など厳しいものがあります。反面、地球環境問題など、森林の持つ多面的機能が見直され、森林の保護や植林による無立木地の解消等が求められています。今後も市有林の維持管理や除間伐・植林の実施、民有林においても、国・道の助成制度を活用しながら森林の整備を図ってまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

道内の景気動向は、北海道財務局の昨年10月から12月までの法人企業景気予測調査結果によると、下降傾向にあり、景況判断は、前回半期に比べて売上高や経常利益の景気動向指数が7.8ポイント低下となっています。名寄地方における景気動向は、地元金融機関の景況レポートによりま

すと、企業の景況感を示す業況判断指数（DI値）は、昨年1月から6月までの実績で、前期から3ポイント下がり、マイナス基調で推移しています。概況では、製造業で改善が見られますが、公共事業の減少など総体的に低調にあり、来期の見通しも引き続き停滞感を強めている状況となっています。

昨年11月、名寄駅横に出店の意向を表明した生活協同組合コープさっぽろにつきましては、現在、市と商工会議所において中心市街地活性化基本計画の策定に向けた作業を行っており、その中で出店計画に対し、バスターミナルとの複合施設など総合計画との整合性、中心市街地活性化との関係、地域の小売業者への影響等を商工会議所など関係団体と検証し、慎重に対応してまいります。

今春4月オープン予定のポスフルに対し、地域貢献、交通対策、環境対策など行政として懸念される12項目について要望書を提出しました。本年1月に回答を受けましたが、今後も生活環境の保持に対する影響が懸念される時は、改めて改善策を求めてまいります。また、大規模小売店舗立地法による、交通・環境に関する意見を提出しましたので、今後、北海道大規模小売店舗立地審議会でも名寄市の意見について審議されることとなります。

中心市街地活性化基本計画につきましては、商工会議所とともに素案作りを行い、本年4月からの活性化準備会で計画の取りまとめ、同時に市民の意見を聴きながら、7月から法定協議会で計画書を策定し、本年秋頃には、内閣府へ提出すべく手続きを進め、平成21年1月から2月に認定いただけるよう作業を進めております。

公設市場につきましては、大型商業施設やコンビニエンスストアの進出などの影響が大きく、既存小売店では市街地の空洞化が進み取扱量、取扱高が減少となり、厳しい状況にあります。卸業者の丸鱈名寄魚菜卸売市場株式会社では、地場野菜の量的確保と価格の安定化を図り、販路拡大、経

費削減等経営努力を続けております。併せて、今後も名寄地方の台所として安全・安心な生鮮食料品の安定供給に努力をしております。

次に、労働関係について申し上げます。

道内の雇用環境は、依然として低迷が続いております。当地方においても、厳しい環境下で推移しています。名寄公共職業安定所管内においては、今春の高卒者の就職率は73.1パーセントで前年同期と比べ14.4ポイント増加しています。しかし、総体的な就職状況は昨年に比べ減少し、厳しい景況が反映しています。今後も就職情報を的確に提供できるよう関係機関と連携しながら推進してまいります。

季節労働者対策については、30年間続いてきました冬期技能講習制度が終了し、通年雇用促進支援事業が始まり2年目となりました。平成20年度、季節労働者の通年雇用化の促進と国の認定訓練に伴う賃金分として、事業主の経営資金の負担を軽減するため、事業主に融資する中小企業通年化支援資金貸付制度を創設してまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

NPO法人「なよろ観光まちづくり協会」にソフト事業を移行して6年が経過しました。近年、体験型観光の志向が強まり、参加型観光の希望が多くなっており、当市における自然・文化的な観光資源の豊かさを最大限活用した事業推進を情報発信してまいります。平成20年度全面オープン予定の道立サンピラーパーク、ひまわり畑、健康の森、ピヤシリスキー場、望湖台自然公園など、観光協会、指定管理者受託企業など民間活力と連携を図り、交流人口拡大の推進を図ってまいります。

ピヤシリスキー場につきましては、第2リフト滑車ベアリング交換工事、第1リフト支柱塗装工事を行い、安全・安心で快適なスキー場として整備いたします。未就学児のリフト無料化、スキーこどもの日として小中学生リフト無料開放日を設定するなど、多くのイベントを企画し、より一層

楽しんでいただけるスキー場となるよう努めてまいります。

道の駅事業につきましては、道の駅との一体感を出すために隣接する特産館施設の壁面改修、芝張りなどのファサード整備事業を実施いたします。また、オープンは4月下旬を予定しており、指定管理者と連携し市内の特産・名産品、農産物の販売、観光情報などの発信を行い、地域経済活性化の拠点施設として活用してまいります。

次に、名寄市立大学並びに市立名寄短期大学について申し上げます。

去る2月1日、平成20年度の短期大学児童学科の一般入試を行いました。推薦などを除く入学定員25名に対し志願者は前年度より41名少ない55名となり、2月9日に37名の合格者を決定いたしました。

一方、大学保健福祉学部の一一般入試で、前・後期合わせた入学定員85名に対し、510名の出願があり、3学科平均倍率は6倍となりました。前期では、栄養学科定員21名に対し志願者は53名で倍率2.5倍、看護学科定員25名に対し109名が志願し倍率4.4倍、社会福祉学科定員25名に92名が志願し倍率3.7倍となっています。

本日、札幌と名寄の2会場で入学試験を行っておりますが、悪天候のために若干試験会場に到着する受験者がおくれるという情報等もありますが、予定どおり入学試験を行います。3月5日に合格者の発表を予定しています。また、後期試験は3月12日に実施し、3月20日に合格発表を予定しております。

少子化に伴う受験者数の縮小の中で、前年度を下回る志願状況となりましたが、各学科とも目標数値を確保することができました。

今後も、小規模の大学としての特色を活かし、教育や研究の質の向上に努めるとともに、計画的な施設整備を進めてまいります。

以上、市政執行に対する私の所信と、基本的な考え方を申し上げます。

市議会議員の皆さん、並びに市民の皆さんの御理解と御協力をお願い申し上げ、平成20年度の市政執行方針といたします。

○議長（小野寺一知議員） 次に、平成20年度教育行政執行方針を行います。

藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） おはようございます。私からは、平成20年第1回名寄市議会定例会の開会にあたり、名寄市教育行政の基本的な方針と施策の概要を述べ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げたいと存じます。

先ずはじめに、新しい名寄市が誕生して2年が経過する中で、名寄市の教育活動は一層の充実が図られてまいりました。北海道教育委員会が毎年募集しております「公立学校教育課程実践研究成果報告集」において、平成19年度は全道の小学校8校のうち本市から2校が全文掲載の荣誉に浴するなど、教育実践でも大きな成果をあげることができました。

新年度も引き続き新名寄市総合計画との整合性を図りながら、「心豊かな人と文化を育むまちづくり」をキーワードに、市民の期待と信頼に応える教育行政の推進に努めてまいります。

国では、教育基本法の改定に伴い、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法及び教育公務員特例法など、いわゆる教育関連三法案が昨年6月に改定され公布されました。

加えて、今年3月末には、去る1月17日の中央教育審議会の答申に基づき、新しい学習指導要領が告示される予定となっております。これらを踏まえ、名寄市におきましても、学校管理規則を一部改定するなど、その適切な対応を図るとともに、今後の国の動きを見極めてまいりたいと考えております。

また、平成20年度における全国学力・学習状況調査の実施に当たりましては、名寄市も引き続き参加し、子どもたちの学力・学習状況の更なる

把握とその対応に努めてまいりたいと考えております。

北海道教育委員会では、平成18年度に策定いたしました北海道教育ビジョンに基づき、新しい北海道の教育推進計画を現在策定中であります。平成20年度からスタートするこの長期教育総合計画は、5つの基本目標、12の基本方向、40の施策項目からなっており、今後の施策決定に向けての道の動きもしっかりと把握してまいりたいと考えております。

名寄市においては、去る12月に名寄市社会教育委員の会より今後5年間を見通した「名寄市社会教育中期計画」、1月には名寄市教育研究所より、全国学力・学習状況調査の結果に係る「指導改善プラン」、また、名寄市小中学校適正配置等検討委員会からは「名寄市における小中学校の適正配置の在り方」について、それぞれ答申・報告をいただいたところであります。

熱心に御議論いただきました委員各位に改めて厚くお礼を申し上げますとともに、これらの各答申書・報告書を十分に尊重しながら、名寄のまちづくりとも併せた社会教育の推進、子どもたちの確かな学力の一層の定着、これからの名寄市における小中学校の配置の在り方について、今後具体的な施策を構築してまいりたいと考えております。

以下、新年度の主要施策についてその概要を申し上げます。

先ず初めに、生涯学習について申し上げます。

新名寄市総合計画が策定されたのを受け、教育・文化・スポーツ分野の基本目標である「心豊かな人と文化を育むまちづくり」を進めるための指針として昨年度社会教育中期計画を策定いたしました。本年度から平成24年度まで5ヶ年にわたっての社会教育推進の基本的な考え方が示されており、これをもとに生涯学習の観点にたった社会教育行政を進めてまいります。

心を豊かにし、住みよいまちづくりを目指す市民講座は、本年も趣味教養の「心と暮らしに潤い

を」、生活課題の「暮らしに役立つ」、社会課題の「世の中を考える」の3つのシリーズを実施いたします。

次に、市立名寄図書館について申し上げます。

図書館は市民が自ら学び、考え、創造し、より豊かな生活の実現を目指す生涯学習の情報拠点として、多くの市民の方に利用されるよう、サービスの向上に努めてまいります。

風連分館の電算化につきましては、平成18年度より進めてまいりました図書資料のデータ化作業を終え、本年4月に稼働いたします。

また、インターネット等による蔵書検索での貸出状況の把握なども可能となり、迅速で的確なサービスの向上に努めてまいります。

次に、市立木原天文台について申し上げます。

今年8月に見られる部分月食の天体現象を観望会やインターネットライブ中継を通して情報発信に努めます。また、移動天文台車を利用した一般及び児童生徒の学習目的の移動観望会を実施し、天文普及の促進を図ってまいります。

新しい天文台建設につきましては、平成19年度に地質調査・振動調査また、実施設計を終了したところであります。今後は北大及び国内関係機関との連携を図り、市民に親しまれる天文台の建設に新年度着工し、平成21年度末には完成を目指してまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

学校教育につきましては、他人を思いやる心や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心など「豊かな心」を育み、いままでの教育成果を踏まえながら「確かな学力」を培うよう教育内容の充実に努め、保護者や市民の期待に応える学校づくりを進めてまいります。

学力の向上につきましては、「全国学力・学習状況調査」の分析結果などを生かし、基礎的・基本的事項の確かな定着をはじめ思考力や表現力、問題解決能力等の育成に努めてまいります。

また、名寄市教育研究所が作成いたしました

「指導改善プラン」の活用を図り、チーム・ティーチングなど個に応じたきめ細かな指導の充実や読解力を通して総合的な学力の向上を図るために、朝読書等の読書活動を推進するとともに、望ましい学習習慣や家庭学習の定着を図るなど、各学校における指導内容や指導方法の工夫改善に一層努めてまいります。

豊かな心を育む教育の推進につきましては、生命を大切に作る心、思いやりの心などと併せて倫理観や規範意識、社会性などを育成することが、極めて重要であります。

社会的な問題ともなりましたいじめ・不登校等を解決する観点からも、日常的な道徳指導をはじめ、勤労観や職業観を育むキャリア教育を推進していくとともに、名寄の恵まれた自然や優れた人材など、豊かな教育資源を十分活用した体験学習等を通して、教育効果を一層高めることができるよう努めてまいります。

また、引き続き中学校3校に「心の教室相談員」を配置することで教育相談活動の充実を図り、思春期の子どもたちの悩みや不安を受け止め、心の安定と問題行動の未然防止に努めてまいります。

小学校3・4年生で使用します社会科副読本につきましては、社会科副読本編集委員会が、2年間にわたり名寄・風連両地区の統一した副読本の作成に向けて取り組んでまいりました。このほど、関係各位の協力により編集作業が終了いたしましたので、平成20年4月から名寄市内全ての小学校で社会科副読本「なよろ」の使用を開始することといたします。

国際理解教育につきましては、外国の文化に対する関心や理解を深めるとともに、実践的コミュニケーション能力を育成するため、ALTによる語学指導や様々な分野において外国人との交流を深め国際理解教育の充実に努めてまいります。

特別支援教育につきましては、各学校における校内体制の整備や専門家チームによる教育相談及び発達検査など児童生徒の教育的ニーズに応じた

適切な支援に努めてまいります。

また、名寄市立大学との連携のもとに行われております特別支援教育推進実践学校事業は、着実な成果が報告されております。今年度は指定校の枠を広げ、ティーチングアシスタントとしての学生による支援の取り組みを一層充実してまいります。

さらに、今年度から支援を必要としている学校への人材配置事業として、障害のある児童生徒をサポートする特別支援教育支援員を配置することといたしました。また、医療行為の必要な児童生徒の入学につきましては、保護者の要望等を考慮し、学校に看護師を派遣することといたしました。今後とも特別支援教育の円滑な推進を図るため、子どもたちのよりよい教育環境の整備に努めてまいります。

教育施設・設備の整備につきましては、名寄中学校及び名寄南小学校の水飲み場直圧給水工事の施工など、安全で快適な教育環境の充実に努めてまいります。

小中学校の適正配置につきましては、名寄市小中学校適正配置等検討委員会において、平成18年度及び平成19年度の2カ年にわたり、小中学校の適正規模と適正配置について審議をいただき、今後の名寄市における適正規模及び適正配置について報告をいただきました。これらの報告を受けて策定される名寄市小中学校適正規模及び適正配置に関する基本方針に基づき、児童生徒の教育環境や教育内容を充実し、教育効果を高めるための小中学校の配置について具体的な検討を進めてまいります。

また、これと連動して新年度は名寄市学校教育施設整備計画を策定し、学校教育施設の整備を計画的に進めてまいります。

次に、高等学校教育の振興について申し上げます。

市内高等学校の再編整備につきましては、昨年9月に北海道教育委員会が決定した平成20年度

から平成22年度の公立高等学校配置計画に基づき、風連高校については、平成20年度から募集停止となりました。名寄農業高校と名寄光凌高校については、平成21年度に名寄光凌高校を母体校とする新設校として再編統合されるとともに、名寄農業高校の学校施設は新設校の産業キャンパスとして活用されることになり、名寄農業高校は平成21年度から募集停止となります。

これにより市内の高等学校は、4校から2校に、10間口から8間口に再編される結果になり、教育委員会といたしましては、高校進学者の多様な選択肢の確保と地域に根ざした産業教育の充実を図るため、より良い教育環境の維持について引き続き北海道教育委員会に対し要望等を行ってまいります。

また、平成21年度末をもって閉校となる風連高校の施設活用のあり方については、これまで父母の皆さんや地域の方々の御意見を伺ってまいりましたが、いただきました御意見を踏まえて具体的な方向性を定め、北海道教育委員会との協議を始めてまいります。

次に、食育の推進について申し上げます。

名寄市教育委員会では、昨年学校給食センター運営委員会内に「学校栄養教諭制度検討委員会」を設置し、職務内容、勤務態様について御審議をいただくなど検討を重ね、本年4月から、名寄地区では、名寄小学校に、風連地区では、風連中央小学校に各1名栄養教諭を配置し、子どもたちに具体的な食の指導を進めることといたしました。

次に、学校給食における食品の安全確保について申し上げます。

昨年道内の業者による、豚肉を牛肉に見せかけた「偽ミンチ」事件また、最近での中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生など、食品の安全性が大きな社会問題となっております。名寄市の学校給食センターでは、食品の選定・購入に当たっては文部科学省通達による「学校給食衛生管理の基準」及び「学校給食衛生管理マニユ

アル」に基づき、食品添加物の使用がない安全な食品で、内容表示、消費期限、製造業者等が明らかで、国内工場で製造されている製品を選定し食材として使用しております。

また、魚・肉・野菜等は国内産とし、今後とも地場産品を多く活用した献立に心がけ、より安全で栄養バランスに配慮した学校給食の提供に努めてまいります。

次に学校給食供給施設の整備について申し上げます。

昭和33年より学校給食での炊飯・パン製造に携わっている委託事業者より、工場及びパン製造機ともに約50年を経過して老朽化が顕著なことから、衛生面に配慮した安全安心な学校給食を今後とも継続して供給していくために、市の遊休施設の貸与とパン製造機の購入補助の要請がありました。教育委員会としては今後の学校給食の安定供給を考え、学校給食法第6条に基づく学校給食の実施に必要な施設として、旧風連学校給食センターの内部改修とパン製造機を購入し、引き続き現委託事業者に業務を委託することで検討を進めてまいりたいと考えております。

次にスポーツの振興について申し上げます。

(財)全日本スキー連盟から選手強化施設としてピヤシリシャンツェが指定され、施設整備にかかわる補助を6年間にわたり受けることとなりましたので、新年度は冬季の早期使用を実現すべく新しいスノーガンの設置を予定しております。

また、市民皆スポーツを目指し、生涯を通じて年齢や体力に応じたスポーツ活動を楽しみ、相互の交流を深め健康の維持・増進ができるようスポーツ施設の整備・改修や適切な管理運営に努めてまいります。

次に青少年の健全育成について申し上げます。

情報化社会の進展や少子高齢化が進行する中、家庭、学校、地域社会、関係機関が連携・協力して、思いやりの心や社会性、自主性、創造性を持ち、生きる力に満ちた青少年を育成するための事

業展開を図るとともに、子ども会育成連合会などと協力して子どもたちを取り巻く環境の整備に努めてまいります。

次に女性児童センターについて申し上げます。

女性児童センターでは、各種講座の開設や同好会との連携により「ほっと21フェスティバル」などの行事を中心とする市民活動を支援するとともに、子どもたちが自由に訪れ様々な体験や相互交流を通してより豊かな人間形成につながる情操の涵養に努めてまいります。

また、南児童クラブでは放課後における児童の安全確保と保護者が安心して働くことのできる条件整備、多様なニーズに応えられる環境整備も進めてまいります。

次に青少年センターについて申し上げます。

今日の青少年を取り巻く環境は益々複雑化し、子ども達の心身の発達に大きな影響を及ぼしております。

平成20年度は、青少年センターの体制充実を図り、市内小中高等学校や関係機関との連携を尚一層強化し、有害環境の浄化や地域活動の展開も支援してまいります。

次に教育相談センターについて申し上げます。

近年、電話相談ハートダイヤルに寄せられる案件は多岐に亘り、継続的なケアを必要とするケースも増加しております。子ども達の悩みに対しては早期対処が効果的であり、気軽に相談できる環境の醸成に努めてまいります。

次に芸術・文化活動について申し上げます。

新年度の芸術文化観賞バスツアーは、5月から10月まで6回予定し、新しい展示方法で注目されている石狩美術館やヨーロッパ中心に活躍中の人形劇公演を観賞するなど、新たな視点と従来の美術館特別展とのタイアップを図り、市民が多様な芸術に触れる機会を作ることに努めてまいります。

次に、北国博物館について申し上げます。

新年度は地域理解を時代背景から深めることを

目的に、名寄市の今日の基礎を築き上げた昭和時代をテーマにした展示会を年間を通じて開催の予定です。

また、3年計画に基づく常設展示室の情報コーナーの更新のうち、情報検索については新年度に更新いたします。映像については、昨年より行っている映像取材を本年も継続して行う予定です。

文化財につきましては、昨年実施いたしました一般国道40号名寄バイパス延伸に伴う埋蔵文化財発掘調査の整理と報告書作成を予定しております。

以上、平成20年度の教育行政執行方針について、その概要を申し上げましたが、市民の負託に応える教育の推進に誠心誠意努力してまいりますので、議員各位並びに市民の皆様の今後一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 以上で平成20年度市政執行方針・教育行政執行方針を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時32分

再開 午後 1時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第1号 名寄市後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第1号 名寄市後期高齢者医療に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、本年4月から実施されますが、本件は本市が行う事務に関し必要な事項を定めるため、名寄市後期高齢者医療に関する条例を制定しようとするものであります。

制定の主な内容について申し上げます。同条例は、北海道後期高齢者医療広域連合から示された参考例により作成しておりますが、制定の際には

同広域連合から普通徴収の納期設定及び督促手数料の採用について市町村で定めること、また延滞金及び還付加算金について市町村間で格差が生じないことが求められております。

まず、普通徴収の納期設定につきましては、本市の国民健康保険及び介護保険を参考に同一の納期回数及び期日といたしました。

なお、普通徴収になる被保険者は、年金受給額が18万円未満の方、年度途中から後期高齢者医療制度に移行する方等であります。

次に、督促手数料につきましては、市税の徴収等の状況を確認した結果、負担を求めないことにいたしました。

次に、保険料の滞納にかかわる延滞金及び過誤納に係る還付加算金につきましては、北海道内で統一した率等を定めることにいたしました。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） 今回の後期高齢者医療制度で自治体が受け持つべき事務条例などの提案ですが、4月1日実施を前提とすれば当然の成り行きかというふうには思うのですが、しかしこの新制度についてこの間関係部課の皆さんの積極的な出前説明などによって市民への周知が図られてはおりますけれども、いまだに対象となる後期高齢者と言われる75歳以上の方々や、またその家族の方々には十分周知され、理解されているとは言えないのではないかと考えています。例えば私がお伺いした中で現在サラリーマンの扶養家族として健康保険に加入している方ですが、この方たちは半年間保険料の徴収が凍結となっておりますけれども、国保加入者でも世帯主でない方で自分も保険料が凍結されると思っている方もいらっしゃるわけです。それなのに年金から天引きされるようであれば、混乱は大きくなるのではないかと

考えます。また、保険料についても名寄市の場合には全道平均より低く、この6年間については低減が図られていますけれども、今後医療給付費の増加や後期高齢者の皆さん方、人口増によっては将来の保険料の値上げは避けられないものと思えますし、また後期高齢者医療制度の主な設置理由として、持続可能な医療制度を構築することが必要となっているというふうになっているわけですので、保険料の値上げは確実と言えるのではないかと考えます。世界に例のない年齢で差別をするという後期高齢者医療制度の実施、これは中止をしていただいて、国民、自治体、医療関係者などの意見を集めて全面的に議論をやり直すべきだと考えていますが、市長の御見解を伺いたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） ただいま名寄市の後期高齢者の医療に関する条例制定に対する御意見も含めての御質問をいただきました。我が国の高齢社会の進行というのは、経験をしたことのない私どもでございまして、高齢者がどうしても医療を受ける頻度が多くなるという実態にあります。その中で今までは市町村ごとの国保会計の中での医療費に対する対応ということを行っておりましたけれども、小規模自治体等にとりましては後期高齢者が増加することで国保の財政というものが非常に不安定になるということで、私どもはかねてからこの制度については国もしくは都道府県での組織に改めるべきと、こういうような要請を続けておりました。残念ながら全国一律という組織にはならず、都道府県単位の広域連合における運営ということになりまして、小規模自治体等にとっては高齢者の医療に対する給付に対しては一定の軽減も含めて図られたのではないかと、このように思っております。もちろん後期高齢者のさらに進行するでありましょう比率が高まっていくわけでございますから、65歳以上74歳までの皆さんも含めて、現役の皆さんがやはりこの後期高齢

者に対する医療の負担をする中では、健康づくりを一層進める中での負担を少なくしていくという努力をそれぞれの自治体がやっていかねばならないものと、このように考えております。新制度としてスタートするということでもありますから、私も今後の保険料の推移については名寄市の過去の健康づくりというものをしっかりと継承する中で、高齢者の医療費の軽減に努めてまいりたいと、こんなふうには思っているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 今市長のほうから本当に小規模自治体苦勞している、そのとおりだと思います。しかし、今回北海道広域連合でつくられた議会、180自治体ある中で広域議会議員32名です。たったの32名。そして、その議会の定例会、2月と11月の2回しかない。こういった中でこの広い北海道の皆さんの思いが本当に酌み取られて、いい医療制度が構築されていくのかということには、私は甚だ疑問を感じています。ですから、後期高齢者医療制度、4月からの実施はぜひやめていただいて、やっぱり見直しを図っていただきたい。このことを強く求めたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第7 議案第2号 名寄市北国雪国ふるさと交流館条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第2号 名寄市北国雪国ふるさと交流館条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

平成19年4月に開館した名寄市北国雪国ふるさと交流館は、駐車場、バーベキューハウス等の外構工事を終えた同年9月から本格的な運営となりました。また、本施設は本定例会議案第12号で提案しておりますが、平成20年度から指定管理者での管理運営を予定しております。本件は、より多くの市民に利用していただくために、休館日について現在休館としております週休日及び祝日を廃止し、またバーベキューハウスの維持管理等の経費の一部を利用者負担とするために、新たにバーベキューハウスの利用料金を定めようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第8 議案第3号 名寄市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第3号 名寄市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、条例上の根拠法令が老人保健法から高齢者の医療の確保に関する法律に本年4月1日から変更となるため、所要の条文整理等を行おうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。
よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第9 議案第4号 名寄市高齢者自立支援事業条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第4号 名寄市高齢者自立支援事業条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、自立支援デイサービス事業の対象者及び自立支援ヘルパー派遣事業等に係る利用料について、名寄市高齢者自立支援事業条例を改正しようとするものであります。

まず、自立支援デイサービス事業の対象者につきましては、介護保険法の改正による地域支援事業の開始により生活機能評価におきまして特定高齢者と認められた者を対象者に追加しようとするものであります。

次に、自立支援ヘルパー派遣事業及び自立支援デイサービス事業に係る利用料につきましては、従前から介護保険法に基づき最も軽度な認定区分の介護給付費を参考にしており、介護保険法が改正され、介護予防給付費が新設されたことから、改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。
よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第10 議案第5号 名寄市重度障害者、精神障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第5号 名寄市重度障害者、精神障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、条例上の根拠法令が老人保健法から高齢者の医療の確保に関する法律に本年4月1日から変更となるため、所要の条文整理等を行おうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第11 議案第6号 名寄市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第6号 名寄市国民健康保険条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、名寄市国民健康保険条例を改正しようとするものであります。

まず、保険給付につきましては、他の保険と重複した葬祭費の支出を行わないようにするため、給付制限を定めようとするものであります。

次に、保健事業につきましては、老人保健法に基づき市が実施する基本健康診査から高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査となり、事業主体が市から保険者へ変更となることから、条文の整備を行おうとするものであります。また、保険者には健診後の特定保健指導もあわせて実施が義務づけられました。

なお、特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る費用については、国民健康保険法の改正により国等の負担について定められたところであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） 1つお伺いをしたいのですが、葬祭費のところでは出産育児一時金の支給のところには同一の健康保険から支給される場合はという文言がありました。今回は葬祭費のところにもそれを入れるという御説明でしたが、これは今まで葬祭費のところになかった理由というか、それをちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（小野寺一知識員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 給付の関係につきまして、他の保険と国保と重複支給になっているのが判明いたしましたので、他の保険のほう

で死亡の関係につきましては死亡してから3カ月以内であれば社会保険のほうから適用を受けられると。そうすると、国保で3カ月以内のところに入っていると国保でも受けられると。この二重給付のところは、それぞれの制度でダブっておりましたので、今回わかった時点での整理ということで新たにこの部分が追加になりましたので、御理解賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第12 議案第7号 名寄市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第7号 名寄市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

国は、税制改正の影響により介護保険料が大幅に上昇する者について、平成18年度及び平成19年度に講じた激変緩和措置を平成20年度も講ずることができるよう規定を整備した政令を平成

19年12月に公布しました。本件は、本市におきましても平成18年度及び平成19年度に講じた激変緩和措置について平成20年度も継続して当該措置を行うことができるよう名寄市介護保険条例の一部を改正する条例を改正しようとするものであります。

なお、緩和措置に伴う対象者は1,130名程度を見込んでおり、保険料は約680万円減少しますが、平成20年度予算で介護保険事業を運営できるものと考えております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第13 議案第8号 名寄市風連国民健康保険診療所診療報酬その他料金徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第8号 名寄市風連国民健康保険診療所診療報酬その他料金徴収条例の一部改正について、提案の理由を申し上げま

す。

本件は、健康保険法の改正、後期高齢者医療制度の創設等に伴い、診療報酬の額の算定方法を改正しようとするものであります。

なお、名寄市風連国民健康保険診療所診療報酬その他料金徴収条例第2条第1項につきましては、診療報酬に係る国の告示を引用しておりましたが、法律を引用する方式にあわせて改めようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第14 議案第9号 名寄市農業振興センター条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第9号 名寄市農業振興センター条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

緑丘圃場は、昭和44年以来40年余りにわたり稲作の品質改良、増収、耕種の改善及び技術研

修のため試験展示圃を設置し、稲作の産地確立に貢献してまいりました。本件は、より充実した試験の実施と試験圃の管理体制や運営の軽減を図るため、同圃場を廃止し、農業振興センターへ業務を集約しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第15 議案第10号 名寄市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第10号 名寄市道路占用料徴収条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

名寄市が管理する道路の占用料の額は、国道に係る占用料の額について規定している道路法施行令に準じて名寄市道路占用料徴収条例で定めております。本件は、地価水準の下落や市町村合併の進展等を踏まえ、道路法施行令が改正されたため、同条例を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第16 議案第11号 名寄市精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）条例の廃止についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第11号 名寄市精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）条例の廃止について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成18年10月1日から障害者自立支援法が施行されたことにより、障害の種別にかかわらず障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスの提供が可能となったことから、名寄市精神障害者居宅介護等事業条例を廃止しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入

ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第17 議案第12号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第12号 指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

名寄市北国雪国ふるさと交流館は、名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条による公募による施設であります。本件は、名寄市公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会の報告を踏まえ、指定管理者の候補者の選定を行いましたので、指定管理者の指定をいたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付

託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。
よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第18 議案第13号 平成19年度名寄市一般会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第13号 平成19年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり各款にわたる事業の確定に伴う事業費の調整と人件費の調整が主なものでありまして、歳入歳出それぞれに4億8,357万8,000円を減額して、予算総額を184億6,395万7,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。4款衛生費におきまして病院事業会計繰出金に5,751万円の追加は、12月の特別交付税で病院事業に対する交付税措置額の確定に伴う2,781万円と病院増改築事業に対する合併特例債の一般会計借り入れ分2,970万円を合わせて繰り出すものであります。

7款商工費におきまして外国人観光客誘致事業補助金23万円の追加は、韓国人観光客の誘致を図るため、同国の旅行代理店関係者など4名を受け入れ、ピヤシリスキー場やカーリング場など冬の観光施設を視察体験していただくもので、韓国

人観光客の誘致を目指している実行委員会に対して補助しようとするものであります。

10款教育費におきまして国民健康保険支払準備金基金積立金4,000万円の追加は、大学校舎整備の際に繰りかえ運用した額を償還するもので、これにより平成17年度当初の繰りかえ運用額2億9,632万3,000円は全額返済することになります。

次に、歳入について申し上げます。各事業費の確定に伴う特定財源の調整を行ったほか、1月末の収納状況等から判断して市税、交通安全対策特別交付金でそれぞれ必要な減額を行いました。

また、19款繰入金では、財政調整基金繰入金を8,445万2,000円減額し、収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、第2表、債務負担行為補正及び第3表、地方債補正につきましては、事業費の確定に伴い、変更あるいは追加しようとするものであります。

次に、第4表、繰越明許費につきましては、経営体育成基盤整備事業費の繰越明許費の設定を行い、翌年度において事業を実施しようとするものであります。

以上、補正の概要について申し上げましたが、細部につきましては総務部長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) 補足説明を中尾総務部長。

○総務部長(中尾裕二君) それでは、一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けて補足説明をさせていただきます。

まず初めに、歳出から説明をさせていただきます。議案第13号の44、45ページをお開きください。3款民生費、1項14目地域包括支援センター費で運営事業費729万5,000円の追加は、病気休暇職員の補充に要する人件費が主なものであります。

46、47ページをお開きください。同じく3

項1目生活保護費で生活保護扶助費6,768万円の減額は、主として医療扶助の減によるものであります。

56、57ページをお開きください。6款農林業費、1項2目農業振興費で強い農業づくり交付金804万9,000円の追加は、大豆用のコンバインを導入しようとする2つの生産組織に対し事業費の3分の1を全額道支出金を充当して支援しようとするものであります。

66、67ページをお開きください。7款商工費、1項3目スキー場費でピヤシリスキー場整備事業費、需用費94万1,000円の追加は、圧雪車及び第4ロマンスリフトの滑車等の取りかえに係る修繕料であります。

76、77ページをお開きください。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費で小学校施設等整備事業費における名寄東小学校身障者用トイレ設置工事125万円と風連中央小学校身障者用トイレ設置工事26万円の追加は、平成20年度から障害児が入学するため、障害者用トイレの設置をするための工事費であります。

82、83ページをお開きください。同じく5項大学費、3目教育振興費で教材・教具等整備事業費、備品購入費300万円の追加は、本館及び恵陵館の視聴覚室などの西日対策としてのカーテンのほか、プロジェクター、移動用のスクリーンなどを整備するものであります。

次に、歳入につきまして説明をさせていただきます。8ページ、9ページをお開きください。1款市税、1項1目市民税、個人、所得割9,780万5,000円の減額は、過疎化の進行による人口減や所得の減少などによるものであります。

同じく1項2目市民税、法人、法人税割の4,795万円の追加は、申告所得の伸びなどによるものであります。

2項1目固定資産税、現年課税分195万6,000円の追加は、主に償却資産の伸びによるものであります。

18、19ページをお開きください。16款道支出金、2項1目総務費補助金で地域政策総合補助金564万円の減額は、合併支援分の事業費の確定に伴うものであります。

20ページ、21ページをお開きください。17款財産収入、2項1目不動産売払収入で市有地売払収入317万7,000円と建物売払収入104万4,000円の追加は、主として風連ふれあいプラザ売却に伴うものであります。

22、23ページを開いてください。18款寄附金542万9,000円の追加は、既に予算化したものを除き2月5日までに寄附採納した寄附金を計上するものであります。寄附金は、寄附者の意向に沿いまして保健活動推進費の妊婦・乳幼児健診・親子教室等事業の備品購入費として予算計上したほか、公共施設整備基金に195万7,000円、地域福祉基金に302万9,000円、大学振興基金に25万円をそれぞれ積み立てすることにいたしました。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村正彦議員。

○20番（川村正彦議員） 議案書の13号の25ページのところの雑入でございませぬ。生活保護費の返還金として700万円という雑入が入っているのですが、この中身について御説明をいただきたい。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 現状年金の見直し等を行っておりまして、過去にさかのぼって年金の給付が行われる場合がございます。そういった場合にその期間の対象の部分の保護費を返還していただく形等々がございますので、そういった面も含めて今回予算を歳入として整理をさせていただいているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） 主に年金の過去にさかのぼってもらっていたのがわかったといえますか、それを返還していただいたということで、これは何件ぐらいで、どのぐらいの方が対象で、何年分ぐらいさかのぼって積み上げた金額が700万円になるのか、人数、件数と期間について御説明をいただきたい。

○議長（小野寺一知識員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 今詳しい資料については手元に持ってきておりませんので、後でお知らせしたいと思いますが、年金がわかったからということではなくて、現在年金を受けていない方が過去にさかのぼって年金の受給権が発生するケースが多くて、その場合にその対象期間について返戻をしていただくという形になっております。詳しい件数等、資料等については、後からお知らせしたいと思っております。

○議長（小野寺一知識員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第19 議案第14号 平成19年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第14号 平成19年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして依然として増加傾向にある保険給付費と年度末に当たり各費目の増減調整を行うものであり、歳入歳出それぞれに7,068万3,000円を追加して予算総額を34億4,121万9,000円に、直診勘定におきまして主に診療収入等の追加と執行残等による減額を行うものであり、歳入歳出それぞれに16万4,000円を減額して予算総額を1億1,643万1,000円にしようとするものであります。

まず、保険事業勘定の歳出について主なものを申し上げます。1款総務費では、医療制度改正に係る各種システム改修の関係で201万6,000円を追加、人件費等不用額の調整により427万3,000円を減額し、総額で225万7,000円を減額しようとするものであります。

2款保険給付費では、医療費の増加傾向を踏まえ、一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費及び出産育児一時金で総額7,780万円を追加しようとするものであります。

5款共同事業拠出金では、拠出額確定により550万7,000円を減額しようとするものであります。

7款積立金では、国民健康保険支払準備金基金の積み立てによる利息分で63万2,000円を追加しようとするものであります。

9款諸支出金では、平成18年度国庫支出金の精算金で39万8,000円を追加しようとするものであります。

次に、保険事業勘定の歳入について主なものを申し上げます。1款国民健康保険税では、一般被保険者の医療給付費及び介護納付金の現年課税分で900万円を減額、加入者の増により退職被保険者の医療給付費及び介護納付金の現年課税分で

520万円を追加しようとするものであります。

5款共同事業交付金では、高額医療費の実績により4,280万5,000円を追加しようとするものであります。

6款財産収入では、国民健康保険支払準備金基金の積み立てによる利息分として63万1,000円を追加しようとするものであります。

7款繰入金では、一般会計繰入金及び基金繰入金におきまして総額3,098万1,000円を追加し、調整を図ろうとするものであります。

次に、直診勘定の歳出について申し上げます。執行残等の整理により1款総務費で9万1,000円、2款医業費で7万3,000円を減額しようとするものであります。

次に、直診勘定の歳入について申し上げます。1款診療収入では、外来患者の増により717万3,000円を追加、4款繰入金では予算調整のため736万7,000円を減額、5款諸収入では雑入関係の整理により3万円を追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第20 議案第15号 平成19年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第15号 平成19年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末の事業の確定により歳入歳出それぞれに89万3,000円を追加し、予算総額を34億1,429万1,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款総務費では、後期高齢者医療制度創設準備事業費の確定等により89万3,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。2款国庫支出金では、事業の確定により254万3,000円を追加、4款繰入金では165万円を減額して収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決され

ました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第21 議案第16号 平成19年度名寄市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第16号 平成19年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、会計年度末の事業見込みによる各費目の調整を行うものであり、保険事業勘定では歳入歳出それぞれに4,007万8,000円を減額して予算総額を17億8,622万3,000円に、サービス事業勘定・名寄では歳入歳出それぞれに1,163万2,000円を減額して予算総額を6億2,716万3,000円に、サービス事業勘定・風連では歳入歳出それぞれに303万9,000円を減額して予算総額を4億2,928万3,000円にしようとするものであります。

まず、保険事業勘定の主な歳入歳出について申し上げます。歳出の1款総務費では、認定調査等費などの減により311万円を減額、2款保険給付費では居宅介護給付費及び施設介護給付費の減により3,278万3,000円を減額、4款地域支援事業費では438万8,000円を減額、5款基金積立金では20万3,000円を追加しようとするものであります。

歳入の3款使用料及び手数料では、地域支援事業利用料の減により106万5,000円を減額、4款国庫支出金、5款支払基金交付金、6款道支出金及び8款繰入金では歳出の保険給付費の減額に伴い、それぞれの負担割合等に応じて減額しようとするものであります。

次に、サービス事業勘定・名寄の主な歳入歳出について申し上げます。歳出の1款事業費では、委託事業内容の充実により1,163万2,000円を減額しようとするものであります。

歳入の1款サービス収入では、425万6,000円を追加、2款繰入金では人件費の減により一般会計繰入金1,589万9,000円を減額しようとするものであります。

次に、サービス事業勘定・風連の主な歳入歳出について申し上げます。歳出の1款総務費では835万7,000円を減額、2款事業費では531万8,000円を追加しようとするものであります。

歳入の1款サービス収入では844万7,000円を追加、3款繰入金では1,148万6,000円を減額しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第22 議案第17号 平成19年度名寄市下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第17号 平成19年度名寄市下水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末における各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれに3億3,386万9,000円を追加し、予算総額を21億2,110万6,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款下水道事業費では、事業費の確定に伴う各費目の調整により4,506万2,000円を減額しようとするものであります。

2款公債費では、繰上償還分3億7,893万1,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款分担金及び負担金では、受益者負担金等が減少となる見込みであることから88万8,000円を減額しようとするものであります。

2款使用料及び手数料では、使用量の増により1,033万円を増額しようとするものであります。

5款諸収入では、豊栄南ポンプ場移転事業費の確定に伴う補償費分として51万5,000円の減額、終末処理場における不用品の売却収入として4万7,000円を増額しようとするものであります。

6款市債では、事業費の確定により1,140万円を減額し、繰上償還に伴う低利債への借りかえ分3億7,850万円を追加しようとするものであります。

4款繰入金では、一般会計繰入金で4,220万3,000円を減額し、収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、第2表、継続費補正につきましては変更を、第4表、地方債補正につきましては追加及び変更を事業費の確定に伴い、それぞれ行おうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第23 議案第18号 平成19年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第18号 平成19年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、会計年度末における各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれに180万2,000円を減額して、予算総額を8,242万6,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款個別排水事業費では、事業の確定に伴う調整により180万2,000円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款分担金及び負担金では、受益者分担金の減により6万円を減額しようとするものであります。

2款使用料及び手数料では、1万1,000円を増額しようとするものであります。

4款諸収入では、水洗化貸付預託金元利収入及び消費税還付金で120万円を減額しようとするものであります。

5款市債では、事業費の確定により110万円

を減額しようとするものであります。

3款繰入金では、54万7,000円を増額し、収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、第3表、地方債補正につきましては、事業費の確定に伴い、変更しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第24 議案第19号 平成19年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第19号 平成19年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、事業費の確定に伴う歳入歳出予算の調整をするものであり、歳入歳出それぞれに92万8,000円を減額して、予算総額を4,644万2,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款簡易水

道事業費では、事業の確定に伴う各費目の調整が主なものであり、92万8,000円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款使用料及び手数料では、簡易水道使用料及び給水工事検査手数料が減少の見込みであることから39万9,000円を減額し、2款繰入金では一般会計繰入金で52万9,000円を減額して収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第25 議案第20号 平成19年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第20号 平成19年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末における各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれに5万8,000

0円を減額して、予算総額を3,682万3,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款商工費では、市場管理費におきまして人件費等の確定により5万8,000円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款使用料及び手数料では、取り扱い量の減少により67万8,000円を減額、2款繰入金では62万円を追加して収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第26 議案第21号 平成19年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第21号 平成19年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり各費目の調整を

行うものであり、歳入歳出それぞれに45万8,000円を減額して、予算総額を2,541万5,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款衛生費では、食肉センター管理費におきまして同管理事務費の減額であります。

次に、歳入について申し上げます。4款市債では、額の確定により400万円を追加、2款繰入金では445万8,000円を減額して収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、第2表、地方債補正につきましては、額の確定により変更しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第27 議案第22号 平成19年度名寄市病院事業会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第22号 平成19年度名寄市病院事業会計補正予算について、提

案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり病院事業会計の各収支見通しにより必要な関係部分を調整し、補正しようとするものであります。

補正の主なものを収益的収入から申し上げます。1款病院事業収益では、医業収益におきまして市立病院に係る入院の診療単価が下がったため、入院収益で2億7,496万4,000円を減額、外来の診療単価が上がったため、外来収益で1億361万8,000円を追加、他会計負担金で救急医療の確保に要する経費により115万9,000円を減額、その他医業収益で市立病院の初診時特定療養費等により238万4,000円を減額、医業外収益におきまして他会計補助金で医師の研究、研修に要する経費等により163万4,000円を減額、他会計負担金で市立病院の企業債償還利子に要する経費等により2,493万9,000円を追加、その他医業外収益で市立病院の治験料等により146万6,000円減額、負担金交付金で市立病院から近隣市町の病院の医師派遣に対する各病院の負担により1,286万6,000円を追加、保育施設収益では市立病院内保育所により325万8,000円を追加し、合計を71億8,614万4,000円にしようとするものであります。

次に、収益的支出について申し上げます。2款病院事業費用では、医業費用におきまして給与費で市立病院正職員の退職者不補充等により8,305万7,000万円を減額、材料費で市立病院の薬品により5,829万円を減額、経費で市立病院の電気料等により2,381万円を追加、減価償却費で市立病院の機器備品分により104万7,000円を追加、研究研修費で道外研究旅費により200万5,000円を追加、医業外費用におきまして支払利息及び企業債取扱諸費で市立病院長期債償還利子等により43万2,000円を追加、保育施設費で市立病院保育士賃金により80万円を追加、雑支出では市立病院控除対象外消費税等により2,430万3,000円を減額、特別損失におきまし

て看護師等修学資金貸付金償還免除で63万円を追加、合計を74億3,614万4,000円にしようとするものであります。

次に、資本的収入について申し上げます。資本的収入におきまして企業債では市立病院借換債で3,350万円の追加、市立病院増改築事業で4,350万円を減額、東病院医療機器の購入で170万円を減額、合わせて1,170万円を減額し、寄附金で341万円追加、他会計出資金で東病院企業債償還元金に要する経費の一般会計繰入金により4,000円を追加、他会計負担金で合併特例債繰り入れ分等の一般会計繰入金により3,536万円を追加し、総額を5億4,150万8,000円にしようとするものであります。

次に、資本的支出について申し上げます。資本的支出におきまして資産購入費で東病院医療機器等購入費により166万7,000円減額、施設費で市立病院増改築工事費の確定等により1,373万7,000円を減額、企業債償還金で市立病院長期債繰上償還金により3,350万5,000円を追加、貸付金で看護師等修学資金貸付金により84万円を減額し、総額を6億7,635万9,000円にしようとするものであります。

なお、資本的収支の不足額につきましては、当年度損益勘定留保資金で補てんするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知識員) 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長(小野寺一知識員) 日程第28 議案第23号 平成19年度名寄市水道事業会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第23号 平成19年度名寄市水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり予算の調整をしようとするものであります。

まず、収益的収入について申し上げます。1款水道事業収益では37万1,000円を追加し、総額を5億7,309万円にしようとするものであり、その主な内容としましては、水質検査手数料収入で98万2,000円の追加、修繕工事収益で51万2,000円の減額であります。

次に、収益的支出について申し上げます。2款水道事業費用では974万3,000円を追加し、総額を6億1,962万6,000円にしようとするものであり、その主な内容としましては、各費目における事業費確定による減額と減価償却費で4,321万円の追加であります。

次に、資本的収入について申し上げます。3款資本的収入では2,041万7,000円を追加し、総額を7,259万6,000円にしようとするものであり、その主な内容としましては、企業債の繰上償還に伴う低利債への借りかえ分2,180万円の追加であります。

次に、資本的支出について申し上げます。4款資本的支出では1,858万円を追加し、総額を3億3,699万3,000円にしようとするものであ

り、その主な内容としましては、事業費確定に伴う各費目の計数整理と企業債の繰上償還分で3,005万円の追加であります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小野寺一知識員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知識員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知識員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知識員) 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長(小野寺一知識員) 日程第29 議案第24号 平成20年度名寄市一般会計予算について、議案第25号 平成20年度名寄市国民健康保険特別会計予算について、議案第26号 平成20年度名寄市老人保健事業特別会計予算について、議案第27号 平成20年度名寄市介護保険特別会計予算について、議案第28号 平成20年度名寄市下水道事業特別会計予算について、議案第29号 平成20年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算について、議案第30号

平成20年度名寄市簡易水道事業特別会計予算について、議案第31号 平成20年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算について、議案第32号 平成20年度名寄市食肉センター事業特別会計予算について、議案第33号 平成20年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算について、議

案第34号 平成20年度名寄市病院事業会計予算について、議案第35号 平成20年度名寄市水道事業会計予算について、以上12件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第24号 平成20年度名寄市一般会計予算及び議案第25号から議案第35号までの各特別会計予算並びに各企業会計予算について、提案の理由を申し上げます。

各会計予算案は、平成20年度決算から適用される財政健全化法の施行を前提にしながら、多くの市民と職員の手づくりで策定した新総合計画の具現化を最優先に天文台整備事業、北斗・新北斗団地建替事業、市立総合病院増改築事業、風連本町地区市街地再開発事業、少子化対策の一環であるこにちは赤ちゃん事業、特別支援教育支援員設置事業、中心市街地活性化事業などハード、ソフトの両面から多くの事業を盛り込み、地域経済や雇用にも配慮して編成いたしました。

一般会計予算案は184億8,419万3,000円で、前年度比マイナス1.1%、2億177万6,000円の減額となりましたが、前年度は当初予算に合併特例振興基金を6億8,160万円積み立てをしましたので、この基金を除けば前年度比2.7%の伸び率となります。収支不足を補う基金の取り崩し額は、前年度比2.9%増の6億973万1,000円で、このうち財政調整的な基金である財政調整基金の取り崩し額は4億4,000万円となっており、同基金の残高はほぼ底をつき、今後の財政運営は大変厳しい状況となっています。

次に、特別会計について申し上げます。平成20年度国民健康保険特別会計外8特別会計の予算総額は87億6,697万円で、前年度比25%の大幅な減になっております。これは、平成20年度から75歳以上の高齢者の医療制度の変更で、後期高齢者医療特別会計が創設されることにより老人保健事業特別会計が平成19年度3月分の医

療給付のみを対象とした予算計上になったことと後期高齢者医療制度の事業主体が広域連合であることから、同特別会計予算の計上方法が老人保健事業特別会計と異なり、広域連合へ納付する名寄市負担分のみを予算計上する方法に変更になったことが大きな要因であります。

次に、企業会計について申し上げます。病院事業会計及び水道事業会計の予算総額は102億7,095万6,000円で、前年度比7.0%の増になっております。これは、病院事業会計でICUの増設など市立総合病院施設整備事業費を10億4,704万6,000円見込んだことによるものであります。

以上によりまして、平成20年度全会計の予算総額は375億2,211万9,000円となり、前年度比6.1%の減となりました。

地方自治法第211条及び地方公営企業法第24条の規定に基づき提出いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第24号外11件については、本会議質疑を省略し、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号外11件については、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいまの決定に基づき、予算審査特別委員会の委員に全議員を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第30 報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第1号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

事故の内容は、本年1月23日午前6時50分ごろ、名寄市風連町本町56番地7、道北なよろ農業協同組合の駐車場内におきまして維持管理センター所管の公用車が排雪作業の準備中に同組合所有のプロパンガス容器収納庫に衝突し、破損させたものであります。

過失割合は本市が100%であり、相手方のプロパンガス容器収納庫撤去及び設置費用として本市が57万7,500円を負担することで示談が成立し、和解したところであります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。報告第1号を終結いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第31 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員法の規定により、本市には9名の人権擁護委員が法務大臣の委嘱を受け、活動を行っておりますが、平成20年6月30日をもって古瀬和之委員と森越定子委員が任期満了となります。本件は、再度古瀬和之委員を候補者として推薦いたしたく、また推薦基準の年齢を超えること

により森越定子委員の再選ができないため、猿谷由利子氏を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

本件については、市長が推薦する者について適任と認めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は適任と認めることに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

意見書案第1号 道路特定財源の確保に関する意見書は、緊急を要しますので、急施事件と認め、日程に追加し、審議することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は急施事件と認め、日程に追加し、審議することに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 追加日程第1 意見書案第1号 道路特定財源の確保に関する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、提案説明、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認め、直ちに採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決さ

れました。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日より3月4日までの8日間を休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、明日より3月4日までの8日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時25分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 大 石 健 二

署名議員 田 中 之 繁

平成20年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成20年3月5日(水曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 代表質問

24番 宗 片 浩 子 議員
25番 中 野 秀 敏 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 代表質問

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局 長 佐 藤 健 一
書 記 間 所 勝
書 記 松 井 幸 子
書 記 久 保 敏
書 記 熊 谷 あけみ

1. 出席議員(26名)

議長 26番 小野寺 一 知 議員
副議長 19番 熊谷吉 正 議員
1番 佐藤 靖 議員
2番 植松 正 一 議員
3番 竹中 憲 之 議員
4番 川村 幸 栄 議員
5番 大石 健 二 議員
6番 佐々木 寿 議員
7番 持田 健 議員
8番 岩木 正 文 議員
9番 駒津 喜 一 議員
10番 佐藤 勝 議員
11番 日根野 正 敏 議員
12番 木戸口 真 議員
13番 高見 勉 議員
14番 渡辺 正 尚 議員
15番 高橋 伸 典 議員
16番 山口 祐 司 議員
17番 田中 好 望 議員
18番 黒井 徹 議員
20番 川村 正 彦 議員
21番 谷内 司 議員
22番 田中 之 繁 議員
23番 東 千 春 議員

1. 説明員

市長 島 多慶志 君
副市長 今 尚文 君
副市長 小室 勝治 君
総務部長 中尾 裕二 君
生活福祉部長 佐々木 雅之 君
経済部長 手間本 剛 君
建設水道部長 野間井 照之 君
福祉事務所長 中西 薫 君
上下水道室長 和田 博 君
教育長 藤原 忠 君
教育部長 山内 豊 君
市立総合病院院長 内海 博司 君
市立大務局長 三澤 吉巳 君
市立大務局長 成田 勇一 君
会計室長 成田 良悦 君
監査委員 森山 良悦 君

○議長（小野寺一知議員） 休会前に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

6番 佐々木 寿 議員

17番 田中 好望 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 これより代表質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

平成20年度執行方針における諸課題について外6件を、黒井徹議員。

○18番（黒井 徹議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、さきの通告に従い、市政クラブの代表質問をさせていただきます。今回は、7つの課題、23項目にわたって伺いますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、1番目、平成20年度市政執行の諸課題についてですが、地方財政は依然として厳しい状況にあります。一般会計で184億8,419万円を計上し、前年対比で合併特例債基金積み立てを除くと4億7,982万円、2.7%の増となりました。市税が2.4%の減、交付税が0.2%の減と歳入が減少する中、総合計画の推進を図り、天文台整備事業、北斗、新北斗団地建てかえ事業等の新規事業等、継続事業の市立総合病院増改築事業、風連本町地区市街地再開発事業等ハード事業が多く予定されています。結果的に普通建設費は、前年よりも4億3,825万円増の23億6,996万円となり、積極型予算となりました。しかし、財政調整基金も底が付き、市の財政は硬直の度を高めることになりました。本年から適用される財政健全化法のガイドラインには若干余裕があるにしても、1度坂を転がり始めると加速がつくもので、

そのことを考えると十分注意を払わなければならないと思います。

まず、市長は市政推進の基本的な考えを3点挙げています。参画と協働のまちづくり、行財政改革の推進及び活力をもたらす産業の振興です。これらを20年度予算にどう反映されたのか伺います。

次に、またそれが市民の思いにどの程度こたえられているのか、御認識を伺います。

3番目に、さきに述べましたように非常に厳しい基金状況でありまして、今後の基金の考え方や将来の財政運営をどう考えているのかを伺います。

行財政改革推進計画の進行管理についてでございますけれども、現状では歳入の増加は見込めない状況で、財政の健全化は事業のコスト意識や行政機構のスリム化が重要な課題となっております。推進計画では十分盛り込まれておりますが、しかしスピード感を持って着実に実施されていくのが重要であります。その計画の中で特に4項目について伺います。行政評価のシステムの導入と活用について、人材育成の推進と職員意識の向上について、組織機構の見直しについて、定員適正化と事務事業の見直し及び統廃合について伺います。

次に、大きい項目の2番目ですけれども、名寄市立総合病院について伺います。名寄市立病院は、道北の地方センター病院としての役割は重要であることは言うまでもありません。しかし、医療圏の人口減、平成16年度の循環器内科医の不在や17年度の精神科の医師不足などの影響を受け、平成13年度以来入院、外来患者数の減少が続いています。その結果、単年度赤字が継続をしています。現在累積欠損金は18億円を超えております。より信頼されるセンター病院を目指し、本年よりICU病床、救急外来等増改築工事が実施されていますが、医師、看護師不足による労働環境の悪化などにより将来経営に悪影響を与えないか、懸念されております。名寄病院事業長期計画では

示されていますが、次の5項目について伺います。入院、外来患者数の推移と19年度の決算見込みについて。

次に、ことしは医療報酬の改定の年で、医師技術料が0.38%上がり、薬価等は1.2%引き下げで、全体で0.8%の引き下げとなりますが、その影響について伺います。

次に、市政執行方針にも記載されていますが、改めて医師、看護師の確保状況について、特に来年度21年度は名寄大学看護科卒業生がいないこととなりますので、それに対応できるのかを伺いたしたいと思います。

次、今後の上川北部地域の医療体制について伺います。道が示した自治体病院等広域化・連携構想について。士別市立病院との経営統合は現状では困難と考えますが、理事者の基本的な考えを伺います。

次に、経営改善と運営改革について。道は、公立病院改革ガイドラインでは20年度内に経営の効率化、経営形態の見直しを求めているが、病床管理体制を一括管理する体制の効率化を図るために副院長に看護師を登用する考えについて伺います。

自治体の組織と離れて全体を管理する病院管理者を置き、その管理者が医師の確保や人事、予算編成などすべての責任を持って病院の経営、運営を行う地方公営企業法の全部適用について、現段階での考え方を伺います。

大きい3番目の商工行政について伺います。昨年は、大型店の進出計画をめぐり、コンパクトなまちづくりや中心市街地活性化について多くの議論をいたしました。結果、郊外型大型店は中心市街地の振興の妨げになるということで制限条例を施行しましたが、残念ながら条例の間隙についての進出となりました。このことは、今進行中の中心市街地活性化の協議に大きく影響を与えています。しかし、その賛否の議論の中で市内中心街についての課題や問題点が浮き彫りになりました。

それは、行政、商工業者、一般市民のそれぞれの思いが必ずしも一致していないということと現状認識の違い、議論不足、みずからのまちを守る意識の違いがあると考えられます。今後それらをしつかりと総括し、互いに認識して次の段階に進むべきと考えています。

そこで、中心市街地活性化の今後の取り組みについて伺います。昨年11月に商工会議所が中心市街地活性化特別委員会の答申を受けて設立検討会を開催していますが、協議内容とその要望事項についてお知らせを下さい。

次に、計画の実効性に向けた課題の整理はどのようにされているのか伺います。

次に、計画を立てる上においてもポスフールの存在を無視することはできないと思います。その影響と当面の対策をどのように考えているのかを伺います。

また、先般ポスフルに対し地域貢献を含めた要望をしておりますが、その内容と今後の課題を伺います。

次、中小企業振興資金と企業立地条例についてですが、このことは幾度かこの議場でも質問がありましたが、まちの活性化をサポートするのが大きな目的ですが、積極的な取り組みをされているのか伺います。制度の活用と利用実績や問い合わせ、相談内容についてお知らせを下さい。

また、現状に沿った条例の見直しが必要と考えるが、審議会での議論経過などありましたら、お伺いをいたします。

次に、雇用対策について伺います。中小企業通年化支援資金貸付制度の概要についてお願いいたします。

2番目に、市内における求人倍率と最近の傾向について伺います。

4番目、観光の振興についてですが、いろいろな方法で市の観光を名寄市外に向けてPRをしておりますが、情報発信内容とその成果はどのようなものかを伺います。

また、本年度4月オープンする道の駅の活用と観光との連携をどのように図るのかを伺います。

大きい4番目、農業行政について伺います。現在農業は、国内的にも国際的にも大きな岐路に立っています。19年は、戦後最大の農政改革で品目横断的経営安定対策がスタートし、その制度は当初から疑問が噴出しておりました。米の生産調整も実効性が問われました。結果は、一生懸命努力しても報われない畑作品目や実効性のない生産調整で生産過剰により米価が下落し、このままでは農業の崩壊だとの大合唱に政府自民党も緊急に制度の改善見直しをし、米の生産調整も完全実施に向けた施策を発表し、異例と言えます1,111億円の補正を行いました。しかし、一回冷えた鉄を打ち直すのは時間がかかるものです。さらに、依然として出口の見えないFTAの交渉に対する不安、不満も相まって、国の農政への不信はまだまだぬぐい去れていません。ついに国内自給率は40%を割り込み、45%の目標は遠のきました。消費者は、日ごろから安全、安心を意識している割には相変わらず価格の安い外国産を選択しています。今回のように中国産の冷凍ギョーザ事件が起きると、食の安全性について改めて考えさせられます。いつときでなくて日常的に食の安全について意識をもっと持ってほしいものだと感じております。この苦い経験を忘れることなく、国産農畜産物を愛し、農業の振興に理解をいただきたいものです。また、いつまでも外国農産物が輸入されるとは限りません。平成20年度予算では、新規事業のバレイショ貯蔵施設設備、真空予冷施設設備を予算化と農地・水・環境保全向上対策事業等厳しい財政状況にありながら、基幹産業の農業振興を推進する姿勢には農業者としても評価をいたしております。

まず、これからの農業振興政策について3点伺います。担い手支援事業の推進と考え方について。

次に、小規模経営者に対する支援をどう考えているのか伺います。

3番目に、集落営農の取り組み状況について伺います。

品目横断的政策を名称変更し、水田・畑作経営所得安定対策になりましたが、若干要件の緩和や支払い制度の改善がありますが、その概要と名寄市における影響をどのように認識しているのか伺います。

3番目に、ことしから農地政策の見直しが行われますが、特に企業等の農業参入が緩和され、農地のリース事業が認められました。当市農業委員会も認めたわけですが、制度の内容と行政が負うリスクの有無について伺います。

4番目に、国の農業政策の有効的取り組みについて伺います。国は、いろいろな制度、政策を創設します。それに全国ベースの予算をつけます。私たち末端では、億単位の額を見てこの事業の対象にならないかというふうに思いますが、実際要領、要綱を調べていくと思うように対象にならないのは経験上理解をしておりますが、早期に情報としてそれぞれの組合に流していただきたいと希望するものですが、次の3点の事業について伺います。1番目に鳥獣害対策事業について、2番目に担い手の投資に対する支援事業について、3番目に食育の推進事業についてどう対応できるのかお伺いをしたいというふうに思います。

5番目に、保健福祉行政についてですが、日本の少子高齢化はいろいろな制度や経済、地方行政に大きく影響を与えています。団塊の世代の退職による生産人口の減少は、社会構造を大きく変えていくことになると思います。名寄市の町内会活動の原動力は退職者だったり、あるいはパークゴルフの上級者はほとんどが年配者であります。医学の進歩で健康で長生きをする時代でございますが、社会保障を支える世代の減少で、先々の負担が懸念されております。本年4月より国民健康保険制度が2税方式から3税方式に改革され、後期高齢者医療制度が導入されますが、市民への周知について伺います。

また、名寄市の健康診断の受診率は極めて低い状況ですが、新制度では特定健診、特定保健指導の義務化と受診率に応じた負担率が明記されていますが、実施対策について伺います。

次に、子供を健やかに産み育てる環境づくりですが、子育て支援センターの実態と今後について伺いをいたします。

また、ことしから実施されるこにちは赤ちゃん事業の内容と職員体制についても伺いをいたします。

6番目、環境問題についてですが、環境問題の具体的な取り組みについて、現代から未来にかけて大きなテーマとして地球環境問題があります。私たちは、自然の恩恵を受けながら、その保全のために労力や費用を負担することは無関心で、ことしは北海道洞爺湖サミットが開催され、環境サミットとして位置づけられています。この機会に多様化する環境問題に的確に対応し、リサイクルシステムの確立や実効性のある地球温暖化対策、森林の適正な整備、保全など、持続可能な社会づくりに向けた取り組みを着実に展開しなければならないと思います。今後どのような環境問題の取り組みや環境関連の事業を行うか伺います。

まず、リサイクルの推進及びごみの減量化等の啓蒙活動についてはどのように行われているのか伺いをいたします。

次に、市役所内の認識とその取り組みについて伺いをいたします。

国の機関でもCO₂の削減対策としてバイオエネルギーの開発をしておりますが、名寄市の研究会活動についてと廃食用油の再利用の今後について伺いをいたします。

最後になりましたけれども、7番目、教育行政について伺います。文部科学省は、中央教育審議会の答申に沿って新学習指導要領案をまとめました。算数、数学、理科を中心に前回削除した単元を復活し、知識の習得と活用力を育成し、また英語も小学校高学年で初めて必修化するなど、授業

時間数を小中学校とも30年ぶりにふやし、ゆとり教育からの転換を図りました。また、教育基本法改正を受けて、伝統や文化に関する内容を盛り込み、道徳教育も充実を図ろうとしています。これは、10年前に改正された指導要領が学力低下を招いたとの批判があり、今回の全面的な見直しにつながったものであります。特に北海道では、昨年4月に43年ぶりに実施された全国学力テストで、小学校では全国46位、中学校では全国44位と低迷し、道教委としても学力向上策を示しています。

そこで、名寄市における学力対策についてですが、道教委は全小中学校に対し改善計画の提出を求めています。名寄市の改善計画はどのようなものか伺います。

2番目に、学力向上に向けた現場からの提案を受けて、現実可能なものについては各教育委員会、道教委が支援するとありますが、名寄市の取り組みはあるのかないのか伺います。

次に、新学習指導要領への名寄市の対応について伺います。完全実施までは少し時間がありますが、どのような方針で取り組みをするのか伺います。

次に、総合学習の時間は削減されますが、今まで取り組んだ評価などの検証と今後の方向性をどのように考えているのか伺います。

次、今回の改正にも保護者からいろんな意見があると思いますが、特に道徳教育は家庭や地域に及ぶ可能性があり、保護者の理解と協力が不可欠と思われそうですが、考え方を伺います。

3番目として、学校給食の安全性について伺います。給食の安全性については慎重の上に慎重を重ねていると思いますが、商品の偽装など予期せぬ事態が起きる可能性はぬぐい去ることができません。それだけに担当職員の気苦労、努力には敬意を払うものですが、今回のさまざまな事件に対し多くの問い合わせがあったと思います。しかし、安全対策の情報公開は常に必要であり、子供の安

全と父母の安心をさらに増していかなければなりません。

そこで、食材の地場農畜産物の利用率と、通告には中国産食品の利用状況とありますが、利用はないということですので、外国産食品の利用の有無について伺います。

今後地場産の特産品をできる限り利用率を高めるとしたら、献立や給食費にどの程度影響が出るのかを伺います。

教育執行方針でも報告されていますが、学校給食供給施設の現状と整備方針についてお伺いをいたします。

以上、大変多くなりましたが、この場からの質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） おはようございます。黒井議員から大きな項目で7項目について御質問いただきました。最後の教育行政については藤原教育長から答弁をさせ、順次私からお答えを申し上げます。

平成20年度予算の執行方針等も含めてのお尋ねをいただきました。最初に、市政推進の基本的な考え方とその取り組みについて、平成20年度への反映と民意にどの程度こたえたかということにつきましては、一括してお答えをさせていただきます。地方分権下における行政運営、とりわけすべての市民ニーズにこたえるだけの財源確保が困難な時代にあつては、行政のスリム化とまちづくりへの市民参画が欠かせないものと考えております。新市建設計画や新総合計画の理念を貫いているのは、第1に市民と協働のまちづくりであります。情報を市民にしっかりと公開し、市民参画を制度として位置づける（仮称）自治基本条例の制定作業を進めてまいります。また、この条例は精神条例ではありません。名寄市の憲法ともいべき条例が具体的に機能するように、地域連絡協議会の立ち上げもあわせて進めてまいります。こ

うしたまちづくりを進めていくためには、財政基盤の安定が必要であります。市税や地方交付税の伸びが見込めない中であつて、行政のスリム化と事業や施策の選択は必然であると考えております。平成19年度内に総合計画推進市民委員会を立ち上げ、総合計画の進行管理、行財政改革についても検討をいただき、スピード感を持って進めてまいりたいと考えております。まちが元気になるためには、名寄地区、風連地区ともに町中のにぎわいづくりが不可欠であると考えております。市民の皆さんの意見を伺いながら、中心市街地活性化の計画策定に向けて作業を進めてまいります。平成20年度の一般会計につきましては、質問の中にもありましたように極めて厳しい中ではありましたが、総合計画に盛り込まれた多くの事業を取り込み、市民ニーズにこたえた予算であると考えております。いずれにいたしましても、市民参画と協働のまちづくりを基本に、各種施策の推進に全力で取り組んでまいりますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、基金と財政運営についてのお尋ねでございます。市政執行方針の中でも申し上げましたが、平成20年度は多額の基金を取り崩し、予算編成をしたことから、財政調整的な基金である財政調整基金はほぼ底をつき、基金に依存した財政運営も限界に来ており、平成21年度編成は大変厳しい状況になっております。財政調整基金につきましては、20年度の取り崩しを含めて年度末には非常に少ないという現実でございますが、20年度末の見込みを2億5,200万円程度と見込んでおります。これには、平成19年度の決算剰余金、幾らかでも積み上げをしていきたいと考えているところでございます。減債基金につきましては、現在2億600万円保有をしているわけでございますが、これにつきましては市立大学の校舎整備の際に借入れをしている満期一括債というのがございまして、これを対応していこうと、このように考えているところでございます。その他の特

定目的基金につきましては、平成20年度末の残高が20億8,200万円ということですが、このうち合併特例の基金が12億円含まれておりまして、目的に沿った充当というふうに考えております。

次に、今後の予算編成の考え方についてですが、平成20年度は行財政改革推進計画に基づき、受益と負担の適正化を図るため、使用料、手数料、あわせて負担金、補助金の全面的な見直しを予定をしており、公共施設のあり方についても全庁的に議論を進めたいと考えております。また、21年度以降の予算の編成に当たりましては、各部ごとに一般財源ベースでのシーリングをかける手法を検討しております。

次に、中期財政計画及び公債費負担適正化計画につきましては、平成19年度決算と普通交付税の本算定が終了する本年7月以降に組織のスリム化など行財政改革をしっかりと取り入れて見直し作業を進め、10月ごろには見直し後の計画を市議会や市民の皆さんにお示しをしたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、行財政改革推進計画の進行管理についてでございます。平成19年2月に新名寄市行財政改革推進計画をつくっております。この策定に当たりましては、合併後の行政、職員すべてにアンケート等を実施をしながら、この計画をつくったところでは、これから一層総合計画の推進市民委員会、これらの皆さんとともに外部評価を実施する中で適切な助言と提案をいただき、業務改善や予算編成、総合計画の進行管理をしていきたいものと、このように考えているところでございます。

次に、人材育成と職員の意識の向上についてお尋ねをいただきました。職員の実務能力のレベルアップを図るために、研修所等における専門研修への参加、講習会、講演会の実施、参加を行っております。実務研修では、市の職員による専門的な職員研修を行っております。平成19年度にお

いては、平成18年度決算と自治体財政健全化法の概要、災害初動マニュアル、名寄市例規類集の読み方、使い方、AED操作などの研修を実施をいたしております。また、市職員としての資質を高めるため、男女共同参画社会、自治基本条例、市町村合併、地方分権の講演会、シンポジウム、セミナー等を企画実施、参加をしております。交通安全講習、接遇マナー研修も例年定期的に行っていくこととし、平成18年6月施行の名寄市職員倫理規程の遵守で職員が公務員としての意識をしっかりと持つことで市民との協働をより一層強めてまいりたいと考えております。

次に、組織機構の見直しについてでございます。市民の皆さんに組織のスリム化をすることでも不便をかけない、このようなことを考えているところでございまして、主に管理部門の統合を進めていこうと、このように考えております。両庁舎に配置をしている部署について、データの管理等主たる課を配置する庁舎に集中することで、組織のスリム化を図ってまいります。今後上下水道料金のシステムの統一や戸籍の電算化などの情報化が一層推進されますので、管理部門の集約化を一層進め、組織機構の見直しを図っていこうと、このように考えております。また、合併後の新たな事業として、風連地区市街地再開発事業や道の駅整備事業、名寄地区の中心市街地活性化事業や季節労働者対策事業など、さらには男女共同参画や各種農業政策など緊急かつ重点的な政策に対応するために、職員配置を伴う新たな機構を整備し、対応しておりますが、事業の進行に対応し、一定の使命を果たした部署は統合、事務量に応じて必要な部署に配置するなどの柔軟な対応を進めてまいります。

次に、定員適正化と事務事業の見直し及び統廃合についてでございます。一般事務職に限って申し上げますと、平成18年度の定年退職者7名、その他の退職者5名、年度中の退職者2名の合計14名退職に対して新規採用者は4名、19年度

定年退職者が5名、その他の退職者が3名、年度中途退職が3名の11名に対して新規採用者が6名と、このようなスリム化を進めております。ただ、4大化に向けた名寄大学の教員や診療制度の改正等に伴う看護師、保健師などの業務量の著しく増大している部門や専門性を求められる技術職員の一部では職員の採用を進めておりますので、職員全体として見た数字は申し上げたとおりにはなっておりません。今後とも合併時に確認されている退職数の1けたの場合の7割補充、2けた退職の場合の6割補充を基本としながら、さらなるスリム化に努めてまいります。

次に、事務事業の見直し及び統廃合につきましては、今議会予算委員会に資料として提出を求められている一元化が図られていない事務事業リストを御参照いただきたいのですが、総務部所管が8本、生活福祉部所管が12本、経済部所管が7本、建設水道部所管が7本、教育部所管が9本の合計43本の事務事業が統合されておりません。これらの統合を早急に進めるとともに、先ほど申し上げました管理部門の統合とあわせて効率的な行政運営を進めてまいります。

次に、市立病院のお尋ねでございます。入院、外来患者の推移と平成19年度の決算の見込みについて申し上げます。最初に、本年1月末時点の19年度の数になりますけれども、入院患者総数は9万8,831人、対前年度1,020人の減少となっています。内訳は、一般科が8万2,777人で対前年1,581人の減少、精神科が1万6,054人で対前年度561人の増加となっています。また、外来患者総数は20万3,308人で対前年6,262人の増加となっております。その内訳は、一般科が18万5,291人で対前年5,294人、精神科が1万8,017人で対前年968人といずれも増加をしております。

次に、平成19年度の決算見込みについて申し上げます。入院患者及び外来患者数が当初の目標数値をいずれも下回っていることから、収支につ

きましても昨年度に引き続き厳しい決算となることが予想されております。現時点では、病院事業収益は66億78万7,000円の見込みに対し、病院事業費用は68億5,078万7,000円と差し引き2億5,000万円の収支損が見込まれております。

次に、診療報酬の改定による影響額でございますが、質問にもございましたように20年度の改定の情報では若干のマイナスになるのではないかと、このように押さえております。当病院の入院基本料の改定では約3,000万円、画像診断料で約2,600万円の増収が見込まれますが、投薬料及び検査料のマイナス改定の影響もあり、現行と比較をして大幅な影響はない状況と考えております。また、4月より75歳以上の後期高齢者を対象にした医療制度が始まることから、後期高齢者の特性に応じた診療報酬が新設をされますが、内容から当院の収益上ではほとんど影響はないものと予想をしております。

なお、算定要件は今後訂正等の可能性がありまして、引き続き改定情報を注視し、影響額の把握に努めてまいります。

次に、医師、看護師確保の状況についてお答え申し上げます。新年度の診療体制につきましては、さきの市政執行方針でもお知らせをしておりますが、胸部心臓血管外科が1名の減となり、3名での診療となります。循環器内科が1名増の4名、また脳神経外科も1名増の5名となります。さらに、御心配をおかけしております精神科診療につきましても固定医2名による体制となり、これより昨年同様安定的な医療の確保が図られることと考えております。

次に、看護師の確保について申し上げます。医師不足と同様に新たに7対1の入院基本料ができたことで、看護師不足が問題となっております。当院では、例年より早い時期から市立名寄大学を初め各地の看護師養成機関を訪問し、看護師の確保に努めてきたところであります。この結果、本

年4月から看護業務に支障の出ない範囲で看護師数を確保することができました。しかしながら、秋に完成するICU病床を運用するためには、必ずしも十分な数とは言えませんので、年度途中での職員採用も検討しているところであります。

次に、今後の上川北部地域の医療体制についてお尋ねがございました。北海道は、本年1月8日、自治体病院等広域化・連携構想（案）を公表いたしました。自治体病院は、救急医療、高度医療や小児科医療など不採算医療を担い、地域住民の命と健康を守り、住民の健康確保ということに努めております。しかし、近年医師不足、過疎化に伴う患者の減少、診療報酬の改定などにより一般会計から多額の繰り入れを行っても極めて厳しい経営となっております。このような中で同構想の基本的な考え方は、病院ごとの担うべき医療の範囲の明確化を図り、他の医療機関との役割分担と広域連携により地域完結型の医療提供システムをどのように構築するかということであります。名寄区域は、連携の30区域の中で18番目の区域として12市町村で構成され、士別、南宗谷の2つをサブ区域として包含しております。自治体病院の方向性では、名寄市立総合病院は地方センター病院であり、引き続き第3次医療圏の中核を担うことを期待、士別市立病院は多額の不良債務を抱えているため、他の医療機関との連携のもと区域全体で同病院が担うべき機能を検討する必要があると、このように構想の中で記載をされているわけですが、上川北部地域保健医療福祉推進協議会での検討も平成19年12月から始めておまして、ここの自治体病院の財政健全化と地域医療を確保する機能、ベッド数などの規模はどの程度必要か、市町村ごとの検討を優先し、広域連携の具体的な補完の方策等についての協議はこれからと、このように考えております。

次に、士別市立病院との連携の考え方についてお尋ねがございました。具体的には、昨年9月以降病院の当事者間における連携協議を積み重ね

ております。昨年の10月に入りましてからは、士別市長と私の間において設置者としての協議等も進めているところでございますが、これらの協議の中で一定の名寄の市立病院、士別の市立病院が果たす役割についての認識についての共通点を持つことができませんでしたけれども、医師等の配置については設置者だけでの問題解決ということになっていないということでありまして、これらについては旭川医科大学、北海道も含めた4者における連携協議ということにしっかり取り組まなければ統合等の方針が出せない、こういう状況がございます。現在は、総務省から公立病院改革のガイドラインが出されておまして、平成20年度中に策定をしなければならない。このガイドラインに基づく計画には、3年以内に収支を黒字にする財務改善、独自の経営努力では達成できない場合は経営形態の見直し、再編等を求められているものでございます。今後士別市立病院との連携については、引き続いて協議を深めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、経営改善と運営改革についてということで、副院長に看護職の登用というような御提言でございました。近年看護職副院長を配置している病院がふえておまして、これは昨年の調査でございますが、全国で168ございます。道内では、民間医療機関のほかに公的機関では旭川医科大学、自治体病院では市立札幌病院で看護職副院長が登用されております。その主なメリットとしては、医師が独占してきたポストに看護職を充てることで看護職全体の責任意識が高められる。2点目には、これまで診療科ごとに分かれた病床の管理を一括して任せるなど効率的な運営が図られる。3点目は、看護職のトップが病院経営にかかわること、病院職員の6割以上を占める看護職のコスト意識向上や離職防止に役立つ。4点目には、看護職のやる気が高まれば患者中心のサービス向上と利用増も期待できると、このように考えております。現在当院では、副院長は1名ということで

ございまして、決して職種を医師に限定しているわけではありません。今後検討していく課題と、このように考えているところでございます。

次に、地方公営企業法の全部適用についてのお尋ねでございます。病院事業に対する経営形態の見直しについては、1つには地方公営企業法の全部適用、2点目には地方独立行政法人化、3つ目には指定管理者制度の導入、4点目には民間譲渡と、このような選択肢が考えられるわけですが、いずれにいたしましても経営形態の見直しが所期の効果を上げるためには人事、予算等にかかわる実質的な権限が新たな経営責任者に付与され、経営責任者においては自立的な意思決定が行われる一方で、その結果に関する評価及び責任は経営責任者に期することとあり、この経営に関する権限と責任が明確に一本化する運用が担保される必要があります。御質問の地方公営企業法の全部適用については、平成15年5月に報告をされた自治体病院の経営改善策に関する報告書では、平成15年度で全部適用病院が全国で136あり、200床以上の病院の医療収支比率の平均は管理者が医師以外では85.8%、管理者が医師では90.6%と一部適用病院の91%という大きな差がない状況にあります。経営が悪い病院が全部適用に踏み切るといふ事情もありますが、全部適用にして経営が即改善されるということでもないものと考えております。当院も経営形態の見直しを図るときには、このような背景を念頭に置き、検討をしていくこととしております。

次に、商工業行政についてお答えを申し上げます。中心市街地活性化の今後の取り組みについてということで、設立検討会の協議内容と要望事項についてお尋ねをいただきました。中心市街地活性化の基本計画策定に向けてこれまで商工会議所、関係機関と協議をしておりますが、基本計画にのせる具体的な事業プランの検討を行うため、中心市街地活性化協議会設立検討会を商工会議所と合同で本年1月15日に立ち上げ、上川支庁のアド

バイスもいただきながら、会議を進めております。素案原案の作成、協議会の準備会に向けた会議で、その内容は中心市街地におけるハード、ソフトの事業検討を行っているところです。基本計画の認定につきましては、1つに5年以内の計画期間、居住人口など定量的指標による目標、2には活性化に寄与、市街地整備、都市福利施設、まちなか居住、商業活性化、公共交通ほか、3点目には事業主体の確立、スケジュールの明確化など実施の確実性でありますので、設立検討会においてこれらの調整を行って原案作成に臨みたいと考えております。また、商工会議所からの要望書につきましては、昨年12月5日と今年2月8日に受けております。要望内容は、基本計画での公共的事業の提案、2番目に協議会組織の運営支援と財政支援、3番目には協議会組織への参画、4番目にはコンパクトシティへの永続的取り組みとなっております。これらは、設立検討会における内部協議においても十分な確認を行い、情報共有を行い、状況判断をしてまいりたいと考えております。

次に、計画の実効性に向けた課題の整理についてお尋ねをいただきました。さきに述べましたように、基本計画につきましては5年以内の計画期間となっておりますので、必ず実行できる事業を取り組んでいくことが要求されており、それぞれ指標を示し、数字での報告も求められております。また、市民のまちづくりに対する考え、民間主導による事業展開が期待されています。前回の基本計画とは大きく違い、実行の可能性が強く求められるものになっており、より一層事業選択が必要と考えております。商工会議所特別委員会での報告については、各事業において考えられる事柄が明らかにされておりまして、その中から公共、民間を含め何が求められているのか、何を優先していくのが精査も求められております。現在地域での話し合いが持たれていますが、その中でも商店街からの情報発信が少ないことが指摘をされておりますし、各地区、地域で述べられた意見を検

討会の中でも協議をしまいであります。コープさっぽろの動きにつきましては、昨年11月進出計画が明らかになり、地元経済界を含めた協議など対応しておりますが、現在のところ申し入れのあった状況から大きく変わっておりません。商工会議所、商店街と協議を進めながら、早急に考え方をまとめていかなければならないと考えております。

次に、ポスフルの影響と今後についてお答えをいたします。名寄市の小売業の面積は、平成16年商業統計調査では全体で4万1,436平方メートル、市街地は2万6,275平方メートル、徳田地区が1万5,161平方メートルとなっており、大規模小売店舗立地法によるポスフルの面積は1万6,547平方メートル、これを加えますと徳田地区が3万1,708平方メートルとなり、全体の54.7%を占めることとなります。小売業の年間販売額は、平成16年度で380億4,900万円、ポスフルの年間売り上げ計画では直営で40億円、テナントで約15億円、飲食部門で計5億円、合計60億円と見ております。名寄市は、他市町村からの流入による購買、買い上げが多い都市形態になっておりますが、名寄市の小売業者のみならず、他市町村の小売業者にも大きな影響が生じるものと考えております。大型店の立地により新たな購買の場が提供される一方で、地域の生活を支える中心市街地の購買環境の変化をもたらすと、これが中心市街地のにぎわいづくり、魅力ある市街地の形成推進が困難になることが予想されることから、商工会議所、商店街連合会、市民の皆さんからの御意見をいただきながら、市街地活性化に向けた取り組みを推進していかねばならないと考えております。

次に、ポスフルに対する要望書の内容と今後の課題についてお尋ねがございました。今春4月にオープン予定のポスフル名寄店の出店に当たり、昨年6月定例市議会の名寄市特別用途地区建築条例調査特別委員会でイオン北海道、植村社長からの地域貢献重視などの発言内容の確認と行政

として懸念される事項について庁内で取りまとめ、昨年12月18日イオン北海道を訪れ、要望を行ってまいりました。要望の内容につきましては、植村社長が発言をした地元貢献の事項を必ず実行すること、地元貢献などの実行に当たり、関係機関との調整が必要であり、名寄店の責任者が責任を持って対応すること、店舗所在町内会とは連絡を密にし、問題が生じた場合は責任を持って対応すること、ほかには交通問題で交通整理員を配置するなど円滑な誘導に努め事故防止を図ること、環境対策ではごみの分別の厳守とアイドリングストップによる大気汚染防止、青少年対策、ポスフルがシャトルバスを運行する場合の事前協議、雇用問題、公設卸売市場からの仕入れ等について、また星の観測に支障とならない照明設備などを含め12項目となっております。本年1月16日に回答書を受理しておりますが、今後も状況を注視しながら、生活環境保持等に対する影響が懸念されるときは改めて改善策を求めてまいります。

次に、中小企業振興資金と企業立地条例のお尋ねについて申し上げます。活用、利用実績と問い合わせ相談内容等についてのお尋ねでございますが、平成19年度における実績では中小企業振興条例に基づく補助金につきましては、融資にかかわる保証料、利子の助成を除きますと直接事業への補助金は平成20年2月末現在で16件、約550万円の実績、3月末で7件、60万円の見込みであります。主なものとしては、町中のにぎわいづくりのための商店街等が企画するコミュニティー事業3件、130万円、空き店舗等での商業行為を行う際の家賃助成をする空き地空き店舗活用事業1件、48万円、中心市街地の重点区域内での事務所等の新築、増改築設備導入の経費を助成する中心市街地近代化事業1件、244万円、また今年度より新設をいたしました新たな試みを応援するチャレンジ支援事業の新規創業支援事業1件、100万円などがございます。このうちチャレンジ支援事業については、具体的な計画には

なっていない新規創業を計画している方から数件の問い合わせがございました。企業立地促進条例に基づく補助金につきましては、建物、設備に対する設置費補助1件、400万円、平成18年度に設置費、雇用奨励補助を行った指定事業者に対する雇用奨励2年次目1件、30万円の補助をいたしております。これらの補助金につきましては、主に工場、物の加工、製造を行う施設が対象となっておりますが、平成19年度においては正式な助成申請、指定の申請は受けておりませんが、平成20年度事業着手を予定している事業所から2件ほどの問い合わせが来ているところであります。

次に、実態に沿った条例の見直しが必要との意見でございます。中小企業振興条例については、旧名寄市において平成15年度に改正してから昨年度まで4年間、合併を挟み、それをベースに支援策として取り組んでまいりました。この間商工業を取り巻く状況は大きく変化しております。そこで、平成18年度の中小企業振興審議会で御意見を伺いながら、この平成19年度に規則を一部改正し、支援策の見直しを行っております。この改正につきましては、これまで利用実績を考慮し、集約できるものは集約し、利用がなかったものについて廃止できるものは廃止していく。また、中小企業の主体的な取り組みについて支援すべく、新たなメニュー、先ほどの話にもございましたが、チャレンジ支援事業等の創設もいたしております。今後も利用実績の分析を初めとして商工会議所、商工会とも協議し、利用しやすい制度については中小企業振興審議会に諮り、随時検討してまいります。企業立地促進条例についてもこの平成19年度に一部条例を改正し、補助限度額等の改正を行いました。企業立地促進条例の対象業種は、工場、ソフトウェア業、試験研究施設または旅館等であり、過疎地域自立促進特別措置法に基づいたものとなっております。その他の業種の振興策については、中小企業振興条例に基づく補助メニューと照らし合わせながら、引き続き制度の調整を

行ってまいります。

次に、雇用対策についてお答えをいたします。季節労働者冬期雇用対策として、上川北部人材開発センターにおいて毎年1月から3月の3カ月間建設業で働く従業員を対象とした国の認定講習が行われております。認定講習の要件としては、事業主は認定訓練期間中従業員の賃金を支払うこととなりますが、支払われた賃金は6カ月から8カ月ほど後に国からの助成金が事業主に支払われております。国から助成金が入ってくるまでの間、事業主の負担となることから、その負担軽減を図るため、市が金融機関に所要の額を預託することによって、事業主は金融機関から無利子で貸し付けを受けることができ、その上からも中小企業従業員の通年雇用につなげようと今回新たに中小企業通年化支援資金貸付制度を創設したものでございます。

次に、市内における求人倍率と最近の傾向についてお答えをいたします。名寄公共職業安定所管内の1月期における雇用情勢は、民間有効求人倍率は0.63倍で、前年比で0.06ポイント、前年同月比で0.20ポイント上回っております。新規求人数は191人で、前月比で39.2%、前年同月比で5.4%の減少となっており、また新規求職者数は339人で、前月比で56.2%、前年同月比で22.4%の増加となっております。産業別の前年同月比では、卸小売業、金融、保険などで減少し、医療、福祉、サービス業などでは増加となっております。今春の大型店のオープンに伴い、一般的に求人増になってはいますが、景気、雇用環境は依然として厳しい状況にあると認識しており、今後とも経済団体、関係機関と連携し、的確な情報の提供に努めてまいります。

次に、観光の振興についてお答えをいたします。情報発信とその成果についてでございます。観光の振興において情報の発信は欠かすことのできないものであります。市といたしましても交流人口の拡大を地域振興策と考え、動きのあるまちづく

りを推進してまいりました。地元の自然や気象現象を内外に発信するとともに、スキー場、健康の森、サンピラーパーク、カーリング場、天文台、博物館などの施設を使い、体験型を取り入れた観光、地場の産物を組み込んで、安全、安心と健康を柱とする物産による情報発信などに努めていかなければならないと考えております。また、4月オープン道の駅からの情報発信も大きな拠点施設になると考えております。今回の韓国旅行代理店等招聘事業は、昨年10月に韓国ソウル市で行われましたあさひかわ観光誘致宣伝協議会の韓国冬季観光プロモーション事業になよろ観光まちづくり協会、名寄振興公社が参加し、その後関係者の努力により本事業の展開となったところで、旅行代理店は帰国後すぐに組み立てを行い、早速ツアー内容の照会等が来ていますので、観光まちづくり協会、ホテル、旅館業、商店街、料飲店組合など関係団体が連携して対応や接客マナー、外国語表記などの受け入れの充実に努めていくことにしております。名寄市を訪れる方々にもてなしの心をしっかりと伝えていく努力が次の事業展開につながり、交流人口拡大に結びついていくものと思っております。

次に、道の駅との連携についてお答えをいたします。道の駅は、交流観光施設の大きな拠点であると考えております。情報の発信はもとより情報を共有ができ、道の駅を通じた地域興しが始まるものと考えております。道の駅の機能として休憩、情報発信、地域の連携、大きく3つが言われており、このことがまちの個性を豊かにすると言われております。特に道の駅施設内では、主な観光施設を表示した観光案内板マップの設置を行い、情報の発信をいたしますが、さらにエフエムなよろのブースを設置して、そこから観光イベント情報の提供を図りたいと考えております。先月27日に行われました道の駅サミットにおいても天塩川沿線の各道の駅に共通するコンセプトの統一化ができないか、5月連休に合わせて何か事業を取り

組みたいなど、天塩川というキーワードでのブランドの構築などの意見が出ておりました。意見を十分に参考にさせていただきながら、地域連携を行い、道の駅を情報発信、地域発展の核として生かしてまいりたいと考えております。

次に、農業行政について、最初に農業振興政策についての中で担い手支援事業の推進についてお答えをいたします。農業・農村振興計画においても基本計画の柱の一つと位置づけて、農業担い手の育成確保を図っているところであります。特に近年高齢者を中心に離農が加速され、その農地は結果として若い担い手に集積をされる状況になっており、有利な資金、補助事業が必要と考えております。国の制度においては、農地や機械等の取得にスーパーL資金の無利子措置や農業機械、施設に対する投資費用の一部支援などの対策が講じられており、有効に活用してまいりたいと考えております。当市においても若い担い手を育成するため、農業青年チャレンジ事業、農業青年活動支援事業、地域農業担い手育成事業、新規就農者支援事業や融資事業の農業振興資金により支援してまいります。また、産地づくり交付金の活用においても農地集積の場合、担い手経営拡大支援対策により支援をしているところであります。いずれにいたしましても、国や道の施策を有効に活用しつつ、農業担い手の育成確保事業を積極的に推進し、名寄市農業の持続的、安定的発展に努めてまいります。

次に、小規模経営者に対する支援についてのお尋ねでございます。国の施策が大規模担い手農業の育成を目指し、米、麦、大豆等の土地利用型農業に施策が集中している状況の中で、当市は施設園芸や路地野菜、花卉などを中心とした集約栽培農家もあり、その多くは健全経営者でございます。平成20年度における支援策については、直接農家に支援をするということではありませんが、JAが実施をするバレイショ貯蔵施設と野菜の真空予冷施設に支援をしてまいります。また、産地

づくり交付金の活用において、施設園芸作物のアスパラ、ナガネギ、イチゴ、トマト、花卉等については反当7万円、路地野菜には4万円と厚い支援をしております。また、農業支援システム定着促進事業により農作業受委託やコントラクター事業により支援をしているところでございます。小規模農家であっても営農類型によっては十分経営が成り立つよう支援してまいります。

次に、集落営農への取り組み状況でございます。平成18年当時水田・畑作経営所得安定対策の導入に向けて地域懇談会、全体説明会、先進地視察等を実施し、本市における集落営農の可能性を模索してまいりましたが、地域や農家個々にその意識は低く、さらに名寄市は知事特例で面積要件が6.8ヘクタールになったこともありまして、集落営農への取り組みは難しいと判断をしたところでございます。しかし、今後の農業経営のあり方として経営の独立や取引先の信用力向上、就業条件の整備、有能な人材確保を図るため、農業法人化については推進していきたいと考えており、その前段として農業委員会が中心となって推進している家族経営協定の締結農家を促進してまいります。

次に、水田・畑作経営所得安定対策の改善策とその影響についてでございます。本対策は、品目横断的経営安定対策から名称が変更となり、地域の要望にこたえ、実態に即した見直しが行われているというふうに押さえております。主な見直しの内容につきましては、1つは面積要件が見直され、地域水田農業ビジョンに位置づけされている地域の担い手については市町村の判断で本対策に加入できるようになりました。2つ目は、北海道や九州などの先進的な小麦産地やてん菜産地においては、地域の生産力に見合った収入が確保されるよう本対策とは別途の支援策が講じられました。3つ目は、収入減少緩和対策の充実で、万が一収入減少が10%を超えることがあった場合には、10%を超える収入減少に対して農家の積立金の拠出なしに国の負担分による補てんが行われるこ

ととなりました。4つ目には、交付金の早期払い、申請手続の簡素化が図られることになっております。まだ詳細が示されていない段階ですが、本市においては面積要件の見直しで約50戸が新たに参加できる可能性があると考えており、JA等関係機関、団体と連携協力して制度改正の迅速かつ適正な対応をしております。

次に、企業等の農業参入についてお答えをいたします。平成17年2月の農林業センサスによりますと、名寄市においては耕作放棄地が59ヘクタール存在しており、農業者の高齢化、後継者不足などから、今後においてさらに耕作放棄地の発生が懸念されることを踏まえ、耕作放棄地の解消対策の一環として、市、JA、農業委員会において協議検討を重ねてまいりました。その結果として、特定法人貸付事業の導入に向け、農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想の見直しを進めているところであります。参入企業の決定に当たっては、特定法人貸付事業実施要綱を設置し、特定法人審査会設置規定に基づき、十分な協議、審査を行い、名寄市農業・農村振興審議会に諮問し、調査、審議の上、承認決定することとしております。

なお、農業経営に意欲を持って取り組んでも成果が上がらず、志半ばにしてリタイアする可能性も示唆されておりますが、事業の参入に当たっては審査会の中で十分な精査を行うこととし、万が一の場合を想定し、契約の解除に伴う農用地の地権者への返還または借賃の納入を前払いとする対策等を講じてまいります。

次に、農業政策の有効的な取り組みについて、鳥獣害の対策事業についてお答えをいたします。国は、鳥獣被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するための新法、鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律が2月21日に施行されました。内容は、国の基本方針に基づき、市町村が被害防止計画を策定した場合、都道府県にかわって市町村みずから被害防止のた

めの鳥獣捕獲許可の権限が行使できることとなっており、財政面では交付税の拡充や補助事業が受けられることになっております。補助事業は、鳥獣害防止総合対策事業と称し、鳥獣害防止総合計画を策定した地域において個体数調整、被害防除、生息環境管理の取り組みを進め、具体的には狩猟者の減少に対応した捕獲体制の整備、捕獲鳥獣を地域資源として活用する処理加工施設の整備、侵入防止策の整備、箱縄、捕獲機材の整備などの対策について補助が受けられることになっております。当市においてもここ数年エゾシカの被害が増加しており、JA調査によりますと平成16年1,340万円、平成17年2,050万円、平成18年3,500万円と被害額がふえております。これまでも猟友会に依頼しての駆除や農家みずからのわなによる駆除のほか、中山間事業を活用して電牧柵の設置による侵入防止を図って対応しているところです。新規事業の取り組みに当たりましては、まだ詳細な情報を得ておりませんので、内容を精査し、関係団体と協議検討してまいります。

次に、担い手の当市に対する支援事業についてお答えをいたします。国は、平成19年度から水田・畑作経営所得安定対策の導入に伴い、各種の担い手育成、確保支援対策を予算化し、事業の効果的な推進を図っております。当市においてもJAと協議し、農家に事業の周知を図りながら、事業の採択に向けて努力をしてまいりました。平成19年度の事業の実績としては、担い手経営革新モデルの実験事業、採択2戸、補助金4,622万円、特定対象農産物の生産支援事業、採択23戸、補助金6,075万円、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業、採択1戸、補助金920万2,000円、スーパーL資金の無利子措置、対象42戸、融資額4億5,017万円となっております。平成19年度は、採択要件のハードルが高いことや予算が十分確保されていない状況から、希望を満たす状況にならなかった実態でございます。平成20年度の事業実施に向けては、既に農家にお

ろしている事業もございいますが、採択要件の緩和や予算も上積みされていることから、事業の採択に向けJAと連携して取り組んでまいります。

次に、食育の推進についてお答えをいたします。平成17年6月食育基本法が制定され、国ではその推進のために食育関連予算を計上し、内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省ごとに対策を講じております。交付金事業、補助事業の採択にはハードルが高いことや実態に合わないなどの課題がありますが、現行の各種事業の活用について当市が進める食育推進に有効で可能かどうか検討してまいります。

次に、保健福祉行政についてお答えをいたします。後期高齢者医療制度の市民周知についてお尋ねがありました。本年4月からスタートする後期高齢者医療制度については、これまでも広域連合はパンフレットやテレビ等を活用して市は広報紙で周知を図っております。さらに、昨年11月まちづくり懇談会を14カ所、本年1月から老人クラブや町内会に出前トークによる説明会49カ所を開催しているところであります。説明会では、年齢要件でこれまでの保険からこの保険へ移行すると、医療給付内容や窓口負担に変更ないこと、保険料の早見表を配り、国保税と比べると保険料が若干低目になったこと等を説明してまいりました。参加された方の反応はよかったと認識をしておりますが、3月下旬には既に75歳に到達されている方に保険証の送付が始まり、また年金年額が18万円以上の方には4月の年金から保険料の引き落としが始まります。説明会に参加できなかった方には、保険証の送付や年金引き落としの通知により戸惑うことも想定され、これらの方に対する窓口や電話による対応についてきめ細かい説明を行い、理解を得られるよう努めてまいります。

次に、特定健診、特定保健指導の実施対策についてでございます。名寄市の国保が行う特定健診と特定保健指導の実施計画では、検査対象となっている被保険者数は約6,000人で、平成25年

度における健診率の到達目標値は65%となっております。本年度は初年度であり、このうち25%の実施を目標として準備を進めております。なお、目標が達成されない場合、ペナルティーが科されるので、計画的に健診率の向上を図ってまいります。健診の実施方法は、保健センターで行う集団検診方式、旭川がんセンターに向かう個別検診方式、さらに人間ドックを受診する3方式を計画しております。特定健診の自己負担額については、国及び道から一定割合で助成があり、健診率向上のためこれまでと同様に国保被保険者については無料で実施してまいります。健診の実施時期については、地域や産業形態に配慮し、嘱託保健師1名を新たに配置し、体制を強化し、特定健診及び特定保健事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、子育て支援センターの実態と今後についてお答えをいたします。子育て支援センターにつきましては、現在名寄地区に中央保育所のちゅうりっぷと東保育所のさくらんぼの2カ所にほっと21の施設も活用をしながら週5日間、風連地区は委託事業で風連さくら保育園のこぐまで週3日間子育て支援センターを開設し、保育士をそれぞれ2人配置して、育児の悩み相談、絵本の貸し出し、お母さん同士の情報交換の場の確保などに取り組んでおります。2月末までの延べ利用人員は、中央保育所が2,417人、東保育所が2,953人、ほっと21、4,296人、風連さくら保育園1,896人となっております。また、設置数につきましては平成17年度に策定いたしております次世代育成支援行動計画、名寄ひまわり子育てプランでは、平成21年度末の目標を3カ所と予定しておりました。しかしながら、現在平成21年4月1日をめどに中央保育所を閉鎖して認定こども園を開設をする計画を進めており、この認定こども園は子育て機能が必置となっておりますので、利用状況を見ながら対応してまいります。

次に、こんにちは赤ちゃん事業についてお答え

をいたします。近年少子化や核家族化の進行により子供とのかかわりが少ないまま親になる場合が多く見られ、父親の育児参加は進んでいるものの、周囲からの支援が少ない中で孤軍奮闘している子育て家庭が増加しています。こんにちは赤ちゃん事業では、生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、母子の健康状態の把握や子育てのさまざまな不安や悩みを聞き相談に応ずるほか、子育て支援に関する情報提供を行うなど事業を展開してまいります。特にこの時期に適切な支援を行うことは、子育てに不安を持つ親にとって心強いサポートであり、近年問題となっております児童虐待の未然防止と早期発見につながることもあり、大変重要なものと考えております。直接家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握と助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスの提供に結びつけてまいります。訪問の対象は、赤ちゃんの生まれた全世帯で名寄地区270件、風連地区30件、その他里帰り中20件、計320件を予定しております。実施に当たっては、嘱託保健師1名を専門に配置し、従来から実施してまいりました新生児訪問や子育て教室を拡充する形で取り組んでまいります。

次に、環境問題についてお答えをいたします。環境問題の具体的な取り組みについて、最初にリサイクルの推進、ごみ減量化等についての今後の啓蒙活動についてのお尋ねでございます。環境問題の一つとして、廃棄物対策も重要な課題であり、リサイクルの推進とごみ減量化はCO₂の削減、資源の節約に深く関連性があります。これまで家庭系ごみの有料化の取り組み、分別収集の実施と啓発活動により総排出量の減少と資源化が推進されましたが、時の経過で総排出量はほぼ横ばいの状況となっております。少子高齢化が進行する中で、資源集団回収実施団体回収量の減少と総排出量に占める事業系ごみの比率が高くなり、取り組まな

ければならない課題が明らかになっております。最近のリサイクル及びごみ減量化の取り組みとして、紙製容器の分別、レジ袋抑制、廃食用油の資源化などがありますが、量的効果のほか周知啓発効果が期待でき、今後もさまざまな分野に拡大してまいりたいと考えております。本年7月に北海道洞爺湖で環境サミットが開催をされます。新たな取り組みとして、地球温暖化防止対策に関する講演会の開催や各学校での巡回パネル展等を企画し、ごみ減量化やリサイクルの推進が環境にどのように影響するかなどを紹介することにより、意識の高揚を図ってまいります。

次に、市役所内の認識と取り組みについてお答えをいたします。地域温暖化防止対策の中で、市役所も地域内における最大規模の温室効果ガスを排出する事業者と認識し、平成16年度から行財政改革推進計画と連動する中で、ウオームビズの奨励等、励行等で削減対策に取り組んでおり、結果も公表してまいりました。本年3月末に平成23年度までの5年間を計画期間とし、二酸化炭素排出量の削減、目標数値を設定した市役所みずから取り組む名寄市地球温暖化防止実行計画を取りまとめ、暖房燃料、電気、水道料など光熱水費のほか、車燃料など各部における進行管理を検証し、一層の削減に取り組んでまいります。

なお、計画書に職員の家庭における地球温暖化防止対策を実行し、地域への浸透、推進の役割を担うよう明記したいと考えております。

次に、バイオエネルギー、廃食用油の再利用の今後についてお答えをいたします。昨年9月から給食センター等の市公共施設から排出される廃食用油のリサイクルを実施しており、本年2月に市内業者と協定を結び、その提供した量の20%相当のバイオディーゼル燃料を市に還元をしていただくことになりました。提供された燃料は、軽油の代替燃料として公用車に活用し、地球温暖化防止対策及びごみ減量化の広報活動に役立てたいと考えております。また、飲食店等事業者には既に

ごみ減量化と有価物として照会を行っており、今後は一般市民を対象に市役所庁舎など拠点回収や町内会等の団体による回収システムの構築に取り組んでまいります。バイオエネルギーの取り組みとしては、名寄市、名寄市立大学、農協等産学官で組織された道北型アグリエネルギーE10研究会で現在稲わらなどソフトセルロースの利活用を中心に研究、協議を進めております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） おはようございます。私からは、大項目の7、教育行政について御答弁申し上げます。

初めに、(1)、名寄市における学力対策につきましては、①と②が関連ございますので、まとめてお答えを申し上げたいと思います。御案内のとおり昨年4月24日に全国学力・学習状況調査が実施され、10月24日にはその集計結果が出されました。このことを受けて名寄市教育委員会では10月31日に名寄市教育研究所に学力向上に向けての改善方策についての検討を依頼したところであります。名寄市教育研究所では、市内各学校から国語、算数、数学の専門教員を招集して、全国学力・学習状況調査指導改善検討委員会を設置して、名寄市における子供たちの学力の状況を分析いたしました。さらに、各学校における今後の指導改善策を検討し、それに適した効果的な実践例を各学校から集めたものを指導改善プランとしてまとめ、本年1月10日に名寄市教育委員会に答申をいたしました。あわせて1月31日に開催されました名寄市教育研究発表大会におきまして、市内全教職員にこの指導改善プランを配付、説明して、各学校において実践を進めていくこととしたところであります。この指導改善プランは、まさしく学校現場からの提案であり、名寄市の取り組みは全道的にも高く評価されております。文部科学省が今年度学力向上に向け、学校の支援策として打ち出した学校改善支援促進事業に

おきましては、道内を4ブロックに分け、各ブロックごとに1地区を指定して支援事業を行うこととしておりますが、上川、宗谷、留萌、網走の各管内で構成する道北ブロックにおきましては、名寄市がこの地域指定を受け、学校改善プランとしてこの取り組みを広く全道に発信することになっております。名寄市教育委員会といたしましては、今後とも子供たちの学力の向上に向け、各学校の取り組みを積極的に支援してまいりたいと考えております。

次に、(2)、学習指導要領案への名寄市の対応についてのうち、①、完全実施に向けた取り組み方針についてお答え申し上げます。文部科学省が公表いたしました新しい学習指導要領案によりますと、現行の学習指導要領における生きる力をはぐくむという理念を実現するための具体的な手だてを確立するとの観点から、言語活動や理数教育の充実、伝統や文化に関する教育、道徳教育や体験活動、外国語教育の充実をうたっております。また、これを実現するために小中学校においては総授業時間数を増加して確かな学力の定着を図るとしてあります。完全実施までの取り組みについてであります。文部科学省では今年3月末に告示を行い、その後1年間の周知期間を設け、平成21年4月から移行措置を開始するとともに、一部先行実施を行い、小学校においては平成23年度から、中学校においては平成24年度から全面实施する予定となっております。名寄市教育委員会といたしましては、平成20年度において各学校における新学習指導要領についての研修を行うとともに、名寄市が行っております国際理解教育や各学校がそれぞれの地域の特色を生かして進めてきておりますさまざまな教育活動と新しい学習指導要領との整合性を図り、平成21年度から始まります移行期間において教育課程の編成を遺漏なく進めていけるよう指導してまいります。

次に、②、総合学習の検証と今後の取り組みについてであります。総合的な学習の時間につき

ましては現行の指導要領では小学校においては年間105から110時間、中学校では年間70から130時間の間で各学校の教育課程に基づいて行われてきております。名寄市におきましても各学校ごとに地域等の実態に合わせて、栽培活動を通じた農業体験やボランティア活動、国際理解教育としての英語活動など体験活動を中心としながら、さまざまな学習活動を展開してきており、成果を上げてきております。この総合的な学習の時間は、制度ができて6年を経過する中で、実践記録の累積などの形では成果が報告されるようになってきておりますが、ただいま議員のお話にもございましたように、確かな位置づけの中での検証は全国的に見ても十分になされてきたとは言えないものがあります。新しい学習指導要領案では、総合的な学習の時間は小学校においては70時間、中学校では50から70時間とされており、現行よりも年間の授業時間数が削減されることになり、内容的には地域の人々の暮らし、伝統文化についての学習、中学校においては職業や自己の将来に関する学習活動が新たに加えられております。名寄市教育委員会といたしましては、2名のALTと委託契約による外国人講師派遣事業により、全小学校に外国人講師を派遣して英語教育の充実を図ってまいりましたが、このたびの改定では小学校高学年に外国語活動が位置づけられたことに大きな自信を得ているところであります。今後ともこれまで各学校において取り組まれてきました総合的な学習の時間の成果を新しい学習指導要領の中に生かしていけるよう検証を重ね、各学校を支援してまいりたいと考えております。

次に、③、保護者への理解と協力のあり方についてお答え申し上げます。改訂が予定されております新学習指導要領案では、算数、理科、体育や小学校低学年の国語、また中学校の英語の充実を図るなど、それぞれの授業時間数が増加されております。また、道徳教育の充実や小学校高学年では新たに外国語活動が付加されることになってお

ります。これらのことから、1週間の授業においては小学校低学年で2時間程度、中高学年や中学生で1時間程度の授業時間が増加されることとなり、子供たちの下校時刻にも変更が生じるものと考えられます。このように学習内容とあわせて子供たちの生活リズムにも変更が出てくることから、保護者等への理解と協力は不可欠であり、広く周知をしていく必要があるものと考えております。新しい案では、1年間の周知期間を設け、その後の小学校においては2年間、中学校においては3年間の移行期間が設けられておりますが、名寄市教育委員会といたしましては正式に告示になりましたら、その周知期間等を通して教職員の研修はもとより、各学校において保護者等にも十分な理解が図れるよう保護者会や学校だよりなどあらゆる機会を通して周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、(3)、学校給食における食の安全についてお答え申し上げます。まず初めに、地場農畜産物の利用率と外国産食品の利用状況についてですが、学校給食で使用する食材の調達につきましては、端境期を除いて地場産品の活用を献立づくりの基本としております。平成18年度実績で主食のお米は、減農薬特別栽培米ほしのゆめ相当米約32トン、毎月1回行事食としての赤飯に使用するはくちょうモチ米約2.3トンの全量を年間契約で地元産を購入しております。また、主要野菜ではジャガイモが地元産57.5%、タマネギが地元産23.0%、ニンジンが35.8%、キャベツ37.0%、白菜32.6%などとなっております。肉類では、豚肉、鳥肉とも地元の肉屋さんより道内産を購入し、牛肉は使用しておりません。また、おみそは年間約2トンを使用し、そのうち約1トンは地元2農畜産加工グループより手づくりみそを購入しております。食材の調達に当たりましては、従来から地元になれば道内産、道内産がなければ道外産と指定して購入しており、外国産は使用しておりません。

次に、②、今後の献立と給食費への影響についてでございますが、現在の給食費は昨年4月の学校給食センターの統合により、違いがあった旧名寄、旧風連学校給食費の単価を合同学校給食会で検討し、統一したものであります。昨今の原油価格の高騰に伴い、学校給食用の物資価格も本年4月より乳製品、しょうゆ、みそ、小麦粉製品、食用油等において平均10から15%の値上げが予定されております。しかしながら、学校給食費は昨年改定したばかりでもあり、できる限り値上げを抑え、現在の額の範囲で良質で安全、安心な地場産を中心とした国内産の食材を使用しての学校給食の供給に努めてまいります。

次に、学校給食供給施設の現状と整備方針についてお答え申し上げます。名寄のように共同調理場方式で運営する給食施設では、全道的に主食の供給に当たり1日の調理食数が大量のため、炊飯、パン製造を民間業者に委託する方法で実施しております。名寄の学校給食も昭和41年4月にセンター方式によって全小中学校へ給食を開始して以来、民間業者に委託してまいりました。このたびその当時より炊飯、パン製造に携わっている委託業者より工場及びパン製造機ともに約50年を経過し、老朽化が顕著なことから、今後衛生面に配慮した安全、安心な学校給食を継続していくため、市の遊休施設の貸与とパン製造機の購入補助の要請がございました。教育委員会といたしましては、今後の学校給食の安定した供給を考え、学校給食の実施に必要な施設として市が設備を整えて、引き続き現委託業者に業務を委託することで検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長(小野寺一知議員) 黒井議員。

○18番(黒井 徹議員) それぞれ丁寧に答弁をいただきましてありがとうございます。ちょっと持ち時間が2時間程度という中で、ほとんど時間がないので、それぞれ再質問というわけにいきませんので、感想も含め、あるいはこれから予算

委員会も開催されますので、細部にわたっては予算委員会ということになるのではないかなというふうに思います。

それで、まずは市長の今回の市政方針あるいは予算の立て方について、それぞれ考え方を伺いました。やはり財政厳しい中でどこにめり張りをつけて予算を組むかというのは、本当に大変な作業だなというふうに思います。それぞれの分野、それぞれの業界から、あるいは市民生活レベルから、いろんな要望あるいは切望するものが多くあるのではないかなと思います。そういった意味では、トータル的なバランスが必要になってくるのではないかなというふうに思います。ただ、私としてはやっぱり市長が考える、いわゆる特徴的な事業について推進していただきたい、あるいは総合計画の前進を念頭に置いてやっていただきたいなというふうに思います。そういった中では、基幹産業の農業振興等についても十分御理解をいただいていますし、あるいは夢の持てるまちづくりでは天文台の建設を着実に進行しているということについては評価をさせていただきたいなというふうに思います。

非常に財政厳しい中での事業選択ということでございます。1つ伺っておきたいのは、合併後心の統一ということで進んでいますけれども、いろいろ行政のスリム化という中ではいつの時点からかはやはり名寄庁舎、風連庁舎の統合等も、これは考えていかなければならぬというふうに私は思っています。そういった中で将来いつの時点でそういうことを考えられるのか、市長の考え方、即統合を目指すという意味ではないですけれども、やっぱりそれは考えていかなければならぬと。いわゆる心の合併ができれば、そういう壁を取り払って1つのまとまった庁舎、まとまった執行体制というのが必要でないかなというふうに思いますので、そこを1点伺っておきたいと思います。

それから、病院関係でございますけれども、医師の確保、看護師の確保ということについては日

常大変苦勞されているのではないかなと思います。そういった意味でいろいろ運営改革をしていくことが重要になってくると思います。士別との連携統合等については、それぞれ今協議をしていると思うのですが、先般新聞にも出ていまして、改善計画云々、あるいは累積の債務に対する無利子助成事業、補助事業も視野に入っているというようなことですが、それも7年間というふうに見ていましたけれども、士別の病院の再建計画をきちんと立てるのは難しいのではないかなという気がしていますので、なかなか統合というのは無理ですけれども、医療体系、この北部圏の医療体系を担う上で、どの程度士別と連携していけるのか、今は医師派遣等もやっていると思うのですが、そこら辺について再度伺いたいと思います。いろいろと病院は医師派遣あるいはサテライトの中でかなりセンター病院としての役割は果たしていると思うのですが、その分医師に負担をかけているという懸念がありますので、そこら辺も含めて1点伺いたいと同時に思います。

商工行政ですけれども、これは今まさに中活の協議をしているところでございますので、現段階では多く述べることはできませんけれども、1つは今ポスフルのところは通学路でございますので、やっぱり一番気になるのは交通対策、後ほど一般質問でもどなたかがやると思うのですが、ここはしっかりと向こうと協議をしていただきたいというふうに思います。ポスフルの関係はそうですし、それから観光行政の中では今道の駅がオープンする中では、私もこの間駅サミットに出させていただきまして、この40号線、天塩川流域の中での統一ブランドといいますか、やっぱり連携の力でやっていく必要が基本的にはあるなということで、名寄が一番後発ということになると思うのですが、名寄市が音頭をとりながら、リーダー的存在でこれらもきちっとやっていただきたいなと。市民の中には、バイパスが開通するとそれぞれの道の駅は不要になるぞという

御意見もございますので、わざわざ高速おりても道の駅に寄って情報を得る、あるいはあそこの食べ物おいしいというような、統一したときにはそういう道の駅に発展するように、名寄もリーダー的な存在を発揮していただきたいなというふうに思います。

それから、農業問題ですけれども、それぞれ担い手対策はやっていただいているのはもう周知をしています。そういった中で担い手、あるいは小規模には担い手は余りいないのですけれども、従来は小規模農家がいろんな工夫をして、集約的な営農、ハウスですとか特殊作物をつくって、名寄市の一つの農業の姿というのをつくってきたのです、もう20年ぐらい前ですけれども。今は、大型化でどんどん集約をされていますけれども、いま一つ小規模といっても昔の小規模と規模が違います。今の小規模は、もしかすると15ヘクタール以下でも小規模と言えるのではないかなと思います。そういった意味での小規模という概念を私は持っていますので、そういう経営者に対する新しい観点から工夫や技術といったものを吸収できるように、それがさらに膨らんでいけるように、それが名寄市の農業振興につながるような施策をしていただきたいという意味で、必ずしも後継者のいない年寄りの世帯を言っているわけではなくて、規模、小規模の形態が違うという意味での振興をやっていただきたいと。集落営農については、もう答弁ありましたけれども、そうだろうなというふうに思います。それがまたある必要性に応じて自然発生的に集落営農に戻ってくる場合もあるのですけれども、今の段階では行政が判断しているところではないかなというふうに私も感じています。

1つ伺いたいのは、国の政策の有効的な利用というようなことで、鳥獣害対策についてはもう少し資料を研究していただきたいと思うのですけれども、これは中山間でやっていますけれども、これトータル的にやる意味ではそういう事業を取り

入れて、若干生産者に負担もかかると思うのですけれども、これはトータル的にやっていかなければならぬのではないかなと思います。随分被害もふえているという報告も私聞いていますので、これは何とかお願いしたいのと、それから担い手に対する支援事業もそれぞれやっていますけれども、後でいいのですけれども、研究してほしいのは、もう既に既存の投資額の、あるいは融資残ですか、それらが経営を圧迫しているものがありますので、補助事業も含めて新規ではなくてそれらに対する長期あるいは低利の再度融資といえますか、再度資金対策というのがあるように聞いていますので、これらをもう少し研究をして、この地方で何件か対象になる人がいないのか、この辺は研究していただきたいなというふうに思います。

余り時間もないので……あと福祉行政、観光、環境問題もありますけれども、環境問題では職員が率先してそういった節約やCO₂排出の削減に取り組んでいくことが肝要でないかなと思います。いわゆる市職員みずから、我々もそうなのですが、率先して取り組んで、市民に波及することがねらいだということで、小さなことからやっていかなければならぬなというふうに思っていますので、みずからも含めて市職員にも頑張っただきたいなというふうに思っています。

それから、教育行政、この間ゆとりだ、ゆとりだと騒いでいたのが、そして学力低下、今度詰め込みというふうにはならないと思うのですけれども、時間数をふやして学力をアップするのだというような、本当に子供たちはそのときを過ぎていくのですけれども、これは将来に与える影響というのはいろんな意味で出てくるのではないかなと思います。総合学習なんかは、私なんかはいい学習方針だなというふうに思っています。いわゆる郷土を愛したり、あるいは職業を勉強したり、あるいは自然、環境を勉強したりというようなことでいろいろ工夫を凝らしてやっていた事業を減らすことはないのではないかなと。ここは、もう少し

確保していただきかったなというふうに思うのですが、今後ともそういった人間性豊かな名寄らしい教育を実施できるようにお願いを申し上げたいというふうに思います。

1つ、給食に関しては、外国産を使っていない、あるいは地場産はかなりのウエートで使っているということ、感心をして聞いていました。その時期、時期に応じて地場産を……議長、もう少しよろしいですか。仕方ないなという顔しているのですけれども。地場産を使っていただくように努力していただきたいなというふうに思います。いつだかの新聞に国産あるいは地場産を高めると給食費は3倍にもなるというような近隣市町村の新聞報道がありましたけれども、名寄はそんなことないのではないかなというふうに思っていますし、そういうことがないか、あるいは給食費を地場産を、北海道産を使っても今のまま抑えられるのか、再度そこは答弁求めたいというふうに思います。一応何点が答弁いただくところも上げましたので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 風連と合併をして、この4月以降3年目ということになります。これまでのまちづくり懇談会等の中でも市民の皆さんから庁舎の統合の考え方等も含めてお話を伺いましたが、私は昭和の大合併の反省の上に今回の風連との合併があると、こういうふうに認識をしております。2つの建物をそれぞれの機能分担を分けて分庁方式ということでありまして、市民の皆さんからこの2年間のいろいろなお話の中では、一部の皆さんから庁舎に出向くことに対する距離感のお話等がありましたけれども、おおむね職員のほうがカバーをして、市民の皆さんにはできるだけ不便をかけないというスタンスで執行に当たってまいりました。これらの中で職員の融和の面を考えると、それぞれの庁舎に機能分担をしたことによって人事の交流等を2回、もう既に一昨年、昨年と実施をしております、一体感が保たれて

きたなと、こんなふうに考えておきまして、統合してもやはり総合窓口的なものはこれからも残していかなければならぬということでもありますから、いましばらくは2つの庁舎を有効活用する機能をしつかりと維持していきたいと、こんなふうに考えているところであります。

病院の広域連携の部分につきましては、医師がきちっと充足をされた上での機能分担ということであれば非常にわかりいい広域化の作戦といたしましょうか、戦略がつけられるわけですが、今は退職をした医師の後補充がつかないという苦渋の選択の中での広域連携に、決めつけるわけではありませんが、そういう状況が続いております。したがって、私ども事務レベルではいろんなシミュレーションをやってみました。例えば名寄は急性期の患者さんを中心にして受け持つ。土別の病院施設については慢性期を中心にして受け持つということで、診療収入等がどういうことになるかというシミュレーションをやってみたのですが、なかなか双方ともにいいという答えには結びつきませんでした。ですから、今の旭川医科大学における方針で小児科、産科については名寄に集中をしているという、こういうこともありますから、どうしてもやはり大学との地域医療に対する医師の派遣のスタンスというものもしっかりと確立をしないと、土別、名寄の両当事者だけで問題解決を図ろうとしても限界があると、こういう状況でございます。

なお、地元の保健所長にも積極的に入っていたいて、これらの継続した議論をしていこうと、こういうふうに進めております。

ポスフルの交通対策については、計画書では千数百台の駐車場ということでもありますから、恐らく土曜、日曜が中心なのかもしれませんが、相当8号道路、17線道路については混雑をするのではないかと、こういうふうに想定をしております。近くに小学校、中学校がありますから、まずは市民の皆さんがそうした買い物の車の流れに巻き込

まれて事故等が発生しないようにというのが最大の不安事でございます。ポスフル側からは、徳田1号線ということで、国道から西のほうに未整備の市道があるのですが、その歩道等の拡幅整備をすると、こういうお話も承っております、私どもの申し入れたことに対してはしっかりと対応すると、こういうようなお話を承っております。実際に今これらが回転をしてどのような流れがあるのか、先ほどもお答えをいたしましたけれども、しっかり現地のそうした流れを押さえながら、さらなる安全対策ということに心がけていきたいと、こんなふうに思っております。

道の駅につきましては、確かにバイパス等の整備がされて既存の道の駅はどうなるのかと。このことについては、不安の要素はもちろんあります。しかし、これからの時代に急いで長距離を走らねばならぬ人、スピードを一定程度保持して歩くということがあります。また、時間的にゆとりのある人で一つの地域探訪、そういうことの魅力を持たせることで引きつけることができるのではないかと。先日のサミットの中では、一道の駅がいろんなことをやってもそれは点でしかない。線で結ぶことによって、あるいは面的なものを持たせることによって一定の魅力を持たせることができるのではないかと。道の駅の所在地の首長が一応駅長ということになるのだそうでありまして、定期的に所在地の駅長会議を持つのではないかと。あるいは、設置の担当者あるいは指定管理者を含めた定期会合を開催することでいろいろな連携強化を図っていこうと。前回のサミットの中では、そば街道というネーミングをつけてそばを食べ歩くというような魅力をというような提言等も実際にいただいておりまして、しっかりとこれらの取り組みをして、そのことがまた情報発信にもつながるのでないかと、こんなふうに考えているところであります。

農業の担い手の関係では、昨年4月に品目横断の国の大きな改革案が出ましたけれども、1年

を経過せずしていろいろな政策の矛盾というものが出てまいりました。水田、畑の所得保障ということで、名称も変わっての政策転換がされているわけございまして、私どもこのことについてはしっかりとこれからも地域に密着をした政策でなければ国が幾らそうした全国一律の政策をなし遂げようと思っても、それはうまくいかないという今回の経験も踏まえて、一定の経営規模に満たない農業者にあってもしっかりと国が食料自給率の向上やいろいろな地域産業の振興に頑張っている皆さんに対する受け入れられる政策に今後も努力をしていきたいと、こんなふうに考えております。一昨年、昨年と名寄市ではアスパラガスを冬期間採取できるような努力、実験事業も進めていただいております。これらについては、もちろん価格の面がついてこなければ生産者の皆さんの努力が報われないということにもつながるわけですが、ぜひ冬期間であっても新鮮なアスパラガスを食べられるということは消費者の皆さんに強く訴えて、消費拡大ということにもつながればなど。花卉等についても努力をしていただいている農業者の、やはりこれからの水準向上、生活水準が向上することによって家庭内等で花の動きが出るというふうに言われておりまして、期待できる分野ではないかと、こんなふうに思っているところでございます。

鳥獣被害等については、近年特にシカの発生、これは生育頭数の増というのが多いのだろうと。今回出ましたのは、そうした駆除をする一定の地域で任意的な捕獲等ができる、しかも捕獲したものを加工もできというようなことも含めての計画になっているのではないかと。ただ、一自治体でそういうことが事業としてうまく取り組めるかという、そうはいかないと。やはり山間農地を持っている自治体の連携、これもそのような共同事業等をこれから取り組んでいかねばならぬものだなと、こんなふうに考えております。

既存農業者の資産購入、土地ですとか、あるい

は農機具等の購入に対して、このような生産物価格の低迷が続いていると、どうしても計画償還ができないと。そういう悩みについては私どもも伺っております。金利の軽減策ということで、JA等とも協議をした経過もありますけれども、金利の軽減ということも一つの手法でありますけれども、償還の期間の基準改定といいますか、そういうことも含めて課題だなど、こんなふうに認識をしているところであります。

環境問題につきましては、今までもささやかに取り組んでいるわけではありますけれども、ことしの洞爺湖サミットを機に市民の皆さんに啓発をしっかりとすることによって大きくCO₂の排出規制も含めてにつながるのではないかと。けさの新聞だったかもしれませんが。公用車でアイドリングで停車しているのをという文章が載っておりました。私もやはりカナダへ行ったときに感じたのですが、秋口でありましたけれども、車とめるとエンジンが完全にとまって、やはり観光立国カナダの国民の意識の高さというのには感心をしました。バスに戻ってきますと、バスの中は蒸しぶろのような状況になっているのですが、それはもう既に超越をしているわけでありまして。しかも、排気ガスの排気等は緑地のほうに向けないで駐車をする。頭のほうから駐車場に入るといって、こういうことがマナーとしても確立をしておりました。このことは、日本でもこれから環境問題を考えるときには皆さんができることであると。こういうことも含めて、しっかりと意識の高揚を図っていかねばならないと心しているところであります。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいま総合学習についてお話ございました。現行は105時間程度小学校では実施されていますが、新しい学習指導要領では70時間程度と。35時間ぐらい減るといってございまして。しかし、ただいま議員のお話のように名寄で大きな成果を上げた取り組みについては決してやめるのではなくて、これからも

継続していきたいと。そういう中で名寄っ子らしいというのでしょうか、人間性豊かな子供を育てていきたいなど、こう思っているところであります。

また、学校給食につきましては、国のガイドラインでは地場産品の利用はおおむね35%程度というふうに言われているところでございます。しかし、名寄はこれまでも地場産品の活用に努力してまいりました。その結果、現在はお米も含めまして60%程度地場産品を使っている。このことを考えますと、地場産品を使うことによってすぐに給食費の値上げというふうにはつながらないのではないかと、こう考えております。他の市町村ではかなり窮地に陥っているところもあるやに聞いているのでございますが、名寄の場合はそのことによって値上げというのは当面は考えなくてもいいと。ただ、諸般の情勢がございまして、この辺あたりはしっかり吟味していかなければならない。少なくともできるだけ値上げは抑えながら、来年度も頑張りたいと、このように考えております。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） 特に再質問はございません。大分時間も経過して、議員の皆さんに御理解をいただきましたことをお礼を申し上げて終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で黒井徹議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時17分

再開 午後 1時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成20年度市政執行方針と予算編成について外5件を、高見勉議員。

○13番（高見 勉議員） 議長より指名を受けましたので、会派の同僚議員の一般質問との重複

を避け、市民連合を代表いたして質問をいたしたいと思います。

最初に、平成20年度執行方針と予算編成について質問をいたします。2000年に機関委任事務を全廃した地方分権一括法が施行され、それに続く三位一体改革では地方への3兆円の税源移譲が実現したものの、5兆円を超える地方交付税の削減、国庫補助負担金改革がなされました。結果、税源偏在も相まって都市と地方の格差拡大、国庫補助率の引き下げによる公共サービスの切り捨て、地方への財源負担の転嫁が行われ、三位一体改革で目指した税財政の分権改革は未完のままになっていると思うのであります。こうした中、第2期の地方分権改革を推進する地方分権改革推進法が成立し、地方分権改革推進委員会が昨年11月に中間的な取りまとめを出され、ことしの春以降第2期分権改革が本格化するのではないかとされており、この間の分権改革に対する市長の基本認識についてまず所見をお伺いいたします。

また、中間報告では都道府県から市町村への権限移譲の法制化が盛り込まれておりますが、既に北海道では平成17年3月に道州制に向けた道から市町村への事務権限移譲の方針が策定され、現在の道の事務事業約1,200、権限約4,000のうち、市町村への移譲対象を事務事業約200、権限移譲約2,000の移譲リストを作成し、毎年市町村に移譲要望が照会をされておりますが、名寄市での平成18年、19年度で受けた移譲件数と20年度における移譲予定についてお伺いをいたします。

次に、協働のまちづくりに向けた具体的な取り組みについて伺います。市長は、合併以降新市のまちづくりに向け、名寄、風連両地区の市民の融和と一体感の醸成に腐心をされてきたことには理解をいたすところであります。両地区の地域特性を生かし、均衡ある発展に私たちも心するのは当然であります。余り過大に両地区ということを意識し過ぎると、利害調整に走り、新市のまちづ

くりの目的を見失うことにもなりかねないと危惧するところでもあります。したがって、より一層政策、施策の必然性、優先度、透明性を高め、市民の理解と協力を求めることは極めて重要であると思います。市長は、新年度の市政執行方針の基本的な考え方の1点目に、市民が主役の参画と協働のまちづくりを挙げ、自治基本条例の制定と地域連絡協議会の設置に取り組む考えを明らかにいたしました。自治基本条例の制定については、市民懇話会の検討過程においてより多くの市民の声が反映される手だてをとりながら、方向性を見出させていただくことに期待をいたしたいと思います。市政への市民参加と協働のまちづくりについては、これまでも自治基本条例のほか、市民の意見、提言を市政に反映をするパブリックコメント制度の導入についても提言してまいりました。具体的にパブリックコメント手続条例を制定すべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

地域自治区について考え方を伺います。合併に伴う協議会において、基礎自治体における住民自治充実や行政と住民との協働推進のための新しい仕組みとして、風連地区に合併特例区を、名寄地区に地域自治区を創設し、よりよい市民自治のあり方をつくり上げることを確認されたとは私は認識をしております。そして、平成19年度の市政執行方針でも市民と行政が協働する仕組みとして、地域自治区の創設に向け協議を進めるとしていましたが、20年度の執行方針では耳なれない、仮称ではありますけれども、地域連絡協議会の設置を進めるとありますが、市長はこれら制度設計に対するどのような見解を持っておられるのか、お伺いをいたしたいと思います。また、市長は市民団体やボランティア、NPOなどの活動を支援するまちづくり推進事業を引き続き実施し、協働のまちづくりを進める旨報告がありましたが、平成20年度において具体的にどのような取り組みをなされるのか、あわせてお伺いをいたしたいと思います。

次に、予算編成について伺います。20年度一般会計の予算案は、懸案事項の実施ということで大型のハード整備事業も多く盛り込まれ、対前年比実質2.7%の伸びとなる予算編成がなされました。私は、思い切った積極的な予算編成がなされたという思いと、一方で収支の不足を6億1,000万円にも及ぶ基金の取り崩しにより賄うことに今後の財政運営に不安を覚えるところでもあります。歳入の大宗をなす地方交付税は、歳入歳出一体改革の名のもとに昨年より実施をされた新型交付税で20年度においても基準財政需要額の算定経費の切り込みが見られましたが、その影響額ほどの程度と見込んだのか、また創設をされた地方再生対策費を含めた今後の地方交付税の見通しをどのように押さえておられるか伺いをいたします。さらに、今後の基金運用の考え方についてもあわせて伺いをいたしたいと思っております。

2点目に、総合計画と中期財政計画について質問いたします。多くの市民の協力を得て策定をされた新市の総合計画は、平成19年度から28年度までの10カ年の計画でスタートしております。計画は、御案内のとおり基本構想、基本計画、実施計画で構成をされ、基本計画、実施計画ともに前後期計画各5年に振り分けられ、実施計画は事務事業の内容や事業期間などを定めることとされております。しかし、現段階では実施計画の概要という形では示されておりますが、私は少なくとも計画年度を明らかにした前期実施計画をしっかりと私ども市民の前にも提示をすべきと考えますが、その考え方について伺いをいたします。

地方財政健全化法について伺います。この法律は、もう御案内のとおり平成21年4月から施行をされますが、平成19年度決算から健全化判断比率の指標を公表することを求められております。これまでの実質赤字比率、実質公債費比率に加え、連結実質赤字比率、将来負担比率の4指標により財政の健全化と再生を図ることになりました。私は、この際4指標と財政指標の開示ルールを明確

にし、財政分析を決算報告書等で明らかにし、財政健全度を議会や市民と共有すべきと考えます。また、これらの指標の審査に加わる監査部門の強化が必要不可欠と考えますが、あわせて市長の見解をお伺いをいたします。

中期財政計画については、地方交付税の動向、基金運用、次年度に継続をされる大型建設事業による普通建設事業費の変化、他会計への繰出金、補助費等できるだけ実態に即した形で計画を見直す必要があるのではないかと考えますが、市長の見解をお伺いをいたします。

3点目に、行財政改革推進計画について質問をいたします。推進計画では、基本的な考え方として改革の必要性、理念、基本方針を明らかにし、全職員が改革と問題意識を持ち、時代の潮流を十分認識し、行財政改革を推進する必要があると訴えられております。私も全く同感でございます。ただ、この種の計画はどちらかというと職員や職場からのボトムアップというより、トップダウンにより策定をされるケースが多いと思っております。それだけに計画推進に当たっては職場議論、研修を重ね、計画に対する認識を深める必要があると思っております。職場職員に理解、認識を求めるため、推進委員会等でどのような取り組みをなされているのか伺いをいたします。

今職員は、行政運営の担い手であるとともに、地域にあっては地域活動の一翼を担うことを求められているのではないかと思います。そうした面でも人材育成の推進は不可欠の課題であると考えますが、具体的にどのような取り組みを予定しているのか伺いをいたします。また、職員のやる気を引き出す人事異動希望制度を積極的に取り入れ、適材適所の職員配置を行うべきと考えますが、あわせて市長の見解をお伺いをいたします。

合併後3年目を迎えますが、現在の組織機構が市民から見てわかりやすく、利用しやすいものであるのか、分庁方式の3部、2部制の評価等を含めしっかりと再点検し、組織機構の見直しを図るべ

きと考えますが、市長の考え方をお伺いをいたします。

4点目に、地域医療と市立総合病院について質問をいたします。自治体病院は、救急医療等の不採算医療を担うなど地域医療の確保に取り組んできましたが、近年医師を初め医療従事者の不足、患者の減少、さらには診療報酬の影響などにより極めて厳しい経営環境に置かれていると思います。少し古いわけではありますが、平成17年度の全道の市町村病院の経営状況は実に72.6%が赤字事業になっているという実態にあります。全国的にもそうした傾向にあることからか、国は昨年極めて厳しい内容の公立病院改革ガイドラインを示しました。前後して北海道が自治体病院等広域化・連携構想を打ち出してきました。当市の市立総合病院は、これまで道北第3次医療圏の地方センター病院として第3次救急医療のほか地域支援事業に積極的に取り組み、その役割を果たしてきたと思います。端的にお尋ねをいたしますけれども、新聞報道による土別市立病院との経営統合は土別市の一方的な願望なのか、広域化連携に対するこれまでの議論経過と今後の対応について、市長の見解をお伺いをいたします。

20年度の診療体制については、佐古院長を初め病院当局の努力により懸念されていた精神科の固定医2名のほか、他診療科の医師の充足が図られたことには敬意を表したいと思います。精神科にあっては、入院患者の制限緩和と病床利用率アップに向けて固定医3名の確保にさらなる努力をいただくことと医師の過酷勤務解消に向けた医師対策と看護師等の確保に向けて今後どのような取り組みがなされようとしているのかお伺いをしたいと思います。

病院運営については、今日まで病院事業長期計画を策定し、病院の有する課題とそれを克服するために必要な経営基盤の強化に腐心されてきたと思います。しかし、病院運営を取り巻く医療環境は年々大きく変化をし、その変化に対応できる運

営基盤を確立するのは極めて厳しいものがあると思いますが、一層の努力を期待するものであります。経営状況は、不良債務の発生は抑えているものの、19年度決算予定では累積欠損金が20億円にも及ぶものと予測をされます。企業努力はもちろんでありますが、これまでの一般会計からの繰り出し基準を見直して、経営の健全化に着手すべきと考えますが、市長の見解をお伺いをいたします。

5点目に、商工業の振興について質問をいたします。中心市街地活性化基本計画については、本年4月から活性化準備会、7月に法定協議会を設立し、年明けの1、2月の内閣府の認定に向けたスケジュールが市政執行方針で明らかにされたので、端的にお伺いをいたします。平成12年に策定された現行計画をしっかりと総括し、現状認識と課題の整理が不可欠と考えるときに、商工会議所、商店街振興組合など民間の意欲や知恵や工夫が生かされる、まさに民主導の計画がより一層実効性を高めるものと考えますが、計画策定に向けての基本的な考え方について市長の見解をお伺いをいたします。また、名寄駅南の旧国鉄官舎跡地を初めとする公共用地の利活用についてどのような計画を予定されているのか、あわせてお伺いをいたします。

次に、風連本町地区の市街地再開発事業について伺います。市街地再開発事業は、20年度着工に向け着々と準備が進められ、大詰めの段階にあると思います。そこで、3点について端的に伺います。1つは権利返還の状況と計画はどのようになっているのか、2つには株式会社ふうれんの今後の役割はどうなるのか、3つには完成後の維持管理体制はどのようになされるのかをお伺いをいたします。

次に、徳田地区の特別用途地域の振興計画について伺います。昨年は、同地区への大型店の出店問題で揺れたところではありますが、是非は別としてこの4月にオープンする現実、またことしに入

り東8号道路を挟む豊栄地区に住宅団地の造成計画、さらに今後の高規格道路のインターチェンジを見据えたとき、同地区の今後に向けた道路整備を含めた振興計画は必要でないかと感じるわけがありますけれども、市長の見解をお伺いいたします。

6点目に、教育行政について質問をいたします。教育行政は、法令における規律密度が高い分野と言われ、裁量の余地がほとんどないとされてきましたが、地方分権改革以降地域主義が確認をされ、例えば学級編制基準の柔軟化、小中学校管理規程における市町村の権限の拡大等々、分権改革は一定の進展を見ていると思うのであります。全道的に見ても地域性を生かした特色ある学校教育が行われている自治体も多く見受けられます。教育都市を標榜する名寄市が独自性を発揮し、他市町村に誇ることができる学校教育の特色は何か、率直に教育長の所見をお伺いいたします。

地域による学校支援の取り組みについてお伺いをいたします。道教育委員会は、小中学校の学習や部活動、安全確保などに地元のボランティアを活用する文部科学省の学校支援地域本部事業に関連し、道内60市町村に地域支援室を新設する方針を明らかにされました。道内でも既に文部科学省の学校支援ボランティアモデル地区の指定を受け、地域ネットワーク委員会を立ち上げ、学習サポート、あるいは課外活動、あるいは環境整備等の活動を実践をしている事例、あるいは土曜日の課外活動を行う土曜クラブの事例等々各地で地域による学校支援が実践をされております。当市においても多少趣旨は異なるかもしれませんが、東小学校のコミュニティーカレッジのすばらしい活動があり、その素地は十分あると考えております。国及び道の補助メニューを活用し、地域における学校支援事業を積極的に取り組むべきだと考えますが、教育長の見解をお伺いいたします。

次に、小中学校の適正配置と学校施設の整備計画について伺います。将来を見据えた市内小中

学校の適正配置計画については、検討委員会を設置し、2年間にわたり精力的な検討と協議を重ねられ、本年1月に報告書をまとめ、教育委員会に答申がなされました。この答申を受け、教育委員会として今後具体的にどのような取り組みを進めようとしているのか、また19年度中にも明らかにするとしていた学校教育施設の整備計画の取り組みについてもあわせてお伺いをし、この場からの私の質問を終わりたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） ただいま高見議員から大項目で6点にわたり御質問をいただきました。最後の教育行政については、教育長からの答弁とさせていただきます。順次お答えを申し上げます。

平成20年度市政執行方針と予算編成について、地方分権改革についての基本的な認識についてであります。平成12年4月の地方分権一括法の施行に始まり、平成18年12月には地方分権改革推進法が成立いたしております。前回の分権改革が国から都道府県への権限移譲がメインであったのに対し、今回の分権改革の大きな特色は都道府県から市町村への分権を強く意識しているという点であります。中でも基礎的自治体は市が中心とされており、どういう権限移譲、規律密度の緩和、さらには税財源の移譲を行うかがテーマとされております。本来の地方自治の趣旨から申しますと、長く続いた中央集権的体制から地方分権体制に移行することは当然の流れであると認識をしております。ただし、現状では権限と財源が一緒に移行していないことに大きな問題が残されております。自治体の自主性及び自立性を高めるためには、権限とあわせて税財源の移譲が不可欠であると考えております。

事務権限の移譲については、合併時216項目の権限移譲を受けておりました。その後平成18年度は合併による組織再編の時期でもあり、受け皿となる部署が確定していないことなどから、移譲を受けておりませんでした。平成19年度は

組織が確定したこともあって、中小企業等協同組合法に基づく事務を初めとして合計5件の権限移譲を受け、現在221項目の事務権限移譲を受けております。現在道から依頼されている特段の条件がなく要望のある市町村が対象の事務権限については、道の条例が整備され次第すべて受け入れるように考えております。しかし、事務権限移譲が進み、移譲される事務権限も技術的専門性を有する職員の配置を必要とする受け入れ体制の整った市町村が対象の事務権限等がふえてきておりますので、今後は住民ニーズの状況を把握し、職員の配置も考慮しながら体制の整備を図り、移譲を受けていく状況になってくると考えております。道内の他の自治体の状況については、中核都市のみが対象のもの、漁業関係や鉱山関係など特定の地域のみが対象となる移譲もカウントされておりますので、単純に移譲された数の比較はできないと考えておりますし、比較の数値も把握しておりません。ただ、先ほど申しあげました北海道からの依頼についてはこたえておりますので、進捗状況は全道平均と考えております。

次に、協働のまちづくりに向けた具体的な取り組みについてお答えをいたします。自治基本条例は、自治体の憲法とも言われ、まちづくりの基本理念と行政運営の基本原則を定めるとともに、市民と行政の役割や責務を明確にしながら協働して個性豊かな活力ある地域社会の実現を目指すものと考えています。本年2月に自治基本条例市民懇話会を設置し、会議の中でまちづくりの基本原則や市民参加、情報の共有など（仮称）自治基本条例に盛り込む具体的な内容について検討をいただくこととしています。懇話会は公開を原則とし、議論の内容についてはホームページにおいて公開をしているところです。市民懇話会の議論の中では、できるだけ多くの市民から意見を伺う機会を設けることが必要であるとの意向が出されており、懇話会での議論の節目にこうした機会を設けていきたいと考えております。また、協働のまちづく

りを進めるために、まちづくり懇談会や市広報、ホームページ、アンケート調査、出前トークなどを通して市民との情報の共有化を図ってまいります。パブリックコメント手続条例については、懇話会での議論経過を踏まえての対応になると考えており、今のところ自治基本条例の制定にあわせて策定していきたいと考えております。

平成16年度の地方自治法の改正により、地域自治組織制度が新設をされました。合併協議会や総合計画において位置づけされた地域自治区こそ、まさにこれを受けたものであります。小学校区単位での地域自治区の創設に当たっては、町内会の理解と協力が不可欠であり、昨年6月から9月にかけて町内会連合会や地域の町内会と協議を進めてまいりました。11月から12月にかけてのまちづくり懇談会では、小学校を会場として校区の皆さんとこれからのまちづくりをテーマに意見交換をさせていただきました。行政と自治区の役割分担、スタッフの配置、財源の問題等、率直に申し上げて市側の準備不足もあり、時期尚早と判断をいたしております。しかしながら、地域における子供たちの見守りやお年寄りのサポート、防犯、防災対策など喫緊の課題でもあり、コミュニティ再生の取り組みとして地域連絡協議会の設置をお願いすることにいたしました。将来的には、地域自治区につながるものとして、まずは地域での連携を深めてまいります。あわせて市民懇談会の中で自治基本条例を生きた条例にするため、理念を具現化する地域自治組織のあるべき姿についても議論をいただき、名寄市の新たな地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

ボランティア等に対する予算の支援についてお尋ねがございました。ボランティア、NPOは、新たなまちづくりの担い手として、また行政のパートナーとして今後の行政運営の上でも大きな役割を果たしていくものと考えております。ボランティア、NPOの支援につきましては、その団体の自主性を十分確保し、適切な支援を講じること

が必要と認識をしております。平成20年度においては、障害者自立支援組織が予定している増改築事業への支援とあわせて市役所庁内食堂の運営に対しても引き続き支援をしております。また、新たな事業に対しましてもまちづくり推進事業などを通して検討して対応していきたいと考えております。これから団塊の世代が退職を迎え、地域に戻ってまいります。名寄市が目標としている協働のまちづくりや安全安心のまちづくりを実現するため、豊富な経験を生かしていただける組織の構築についても研究していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、予算編成についてお答えをいたします。平成20年度予算は、財政健全化法の施行を前提に新総合計画の具現化を最優先に編成いたしました。一方では財政調整基金もほぼ底をつき、基金に依存した財政運営は限界に来ております。議員御指摘のとおり地方交付税については、平成19年度から基準財政需要額の算定方法が大きく変わり、従来の経常的経費、投資的経費の区分がなくなり、個別算定経費、これは従来分に相当いたします、と包括算定経費、新型交付税に分けられ、また平成20年度新たに地方再生対策費が設けられるなど、毎年制度改正が行われております。平成20年度の地方財政計画における地方交付税の伸び率は前年度比1.3%の増となりましたが、地方再生対策費を除く基準財政需要額の伸び率は過疎債や合併特例債の償還に合わせて交付税措置される公債費などを除き、個別算定経費でマイナス1%、名寄市の影響額はおよそ6,340万円、包括算定経費でマイナス2.5%、名寄市の影響額はマイナス3,970万円となっており、地方再生対策費が盛り込まれなければマイナスの伸び率となったところ。お尋ねの地方交付税の今後の見通しについては、昨年4月に総務省から示された「平成19年度から平成21年度までの普通交付税の推計について」によると、公債費などを除く基準財政需要額を伸び率は平成20年度でマイナ

ス1.4%、平成21年度でマイナス1.5%となっており、また昨年8月の総務省の概算要求でも平成20年度の伸び率はマイナス4.2%となっていることから、大変厳しい状況であると思えます。名寄市独自の増加要因であります名寄市立大学の学生増加による伸びも平成21年度で終了し、また合併後5年間措置される普通交付税の増加分も平成22年度で終了することから、地方再生対策費が今後継続されないと、地方交付税総額は減少していくものと思われ。今後は、国に対し地方交付税総額が確保されるよう北海道市長会、全国市長会等を通じ強く要望していくとともに、歳入全体の伸びを見込めない中で、歳出予算のあり方についても抜本的な行財政改革などの実施をして歳出構造の見直しを図り、市民と協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、総合計画と中期財政計画について、総合計画実施計画についてお答えをいたします。新名寄市総合計画は、課題と目標を明らかにして地域が一体となってまちづくりを総合的かつ計画的に取り組んでいく行動指針であります。昨年2月の策定後の市民の皆さんへの周知につきましては、ダイジェスト版の全戸配布とあわせ、市ホームページでの掲出をしてお知らせをいたしました。実施計画は、情勢の変化に対応するため、予算編成前に次年度以降3カ年分の計画を見直すローリング調整を毎年度実施し、進行管理をしております。今後設置いたします名寄市総合計画推進市民委員会での調査検討とあわせ、協働のまちづくりを進める上でも実施計画の事業概要を公開し、情報の共有化を図ってまいります。

次に、地方財政健全化法についてお答えをいたします。昨年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が成立し、財政健全化の判断基準の指標である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標の公表が義務づけられました。財政指数等の健全化の判

断基準に基づく計画策定は、平成20年度決算からの適用となりますが、財政指標の公表は平成19年度決算から適用されることとなります。御質問の4つの指標の開示のルールについてではありますが、名寄市では既に財政状況の公表については毎年広報の4月号で新年度予算の概要、11月号で予算の上半期の執行状況、12月号で前年度決算の概要をそれぞれお知らせしております。また、平成17年度及び18年度の財政状況等についてはホームページでも公開しております。しかしながら、予算や決算などの財政に関するものは市民の皆さんに理解が難しいというきらいもございます。専門用語なども多く、十分とは言えない面もありますので、今後は4つの指標の開示に当たって一定のルールをつくり、平成19年度決算から公表できるよう検討してまいりますので、御理解をお願いします。また、財政の健全化法の成立に伴う監査の役割については、これまで以上に重要となります。監査委員会事務局職員の研修充実、財政担当職員との連携などを進め、監査機能の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、中期財政計画の見直しについて。新総合計画の財源的な裏づけをするため、前期実施計画の期間に合わせて平成19年度から平成23年度までの5年間の計画とし、策定をいたしております。お尋ねの計画の見直しについてではありますが、計画策定後およそ1年半が経過し、地方交付税の動向や基金の減少、普通建設事業費の増加など計画策定時の状況と一致していない部分が幾つか出てきております。昨年10月の市議会議員協議会に市税や地方交付税の見直しを下方修正した見直し後の中期財政計画をお示しいたしておりますが、全面的な見直しにはなっていませんでしたので、平成19年度決算と地方交付税の本算定が終了する7月以降に具体的な見直し作業を進め、おおむね10月ごろには市議会や市民の皆さんに見直し後の中期財政計画をお示ししたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

なお、御指摘ありました特別会計や企業会計に繰り出す繰出金や補助費等につきましても見直しを行い、お示しをしたいと考えておりますので、御理解願います。

次に、行財政改革推進計画について、計画に対する職場の認識についてお答えをいたします。行財政改革推進計画につきましては、人口減少、少子高齢化、財政の縮小化の中で市民ニーズに即した行政サービスの展開や財政の健全化を図るために全職員によるアンケート調査や職場議論をもとに行財政改革計画策定委員会でまとめられたものでございます。実施に当たっては、全職員が改革と問題意識を持ち、市民ニーズを的確にとらえながら推進することが必要であります。具体的には、職員に対し財政運営、市民と協働の行政運営等の講演、説明会、職員研修を実施し、みずから関係する推進実施項目と照らし合わせ、常に市民ニーズに対する行政の役割を認識し、計画の推進、見直しを行い、計画をより実効のあるものとしてまいります。

次に、人材育成の推進についてでございます。職員には、市民と協働のまちづくりを進める上から町内会を初め各種団体等の活動に積極的に参加をするよう指導しているところです。風連地区においては、地域のお祭り、イベントの運営に市の職員がかかわり、大いに盛り上げているところです。職員が地域で活動することは、市民と各種課題の協働を進める上でも重要であると認識しております。今後も職員に積極的に参加するよう指導してまいります。人事希望調書につきましては、医師、医療職、教員、消防職員を除く一般行政職員のうち、係長以下の職員を対象に実施しております。本年度は18名の提出がありました。例年20名前後の職員から提出があり、職員の目標、抱負及び技能、資格を生かし、勤労意欲の高揚と職場の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、組織機構の見直しについてお答えをいた

します。名寄庁舎、風連庁舎、それぞれに置かれている部署については市民の皆さんに一定程度浸透されているものと考えております。しかしながら、両庁舎で同様の事務を行っていないながら、名寄、風連それぞれの居住地の庁舎でないと手続ができない、担当窓口のある庁舎まで足を運ばなければならない、両地区で制度がある、ないなど事務事業の一元化、組織の再編を図らなければならないものが出てきております。市民ニーズにこたえた事務事業の統合、一元化を進め、市民に利用しやすい組織機構に随時見直しを行っていきたいと考えております。効率的、効果的な組織機構の構築に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域医療と市立総合病院についてのお尋ねでございます。1点目の自治体病院等広域化・連携構想につきまして、本年1月8日に北海道から広域化連携構想案が示されました。上川北部地域保健医療福祉推進協議会での検討も昨年12月から始まっておりまして、本市としては医師不足、看護師不足という状況から、限られた人的資源を効率的に活用するために広域連携は避けられない方向と考えております。協議会においても総論では賛成であります。個々の自治体病院の財政健全化と地域医療を確保する機能の規模はどの程度必要か、市町村ごとの検討を優先し、広域連携の具体的な補完の方策等の協議についてはまだしばらく時間が必要と、このように押さえております。士別市立病院との経営統合については、昨年の秋以来士別市立病院長と名寄市立病院長との間における協議、あるいは首長同士、あるいは事務部長同士、副市長同士というようなふくそうした協議を続けております。その中で作業部会も立ち上げて、主に名寄市立総合病院が急性期病院、士別市立病院が外来機能を維持しながらの慢性期病床への転換をした場合のシミュレーションなどを行いましたが、現在いずれのパターンも医師の確保等が明確にされない中で経営統合については成果があらわれないという非常に難しい状況にありま

す。しかし、両病院の協力体制については、昨年の小児科医師の統合やその前の年の産科医師の統合等も含めてしっかりとした連携をとりながら、地域医療の確保に努めたいと考えているところであります。

次に、医師、看護師等の対策についてでございます。全国各地において医師の不足が報道される中で、幸い当院では新年度も一定程度の医師の確保がされております。しかしながら、患者のニーズに対応するためには、精神神経科及び泌尿器科のようにさらに医師の増加を必要とする診療科がありますので、引き続き医師確保に向けた努力をしております。2006年4月から7対1の看護体制がスタートしております。より密度の濃い看護を行うことで高い診療報酬が得られることから、採用する病院が増加し、2007年5月1日現在では創設時の約3倍の814施設が7対1の看護体制をしいております。当名寄市立病院では、引き続き10対1の看護体制となっておりますが、新看護体制の創設により看護師不足が全国的に問題となっております。このような状況の中で今後の看護師確保については、潜在看護師や名寄市立大学など養成機関に対する働きかけをより積極的に行うほか、募集方法の見直しも検討していかねなければならないと考えております。

次に、経営健全化についてのお尋ねがございました。全国自治体病院協議会が発表した2006年度決算見込額調査によりますと、経常損益において赤字となった自治体病院は74.4%、前年度と比べて12.0ポイント増加、自治体病院の経営は一層厳しくなっていることが報告をされております。一方、道内においては病院事業を営んでいる83市町村のうち24市町が実質的な収支不足を示す不良債務を抱えております。当院においては不良債務は発生してはおりませんが、平成14年度以降連続しての赤字決算となっております。昨年収支計画を含めた病院事業の指針となる長期計画を作成をいたしました。北海道から提案さ

れた自治体病院等広域化・連携構想とそれを後押しする形で総務省から公立病院改革ガイドラインが出されました。特にガイドラインは、平成20年度中にすべての公立病院が作成しなければならず、その中には経営効率化にかかわる目標数値を設定することが義務づけられており、また目標を達成するために必要な企業努力と一般会計からの繰り出し等についても掲げられていることから、今後財政当局と十分協議をし、プランを作成をしまいにあります。医療費の抑制、医師不足と人口の過疎化など病院事業を取り巻く経営環境は大変厳しいものがありますが、安全、安心な医療と経営健全化を目指し努力をしまいにあります。地方交付税算入プラス一般財源1億円というルールを現在持っているわけですが、これらの自治体病院改革ガイドラインの中で、指標の検討の中では経営の収支を図る繰り出しの見直し等についても検討を余儀なくされるかというふうに思っておりますが、私は公立病院の一般会計からのいわゆるルール分以上の繰り出しについては、慎重にならなければ自治体病院の経営についての決算内容等が明確にならないと、どこに制度の欠陥があるのかということについては自治体病院の協議会等の中でしっかりと分析をしていただく、そのことがまた自治体病院に対する国の支援策の創設につながってくると、このように考えております。それだけにこれらの繰り入れについては総合的な検討が必要と、このように考えているところでございます。

商工業の振興についてお答えをいたします。中心市街地活性化計画についてでございます。今回の中心市街地活性化基本計画の策定の組み方は、ハード事業はもとより、そのハード事業と整合性のとれたソフト事業について検討を加え、基本計画が策定されなければなりません。その事業は、1つには市街地整備、2つには都市整備、3番目にはまちなか居住、4番目には商業活性化、5番目には公共交通などで5カ年の間でやり得るものであります。このような内容であります。高率

補助の支援に乗って関係団体、機関が事業を実施し、その中で行政も支援をしていくとの考えであります。公共用地の取り扱いであります。現在駅前につきましてはコープさっぽろが要望しております。商工会議所を含め協議中であります。また、商工会議所特別委員会での南広場については、まちなか居住との意見が出ております。市民との対話では、緑地公園として散策、憩いの場としての要望も強いところであります。市民との対話を15カ所ほど終了しておりますが、いただいた意見を検討会の場において詰めの作業を行い、何が必要なのか、何を望んでいるのかの議論をしっかりと進めてまいります。その中でもソフトの意見が多く言われております。そこに住む市民が歩いて暮らせる、買い物ができる、用を足すことができる、このようなまちづくりの視点を大切に協議を重ねて計画づくりをしまいにあります。

次に、風連本町地区の市街地再開発事業についてお答えをいたします。最初に、権利変換の経過及び状況について、平成19年12月に北海道知事の施行認可を受け、平成20年度から建築等の工事着手に向け、権利者及び保留床取得者と建物などの詳細について協議を行い、実施設計を進めております。この実施設計により算出された工事費で各権利者が所有する土地、建物等の権利変換契約を作成して権利者の同意を得、5月には知事への認可申請を行うこととなります。認可を受けてから土地の明け渡し手続、補償を行い、建築等の工事に着手することになっております。

次に、事業完成後の維持管理につきましては、本事業は4つのブロックから成り、平成20年度から22年度までの3カ年の工事期間の中で住みかえなどで土地、建物を明け渡してもらい、工事を施行していくことから、2カ年に分け施行されるブロックもありますが、工事完成後の維持管理はそれぞれブロックごとに行われることとなります。公共施設については、市の施設管理者が維持管理をすることとなります。また、民間の施設に

については個人管理や管理組合等の設立について、各ブロックの関係者で話し合いが行われておりません。

次に、株式会社ふうれんの今後の役割についてもお尋ねがございました。知事の認可を受けて事業の施行者となった株式会社ふうれんは、平成22年度までの事業の執行を行い、事業完了後は施行者の役割を終え、知事の事業完了認可を受けて平成23年に解散することに予定をしております。

次に、徳田地区の特別用途地区の振興計画についてお答えをいたします。徳田地区の特別用途地区は、これまで19線の工業団地の造成や徳田2号線の新設など企業の進出推進を図ってきた地区であり、王子板紙株式会社等多くの企業が立地をしております。昨年の特用途地区は、大型集客施設の進出による用途の混在が予想されるため、土地利用の保全を目的として設定したもので、現在は上位法によりその目的が図られております。今後も徳田地区は、高速交通網などを利用した工業地域として土地利用を推進したいと考えております。企業の進出にも期待をしているところであります。

以上、私からの答弁にさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 私からは、大項目の6、教育行政について御答弁申し上げます。

初めに、(1)、名寄市の学校教育の特色についてであります。学校教育における基本的な理念は、児童生徒一人一人が将来においてその可能性を开花させ、みずからの人生を切り開き、社会で自立していくための基礎的な力を身につけさせることとあります。名寄市では、その理念のもと豊かな心をはぐくみ、確かな学力を培うことを教育施策として位置づけております。豊かな心をはぐくむ教育では、読書活動の励行や体験的活動の推進、教育相談の充実など、また確かな学力の定着では、国際理解教育の充実やキャリア教育の推進、特別支援教育や情報教育の充実などとあわせ

て教職員の資質の向上などを図っているところであります。これからの学校教育は、特に名寄市ならではの幼稚園から大学までの接続と連携協力のもと、創意ある教育課程の編成、実施、学習指導の工夫改善、児童生徒個々の資質、能力のさらなる向上を目指し、学校、保護者、地域、教育委員会が連携して推進していかなければなりません。今後も地方分権に伴う学校の自主性、自立性を尊重しながら、児童生徒がみずからの夢や目標実現に向かってたくましく挑戦する力やふるさとに誇りを持つ心をはぐくむ教育を推進してまいります。

次に、(2)、地域による学校支援の取り組みについてお答えいたします。近年青少年をめぐるさまざまな問題が発生しており、その背景としていわゆる地域の教育力の低下が指摘されております。また、教員と子供が向き合う時間を多くし、教員が子供一人一人にきめ細かな指導をするためには、忙しい教員を支援し、負担の軽減を図ることが重要であると言われております。このような趣旨から、国では学校支援や部活動指導、環境整備や登下校の安全対策など、地域の教育力を活用して、学校教育を支援する新規事業を実施することになりました。先ほどお話がございましたように、北海道教育委員会では新年度おおよそ60の市町村において実施する予定のことから、今後はその成果について見きわめるとともに、研究してまいりたいと考えております。名寄市におきましては、従来より高齢者の学習の場である名寄ピヤシリ大学や地域の学習の場である名寄東小コミュニティカレッジ、風連下多寄小のコミュニティスクール等で学ぶ方々と小学生が昔の遊びなどを通して交流を図ったり、あるいは小学校区における野球クラブを教員とともに地域の方が指導する。また、人材バンクやサークルなどを通して有為な人材を教育活動に生かすなど、地域と学校の交流が定着化していることから、今後もこれらの営みをさらに充実させ、学校を支援していくよう努めてまいりたいと考えております。

次に、(3)、小中学校適正配置と学校教育施設の整備計画についてお答えいたします。まず最初に、適正配置等検討委員会の報告がなされたが、学校の適正配置の現実的な対応について教育委員会として考え方を示すべきではないだろうかとのお尋ねがございました。名寄市における小中学校の適正配置のあり方につきましては、御案内のとおり名寄市小中学校適正配置等検討委員会において平成18年度及び平成19年度の2カ年にわたり御審議をいただき、去る1月28日に御報告をいただきました。検討委員会では、行政区長会、町内会連合会、PTA連合会の代表の方々との意見交換会も実施するなど、広く市民意見を反映した報告となるよう御努力をいただきましたことに感謝しているところでございます。教育委員会といたしましては、この報告の趣旨を十分に尊重しながら、適正規模及び適正配置に関する基本方針と小中学校適正配置計画を早急に策定し、具体的な検討を進めてまいります。基本方針の策定に当たりましては、基本的理念と適正規模及び適正配置に関する基本方針の2点を主な柱とし、1つには現状の分析と課題、2つには小中学校の適正規模の設定、3つには適正配置の段階的推進とその方法、4つには適正配置の基本的な考え方、5つには適正配置の対象校の選定や検討時期のあり方などを主な内容として定めてまいりたいと考えております。適正配置計画の策定に当たりましては、1つには計画期間や地区の区分、2つには小中学校配置の将来方向、3つには適正配置の実施のあり方等について定め、地区別に小中学校の配置のあり方について示すとともに、対象地区の適正配置の具体的な取り組みの方法について定めてまいりたいと考えております。

なお、これらの策定に当たりましては、案の段階でパブリックコメント等を実施するなど、市民意見の反映に努めてまいりたいと考えております。

次に、具体的な取り組みにつきましては、基本方針と適正配置計画をできるだけ早い時期に決定

した後、その計画に従って進めていくことになると考えておりますが、現在検討しておりますのは適正配置の対象校ごとに個別の実施計画を策定して適正配置を推進することとし、これとあわせて保護者、学校、校区の住民による協議会などを設置して十分な検討を重ねるなど、共通理解に努めてまいりたいと考えております。

次に、学校教育施設の整備計画の考え方についてお答えいたします。学校は、児童生徒が日常の大半を過ごす学習と生活の場であるばかりではなく、地域の皆さんにとりましては生涯学習活動やスポーツ活動などに利用される身近な公共施設でもあり、災害の発生時には応急的な避難場所ともなる施設として重要な役割を担っております。このことを踏まえ、整備計画の策定に当たりましては耐震化事業の推進とあわせて学校施設の老朽化状況、バリアフリー化、安全、安心な室内環境の確保などを総合的に判断するとともに、通学区域の見直しや学校の統廃合など小中学校適正配置計画と整合性を保ちながら、学校教育施設の計画的な整備を図ることができるよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長(小野寺一知議員) 高見議員。

○13番(高見 勉議員) それぞれ御答弁をいただきましたけれども、再質問を申し上げたいと思います。私の質問の仕方に問題があるのか、なかなか意を解した答弁にならなかったわけでありまして、再度質問をさせていただきます。

1つには、地方分権改革について、市長のほうから話がございますけれども、私も今日まで1回目の質問でも申し上げましたように、税財源が移譲されていないことについて、地方分権の実態についても少しく触れたわけでありまして、その点は私は同じ認識を持っている。ただ、第2期の分権改革の基本的な課題としてもういろいろ上がっている部分はあるわけでございますけ

れども、極めて特徴的にあることは、中央政府に対して地方政府の確立、あるいは完全自治体を目指す、こういうことを言っているわけでありまして、したがってそういう面では2000年から進めてきた分権改革が先ほど来申し上げましたように、特に税財源の移譲等については未完のまま終わっていると。こういう実態はあるにしても、少なくとも7年なり8年を経過をしてそれぞれの自治体が分権型行政運営をどう進めていこうかということで、それぞれの自治体がお金がかかる、かからないではなくて市政運営の姿勢として行っているのではないかと。そういう点では、名寄市あるいは風連町と合併以前にもそれぞれの地域においてこうした分権に対する基本認識を持ちながら行政運営を進めてきたのではないかというふうに私は思っているわけでありまして、そういう面ではいまだ少し市民参画あるいは協働のまちづくりをしっかりと進めていくというときには、この分権型の行政運営に対する基本的なスタンスをやっぱり市長として明確に示さなければならないのではないのかと。これまでの分権改革が単に税財源の移譲がなされていないことによって遅々として進まないということではないという認識に立つべきだと私は思うのでありますけれども、その点について市長の考え方をいま一度お願いを申し上げたいと思います。

同時に、協働のまちづくりもそういう意味で私は分権型行政運営をしていく上でできるだけ市民の声をしっかりと市政に反映をさせる一つの仕組み、システムとして構築をするかどうかという、そういう思いがあるだけにあえて質問を申し上げたわけでありまして、特に自治区の問題につきましては、これは率直に言ってとりあえず今仮称ではありますけれども、そうした連絡協議会というような形で、2年ぐらい経過をしてまた見直すというようなお答えであったと思うのでありますけれども、ここのところ私も地域町内会でこの種の説明を、まだはっきりしていない段階であります

けれども、考え方1回お聞かせをいただきました。これは、率直に言って大変新たな取り組みでありますから、新しい形がそれぞれにないこともよくわかるわけでありましてけれども、やっぱり分権の担い手としての基礎自治体のあり方についてこうしていくのだと、こういう制度、仕組みとしてつくり上げていくのだという基本的な考え方なのか、あるいはコミュニティ活動として行っていくのだということなのか、ここが混合しているから何回話を聞いてもわからないことになると思うのであります。私は、地域連絡協議会という、仮称でありますけれども、形であるとするれば、町内会連合会との関連はどうなっているのか、まさに町内会連合会のブロック化をしていくというような位置づけなのか、あるいは社会福祉協議会の今日までの活動等々とをどういう精査をしながら整理をしていくのかというふうに思うのであります。私は、したがってこの自治区についてはあれをしてくれ、これをしてくれではなくて、行政側が持っている課題について市民の皆さんの意見や、あるいは知恵を出していただいて、そして計画段階からかわりを持っていただくということが極めて重要であるというふうに考えているわけでありまして、そういう面では市長の分権型の行政運営に対する思いをいま一度求めておきたいと思えます。

さらに、先ほど来仮称でありますけれども、自治基本条例の関係についてもお話がありました。私も市民懇話会を立ち上げて議論をしているわけでありまして、このことについて触れるつもりはありません。多くの皆さんの声をしっかりと把握していただいて、できるだけ名寄の形を出していただきたい。また、議会としても議論をする場があるというふうに考えています。ただ、市長の先ほどの答弁では、例えばパブリックコメントについても基本条例ができ上がった後にやりますとかというふうに聞き取ったのでありますけれども、基本条例の制定後にパブリックコメント手続条例等を出すというようなことでなくて、私はしっか

りとこれまでの行政運営の総合化をし、あるいは体系化をして基本条例がつけられるという認識をしているわけでありまして、そういう面では今まで条例化している情報公開条例が時代に合っているのかどうなのか、あるいは個人情報保護条例の部分がこの時代に合っているのかどうなのか、こういう点をしっかり見直しをして、基本条例ができて用意ドンというよりも、そういう準備をしっかりとすべきだというふうに思うのであります。したがって、パブリックコメントについてもこれまでの答弁の中では20年度に制定するようなニュアンスでの発言がございましたけれども、それをまさに後退するかのごとくの答弁であったかのように私は受け取っているわけでありましてけれども、その点も含めてお答えをいただきたいと思えます。

総合計画と中期財政計画についてであります。これは、1つには実施計画というのはいま手元に持っているはずなのです。なければおかしいと私は思うのです。総合計画に登載されている事業をしっかりと今回行ってきているわけでありましてから、したがってそれも実施計画を立てて、財源問題ももちろんありますから、3カ年で計画した年度に物事が実施できるということにはならないと。そのためには、3年のローリングで見直しを図っていくというのは当然のことだと思います。しかし、やっぱり実施計画に対する思いというの、あるいは予定をしているということについて、これは知らしむべからずではなくて知らしめる、その姿勢が私は欠けているのではないのかと。何も市民委員会で協議をした後に明らかにするというよりも、今現在平成20年度の予算編成をされた中でもその種のものもしっかり受けとめながら執行の側では対応をしているのではないのかというふうに私は認識をしているのでありますから、これらの部分についてはいわば議会にも直ちに指し示してもらおうということが極めて当然のことと考えておりますけれども、この点について考え方

をお伺いいたします。

地方財政健全化法についてでありますけれども、健全化法については市長のほうから話がありましたように、私は情報公開をもう既にされているというふうにこの点は理解をしておりますし、あるいは19年度決算においてもそうした対応をしていくということで答弁がありましたので、理解をさせていただきたいと思えます。ただ、私はこれが単に計数的な問題、例えば12%をオーバーしたからこうだとか、あるいは20%になったからこうだということだけではなかなか理解がいかない部分があると思えますので、そうした比率に対する計数の問題はもちろん出していただくと同時に、そのことによって名寄市の財政健全度はこうあるよと。そして、こういう点に不安を残すとか、そういうやはりきちっとしたできるだけ議会や市民に理解のいくような形での公表を決算段階で決算成果等で明らかにしていくことがお互いの理解を深めることになるのではないかと私は思えますので、このことは答弁は求めませんが、ぜひそういう方向でお願いをいたしたいと思えます。

さらに、中期財政計画の関係では、見直しを行うということでもありますから、それは理解をいたしたいと思えます。ただ、先ほど来答弁にありましたように私は今年度の部分は極めて積極予算であったというふうに思えますし、合併後の課題を抱えているものもできるだけ対応していこうという前向きな姿勢については評価をいたすところでありますけれども、同時に先ほども申し上げましたけれども、今後の財政運営について極めて不安を残す部分があると市長からも答弁がありましたけれども、地方交付税の普通交付税については、言うまでもなく基準財政需要額の算定経費の切り下げ等々が恐らく今後も、ことしは個別算定マイナス1、あるいは包括算定が2.5のマイナスというような先ほどの答弁いただきましたけれども、そういう面では21年度以降も極めて厳しい状況になるのかなというふうに思うだけに、中期財政

計画の見直しをしっかりと行っていくべきであろうし、あるいは合併支援策として特別交付税に18年から3年間にわたって特例措置、額的には4億2,000万円ぐらいだったと思いますけれども、3年間で、この20年度で終わるわけでありまして、それ以降は特別交付税の特別措置支援策というのが消えることになるわけでありまして、ですから、私は財政状況は予測はできないといえども、そういう面では厳しい状況になるのならなるということを明らかにして、そして行政改革のみならず全体的な支出制限を、歳出の制限をせざるを得ない状況にあるとすれば、そうしたことについてもしっかりと考えていかなければならないのではないのかと。あるいは、地方再生対策費の問題についても、これまたことしの部分は基準財政需要額に特別枠としてべたづけされたわけですから、新年度予算の中に1億6,500万円程度見込むと、こういうことでありましたけれども、次年度以降はどういう形になるのか、これは基準財政収入額のほうに例えば国税、譲与税として持ってくるような状況があるとすれば、交付を受けている、地方交付税を受けている交付団体にとっては基準財政収入額と需要額の差によるわけでありまして、歳入がふえただけでは喜ばない状況にある。したがって、そういう課題を含んでいると思うのでありまして、そういう面では先ほど求めました地方交付税と地方再生対策費の今後の見直しをしっかりと立てながら、中期財政計画の見直しをすべきだと、私はこういうふうにも思っているわけでありまして、これらも含めてぜひお答えをいただきたいと思います。

行政改革に対する部分につきましては、私はこの部分というのは職場からアンケートをとった、何したといっても、職員の意識を決してないがしろにするわけではありませんけれども、しかし一定の提案はあるにしても身を切るような、いわば行政改革の部分には、これはやっぱりトップダウンでやらざるを得ない部分があるでしょうという

ことを率直に感じ入るわけでありまして、そういう面では推進委員会なり実施委員会をつくって今後の行政改革を推し進めようとしているわけでありまして、その中で職場、集会とは言いませんけれども、職場に対する理解と職員の意識改革をしっかりと行っていかなければそう簡単には進まないのではないかと。これは、削減問題ばかりでなくて協働のまちづくりについてもしかりでありますけれども、そういう面ではぜひこれは要望をしておきたいと思っておりますけれども、職場を丁寧、あるいは職員の意識を変えていく動きを丁寧に行っていく必要があるのではないかとこのように思います。

人材の育成の関係で、質問はこれをいたします。人事異動希望調書の関係、以前から取り組んできて、係長以下18名なり20名ぐらいの部分があると、こういうことでありますけれども、私は出すことが職員にとって何かためらいを感じているのではないかと。そうではなくて現状の自分の仕事も含めて、それでこの職場に満足をしているのかしていないのか、極端に言えばです。そうではなくて、このセクションでやってみたいというような思いを抱かすような人事異動の希望制度というものを出すことにちゅうちょするのでなく出すことが極めて当然だと。それは、ほかの部署に移る移らないでなくて、現状のままでも了とするのであればそれはそれでいい。そのぐらい私は意識的な改革を図っていく必要があるのではないかと。そういう中から自分が求める、あるいは自分に適応した職場、職種というものを求めていく可能性が秘められているのではないかとこのように思いますので、そうした対応についてもぜひ行っていただきたいというふうに考えますけれども、これは考え方についてお聞かせをいただきたいと思っております。

組織機構の関係についてはわかりました。3部、2部方式の分庁方式が必ずしも今3年目を迎えてどうこうではないわけでありまして、ただ職場的な人数、分庁舎の人数を合わせるような意

味合いではなくて、私は市民から見たらそこは本当に利用しやすいのかどうなのか、そういう視点をしっかり持っていかなければ、2部、3部で職員の数を合わせるようなことでは決してないと思いますけれども、そういうことであってはならないと思うのでありまして、そういう点ではそれらも含めてしっかりと評価をしながら、再点検をしていただきたいというふうに思います。

病院の関係について申し上げます。一番あれなのは、経営健全化の問題について、市長が自治体病院の制度の実態が一般会計からの繰り入れその他を繰り出し等をやると、余り制度的にひずみが見えなくなっていくのではないかというような、これは市長の持論でもあるというふうに私は思うわけでありまして、果たして本当にそれだけで、もう経営の部分で赤字になっている原因というのは明らかだと思うのです、ある面。医師不足の問題を含めて、病院のいわば事業長期計画書の中でもこれはもう明らかにされているのです。14年度等々を含めて、医師の不足の問題を含めて赤字、それまでは黒字基調にしてきた部分もあるわけでありまして。そういう面でこれまで私どもが議論をしたとき、まさに医療産業ということで市立病院、総合病院の実態というものに誇りと、そして病院の皆さんに頑張ってもらって、地域からのいわば患者さん、お客さんと言うとあれですけども、患者さんと呼んできた、そういう経過がある。今の土別の市立病院のことは申し上げることはここではないと思うのでありまして、しかし健全な経営をしてセンター病院としての名寄市立病院としては、私は名寄市の最優先課題として病院事業のあり方というものに市民的な関心があるというふうに思うのでありまして、そういう面では今までの本当に地方交付税ルール分プラス1億円がこの24億円にも及ぶ、あるいは長期計画では4年後には26億円ぐらいの累積欠損金になるということも出ているわけです。ここまで放置をしておいていいのかと。職員の、あるいは

意欲もそぐような形であってはならないと私は思うのです。そして、特別交付税にしても合併してから5年間だけは交付税の措置があったり、あるいは10年間の計算になりますけれども、交付税の対応はあるのです。これを過ぎたら、この10年間過ぎたら、もう交付税は大変私は現状から見て切り込みの激しいものになっていくと思う。ですから、今この際に病院の健全化についてはしっかりと対応をすべきだというふうに思うのでありまして、そういう面では市長の答弁で財政当局と協議をするというよりもむしろ理事者の考え方を明確にすることによって、この辺についての対応は図れるのではないかというふうに思います。それは、いやが応でも公立病院改革ガイドラインの話が市長からありましたけれども、もう一般会計からの繰り出し問題なり経営の効率化、あるいは経営形態の見直しなり財政支援措置について20年度にはもう出さなければならぬことになっているわけですから、それは私はもっと前向きな市長の答弁をしっかりとお願いを申し上げたいというふうに思います。

5点目の商工業の振興についてであります。中心市街地の活性化の問題については、お話がありましたようにこれからの課題であるというふうに思いますけれども、しかし今年度中には内閣府へのスケジュール表が明らかになっておりまして対応しなければならないわけですから、個々にわたっては申し上げませんが、ぜひこれは公共施設を中心としてまちなか居住ということにも一方はあるかもしれませんが、しかし本当に町中に公営住宅を持ってきたから、それでは中心街ににぎわいができるのかできないのかということになると、私はそうたやすいものではないのではないのかというふうに思うわけでありまして。そういう面では、やはり商工会議所あるいは商店街振興組合、あるいは個店の特性を生かしたありようについてしっかりとソフト事業の中で議論をして、議論の中でソフト事業についてしっかりと対

応していくようなことを考えていくべきだろうと思うのです。名寄市の中心街には金融機関があり、病院があるわけでありますから、市民は必ずあそこは立ち寄る。立ち寄ったときに足をとめられる、あるいは魅力のある形になるかならないか、それは決してハード事業だけではないというふうに思いますので、これは釈迦に説法かもしれませんが、ぜひそういう意味で民間の意欲ととりわけソフト事業に対する思い切った発想を展開をしていただくような計画をおつくりいただきたいというふうに思います。

風連地区の市街地再開発についてはわかりました。私は極めて心配をしておりまして、A、B、C、D、4ブロックで建設年度あるいは完了年度が20年度、あるいは21年度でBブロック、Cブロック完成をしたりしていくわけでありまして、その後の維持管理について、除雪だとかいろんなことが当然出てくる。これは、地区一括で管理体制をしいていくと、管理運営をしていくということになると大変だなというふうに思ったわけでありますけれども、市長の答弁でブロックごとに管理をして個人及び管理体制をしっかりと図っていくということですから、了解をいたしました。

学校教育についてお伺いをします。学校教育の関係、私は極めてとぼけたような質問をいたしましたかもしれませんが、教育都市宣言をしている名寄市の学校教育の特色は何だと。私も何度となく20年度の教育執行方針も読んできたつもりであります。しかし、確かにそれぞれの話があるわけでありますけれども、実際に心にびんと響くものが率直に言って、私だけかもしれませんが、そういう面ではなかったものでありますから、率直に教育長の所見をお伺いをしたわけでありまして。私は、教育都市宣言の名寄が幼稚園から大学まで3万余の人口の中で抱えていることは、これはもう十分承知をしているわけでありますけれども、それだけに学校教育においてもなかなかそれは国なり道教委の指導枠の中にあるとい

うふうには思うわけでありますけれども、そういう意味では独自性を出すということについては教育上の問題ではないかもしれませんが、地域支援を含めたり、地域を巻き込んだいろんな形の中では、私はあるのではないかとこのように思うのであります。地域支援の関係と関連してでありますけれども、これはもう今から例えば文部科学省のいわばそうした事業に対しても、北海道が取り組む60ぐらいの地域本部についても研究していきますなんていう話ではなくて、積極的に名乗りを上げるべきでないかということなのです。むしろ執行方針の中に触れるぐらいの迫力を私は期待をしていたわけでありますけれども、そうしたことにならなかったわけでありまして。帯広市の活動についても、新聞報道その他教育関係者にとってはもうわかっていることだと思っております。江別市での土曜クラブ、これはもう本当に父母の皆さん方が子供たちの情操教育ということでお茶をやったり、お花をやったり、囲碁、将棋、そういう意味での土曜クラブをつくって、地域の皆さん方が子供たちの具体的な活動を一緒にされている状況等々を含めて、私は見たときに教育都市を標榜する名寄市がそういう意味では率先して地域とのかかわりを明確にしていくべきでないかという思いがありましたので、この点についてはぜひ教育長、文科省の事業の関係で研究していきなうていうことではなくて、積極的に取り入れる考え方についていま一度お尋ねをしてみたいと思います。

小中学校の適正配置の関係、極めてこれは内部の問題でもあると思うのであります。しかし、取り組まなければならない課題でもあるわけでありまして、そうした面では私は大変市民的な意見なり、あるいはPTAその他含めていろんな議論があると思うのでありますけれども、対考え方をコンクリートにする前に率直に地域の校下の皆さん方、あるいは地域的な皆さん方とやはり手順よく話をしていく。そして、その声をしっかりと受けと

めながら、最終的にどうしていくかということについて整理を図っていくのは当然のことでありまして、これはある面もうおなかの中で決めて、あとは理解を求めるということだけではなくて、まさに市民参加、先ほどパブリックコメントも含めてというお話がございました。できるだけそういう手だてをしながら対応していただきたいというふうに私は思いますけれども、この点についても考え方があればお尋ねをしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 何点かについて再質問をいただきました。地方分権の関連で、特にしっかりと名寄市における分権の基本スタンスを持つべきと、このような指摘もあったわけでありまして。私は、日本の中央集権が長く続いた後、地方分権という議論が巻き起こってきてもう十数年になりますでしょうか、法律が、一括法ができたのが2000年ということでありまして、かなり日本の中央集権に制度疲労を起こして地方分権を叫んでいて、実際に地方分権の枠組みができて以降の実態の中では、国の財政健全化と並行するような形で、地方が求めるいわゆる自主決定、自己責任を持てるような枠組みが財源的にうまく回っていないというのが現実であると、このように思っております。場合によっては、国も走りながら制度を固めていると。現在地方制度調査会等での道州制の議論でありますとか、制度設計の議論を続行中でありまして、私はそういう中であって目指すものはあくまでも自分たちのまちの方向性も含めて、国や北海道の意向を参酌しなくてもきちっとしたものをつくり上げていくと、こういう分権の時代における自治体運営ということが確立されることがベストと、このように考えております。しかし、現在残念ながら地方税法の改正にしても、あるいは地方交付税の改正にしても、国政の場で議論をされるわけでありまして、地方自治体の意向がすべて通らないと、こういう厳しい現実があります。場合によっては、地方に課税

権を持って自主財源の調達ということもこの分権の中では出てまいりました。しかし、一部の大都市ではそういう自主課税についての選択肢はありましたけれども、地方の小都市ではなかなかそういう課税主体そのものも十分でない。その中で総務省のほうから地方の声として出てきたのがまたふるさと納税というようなこともあったわけですが、これもまだまだ制度がきちっと確立をしていないということでありまして。私は、そうした意味では地方分権の制度が一定の熟度を増してくるのは時間のかかることなのかなと、このように思いながら、日ごろ分権に対するいろいろな取り組みに考え方を固めているところであります。

次に、名寄市における協働のまちづくり、これもいわゆる分権社会の振興における自治組織ということでありまして。地域自治区というのは平成16年に国が制度設計しておりまして、これは合併市町村における多くの自治体が合併をしたときに中核となる自治体を中心の自治体運営になってしまうのではないかと。それぞれの合併をした自治体が独自の協議をする中でまちづくりに対して発言をしていこうという、こういう制度設計であります。合併をしますと当然議員の数もそこから選出される数というのがそれぞれの条例で減るとか、そういうことが出てくるわけでありました。名寄市の場合に、名寄、風連の合併の場合に合併協議の中で風連地区の皆さん方は合併特例区という組織を残して、しっかりと従前の自治活動等を確立をするという選択をいたしました。その中で御案内のとおり、名寄市においても自治区の創設という提言も受けての取り組みでございましたけれども、この自治区を具体的に現在活発な動きをしております町内会の皆さん方の集まる連合会等の中でお話をいたしますと、どうしても名寄規模の中でそういう小学校区の地域自治区が必要なのかという素朴な意見が出てまいりました。しかし、私どもの今のコミュニティー活動、自治活動は本当に地域で完璧な状況になっているのかと、こう

いうことを考えますと、もっともっといろいろな手法を加えて住民が生き生きと活動する、そのようなことを制度設計をしていかねばならないと、こういうふうに思っております。現在は過渡的取り組みというふうに御理解をいただければと、こんなふうに思っております。

また、この2月から自治基本条例を制定をする懇話会を立ち上げましたけれども、この中に私どもはこれとこれとこれを決めていただきたいというお願いをしてはおりません。いわゆる分権化におけるまちづくり、住民の諸活動についてしっかりと方向性を定めていただきたいと。そのことが地方分権下における名寄市のいきいきとした市民生活、まちづくりを構築することになりますという、こういうお願いをしております。ですから、パブリックコメントというのは既に各種の計画を策定する際に国や北海道では手法として取り上げられております。私どもも重要な行政課題については地区懇談会等を開いて、町内会単位ではありますけれども、あるいは職種別の市民の集まりではありますけれども、直接何うような取り組みを今までできております。この自治基本条例の中でパブリックコメントの仕組みをどのように位置づけるか、場合によっては議会の活動についても自治基本条例の中では出てくるかもしれません。私どもまちづくり懇談会では、議会の議員の数でありますとか、あるいは議員報酬についてもいろいろと言及されている部分があります。こういうものがかなりこの自治基本条例の取り組みの中でも話題としては出てくるのではないかと、このように思っているところであります。

次に、総合計画の関係で、平成19年2月に前期計画を含めた承認をいただきました。現在2年次ということでもあります。当然市民の皆さんには、総合計画の策定についてのまちづくり懇談会等も通じて御意見を伺って、その前段での合併時の新市建設計画、そういうものも含めて協議をいただいておりますから、総合計画の前期の中でどの事

業、どの事業ということについては大方の御理解があらうと思っておりますが、御指摘のようにそれぞれの年次における事業の骨格の部分、これについてはぜひしっかりと市民の皆さんに御理解をいただくようにというふうに考えているところであります。

地方交付税の関連について、非常に今の仕組みからしますと総枠を維持することについて地方六団体が真剣な国とのやりとりをしております。これは、地方分権制度における税源移譲というのがなかなかガードがかたいということも含めて、あるいは補助金等の廃止をしたけれども、税源移譲は所得税を地方に移すということでありまして、所得の偏在によって地方の自治体が十分な財源移譲を受けていないと。こういう中で地方交付税の制度の中でしっかりと補てんをせよと、こういう取り組みであります。しかし、国は2011年にも達成したいという、いわゆるプライマリーバランスの達成の骨格が依然としてあるわけでございまして、このことではあらゆる改革の名のもとに国の歳出削減を続けているわけであります。私もこの歳出削減の中で地方がいきいきと活動をしなないと国の税収にも結びつかないと、こういうことを含めて提言をしているところでございます。国の想定をしております合併自治体が今後不交付団体にまで持っていくというような思いを持って交付税制度の改革をしているわけでございますが、答弁は私ども地方六団体、特に北海道市長会、町村会等を含めてこの経費が全国的にまだら模様と申しましょうか、格差が発生をしているわけでございますから、まずは総枠をしっかりと確保するということでの取り組みをしているところでございます。

次に、病院等の経営について、あるいは行政改革についてお話がありました。行政改革について、職員が市民も含めて意識を変えていただかなければ、幾ら立派な推進計画をつくっても達成しないのは御指摘のとおりであります。しっかりとした

数値目標を今持っておりまして、その目標に向かって毎年度の実施を着実にやっていくということでもあります。特に合併後の行政組織については、それぞれの担当していた職員が管理部門等については当然一元化を図っていくという作業があるわけでございまして、年度ごとの工程表もしっかりと定める中で、毎年度の定年退職者数等については想定をしているわけでありますから、これらについては合併のときに協議をいたしました組織の再編等を含めてしっかりと対応していくと、このように考えているところであります。

職員の職場に対する意欲あるいは適材適所の取り組みについての御指摘がありました。私どもも職員がしっかりとした能力を発揮していただくためには、希望する職場にというふうに考えておりますが、場合によっては職員の希望が箇所を集中すると、こういうことも考えられるわけでありますから、一定のローテーションをつくって、2年ないし3年、部署によっては4年、場合によっては専門職化をする、そのような責任体制の確立も含めてしっかりとした異動を行っていきたく、こんなふうに考えております。

さきの黒井議員のお尋ねにもありましたけれども、市の庁舎の関連での市民の皆さんに対する行政サービスの関連では、効率性も含めて指摘があるのかもしれませんが。私は、この時代にどういう形をとっても市民の皆さんに全部オーケーということにはなかなか相ならぬと、最大公約数を求めながらスリム化等について取り組んでいかねばならぬと、こんなふうに思っておりますが、このことがもっと進みますと、いわゆる地域自治区等の活動に関連してくるものと、こんなふうに思っております。地域の自治区の中で行政サービスを補完する、そういうようなことが構築をされてくることで、いわゆる風連庁舎、名寄庁舎における、部署における活動と身近な住民との協議の場、あるいはサービスに身近に対応できる組織というのが構築されてくるのかなと、こんなふうに思っ

ておりますが、現在このことについても取り組みの過程であると、このように考えているところであります。

病院の経営の関連につきましては、私も極論を言うと40年以上病院の経営のほうについては関与しております。制度の矛盾もあります。特にここ数年の医療改革については、厚生労働省は医者を減らすと。医者を減らすことで国民の医療費を抑え込めるといふ、そういう発想がありました。しかし、今顕在化しております医師の地方と都市の偏在等については絶対数がやはり少ないことが地方の不安を起していることになると、こういうふうにも私も認識をしております。それだけに医師の供給について非常に時間はかかりますけれども、最近の報道等によりますと道内の3医科大学も入学の定数増を図って、あるいは地元の進学、入学者の数を確保してしっかりと長期計画に備えると、こういうふうを受けとめているところであります。最近になりまして、3月2日ぐらいまででしょうか、北海道新聞で公立病院の囲み記事等が連載をされました。その中でも指摘をされておりますが、やはり公立病院がどうしても経営上苦しいという原因についてもそれぞれの識者から指摘を受けております。ここ何年間か医療費の改定ではマイナス改定であります。そのマイナス改定の中であって、そこに働く職員については定期昇給を行っております。定期昇給は少なくとも1.何%、2%の件費の上昇を来しているわけでありますから、これだけとっても毎年の収支が合わないことは明白であります。こういうことを含めてしっかりとした公立病院のガイドラインというのが総務省から出されたわけでありまして、このガイドラインが必ずしも地域の医療ニーズに合致したものではないと、私はこんなふうに思っておりますけれども、しかし赤平の市立病院、夕張の市立病院に見るように赤字が出てもいいのだということにはならないのは改めて再確認をしているところであります。このことがきちっと地域の医療

の確保とそこに働く職員の皆さんの処遇と、そして経営の健全化と、非常に難しい組み合わせでありますけれども、平成20年、今年度しっかりと計画づくりをしていかねばならぬと、こんなふうに思っているところであります。

商工業の町中、特に名寄地区の振興策については、関係者の皆さんにいろいろと議論をしていただいておりますけれども、非常に悲痛と申しましょうか、勇気のある発言等が大きく出ない状況が続いております。その中であって今の中心市街地の活性で、国の支援策をどのように取り込んで構築できるかと。担当者の皆さんと議論をしている最中でありまして。当然そこに住まいする商業者が一番の発言をしていただかなければ、周辺の皆さんがいろいろと助言をしてもマッチをしていないこともあるかもしれませんが、そういった意味ではそこに商売をされている方、あるいは今後展開をしようとする意欲のある皆さん方の意見を組み込んで、これらのソフト事業も含めた計画づくりに努めてまいりたいと、このように考えているところであります。

○議長（小野寺一知識員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいま1点目は、名寄の学校教育の特色といいたしめようか、それとあわせて学校支援地域本部事業等のお話がありました。名寄の学校教育の中では、私全道に誇り得るものが幾つかあるのではないかと、こう思っているところであります。その一つは、やはり特別支援教育の推進でございます。特にその中で幼稚園、保育所、療育センターなどとの連携、あるいは名寄市立大学との連携、あるいは市立総合病院との連携、これなどはまさに地域の教育力を活用した教育の推進だと、こんなふうに思っておりますし、新年度は文部科学省のグランドモデル事業に名寄市がチャレンジする予定になってございます。あるいは、国際理解教育につきましても同じく文部科学省の推進事業で小学校英語活動等国際理解活動推進事業というのがございます。これは、風連

中央小学校が拠点校になってこの管内全部の小学校をぶら下げながら、今そのモデル事業を行っているとか、こういうのも本当に北海道に誇れる取り組みであると。あるいは、今高見議員のお話にもございましたが、学校、家庭、地域の連携の中では、やはり東小のコミカレ、コミセンというのでしょうか、コミュニティセンターを中心にしたコミカレの営み、あるいは下多寄小学校のコミュニティスクールの営み、あるいはまた智恵文の友朋学級だとか、こういうのは本当にたくさん例があるわけでございます。これらは、本当に名寄ならではの取り組みとして今行われてきている。ほかの地域では、例えば寺子屋だとか塾、そういうのがぽんと出てきますけれども、そういうレベルではないと思うのであります。私は、もうずっとこれまでも続いてきている。こういう伝統のある、そんな取り組みではないかなと、こう思ったりしております。私の教育信条というのは、まちづくりは人づくりからでありまして、やはり学社融合、学校教育と社会教育がしっかり融合していくことから本当の教育が進められていくと、こう考えられておりまして、ただいまお話のございました事例の中でも、例えばもう一つお話を申し上げますとウイークエンド学校活用支援事業というのは、これは四、五年前から本当に名寄が独自で考え出したものであり、どういうことかといいますと土曜、日曜に地域の人と子供がいろんな活動をする。そのことをPRし、教育委員会として支援するものであります。必要な備品とか、あるいは保険料とか、こういうものを支援しながらいろんな活動を進めているところでありまして、例えば東小学校では将棋教室を年間ずっとやっております。地域の将棋の強い方がお見えになって、子供たちに将棋を教えている。あるいは、名寄小学校などでは陶芸教室とか、あるいは西小学校では雪と灯りの集いなどを毎年恒例化してやっているとか、こういう取り組みというのは非常に他に誇れるものであると。そういうものと今御指摘の

ありました学校支援地域本部事業との一つの共通点、やはりたくさんあるのではないかと私実際思っているのであります。ただ、議員のお話の中に直接はされませんでした、今団塊の世代が大きく御退職される。こういう人材をしっかりと活用できる、そういうシステムができていくと言われますと、これは私もまだこれからしっかりと検討しなければならぬという思いがござります。そういう点については、今後しっかりとこういうことも検討しながら、さらに名寄の学社融合を進めていかなければならないと。そういう意味も込めまして研究させていただきたいと、こういうことを申し上げた次第でござりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

それから、小中学校の適正配置につきましては議員のお話のとおりでござります。まず、素案を作成して教育委員会に諮り、その後広報とかホームページとかパブリックコメントを通しながら、原案の作成に取り組んでまいりたい。そして、原案の作成の後市民議論をいただいて、その後に適正配置計画を策定してまいりたい、こう考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 時間が余りありませんので、端的に少し時間をいただきたいと思ひます。

1つ目は、市長の協働のまちづくりに向けて、今回の行政報告の中で市民が主役、市民参画、市民参加でなく参画ですよ。まさに計画段階から行政に市民が参加をするのだよと、そういう参加と参画、言葉の遊びではないですけども、しっかりとの方針を打ち出されたというふうにも私は理解をしております、そういう面では今までも話がありましたようにこの地方分権が来て、銭金の問題ではまだまだそれこそ中央、地方の関係で不満があることは、これはもう百も承知。しかし、地方でできることをやっぺいこう、あるいは自主自立、あるいは自己決定、自己責任という形

でできるだけ市民の声をしっかりと聞き、そして一つの政策の優先度をしっかりと決めながらやっぺいこうではないかと、こういうことであるのではないかと。これは、お金をかけるかけないでできる話なのです。基本条例ができ上がってからスタートをする。例えばでありますけれども、市民投票条例をどうにかしたらいいのではないかと。のであれば、これは基本条例の中でどういふ整理をするかわからないということになるわけありますから、そんなうがった言い方をしているのではなく、今までやっぺいきてくることをきっちり制度化をしていくというのは、何も基本条例を待たなければできないなんていう後ろ向きなことではなくて、しっかりとやれることからやっぺい、そして基本条例で何が出るかわからないというのではなくて、それは少なくとも認識は議会のこともそうだと思いますけれども、当然私はあると思ひております。そのぐらいいことは、これは懇話会の中で諮問をしていく中ではもう百も承知の話であろうというふうに思ひますので、私は時間ありませんから多くは申し上げませんが、そういう面では基本条例がスタートしたから用意ドンで整理をしていくというのではなくて、できることをしっかりと市長の基本姿勢として協働、市民参画、協働のまちづくりを進める。基本姿勢としてできることをしっかりと取り組むべきでないのかと。その一つとして、先ほど来話も教育委員会から出ているパブリックコメント制度はもう時として使っぺいきている。手続条例には行政側が対応する時間の必要性があるものですから、これをつくらないというふうなことであるとすれば、私はいささかいかかなものかなというふうに思ひますので、ぜひパブリックコメントだけではありませんけれども、情報公開条例なり、あるいは個人情報保護条例等々を含めて、既存のものも含めて見直しをする作業をしっかりと行っぺいいただきたいというふうに思ひます。

中期財政計画の関係はわかりました。総合計画

の実施計画については、今あるもので私は結構だと思えますし、子どもも議会にそれが提示をされたから、それを前提にしてこれをやらないのはなぜなのだというような議論ではなくて、ローリングによって財政上それが見直されることもあって、これまた仕方のないことであって、何を優先したかということもしっかりとそこは理解をすると。そういう前提に立って、実施計画については今あるものをなぜ明らかにしないかというのは、私はちょっと先ほど言い過ぎかもしれませんが、まさに知らしむべからずの姿勢がそこにあるのではないのかと。協働のまちづくりをしていくという以上は、できることからやっていってほしいと。そして、受けとめる子どももそれがすべてではなくて、財政状況によって変化をしていくということをしかり我々も認識するということですので、これにつきましてはもうできるだけ直ちに明らかにしていただきたい。それに伴う中期財政計画を立てる。そこに総合計画と中期財政計画の整合性を求めることになると私は思うのであります。これは、もうイエスかノーかの答えだけで結構であります。

病院の関係、一言だけ。今士別との関係いろいろあります。再編統合の問題だけが広域連携の問題ではない。極めて財政健全化を、私は経営健全化を図るべきだというのは、やっぱり基盤の病院の経営基盤をしかりまず整理をするというか、固めていかなければならぬと思うのです。そういう面では、名寄市立病院についても不良債務の発生は抑えている分大変努力をしていると思います。ですけれども、長期計画の中でも言われておりますように平成25年まではもう26億円ぐらいの赤字というか、累積欠損金が出る。これは、やっぱり一生懸命やっている中での勤労意欲を欠くことにもなるだろうし、基盤の安定をしかり図っていく。そして、医師対策等を含めて大変厳しい状況にあると思いますけれども、ぜひ佐古院長を初め市長も努力をしていただきながら、医師の対

策については本当に勤務医の過酷な労働条件と申しましょうか、そういう中で医師が離れていくという、先ほどの新聞の囲みの状況等々を私も拝見をしながら感じているものですから、医師対策については最大限、あるいは看護師についてもこれまた同じことでありまして、名寄市で直ちに患者7、そして看護師1、7対1の看護体制をしけるというような状況でないことは承知をしております。全国的にも大体15%ぐらいしかまだ進んでいないという状況ですから、そうではなくて、これはやっぱり医師も看護師も余り過酷な状況が生まれてくるとほかに行くと、こういう状況があるだけに、この対策についてはしっかりと、大変難しい課題ではあると思いますけれども、対応していただくように要望をいたしたいと思います。健全化の関係、病院の部分については、経営健全化の部分について今日的な財政状況を含めて私はいろいろとあると思いますので、この際そのところはぜひ今の財政事情の中でできることを最大限にやっていくということについて、これまたここだけは市長の決意も含めてお聞きをして終わりたいと思います。

○議長（小野寺一知識員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 何点かございました。自治基本条例に全部まとまらなければほかのことが動けないということをお答えしているつもりはありません。既存の条例の見直しは、適時適切に対応していきたいというふうに考えておりますし、特に自治基本条例に絡む関連のものについては市民理解も含めてトータル的にやっていきたいものだ、こんなふうに考えているところであります。

総合計画と実行を裏づける長期財政計画、当然表裏一体のものであるというふうに認識をしておりますから、これらにつきましてはしっかりと19年度の決算時にお答えをしておりますように、地方交付税の20年の算定の結果等も含めて今後の中期財政計画をお示しをしたいと、こんなふうに思っております。

病院の健全化につきましては、将来この地域で人口の動態がどうなるのかと。あるいは、民間の医療機関の状況等も分析をしながらというところがあります。公立病院だけでこの地域医療を守っているわけではありませんので、そのようなしっかりとした方向を見きわめながら、しかも市民の皆さんに欠損等の状況で不安を抱かせないようなしっかりとした計画づくりということを心がけてまいりたいと、このように考えているところでございます。人材の確保、育成につきましては、名寄大学、来年の3月は看護科の卒業生がいなかったことに相なります。したがって、3月に一気に新卒者を確保するという対応だけでは間に合わぬと、こういうふうに考えておりました、ことしのICUの病棟の整理もあわせて年度中途の充足等についてもしっかりと取り組んでまいりたいと、こんなふうに考えております。名寄市の財政状況の中で、自治体病院、名寄市立病院を本当にいつまでもしっかりと支え切れるのかというのが今回の広域連携化の大きな柱でもあります。単なる土別、名寄が連合してそれをだれが支えるのかということに結果的には相なるわけございまして、本州の県段階では県立病院以外に組合立病院というのが非常に多いわけでありまして。北海道は、広域であるがゆえに現在形態が市立病院ということになっているわけですが、しかし近年は厚生病院ですとか、あるいは日赤病院等についても所在地の自治体の赤字補てんを求めるといような、そういう時代に相りました。したがって、自治体が完結をするということはもちろん重要なことでもありますけれども、医療圏の中でどういう医療をしっかりと確立できるのかというのが今回本当に広域連携の中でしっかりと議論しなければならない課題だと、こんなふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 以上で高見勉議員の質問を終わります。

15時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時20分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

財政運営の今後の見通しについて外8件を、川村正彦議員。

○20番（川村正彦議員） 議長のお許しをいただきましたので、凜風会を代表いたしまして代表質問をさせていただきます。

まず、第1点は、財政運営の今後の見通しについてでございます。平成20年度の予算につきましても平成19年から平成23年までの5カ年間の中期財政計画をもとに歳入に見合った歳出という形で予算編成が行われたと思います。市税、地方交付税、基金繰入金、そして市債などの歳入から、公債費、職員費などの義務的経費を見込んでの苦勞の多い予算編成であったらと思うところでございます。

そこで、まず小さな1番目、合併特例債は10年間で76億4,000万円と見込まれておりますが、この計画的な借入、運用とそれに伴う償還計画の見込みも公債費の進行管理が当然必要になるわけでございます。合併特例債といいましてもその3割は一般財源での償還でありますから、今後どの程度取り込んだ財政運営ができるのかの見通しについてお伺いをしたいというふうに思います。

2点目には、さらには歳入のうち大きな割合を占めます地方交付税の今後の見込みについて伺います。地方交付税は、国の地方財政計画によりまして大きく左右されるものであるというふうに思いますが、いわゆる新型交付税の影響、さらには歳出の特別枠としての地方再生対策費の効果、さらには合併後10年とされております交付税の算定の優遇措置が減少するというようなこともありまして、名寄大学の4大化のプラス要因などがございまして、人口の減少も予想される中での今後の地方交付税の交付額がどのような見通しで推移

すると考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

大きな2点目について、地域自治組織への確実な移行に向けて質問をいたします。市政執行方針の中で合併協議の中で合意された地域自治組織への確実な移行に取り組むというふうに述べられております。名寄地区では、より一層のコミュニティー活動の推進のために小学校区単位での広い地域で活動できる、仮称であります、地域連絡協議会の設置に向けて既に町内会長交流研修会での構想の説明も行われたとのことでもあります。名寄地区の住民自治組織でありますこの協議会のねらい、今予定している構成団体等について説明をいただきたいというふうに思います。特に市民と行政の役割分担についての議論を十分に尽くして、これからのまちづくりに何が期待されるのかの共通理解に基づく立ち上げに努力すべきであると考えておりますが、あわせて市長のお考えをお伺いしたいと思います。

さらに、風連地区の行政区制度から自治会制度としての町内会への移行についてもさまざまなレベルでの議論がされております。自治会制度への一定の入れかえは進んでいるというふうに理解しているところではございます。しかし、適正規模への新しい町内会への再編統合については、いろんな意見があるようでございます。長くなじんだ行政区制度でございますから、粘り強い関係者の未来を見詰めた議論が必要であります。そこで、私は名寄地区での地域連絡協議会の構想のように大きな範囲での区域割も風連地区の再編論議の有力な選択肢の一つとして議論すべきではないかというふうに考えておりました、市長の感想もお聞きをしたいと思います。そしてまた、5年間の特例区期間終了後の風連地区にも新しくできる予定でございます自治組織の連携を強めるための連合体組織が風連地区にも必要であるというふうに思っておりますが、あわせてお伺いをいたしたいと思います。

3点目、消防広域化に対する名寄市としての対応についてお尋ねを申し上げます。平成18年に改正されました消防組織法及び消防の広域化に関する基本方針に沿いまして、道は近く消防広域化推進計画を定めることとしております。上川北部消防事務組合の構成市町村の議論、合意はもちろんでございますが、管理者でもある島市長に名寄市としての基本的な見解をお伺いしたいというふうに思います。

そこで、第1点目、現行の一部事務組合方式は本部経費の一部を除きまして消防施設整備や管理運営に対する経費について実質的にそれぞれの市町村で負担する自賄い方式でございます。この自賄い方式からの克服がなければ、職員の高齢化を迎え、年齢偏在による人事異動、職員採用、救急救命などの専門職の育成、給与水準の一元化等の課題の克服はできないと指摘されているところでございますが、これらの課題について島市長の認識をお聞かせいただきたく思います。

2番目、道の素案によりますと、上川北部消防事務組合と士別地方消防事務組合の広域化が提案されております。人口密度が低く面積も広いこの地域では、小規模消防署の統廃合や火災、救急への対応能力が低下すると不安も多いのでありまして、市長はどのような見解を持たれているのか、さらには上川北部消防事務組合の中での議論をどうこれから進めようとしているのかを伺いたいと思います。

4点目につきましては、特養しらかばハイツの民営化についてお尋ねを申し上げます。特別養護老人ホームしらかばハイツの社会福祉事業団への民間移行につきまして、合併協議を踏まえての結果として民間のノウハウを生かした経営等によるサービス向上を目指していくとの方針のもとにその準備が進められております。現時点での進行状況はどうであるのか、移行に伴いどんな課題があるのか、さらには入居者へのサービスレベルに変化はないのかどうかについてお答えをいただきました

いというふうに思います。

5点目、風連地区市街地再開発事業についてお尋ねを申し上げます。予定されています地域交流センターは、現在の福祉センターにかわるものとして位置づけられておりますが、住民のどのようなニーズに対する施設として必要かという住民意見や要望を取り入れたものではなくて、行政の発想だけで進められているのではないかという声がございします。市民との協働のまちづくりのためにも利用者にとって使い勝手のよい施設を目指すべきだというふうに考えますが、認識をお尋ねしたいというふうに思います。福祉センターの地域交流センター完成後の管理運営をどのように考えていくかについてもあわせてお聞かせをいただきたいと申します。さらに、再開発事業によりまして国保診療所も移転改築されますが、現診療所の建物の利活用についても民間活力での活用の可能性も含めてどのように検討されていくのかについてもお伺いをいたします。

6点目に、使用料、手数料の統一見直しについてお伺いをいたします。市政執行方針の中で使用料、手数料の全面的な見直しを表明されたところでございしますが、受益に応じた負担はやむを得ないものと考えております。しかし、負担していただく使用料、手数料に比べてその徴収経費に行政経費が大きいケースも見られるところから、効率的で合理的な見直しが必要であるというふうに申しますが、市長の見解をお聞かせいただきたいというふうに申します。さらに、合併に伴い統一していく使用料、手数料も含めてどのような項目について今後見直しをされていこうとしているのかをお示しいただきたいというふうに申します。

7点目、閉校後の風連高校の利活用についてお聞きをいたします。教育執行方針で平成21年度をもって閉校となる風連高校の施設の利活用について、父母や地域の意見を踏まえて具体的な方向性を定めて道教育委員会との協議に努めるという表明がございました。かねてから改築を予定して

おります風連中学校の移行も選択肢の一つであるとされているのかを改めてお聞きをしたいというふうに申します。さらに、この件について父母や地域の声をどのような形で聞かれてきたのか、またどのような意見が寄せられているのかもお聞きをしたいと申しますし、今後市民理解や合意形成をどう図っていくのかを伺いたいと申します。

8点目です。名寄農業高校の有効利用についてお伺いをいたします。名寄農業高校が平成21年度に名寄光凌高校を母体とする新設校として再編統合され、その学校施設は産業キャンパスとして活用されることとなります。これまでの名寄農業高校の歩みの中で蓄積されてまいりました人材や教育施設を生かした検討がこれから始まるところでございします。道立の高校でございしますが、まだ新しい寄宿舎なども活用した農業担い手センターの拠点としていくなどの検討も名寄市として積極的に行っていくべきではないかというふうに申しますが、見解をお伺いしたいというふうに申します。

最後、9番目でございしますが、図書館、図書室の充実について伺います。4点について伺いたいと申します。1つ目は、生涯学習の情報拠点である市立図書館の現状について、蔵書数、市民1人当たりの貸し出し率、新聞、雑誌を除く図書購入費などについて道内各市との比較でお示しをいただきたいというふうに申します。

2番目に、市立図書館と風連分館との貸し出し、返本などの日常業務などでの連携をどのようにしていこうとされているのかお伺いをしたいと申します。

3点目、朝読書などに取り組みの成果も上がっている中、学校図書館の充実をどう認識されておられ、学校図書費の増額、図書館との情報ネットワークの整備にどうこれから取り組まれていこうとされているのかを伺いたいというふうに申します。

4つ目は、市立図書館保存資料のマイクロフィ

ルム化、DVD化、保存機器のデジタル化への取り組みをどのように進めていくのかについてもお尋ねをしたいというふうに思います。

以上でこの壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 川村議員からは、大きな項目で9項目を御質問をいただきました。7項目、8項目、9項目につきましては、教育長からの答弁とさせていただきます。

最初に、財政運営の今後の見通しについての御尋ねでございます。合併特例債の取り込みについて御尋ねをいただきました。合併特例債は、合併特例法により合併市町村が新市建設計画に基づき合併後10年間必要な事業を実施する際に発行が認められる特殊地方債で、その元利償還金の70%が地方交付税で措置されることになっております。名寄市で発行が認められる合併特例債の総額については、基金を除いておよそ76億9,000万円、そのように算出し、平成27年度まで発行が認められております。合併特例債のこれまでの実績につきましては、平成18年度風連児童センター整備事業など4事業で2億850万円、平成19年度見込みでは市街地再開発事業、戸籍電算化整備事業など11事業で3億2,710万円、平成20年度当初予算では天文台整備事業、市立総合病院整備事業など7事業で6億8,450万円を予定しております。3年間の総額は12億2,010万円で、限度額に占める割合は15.9%となっております。議員御指摘のとおり特例債といっても償還のおよそ3分の1、道路などは特例債充当残の地域政策補助金等が該当しないケースもありまして、一般財源で償還を考えていかねばならない。それだけに慎重さが求められております。御質問の今後の発行見通しについてでございますが、中期財政計画では平成21年度から23年度までの3年間の総額でおよそ17億円を見込んでおり、平成18年度から平成23年度までの6年間の合

計では29億円程度になるものと思われま

す。なお、平成24年度以降につきましては、総合計画の後期計画を策定する際、中期財政計画も新たに策定いたしますので、将来の返済も十分考え、必要な事業を後期計画に盛りつけたいと考えております。

次に、地方交付税の今後の見通しであります。平成20年度の地方財政対策における地方交付税の総額は、前年度比1.3%増の15兆4,100億円で、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税は前年度比0.4%増の18兆2,000億円で、平成15年度以来5年ぶりの総額増加となりました。議員御指摘のとおり平成20年度は、地方交付税の基準財政需要額の中に新たに地方再生対策費が設けられ、名寄市は旧名寄市・風連町を合算して1億6,500万円程度が算入されるものと考えております。しかしながら、地方再生対策費を除く基準財政需要額の伸び率は過疎債や合併特例債の償還に合わせて交付税措置される公債費などを除き、個別算定経費、従来分ではマイナス1%、包括算定経費、新型交付税でマイナス2.5%となっており、地方再生対策費が盛り込まれなければマイナスの伸び率となったところでございます。交付税の今後の見通しについてでございますが、昨年4月に総務省から示された「平成19年度から21年度までの普通交付税の推計について」によると、公債費などを除く基準財政需要額の伸び率は平成20年度でマイナス1.4%、平成21年度でマイナス1.5%となっており、また昨年8月の総務省の概算要求でも平成20年度の伸び率はマイナス4.2%となっていたことから、大変厳しい状況にあると言えらると思

れるよう市長会等を通じて強く要望していくとともに、歳入全体の伸びが見込めない中で歳出予算のあり方について抜本的な行財政改革などを実施して、歳出構造の見直しを図り、市民と協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、地域自治組織への確実な移行に向けてという項で、地域連絡協議会の設置についてのお尋ねがございました。名寄区域では、地域自治組織構想について町内会、町内会連合会、さらには町内会の役員等で活動している職員とも意見交換を行い、またまちづくり懇談会の中でも多くの市民の皆さんと議論をさせていただきました。地域においては、これまでも長年にわたり地域を支えてきた町内会の発展は重要であると認識しておりますが、その一方で高齢化、少子化の進む中、地域では子供の安全や防災、高齢者支援など広範囲で取り組むほうが効果的な課題も生じてきているところです。こうした中、豊かな地域づくりを目指して名寄市が目標としている協働のまちづくりや安全、安心のまちづくりを実現するため、（仮称）地域連絡協議会を市内の小中学校区を基本に校区エリアの町内会や地域の団体、個人が連携協力して、1つには子供の安全や防災訓練などある程度広い範囲で活動を行うこと、2つには地域の課題やまちづくりに関して地域住民の意見を行政に反映させる役割を果たすことにさせていただければと考えているところであります。構成団体については、地域の中心である町内会はもとより学校関係者、PTA、老人クラブ、個人としては民生委員や民生児童委員、環境衛生委員など想定をされますが、あくまでも地域の皆さんが話し合いをしながら進めていく、このように考えております。

なお、今作業を進めております自治基本条例でも地域自治組織のあるべき姿について議論をいただきたいと考えているところであります。

次に、風連地区の行政区の再編についてお答えをいたします。住民自治組織については、旧名寄市が町内会、旧風連町が行政区と組織形態が違

ことから、合併特例区設置期間内に旧風連町の行政区制度を新たな住民自治組織に移行するため、特例区では昨年6月に風連住民自治組織移行審議会を設置し、移行に向けて諸条件や区域の再編などに審議を重ねているところであります。審議会では、新組織の名称、移行年月日、さらには区域の見直しでは将来の人口動向を見据え、小中学校区や公民館分館活動の地域活動を重視した具体的な区域割を素案としてまとめ、地域の賛否や意見などを集約していただいているところであります。現在各地域から出された意見をもとに区域割の再調整をしているところであり、本年10月ごろをめどに審議会から答申をいただく予定で審議を進めていただいております。このような状況でありますので、今名寄地区で進めております地域連絡協議会の構想を区域再編の議論の場にしてはとの御提言ですが、確かに広い区域で地域活動行うと効果的に事業活動が展開できますが、今回の再編に当たって審議会として素案を示す段階においても行政区長や市街地の町内会長等と意見交換をしてきた経緯もあり、行政区から移行する組織が住民に一番身近な自治組織という前提で考えておりますので、時間制約のある中で難しいものと思っております。また、新しい組織の連携強化を図るために連合会組織が必要でないかとお尋ねですが、私も新組織に移行後風連地区には住民自治組織の集合体で名寄地区にあります町内会連合会のような連絡調整組織は必要ではないかと考えており、今後審議会等とも協議をさせていただきたいと思っております。

次に、特例区期間終了後の考え方ではありますが、合併協定書に特例区設置期間終了後は風連地区に地域自治区を設置する旨の規定がなされております。法的には、その地域自治区に地域協議会を置くことになっておりますので、区域内住民の方の意見等は適切に反映されるものと、このように御理解をお願いいたします。

次に、消防広域化に対する名寄市としての対応

でございますが、この広域化問題につきましては近々に北海道消防広域化推進計画がこの3月末までに策定の予定でございます。計画素案に対する市町村の意見では、消防広域化の必要性についての理解を示しておりますが、上川北部消防事務組合においては道内の事務組合の大方がそうであるように、消防本部としての主体性が確保されているとは言いがたい状況であり、実質的に構成市町村の意向が反映され、同じ組合内においても各市町村の財政力の違いにより消防力に格差が生じるなど、組合本来の利点が十分生かされていない現状であることから、まずは自賄い方式を解消し、組合全体としての一元化を図ることが喫緊の課題であると理解をしております。そこで、今計画されております土別との広域をイメージした場合、総務部門や通信指令部門等のソフト面においては、この効率化を図ることによって生み出された人員を災害対応の警備要員増員、救急・救助及び火災原因調査等の要員に充当できますが、消防体制の強化にはつながらないと、このように考え、一概に災害対応能力が低下するとは言いがたい面がありますが、しかし上川北部は管轄面積が现阶段においても全国で5番目という状況であり、自賄い方式の問題も抱えている中で同じ自賄い方式を抱えた組合との広域化が実現されますと、さらに管轄面積が広域になり、広域化の目指すスケールメリットは必ずしも享受するとは限らない、このようにも考えております。将来の推計人口によると、北海道の人口は2030年に約15%減少すると推計をされていることから、市街地構成の変化により上川北部管内における消防署所数も基本的に減少しないまでも将来的には地域の実情に応じた消防力の整備を行うことも考えられますことから、まずは前段で申し上げました自賄い方式を解消して、組合主導の計画的な消防体制を確立することが急務と考えております。いずれにしましても、上川北部消防事務組合においてはこの広域化につきましては構成市町村において賛否両論があり、

今後としては道の消防広域化推進計画が正式に示された後、組合構成市町村間で十分協議をし、組合議会、構成市町村議会の意見をいただきながら、方向性を見出ししていきたいと考えております。その後推進計画に盛り込まれております土別地方消防事務組合との正式な協議を進めていかなければならないと考えております。

名寄市長としての考え方がどうかというお尋ねがございました。消防につきましては、住民に一番密着をしている団の皆さんのボランティア活動がしっかりと安全、安心を支えているというふうに思っておりますけれども、近年は団員の皆さんの高齢化、さらには少子化等によりまして補充等がままならないという悩みも持っているところでございます。そうした中で全国的に30万規模の広域組織というふうには再編をしたいという総務省の考え方でありまして、北海道の分散している自治体の広域化については、前段述べましたようになかなか所在の消防署の起動力等の統合というのは難しいと、このように体験的にも考えておりますので、北海道の計画がまとまる、これらを踏まえての消防一部事務組合でのしっかりとした協議をさせていただきたいと考えているところでございます。

次に、特別養護老人ホームしらかばハイツの民営化についてお答えをいたします。風連特別養護老人ホームしらかばハイツの名寄市社会福祉事業団への経営移行の状況と移行に伴う課題及び入所者へのサービスレベルの変化についてお答えをいたします。特別養護老人ホームしらかばハイツの経営移行につきましては、現在新年度から職員全体が身分移行することを原則として、鋭意関係者、労働組合等と協議を進めております。移行に伴う施設面での課題につきましては、介護報酬、事務処理等のシステムの違いなどがあり、さらには保守契約の内容等、それぞれの事業所の開設以来の経過を踏まえ、適切な対応をしまいたいと考えております。また、多床室型、ユニット型とい

う施設面での違いもありますが、この課題は経営移管にかかわらず、対応していかなければならないものでありますので、建てかえ等も含めて検討をしております。入所者へのサービスレベルの変化については、移行先の社会福祉事業団につきましても介護保険法などによる指定事業者であるため、経営を移行しても利用者の負担増やサービスの内容の変更はありません。

次に、風連地区市街地再開発事業についてお答えを申し上げます。1つには、福祉センターの管理運営についてということでございます。私は、市街地再開発事業の中で地域交流センターについては当初JA道北なよろの3階の建物、会議室の部分、このことについては地区の住民の皆さんに開放して利用される多目的な会議室というふうに構想を持って関係者と協議をしてきた経過がございます。地域住民のための多目的な施設として、再開発事業の完了後に事業の目的である中心街ににぎわいをもたらす中核的な建物と位置づけをしていただき、老朽化が進んでいる将来は風連福祉センターと現在の母と子と老人の家の機能をあわせてこの地域交流センターに持ち込めるような検討協議をしていただいているところであります。

なお、住民の皆さんの御意見、要望について、十分な取り組みに余裕がなかったという反省をしておりますが、実施設計の段階でこれらの可能な限り利用団体、利用者等の意見を取り入れて進めたいと思っております。

地域交流センター完成後の管理運営については、さきの議員にも答弁をしておりますが、それぞれの施設管理ということになるわけですが、現在の風連福祉センターの管理運営については平成12年度に一部増築を行い、公民館事業を中心として多くの住民の皆さんに利用されており、風連地区の住民の皆さんは今後も利用したいという声をお伺いしておりますので、当分の間は地域交流センターとの2つのホールを利用していただくと、このように考えているところであります。現施設

については、部分的な設備の改修にとどめ、今後の利用については利用団体等の御意見を十分に取入れながら、建物の維持管理に努めたいと考えているところであります。

次に、国保診療所の建物の利活用についてもお尋ねをいただきました。現在の国保診療所につきましては、敷地面積が1,606平方メートル、鉄筋コンクリートづくり2階建てということであり、昭和50年11月に建設をされて、当初は入院のベッドを持っておりましたが、現在は外来部門ということに限定をして利用されておられ、既に32年が経過をしております。平成20年度から着手をいたします風連本町地区第一種市街地再開発事業におきまして、現在松田診療所長とこの再開発の中に診療所を改築移転をしたいという協議をさせていただいて、Dブロックの中に1階部分633.21平方メートルの予定で検討しており、平成22年度末の完成を待つて直ちに移転し、診療を開始したいと考えているところであります。御質問の移転後の現診療所建物の利活用については、移転年次には建設時から35年経過するということになり、また移転を控え最小限の維持補修しか行っていない状況から、新たな利活用を図る場合には相当の改修費等も伴うと判断をしております。再利用が可能かどうか調査を行って、民間への処分も視野に入れながら検討してまいりたいと考えております。

次に、使用料、手数料の統一見直しについてお答えをいたします。平成20年度は、行財政改革推進計画に基づき使用料、手数料、さらに負担金、補助金の全面見直しを実施する予定で現在準備を進めております。使用料、手数料の見直しの考え方については、新年度に入ってから検討組織等を立ち上げ、詳細な検討を行いますが、現時点の大まかな考え方は旧名寄市がごみ処理手数料の有料化の議論を市民とした際には、事業費のおおむね4分の1を利用者に御負担いただくという、そのような議論をした経過があります。パークゴルフ

場の料金等についても一定のルールを示して議論をさせていただいたところであります。旧風連町と名寄市では、料金体系についてもそれぞれの決定の経緯があるわけですので、段階的な統一に向けてこの際しっかりと議論をさせていただこうと思っておりますし、また近隣自治体との均衡にも配慮していかねばならないと、このように思っているところであります。また、お尋ねの使用料、手数料の金額が少額で、徴収コストのほうが大きいようなケースについて、受益と負担の適正化、公平化の原則から、極端な例外を除いて原則として見直しをさせていただこうと、このように考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知識員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 私からは、大項目の7、8、9について御答弁申し上げます。

まず初めに、大項目の7、閉校後の風連高校の利活用につきましては、地元名寄市としてもその考え方を北海道教育委員会に発信する必要があるとの認識から、選択肢の一つとして同じ学校施設である中学校として転用し、有効活用を図ることについて、これまで地域の皆様や今後中学校に進学されるお子さんをお持ちの保護者の皆さんの考えなどをお伺いしてきたところであります。ことしに入りましてからは、1月31日の第4回風連町特例区協議会において説明をさせていただき、委員の皆様から積極的に進めるべきとか、建築後20年程度であれば、有効活用を図るべきなどの考えが示されました。その後2月15日の風連中央小学校、2月18日には下多寄小学校、2月19日には東風連小学校、2月26日には風連中学校のそれぞれPTAの役員会の会合に出席させていただき、全体で約80人の保護者の皆様の御意見等を伺いました。その中では、風連高校の校舎を閉校後、中学校として使うことはよいと思うが、小学校のほうはどうなっていくのか、将来的な構

想も示してほしいとか、また市の財政状況や風連高校の募集停止のタイミング、立地条件などすべてが合致して理解できるが、旧風連町で風連中学校の校舎改築にかかわってきた人たちの気持ちや思いも考えなければならないと思うなどなど、多くの貴重な御意見をいただきました。教育委員会といたしましては、今後これらの意見等を踏まえて、具体的な方向性を教育委員会議において定めてまいりたいと考えております。

次に、大項目の8、名寄農業高校の有効利用にかかわって、農業担い手センターの拠点への検討についてお尋ねがございました。名寄農業高校は、ただいまお話がございましたように平成21年4月に名寄光凌高校と統合され、新しい産業型キャンパス高校としてスタートすることになりました。新しい高校では、農業学科が存続され、現在の名寄農業高校の校舎、農場、寄宿舎などの施設が有効に活用されることとなっております。御質問にございました新規就農者を含めた新たな農業教育ができる農業担い手センター構想であります。これまでも市長とともに名寄市の考え方として道北の農業後継者や新規参入希望者への育成機能を持たせることを北海道知事、北海道教育委員会教育長等に要望するとともに、上川支庁長、上川支庁農務課長へも提案をしてきたところでございます。その中で知事部局と道教委、名寄市、学校関係者等によるプロジェクトチームを立ち上げていただきたい旨も要請してまいりました。学校教育の営みと実践的な農業研修とをどう融合させるかとか、生徒と社会人の教育をどのように整理するか等々課題も多いと思っておりますが、今後も道北の市町村や関係機関とも連携し、引き続き要請活動を進めてまいりたいと考えております。

次に、大項目の9、図書館、図書室の充実についてお答えいたします。4点にわたり御質問をいただきました。初めに、道北6市の蔵書数、市民1人当たりの貸し出し率及び図書購入費について、平成18年度の実績をもとにお話し申し上げたい

と思います。蔵書数から先に申し上げます。蔵書数、旭川市100万5,000冊、富良野市9万5,000冊、深川市12万3,000冊、留萌市9万4,000冊、士別市26万1,000冊、名寄市13万7,000冊でございます。市民1人の貸し出し率、旭川市6.5冊、富良野市6.2冊、深川市5.6冊、留萌市4.9冊、士別市5.8冊、名寄市4.2冊。図書購入費でございます。新聞、雑誌等を除いてございますが、旭川市は3,930万7,000円、富良野市が新聞、雑誌等を含めた金額でございますが、580万円、深川市488万3,000円、留萌市500万円、士別市362万7,000円、名寄市569万4,000円と、このようになっております。ただいま申し上げましたように、蔵書数と図書購入費では6市の中では中の上に位置しておりますが、市民1人当たりの貸し出し率では4.2冊とやや低い状況であることから、貸し出し冊数を伸ばすために他館の運営状況等を調査していきたいと、このように考えているところでございます。

2点目に、本館と分館の業務体制について申し上げます。現在両館の蔵書データがおおよそ構築されておりますが、風連分館では電算システムの稼働が今年4月1日、平成20年度からのため、貸し出し状況の把握が難しい部分があり、電話連絡等にて相互に貸借を行い、市民の利便性を図っているところでございます。合併後両館での相互に貸借した図書資料は、平成18年度本館借用12冊、分館借用66冊、合計78冊、平成19年度2月末現在で本館借用64冊、分館借用129冊、合計193冊を両地区の市民へ提供しており、従来他館から貸借していた費用の軽減にもつながっているところであります。また、20年4月に風連分館電算システムが稼働してからは、貸し出し状況の把握も可能となることから、これまで以上の迅速なサービスの対応に努めてまいりたいと考えております。

3点目の学校図書室との情報ネットワーク等に

関して申し上げます。朝読書につきましては、現在名寄市内の各学校において取り組まれており、子供たちにも定着してきているところです。朝の短時間ではありますが、落ちついて読書に取り組むことは1日のリズムを形成する上でも大変重要なことであります。子供たちも毎朝の読書の時間を大変楽しみにしており、進んで読書活動に取り組むようになってきており、このことから学校図書室の充実は非常に大切であると認識しております。名寄市における各学校の図書購入費は、従来より地方交付税基準財政需要額の算定基準に基づき配分しており、風連地区におきましても合併後は同様な措置により蔵書の充実に努めてきているところであります。また、図書館との情報ネットワークの整備につきましては、総合計画にも掲載されておりますが、市内の全小中学校の図書室の蔵書データ、市立図書館とのネットワークを構築しようとするものであります。この計画には、約7,000万円の費用を見込んでいることから、年次計画で取り組むことが必要でもあり、市内16の小中学校をネットワーク化するには、5年から7年にかかると考えております。ネットワークが構築されることによって、市立図書館と各学校の蔵書を相互に利用することが可能となり、各学校図書室では児童・生徒の読書要求に相互にこたえることができるよう具現化に向けて努力していきたいと考えております。

4点目の図書館保存資料の取り組みについて申し上げます。現在市立図書館の保存資料としては、名寄新聞の平成2年6月分までのマイクロ化を終了しております。地元新聞は、地域資料として市民や図書館にとって過去から現在までの情報を知る上での一番身近で貴重な資料であります。これらの資料保存が大変重要となることから、従来のマイクロフィルムの保存と光ディスク、DVD化も考えております。光ディスクは、保存性に若干の問題もありますが、記事検索には大変便利であることから、保存が確実なマイクロ化とあわせて

対応するのが望ましいと考えております。また、北都新聞も地域資料として同様に考えており、今後の資料保存につきましては年次計画で進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） 市長、教育長からそれぞれ御答弁をいただきました。再質問をさせていただきますと思います。

まず、行財政運営の今後の見通しについて説明をいただいたわけでございます。歳入のうち4割以上の大きな割合を占める地方交付税、あるいは過疎債などの、合併特例債などの有利債を取り込んでみてもなかなか21年度からは予算編成も厳しいのだと執行方針でも述べられておりますけれども、今御説明いただいた地方交付税あるいは有利債などを取り込んだ中で、20年度はともかく21年以降予算編成についてどのように予測をされているのかというところの見通しの御説明をいただければなというふうに考えておりますので、1つ目はそういうことでよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それからまた、消防の広域化に対する市長の見解も踏まえてのお話でいただいたわけですが、私もこれ面積が広過ぎて、まして士別ということになりますと本当に顔の見えない地域と顔の見えない地域と一緒に1つのことをやろうというのは、地域的にはまず広さの問題、それから縦に長いといいますか、あいにくそういうようなことでございますので、これは将来的にはやむを得ないというか、進めていかなければならないというふうには思いますけれども、国及び道の意向に沿って効率性というか、ばかりを求められていってはこの辺の現場の対応力が非常に低下するのではないかというふうな危惧を持っているものですからお尋ねをしたところでございまして、素案から案がこの間示されたようでございますが、その

中の資料で将来的にはやむを得ないというのは、その資料で上川北部消防事務組合で各市町村の現在が4万3,200人というふうに道の統計で出ております。なぜ22年後かわかりませんが、2030年になるとそれが今の構成町村数でいうと2万9,700人というふうに人口想定、30%も減るのだと。20年後のことまでまだ今の時点で考える必要はないのかもしれませんが、将来的にはどうにかしていかないと、本当に1つの町村で消防を抱えるというか、消防を持つということもなかなかこれ大変になるのかなというふうなことでございますので、これは答弁というよりは今後ほかの町村との議論でございますが、慎重な取り組みをお願いしたいということで、お願ひの質問にさせていただきます。

次は、しらかばハイツです。しらかばハイツの民営化ということで、これもいろいろ民営化ということで御苦労されているのだというふうに考えておりますけれども、私は特に民営化によってしらかばハイツの一つのよさといいますか、例えば人間だれでも畳の上で死にたい、最期を迎えたいよねとよく言いますが、今そういう状態でなくなって自宅の畳の上ではなかなかというところですが、最近の風連見えていますと自宅で最期を、最後の二、三日はどうしても病院ということがありますけれども、本当に最後のぎりぎりまで自宅でいられて最期を迎えられるというケースが非常にふえているのです。これは、やっぱり診療所の松田先生が本当に小まめに往診もしていただきますし、薬も出していただきますし、必要であれば十分なそれなりのケアもしていただけるということで、非常に幸運なことに喜んでいるわけでございます。しらかばハイツもそのとおりでございまして、ほかの類似施設に比べますと最後までホームでおられて最期を迎えられるという方が結構ほかの類似施設よりは多いというふうなことも聞いていますので、今までせっかくできてきましたというしらかばハイツのよさが民営化によってなくなる

というようなことのないような、そういう意味でいろいろな入所者にとってのサービスレベルの低下がないような形の移行をぜひお願いをしたいというふうに考えておりました、これはひとつ指定管理者に指定してしまったらそこにすべてお任せというのではなくて、やっぱり管理をお願いするほうの立場でも施設とか、しらかばハイツももう20年たっておりますから所によっては改修が徐々に必要になってくるようなところもあるように聞いておりますし、指定管理をただけでなくて指定をするほうも施設に対する十分な目配り、あるいは運営に対する目配りを、しらかばハイツのよさをそのまま保つような努力をしていただきたいというふうに思いますが、これはお答えをいただきたいというふうに思います。

もう一つ、市街地の再開発について。御質問させていただきましたのは、特に公共施設である地域交流センターをどのぐらいの規模でいいのだろうかとか、あるいは使い勝手のいいステージだとか、照明だとか、音響、そういうようなものをやはり旧風連の福祉センターはもう随分古いのですが、建てたところは非常に近代的で、離れたところから操作をして、それから上のほうからスポットを当てるといような構造なのですが、なかなか素人は使いこなせなかったと。余り近代的で、むしろそれでなれた職員が来て一々操作をお願いしたというようなことがありますので、これからの時代やはり使う方が使い勝手のいい、単純に使える、そして一定のレベルの照明なり音響なりというようなものは、音響、照明については何かこれからというようにも聞いておりますので、ぜひそのときに使い勝手のいい、使いやすい、担当がつかなくても利用する方が使えるような設備を目指していただきたいというふうに考えておりますので、これについてもそんなホール一つにとっても、あるいは総体の中でもやはり大ホールが2階になったということ、それから和室等が3階になったということでは、今福祉センターですと1

階、バリアフリーというほどでないですけども、1階ですからお年寄りでつえをついた方でも集まっていたらと。今度はエレベーター上がるといいながら、そんなに大型エレベータでないように聞いておりますので、外には階段はございますけれども、なかなかお年寄りには今よりはちょっと使い勝手が悪いかなというような評判もたちそうところもございますので、その辺も含めて十分利用者の声も聞いた設計を実施設計の中でも心がけていただきたいというふうにもお願いもして、それに対する方向性もお伺いをしたいというふうに考えております。

それから、教育長にも風連高校、風中の移行というように十分いろんな方の意見を聞いて、今後慎重に方向を出していかれるということもございます。それに関連というか、合併前から風連町が、風連町だけでないですが、少子化ということで全町的にもう全町合わせても1学年1教室編制できるかどうかというようなこともありまして、そんなところで将来の小学校、中学校をどうしようかというような、検討委員会を立ち上げていただいて風夢プロジェクトという名前で、風夢君というのは旧風連町のマスコットイメージでしょうか、それを名づけて風連らしい小中学校の連携を目指す風連の小中教育であるべきだということで検討していただいて、一つの答申も出されたという経過もあるわけでもございまして、中学校が移るような方向が出ると、それではそれにあわせて小学校はどうなるのだという、先ほどの御答弁にもちらっとあったかと思えますけれども、中央小学校の改築移転というようにも現時点でどのような位置づけで考えておられるのかお伺いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） あらかじめ時間の延長をいたします。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 再質問をいただきました項目について順次お答えを申し上げます。

地方交付税についての推測でございます。地方交付税の中では、御案内のように新型交付税という要素を含めて算定方法を切りかえようと国のほうはいろいろな試案を出しましたけれども、地方六団体の皆さんがこれらの総務省の考え方についてすべてをオーケーということではなくて、やはり地方の財源をしっかりと確保できる仕組みということで今回の地方再生対策費等が出てきたというふうに思っておりますが、申し上げておりますようになかなかふえる要素というのはございません。また、交付税の算定の中では人口を基礎数値において算定する項目が何項目かございますから、人口が減少するとこれも連動するということがありまして、21年度もこの予測については決して交付税はふえる要素はないという押さえのもとに、しっかりとこの夏に今までの予算をつくっている仕組みをもう一度ゼロベースから洗い直していこうと、こんなふうに考えているところでございます。と申し上げましても、20年まで続行している普通建設事業等の継続事業もございますので、これらを一定の枠をとった中で事業の財源捻出と、こういうことになろうかということで、非常に窮屈な中での21年度予算というふうに考えております。

広域消防の関係につきましては、御指摘のように北海道は冬の交通事情というのは非常に夏に想定できないような事情があるわけでございますから、雪国としての地域特性というものがひとつ広域化の、例えば救急出動等についても消防車の出動についても配慮が必要だということも含めて、しっかりと地域の特性をこれらの議論の中で展開をさせていただこうと。また、加えて高速道路網の整備ということが条件として整備されてきますと、距離感というものが短縮できるというふうにも判断をしているところでございますので、これ

らの幹線道路網の整備等についてもしっかりと取り組んでいかなければならないと、このように思っているところでございます。

しらかばハイツにつきましては、社会福祉事業団で現在清峰園の運営について行っておりますが、民間の福祉団体の代表の方、あるいは町内会、あるいは高齢者の老人クラブ連合会等の代表の方が理事に入っていておりますが、私が理事長ということで副市長以下福祉部門の職員も入っての事業団でございます。そういう中では、民営化ではございますけれども、しっかりと運営の予算を取り込んだ事業団の運営に移行できればと、こんなふうに考えているところでございます。年間2回ないし3回の理事会と、それから毎月監査委員による監査等も受けて経営内容についてもしっかりと対応してまいりたいものと考えているところでございます。

地域交流センターについては、もう議員御案内のとおり中心市街地の一定の駐車場等の空き地を創出をするというねらいもありまして、高層化が一つの国の助成を受ける条件になっております。3階ないし4階の建物ということでありまして、交流センターにその責任を受け持つような状況になりました。ですから、高齢者の皆さん方の2階、3階、4階等の利用については、階段がありますけれども、御指摘のようにエレベーターの機能もしっかりと取り込むことによって、決して市街地の交流センターが市民の皆さんから使いづらいという指摘のないように対応してまいりたいと、こんなふうに考えているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいま風連高校の跡利用といいましょうか、跡利用に伴うアフターのお話ございました。1つは、旧風連町の時代に構築しました風夢プロジェクト、この構想は大変すばらしいものがありまして、今小学校と中学校が本当に連携して学習が進められていると。先ほど高見議員のときにもお話ししましたけれども、

文科省の指定で小学校の英語教育を風連中央小学校がしっかり受けて行われる。その根底には、中学校との英語教育のそういう素地があったと私は受けとめているのでございます。そういう意味では、実はこれまで行ってきましたPTA役員会との、小学校の保護者、PTAのお話の中にも実は中学校はわかったと。でも、私たちは風夢プロジェクトの中で考えてきたので、小学校はこれからどうなるのという率直な質問もあったところがございます。これは、1つには今の中学校が移ればあそこに空き地ができます。そして、そこに本当に小学校を持っていくのかとか、言ってみれば連携教育から一貫教育へ進めるのかどうなのか、これはやはりもう少し私たちも議論しなければならない。単純にすぐということにはならない。ただ、私個人の考えでは、中学校がもし高校に移ればあの地区を文教地区として、本当に小中が一貫した、階段を渡ってそれぞれが交流できる、これ全道でもモデルになる、そういう箇所ができるのかなという考えはありますが、やはり地域のお考えとか、それから専門的な考えもお聞きして検証していかなければならない、こう思っているところがございます。また、風連中央小学校は、もう御案内のとおり校舎が昭和46年に建築されておりますし、体育館はその次の年に建築ということで、既にもう35年以上経過しております。名寄地区にももっと古い学校もあるわけでございますが、これらもあわせて考えていくとすれば、そう長い時間をかけてこの小中一貫教育というのを議論していくことにもならないのではないかと。したがって、これから作成予定の学校教育の施設整備計画、適配ではなくて整備計画の中でこのことについても検討していきたいと、このように考えております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で川村正彦議員

の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時32分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 佐々木 寿

署名議員 田 中 好 望

平成20年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成20年3月6日(木曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1	会議録署名議員指名	22番	田中	之繁	議員
日程第2	代表質問	23番	東	千春	議員
	一般質問	24番	宗片	浩子	議員
		25番	中野	秀敏	議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員指名
日程第2	代表質問
	一般質問

1. 出席議員(26名)

議長	26番	小野寺	一知	議員
副議長	19番	熊谷	吉正	議員
	1番	佐藤	靖	議員
	2番	植松	正一	議員
	3番	竹中	憲之	議員
	4番	川村	幸栄	議員
	5番	大石	健二	議員
	6番	佐々木	寿	議員
	7番	持田	健	議員
	8番	岩木	正文	議員
	9番	駒津	喜一	議員
	10番	佐藤	勝	議員
	11番	日根野	正敏	議員
	12番	木戸口	真	議員
	13番	高見	勉	議員
	14番	渡辺	正尚	議員
	15番	高橋	伸典	議員
	16番	山口	祐司	議員
	17番	田中	好望	議員
	18番	黒井	徹	議員
	20番	川村	正彦	議員
	21番	谷内	司	議員

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局長	佐藤	健一
書記	間所	勝
書記	松井	幸子
書記	久保	敏
書記	熊谷	あけみ

1. 説明員

市長	島	多慶志	君
副市長	今	尚文	君
副市長	小室	勝治	君
総務部長	中尾	裕二	君
生活福祉部長	佐々木	雅之	君
経済部長	手間本	剛	君
建設水道部長	野間井	照之	君
福祉事務所長	中西	薫	君
上下水道室長	和田	博	君
教育長	藤原	忠	君
教育部長	山内	豊	君
市立総合病院院長	内海	博司	君
市立大務局長	三澤	吉巳	君
市立大務局長	成田	勇一	君
会計室長	成田	勇一	君
監査委員	森山	良悦	君

○議長（小野寺一知議員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

7番 持田 健 議員
18番 黒井 徹 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 これより代表質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

平成20年度市政執行方針について外5件を、中野秀敏議員。

○25番（中野秀敏議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、緑風クラブを代表して市長、教育長に通告順に従い質問をさせていただきます。きのうの代表質問とダブる部分はありますけれども、答弁のほうをよろしくお願いを申し上げたいと思います。

新名寄市がスタートして早くも2年を迎えようとしています。初代市長として就任以来、今日まで新市総合計画の策定を初め、計画に掲げる施策、事業の実施、将来像の実現に向け御尽力をいただいていることにまずもって心から敬意を表するところでございます。今後も総合計画の着実な実施を望むものであります。

まず、平成20年度市政執行方針についてお伺いいたします。合併後早くも2年を迎え、市民の融和、一体感も増し、分庁方式も市民の理解度が深まっているように感じているところでありますが、市長として合併して今日まで市民の一体感、心の合併についてどのように考えておられるかお伺いをいたします。

国や地方の財政は依然として厳しい状況にあり、財政状況の予測さえもできない環境の中で、名寄

市の財政運営も非常に厳しいと言えますが、20年度にはどのような考え方で行財政運営を続けていくかお伺いをいたします。

平成19年度より総合計画によって施策、事業が行われ、それに沿って予算編成がなされているところですが、平成20年度末において前期計画規模196事業、299億9,600万円のうち、どの程度取り組まれておられるかをお伺いをいたします。

次に、平成20年度の予算についてお伺いをいたします。国の地方財政計画が前年度比微増の8兆3,400億円となり、地方交付税も地方再生プランの導入により1.3%増の1兆5,400億円となりましたが、名寄市において歳入の42.6%を占める交付税は前年比1,500万円の減と堅実な見込みをしているところでありますが、予算編成に当たって基本的な考え方、また有利債事業はどのようなものが挙げられるかお伺いをいたします。さらに、査定の中で先送りされた事業等についてもお知らせを願います。

本年度予算に当たって6億9,730万円の基金の取り崩しが行われましたが、年度末においては24億5,600万円の予測になっておりますが、今年度の推移、基金に対する考え方、また21年度に向け、投資事業への影響についてどのように考えておられるかをお伺いいたします。

また、今後における予算編成の全面見直しという部分が執行方針の中でもうたわれておりますが、どのように取り組むのかをお伺いをいたします。

3点目に、行財政改革についてお伺いをいたします。国、地方とも未曾有の財政逼迫が進み、構造改革、人口減少や少子高齢化など地域への財政がさらに縮小していくことが予測されます。自主財源だけでは運営できない地方都市において、極めて危機的な状態に陥る危険性があります。早急に時代に即応した行政組織や行政サービスのあり方を再構築し、将来にわたる財政の健全化のためにも、本市においては平成19年2月に新名寄市

行財政改革推進計画を策定し、進めているところではありますが、今日までの計画の検証と進捗状況についてお知らせ願います。

次に、昨日も川村議員より質問が出ておりましたが、しらかばハイツ民営化についてであります。行財政改革推進計画の数値目標によりますと、平成21年度より年間4,700万円の効果額となっており、今日までの経過、事業団への移行の時期についてお伺いいたします。

行財政改革における受益者負担の適正化においては、使用料、手数料、負担金及び補助金等の見直し等があるわけですが、見直しにおける市民理解の方策、また名寄地区、風連地区との格差についての考え方をお伺いをいたします。

また、行財政改革における市税滞納者への徴収及び徴収体制の強化について、平成19年度より税源移譲により市民税への重圧感もあるわけですが、歳入確保のためにも収納率の向上は重要な課題であると考えております。平成17年度末における滞納額は、市税が3,100万円、固定資産税7,900万円、国保税1億6,700万円、保育料1,600万円、住宅使用料900万円、総額3億200万円の滞納があるわけですが、それらについての取り組み状況についてお知らせ願います。

多様な市民ニーズに即応した施策を総合的、機能的に展開するためにも簡素で効率的な組織機構が必要であるわけですが、行政のスリム化についての考え方をお伺いをいたします。

また、行財政改革における歳出の削減はもとより、歳入確保も重要な課題であります。まだ国会通過前ではありますが、平成21年度からスタートが予想されているふるさと納税制度が審議中であります。ふるさと納税制度については、個人が自治体に5,000円を超える寄附を行った場合に5,000円を超える部分については一定限度、おおそ個人住民税の1割の額までを所得税と個人住民税から全額が控除できる制度であります。制度が定義するふるさととは、生まれたふるさとな

どに限らないで、どこの都道府県、市町村に寄附しても制度を利用できるものであり、納税と名はつくものの、実際には寄附金税制の拡充とも言えます。総務省によると、その規模は約1兆2,000億円に及ぶと試算をされております。法案の国会通過前にかかわらず、多くの自治体がホームページ等で寄附金獲得に向けたPRが動き出しています。名寄市においても歳入確保の面から早急に検討すべきと考えますが、考え方をお伺いをいたします。

次に、農業振興についてお伺いをいたします。我が国の戦後60年における農業政策のスタンスは大きく変化しています。50年代までは食料難という事態を受け、食料増産と農地改革という地主、小作関係の改革、60年代は他産業との所得格差改善のため、自立した経営確立に向けて夢を持った時期であります。70年代は兼業化の進展という農業政策の挫折、そして第2種兼業化の追認と急激な経済発展による環境破壊の時代、80年代は都市中心の文化と食生活の洋風化により日本型食生活回帰への意識変化、90年代は食料、農業、農村政策という政策の3分割の明確化、2000年代はWTO体制の構築と多様な農業の矛盾拡大の時代と言われ、現在は生産者中心の政策から消費者中心に変わろうとしております。規模拡大と離農をセットに考えた結果にもかかわらず、兼業化の進展という小規模農家の特徴を変更することができなかったばかりでなく、農村における高齢化や過疎化という状況を生み出しています。名寄市における限界集落と言われる65歳以上の人口比が50%の集落及び準限界集落の現状と農政における今後の考え方についてお伺いをいたします。

次に、産地づくり交付金についてお伺いをいたします。過日3月3日、4日には、各農家への生産数量配分方針及び産地づくり対策等に係る説明会が開催をされ、一定の理解をさせていただいておりますが、再度お聞きをしたいと思います。農

水省は、08年において米価の回復に向け、7万ヘクタールの過剰作付と3万ヘクタールの消費減少で、10万ヘクタールの転作を必要としています。しかし、産地づくり交付金は07年から09年の総額は固定化されているところであります。名寄市において08年は56ヘクタールの転作強化と聞いておりますが、産地づくり交付金の見通しについてお知らせを願います。さらに、07年補正予算である転作強化分10万ヘクタールの緊急一時金500億円について、名寄市への交付見通しについてお伺いをいたします。

品目横断的経営安定対策については、対策名の変更により水田・畑作経営所得安定対策となり、関係用語、緑ゲタ、黄ゲタ等も変更となり、さらには本対策の加入等についても市町村特認制度ができたところであります。これらの制度緩和により、名寄市への影響はどのようなものかお伺いをいたします。

農業振興センターについては、合併後において名寄農業の技術情報の拠点とし、農家のみならず、消費者への農業理解等大変有効に活用されていると考えるものであります。今年度においては、営農指導体制を2名から3名体制となりますが、今後の取り組み状況についてお伺いをいたします。

次に、今年4月オープン予定の道の駅については、先日より道の駅サミット、直売セミナー等を行いながら、市民の関心が深まっているところであります。運営については指定管理者に委託が決定をしているところでございます。名寄の玄関口として、すばらしい運営が行われることを期待をするところであります。しかし、農産直売については指定管理者も初めてのことであり、産直を考えている生産者も心配をしているところであります。行政としても指定管理者、直売生産者との連携をしっかりと作り、応援をすべきと考えますが、お伺いをいたします。

次に、住宅、道路整備についてお伺いをいたします。新年度より北斗、新北斗団地建てかえ事業

が着手となります。計画では、北斗団地11棟120戸新築、新北斗団地は5棟20戸修繕、9棟36戸全面的改善、4棟16戸が新設と平成33年までに200戸余りの新設、修繕等が予定されています。国の新たな住宅政策の方向の中で、市営住宅を中心とし、公共賃貸住宅における住宅セーフティーネットの役割の強化が求められています。新年度においては、住みかえ住宅1棟34戸がオール電化住宅として予算化されております。過日名寄プロパンガス協会、名寄灯油部会より市長にLPガスや灯油を燃料とする設備の要望があったところでありますが、今後における公営住宅のオール電化についての考え方をお伺いをいたします。

道路整備については、道路特定財源等の不透明が部分もあるわけですが、名寄一士別間高規格道路についてであります。士別剣淵一多寄間については測量等も行われ、地権者との話し合いが進んでいる状況であります。現在までの進捗状況、また名寄までの開通見通しについてお知らせを願います。

次に、教育執行方針についてお伺いをいたします。風連高校のあり方については、きのうも答弁をいただいているところでございますが、閉校まではあと2年間というところになったわけですが、在校生の学習確保という部分では十二分に教育委員会としても応援をいただきたいと思っております。また、適正配置と整備計画とを合わせた中での今後の学校整備という部分で考えておられるようですけれども、適正配置をしっかりとつくり上げることによって整備計画ができるというふうに考えるわけですけれども、その辺についてさらに昨日に引き続いて教育長の答弁をいただきたいと思っております。

また、風連高校が中学校として利用する場合において、道教育委員会との協議期間はあと2年しかないわけですけれども、どのぐらい必要かお伺いをいたしたいと思っております。

次に、学校給食供給施設整備について、現時点における改修あるいは機器購入の予算額及び有利債の可能性について、また条件が整った場合においては今年度において補正対応をする可能性があるかどうかについてもお伺いをいたします。

以上、この場からの質問といたします。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） おはようございます。中野議員から大きく6項目にわたっての質問をいただきました。6番目の教育行政執行方針については、教育長のほうからの答弁となります。以下、順次お答えを申し上げます。

平成20年度市政執行方針についての項の中で、市民の一体感、心の合併についてということでの見解を問われました。私はこのたびの合併は、過去の名寄市の合併について申し上げますと、昭和29年当時の合併特例法によって、3万人の人口がいることで市になれるという大きな目標を持った合併でございました。平成の大合併は、地域の高齢化や少子化の中で今後の行政サービスをどのように維持していくか、さらには分権化社会における自治体の体力をどうつけて実施決定をしていくことができるかという、こういう環境の中での選択でございました。風連町の皆さんは、住民投票、さらには前柿川町長の英断のもと合併にこぎつけたわけでありまして。この合併によって名寄地区と風連地区ができるだけひとしく行政サービスが受けられるよう市民の皆さんの多くの参画をいただいての新総合計画、この総合計画には今後10年間の基本理念と将来像を掲げ、各種事業を盛り込むことができたものと考えており、私も風連庁舎、名寄庁舎というふうに曜日を分けて勤務を行って、地区の実態等の把握に努めているところでございます。一朝一夕で市民の一体感の醸成ができるというふうには思っておりませんが、総合計画の事業、施策の推進過程での参画や日常生活活動において市民との一つ一つの交流の積み上げで一体感をつくり上げていかなければならない

と、このように思っております。合併協議会で確認された方針を基本としながら、一市一制度を目指して未統一となっている事務事業の調整等にこれからも努力をしてまいりたいと、このように思っているところでございます。

次に、平成20年度の財政運営の考え方についてのお尋ねでございしますが、平成20年度は多額の基金を取り崩して予算編成をしてきたことから、財政調整基金もほぼ底をつき、基金に依存した財政運営も限界に来ており、平成21年度の予算編成は大変厳しい状況になっております。お尋ねの今後の財政運営の考え方についてであります。平成20年度は行財政改革推進計画に基づき、受益と負担の適正化を図るため、使用料、手数料と負担金、補助金の全面的な見直しをしてまいりたいと考えております。また、公共施設のあり方についても庁内的な議論を進めてまいりたいと考えております。あわせて平成21年度以降の予算編成については、各部ごとに一般財源ベースで一定のシーリングをかける手法を検討しております。いずれにいたしましても、歳入の伸びが見込めない中で、組織のスリム化など行財政改革の推進が不可欠と思っております。そうした行革にしっかりと取り組むことで今後の財政基盤の安定を確立したいと考えているところであります。

次に、平成20年度までにおける新総合計画の進捗状況についてお答えをいたします。総合計画では、平成19年度から平成23年度までの前期計画で事業費規模を事業費ベースでおおむね29.9億円としております。初年度の平成19年度は、151事業でおおむね59億2,000万円、平成20年度では新規7事業を含めて146事業で56億円、2年間の進捗率はおよそ38%となっております。総合計画は、昨年2月の策定後、前期計画の平成20年度から22年度まで3カ年の第1期ローリング調整を実施し、その結果を基本に平成20年度の予算を編成しております。しかし、過疎の進行や少子高齢化、基幹産業である農

業を取り巻く厳しい情勢など多くの課題があり、加えて市税や地方交付税の伸び悩み、基金の取り崩しなど厳しい財政事情の中、ローリングの調整結果をすべて反映する内容とはなりませんでした。引き続き総合計画を基本とした名寄市総合計画推進市民委員会を初め市民の皆さんの御意見をいただきながら、市民参画と協働のまちづくりを進めてまいります。

次に、平成20年度予算についてということで、予算編成に当たっての基本的な考え方についてお答えをいたします。昨年11月1日に20年度の予算編成に当たっての訓令あるいは事務連絡を通して職員に通知をいたしました。訓令では、新総合計画の具現化を意識しながらも財政の健全化法が成立したことから、職員の英知を結集し、既得権や既成概念にとらわれないですべての事務事業を見直し、予算を編成するよう指示をしたところであります。平成20年度予算の具体的な特徴としては、総合計画の具現化を最優先に、天文台整備事業、北斗、新北斗団地建てかえ事業、風連本町地区市街地再開発事業、市立総合病院増改築事業などの大型事業のほか、少子化対策の一環であるこにちは赤ちゃん事業、特別支援教育支援員設置事業など、ソフト事業も数多く盛り込みをいたしました。しかし、一方では財政調整基金も大きな取り崩しということで、今後の財政運営に大きな課題を残しております。次いで、有利な起債である過疎債、合併特例債を充当しての予想される事業についてであります。名寄市では中期財政計画で臨時財政対策債を除いて起債発行額を前期5年間の総額で60億円、単年度12億円をめどに財政運営に努めているところであります。過疎債については、バレイショ貯蔵施設整備事業、瑞生通歩道改修事業、智恵文八幡12線農道整備事業など7本、充当予定金額で2億3,520万円、合併特例債については風連地区市街地再開発事業、天文台整備事業、市立総合病院増改築事業など7本、充当予定金額で6億8,450万円それぞれ予

定をしております。有利な起債といいましても償還のおよそ3割は一般財源でありますので、慎重に検討しながら、今後の事業展開を図ってまいりたいと考えております。

なお、先送りをした事業というお尋ねがございました。今回の予算を通じて市の施設等で老朽化の進行によりどうしても改修、改善をしなければならない事業が相当予算の要求の中にありました。しかし、これは全体量を把握する中で一定の年数をかけて、危険度等も含めて優先順位をつけてしっかりやっていこうということで、21年以降に先送りをさせた内容のものもございます。

次に、基金の考え方と今後の財政運営についてお答えをいたします。平成20年度は、多額の基金を取り崩したことから、財政調整基金もほぼ底をついて、基金に依存した財政運営も限界に来ております。平成20年度予算における普通建設事業費は23億6,956万円で、前年度比22.8%増と大幅に伸びました。これは、先ほど申し上げましたとおり市民要望の強い大型事業の増加によるもので、中期財政計画の平成20年度予定額と比べても5.6%、1億2,596万円の増加となりました。お尋ねの投資的経費の今後の影響についてであります。財政調整基金が底をつき、市税や交付税の伸びが見込めない中で、普通建設事業への影響は避けられないと、このように考えております。平成20年度から事業開始予定の天文台整備事業、北斗、新北斗団地建てかえ事業については2年間の継続費を設定させていただいており、平成21年度の事業費は天文台整備事業で5億1,500万円、北斗、新北斗団地建てかえ事業で6億2,880万円を予定しており、そのほかにも道路整備事業の継続分で2億8,500万円を予定しております。このように平成21年度の普通建設事業は、継続分だけで17億円を超えることが予想されるため、新規の事業を実施する、取り込むことについては慎重な事業選択ということになります。市民ニーズにこたえるためにも行政のス

リム化を初めとした行財政改革をスピード感を持って進めてまいりたいと考えております。

今後における予算編成の全面見直しの考え方についてお答えをいたします。予算編成の前段として、行財政改革を進めることが大切でありますので、平成20年度は行財政改革推進計画に基づき、受益と負担の適正化を図るために使用料、手数料と負担金、補助金の全面的な見直しを予定しており、また公共施設のあり方についても庁内的な検討を進めたいと考えております。さらに、予算編成のあり方については、現行の予算編成について申し上げますが、総合計画のローリング作業を部内調整、市長ローリング、庁内推進委員会で取り進めております。このローリング作業を受けて各課で予算編成の作業、要求書を財政課に提出をし、財政課の課長査定、総務部長、副市長査定、市長査定と、そのような予算の決定をさせていただいているわけでございます。例年このような作業で行っておりますが、平成21年度以降の予算編成については各部ごとに一般財源ベースで各部に枠を配分する中での予算の絞り込みということをしかりとする中での予算の組み立てをまいりたいと、このように考えているところでございます。

次に、3番目の行財政改革について、新名寄市行財政改革推進計画の検証と進捗状況についてお答えをいたします。行財政改革につきましては、平成19年2月に策定をした新名寄市行財政改革推進計画に基づき取り組みを進めております。簡素で効率的な行政運営では、まちづくり懇談会、出前トークの実施、学校給食センターの統合、指定管理者制度では平成19年4月から南水泳プール、母子里地区共同牧場、平成20年4月から道の駅なよろ、北国雪国ふるさと交流館の各施設において導入をいたしました。電子申請届け出にも着手しております。健全な財政運営では、市有財産、未利用地等の売却、公共物への有料広告の掲載等も進めております。市民と協働の行政運営

では、男女共同参画推進計画実施計画の策定を終え、自治基本条例の制定に向けて市民懇話会での作業が始められております。他の個別課題においてもそれぞれ計画に沿って取り組みを進めております。今後も総合計画推進市民委員会の中で行政評価とあわせて行財政改革の推進の進行管理についても議論をいただき、行財政における市民ニーズに対応した健全財政の運営に努めてまいります。

次に、しらかばハイツ民営化の移行について、4月から原則として全配置職員の事業団移行を念頭に現在鋭意協議を進めておりまして、ぜひこのことにつきましても後刻議会に報告をさせていただきたいと、このように考えているところであります。

次に、受益と負担の適正化を図るための手法について、平成20年度は行財政改革推進計画に基づき、受益と負担の適正化を図るため使用料、手数料、負担金、補助金の全面的な見直しを実施することをこれまでもお答えをしております。この見直しの際の市民の皆さんの意見の聴取の方法についてであります。現在想定している見直しの大まかなスケジュールについて申し上げます。新年度に入りましてからできるだけ早い段階で庁内に見直しの検討組織を設け、その中に使用料、手数料に関する事、負担金、補助金に関する事、今後の公共施設のあり方に関する事、この3つの部会を設けて集中的に庁内論議をし、一定のたたき台を作成をしたいと考えております。その後市民の皆さんの代表であります総合計画推進市民委員会に諮り、市民の側から見た受益と負担の適正化、負担金の公平性、平等性などについて意見をいただきたいと思いますと考えております。特に使用料、手数料については条例改正が必要になりますので、速やかに見直し作業を行い、市民委員会の御意見をいただき、9月の定例会に提案をしたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。また、風連地区と名寄地区の料金体系の異なるものは、さきの予算査定の中の作業で事務事業

の一元化協議で一定の方向づけをしております。市民の皆さんに御理解いただけるよう各種委員会や協議会、まちづくり懇談会などあらゆる会議で説明をしてみたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、市税と滞納者への徴収あるいは徴収体制の取り組み状況についてお答えをいたします。徴収体制につきましては、納税係5名でそれぞれの地区を担当し、納税の折衝、納税処分に当たっております。また、本年度から始まった税源移譲により個人住民税の課税総額が多くなっていることから、昨年度と比較をして納期限内に納付されない状況にあります。適正な税源確保のため、戸別訪問徴収や電話催告など係一丸となって徴収体制の強化を図っているところでございます。この結果、当初は収納率が前年度と比較をして低く推移しておりますが、2月末現在においては普通徴収分については前年同期並みの状況になってまいりました。しかしながら、特別徴収分については前年同期を若干下回っているため、5月末の出納閉鎖期まで市税全般について現年度課税分を重点的に、きめ細かな納税折衝を持ちながら、収納率の向上に努めてまいります。

次に、滞納世帯への徴収対策といたしましては、毎月月初めに徴収対策会議を開催し、課題を協議しつつ、戸別訪問徴収の強化、電話催告、文書催告など滞納世帯と頻繁な接触を図る中での納税相談を進めています。納税強調月間を3月、5月、12月と年3回設定するとともに、そのほかの通常月にも夜間相談窓口の開設を行い、分納相談や夜間徴収など納税意識を高める働きかけを行うことで納税世帯対策の実効を上げていますが、納税意識の希薄な世帯に対しては預金等の財産調査の上、差し押さえ等の滞納処分を行っております。滞納処分では、単なる不注意や特別な事情により納付できなかった場合もあることを考慮し、納期限後電話や文書、訪問をし、できるだけ納付、分納誓約を含めて折衝を進めておりますが、それで

も何の連絡や相談、納付もなく誠意が見られない場合には、納期限内に完納された納税者の方々との公平性を保つために予告の上、滞納処分を実施しております。昨今は、預貯金や国税還付金の差し押さえを積極的に行い、実績といたしましては18年度につきましては預貯金の差し押さえ20件、国税還付金差し押さえ37件、交付要求6件、平成19年度につきましては2月末現在でございますが、預貯金の差し押さえ83件、国税還付金差し押さえ23件、交付要求4件となっております。お尋ねのありました近隣自治体との人事交流などにつきましては、上川北部の自治体規模や地域事情などから、現段階では困難と考えております。また、北海道の連携では、過去に平成11年に道職員を税務職員として相互研修で受け入れをした経過がございます。さらに、短期併任制度の活用、中長期的に十勝や渡島で既に実施している広域の徴収機構などについても視野に入れつつ、検討を進めてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、名寄市の徴収率が全道都市の上位に位置していることなどから、当面は現行の徴収体制を維持しつつ、納税係はもとより税務課一体となって庁内関係各課との連携をより一層深め、徴収体制の強化に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、行政のスリム化について。合併効果としての行政のスリム化は、当然市民の目に見えるものでなければならぬと考えております。これまで定年退職者等の補充について、一定の組織の見直しを含めての対応を進めておりますが、3年ないし5年、一定の数値が出るには時間がかかると、このように押さえております。これまでの指定管理者制度の活用、民間委託の推進等民間活力の導入を推し進めるとともに、事務事業の見直し及び統廃合、分庁方式による執務体制の検証による適正な人事配置を行ってまいります。また、合併時に協議をされた定員適正化の考え方を基本に、類似団体も参考にして定員の適正化を図ります。い

ずれにしても、行政のスリム化は市民の理解と協力なしには進まない課題でありますので、しっかりと情報を公開する中で進めてまいりたいと考えております。

次に、歳入確保の方策の検討について、いわゆるふるさと納税制度につきましては、一昨年来地方格差で過疎などによる税収減に悩む地方自治体に格差是正を推進するための構想として議論され、総務省のふるさと納税研究会の答申などを受けて今通常国会に地方税法改正案として上程されており、その内容は個人住民税における寄附金税制の大幅な拡充という形で、従来個人住民税は地域社会の会費という性格に基礎を置き、寄附金控除の対象は極めて限定をされておりましたが、新たに地方自治体が条例に基づき対象寄附金を追加できる仕組みを構築し、あわせて控除方式を所得控除から税額控除に改めるとともに、上限額の引き上げと適用、下限額を10万円から5,000円に引き下げて所得割の1割を限度として所得税とあわせて税額控除をするというものであります。このことを受けて、全国自治体では寄附条例を制定し、全国各地から当該自治体の特色ある事業に寄附を募るといって制定の動きがあります。道内でも夕張市とニセコ町など9町が既に制定をしており、稚内市が今期の議会で条例化するとの情報を得ております。条例の内容そのものは、寄附をしていただく事業区分を制定し、事業分野を指定していただいた上で寄附していただき、基金として積み立て、必要に応じて予算措置をして使わせていただくという非常にシンプルなものですが、条例や寄附申込書はインターネット等で全国に向けて発信されますので、この事業区分をどう整理するか、自治体の特色をどこに出すのかがそれぞれの自治体のセールスポイントになるわけでありまして、各自治体で工夫を凝らしているところです。名寄市といたしましても条例化に当たっては、基金条例との整合性や事業区分などを整理をしなければならぬ課題が残っております。寄附をお願

いする意味からも、またこのことについて全国各地で名寄市に思いを寄せていただいている方へのアピールの手段として、制定に向け前向きに検討してまいりたいと考えております。

次に、農業振興について、限界集落の現状と今後の課題ということであります。限界集落という表現は、長野大学の野野教授が提唱している概念というふうにとらえておきまして、私はこの名称は本当に的確な地域の実態を表現している概念かどうかということには若干の疑問を持っておりますが、お尋ねにお答えをさせていただきます。名寄市の農村部におきましては、集落内人口に占める65歳以上の割合が50%と定義づけられている限界集落が1集落、55歳以上の割合が50%以上とされている準限界集落が23集落となっております。昨年の12月段階より準限界集落の定義づけの関係で多くなっていることを御理解願いたいと存じます。当市における農業従事者の65歳以上の割合でも平成2年には全体の20%でしたが、平成17年度では18ポイント上昇し、38%と農家戸数の減少や農業従事者の高齢化が進んでおり、農村部における限界、準限界集落の多さを裏づける結果となっております。ことしから市内全域で展開される農地・水・環境保全向上対策の農村集落の高齢化、過疎化を危惧した国の対策と押さえております。新名寄市農業・農村振興計画でも直面する課題として急速な高齢化が進む中で、地域農業を支える担い手の育成確保を緊急の課題としており、関係機関、団体とともに本計画の推進に努力し、名寄市農業、農村を魅力あるものにしていくことが重要であると考えております。

次に、産地づくり交付金につきましては、平成20年度の産地づくり対策の見直しについてであります。平成20年度産米につきましては、面積換算で約56ヘクタール転作が強化されたところでありまして、これに伴う交付金の必要な財源は、基本助成額当たり約3万2,000円で、総額1,

800万円となります。また、収入では約400万円の減収見込みとなっております、平成19年度の執行額から勘案いたしますと約1,000万円の財源不足となります。ただ、平成19年度の繰越金が約1,200万円となっておりますので、平成20年度では約200万円の繰り越し予定となります。総額約11億円の予算ですので、作付の状況、農地の流動化等により変わってまいります、現在このような見通しを立てているところであります。また、地域水田農業活性化緊急対策についてのお尋ねですが、本対策は平成19年度補正予算での対応となっております、米の消費量が毎年9万トン減少する中で、米の大幅な下落を避けるために生産調整を確実に実行しようとするものであり、過去に生産調整を達成して平成20年産以降5年間新たに生産調整を拡大する農業者に一時金として反当たり5万円が交付されるものであります。現在JAでの希望の取りまとめ中ですが、水稲作付をしている農家は水張り指向が強いと思われ、現在申し込みがない状況でございます。

次に、水田・畑作経営所得安定対策について、本対策は品目横断的経営安定対策から名称が変更となりました。見直しに当たっては、制度の基本を維持しつつ、現場からの指摘された多くの課題を受けとめて、地域の実態に即した見直しが行われたものと思っております。見直しの主な内容といたしまして、1点目は物理的特例や所得特例などの特例を活用しても本対策に加入できない農家であって地域農業の担い手として周囲から認められれば、本対策の加入の道が開かれました。新たに市町村特認制度ができ、地域水田農業ビジョンに位置づけされている地域の担い手については本対策に加入できるようになることとなります。2点目は、北海道や九州北部などの先進的な小麦産地やてん菜産地において地域の生産力に見合った収入が確保されるよう本対策とは別途の支援策が講じられます。3点目は、収入減少緩和対策の充

実で、万が一収入減少が10%を超えることがあった場合には、その10%を超える収入減少に対しては農家の積立金の拠出なしに国の負担分による補てんが行われる特別措置が講じられることになっております。4点目は、交付金の早期払い、申請手続の簡素化が図られることになっております。まだ詳細が示されていない段階ですが、当市においては約50戸が新たに加入できるのではないかと考えており、関係機関、団体と連携協力のもとに新制度改正への対応を図ってまいります。

次に、農業センターの指導体制の取り組みでございます。現在合併前と同様2名の技師が営農指導を行っておりますが、合併し、名寄地区、智恵文地区と範囲が広域となったことを含め、各種作物の地域適応試験、実証展示圃の管理、アスパラ大苗供給事業等のため、十分な営農指導ができない状況となっているところです。新名寄市農業・農村振興計画の推進においても農業振興センターが果たす役割は大きく、特に多様な農業経営の展開ではこの地域に合う収益性の高い作物の栽培技術を確立し、技術指導を行っていくことが今まで以上に重要になっていると考えております。このような中で平成20年度から営農技師1名を採用いたしました。採用後すぐに営農指導体制が整う状況にはならないと思いますが、今後もJA道北なよろ及び関係機関との連携、さらには農業振興対策協議会の農業振興センター部会で運営の議論を深めていただき、体制強化を図ってまいりますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、道の駅について。道の駅もち米の里☆なよろにつきましては、2月29日工事完了をいたしました。完了検査、引き渡しなどの諸手続を実施し、オープンに向けて取り進めているところです。特に農産物直売所についてのお尋ねですが、先般、指定管理者が開催した農産物直売セミナーでは、市内の農業生産者などが参加され、ニセコビュープラザ直売会の関係者をお呼びし、具体的に農産物直売のノウハウを学んでいると聞いてお

ります。道の駅の管理運営につきましては、指定管理者が行うことになっておりますが、農産物につきましては地産地消を基本とし、安全、安心、新鮮な農産物が求められていると認識しております。市といたしましても指定管理者のノウハウを尊重しながら、オープン後も引き続き連携を密にし、取り進めてまいりたいと考えております。オープンの日程につきましては、指定管理者など関係機関と協議を進めておりますが、4月20日のオープンを考えております。

次に、住宅、道路整備について、公営住宅建てかえによるオール電化の考え方についてお答えをいたします。これまでの公共建築物におけるインフラ整備については、石油製品を中心とした熱源を確保してまいりましたが、近年の原油高騰により他の熱源あるいは併用した供給システムの検討が必要となっております。公営住宅建てかえは、現地建てかえであり、現入居者が住みかえることになっていることから、建てかえ後における住宅使用料が上がることとなり、入居後において光熱費使用料の低減を図る必要があります。ことし建設いたします北斗、新北斗団地の住みかえ住宅の建設につきましては、標準世帯3名を2LDK住宅へ供給して熱源の比較検討をいたしました結果、灯油、ガス、電力を採用した場合とオール電化を採用した場合に年間10万円ないし20万円程度の格差が出ております。この結果から、入居者の経済負担軽減を重視し、円滑な住みかえを推進するためにオール電化を採用することといたしました。今後も入居者の負担軽減や地域経済を重視し、経済情勢を見ながらエネルギーコスト低減に向けた検討を行う中で決定をしていく考えであります。

次に、高速道路名寄一士別間の進捗状況についてであります。北海道縦貫自動車道は、函館から稚内までの全道高速道路網の背景として、背骨として整備が進められております。士別剣淵一名寄間2.4キロのうち、士別市一多寄間1.2キロは既に事業認可がおりており、平成19年度に士別料

金所の移設工事が平成21年度完成に向けて着手をされております。平成20年度は、用地測量に着手し、用地買収を進めるための事業説明会が2月27日士別市において開催をされ、地権者に協力を求めているところです。残る1.2キロにつきましては、昨年の発表されました道路整備計画の中で織り込まれておりまして、これらに要する道路整備の財源の確保が計画の進捗を左右すると、このように考えているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） おはようございます。

私からは、大項目の6、教育行政執行方針について御答弁申し上げます。

初めに、(1)、風連高校の施設利用のあり方についてお答えいたします。御案内のとおり風連高校は、平成20年度は2年生と3年生、平成21年度は3年生5名のみ的高校と、こんなふうになることになっております。そのような経過の中で風連高校の今後の学習環境の維持につきましては、昨年7月にも風連高校教育振興協議会から要請がございました。これらを受ける形で、私も数回にわたり北海道教育委員会の新しい高校づくり推進室等を訪れ、子供たちの学習活動が不利益にならないよう要請してきたところであります。その結果、平成22年度の単一学年におきましても特例的に教員の定数増が図られるなど、一定程度の前向きな感触を得ているところでございます。名寄市といたしましても風連高校教育振興協議会等を通して、今後ともしっかり特別教育活動の支援などをしてまいりたいと、このように考えております。

次に、閉校後の風連高校の利活用につきましては、さきの第4回定例会において中野議員からお話ございましたように、地元名寄市としての考え方を北海道教育委員会に発信する必要があると、このような認識から、選択肢の一つとして同じ学校施設である中学校として転用し、有効活用を図

ることについてこれまで地域の皆様や今後中学校に進学されるお子様をお持ちの保護者の皆様などの考えをお伺いしてきたところであります。ことしに入りましてからは、昨日の答弁でも申し上げましたが、1月31日に第4回風連町特例区協議会、この席上では委員の皆様からは積極的に進めるべきだとか、建築後20年程度であれば有効活用を図るべきなどの考えが示されたところであります。その後2月に入りまして、風連中央小学校、下多寄小学校、東風連小学校、また風連中学校それぞれのPTAの役員会の会合にも出席させていただき、保護者の皆様の御意見等を伺ったところであります。あわせまして私は北海道教育委員会にも赴き、その可能性についても確かめてまいりました。教育委員会といたしましては、これらの状況を総合的に判断して、具体的な方向性を3月、今月の教育委員会議において定め、その後名寄市小中学校適正配置との整合性を図ってまいりたいと考えております。

なお、風連高校の利活用に係る北海道教育委員会との協議につきましては、教育委員会で定めた後新年度早々にでも協議を始めてまいりたいと、このように考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、(2)、学校給食供給施設の整備についてお答えいたします。さきの黒井議員の御質問にもお答えいたしましたが、炊飯、パン製造に携わっている委託業者より工場及びパン製造機ともに約50年を経過し、老朽化が顕著なことから、今後衛生面に配慮した安全、安心な学校給食を継続していくため、市の遊休施設の貸与とパン製造機の購入補助の要請がありました。教育委員会としては、今後の学校給食の安定供給を考え、学校給食の実施に必要な施設として直接市が設備を整え、引き続き現委託業者に業務を委託することで検討してまいりたいと考えております。具体的には、旧風連学校給食センターの利用を考えておりますが、この施設も昭和48年に建設されたもので、

一部老朽化していることから、建設水道部とも十分連携をとり、施設の再点検を実施した上で、長いスパンでの使用に耐えられる施設整備が可能かどうか検討することとしておりますので、費用については今後の経緯を見なければなりません。また、パン製造機にはおよそ2,000万円程度要するというところでございますので、財政的な面での協議も必要なことから、これらの協議がまとまり次第合併特例債などを視野に入れながら補正にかけ、議員の皆さんの御議論を賜りたいと、このように考えておりますので、御理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 中野議員。

○25番（中野秀敏議員） それぞれ答弁をいただきましたので、何点か再質問をさせていただきたいと思っております。

最初の執行方針、また20年度の予算についての部分については理解をさせていただいたわけですが、きょうからもお話が出ているように基金が底をついて厳しい情勢の中で、21年度事業についても予算編成が非常に厳しいというような状況でございますけれども、5年間の中期財政計画とあわせるとそれほど狂いはないというふうに私は理解をしているのですけれども、しかしながらしっかりとした財政運営という部分では決していい状況ではないと思うわけで、ここはひとつ市長のしっかりとした訓示の中で、本当に職員の意識改革というのが果たして末端まで、末端職員と言ったら失礼な言い方ですが、全職員にきちっと伝わっているのかという思い、非常事態だというふうな状況だと思っておりますから、そういった部分の意識改革はしっかりとしていかなければならぬというふうに考えておりますので、その部分についての思いというか、改めて市長に伺いたいと思っております。

それをしっかりとやるということは、すなわち私も3点目で申し上げております行政改革がしっ

かりとできなければ予算編成もしっかりできないという部分だというふうに考えておりますけれども、2点目のしらかばハイツの部分についてはきのうも質問が出ていたのですけれども、現時点では4月から努力をするという答弁でございましたけれども、当然条例改正も出てくると思いますけれども、現状の中で4月1日というのは私は不可能だなというふうに思っております。合併当時からあった課題が現状の中で20年度から行うという計画もされていたという、そういう部分がしっかりなされていかないという部分は、非常に市民には負担を求める部分が多いのですけれども、職員側としてその認識が今までもかかっていると。過去にも私一般質問させていただいた部分なのですけれども、そういった進行管理がきちとなされていかないと、なかなか使用料、負担料という……使用料、そういった部分を見直すというときに、市民負担の部分はやるけれども、そっち側、身内の部分と言ったら失礼な言い方ですけれども、職員の部分での行財政改革というのはどうなっているのだというふうな思いが出てきますので、そういった部分はしっかりとやっていただきたいというふうに思うわけでありませう。

特養については、きのう川村議員言われていましたみとりという、ターミナルケアという部分で、全道に類を見ない状況で、松田先生が本当に御苦労いただいて、そしてお話を聞きますとその体制が確立をされてきたというような状況の中で、移管によってスタッフの入れかえ等がもしあれば、そういった部分もまた新たな体制づくりというふうな形もしていかなければならぬという部分もあると思いますので、そういった部分はしっかりと引き継ぐというか、内部体制ができ上がった中での移行という部分もしっかりとまたしていただきたいと思っております。せっかくのいい形で松田先生に御苦労いただいている部分なので、しっかりとお願いをしたいと思います。

また、歳入確保の部分でのふるさと納税の部分

なのですけれども、今後前向きに検討いただくという答弁をいただきましたので、これある所によっては高額寄附をいただいたところには地元特産品を送るといような、そういうような構想を持っているところもあるというようなお話も聞きますので、やっぱりそれぞれの自治体の状況を見ながら、名寄市としての独特なそういった納税というか、条例の制定に向けて努力をいただきたいというふうに思っております。

また、4番目の農業振興の部分の農業振興センターの部分なのですけれども、スタッフをふやして運営をするという部分で、やはり農家への指導員の巡回という部分も私は必要だと思うのです。そこへ行って聞くのが一番いいのですけれども、そういった一定の1年間に全部回れというわけではないのですけれども、技術者もやっぱり名寄市の農家の状況というのは、部会等を通じてはそれぞれ努力をいただいているのですけれども、そういった全般の状況というか、そういう部分で個別の指導、例えば部会ごとに一月間かけて今月はこの部会を巡回しますよとか、そういった中での農家の希望をとりながらとか、いろんな方式もあると思っておりますので、考えられるので、そういった分はせっかくスタッフがふえますので、施設内の技術でのそれも必要ですけれども、そういった部分というのも新年度に向けて新たな取り組みとして考えていただきたいというふうに思います。

5点目の住宅整備の部分については、本当に要望書も出てきて、答弁の中では原油高騰というのは十分理解できますし、また年間10万円から20万円というふうな非常に大きな差が出ているのだなというふうに今答弁を聞いて理解をしたのですけれども、地元企業育成という部分でもやっぱり当然必要だと思いますし、こういった今厳しい中では住宅の建築はなかなか進んでいないという、戸数が少ないような状況でありますけれども、そういった中で市営住宅の建てかえというものが進んでいくのですけれども、ガスについては旧名寄

市の中で苦い経験をしているというのもあるのですけれども、再度この部分についてその時点、時点で考えるという部分なのですけれども、地元企業の育成という部分で市長はどういうふうな見解を持っておられるか、再度お伺いをいたしたいと思います。

6点目の教育執行方針の中で、それぞれ12月の定例会から今日まで教育委員会部局として努力をされたということで経過をお聞きしたのですけれども、風連高校の部分ですけれども、どうするかという決定、最終決定時期はいつのふうにご考慮されるのか、12月の定例会の質問では私3月末というふうにご答弁の中で理解をしていたのですけれども、まだ今月は20日余りありますから、その中であるのか、その方針決定をいつの段階であるのかということをご改めてこの場でお聞きをしたいと思います。あわせて適正配置の部分もご答申が出て、これから検討する部分なのですけれども、失礼な言い方かもしれないのですけれども、風連においてはあと極小規模校ですから、1校以外は。極小規模校なので、あと適正配置という部分で私最終的に名寄のまちの中だと思っております。適正配置をきちっと方針を見出さなければならないというのは。極小規模校がこっち側へというか、そっちのほうに行くということは余りあり得ないですよ。当然最終的には過疎化の現象で、大きいところへ寄せざるを得ないというの、これは自然の原理なので、やっぱり名寄市内の適正配置をどういうふうにしていくかという方向、そこが出れば当然私次の整備計画というものも出てくると思うのです。ですから、そこはリンクさせて進ませるということは、私は余り適当ではないというふうにご考えるのですけれども、この部分についての教育長の見解をお聞きをいたしたいと思います。

以上、質問とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 何点か再質問をいただきました。予算編成の中で基金に依存した予算編

成ということでは御指摘のとおりでございますが、平成18年の合併以降組織が一元化をしてということでもありますけれども、職員の数がふえ、機構もそれなりの機構の整備を図ったということで、お答えをしておりますように定年退職者等の退職後の縮小、均衡を図っていくと、こういうことで少し時間をかけているのが実態でございます。予算の執行あるいは編成等につきましては、私どものほうで方針を出して、そのことについては職員の皆さんにしっかりと守っていただいているというのが現実であります。合併をして予期せぬような緊急性のある予算等もやはり出ているのも事実でございます。このところは、しっかりと合併後の新しい新市づくりという、そのような気持ちも含めてこの一、二年の予算の編成の中では指摘をされるような状況があったかもしれませんが、ことしの行財政改革の推進の取り組みの中では一層また職員に周知徹底を図って、危機感を持ってこれらの取り組みを進めていきたいと、このように考えております。

しらかばハイツの事業団移行につきましては、御心配をいただいております。担当副市長以下しっかりと協議を進めていただいて、おおむねその移行についての道筋が結論に達してまいりました。3月の会期の最後になるかもしれませんが、関係条例等を提案をさせていただいて、その他の手続等があるものですから、4月に臨時議会等の機会があれば、その中で予算等も含めて御審議をいただいて、5月1日ないし6月1日にしっかりとした移行をさせたいと、こんなふうに思っております。ネックになりましたのは、職員の身分の関係でありまして、これまでも上川北部の中で直営から民営化に移行した前例等がございます。職員の皆さんは、どうしてもそういうところを参考にしまして、私どもが提案をしていることに対する意見がずっと続いていたわけございまして、そのような意見がある中であっても一定の方向についての結論を得ましたので、後ほどの提案する機会

の中でまた御審議をいただければと、こんなふう
に思うところでございます。

ふるさと納税につきましては、私ども札幌ある
いは東京等にふるさと会がありまして、ふるさと
に思いを寄せている方というのはたくさんいらっ
しゃいます。そういう意味では、しっかりとした
この制度を活用して情報発信をすることで善意に
報いていきたいと、こんなふうに思っております。
いろいろなこのようなふるさとに思いを寄せていた
だいている皆さんに地元の気持ちを伝える手法は
あるのかもしれませんが。参考のお話等も伺いまし
た。私どももそうしたお話も取り込みながら、こ
のふるさと納税が名寄市の地域振興に、あるいは
事業の発展につながるようにというふうに取り組
みをしたいと思っております。

農業振興センターにつきましては、今の農業情
勢は非常に農家経営者の皆さんも何を作付をして、
どのような生産がベストなのかと。自分の農地に
自由に栽培が決められないというような枠がある
わけですから、そういう意味では苦悩もあります。
また、新しい作目の取り込みについてはチャレンジ
精神だけではなかなかうまくいかないと。やはり
実証というものがあって、納得をしてという部分
があるわけでございますから、こうした意味では
農業振興センターの果たす役割というのは非常に
重要だというふうに思っております。北海道の
出先機関の普及センター等とも十分に連携を図り
ながら、農業者の皆さんの個別の巡回等も含めて
鋭意要望にお答えするような取り組みを関係者の
皆さんと一緒に協議をしたいと、こんなふうにし
ているところでございます。

公営住宅の建てかえに当たりましてのエネルギ
ーの関係での再質問をいただきました。私も若干
の差はあるというふうには受けとめておりました
けれども、ここ2年間ぐらいの原油高騰による、
特に灯油の値段については2倍ないし3倍近い上
昇ということで、これがまた落ちつくのか、高ど
まりになるのかというのは私ども予測がつかませ

ん。非常にアバウトな格差のお答えをさせていた
だきましたけれども、灯油等については、あるい
はおふろの回数等については個人差がどうしても
ありますから、建設水道部のほうで一応のデータ
を持ってつくって推計をしていただいたのは8万
円から13万円ぐらい世帯数、人数等によって格
差があると、こういう状況でございます。私ども
も地球温暖化のCO₂の排出も含めて、今後世の中
がどういうふうになっていくのかと、こういうこ
との推測は難しいわけでありまして、今回の
建てかえに関しては高層5階の住宅ということ
でありまして、入居する世帯も相当の高齢者が多
いということも含めて、安全ということも含めて
の検証等もさせていただいております。今後新北
斗、北斗団地の残る建てかえについては、現在地
ということになります。平家等の建物で、エネル
ギーの選択も相当数の入居者の皆さん方の好み
に合わすということではありませんけれども、選
択肢としては地元の頑張っている企業に
対するそうした連携を一層深めるようなことも当
然考えていかねばならぬ、こんなふうを考えて
いるところであります。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいま2つ再質問が
ございました。1つは、風連高校の利活用につ
いて、いつどのように決定するのかということ
でございますが、今の予定では3月19日に風連特
例区協議会がございまして、それから、3月21
日に教育委員会がございまして、その会議の中
で風連高校の利活用については、風連中学校を
もって充てると、こういうこととお諮りしたい
と、このように考えておりますので、御理解を
いただきたいと思います。

それから、適正配置計画における名寄地区、
風連地区、それから農村、郊外地区、これにつ
いての考え方についてもお尋ねがございました。
適正配置等検討委員会では、これらを大きく3
つに区分してございます。1つは普通規模校、
それから

1つは小規模校、そしてもう一つは極小規模校と。そして、普通規模校というのは名寄地区の小学校を充てております。それから、小規模校には風連地区の小中学校を充ててございます。それから、極小規模校はこれは郊外の今ある小規模校、こういうふうに区分してございまして、これをさらに3つの段階に分けております。すなわち、適正配置を検討するに当たって最初の段階は平成20年から29年までの10年間、ここで何をしなければならぬのかを1つ考えている。そして、次のスパンは平成30年から39年、この10年間で何をしなければならぬかを考えていく。そして、それ以降平成40年度以降については何をするのか、こういう3つの段階に分けてございまして、そのうち今、中野議員のお話のように第1段階に該当するのが名寄地区の小学校の具体的な統廃合ということで、検討委員会では小学校5校を4校にと、そして中学校は当面2校を維持すると、こういう答申が出ているところでございます。したがって、私たちといたしましては適正配置に係る計画、素案をつくってパブリックコメントなどを行うわけでございますが、その後の計画案ではこのような順序に従っていくことがどうなのかということをもた市民議論をいただいて決定していきたいと。それが決定され次第、まず最初は名寄地区の5を4にするには具体的にどういう学校名を挙げて議論するかと、こういう手順になっていくのかなと、こう考えているところです。

○議長（小野寺一知議員） 中野議員。

○25番（中野秀敏議員） それぞれ答弁をいただきましたので、平成20年度が執行方針に沿った中で、また総合計画の早期実現に向けて市民の負託にこたえる形の中で執行されますことをお願いを申し上げまして、私の代表質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 以上で中野秀敏議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時29分

再開 午後 1時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

風連駅前道路の歩道改修事業について外4件を、谷内司議員。

○21番（谷内 司議員） 議長のお許しをいただきましたので、清風クラブを代表いたしまして5件についてお伺いをしたいと思います。

きょうは3月6日であります。平成19年3月6日は、夕張市が財政破綻をした日であります。今年1年間で15億円を払った。残り18年間で338億円払わなければいけないとテレビで報道をされておりました。それを見たときには、第二の夕張にならないように頑張らなければならないということを考えてところでございます。

それでは、質問をさせていただきます。まず1件目に、風連駅前通の道路、歩道の改修工事についてお伺いいたします。駅前通の車道、歩道には、亀裂やでこぼこが多く、歩道は危険である状態にあります。車いすも通行できないところもあり、平成18年度より土木現業所の協議の結果、地下水の調査も必要と。その結果を見てからのことだと。その後平成18年12月25日に駅前通7カ所にて地下水の調査が始まり、2回目の冬を終えようとしております。その点から、今後の予定はどうなっているのか、また街路灯はどうなるのか、市街地再開発事業との連携はどうなるのか、この点をお伺いしたいと思います。

2件目に、市道、農道に風連町には3カ所の木橋があります。その今後の考え方についてお伺いしたいと思います。風連地区に3カ所の木橋がありますが、3トン未満の通行になっております。風連日進地区の2カ所は、木橋の奥には国有林、道有林が多くあり、山の手入れで車が通行されております。また、農地もたくさんあり、農機具の通行ができなく、回り道をしているところで

あります。回り道をするために農作業時間のロスが生じ、大変だとお伺いしております。また、日進9線にはまちの浄水場もあり、そこには住民7軒が住んでおり、道路の整備を望んでいるところであります。道路の整備と木橋の整備も含めて考えるべきだと思います。また、日進12線の木橋、東風連9号道路の農道に係る木橋の整備が必要と思いますが、その点についてお伺いしたいと思います。

3件目に、名寄市の墓地の使用料と管理についてお伺いいたします。名寄市には13カ所の共同墓地があり、使用料が名寄地区は市内居住者については2,000円から3,000円であり、市外の方は1万円であります。風連地区は市内の方が1万円で、市外の方が3万円あります。名寄地区、風連地区ではなく、名寄市としての料金の一本化に向けて見直すべきと考えますが、その点もお伺いしたいと思います。

また、墓地の使用者の不明者が多くありますが、その対応はどのようになるのか、不明者が多いために草刈りもしないためにそこにはごみを捨てられ、カラスが多く集まり、環境に悪いことから、共同墓地でもありますので、市長の言われる協働のまちづくりの点から使用者等の共同の管理がよいと思いますが、その点についてお伺いしたいと思います。

4点目に、農業農村整備事業についてお伺いいたします。農業所得は、毎年低下にあり、農業経営も大変厳しいところでもあります。水稻農家では、平成20年度産米の配分、モチ米については1.15%減少し、在庫数量の解消のために10%の自主転作をすることとなりました。産地づくり対策を初めとして数多くの支援事業がありますが、担い手の育成も進まず、経営も不安定であります。その中で名寄東地区、中名寄地区ですが、離農地を守るために受益者18戸で面積264.3ヘクタールを守り、道営経営体育成基盤整備事業にて土地改良区を総事業費30億円で平成21年度より

5年計画をされています。パワーアップ事業も平成22年度で終わるところから、その後の対応をどのように考えているかお伺いしたいと思います。

最後に、スポーツ振興についてお伺いいたします。名寄市は、雪質日本一でもあり、全日本公認のジャンプ台もあり、日本では毎年一番先に行われる大会がピヤシリ大会だと思います。この大会に名寄市出身の選手が一人も飛べない。大変残念であります。一日も早く名寄市出身の選手がジャンプ台を飛ぶことを願っているところでもあります。青少年のスポーツの指導も大切だと思います。どのように指導していくのか、考えをお伺いしたいと思います。

本年全国大会、スキー大会基礎スキーの部に出場する選手がおります。3年連続で出場するその選手に対しての対応はどのようになっているのか。また、今年はオリンピック北京大会が開かれます。その中で名寄市の選手の方が今出場しようと決まりそうなところにあります。その選手が出場するときには、名寄市としてどのような対応をするか、その点5点をお伺いして、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 谷内議員からは、5項目を御質問いただきました。5点目のスポーツの振興については、教育長から答弁をさせていただきます。

最初に、風連駅前道路の歩道改修事業についてお答えをいたします。風連の本町地区の市街地再開発に連動して、北海道が管理する道路等についての整備を私どもも要請をしておりました。1点目の風連駅前道路の歩道改修事業につきましては、通告の1点目、2点目、3点目関連をいたしますので、一括してお答えをいたします。一般道道風連停車場線及び朱鞠内風連線は車道、歩道とも舗装の劣化が進み、亀裂や凹凸が激しく、特に歩道などは危険な状態のところもあり、平成18年度から北海道は原因の調査を実施しております。結

果は、夏期に地表面からの地下水が1.0から2.0メートルあり、冬期は融雪槽を使う地下水のくみ上げが原因と思われませんが、25センチないし50センチ下がるため、凍害による影響を受けたものではないと判断し、平成20年度、21年度で風連停車場線を地下水の処理を取り入れない歩道改修と車道のオーバーレイを実施することが決定しております。平成22年度以降は、朱鞠内風連線を実施するという計画がありますから、2月に行われた旭川土木現業所との懇談会でも市街地再開発事業に合致する形で早期着手を強く要望したところであります。道路照明の改修については、現在照明設置基準が現行どおりできない箇所があるため、本数が若干減ることが予想されますので、現状維持を基本にこの件も今後要望してまいります。

なお、本工事着工前に商工会や地域関係者への説明会を実施する予定でございます。御理解をお願いいたします。

次に、市道、農道にあります木橋についての対応でございます。このことにつきましても関連がございますので、一括してお答えをいたします。日進9線道路整備は、連檐戸数、交通量等から国庫補助事業の採択に非常に厳しい現状であります。地域住民の協力をいただくことで、道路については通常の維持管理を行い、橋梁については農耕車両と地域の生活車両の通行として大型車両を通行規制をし、安全点検をしながら現況の利用をいただいている状況であります。地域に生活する方々にとっては、通常使う道路や橋が一番必要で重要であることを理解しております。道路整備や橋梁は、限られた予算の中ですべてをカバーすることは困難であるため、一定の優先順位をつけざるを得ない状況で、緊急性、公共性、交通量などを考慮し、全市的なバランスの中で行っております。木橋の管理については、風連に3カ所、名寄に6カ所ありますが、定期的な安全点検を行っており、不都合が出れば修繕を行いながら、当面

は延命化を図りたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、名寄市の墓地使用料と管理についてお答えをいたします。農村地区で共同管理する墓地を除いて、不特定の方の利用する緑丘墓地と風連中央墓地については、それぞれ沿革、区画の面積、貸し出し形態の違い等があり、合併時に協議をいたしておりますが、統一ができませんでした。お話にもありましたように、名寄緑丘の墓地につきましてもお尋ねのとおりの使用許可の料金でございます。今後の使用料等の協議を進める中で、統一に向けた検討をさせていただければと、こんなふうに思っております。この緑丘墓地につきましては、道路を挟んで東と西というふうに名づけておりますけれども、この供用開始したのが明治38年から41年にかけてということで、100年以上経過をしているという非常に歴史のある共同墓地でございます。今回指摘ありましたように空き地等も出ているわけですが、これらの使用許可を今までも一定のPR等もしてきた経緯がありますけれども、使用許可を出しながらという状況はなかなか難しいというふうに考えております。

管理についてのお尋ねがありました。スポーツ施設等の特定利用者に条例に基づき使用料を負担していただいている経過はさきの議員にもお答えをしておりますが、最近では税で賄う分と利用者が負担する割合をルール化しながら金額を決めていくということが現状に合っているのではないかと、このように判断をしております。墓地使用料は、永代使用权を許可しておりますが、長い年月の経過と豊かな物質文明と過疎化の進行、墓を管理する方が遠方に移動したりということで、先祖をとうとぶ心と墓地を共同で維持管理する気持ちが希薄になるなど、さまざまな状況の変化が複合して、供え物が放置をされたり、ごみが散乱するなど墓地の環境美化に支障が出ております。御指摘ありました管理料については、条例に定めがありません。既に許可済みの墓地の利用者に新たに

管理料を徴することについては、近隣の類似する共同墓地等の管理等も早急に調査をする中で検討させていただければと思っております。墓地内は利用者、市は共同で使用される通路、駐車場の清掃、草刈りなどの維持管理に努めておりますが、公園を備えた霊園は条例により管理料を徴収し、維持管理を行っております。議員が提唱されどおり、管理料の徴収以外に受益者が共同で費用を負担して墓地の環境美化を維持する仕組みが構築できないか、これも検討をさせていただきたいと思っております。

次に、不明者の今後についてということでございます。名寄市の共同墓地は、前段申し上げました大変長い年月を経ていることから、すべての不明者の親族を特定することが過去に調査しておりますが、困難であると、このように現状認識しております。使用許可を受けながら、そのまま放置され、墓地全体の環境美化に支障が出ているので、比較的新しい事例を中心に今後も使用権者を特定する実態調査を行い、使用者の意思確認と墓の整備を促してまいりたいと思っております。また、使用の意思がなければ当然許可を取り消すと。そして、再利用に努めてまいりたいと思っております。

次に、農業農村整備事業についてのお尋ねがございました。このことにつきましては、過日2月5日の宗谷線市町村会議の中でも町村長からも同様の平成23年以降の北海道の支援についての要請をまとめていこうと、こういうような協議をしたところでございます。4月に入りましてから道北市長会が名寄市会場で開催をされます。きょうの御提起も含めて名寄市から、このことについては道内で共通の懸案事項でありますけれども、ぜひ要請行動を起こしてまいりたいと、このように考えております。市では、現在道営事業6地区で継続実施中であり、さらには20年度で幹線水利施設ストックマネジメント事業の弥生地区、平成21年度には経営体育成基盤整備事業、名寄東地

区が新規道営事業として計画をされています。継続中の6地区は、平成22年度までにおおむね完了の予定であります。新規の2地区については平成23年度以降も継続をされることとなります。パワーアップ事業の継続には、道や市の財政状況を見るときに大変厳しいものがあると考えておりますが、市の基幹産業であります農業の経営安定や安全、安心な農産物を生産する基盤整備事業には必要不可欠なことから、関係機関と連携を密にして継続に向けた運動に取り組んでまいりたいと、このように考えているところであります。

次に、中名寄地区の土地改良事業の対応についてお答えをいたします。中名寄地区は、昭和47年度から道営圃場整備事業を、名寄東地区として区画整理や用排水路整備を実施をしております。当時の受益戸数は63戸、事業面積259ヘクタールで、換地事業を含め昭和57年度に完了をしております。事業当初から35年が経過する中、用水路の劣化や漏水による水不足、小区画のために作業効率が悪いなど不備が生じてきております。また、国鉄名寄本線の廃止で跡地の整理や農地の集積が進んだことで、営農作業の省力化を図る必要が出てまいりました。今回地区の再整備を目指して経営体育成基盤整備事業、名寄東地区として平成21年度採択に向けて取り進めをしております。内容は、受益戸数18戸、受益面積264ヘクタール、事業費30億円を見込んでおります。この事業費で区画整理、暗渠排水、用水路、農道、そして換地事業を進めていく計画であります。財源内訳は、国が50%、北海道32.5%、受益者17.5%であります。また、21年度採択ということで、現状事業費の大部分が道単独のパワーアップ事業から外れることとなります。受益者は、このことを承知して取り組んでいただいておりますが、農家負担が多くなるということとなります。このことから、パワーアップ事業の継続、あるいはこれにかわる制度を創出していただくように北海道に対する要望をしっかりとまい

りたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 私からは、大項目の5、スポーツの振興について御答弁申し上げます。

初めに、全国大会に出場する選手の対応についてお答え申し上げます。旧名寄市では、市技スキーを冠にしましてスキーの振興に努めてきたところでございますが、ジャンプ競技にかかわっては隣町下川町が大きな成果を上げているのは議員のお話のとおりでございます。名寄市としましては、雪質日本一をキャッチコピーにこれまでもウインタースポーツの振興に力を入れてまいりました。そのあらわれの一つといたしまして、児童生徒等が全道、全国大会に出場する場合は名寄市文化・スポーツ振興基金条例に基づいて交通費や宿泊料に対して補助金を交付しており、例えば18年度について申し上げますと、スポーツ大会出場に対し、小学生5件、中学生25件、高校生3件の合計172万1,000円を助成しております。しかしながら、成人の全道、全国大会の出場に対する補助金制度はなく、それぞれの所属団体の補助か、あるいは個人負担で参加していただいているところがあります。議員のお話のとおり生涯スポーツの振興、健康に対する意識の高揚のためには、いろいろな年代に応じた支援も必要と認識はしておりますが、この文化スポーツ振興基金も次第に底をついてきておりまして、児童生徒のみの対応でも将来に不安を残す状況にあることも御理解いただきたいと考えております。いずれにいたしましても、ただいまの御意見を踏まえ、今後の基金のあり方そのものを含めて少し時間をいただき、検討してまいりたいと、このように考えております。

次に、オリンピックに出場する選手への対応についてであります。当市出身の佐藤愛子選手が北京オリンピック女子柔道57キロ級出場選手の最有力候補であることは、郷土の誇りとするところであります。昨年は、過密日程の中ながらも7

月18日に帰郷された折に市民有志によって励ます会を開催し、初出場となった世界選手権の健闘を祈りました。さらに、9月16日には市民文化センターにおいて世界選手権の佐藤選手の出場に合わせ試合応援、観戦会を開催しましたが、多くの市民が夜遅くにもかかわらず、熱心に応援し、銅メダルを獲得した佐藤選手に大歓声を送っておりました。私たちは、佐藤選手のオリンピック出場を切に願っており、出場が決まった場合には北京オリンピック佐藤愛子応援団などの派遣準備、垂れ幕を作成して健闘を祈念するなど、名寄市が一丸となって応援するような体制を構築していきたいと考えております。このことによりまして、将来的に他の競技も含め第2、第3の佐藤愛子選手を目指す子供たちが生まれてくることを期待し、地域の盛り上がりを図ってまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） 大変御答弁ありがとうございます。再質問をさせていただきますけれども、風連駅前の歩道の改修については、確か17年だと思っておりますけれども、それは余りにもひどいと。雨が降ると水たまりができて、歩いていた靴の中に水が入るところもありましたし、車いすで歩いて転んだ人もいます。そんなことから、土現のほうに合併前の風連町の中で土現との協議を進めたと私は記憶しております。その後なのですが、その後18年12月25日、クリスマスだったので、調査費がついたから、そこでならず調査をしたいのだということで、その連絡は私自身も聞かせていただいています。その後のことについて、もう二冬もたつのに、地下水の調査も終わったのだらうと思うのですが、それでも何の音さたもない。そんなところから、あそこに住む住民の人たちがいつになったらやってもらえるのだらう、中心市街地の活性化事業をやるのにそれと一緒に歩道をやったら、別

々にやったら、先に歩道やってしまったら、後から工事したら歩道壊れるのではないか、そんな心配もあって、いろんなことを私も聞かされておりましたし、その中でことしの予定では駅から国道までの間約100メートルぐらいあるでしょうか、あの辺が行われるのだよということをこの間ちょっと聞かせていただきましたけれども、先ほどの答弁の中にその人たちとも話し合いをしたいのだということなのですけれども、説明会をするのに着工前というのではなくて、今関係者が言われているのは着工前の説明ではなくて、工事が決まってからの説明ならしていかないよと。決まる前にやってほしい。こんな要望もしたいのだと、その意見も聞いてほしい。そして、その工事をやってほしいという方がおられます。私もそうだと思います。その内容をここで申し上げますけれども、今現在ある歩道は縁石が高いところ、車の出入りをすると低くなっていますよね。あんなのではなくて、全部平らに低く斜めにしてほしいのだと。そうすると、除雪も楽だと。高いところと低いところがあったら、通行にも支障を来すよと、そんなことも言っていました。また、今現在道路の縁のほうに電柱が立っていますよね。あの電柱を家のほうに引っ込めてできないのか。そうすると、スムーズに歩道の除雪ができるのではないかと、そんなことも言われましたし、私もそのとおりだと思います。以前に除雪をしていて、歩道の電柱を除雪機でぶつけて倒したことがあります。そんなことも今考えると防げるのかなと。ですから、この説明会は工事が決まってからやるのではなくて、早急にやって、まだ着工が決まらないうちに地域の要望を聞いてその説明会をやってほしいと思うのですが、その辺について再度お伺いしたいと思います。

それから、木橋の件なのですけれども、本年でしたか、地区別懇談会があって、日進地区のほうに行ったときに、その質問をしたときに直すから今までどおりやってほしいのだというふうなお話

があったと。そういうことを地域の住民の人が言っていましたけれども、それをなぜと。私もそう思うのですけれども、これ17年ですけれども、合併する前のときに地域住民の方が何人か陳情書をつくってお願いに行った経過があります。それを当時の町長さんが受け取ってくれたと。受け取ってくれたということは、今すぐでなくてもいずれはやってくれるだろうという思いがあるのです、町民の人たちは。だめなら、受け取ってもらえなかったらと。受け取ってもらったということは、やってくれるという希望がある。それなのに、私も見てみたのですが、総合計画の中どこを見てもそれは出てこない。総合計画に入っていないということは、これはしてくれないのかと。そんなことをその地域の住民の人が言っています。ですから、それなら500万円から1,000万円のものであれば補正なりなんなりできると思います。この道路改修工事、あるいは木橋の整備をするとなると何億円とお金がかかるのですから、やはりそれらについては総合計画の中で、何年と言わなくてもいいですけれども、今後こういうものは協議していこうとか、何かその項目が総合計画に出てくるのならいいのですけれども、それが一つも出てこない。そのために地域住民には不安を与えている。ですから、その辺をしっかりとってほしい。そして、先ほども申し上げましたけれども、あの山の9線、12線との、風連別川なのですけれども、川の向こう側にある山は全部道有林、国有林です。そういう観点からいくと、維持管理するために毎日のように車が通るのです。枝払いに来る。草刈りに来るのです。あの人たちも通るのですから、そういう観点からいって道有林、国有林ですから、道なり国のほうとも話をしながら、その維持管理をして通る道路ですから、何とかそこら辺の話し合いの中で事業を進めてほしい。こんな思いですので、その辺はどのようになるのかお伺いしたいと思います。

また、これ優先順位とありますけれども、先ほ

ど言いましたように優先順位は何番なのですかと。当然総合計画にないのですから、優先順位なんてないと思いますけれども、もしあるのであれば、お願いいたしたいと思います。

次に、墓の使用料なのですけれども、霊園、墓地というのは、私もそうなのですけれども、うちの先祖、私の父、母、兄弟がずっと一生あそこで眠るのです。その霊園があのような形の中で管理されているのは、どうしても私は納得できない。これから永遠に、私もいずれはそこに入るだろうと思いますけれども、そんなこととか言っても、使用料も含めてなのですけれども、使用料になるといって、その霊園がなぜ名寄市は6坪が1区画なのか。風連は、全部3坪で1区画で区画整理されています。それは、昔からそういう歴史があるからそうなったのかもしれませんが、この話は本当に名寄に行ったときの緑丘にあったあの霊園はひどかったです。私自身もあそこ何の気なしに、葬式があったものですから、その火葬場に行ったときにすごいなと。すごくカラスがいるのです、裏山に。そして、ひどいなと見て帰ってきて、その次の日またどうなのか見に行ったときに、そこに市の職員がトラックを持ってきて一生懸命ごみ拾いしているのです、朝から。何でも市の職員がお盆であろうと、同じ休みでお盆に来ているのにそんなところでごみ拾いしているのかなと。これは、どうなっているのだろうというのはすごく疑問に思いました。そんなことから、今回墓の利用料も含めて維持管理についてお伺いしているのですけれども、利用料については先ほど申し上げましたように、やはり風連なら1万円の3万円、名寄は2,000円か3,000円の1万円で、その辺を何とか一本化してほしい、名寄の財産ですから。それは、先ほどそれにはいろいろ問題があるのですよということだったのですけれども、使用料の条件というのが条例にありますよね。第7条に使用料の条件、制限とありますけれども、その中に市長は墓地の使用については公益上管理

の必要があるときには、条件を付し、また制限をすることができますよとあるのですから、管理上必要があるのですから、管理上それはできるのではないかというのが私の考え。それから、第12条に使用権の消滅とあります。使用者が死亡した日から起算して3年を経過し、また使用者が住所が不明となった日から10年経過とあります。また、13条には使用許可の取り消しとありますよね。不明者も出て、最後にあるのですけれども、一緒になるのですけれども、使用許可の取り消し、使用許可の日から1年以内に使用しなかったとき。ということは、そこを借りて利用するよと申請してから1年間の間にそれができない。わかりやすく言うと、墓は建てられなかったと言ったほうがいいですか、なかったときには取り消しができるよと書いてあるのです、ここで。そしてまた、もしくは法令なり条例に基づき規則に反したとき、このように書いてあるのですから、その規制は私はできると思います。難しいということ書いてあるのですが、こういうぐあいになって規定があるのでしたらできるだろうと。この規定があるからには、やはり公共施設でもあり、それが共同墓地であるならば、共同墓地というのはだれが守るのだ。共同で守るのが共同墓地だと私は思うのです。共同で守らなければ個人墓地でもいいのです。共同墓地というのがついている以上は、やはり共同で利用している人が守っていきましょうと。そうすることによって、その墓地の料金についても一定化をし、当然市長が言っていますように何とかこれからも助成、いろんなものを見直しはしていきたいというのですから、その辺からも手つけるべきだと。今申し上げれば条例でそううたっていますから、それを実現してほしいなど、そんなことを思っております。

それから、今回緑丘と風連のほうだけなのですけれども、そのほかに名寄市にはまだありますけれども、智恵文地区、その他にありますけれども、それ以外のところ、名寄市については緑丘以外の

墓地についてのどのような状況になっているか、どうなって不明者についてはどれぐらいいるのか、その辺を今わかれば教えていただきたいと思います。

それから、墓のことは置きまして農業農村整備事業についてお伺いしますけれども、本当にこの事業は大変なのですけれども、まずことし申請をしたときに採択になるかならないか、これが一番だと思います。これ聞くとところによりますと、この事業についての応募が大変多いよと。それで、はっきりしたことではないのですけれども、大体いろんな情報の中で得たのですけれども、約60億円ぐらいだろうと。そのうちの事業費として、名寄が毎年なののですけれども、5億円なり6億円なののですけれども、厳しいだろうと。戸数からいっても大変だよということであります。その点からいきますと、受益者だけで、土地改良区だけが、土地改良区は当然申請になるのですが、できないと思います。これは、あの地域の人たちが260町からあるものを守っていきたい、自分たちが何とかしたいという、あの後継者の人たちには私も何回も会いましたけれども、意気込み、これはぜひ私は実現してあげたい。それは、今現在一つの集落地の中で日本一の面積を持っているところが八郎潟です。八郎潟の1戸の面積は15町です。これ今現在日本一です。今中名寄の地区の人たちは、最終的にはその事業が完成したときは9戸になるという予定なののですけれども、9戸で264ヘクタールを守るということは1軒の耕地が29町何がしになります。これは、日本一の一つの集落地の面積になると思います。そんな点から市長にお願いなののですけれども、モデル事業の中でこういうものできないのか、その辺も模索して名寄市としてモデル事業に取り組めるなり、何かの方策でやっていただきたい。これからこの問題点については、やはり市と土地改良区と農協と3者で力を合わせて、これがことし採択になるように努力していただきたい、このお願いです。

それで、あの土地なのですけれども、約17.5%になりますと、受益者負担が5億3,000万円ぐらいになります。それが仮に9戸で押しえるとすると、とんでもないです。4,000万円、5,000万円の1軒の負担ができます。それで、農地の流動化によってこれからも進むであろう約120町ぐらいが売買がなるのだらうと推測されています。それが反当20万円にするととんでもない金額になります。今現在でも土地の買入れ金、1軒当たり3,000万円近い土地の代金として支出しているのです。それも踏まえて、これから1年1年用水路などについては老朽化が進み、傷んでくるのです。毎年この事業、いろんな事業が出てくると思います。我々にしてみると、やっと支払いが終わったのにもかかわらず、また次のが来る。それでは、農業やれない。そんなことから、ことしの1年間のを仮に申し上げます。風連地区の19年度の所得の計算が4日の日の10時ごろですか、ぐらいまでして、もう一件残ってましたけれども、その中で集計が出ました。ただ、なぜこれやったといったら、農家の収入が減っているということを申し上げたいのですけれども、区長にしますと税金が所得税は大変去年伸びております。その伸びたのは何なのかと。試算したときに、これは税率の変動によってできたものです。その変動によって風連で337件でしたか、4日現在出ていますけれども、その変動によった所得のお金が1億6,400万円、今までは一般でやったときにはそれだけは控除になったお金なのです。その1億6,400万円というのは、今回は一般でないほうに移ったのです。そのことによってそれだけの農家負担が出てきたよと。ということは、今まで払わなくていたのがそれだけ払ったということは、農家の懐は厳しいだろうと。それから、ことしから農協の生産資材費、今まいています融雪剤から始まって米を袋に入れるまで、その間に係る経費、推定で約20%以上はどの品目でも上がります。肥料あたりは27%も上がります。い

ろいろしています。そんな中で来年からの所得はもっともっとひどくなる。それでもこの人たちが一生懸命やろうとしているものをどうしても実現してやりたい。そのためには、市長を初め名寄市のみんなの力がなければできない。そのためには、ぜひそれを押しついでいただきたい。そして、パワーアップがなくなった22年以降についてはどのような補助をするのか、また同じような補助費が出たときには今までどおり同じような補助をしていくのか、その見通しについて改めて御答弁のほどをお願いしたいと思います。

それから、スポーツ選手のほうなのですが、教育長から答弁いただきましたけれども、今回3回連続して全国大会に行った智恵文の人なのですが、教育長はわかっていると思いますが、その人あたり何の補助もないよと。その人と会って話して、どういう形で行っているのですかと。何の補助もない。隣近所、友人、知人からせんべつをもらって、それを一部にして使わせていただきましたと、こんな話です。名寄市から背中に北海道名寄市というものを背負っていつている選手に、市として一つもない。それに対しての何もなかったというの。それならば子供のために、文化のためにスポーツ基金があるのですか。スポーツ振興といえば、私の考えでは子供とか、おぎゃあと生まれた赤ちゃんからそれは適用すると思います。それは、青少年だけであって一般社会人には何もないよと。そんなことをやっている。この答弁書見ますと、認識していたよと。認識していたら、早くやってほしかった。今になって認識していましたが、資金がないからどうのこうのと。この前にやらなければならぬことなのです。スポーツ振興というと、そういうものでない。ですから、子供たちの育成が育たないのだと思います。私の考えでは、こういう人たちに一生懸命やってくれたよと。旅費の半分、宿泊費の半分、5割の助成しようやという規定があって、助成することによってその人が現役から引退したときに

その人たちに指導してもらって、子供たちの指導から、青少年でもいいのですけれども、指導してもらおう。そのことによって我が名寄市からもそういう選手が生まれるのではないですか。今現在では、だれが指導するのですか。風連にも合併する前にいました。国体に出た井上さんという選手だったのですけれども、農家やっている人がいました。その人は、やはり何もできない、ジャンプ台もないよという形で、西風連のジャンプ台、あのスキー場に20メートルだったか30メートル、ちょっと記憶は忘れましたが、ジャンプ台を行政でつくって、そこで練習していただいてジャンプを飛んでいただきました。そして、国体にも出ています。今下川町で指導している伊藤選手、伊藤さんという人が指導しているのですが、あの人と一緒にジャンプ台を飛んだ人も風連にいました。そういうところから、そういう人たちが現役をやめた後に子供たちを含めた指導をやっていく、これがスポーツ振興ではないですか。そのために今は今としてこういう人たちが出たときには、それなりの応援はできないのかと。これは、もう4月からスキーだけでなくいろんな競技が始まりますから、3月中に早急にスポーツの基金などについての検討をしていただきたい。そのことについて再度お伺いいたしたいと思います。

それから、オリンピックの選手なのですが、先ほど佐藤愛子さんという名前が出ましたので、佐藤愛子さんという言葉使わせていただきましたけれども、あの人、佐藤愛さんは4月に大体決定する予定だそうです。それで、応援その他あるのですけれども、スポーツ振興基金がなければ、当然ないというのですから、別な形の中で予算化してやらなければならぬのだと思うのですけれども、それは必要だと思いますけれども、市としてどのような応援をするのかなと。佐藤愛子応援団をつくっていても、聞いてみますと中国のほうについてはもうホテルは満杯だそうです。もうとれません。そういうような状況です。今選手団つ

くって派遣して、選手が行きますといってもホテルがないのだと思いますけれども、それはツアーなりなんなり旅行会社と話せばどうかわかりませんけれども、そんな状況にはなっております。それに対してもそれに対する経費がかかるとは思いますけれども、その辺についてはどのようにお金について考えているか、再度その辺については市長にお伺いしたいと思います。

私の考えでは、教育長、やっぱりオリンピックに出る選手が、本当に私ももうオリンピック見たこともないので、見てみたいと思うのですけれども、市挙げてやってほしい。それは何だというと、今現在名寄はないのですけれども、旭川、札幌に行きますと各商工会の店先というのは、旭川行きますと春高バレー、旭川実業出場おめでとう、札幌第一高校おめでとうと、そういうのがいっぱいかかっています。垂れ幕もあります。所によると、下川あたりがオリンピックなり国体なり世界選手権でもいいのですが、あったときには、その選手の名前を書いたのぼりがいっぱいその会場にもあります。下川にもあります。あのような形でできるならば、名寄市の南の入り口は風連だと思います。そうしたら、あそこにことし道の駅ができます。あの辺一体にのぼりぐらい立てるぐらいの応援をしてほしい。あらゆる農協など、いろいろな垂れ幕など垂れてやってほしい。そして、商店街を含めて玄関の先においては、そのように先になっておめでとうとか、そういう何かわかりませんが、そのようなものを、みんなが見てわかるようなものをつくって、それぐらいまちとしてやっていただきたい。そんなことをお願いしたいのですが、その辺について再度質問させていただきます。答弁のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 何点かについて再質問をいただきました。特に風連駅前の道路、道道の整備については、中心市街地の事業とリンクをさ

せる形でしっかりと進めていただくように改めて要請行動を強めたいと、このように思っております。

風連日進地区における木橋、東風連の木橋も含めてなのですが、私どもは平成17年にそのような地域の皆さんから要請があったということにつきましては承知をしておりますし、昨年の地区の懇談会の中でも熱心にそういった改良に対する要請のお話も承っております。私どももこの危険な木橋については、できるだけ早くコンクリートの橋にかけかえをしていかねばならぬと、そのように、従来までの総合計画の議論の中でも箇所づけはしていませんけれども、木橋の永久強化ということで一定の枠をとりながら進めてきている経過があります。起債等の活用も含めて事業箇所等についても内部の協議を進めて、そうした計画的な改良、こういうことにしっかりと位置づけをまいりたいと、このように考えているところであります。道有林、国有林が背景にあって、重車両等の運行、管理の車の通行量による道路の破損等のお話もその地区懇談会の中ではお伺いしております。改めて谷内議員からの御指摘もありました。こうした通行の実態を把握する中での優先順位と申しましょうか、しっかりと検討してまいりたいと、このように思っております。

共同墓地の管理のあり方について、重ねて指摘をいただきました。恐らく明治、大正の時代は、行政が管理のお世話をするという状況は全くなかったのだというふうに思っております。今も農村地区で墓地を利用する方が転出したような家庭の場合についても、お墓参りの時期には周囲の皆さん方が草刈りをしたり、枝払いをしたりということで熱心にこの墓所の清掃、環境整備に努めていただいていることに敬意を表しているわけであり、それぞれの農村地区の墓所の管理につきましては、地区の方にそうした委員の方を委嘱をして、ささやかでございませぬけれども、管理料をお支払いをして整備に努めていただいているという

実態でございます。町中の緑丘あるいは風連の中央墓所については、お尋ねにもありましたように歴史の長さということで、管理が親戚縁者の皆さん方が手が回らなくてそのままになっているところもありますし、私どもの共同墓地等の条例の中でも不明であったり、あるいはそうした亡くなって継承者が出ない、そういう場合には使用権を消滅というふうな規定を持っているわけですから、このことにつきましては今までのデータもありますけれども、改めてしっかりと対応していきたいと、こんなふうに考えております。今までもなかなか転居先等が明確でないということも含めて、お盆の時期に職員を墓地に張りつけていたしまして、お参りに来る方の調査等をしてきた経過もありますけれども、この人が一たん許可を受けて荒れた墓所を、次の市民の方がなかなか次に使用許可が出てこないという実態もあるわけでございます。旧名寄市の例で申し上げますと、砺波に昭和40年代に霊園をつくり、そして砺波の霊園の地盤のもろさも含めて計画個数が達成できなかったということで、緑丘の霊園を整備をしたと、こういう経過があります。しかし、伝統ある墓地でありますから、再整備を図ることでまた市民のそうしたニーズに対応していきたいと、こんなふうに考えているところであります。

農業基盤の進め方については、大変名寄東地区の現状を理解をいただいたの御発言と、このように受けとめております。一昨年からは北海道のこうした公共事業に対する北海道の負担金の関係もあって、場合によっては私どもが計画をしているところの工区の期間内に事業が完了しないと。先に延ばされるという実態が出てくるという懸念をしておりました。幸いに平成19年度までは、おおよそその実態で進んでおります。しかし、平成20年度以降の北海道の方針等を見てみますと、全体の負担も含めての予算の絞り込みというのがあるわけございまして、私は事業費全体はぜひそのような絞り込みにあっても事業量を減らすとい

うことには相ならぬというふうに思っております。実施年度が例えば4年の内容のものが5年にかかる、ということは想定していかねばならないのかなと、こんなふうに思っているところでもあります。問題は、地元の受益者の17.5%、今までのパワーアップ事業も北海道と地元の市町村がそれぞれ半分ずつ負担をするということで受益者の負担軽減ということを図っているわけですが、このことについてももし北海道の上乗せのパワーアップの支援がないと、そのときに名寄市が強調して今までやっていた分を地区の皆さんに支援をすることになるのかどうか。こんなことを含めてしっかりと内容を協議をしていきたいと、こんなふうに思っているところでございます。中名寄地区の御発言がありましたように、名寄本線の廃線跡の区画整理も含めて、大変当時は自分の水田、畑を国鉄に抛出をするという形で分断をされて、作業形態が不便になって苦勞してきた地域であります。これは、曙地区についても同様だったわけですが、そうした意味では今回の事業の推進については行政的にもしっかりと支援をしながら、この事業をやり遂げていかねばならぬと、こんなふうに決意をしているところであります。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいま文化スポーツ振興基金について再質問がございました。確かに成人の方など広く助成をすることによって、指導者の育成にもつながっていくのではないかと、こういうお話ではなかったかなと、こう考えているところでございます。しかし、この文化スポーツ振興基金のほうも、例えば基金の状況などを見ますと平成12年度は4,637万円ほどございました。しかし、だんだんスポーツが振興されるにつれて基金は目減りしてまいりまして、平成18年度では3,300万円程度まで落ち込んできたと。ですから、あと10年もつかもたないかというような、そんな状況になっているところでございます。そんなことから、やはりこの振興基金をこの

ままの形ですぐに成人まで当てはめていくのにはやや無理があるのかなと、こう考えております。先ほど御答弁申し上げましたように、この基金のあり方そのものも今後検討を加えていくと。あわせて成人といいましょうか、大人の方のスポーツの振興にかかわっては、今後体育協会とかその他の文化協会とか、あるいはほかの単協などにも話を持ちかけていって理解を求めていきたいものだと、こう考えているところであります。

また、これらスポーツの振興にかかわりまして、私個人的に考えているのでありますが、これからの時代はジャンプにしてもクロカンにしても、その他のいろんな文化、スポーツにしても、一つの市が全部のことで優秀な、例えばオリンピックに出るような、そういう選手を育てる時代ではなくなってきているのかなと、こんなこともひとつ考えているのでございます。その一つの例としまして、今美深町に事務局があるのでございますが、タレント発掘・育成事業というのが取り組まれております。これは、名寄市、下川町、美深町、音威子府町、中川町、この上川北部の5市町村がスクラムを組んで、それぞれの分野ですぐれた選手を育てていこうと、こういう取り組みが文部科学省を中心に日本オリンピック協会などが加わって進められていると。この中で、例えばスキー競技でいきますと事務局の美深町はエアリアルでしょうか、そして名寄はクロカンとか下川はジャンプとか、こういう取り組みですぐれたオリンピックに出るような選手を育てようと、こういう構想が立てられていると。こういうことも考えますと、そういう中でそれぞれの地域がどういう役割を果たしていくのか、こういうこともこれからは考えていくのかなと。したがって、カーリングなどはやはり名寄にすばらしい施設がある。ジャンプも本当はそうなのでございますが、現在はジャンプは下川に名寄からも子供たちが行っております。その中で名寄の中学校の男子生徒2名が今回全国大会に出場いたしました。これも大変結構な

ことだと思っているのでございます。そういうそれぞれの分担もまたしっかりと認識しながら進めていかなければならないのかなと、こんなことを思ったりしております。しかし、いずれにしましても名寄の先人が構築してくれたこの文化スポーツ振興基金というのは本当に先見の明があったのではないかと、こう思っておりますし、改めてこの基金のあり方については検討させていただくと、こういうことで御理解をいただきたいと、こう思っております。

次に、佐藤愛子選手の応援体制についても具体的なお話について御質問がございました。4月の全日本、これが終わってすぐに決まるということでございますので、今下準備はしているのですが、応援団をもちろん結成する。そして、応援団とか支援体制は単に名寄市だけではなくてやはり広く、例えば出身地である中名寄とか、あるいは農協とか、その他いろんな関係機関ともスクラム組みながらこういう応援団の構成はしていきたいものだと、こう考えているところであります。それから、佐藤愛子選手を励ますようないろんな取り組み、例えば垂れ幕にしても今谷内議員のほうからは入り口から出口に至るまでしっかりとみんなで盛り上げようということでございますので、そういう垂れ幕などもこれから検討していきたいと。そのベースには、下川の例を参考にさせて頂いていただきたいと、こう思っているところであります。また、予算的な裏づけについては、市で基本的に補助したいと考えておりますので、後ほどまた補正を組む中で議員の皆様方も御議論をいただきたいと、このように考えております。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 墓地の関係につきまして若干細かい数字の問い合わせもありましたので、お答えさせていただきます。

まず、墓地の区画の関係でございますが、先ほど市長が申しましたように古い歴史を持っており

まして、今現在の条例では1世帯1区画ということで風連の中央墓地につきましては3坪、名寄地区については緑丘西墓地が6坪となっております、それ以前の古い歴史をたどりますと、名寄については1坪から18坪まで、風連地区においても世帯で3区画、4区画、2区画と複数の区画を利用している形態もありましたので、それについてはそれぞれの地域における住民の方のニーズとの調整もありまして、その当時、その当時許可されたものかなと思っています。現在は、1世帯1区画ですので、3坪、6坪という差がありますので、これについては他市の状況を見まして可能な限り検討してまいりたいと思っています。

それから、一たん許可をさせていただいて、利用者の方から使わなくなったので、返還する例というのは名寄も風連も若干ずつあります。それにつきましては、積極的に市のほうから調査をして、条例にのっとって、いかがですかという問い合わせでなくて、御本人方の御都合によって5年間ぐらい、結局使おうと思って延ばし延ばしになったのだけれども、使えなくてお返ししますと、そういう例が若干ありまして、名寄はそのうちことし19年度で6件ほど再利用というか、再許可をして利用している例もあります。それと、名寄の緑丘墓地の関係につきましては、西墓地で3カ所の残地、それから東墓地では21カ所ありますが、東墓地の関係については相当歴史が古くて、一見更地になっているようなものでも実際にそこを許可しようと思って調べてみますと骨が入っているということもありますので、昔の木でできた塔婆、今の石ですと間違いなく確認できるのですが、最近では石であっても石ごと全部墓石屋さんに頼んで持って行って勝手に改装する方もいるという話も聞きますので、再利用の関係についてはきちっと御本人から届け出をいただいて、確認をして再利用させると。このようなことは細々ながらやっております。

それから、谷内議員から指摘ありました不明者

の関係については、風連地区のほうで中央墓地の関係で五、六年ぐらい前に図面化をして調べた経過がありまして、その段階では更地になっている不明者が約八十数件あります。それから、これは墓石、塔婆等が建っているのですけれども、今現在の所有者とこちらのほうで確認できる所有者との関係で、承継がされていないのではないかと思われるようなものが約400件ぐらいあります。これ以外につきましては、ちょっと名寄のほうにつきましては、緑丘墓地についてはほとんど売れていて、緑丘霊園のほうを新しくつくらなければならない状況になっておりましたので、残地も少ないことと、それから実態調査の関係についてはそこまでやっておりませんので、今後なるべく新しい許可からさかのぼって可能な限り追跡をして、環境美化の維持につながるような形での調査をしたいと思っています。

それで、あとそのほか以外の農村集落にあるものとも共同で管理されておりました墓地の関係につきましては、ちょっと今手元にデータがないものですから、使用許可台帳の控えはあると思うのですが、不明者の関係であるとか承継の関係については多分実態がわからない状態になっていると思いますので、これについても各集落で管理されている台帳と再確認したいと思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） 大変ありがとうございます。それで、どうしても理解できない点があるので、まず最後の質問をさせていただきますけれども、やはり橋、中心街の駅前についてはこれからやっていただけるということで、本当にその辺のことは市民に通知されて、市民の意見が聞き入れてもらえるのなら、その中で工事を進めてもらえればよろしいかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思いますし、木橋と9線道路につきましても前向きな形の中で、総合計画に入っていなかったのが本当に現実だったので、これはちょ

っとあったのですけれども、それはそれとして、今市長の答弁の中でも前向きに何とか検討していただきたいということは、いずれはそれは実現するだろうと。当然その中には道有林、国有林ありますので、そっちのほうとの協議をしながら、何とか実現するために努力していただきたいと、このように思っているところであります。

それから、墓地利用のほうについてなのですけれども、本当にそうなののですけれども、どうしても私料金の統一というのはそれいろいろあると思うのですけれども、市長は風連、名寄については6坪から3坪でいいので、1坪幾らとあるのですけれども、それならやっぱりどうしても統一していかなければならぬだろうし、見直ししていかなければならぬだろうと思えますから、それやっていたきたいと思うのですけれども、こういうことになって、それから不明な点ですけれども、不明者が出たということで、私どうしても理解できない。なぜかという、市がこの土地をあなたが1万円でいいですよと貸して、当然そのときに1年以内に先ほども言いましたように物を建てる、使用するというのですから、墓建てるということか何かだと思うのですけれども、そして貸したのだったら、その職員がなぜ確認しないのかなど。私どもが農業やっていますけれども、仮に農政の中でここは休耕しますよと。だけれども、面倒くさいから稲つくれやとやったときに、市町村の職員が見に来なければそのまま通りますよね。そんなことをやったのではないですか。でも、今私どもがそういうことをやったら、絶対に農家のほうの作付面積の確認に来ますよね、間違いないかと。だから、1年なら1年の中に墓をつくらなければならない、何かをしなければならないという定めがあるものならば、その日からだって1年間はわかるのですから、職員が見回るべきでないですか。その確認さえしないから、こんな不明者がばんばんできたのではないですか。ですから、そのときに建っていなかったら、こういう規定になってい

るので、できなかつたらあなただめですよと、返してくださいということにすれば、こういう不明者がいない。風連には89件あるのです。146カ所がまだこれから使用可能なところと、それから不明者が89件あるのです。風連のところだけでわからないのですけれども、名寄のもちょっとわからないのですけれども、それだけある。それは、やはりそういう確認を怠ったから、こういうことになったのだろうと。毎年毎年お金をもらうので、わかりますよね、どこの場所か。それなら、その場所1年たったら見ればいいのではないですか。行って見て建っていればよし、建っていなければその人にだめですよということで通告するなりなんなりして、それがどうしてもできなければ返してもらおうと。こういうことをすればこういうものはできなかつたのだろうと。ですから、そのようなことのないように当然それはこれやってもらわなければならないのですけれども、今後はそのような形がとれないのかとれるのか、あえて再度お願いしたいと思います。

それから、墓地についてはそんなことで料金は設定してもらってそれはやられているのですけれども、先ほども言ったけれども、答弁がなかったので、智恵文地区だって農家の分は、名寄は10軒あるのですけれども、農家のほうにある共同なののですけれども、聞いたところによると墓地は3,000円なら3,000円でいいですよ。でも、その管理は地域でやってくださいということで何か地域にお願いしたと、今まではそうだったということを伺いました。それで、そこら辺もきちっと整理しなければならぬだろうということで、私自身友人が智恵文にいますから、その辺ちょっと聞いてみました。どうですかと。草がぼうぼうで私の墓どこにあるか、だれがあるかちょっとわからない。人口が約九十何戸、100戸切れるぐらいになっているのに4カ所も5カ所もあると、1つの墓のところは何ばも戸数がないそうです。でも、お盆あたりに行ったら何もやっていないから、

草刈りもしていないから、自分のところだけ刈っていくのだと聞きましたけれども、共同でやるというのはそんなものおやじやじいさんがやったことで私は関係ないよと、そんな話なのです。そうしたら、あなた方がやればいいのではないのですかと。何を言っているのだと。その若い人に、今の人に言わせたら、市から金払って借りているのなら、市でやればいいのではないかと、こんな話をこの間言われましたけれども、そんなことがあって、それもきちっとやらなければならないことだと思うのです。ですから、そういうことも智恵文地区の人たちなりそれらの人が集まって協議をして、今後どのようにしていくか、そんなこともこれから大事でないかなと。そのためにそういう農家のほう、いっぱいありますけれども、弥生のほうの土地もありますから、その辺も見て、悪いところはやっぱりその地区の人たちと協議して、要するにきれいに整備してほしいというのが私の願いですから、その辺も含めて協議をしてもらえるかもらえないか、そして今後それに対応してもらえるか、それをお願いしたいと思います。

それから、事業については先ほどパワーアップ事業についてもなのですけれども、ただ一番私は心配しているのは、弥生地区のマネジメント事業についても22年まで、大体それについては大半の事業費は終わると思います。あとの23年、2年間ですから、それは残務整理か後始末かぐらいのものでいくだろうと思うのですけれども、それについても心配があるのです。ですから、パワーアップ事業が仮になくなって、その後どうなるのだろうという心配があるのですけれども、やはりいろんな事業があるから、それに対してそれなりのものは多分出てくると思いますけれども、それに対して今までどおりのパワーアップ事業同様の支援体制の中で何とかやっていただきたいというのがお願いなのです。また、中名寄地区についてはパワーアップ事業だけでもなかなか大変です。先ほど申し上げましたように何とかモデル事業に

なるものなら、モデル事業の取り組みができるものならば、市挙げて市長を先頭にその辺のお願いをしてその事業にのれるようにしてほしい。担い手ばかりでなくて、この事業については大変なものがありますから、いろんな事業を取り組んだ中で何本もやらなければならないだろうと思っています。そのためにいろんな事業を組むのいいのですけれども、また市がぐらついてはできませんので、市長を初めみんなして頑張っていてほしいと、こんな中でやっていただきたい。また、いろんな形の中の補助事業等については見出して、いろんなところのお願いをするなりなんなりをして実現をさせていただきたい。そんなことで今後パワーアップ事業なくなった後についても今までと同様の形で支援をしてもらえるのかももらえないのかと、その辺をお伺いして私の質問を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 農村地区の共同墓地についてもお話がありました。非常に離農者等があるわけですが、しかしまた一面的にはそうした転出者の皆さん方のお墓を近隣の人がしっかりと管理、草刈り等も含めてお墓をきれいにしてお盆にはお参り、地方から来た方にそのような状況を提供しているという実態もあるわけですから、どうか谷内議員におかれてもそういう情けない発言があるときには叱咤激励してあげていただきたいものだと、こんなふうに思うところであります。

農村基盤整備のほうは、弥生地区、中名寄地区ということで、それぞれ事業の工種は違いますけれども、非常に重要な事業でありまして、まずは北海道の道営事業という区分でありますから、このことについては北海道に頑張ってもらって、このパワーアップ事業によって北海道の農地の基盤整備が相当この10年間、12年間で進んだと、こういう実態も含めて継続できるように要請行動

を続けることと、平成23年でパワーアップ事業が終わったときにどうするかと、このことについてはその状況、経過を含めてまた議会ともしっかり相談をさせていただいて、やはりこの支援がなくなって事業に取り組んだ方が途中でとまることのないように支援をしていかねばならぬと、こんなふうに決意をしております。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 許可してから1年後の確認の関係につきましては、条例どおりきちっと今後対応してまいりたいと思っております。そこに至るには、すぐ建てられないような家庭の御事情も多分あったと思うのです。ただ、それが結果的には維持管理上に問題が生じる事態になりますので、対応してまいりたいと思っております。

智恵文地区の関係につきましては、智恵文中央墓地の関係につきましては一定の事業者を入れまして、草刈り等の管理はしているのですが、十分でない部分が多々あるかと思っておりますので、これについては地元の町内会さんとも話し合いを進めてまいりたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（小野寺一知議員） 以上で谷内司議員の質問を終わります。

14時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時30分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

代表質問に引き続き一般質問を行います。

新年度の施策について外1件を、渡辺正尚議員。

○14番（渡辺正尚議員） 議長から指名をいただきましたので、さきの通告順に従って質問いたします。

まず、1点目は、入札制度について伺います。市長は、市政執行方針の中で健全な財政運営につ

いて発言されていますが、建設工事の入札は透明性のある公正な制度を目指して、入札制度改革庁内検討委員会で検討しております。平成20年度は、従来の指名競争入札に加え、条件つき一般競争入札を併用しながら施行してまいりますと言われていましたが、条件つき一般競争入札をどの程度の割合で導入するおつもりなのか伺います。

次に、建設業界関連について伺います。建設業協会は、今後淘汰される時代に入ってきていると思いますが、特に建設業界は多くの人材が必要で、当名寄市の経済にとっても必要不可欠だと私は思います。名寄としては、どのような施策で支援しようとしているのかをお知らせください。

次に、昨年度の結果を踏まえた今年度の農業振興施策について伺います。畑作中心の智恵文地区は、昨年は例年になく作況が悪かったとお聞きしていますし、水稻農家は米価の下落による影響から非常に厳しい状況だとお聞きしています。基幹産業農業を発展させるのは、官民が一体となって協議して良好な施策を発展させるべきだと感じています。昨年から行っている名寄市新農業・農村振興計画の進行状況についてお知らせいただきたいと思ひます。

次に、商業振興施策について伺います。地元の中心市街地、商店街にやる気と活気がなければどうにもなりません。夕張市のシャッターがおりている商店街のようにならないような施策が必要だと思ひますが、新年度の商業振興施策について具体的にお答えください。

次に、誘致企業とのかかわりについて伺います。今回は、平成2年から名寄市に来ていただいている住友ゴム工業株式会社のことについてお聞きします。御案内のように、87万平方メートルの土地を自社で購入し、冬期間のタイヤテストコースを活用してスタッドレスタイヤやオールシーズンタイヤの開発を実施しているわけですが、民間で行っている名寄ダンロップ会ではテスト隊員の歓迎交流会はもちろんのこと、テストコースオール

シーズン化に向けて昨年10月に神戸本社に要望書を提出しました。今後どのようなかわりを持っていけばいいとお思いでしょうか。私は、官民の連携をもってこの夢を実現させなければいけないと思いますが、理事者のお考えをお知らせください。

次に、教育行政施策について伺います。教育長は、教育行政執行方針の中で1月には名寄市教育研究所より全国学力・学習状況調査の結果にかかわる指導改善プラン、また名寄市小中学校適正配置等検討委員会からは名寄市における小中学校の適正配置のあり方について答申報告をいただいたとおっしゃいました。その後で今後具体的な施策を構築してまいりたいと考えておりますとおっしゃいましたが、1カ月以上たつたと思いますが、検討経過について具体的にお答えください。

次に、高等学校教育の振興について伺います。少子化の影響を一番受けているのは、北海道の郡部だと思います。市内の高等学校は、4校から2校に、10間口から8間口に再編される結果になりますが、高校進学者の多様な選択肢の確保と地域に根差した産業教育の充実を図るため、引き続き北海道教育委員会に対し要望等を行ってまいりますと教育長はおっしゃいましたが、具体的にどのような内容の要望等なのでしょうか。内容の充実が図られていないと、道教委では相手にしてもらえないのではないかと思います、お答えください。

以上申し上げ、私のこの場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知識員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 渡辺議員から大きな項目で2つ御質問をいただきました。1点目の（1）、（2）は私のほうから、（3）、（4）、（5）につきましては経済部長より答弁を申し上げます。2点目の教育関係につきましては、教育部長よりの答弁となりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、入札制度についてであります。御存じのとおり国や道は、公共事業における談合などの不正行為を排除するために入札制度の見直しを断続的に図っておりました。指名競争入札にかえて一般競争入札を実施している状況でございます。道内の自治体におきましても平成19年度から条件つき一般競争入札を実施しているところが徐々にふえてきている状況にあります。名寄市におきましても透明性や競争性のより高い入札制度につきまして、入札制度改善庁内検討委員会で北海道や道内自治体の動向などを参考にしながら、検討を進めてまいりました。執行方針でも述べておりますけれども、平成20年度から土木、建築を初めほとんどの業種で予定価格が130万円を超える工事を対象に条件つき一般競争入札の実施を考えております。ただ、技術難度の高い工事、あるいは市内業者で施工できないような業種、こういったものは従来の競争入札制度と併用しながら、とりあえず20年度は試行をしてみたいと思っております。土木部門では、Cクラスの業者数が非常に少ないわけでありまして、一般競争入札が不向きで指名競争入札を行わなければならないと、こういうことも考えられますけれども、できるだけ100%の実施を考えていきたいというふうに思っているところでございます。

次に、建設業界に対する市の支援ということでお話がございました。国の予算が歳出改革ということで公共事業関係費3.1%の削減、北海道も同様に道単の事業をあわせて当初予算を7.1%の減ということで、非常に大きな減額になっておりまして、これらは建設業に特に大きな影響が出るというふうに思っております。市内には、平成19年度で69社が建設工事入札参加資格に登録されていることから、与えられた影響というのは非常に大きいものだというふうに思っているところでございます。平成20年度は、大変厳しい財政状況下でありますけれども、普通建設事業費が前年度の22.8%、4億3,000万円余り増額という

ことで名寄市の対応とさせていただきます。このように事業量を確保すること、受注機会を増加すること、他事業へのチャレンジに結びつけること、これらが今市が支援策として考えているところでございます。事業量の確保については、今申し上げましたように予算上の措置になってくるというふうに思っております。受注機会の増加という点で申し上げますと、風連市街地の再開発事業でありますけれども、普通再開発事業は大手のゼネコンが特定代行業者ということで施行するところであります。議会の中でも皆さん方から地元業者の受注ということもございまして、準備会や株式会社ふうれんの皆さんとも御相談、御理解をいただきまして、地元企業が参入できる機会を得ることができました。個々の支援ということではないのでありますけれども、受注機会の増加というふうにとらまえていただければ幸いですというふうに思っております。また、平成19年度の対応でありますけれども、減少ぎみの発注に対応するため、市内の毎年行っております建設事業の事前説明会で、ぜひ建設業の皆さんにジョイントを組んでいただいて入札参加をしていただきたいと、こういうふうな要請を申し上げました。特に大規模の工事については、ジョイント組んで入札をしていただきたいと、こういうような要請申し上げましたところ、受けていただきまして、ジョイントでの入札参加、落札が多くなったというふうにいるところでございます。

また、他事業への転換ということでもありますけれども、あるいは他事業へのチャレンジということでもあります。北海道がソフトランディングという政策を打ち出しまして、名寄市内でも苗床の土を開発したり、あるいはコミュニティーFMをやったり、あるいはトマトの栽培をしたりということで、いろんなところに支援をしていると、チャレンジをしていると。これに対しまして北海道の補助とあわせて、名寄市といたしましては中小企業振興条例に基づく支援をさせていただ

ているということでございます。市といたしましては、今申し上げましたように道の支援策の利用を促進するためにメニューの紹介や、あるいはそれに伴います名寄市のお手伝いなどもさせていただいております。人材確保、技術者の育成を初め、業界再編や共同企業体等による受注体制、こういったものを絶えず業界の皆さんに情報として発信しながら、事業量の確保に努めさせていただいているということでございますし、また今後とも連携をとりながら指導させていただきたいというふうに考えてございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 私からは、新年度の施策についてのうちの3点についてお答えをさせていただきますと思います。

初めに、農業振興施策についてでございますけれども、昨年の作況につきましては御案内のとおり水稲、小麦は平年並みになったものの、畑作、野菜を中心にやや不良となりました。特に智恵文地区におきましては、バレイショ、てん菜、カボチャの作況が悪うございまして、価格的にも下落し、計画比では約90%となり、経営的に厳しい年となったところでございます。平成20年度の農業・農村振興計画に基づく農業施策につきましては、実施計画2年目となります。特に基本計画の目標でございます収益性の高い農業の確立と豊かさ活力ある農村づくりに重点を置き、施策を進めてまいります。その中で農業生産の安定や農業経営の収益拡大を目指し、各種基盤整備事業を実施しており、新年度には名寄で4地区、風連で4地区で基盤整備を推進してまいります。また、水田・畑作経営所得安定対策の導入で厳しい経営が強いられております畑作野菜の振興を図るため、国の強い農業づくり交付金事業を活用して、道北なよろが実施いたしますバレイショ貯蔵施設及び野菜の真空予冷施設の整備に対して支援をしたいと思いますと考えております。このことによりまし

て消費者ニーズにこたえて、計画出荷、新鮮、安全で品質保持による有利販売により、農業所得の向上と産地の確立を目指してまいります。農村の地域資源である農地、用水路、農道等について、過疎化や高齢化で資源を守る地域のまとまりが脆弱化しております。反面、住民の環境への関心が高まり、良好な農村環境形成や環境を重視した農業生産の取り組みが求められております。新年度では、農地・水・環境保全向上対策を市内農村部全9地区で取り組みを進め、地域資源の維持や農村環境の形成に努めてまいります。さらに、担い手対策や農村活性化の取り組み、あるいは食育、地産地消についても大きな課題と考えております。これらの取り組みにつきましても行政だけで推進できることはありませんので、関係機関、団体、農業者一体となって推進し、農業、農村の振興に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

2点目の商業振興施策について申し上げます。名寄市は、平成12年5月に中心市街地活性化基本計画を策定し、TMOを設置してアーケードの新設、街路灯、カラー歩道、融雪槽、ポケットパーク、ポイントカード事業を実施してまいりました。平成19年度からの新総合計画においても中心市街地のにぎわいづくりに向けて店舗事務所の近代化事業、バスターミナルを含んだ複合交流施設など魅力ある市街地の形成やコンパクトシティの考え方が取り入れられております。新しい総合計画に基づきコンパクトな市街地の形成、中心市街地のにぎわいづくりのため、中心市街地の活性化について議論をしております。今後施設整備面と関連したソフト面で商業活性化に向けた支援を講じなければならないと考えております。中心市街地の近代化は、商店街みずから計画を持ち、市民と、つまり生活者と常に向き合い、実施するといった気構えと真剣な対応が望まれていることから、商工会議所、商店街連合会とあるべき姿について議論しながら、商業振興施策を推進してま

まいります。また、中小企業振興条例に基づき、コミュニティ事業や空き地、空き店舗を活用する町中にぎわい事業、販路拡大促進事業、新製品開発事業などを助成対象としております。平成19年度には、中小企業振興条例の規則を一部見直し、新規創業支援事業、第2創業支援事業、店舗支援事業などチャレンジ支援事業を市内全域を対象に支援することといたしております。さらに、平成18年度に名寄市合併記念全市連合大売り出しが開催され、盛況に終了いたしております。新年度におきましては、夏と年末の2回全市大売り出しを企画してありまして、全市大売り出し実行委員会から補助金の要望を受けたところでございます。売り上げが減少基調の中、商店街自体が活性化に向けた取り組みづくりの動きをつくるのが大事なことと考え、今後とも話し合いを通じて商業の振興を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

次、3点目の進出企業とのかかわりについてのお尋ねでございますけれども、名寄市の誘致企業であります住友ゴム工業につきましても、市長が本社訪問など、たびたびオールシーズン化など要望しておりますけれども、昨年10月11日から13日に名寄ダンロップ会と小室副市長が神戸本社に要望書を提出してきたところでございます。要望の内容につきましては、テストコースのオールシーズン化、走行テスト期間中における社員との交流拡大、市民を対象としたテストコースでの体験会と視察及び名寄の特産品を初めとした農産物の消費拡大についてでございます。名寄市に誘致以来、テストコースへのドライバーの激励、慰問、市長の本社訪問、名寄ダンロップ会主催の技術スタッフ歓迎交流会支援を行ってまいりました。今後におきましても積極的にかかわってまいります名寄ダンロップ会とさらに連携を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、教育行政施策についてお答えをいたします。

初めに、小中学校の充実に関し、指導改善プランについて申し上げます。全国学力・学習状況調査の結果を受けて名寄市教育研究所が作成いたしました指導改善プランは、名寄市内の各小中学校で実践されてきた取り組みの中から、学力向上に向けて特にすぐれた取り組みを集めたものであり、言うなれば各小中学校の英知の結集でもあります。しかし、名寄市内の全教職員がこの指導改善プランをもとにみずからの指導方法や指導内容を改善していかなければ、子供たちの学力向上は望めません。そこで、名寄市教育委員会としては、名寄市教育研究所との連携を図り、ことし1月31日に行われた名寄市教育研究発表大会において、名寄市内の全教職員にこの指導改善プランを配付するとともに説明会を開催いたしました。また、各学校には、指導改善プランに基づき、学力向上に向けた研修等の充実を奨励してきております。さらに、各学校には平成20年度の教育課程の編成において指導改善プランの趣旨を取り入れ、読書活動の充実や学習意欲を喚起し、家庭学習の習慣化を図るなど、子供たちの学力の向上に向けた取り組みを充実させるよう指導してきているところでございます。

名寄市の小中学校の適正配置のあり方についても御質問いただきました。昨日の高見議員の御質問にお答えしたところと重複しますが、小中学校の適正配置のあり方につきましては、名寄市小中学校適正配置等検討委員会において平成18年度及び平成19年度の2カ年にわたり御審議をいただき、2回にわたる報告をいただきました。これらの報告の基本的な考え方は、地域の実情に即して児童生徒の教育環境や教育内容を可能な限り充実させ、保障していくという視点に立って、児童生徒数の減少によって生じる学校の小規模化に伴う適正規模の確保困難や適切な教育環境の維持困

難などの課題を小学校の統廃合及び通学区域の見直しなどを行うことにより解決を図り、児童生徒のよりよい教育環境を保障し、充実することが望ましいとするものであります。教育委員会といたしましては、報告の趣旨を十分に尊重し、1つとして適正規模及び適正配置に関する基本方針と、2つとして小中学校適正配置計画を早急に策定し、学校の適正配置について具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

現在この基本方針と適正配置計画の素案の作成作業を行っております。検討しております素案の概略について申し上げます。基本方針の策定に当たりましては、基本理念と基本方針を主な柱とし、児童生徒数の減少と学校の小規模化が進む名寄市の小中学校について適正配置による適正規模の確保を図り、児童生徒にとってよりよい教育環境や教育内容を保障していく考え方を骨子として、1つとして現状の分析と課題、2つとして小中学校の適正規模の設定、3つとして適正配置の段階的推進とその方法、4つとして適正配置の基本的な考え方、5つとして適正配置の対象校の選定や検討時期のあり方などについてなどを主な内容として定めてまいりたいと考えております。適正配置計画の策定に当たりましては、1つとして計画期間や地区の区分、2つとして小中学校配置の将来方向、3つとして適正配置の実施のあり方について定め、地区別の適正配置計画により各地区の小中学校の配置のあり方について示します。また、対象校の適正配置の具体的な取り組みの方向について定めてまいりたいと考えております。

なお、適正規模及び適正配置に関する基本方針と小中学校適正配置計画の策定につきましては、パブリックコメントを実施し、素案を市民に公表して、市民意見の反映について努めてまいりたいと考えております。

また、学校の適正配置に関する具体的な取り組みにつきましては、基本方針と適正配置計画の決定後、この計画に従って進めていくことになる

考えております。現在検討しておりますのは、適正配置の対象校ごとに個別の実施計画を策定して、適正配置を推進することとし、これとあわせて保護者、学校、校区の住民による協議会を設置して、十分な検討期間を確保し、共通理解と協力を得て進めてまいりたいと考えております。

次に、高等学校教育の振興についてお答えをいたします。昨年9月に北海道教育委員会が決定いたしました平成20年度から平成22年度の公立高等学校配置計画により、名寄市においては少子化による中学校卒業生数の減少、募集定員に対する欠員状況などにより、風連高校について平成20年度から募集停止、名寄農業高校と名寄光凌高校については名寄光凌高校を母体校として平成21年度に再編統合して新設校を設置し、4校から2校に、10間口から8間口に再編される結果となりました。再編統合される名寄農業高校の学校施設につきましては、新設校の産業キャンパスとして活用されることとなります。また、新設校においては工業科、農業科、家庭科の学科を一体的に有することにより、学科間連携による教科、科目の選択幅の拡大や部活動等の活性化が図られるものと期待しております。昨年は、農業教育のあり方について従来の農業後継者教育から多様な農業担い手育成に転換する必要がある、実践的農業者、農業技術者の養成はもとより、大学などの高等教育機関への進学など接続型の教育にシフトすべきであり、このための教育内容や教育課程の編成が望まれ、名寄市、名寄市教育委員会ではビジョンを示して北海道、道教委に対して要望いたしてまいりました。特に農業の担い手や農業理解者を地域で育成確保するためには、北海道、道教委、名寄市、学校関係者の4者によるプロジェクトチームの立ち上げについて要望いたしております。また、風連高校の学習環境の整備についても教職員の減少などにより在校生の学習環境が悪化しないよう支援をお願いしてきたところでございます。今後も地域における高等学校教育について職業教

育のあり方や農業担い手の育成、開かれた学校づくりなど地域の課題に即して要望等を実施し、よりよい教育関係の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） それでは、再質問をさせていただきます。順序が変わると思いますが、けれども、御了承願いたいと思います。

名寄市の中心市街地商店街の客層ターゲットはどのようなものでしょうか。ターゲットを決めなければ施策や対策ができませんし、前には進めません。来月には巨大な大型店が開店しますが、恐らく高齢者は1度や2度は行くと思いますが、店内規模が大きいので、歩いているうちに疲れて、足が遠のくと思います。地元の商店街のターゲットは高齢者層であると思います。名寄市の65歳以上の高齢化率は26.5%であり、1月末で8,025人いると言われましたが、全人口の4分の1はいるのですから、もし1,000人が事情があって外出できなくても7,000人は確保できます。65歳以下の方でも名寄を愛している人はいるわけですから、商店街のやる気があればコンパクトなまちづくりはできると信じていますが、お考えがあればお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今議員がおっしゃいましたようなお話も私たびあるごとに承っております。申し上げますと、若い方々につきましては既に旭川、あるいは場合によったら札幌までJR等々を利用して出かけていくのだと。この地元ではなかなか気に入ったものが手に入らない、そんな動きをしているようでございます。お年寄りといいましょうか、年配の方につきましては今議員おっしゃいましたように行動にも一定の制約があるのかなということに受けとめております。

さて、健常者でございますが、健常者といいましても車のハンドルは握るわけですから、一定の

買い物に出かけるということはできるかもしれませんが、なかなか女性の方ですとどういふふうターゲットをつかめるのか、心をつかめるのか、いわゆる主婦層でございます。これらにつきましては、たびあるごとに申し上げさせてもらっているのですが、名寄、風連含めて愛する名寄を思う方々とお話し合いをさせていただき折々にもたくさん熱いメッセージを私どものほうにいただいております。そんなことからすると、名寄市の商店街のありようにつきましては、前にもちょっと佐藤議員ともお話しさせてもらったのですが、ハード、ソフト、ハード、心がどういふふうにお届けできるのかというふうなことは大変重要なキーワードになるのではないかとこのように思っております。そんなことからすると、ソフト事業を取り組む前にまず心をどういふふうを持つのかということから今始めさせていただいております。ちょっと時間かかっているのですが、このことをしっかりとやり切らないと、最終的にはやっぱり事業の成功には結びつかないのだからというふうには思っておりますから、ここに時間をしっかりとかけていきたいというふうなことで押さえております。お話ありましたように、ターゲットにつきましてはそういった方々を視野に入れて、これから中活の議論を進めてまいりたいというふうには考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 一昨年ダイヤモンド交通を考えるフォーラムをしたときに福島大学の奥山教授がおっしゃっていましたが、後期高齢者へのサービス創出は地域における最大のビジネスチャンスである。また、子供などに大型店に買い物を連れていかれてもただ座っているだけで、子供や孫にお金をせびられるだけのおもしろくない。どこのまちでもそうだと思いますが、高齢者は地元の小さなお店を好む。そういう意味では、ターゲット客をきちっと決めて計画を絞るほうがい

い結果が出ると思います。地元びいきのお客さんは高齢者だと思いますが、お考えがあればお答えください。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今の奥山先生お話、私も聞かせていただきました。交通の体系にもたくさん方法があるのだなということをお学ばさせていただきました。交通体系につきましては、これから具体的なまちのにぎわいのことを中心に議論をしていきますから、その後に交通網、いわゆるアクセスの部分につきましては出てくるのかなというふうな受けとめをさせていただいておりますが、いずれにいたしましてもそういった若い方々も必ずしもたびあるごとに札幌、旭川に行けるわけではございませんから、やはり地元の中でこだわった魅力ある個性的な店屋ができましたら、きっと足を運んでいただけるものと思っております。今議論の中で出ておりますのは、ユニークな個店ができることをということが消費者の中で望んでいる声が多いというふうには聞いておりますから、必ずしも面積が広いからいいということではないと。こだわった店づくり、それからスペースもくつろげる、心の通う、そんなお店づくりが求められているというふうには受けとめさせていただいております。そういう方向性でできるかどうかも含めて、前向きに会議所あるいは商組のほうとお話をさせていただきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 先月住民ニーズに基づいた公共交通のあり方研究会がありまして、昨年9月研修会に行った報告、音更、帯広、恵庭、伊達と今後の予定としては住民意向アンケート調査をすることが決まりました。高齢者を対象に行いますが、免許がなく、バス停まで歩くのがつらい人や免許があっても余り乗らない人などの意見をお聞きするものです。秋口に結果が出ますので、期待していただきたいと思います。

また、高齢者の外出が多くなることによって健康なお年寄りが多くなり、間接的には高齢者福祉にも結びつきますし、商店街活性化にもつながると思います。お考えがあればお答えください。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今議員がお話ありましたようなことで、実は14カ所ほどさきに農村部を回らせていただきました。その後まち場といいましょうか、それも今町内会の御相談事で計画がされておりましたから、その時間帯をちょっといただきながらお話をさせていただいております。その折にも簡単なアンケート調査なのですが、そういうものをお配りさせていただいて、回収をして、私どものほうのこれからの意見反映にというふうに取り組みさせていただいております。そんなことで進めさせていただきますけれども、今お話ありましたように一長一短ですぐできるものではございませんけれども、ちょっと時間かかるのかなというふうな率直な印象を持っています。しかしながら、急ぐのではなくしてきちっとした気持ちをつくっていくことが先ほども申し上げましたけれども、大事だというふうなことが、コンサルの先生方等々の御意見もあります。また、商店街の方々ともこれから詰めていくわけですけれども、必ずしも今まで中心となつてこられた商店街の方々だけに限らず、これから担う新たな方々等々も含めて、ぜひとも時間をとってお話を進めていくことが大事なのかなと、そんなふうな考え方をしております。ぜひ今後ともお力添えをいただけたらと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 次に、住友ゴム工業のテストコースについて伺いますが、私は行けなかったのですが、昨年同行していただいた小室副市長はどのような感想をお持ちになったのでしょうか、お答えください。

○議長（小野寺一知議員） 小室副市長。

○副市長（小室勝治君） 昨年私も初めてでございますが、住友ゴム工業本社のほうにダンロップ会の方々と7人で行ってまいりました。その中で先ほどお答えしたとおり、テストの通年化をやってほしいという話と、それからテスト等に来た職員との交流も含めて名寄とのかかわり合いを持ってほしいのだと。そして、もう一つには、特産物をひとつ住友さんの社員の方たちとも、家族の方も利用してほしいと、このようなことを要請してきたところでございます。行ったときには社長等が出る予定だったのですが、急遽所用が入りまして、対応してくれたのが人事総務部長の平賀さん、それからタイヤ技術本部第3課の研究部長さんの中谷さんと、この方が本社で対応していただきました。そういったことを含めてダンロップ会とともに要請してきたところでございます。その後次の日岡山のテストコースを見させていただきました。その規模も非常に大きな規模の中で、あらゆる路面を想定しながらテストをやられていると。そういった実情を見させていただき、また今研究しているタイヤ等を履いた車に乗せていただいて試乗をさせていただいたという経験をさせていただきました。非常に今までダンロップ会が培って交流を深めてきた結果、そういうところまでもずっと入れて見学させていただいたことに深く感謝しているところでございます。ただ、今申し上げたとおり要請した結果、答えはすぐいただけるような状態にもございませんでしたので、こちらのほうからもいろいろな角度から内部で、市のほうでやれるものはやってみましょうというふうなことも含めて要請してきたわけですが、昨年の秋に御承知かと思いますが、今まで木造の平家建ての事務所が改造されまして、新たに鉄骨づくりの2階建ての建物540.82平米というような大きな事務所が建てられました。これやはり名寄に対する思いというのがそれぞれ職員を通じながらも経営者のほうに伝わっていったのではないかと、このような思いをしているところでござい

ます。

なお、これによって名寄が通年化できるかどうかは別にしましても、当市に対しての固定資産の評価では6,380万円ほどの評価額になるわけでございまして、それらに与える影響、税金に与える影響もかなりあるかと思えます。これからは、ダンロップ会とともども議員がおっしゃられましたそういった官民一体となった運動を進めてまいりたいなと、このように考えているところがございます。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） もう一人の副市長から聞いて、要望書を出すときにテストコースの隊員たちが来たときに丸め込んだらいいぞと言われて、名寄ダンロップ会としては2月に雪フェスのときにテスト隊員たちと一緒に雪像を制作しましたし、テストコースにも行って試乗もしましたが、今後どのようなおつき合いをしていけばいいでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 小室副市長。

○副市長（小室勝治君） 私も行った感想から、やはり人とのつながりが一番大事ではないのかなと。会社には会社の経営方針もありますから、言っただけですよという話にはなっていないというふうに思われます。しかしながら、人と人との交流がきちっと結ばれていれば、そういった意見というのが徐々に経営者のほうにも浸透してまいるのではないかというような思いを感じたところがございます。これからも冬期間職員ともども研究員が来るわけでございますから、もっと今までどおり温かい出迎え、そしてまた歓迎をしていただければありがたいことだなと。そのことがまさに人と人とのつながり、人から物へと、そしてまた人がそういった会社の方針まで変えてくれるのではないかと、このような期待をしているところがございます。これからも引き続きダンロップ会の活動に期待をしているところがございます。

す。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 質問を変えます。

新年度から条件つき一般競争入札を実施すると言われましたが、この条件については公表されているのでしょうか、お答えください。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 入札のたびごとに、これは今回は条件つきというのは、例えば名寄市内の業者に限ります。あるいは、地域限定型で地域はここここまでですという条件をつけるということでもありますから、工事ごとにそれは指名委員会の中で選定をして公表をするということになります。

なお、公表の方法につきましては、今までのように指名でやりますと通常指名通知という形で直接指名をした企業に差し上げるのでありますけれども、そういう方法ではなくてインターネット等によって公表をしていくということになります。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 3月4日付の北海道通信に条件つき一般競争入札導入で中富良野町の格付基準、発注基準を設定と載っていましたが、この中で地域要件の設定7項目の中で③に富良野圏域、中富良野、上富良野、富良野市、南富良野町、占冠村に主たる営業所、かつ中富良野町在住者を常時使用、正社員、これらは等級や現場の条件などを考慮し、道庁の入札選定委員会で協議、競争性を確保できる範囲で募集するとなっていました。これを聞いて野間井建設水道部長はどのような感想をお持ちでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 私も勉強不足で、そこまでは。ちょっと研究させていただいてからお答えをさせていただきたいと思っています。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 今のは、北海道が行う入札制度だというふうに今お聞きしまして推察い

たしました。それは、1市ピンポイントではやれないだろうというふうに思っていますので、ある程度小さな広域で考えていると。したがって、事業所の所在範囲も複数の市町村にわたって、その中にあればいいよということでもあります。名寄市の条件つきは、もし名寄市内限定で一般競争入札でやる場合は名寄市内に事業所があるということでもあります。その他にも条件ありますけれども、そういう規定をしながらやっていくということになろうかと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 名寄市は、閉鎖的なまちにするわけにはいきません。このやり方をやりとりを聞いていて島市長はどのような感想をお持ちでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 今まで名寄市の土地柄というのは、国の事業あるいは北海道の事業、過去には国鉄の事業等も含めて社会基盤の整備にいろいろな事業所がこの地元の業者を対象にして事業を進めてきたという経過がございました。しかし、バブル崩壊後の国あるいは北海道のスタンスというものは、非常に社会基盤の整備に対しても近年特に公共事業の抑制ということで絞り込まれておりまして、私どもここ何年間か続けて国や北海道に対してこうした地域の公共事業の推進に当たっては地元の業者の受注機会をつくってほしいと、そのような要請をしておりました。それは、発注に当たっては一括大型で発注をするのではなくて、工区をできるだけ受けやすい、業者が参入しやすいような発注に、非常に手がかかるのかもしれないかもしれませんが、そういうことを要請をさせていただいた経過があります。しかし、一方ではただいまのやりとりのように透明性、あるいは多くの業者の皆さんが競争入札によって事業を取り組みたいという、そういう時代背景に変わってきているということでは、平成20年に予定をしております地域限定型の競争入札を取り入れた試行の期間

と、こういう内部の協議がまとまりましたので、これでひとつこの地域における公共工事の、特に名寄市の対応について取り組んでいきたいと、こんなことを考えているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 今副市長にお伺いしますけれども、今後条件つきのほかに公募型の導入は検討されるのでしょうか。

それと、もう一つ、私は市内の業者いじめでなく、市内の業者に競争力や営業力をつけてもらうように指導し、市内受注の仕事だけでなく、国や道の仕事を少しでも多く発注してもらうのが支援策だと思えますが、それをどのようにしていくのかを具体的にお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 計画全体といいますか、入札制度全体の中で条件つきというお話がありまして、決して閉鎖的に考えているわけではございません。したがって、主流になるのは恐らく名寄市内限定になります。これは、副市町村長会議の中でもこの問題を名寄市から提起いたしましたし、上川北部の副市町村長会議で議論いただきました。この関係でやれるのは、士別市と名寄市がまず20年度からスタートということでもあります。もし名寄市がこの近隣も含めて一般競争入札制度をやりますと、それは相互乗り入れには全然ならないわけでありまして、そういう意味での過渡的な時期もあるということですから、決して閉鎖的には考えていないということをお願いします。ただ、市長が答弁しましたように、地元企業の育成というのは絶えずこの場でも言われていることでもありますから、そのところはしっかりと私たち押さえて仕組みをつくっていききたいというふうに思っているところでございます。公募型につきましては、公募型ということではございます。これは、したがって入札指名委員会の中でこの工事はどういう種目の入札方法でやるかということを決めるわけでありまして、公募型につきましては今

までの例でいいますとかなり大型の工事で、しかも力を持っているということですから、いろんなアイデアを集めなければならない、こういうような内容の工事を想定をしながらやっていくということでございますので、すべての工事に公募型というふうにはとてもでき得ないというふうには思っているところでございます。

市内業者のありようにつきましては、私は先ほど事業量の確保、それから受注機会の拡大、こういったことで名寄市からでき得ることということでお話を申し上げました。さらに、私ども自主的に業界の皆さんはやっていると思いますけれども、各関係官庁や民間の仕事を受注する、その努力というのはやっているというふうにお聞きしておりますので、その立場での努力をしていただいて、ただ業界の皆さんが北海道に例えば要請に行くという場合に同行する場合もございませぬけれども、そういった関係で私どもが主導してどうせい、あせいということではございませぬ。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） では、そのようによろしく願います。

質問を変えます。指導改善プランや小中学校の適正配置も重要な案件ですが、教育長の執行方針の中でおっしゃった小中学校教育の充実の中にある勤労観や職業観をはぐくむキャリア教育を推進していくと言われました件について伺います。教育長に就任されてから、過去に小学校の社会見学など行ったことがあるのかどうかを具体的にお知らせいただくことと、今後どのように進めて指導していかれるのかをお知らせください。

それと、もう一つ、時間ないので、高校教育について伺います。教育長は、私の記憶では過去に2度ほど道教委にいた経験をお持ちですから、現在の道教委の立場はわかると思いますが、高校再編についてはよりよい教育環境の維持について道教委に対し要望等を行ってまいりますと言われましたが、どのような内容の要望なのでしょうか。

具体的にお答えください。例えば地域の生徒数の実情を正確な数字で訴えるとか、この地域の父兄の声を届けるとか、いろいろな方法があると思いますが、お答えください。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） まず、1点目でございますが、子供たちに多様な体験をさせるということは教育の上で大変大切なことございまして、私着任以来といいますか、これは各学校がそれぞれ創意工夫しながら、子供たちの体験学習を進めているところでございます。具体的にというお話でございましたので、例えば公共施設等などで考えますと、旭川方面では青少年科学館、サイパルだとか剣淵の絵本の里だとか、もちろんそれから名寄市内の公共施設などに多数の子供たちが実際に赴いております。あるいは、公共施設の中では名寄消防署とか浄水場とか、あるいは炭化センターなど、こういうところも多数の学校が毎年のように訪れております。また、民間施設では西條デパートとか、あるいはマックスバリュ名寄店などが大変人気があるようでございまして、多くの学校が訪れていると。それから、その他としては名寄農業高校なども訪れたり、実際に体験活動をしたり、そのようなことをしているところでございます。こういういろんな社会教育施設あるいは民間の人たちの営みを実際に目で見ることによって、子供たちが大きく成長していくものだ、こう考えておりますので、これからもこういう活動はしっかりと進めてまいりたいと、こう思っております。

それから、もう一点は、高校教育にかかわってということでございますが、具体的には名寄の場合は今道立高校が4校ございます。それぞれが立場が異なりまして、名寄農業高校には生徒数を集めるという大きな課題が今までございました。それから、風連高校も同様であります。風連高校は今募集停止に入ったということでございます。ですから、それぞれの学校の実態に応じて道教委

には今後のあり方について発信をしてきているところがございます。1つ、風連高校については先ほど少しお話し申し上げましたが、これから生徒数が少なくなっていく。そうすると、定数がございまして、3学年いるときには十三、四名ぐらいの先生が2になり1になると。比例しますと、もうどれぐらいの先生になるか予想つくわけでありませんが、しかしそうであってはならないということで、最後の子供たちが卒業するまで一定程度の先生を置くようにしていただきたいとか、こういう要請を具体的にさせていただいております。このことについては、大変いい感触を得ていると思っておりますし、それから名寄農業高校と名寄光凌高校の統合に当たっては、やはりそれに附随する、例えば光凌高校の場合は開かれた学校づくりの推進をどう図っていくのか、技術や何かを子供たちと一緒に市民がどういうふうに進んでいくか、こういうことについてもお話しさせていただいておりますし、農業高校については先ほどお話し申し上げたとおりでございます。今後もそういう課題が生じるたびに具体的にそれぞれの北海道教育委員会の部署に訪れながら、対策をまた要望してまいりたいと、こう考えております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 小学校の社会教育について言いますけれども、2月1日金曜日下川町役場で、名寄市の幹部職員の弟さん、その方は議会事務局にいますが、下川小学校で社会見学をしたいので、話をつけてほしい。開発建設部が行っている旭川紋別自動車道のトンネルの見学をしたいとのことでした。開建の部長は、高速道路の関係でよく知っているのですが、役人というのは上から下に命令されるともう仕方がないと思ったので、旭川道路事務所の佐々木所長に翌日の2日土曜日依頼メールを打ちました。翌々日の4日月曜日の7時32分に返事が来ていて、その中の一部分を読みますが、未来の日本を築く子供たちに土木に興味を持っていただくよい機会だと思

ますので、大歓迎です。担当課長に話を通しておきますので、時期が来たら声をかけてくださいという内容でした。このことから、下川町は連携がとれていると思われました。この話を聞いていて教育長はどのように感じましたか、お答えください。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） こういう子供たちの体験学習というのは、それぞれの部門からいろんなお話があらうかと思いますが、基本的にはそれらを教育委員会はしっかりと学校へ情報を流して、そして各学校が自分たちの教育課程の中で決めていくものかなと、こう思っているところがございますので、今の下川のお話は下川のお話として、それはまた各学校がそれを消化しながら考えていくことかなと、こういうふうにも思っているところでもあります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で渡辺正尚議員の質問を終わります。

市政推進の基本的な考え方について外3件を、高橋伸典議員。

○15番（高橋伸典議員） 議長の御指名を受けましたので、通告に従いまして、質問させていただきます。

まず初めに、大きい項目の1番目、市政執行方針の市政推進の基本的な考え方についてお尋ね申し上げます。市民が主役の参画と協働のまちづくりの自立した活力あるまちづくりを進めるために、行政のスリム化と地域自治区活動の充実は欠かせないとあります。地域自治組織のまちづくりの流れは、今まで行政主導から住民と行政の協働のまちづくりへと変わりつつあります。地域の課題を話し合い、その課題解決のために行政と地域住民がみずから協働で取り組むことが基本であります。総務部長は、昨年定例会で平成20年度より推進すると言われましたが、地域自治組織の推進状況をお知らせいただきたいと思います。

次に、行財政改革の推進についてお尋ねいたします。総務省の新地方行政指針による地方行政の

推進の中で、平成11年度を起点としておおむね平成21年度まで具体的な明示をして集中改革プランが公表されました。その中には、事務事業の再編整備、手当の総点検を初めとする給与の適正化、給与表の運用、退職手当、特殊勤務手当等の諸経費の見直し、定員管理の適正化、退職者数及び採用者数の見込み、平成22年4月1日における定員の目標を決める、民間委託等の推進、指定管理者の移行、第三セクターの見直し、経費削減の財務効果、地方公営企業についても公表とあります。本市の行財政改革のプランをお知らせくださいなのですけれども、何回も聞きましたので、ここは要らないです。

国は、簡素で効率的な政府を実現することを目的として、2006年行財政改革推進法を公布、施行しました。国が自治体に対して2010年4月1日には4.6%に相当する数の職員を純減させたものとなるようにというふうに言われております。また、職員数の厳格な管理の要請と必要な助言、その他協力を行うなどとされております。行財政改革推進法55条第1項に書かれております。本市として各年ごとの数値、2010年までの目標の考え方をお知らせいただきたいと思っております。

自治体の政策の重要な担い手である自治体職員の人件費が一般市民より問題視されております。職員の人件費が義務的経費として財政構造の硬化をもたらしていることが大きな要因になっているのは否めないと言われております。そこで、一部事務組合を含まない経常収支比率の人件費、公債費の比率をお知らせいただきたいのと、また国家公務員行政職を100とした場合の自治体の給与水準を出したラスパイレス指数をお知らせ願います。

受益と負担に関しましては、何回も出ておりますので、要らないのですが、補助金が予算規模の何%に占めるのかという実態を類似団体、また類似市町村と比較してどうなのか、比較したことがあればその結果をお知らせいただきたいと思いま

す。

補助金を支出するという事は、公益上必要である場合に限られております。また、補助する基本的な考え方は自家財力に余裕がある場合にその事業の助成とあります。今まで補助金の見直しをどれぐらい進めてこられたのかお知らせいただきたいと思っております。

大きい項目の2番目、徳田周辺の大規模店の交通安全体制についてお尋ねいたします。徳田ショッピング地域は、平日でも豊栄地域、麻生地域、徳田地域に信号が少なく、枝道路から出るためには大変時間を要し、交通安全上危険箇所が多いと思われます。また、17線道路の渋滞になることが多い道路です。4月よりさらに大型店が開店することになれば、子供と高齢者の交通安全上、また騒音、環境等々の心配する声が地域住民からより多く出ております。

1点目、現在交通量の調査を行っておられると思いますが、交通量の調査状況、これからの推移についてお知らせいただきたいと思っております。

2点目は、大型店が4月から開店いたしますが、今以上に車の往来が激しくなります。大型店より地域貢献、交通安全対策、環境問題など、行政として12項目の要望の中、交通安全対策の回答をお知らせいただきたいと思っております。

3点目、本市としての安全対策の考えをお知らせ願いたいと思っております。

4点目は、国道40号の信号機の問題であります。信号機自体間隔が短く、渋滞になり、右折矢印も時間が短く、渋滞の緩和にはなっておりません。矢印の時間の延長策や現在警察では渋滞緩和のため、自動車の交通量によって信号機自体を時間差作動させることも可能になったに聞いておられます。警察と公安委員会と検討を要望されておられるのかお知らせいただきたいと思っております。

5点目、現状道路の拡幅工事には用地買収、拡幅工事にも多大な費用がかかりますので、無理と思われます。現状でいくしかないと思われますし、

都会では渋滞緩和のために一方通行とかいう試みをやっております。渋滞対策で17線道路の一方通行化の考えの理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目の3点目、教育行政についてお尋ねいたします。教育行政方針の学校教育では、他人を思いやる心、美しいものに感動する心、正義感や公平さを重んじる心など豊かな心をはぐくみ、今までの教育成果を踏まえながら、確かな学力を培うようあります。私は、このように名寄市の小中高校が未来の人材として、教育委員会として教育関係者が努力されていることに心から感謝申し上げますし、その中でも本市の心の教室相談員の現状と課題についてお知らせいただきたいと思っております。

新聞紙上では、いじめや登校拒否や自殺等の記事がたびたび出ておりますが、本市としてもこのような生徒へのつながり、対処の計画について教育委員会としての考え方をお知らせ願います。

最後に、特別支援教室の取り組みについてお尋ねします。全国では、クラスに1名から2名の学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の発達障害の子供がいると言われております。本市3名の特別支援員の活動と役割についてお知らせいただきたいと思っております。

大きい項目の4番目、経費削減についてお尋ねいたします。日本の借金、今8,000兆円に及んでおります。政府も国家公務員の削減、事務事業等の見直し、公務員宿舍の売却、三位一体等による交付税の削減等とさまざまな改革、努力を行っております。その中でも地方も交付税の落ち込み、少子高齢化や人口減による税収の落ち込み等々の影響で、手数料負担の値上げなど進めざるを得ない時代になってきているのは否めません。しかし、負担を押しつけるばかりでなく、行政としても、また我々も努力を惜しまない行動やアイデアを結集して、市民との協働のまちづくりをつくり上げなければならないと思っております。

そこで、各税の納期ごとに郵送する市税の領収書を年1回の一括発送にする。経費削減となると思いますが、理事者の御見解をお願いします。

また、市税、道民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税等々の納付書の一括送付について、理事者の御見解をお願いいたします。

以上、この場からの質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） ただいま高橋議員から大きな項目で4点にわたり御質問をいただきました。1点目と4点目は私から、2点目は生活福祉部長、3点目は教育部長から答弁をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

初めに、市政推進の基本的な考え方について、行政のスリム化と地域の自治活動についてということで、地域自治組織の推進状況についてお尋ねがありました。名寄地区での地域自治組織の取り組みについては、昨年の11月から12月にかけて開催をしたまちづくり懇談会でもこれからのまちづくりをテーマに市民の皆さんと意見交換をさせていただきました。出席いただいた市民からは、隣近所や近隣町内会とのつながりが薄くなり、以前は当たり前前に協力し合ってきたことが協力しづらくなっている状況や子供が少なくなり、子供を媒体とした活動ができなくなったことなどの意見が出され、一方では高齢者が子供たちを集めて3世代交流を行っている町内会の実践例も紹介されたところであります。これら市民の皆さんの意見を踏まえ、子ども110番の家や声かけ運動など実際に広い範囲で行われている活動が確実にコミュニティ再生につながってくるものであるとして、小学校区単位でまちづくりを進める、仮称ではありますが、地域連絡協議会の設置を検討し、1月の町内会長交流研修会で説明をさせていただく機会を得ました。2月には、智恵文地区と中名寄地区を除いた市街地区の5つの小学校区ごとに町内会の役員さんを中心に地域連絡協議会

の設置について説明をさせていただきました。この中では、町内会連合会や町内会との連携を基本として、町内会機能は従来そのままに町内会組織と活動が重複しない組み立てであることとその活動に対して支援をさせていただくことなどのお話をさせていただきました。これから各町内会では役員改選の時期となりますので、新年度に入りましてから設置に向けての準備会を立ち上げて、地域連絡協議会による活動イメージの共通認識を図り、市民の皆さんの理解を得る中で進めてまいりたいと考えております。

次に、定員管理の適正化につきましては、新名寄市行財政改革推進計画の中で病院を除く職員数の定員適正化の計画として、平成18年4月、552人を平成23年4月に497人に削減するとしております。これは、9.96%の削減に当たります。平成20年度から22年度にかけてのいわゆる団塊の世代の定年退職者の数を考慮し、合併協議会で協議をされた退職者数に対する採用者数を基本に定員管理の適正化に努めてまいります。各年度の数値目標ですが、20年度10名、21年度17名、22年度13名、3年で39名の削減を予定しております。

次に、旧制度の改革にかかわって経常収支比率、人件費構成比率、公債費比率、ラスパイレス指数についてお尋ねがありました。18年度決算による経常収支比率は90.6%、人件費構成比率は19.9%、公債費比率は15.3%となっております。ちなみに、財政健全化法で求められる実質公債費比率は18.8%であります。職員の給与につきましては、平成19年1月に給与構造改革に伴う新給料表、いわゆる地域給を導入をいたしました。また、19年1月から21年9月までの間、職員の給料月額4%を削減しているところであります。ラスパイレス指数は、平成19年96.9、平成18年は97.9でありました。

次に、負担金、補助金の御質問をいただきました。類似団体との比較ということでございますの

で、平成17年度決算になりますけれども、類似団体の補助費の割合は11.4%、名寄市は14.3%となっておりますけれども、この補助費の中には病院に対する繰出金も含まれておりますので、名寄市の場合は市立病院の繰り出しということがございますので、類似団体よりは数値が高くなっております。また、純粋に補助金ということで申しますと5億9,500万円程度ということで、予算の3.2%に当たります。

過去負担金、補助金の見直しをしたかというお尋ねもございました。ちょっといつの年度か定かではございませんけれども、一律見直しということをして、この際にはサンセット方式というのを取り入れて実施をした実績を持っております。

次に、4点目の経費節減にかかわって市税の領収書の一括発送についてと市道民税、固定資産税、国民健康保険税納付書の一括発送についてお答えをさせていただきます。名寄市では、市税収納率の向上とあわせて仕事などで金融機関に出向けない方々の利便性などを考慮して、市税の口座振替を推進しております。平成19年度は、市道民税1,731件、固定資産税3,886件、国民健康保険税2,483件、軽自動車税4,708件、合計1万2,808件の利用実績がありまして、そのほかにも住宅料などの各種使用料につきましても口座振替を実施しております。領収書につきましては、軽自動車税を除いて最終納期月の翌月に納入済み通知書としてはがきにより発送をしております。したがって、7月に軽自動車税、12月に固定資産税、1月に市道民税と国民健康保険税の領収書を発送しており、1月には市道民税と国民健康保険税の両方の口座振替を行っている方につきましては、封書に同封の上、発送をしております。すべての税目の領収書を一括発送することにいたしますと、軽自動車税の納税義務者の方につきましては車検の際に領収書の添付が必要とされておりますし、加えて納付書の実に半年後に領収書を受領するということとなります。一般的な経済行

為におきまして、また社会通念上も、いわゆる領収書につきましては支払いあるいは購入後遅滞なく速やかに発行されることが最も適切な取り扱いと考えておりました、当面は現在の取り扱いで進めてまいりたいと考えております。

次に、各市税納付書の一括発送についてでございますが、市税の納付書の一括発送には必然的に納期の変更が伴うものであります。市税の納期につきましては、地方税法でそれぞれの税目ごとに標準的な納期が定められており、特別な事情がある場合にはこれと異なる納期を条例で定めることができるかとされております。新名寄市の市税の納期につきましては、旧両市町の合併協議におきまして市民の方々の最も納付しやすい時期を考慮して決定してきたところであります。平成19年度の納税通知書の当初賦課の発送件数は、市道民税6,371件、固定資産税1万963件、国民健康保険税6,228件、軽自動車税1万885件、合計3万4,447件となっております。また、賦課業務の流れにつきましては、固定資産税は1月1日現在の土地、家屋、償却資産の所有者に賦課され、この間適正な課税客体の把握に努め、評価額を決定して価格の縦覧に供した後に納付書の発付という手順となっております。市道民税は、1月1日に住所を有する市町村において、前年の所得等に応じて賦課され、現在行われております確定申告の終了後にさまざまな資料照合などを行い、税額が決定される運びとなっております。国民健康保険税につきましては、御案内のとおり所得割、資産割がありまして、それぞれ市道民税や固定資産税が確定しないと税額が決定できないこととなっております。このように一連の賦課業務の流れからして、納付書の一括発送は物理的に不可能であると判断をしております。ごく一部の自治体におきましては、前年度の税額で暫定課税をして、当該年度の所得等が確定した段階で改めて更正決定し、課税をするという制度を取り入れているところがありますが、この場合は更正決定後に再度

納付書や決定通知書を送付することとなり、送料が二重にかかりますし、重複納付などに伴う還付が発生するなど納税者に混乱を与えることが想定をされます。したがって、名寄市におきましては現行の納期にて対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） それでは、私のほうから2点目の徳田周辺大規模店の交通安全体制について、（1）から（5）までの5項目についてそれぞれ関連がありますので、一括答弁させていただきます。

近年名寄市においても大型店の進出が目立ち、交通量も市街地から郊外へと大きく流れが変わってきております。特に徳田地区においては、ショッピングセンター、遊技施設等があり、さらに本年4月下旬以降大型店がオープンすることになっております。名寄商工会議所では、昨年9月に2日間にわたり交通量の実態調査を実施いたしました。その報告書によりますと、19線の道路を含めましてショッピングセンターかいわいの地域では平日で約7,800台の車が往来し、時間帯別では午後5時から6時の間が一番多く、約1,900台との結果となりました。これは、通勤での交通量が多いためとも考えられます。また、休日においては約9,300台の車が往来しており、平日よりも1,500台程度多くなっています。これは、娯楽施設、ショッピングセンター等の利用者が多いためと思われ、時間帯別では午後3時から4時の間が一番多く、約2,000台との結果であります。大型店がオープンすると、交通量がさらに増加することが予想され、市の交通安全対策として交通量を見ながら交通安全看板の設置等による注意喚起を行い、特に運転者については安全運転について協力を求めていると考えております。

大型店における店舗計画の概要によりますと、来店範囲は名寄市全域のほか、土別市、美深町、

下川町、幌加内町の一部となっており、来客駐車場の規模は約1,300台と予測しております。入り口は西側、東8号道路側ですが、2カ所、東側の徳田1号線側に1カ所を設け、出口は西側2カ所、東側2カ所となっております。大型店側では、駐車場への円滑な出入りを確保するため、東8号道路の入り口付近の一部を、また東側の徳田1号線も17線から歩道など一部道路整備等を実施しております。本市からは、昨年12月18日に交通問題等につきまして、そのうち交通問題に関しましては①、店舗へのアクセス道路である東8号道路及び17線は交通量が多い路線であり、また近くに中学校があることから、交通整理員を配置するなど円滑な誘導に努め、事故防止に努めていただきたい。2つ目として、店舗への物資輸送では大型車両の通行が予測されることから、8号道路の通行を制限願いたい。特に8号道路の19線道路地点から南方向への通行は制限願いたい。3点目として、店舗建設に関する資材運搬については、1点目同様に地域住民、通学時間帯などへの影響に配慮していただきたいと文書で万全の対策を講じるべく要望いたしました。大型店側からは、平成20年1月16日に、①については事故を起こさないようにしたい。②については、物流と協議調整をし、19線から南方向へは通行しないこととした。③については、特に下校時等ガードマンに指導を徹底させるとの回答がありました。また、大規模小売店舗立地法による交通環境に関する意見を提出いたしましたので、今後北海道大規模小売店舗立地審議会にて名寄市の意見について審議されることとなります。今後も交通安全に対する影響が懸念されるときは、改めて改善策を求めてまいりたいと考えております。

また、信号機につきましては、国道40号と17線交差点の信号機に右折の矢印信号が昨年11月に整備されたにもかかわらず、時間が短いとの御指摘でした。国道の幅員が狭く、右折ラインの整備ができない状態で、横断歩道あるいは交差点

上に停車する車等を事故から守り、速やかに右折させるための矢印信号であると聞いておりますので、御理解を賜りたいと思います。さらに、17線道路の国道40号から東8号間までの一方通行につきましては、近隣地域は一般住宅地域でもあり、交通アクセス等を考えると一方通行は不便を来すものと思われ、難しく、現時点では要望することは考えておりません。

なお、この種大型店のオープンが交通安全上に少なからず影響を与えている場合もあり、名寄市規模の都市においてはそれがどの程度か、一過性のものかなど推移を見きわめながら、今後も関係機関と密接に連携を図り、事故防止に努めてまいりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、教育行政についてお答えをいたします。

初めに、心の教室相談員の現状についてお知らせいたします。心の教室相談員は、現在名寄中学校、名寄東中学校、風連中学校の3校に名寄市の単独事業として配置しております。心の教室相談員は、中学生の心の悩みに対応して相談を受けたり、アドバイスをしたりすることで、思春期の多感な時期にあります子供たちの心の安定を図っていくことが大きな目的であります。お尋ねにありました相談員の相談業務についてお知らせをいたします。1月末までの集計であります。3つの中学校合わせて来室者数3,161名、相談者数370名となっております。相談内容であります。多い順に挙げますと、友人関係で185名、家庭の問題と進路がそれぞれ69名、体や病気、性に関すること61名、部活動で50名、授業内容で49名などとなっております。また、相談以外に外出の折に簡単なアドバイスをもらって安心して教室に戻る生徒も多数いるものと考えられます。今年度から相談員の配置を週5日としたことで、

生徒の来室数が3倍近くにふえており、子供たちが心のゆとりを持つためにも有効に機能しているものと考えております。さらに、相談員においては相談教室の環境を整備し、相談しやすい環境を工夫したり、担任教諭との連携を密接にすることで問題を早期に発見したり、生徒の心の成長に重要な役割を担っております。このことから、名寄市教育委員会といたしましては、今後とも心の教室相談員の配置を継続し、生徒の悩みやストレスを和らげ、子供たちが明るい学校生活を送るよう努めてまいります。

いじめ等、生徒とのつながりについて御質問がありました。いじめや不登校、自殺などの記事が報道されるたびに大変残念な気持ちになりますが、子供たちの環境は多様化しており、これらの問題は多様な要因が重なって発生しております。しかし、問題を未然に解決するためには、学校教育においてはすべての教職員がアンテナを高く掲げ、子供たちの日常の変化を素早く察知し、対応することが大切であり、名寄市教育委員会といたしましては校長会等を通じて常に指導しているところでございます。また、教師との人間関係の構築は何よりも重要であり、教師との触れ合いを通して子供たちは多くのことを学んでおります。そのために教師の資質の向上が叫ばれており、名寄市の教職員においては校内研修等において生徒指導やカウンセリング等による指導のあり方を随時研究してきております。名寄市教育委員会といたしましては、教職員の研修を支援するとともに、さらに子供たちへの相談体制の充実を図るために心の教室相談員の配置充実や教育相談センターにおける電話や面接相談など多様な相談体制を整備することで、問題の未然防止と複雑化、深刻化を防ぐよう努めております。

次に、特別支援教育の取り組みについてお答えをいたします。特別支援教育支援員につきましては、小中学校に在籍する児童生徒でLD、ADHD、高機能自閉症など教育上特別の支援を必要と

する障害のある児童生徒が約6%の割合で在籍している可能性があり、これらさまざまな障害のある児童生徒に対する学習活動上の支援を行うとして、地方交付税、基準財政需要額の算定基準へ措置したものでございます。教育委員会といたしましては、これを受けて平成20年度から3名の支援員を小学校に配置することとし、現在適任者を選定すべく公募いたしております。支援員の活動でございますが、通常学級において学習に困難性を抱えている児童の教育的支援を行うために、担任教師の指導のもとに児童生徒の学習活動上のサポートを行っていくものでございます。今後の具体的な活動につきましては、支援員が決定次第配置する小学校と綿密な打ち合わせを持ちながら、遺漏なく準備を進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） いろいろ答弁ありがとうございました。再質問と要望をこれからしていきたいと思っております。

まず、市政推進の基本的な考え方について若干お尋ねいたします。先ほど総務部長が町内会活動のという話をされておりました。私も思うことなのですけれども、市民の方からもやっぱり市職員の方がなかなか町内会活動に参入されていないということをお聞きするのですけれども、現状今五百数十名おられますけれども、どれぐらいの方が町内会の役員としてつかれているのかをお知らせいただきたいと思います。

また、まちづくりのために町内会活動等々お話し合いをされていると。20年からということは、もう本当にことし20年度最後のほうになるという形ではよろしいのか、お知らせいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 今回の地域組織づくりを進める作業の中で、市の職員で町内会の役員

をされているという職員とも協議をさせていただきましたけれども、はっきりと数は把握しておりませんが、出席したのは十数名だったと記憶しております。御指摘のとおり協働のまちづくり、安全、安心のまちづくりにしましても職員が地域の中で積極的な役割を展開しなければ、単なるかけ声に終わってしまうということは確かなこととございまして、ただ現状では市役所内部における全庁的なそうした協働に対する意識が十分かと申しますと、なかなかそうは現実になっていない部分とございまして、この部分については多少時間がかかってもしっかりと進めていく、こうした体制をつくっていくということを進めてまいりたいと考えております。

それから、地域連絡協議会の立ち上げということで御質問とお伺いしましたけれども、よろしかったですか。実は、昨年から一連の地域との相談をしてまいりまして、4月からということで去年お話をさせていただきましたけれども、4月から組織がすっかり立ち上がるという状況には今のところとございませぬ。それで、当面は地区の町内会長さんとの一定の合意が得られているのは、準備会をつくって、その準備会の中でその組織における活動等も含めてしっかり協議をしてスタートしたいということでございまして、まずは町内会の役員さんの改選期を経てから準備会の設置に向けて進めてまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） ある村で行政と住民の協働という立場でこういうことをやっているところあります。率先垂範で顧客満足第一の行政をということで、岩手のT村であります。人口は5万3,000人、職員は300人のところあります。村長のあいさつで、村長は自分は社長だと。そして、職員を全員社員と呼ばせ、住民を顧客に見立てて民間系の役場を導入したと。親方日の丸とか縦割り主義、事なかれ主義に染まることなく、職員の意識改革を徹底させたというのです、

改革のために。そして、顧客の住民が主役で役場はサポートに徹するのだと。顧客がやりたいこと、地域でやりたいことを役場がサポートしていく。顧客価値経営を推進したところ、2006年自治体では初めての日本経営品質賞を受賞されたという。これは、迅速な行政サービスを実施するために課長は残して、課長補佐、係長、部長は残してですか、そして全部部長のもとにグループをつくって、ある課のグループ、グループとつくって、部長はその方々のやることを指導する。今までみたいに机に座っているのではなくて、座っていると言いませんけれども、ちゃんと組織に入っていないとわからないという状況にしていって。そして、現場の若い職員がこういうことをやっていったらどうだろうと。市民のためになるのではないかと。そうしたら、その上司に上がるまでにやはりいろんな稟議を得る必要があるために、判こをもらったりなんかするのに、ある一人が風邪を引いた、出張している、1つのことが2週間かかったというのです。それをなくすために社長、そして部長、そしてあとは全員社員になったと。そして、全員が一兵卒になったと。課長の下でチーム単位で仕事をこなす。組織のフラット化を実現。フラット化のねらいは、現場の若手のやりがい感を持たせるために行ったというのです。

そして、もう一つは、やっぱりこれは課長の下なのです。課長は、今までの部下がいなくなったものですから、そのところに入って、その仕事をしているところに行ってその状況を把握していかないと、ここは毎年全員で幹部を査定するという方式をとっているようであります。一連の組織改革が目的で住民本位、住民主導の行政に転換するための効率化追求と同時に職員意識を変えた。自治体は、財政の不足に加え、分権化を従来の中央政府依存体質から脱却をしようということで独自経営を進めます。職員の住民への協働のコラボレーションを行政サービスの原点に続けて、日本一顧客に近い行政活動への挑戦、私たち職員は変わ

りますと市民に宣言します。職員の住民に対する姿勢が、その変わりますは、力は改革をします。ワはわかりやすく伝えます。リは理解し合える。そして、マは真心で接します。スは素早く行動しますと市民に職員としてメッセージを送り、行動を開始します。これは、私は協働のまちづくりのスタートだというふうに、町内会からだとか云々ではなくて行政の職員からがスタートだと。住民と協働する、住民自体の自治を促すことが重要との観点から、例えば従来外部に委託していた広報紙を職員が全員で配ろうということでスタートします。それは、経費の削減だけでなく、まずは住民のところに行って広報を渡して、どういうまちにしたいかという、そのコミュニケーションをつくっていったというのです。その中で、住民のニーズを聞き出してコミュニケーションをつくって深める効果とともに、その後河川敷の草むしりだとか公園の清掃だとか、いろんな部分を住民と職員で進めるようになってきた。その典型的な部分というのが2006年に記録的な大雪が降りました。そのときに高齢者住宅や何かの除雪をやらなければならない。普通は、福祉課から町内会にお願いしますというお話が行くのですけれども、ここは違う。まず、役場福祉課から地域の住民にやるのではなく、職員全員にメールを送ったというのです。300人のうち、何と土日にもかかわらず200人のボランティアが集まったと、除雪活動に。それを住民が見て驚いたと。これは、私たちもやらなければいけないと。私は、これは協働のまちづくりのスタートだというふうに思います。そして、除雪作業は本来自治区でやるべき作業だけれども、口だけやれといってもだれも動かない。職員が一緒にやってやることで初めて信頼される。そのうち住民自身がこれは地域の問題だから、自分たちでやるようにしようと機運が生まれるのだというふうに村長が言われたそうです。本当にもう私はやはりこのように職員が、また行政が協働のまちづくりのために市民との接点をつ

くっていかなければいけないと思いますけれども、その辺どんなものでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 今の例として出されました行政と住民との関係、いわば協働の関係なのでありますけれども、岩手県の盛岡市に近い滝沢村というところでございます。課長さんを職員の選挙で選ぶということで有名になった村でございまして、私も村長が行政の中に民間の手法を取り入れたいということで始めた改革プラン、かなり長い時間かかったそうでありまして、一つの手法として思い切って呼び名から含めて民間的にしてみるということをやっているなというふうに思っています。非常に長いプロセスをかけて、今完成をした段階だというふうに聞きまして、その本を私も読まさせていただきましたけれども、大変手法としてはどんな条件下でやったかは別にいたしまして、住民との関係はまず市役所が動くという点ですぐれているなというような感想を持ちました。私たちは、ややもしますと市の職員の仕事、割とキャリアが意外と物を言うといいますが、キャリアを積んで幅を広げていくところがございまして、すべてではございません。したがって、そのキャリアに応じたセクションの中で、課なりの中でいろんな役割分担をして物事やっているということに進めていますけれども、それにとらわれ過ぎてもなかなかいかないと。しかし、今はそこからなかなか出づらいいいいますか、出していないといいますが、そういったこともあるかなというふうに思っているところでございまして、いろんな例を私どもも勉強しながら、住民と市の職員との関係、住民と行政との全体との関係、こういったものがどうあるべきかということの研究していきたいというふうに思っています。おっしゃるとおり住民に動いていただくためには行政が動かなければというふうに思っていることはそのとおりでございます。

昨年タケノコとりの遭難がございました。夜中

になってといたしますか、10時ごろになって市の職員に招集かけたのですけれども、次の朝の3時であります、40名ほど、これは災難ということもあったのでしようけれども、集めて動員をいただくことができました。私は、職員に非常に感謝をいたしました。お酒を飲んでいる時間でもあったのでありますけれども、しかし朝の3時に集まっていたとすることは容易ではなかったのであります、全体にやっぱり危機感といいますか、そういう気持ちはすべて持っているというふうに思っています、それをどう仕組みにつけて作り上げるか、あるいは火をつけるかと言ったら平たんな表現になりますけれども、そういった仕組みづくりをしていかなければならない。したがって、今回の自治組織、地域連絡協議会の組織づくりでありますけれども、一面では私ども職員の勉強にもなるという位置づけをしながら、いきなり滝沢村のようにはなかなか相なりませんけれども、気持ちはいただきながら、進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 本当に自治の部分というのは、先ほど言ったように町内会ごとばらばらでありますので、なかなかくっつけるといっても厳しいと思います。本当にもう行政が中心となって推進していただき、進めていただきたいと思えます。

次に、まず定員管理についてちょっとお尋ねいたします。先ほど言われましたように552名から497名まで落とされるという部分言われております。本当に大変な、9何%ですから、国の言う部分では倍以上いかれているというふうに思われます。しかし、今回合併になって1年たちまして、やはり市民の目からいけば職員が多いという部分は否めないのです。こういうふうに国が言って削減するといっても、市民からいう部分といえはやはり合併してこれぐらいの人数がいて、これだけの人数が一つになって、職員が多いのではな

いかという部分があるものですから、今回言わせていただいております。あとは、本当に私はもう職員定数しっかりこういうふうにはやっておりませんので、やはり職員の質を上げていくしかないというふうに思っています。市民から見て、本当にあの人は仕事をしている。12月にある地域に行きました。あいさつ回りに行ったのですけれども、私の友人がいまして、そこは村であります。そして、12月のちょうど28日ぐらいだと思います。ちょっとコーヒーでも飲んで休んでいきなというお話でさせていただきました。そして、どうですかと言ったら、もう職員も採用できないし、本当にもうひどい状況だと。今自分は、5から6の仕事をやらざるを得ないのだと。そういう状況でやっている地域もあります。本当にもう職員の部分では、これだけではなくいろんなところに配置していただいて、その質を磨いていただいて、どこでもやれる。自分がこの仕事があいた場合、向こうを手伝ってあげられる、これがやっぱり私は職員の質ではないかなというふうに思っておりますし、地方公務員法30条には、地方自治体職員の法律上は雇用者は長であるけれども、長は市民の代表機関としての職員の任免をすること、自治体職員の政治的な雇用者は主権者として市民であると。市民が職員を雇っていただいているという思いになって、やはり仕事を遂行していただくしかないと思えますし、先ほど経常費比率でも90.6ということでは言われました。北海道は平均で大体94.1。去年の部分です、19年度で。道が90.5ということで、大体道の部分には入っていますけれども、やはり先ほど谷内議員も言われたように、本当に夕張のニュースが毎日のようにテレビで入っています。絶対あんなふうになってほしくないというのが市民の皆さんの思いだというふうに思っておりますし、それは私たち議員含めて職員がしっかり見ていかなければいけないし、自分でやはりその部分を入れていかなければいけないというふうに思っています。

そして、インフレ期には賃金というのはそれなりにどんどん、どんどん上昇し、物価高騰の要因を受けて上がっていきます。物価徐々に上がっていくのですけれども、一方デフレ時期には持続的に物価は下落していきます。従来の賃金水準を維持するために実質的賃金が上昇し、経営圧迫しますし、自治体経営も困難になってくると思いますので、中小企業は必ずいろんな部分の削減をします。燃料費だとか、いろんな部分の仕入れ製品を削減するだとか、いろんな対策を打ってやるのですけれども、人件費だけはやはり決まりものなものですから、下げるにしても限界があることはあるのです。名寄市として、名寄市の中小企業等の給料水準を調べたことがあるのか、民間労働者の平均賃金等。そして、民間企業が先行している成果主義だとか、実績能力主義を行政として取り入れる検討があるのか、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 地域の民間の給与水準を調査したことがあるかというお尋ねでありましたけれども、私どもとしてそうした調査をした経験は持っておりません。ただ、公務員の給与につきましては、本来地方分権が進みますと各自治体でそれぞれの地域の給与の実態を調べてということで、国と同じような作業をすべきというお考えもあるでしょうけれども、なかなかそうしたノウハウも含めてできないのが実態でありまして、やはり国家公務員の給与を引いていくと。大学に関しましても国立大学は既に法人化を終えましたけれども、大学であってもそれぞれの国立大学は文部科学省が示す給与の体系というものでやっぱりやっているということでございます。

大変申しわけないのですけれども、もう一点の質問……申しわけありません。実績といいますか、成績評価ということでのお尋ねだったと思いますけれども、国は平成22年度からそうした評価制度を導入するようというので、既に定められ

ておりまして、現在私どものほうでもそうした職員の人事評価につきまして、どういう方法がいいかということで検討を進めておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） もう時間もありませんので、しつこくやると後ろの人から目で刺されているような感じが。

まず、受益と負担の関係なのですけれども、これは各種団体というのは意外と任意でつくられていると思いますので、補助金等で運営費だとか何かを活用されると困ります。運営費というのは、やっぱりその任意でつくった構成員が出すだとかいう部分が当然だと思いますので、特定の事業だとか臨時的補助ならばいいのですけれども、しっかりと見直しをお願いしたいと思います。

また、ラスパイレス指数が先ほど言われておりました。大体北海道の数字にも近い部分なのですけれども、北海道は大体90.4であります。しっかりともうちょっと下げられるかなというふうに思いますので、検討をお願いします。また、さきほど言った96.9の中には、地域手当の補正後のラスパイレスなのでしょうか。それをお知らせいただきたいというふうに思います。

また、徳田地区の部分ですけれども、信号機や何かはできないと思いますけれども、交通安全上の部分、しっかりと大型店等に言っていただきたいと思います。旭川では、大型店や何か交通量の多いところは右折禁止という看板出口に出ている会社もあるわけなのです。全部左折に回って、強制ではないのですけれども、そういう看板をつけていただいて交通量を一定の方向にするだとかいう方向で御協力をお願いするような形で要請していただきたいと思います。小学校、中学校の部分、またお年寄りがあそこは本当に歩いて通行するのが多うございます。しっかりと交通安全の部分で対応をお願いさせていただきたいと思います。

最後に、カウンセリングの部分なのですけれど

も、心の教室相談員、これはしっかりと対応して
いただきたい。去年も東中学校、名中といろんな
部分の問題が出ておりました。私この道新ちょっ
と読もうかと思ったのですけれども、本当に読む
と生徒が学校の先生だとか心の教室相談員に、ま
た家族に自分を見てほしいという信号を出してい
るのだというのを言っているのです、ここの新聞
や何かで。ぜひそういう部分で子供のこれからの
成長のために御努力をいただくようお願い申し上
げ、質問を終わらせていただきます。

署名議員 黒 井 徹

○議長（小野寺一知議員） 簡単に答弁だけいた
だいて終わります。

中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） ラスパイレス指数 9
6.9 という数値は、議員御指摘の部分含んでの数
字ということでございます。

○議長（小野寺一知議員） 以上で高橋伸典議員
の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程は
すべて終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時32分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきこ
とを証するため、ここに署名議員とともに署名す
る。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 持 田 健

平成20年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成20年3月7日(金曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

24番 宗 片 浩 子 議員
25番 中 野 秀 敏 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局 長 佐 藤 健 一
書 記 間 所 勝
書 記 松 井 幸 子
書 記 久 保 敏
書 記 熊 谷 あけみ

1. 出席議員(26名)

議長 26番 小野寺 一 知 議員
副議長 19番 熊谷吉 正 議員
1番 佐藤 靖 議員
2番 植松 正 一 議員
3番 竹中 憲 之 議員
4番 川村 幸 栄 議員
5番 大石 健 二 議員
6番 佐々木 寿 議員
7番 持田 健 議員
8番 岩木 正 文 議員
9番 駒津 喜 一 議員
10番 佐藤 勝 議員
11番 日根野 正 敏 議員
12番 木戸口 真 議員
13番 高見 勉 議員
14番 渡辺 正 尚 議員
15番 高橋 伸 典 議員
16番 山口 祐 司 議員
17番 田中 好 望 議員
18番 黒井 徹 議員
20番 川村 正 彦 議員
21番 谷内 司 議員
22番 田中 之 繁 議員
23番 東 千 春 議員

1. 説明員

市長 島 多慶志 君
副市長 今 尚文 君
副市長 小室 勝治 君
総務部長 中尾 裕二 君
生活福祉部長 佐々木 雅之 君
経済部長 手間本 剛 君
建設水道部長 野間井 照之 君
福祉事務所長 中西 薫 君
上下水道室長 和田 博 君
教育長 藤原 忠 君
教育部長 山内 豊 君
市立総合病院院長 内海 博司 君
市立大務局長 三澤 吉巳 君
市立大務局長 三澤 吉巳 君
会計室長 成田 勇一 君
監査委員 森山 良悦 君

○議長（小野寺一知議員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

本日の会議に宗片浩子議員より遅延の申し出がありましたので、御報告をいたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

8番 岩木正文 議員

20番 川村正彦 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

道路特定財源について外3件を、川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） おはようございます。通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

まず最初に、道路特定財源の一般財源化、道路中期計画の見直し、暫定税率の廃止についてお伺いをいたします。道路特定財源とは、言うまでもなくガソリン税、自動車重量税など自動車関連の税金を道路建設、整備だけに使う仕組みになっています。国道と都道府県道の舗装率が5%しかなかった55年も前の1953年に整備が急務だという理由でスタートした制度です。そして、その本則税率を倍に増税している暫定税率も暫定といながら、導入から既に30年以上が経過しています。今福田内閣は、この道路特定財源と暫定税率を維持して、今後10年間に総額59兆円も使おうという道路中期計画で、際限のない大型道路建設を進めようとしています。しかし、この間の国会での審議の中で、なぜ道路だけ特別扱いし、特定財源にこだわるのかとか、道路特定財源の皆さんな使われ方も次々と明らかになりました。道路中期計画の中では断然トップの59億円の36%を使い、地域高規格道路と高規格幹線道路をあ

わせて建設する高速道路の総距離が約2万1,000キロになるというとてもない計画であることなどが明らかになりました。この2万1,000キロの中には名寄一稚内間も含まれているわけですが、さらに福田首相や冬柴国交相も認めた全国一の大赤字路線と言われた東京湾アクアラインがある東京湾には第二のアクアラインと言われる東京湾港道路をつくる計画があり、これを含めて6つもの超大橋計画もあることも明らかになりました。そもそもこの壮大な計画が生まれたのは20年前の中曽根内閣が閣議決定をした第四次全国総合開発計画で、バブル時代の発想によるものでした。公共事業問題に詳しいあるジャーナリストは、道路建設による経済的波及効果は当時より違ってきている。政府がこれからつくろうとしている高速道路は、通行量の増加が望めず不採算の道路ばかり、道路特定財源という自動的にお金が入ってくる仕組みがあるために高速道路が際限なく建設されていくと語っています。道路特定財源が高速道路を際限なくつくり続ける自動装置となっていることを指摘しているわけです。こうしたことが住民にとって本当に必要な道路の維持、修繕予算は削られ、住民の身近で緊急な道路整備予算が組めない現状をつくり出しているのではないのでしょうか。

この名寄市でも多くの市民の皆さんが望んでいる市街地における道路整備や冬期間の通学路などの歩道の確保、老朽化が進む橋梁の保全など緊急課題がなかなか進まない状況にあります。よって、道路特定財源は廃止し、一般財源化して道路にも福祉、教育、暮らしにも使えるようにすべきと考えます。また、10年間に59兆円も使う道路中期計画は見直し、費用対効果の乏しい無駄な道路計画は中止して、暫定税率を廃止しても地方財源を確保できるようにすべきと考えますが、市長の見解をお伺いしたいと思います。

次に、市立病院と自治体病院等広域化・連携構想についてお伺いをいたします。北海道が進める

自治体病院再編構想についてお伺いをします。道が昨年10月に発表し、12月に最終案としてまとめられた自治体病院等広域化・連携構想案が医師不足と財政悪化を理由として、現在ある94の自治体病院のうち38の町立病院の診療所化と土別も含めた9つの市立病院の縮小を明示したことは、我がまちから病院がなくなってしまうと各地域に強烈な衝撃と不安を広げています。道の構想案は、国のガイドラインの先取りで進められています。昨年12月総務省に設置された公立病院改革懇談会は、自治体が行っている病院事業の経営効率化を求める公立病院改革ガイドラインを取りまとめました。同時に、総務省は各自治体に対して08年度中にガイドラインを活用した公立病院改革プランの策定を求める通知を出しています。このプラン策定のためにガイドラインは、次の3つの視点を提起しています。1つは経営の効率化、2つには病院機能の再編とネットワーク化、3つには経営形態の見直しです。経営効率化では、3年間で病院の経営の経常収支が黒字になる計画を策定することが必要となっています。特に病床利用率が3年連続して70%以下、北海道では80%となっていますが、この70%以下の病院には病床数の削減、診療所化などの抜本的な見直しを行うことが適当としています。医師確保が難しい中で80%のベッドを稼働させるのは容易なことではありません。そもそも自治体病院は、地域の实情に応じ、人口が少ない不採算地域での高度医療、救急医療、小児医療、産科医療など民間病院では経営が成り立たない医療過疎地域で、住民の命と健康を守る役割を果たしています。国民の命と健康に直接かかわる事業に対して、採算性を基準にした議論は適切ではないと考えます。もちろん効率性や節約が求められるのは当然のことです。しかし、この間の経営不振には診療報酬の引き下げや医師不足、さらに自治体病院に対する地方交付税の大きな削減があると考えます。こうした医師不足や財政難を招いた道と国の責任は重いもの

があると思います。このことを不問にしたまま構想案の押しつけは納得がいきません。

そこで、お聞きいたします。こうした国のガイドラインを受けて全国のトップを切って大再編に乗り出した北海道の自治体病院広域化構想について改めて見解をお伺いしたいと思います。さらに、自治体病院に対する地方交付税の近年の推移についてもお知らせいただきたいと思います。

次に、市立病院の診療体制の充実など利用者サービスについてお伺いをいたします。各科の医師の確保、医療ソーシャルワーカーの新規採用などの診療体制の報告を受けました。さらに、看護スタッフの補充についても積極的に取り組むとのことでした。関係各位の努力に感謝をして、地方センター病院としての役割を果たしていかれることに大いに期待をしているところです。

さて、先日の報道によりますと、札幌市産婦人科医会が各病院の負担が重く、これ以上は担い切れないとして、初期救急の医療機関から重症者を受け入れる2次救急から撤退を市に申し入れたとありました。妊婦のたらい回しが大きな問題になっているときだけに大きな衝撃を与えました。市立病院の産科では医師の確保ができていたのですが、旭川以北稚内までで唯一お産のできる病院となっています。過重負担になりかねません。

そこで、助産師が医師と役割分担して妊婦健診や保健指導を行う助産師外来への取り組みについてお聞きをいたします。現在市立病院では、助産師は何名配置されているのか、また助産師外来を開設する意向はあるかお聞きしたいと思います。

2つ目に、透析患者さんに対する対応についてお聞きいたします。現在名寄市立病院において行われている透析について、ベッド数、患者数、医師、看護師、透析時間等をお知らせいただきたいと思います。

3つ目に、各科外来の待合についてお聞きいたします。診療科によっては、ほかの人の目につきたくないという思いもあります。プライバシーを

守るという点からも配慮が必要ではないでしょうか。今の状態では配慮が感じられません。この点について改善していく考えがあるかどうかもお聞かせいただきたいと思います。

次に、後期高齢者医療制度と国保税についてお伺いをいたします。後期高齢者医療制度の周知について、まずお伺いをします。いよいよ4月から実施されようとしています後期高齢者医療制度ですが、広報や関係部課の皆さんの積極的な出前説明会で大分周知がされてきているかと思いますが、さきの説明では説明会は49回との報告がありました。参加人数についてもお知らせをいただきたいと思います。また、参加者の皆さんの感想や質問事項など、説明を聞かれての反応などをお聞かせいただきたいと思います。私がお話をした皆さん方の中では、75歳で後期、前期と分けて別の保険になるなんて失礼だ、介護保険も引かれているのにまた年金から引かれるのか、どれだけ年寄りをいじめたら気が済むのだなど怒りはおさまりません。衆議院では、2月28日日本共産党、民主党、社民党、国民新党の野党4党が後期高齢者医療制度を廃止する法案を提出いたしました。制度導入そのものを撤回させる内容です。同じく4月から実施される予定の70から74歳の病院窓口負担の2割への引き上げや前期高齢者、65歳から74歳の国保税の年金天引きを中止することとしています。こうした動きは、国民の声が国会を動かしたと言えると思います。

次に、国保税率の見直しについてお伺いをいたします。平成19年度賦課の見直しと後期高齢者の制度移行によって国保税率の見直しが進められていますが、見直しの内容、進捗状況をお知らせいただきたいと思います。

最後に、コープさっぽろの進出による中心市街地活性化についてお尋ねをいたします。まず最初に、名寄駅横に出店の意向を表明しているコープさっぽろの出店理由についてお伺いしたいと思います。このコープさっぽろの進出についての話題

になると、必ずというほどどうして名寄に来るのか、こういった話になります。ことしあの大きなポスフル店がオープンするのに、何が目的で名寄に来るのだろうか。この限られた地域で、幾ら大学が4年制になって学生さんがふえるといっても2つの大型店を潤すほど購買力が大きくなるだろうか。収益が上がらなければ営利を目的とする企業であるわけだから、数年後には簡単に撤退してしまうのではないかなどなど不安は尽きません。

そこで、コープさっぽろが示している進出理由、店舗面積や売り上げ目標など、進出計画など詳しい内容おわかりであればぜひお知らせいただきたいと思います。

また、市政執行方針の中で、市長はバスターミナルとの複合施設など総合計画との整合性、中心市街地活性化との関係、地域の小売業者へ影響等を商工会議所など関係団体と検証し、慎重に対応したい。早急に考え方をまとめなければならないと述べられていますが、具体的な進捗状況などについてもお知らせいただきたいと思います。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） おはようございます。ただいま川村議員から大きな項目で4点にわたり御質問をいただきました。1点目は私から、2点目は病院事務部長、3点目は生活福祉部長、4点目は経済部長からそれぞれ答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、私からは道路特定財源にかかわって何点かお尋ねをいただきましたので、一括してお答えをさせていただきます。道路特定財源の一般財源化についてであります。北海道内、とりわけ道北地方においては道路整備がおこなわれている現実がありまして、仮に一般財源化になるとしますと歳入の減少はもとより、期成会を通じて要望している、さらには議会で議決をいただいている高速道路、高規格道路の整備の行方が大変懸念をされ

るところであります。現在国会で審議中の税制改正に絡む道路整備10カ年計画については、審議を通して議論があることは御指摘のとおりであります。整備を必要とする道路があることも事実でありまして、議論の中では必要な道路については粛々と整備を進めていくことに異論はないものと判断しております。

また、暫定税率の廃止についてであります。仮に暫定税率が廃止されますと、平成20年度の当初予算1億8,900万円が減額となり、財政上はかり知れない影響が出るということでございまして、こうしたことを踏まえての今定例会での初日の意見書採択であったと認識をしております。ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 私からは、大きな項目2点目、名寄市立総合病院と自治体病院等広域化・連携構想についてお答えをさせていただきます。

さきの黒井議員、高見議員の代表質問においてもお答えをいたしておりますが、北海道は本年1月8日自治体病院等広域化・連携構想案を公表いたしました。自治体病院は、救急医療、高度医療や小児科医療など不採算医療を担い、地域住民の命と健康を守り、地域の存立そのものにも貢献してまいりました。しかし、近年医師不足、過疎化に伴う患者の減少、診療報酬の改定などにより、一般会計から多額の繰り入れを行っても極めて厳しい経営となっております。このような中で同構想の基本的な考え方は、身近なかかりつけ医機能から急性期医療までにおいて担うべき役割を明確化し、他の医療機関と役割を分担して相互に連携することにより、地域完結型の医療提供体制をつくり上げることにあるとさせていただきます。連携の区域設定につきましては、患者の需要動向から見た市町村のつながりや中核となる病院が存在するといった一定の考え方に基きまして、名寄

区域は12市町村で構成され、士別、南宗谷の2つのサブ区域を包含することになっております。自治体病院の方向性では、名寄市立病院は地方センター病院であり、引き続き第3次医療圏の中核を担うことに期待、士別市立病院は多額の不良債務を抱えているため、他の医療機関との連携のもと区域全体で同病院が担うべき機能を検討する必要があると記載されてございます。名寄市としては、医師不足、看護師不足という状況から、限られた人的資源を効率的に活用するために広域連携は重要なことと考えております。また、上川北部地域保健福祉医療推進協議会での取り組み状況につきましては、平成19年12月から協議が始められております。協議会におきましては、総論では賛成でございますが、個々の自治体病院の財政健全化と地域医療を確保する機能の規模はどの程度必要か、それぞれの市町村ごとの検討を優先し、広域連携の具体的な補完の方策等の協議につきましては現在のところ進展している状況ではございません。いましばらく時間を要すると考えてございます。

次に、サービス状況等についての御質問でございます。病院にとっては、医療のサービスなどの質を落とさないことが使命であり、そのために新年度では医師、看護師のほかに新たに医療ソーシャルワーカー1名と臨床工学技士1名を増員することといたしました。医療ソーシャルワーカーは、医療機関等で医師、看護師、理学療法士、作業療法士などさまざまなスタッフとともに医療チームの一員として、患者さんとその御家族への相談やさまざまな援助を行っております。社会福祉の専門家として、患者さんにかかわる経済的、社会的、心理的な悩みなどの相談を受け、面接などを通じて問題解決の援助や地域の医療、保健、福祉機関と連絡をとり合い、社会への復帰や在宅療養への準備などのお手伝いなども行います。当院では、平成16年4月から医療支援相談室を設置をして、多様化する患者さんのニーズに対応しております

ので、相談室の一員として配属されることとなります。また、当院の臨床工学科は1999年4月に開設をされました。当初は、透析室業務、手術室業務、機器センター業務を行ってききましたが、9年目となった現状ではこれらのほかに技士がかかわりを持つ業務が大幅に増加し、特に心臓カテーテル検査が正式に臨床工学技士の業務となったことなどで、5名の技士では十分な対応ができないこと等から増員を図るものであります。

また、助産師外来の開設についてのお尋ねでございますが、助産師外来は助産師が医師と役割を分担しながら自立して、妊産婦やその家族の意向を尊重しながら、健康診査や保健指導を行うものでございます。助産師外来では、助産師がゆっくと時間をかけて妊婦さんとかかわることができることから、不安の軽減や妊婦さんの持っている疑問の解決などにつながり、自分自身を受容してもらう、認めてもらうという安心感や肯定感が持てるというメリットがあり、全国各地の病院で助産師外来が実施されており、道内でも7病院が実施していると承知しております。当院では、助産師外来は標榜はしてございませんが、産婦人科外来に2名の助産師を配置し、安定期に入った妊婦さんに対応しておりますので、御理解くださるようお願いいたします。このほかに病棟には、11名の助産師を配置してございます。

次に、人工透析の部分でございます。現在の透析装置につきましては、機械的に多少ふやせる能力の余地はございます。ふやそうといたしますと、その場合患者さんの増加に伴い、待合室のスペースやロッカー室及び各ベッド間の幅が狭くなることから、余り好ましいこととは考えてはございません。また、短時間の透析から4時間透析への変更につきましては、今後も患者さんのデータ、体調及び意向などを尊重してできる限りの対応をさせていただきたいと思っております。人工透析の充実につきましては、昨年11月にも名寄市立病院腎友会からも要望を受けたところでござい

ますが、いずれも人材確保が大きな課題となっておりますので、現在の医師2名につきましても過重労働となっております。これ以上のオーバーワークは困難な状況にあると。このような状況から、内部にもかなり厳しい状況にありますので、御理解を下さるようお願いをいたします。

また、外来待合につきましても、受診が主に午前に集中をし、込み合う状況もございます。いろいろ御不便をおかけしておりますが、手術、病棟診療等の都合もあり、御理解をお願いをいたしたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 私からは、大項目の3点目、後期高齢者医療制度と国保税についてお答えいたします。

後期高齢者医療制度の市民周知につきましては、本年4月スタートということで、対象となる75歳以上の方に本制度について理解をいただき、医療機関を利用する際に混乱を起こさないように実施いたしました。説明会の開催につきましては、老人クラブの総会で事前に説明をさせていただき、文書により希望を募ったところ、49団体より希望が出され、12月10日から開始し、既に47会場で終了し、2会場を残すのみとなりました。これまでの説明会で申し込み時の人数で約1,500人となっておりますが、実際的人数はさらにふえていると考えております。説明会では、制度の根幹となる部分、どのような方が被保険者となり、医療給付については変更のないこと、保険料どのくらいかかるのか、年金から納めることについて知っておいていただきたい事柄に絞って説明させていただきました。参加者からの反応で一番の関心事は保険料の額ですが、全道の保険料の率やこれまでの国保税との比較の中で若干引き下がること等も含め、制度全般について納得いただけたものと認識しております。また、年金から徴収とならない年金支給額が低い方の保険料についても

質問があり、保険料が所得割と均等割で計算されるが、所得が低い場合には軽減が適用されるため、6回に分けて納付する額の1回当たりの金額についての説明も行い、御理解をいただいたところであります。3月下旬には、保険証の送付が始まり、4月には年金から保険料の暫定徴収が始まります。被保険者間に混乱を起こさないよう窓口での丁寧な説明を含め、十分な周知を行ってまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

2番目の国保税についてお答えします。後期高齢者医療制度のスタートに伴い、国民健康保険税はこれまでの基礎賦課分、介護納付金分に後期高齢者支援分を加えて3税方式による賦課となります。また、これ以外に制度移行に伴う被保険者数の大幅な減、賦課限度額の変更もあったことから、国保運営協議会に国民健康保険税率の諮問を行いました。諮問に対し国保運営協議会では、後期高齢者医療制度に移行される約3,300人の被保険者が負担していた国保税額の減少分と移行後の国保全体の需要額等から必要な税率を検討し、さらに低所得者への軽減措置を堅持することを前提に所得割と資産割を見直し、重ねて被保険者間の負担均衡を図ることについても検討していただきました。答申では、後期高齢者を移行させた後の19年11月末試算データと比較しますと、基礎賦課分と後期高齢者医療支援分との合算では2,900万円の減額となり、一方介護納付金では納付分との乖離額を一定程度減少させる方向で900万円の増額でとどめ、総額ベースでは2,000万円の減額を想定した税率となりました。各税率の詳細につきましては、地方税法施行令が施行後の4月中旬の臨時議会に名寄市国民健康保険税条例の改正案を提出させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 私からは、大きな項目4点目のコープさっぽろの進出による中心市

街地の活性化についてお答えを申し上げたいと思います。

コープさっぽろにつきましては、御案内のとおり現在名寄市徳田地区に配送センターを置いて、名寄、土別地区を含めると5,000人とも言われる会員対応がなされているというふうに聞き及んでいるところでございます。出店につきましては、市内郊外店が減少している中で、宅配事業の拡大を絡めたものというふうに受けとめさせていただいております。計画は、まだ詳細部分がわかっておりませんが、JR名寄駅南側に面積4,239.29平方メートルの店舗を新設しようと考えているものでございまして、21年度のオープンを見込んでいるというふうに聞いているところであります。市では、現在商工会議所とともに中心市街地活性化基本計画策定に向けての検討会を設置して協議をさせていただいております。その中におきましても駅前地区は重要な位置でございまして、この地区にどのようなものが望まれるのか、関係団体、地域に住む生活者の皆さんの意見なども聞かせていただく作業を並行して進めているところでございます。これら意見とあわせまして、現在作業中の中心市街地活性化事業に寄与できるかによって判断をいたしたいというふうを考えております。その上に立って方向を決めてまいりたいというふうを考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁いただきましてありがとうございます。再質問をさせていただきます。

まず最初に、道路特定財源のところですが、今高規格道路の建設費が報道によりますと全国平均で1キロメートルつくるのに約50億円かかると言われています。そこで、名寄、今智恵文、美深と建設が進んでいますが、高規格道路の建設費用、幾らになっているかお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 詳細は承知をしておりませんが、1キロ当たりおおむね30億円程度と承知をしております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 1キロ約30億円ですから、1メートル、二、三步歩いたら300万円ということになるわけです。これだけの費用をかけてつくった道路ができるころには、先ほどもお話ししましたように病院がなくなっているという、こういったことも起きてくるわけです。ですから、病院を守るためにこうしたお金を使えるようにしてもらいたい。そのためにも道路特定財源の一般財源化を強く求めたいと思うわけです。行政改革推進法、2006年度に成立しているのですが、ここでは道路特定財源は一般財源化を図ることを前提とすると定められています。今後の国会での動きが注目されるところでありますが、私たち日本共産党は引き続き国会の中で、外で、道路特定財源、一般財源化を図ること、そして暫定税率廃止を強く求めていきたいと思っております。

次に、市立病院と自治体病院等広域化・連携構想について再質問をさせていただきたいと思いません。広域化につきましては、本当に各地域の皆さん方が突然のことで、うちのまちから病院がなくなってしまう、不安は広がるばかりの状況になっています。先ほどお尋ねしましたが、自治体病院に対する地方交付税が減らされているわけですが、名寄市において近年地方交付税がどのように推移しているのかお知らせをいただきたいということなのですが、このところお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 大変失礼をいたしました。1997年で病床1床当たり74万2,000円、2002年では1床当たり54万4,000円、2007年度で49万5,000円という数字になってございます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） ありがとうございます。

1病床当たり、1ベッドです、普通交付税が10年前から比べると6割ほどに、65%ほど減らされているわけです。こうした中でガイドラインでは、改革プランを策定して病院改革を推進する自治体に対して地方債発行の特例や地方交付税措置の拡大などの財政支援を行うことを決めています。病院事業や累積赤字は、自治体財政にとって大きな負担になっているわけですが、財政支援策と財政健全化法があめとむちになって、そしてこの改革の圧力が高まっているわけです。ここに士別の市立病院が追い込まれているわけです。先ほどこの地域での連携のお話もされました。先日の代表質問の中でもお聞きしました。個々の自治体だけの努力ではなかなか進まない。いろんな方面とも審議をしながらというふうになっています。ですから、道が示しています広域化連携構想案、一たん白紙に戻していただいて、今後の自治体病院のあり方、そして住民の皆さんの意見、合意を得ることが必要だというふう思うわけです。また、国と道の責任で地域医療を守るためにも必要な医師、看護師の配置と増員を進めることや、また財政的支援を強めることも強く要望していくことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 士別市立病院との連携についてということでございます。また、地域に医療機関がなくなる、あるいは小さくなるということについては皆さん随分不安を感じていらっしゃる。それにつきましては、私も同感だというふうに思っております。士別市立病院との協力連携等につきましては、昨年の秋よりこの地域でどういうふうな形で支え合えるのかといった部分について意見交換を行わせていただいております。数回にわたって事務レベルで検討をしてみましたが、内容といたしましては、主に名寄市立病院を急性期病院とし、士別市立は外来機能を一部維持しながら、亜急性

期、リハビリテーション、健診部門へ転換した場合など幾つかのシミュレーションを行いました、いずれのパターンでもいい結果は出ませんでした。今後ともこの地域を含めまして病院間の連携につきましては、検討協議を進めてまいりたいという状況に考えてございます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） ありがとうございます。本当に命にかかわる。もう私が言うまでもありません。ですから、やっぱり地元には病院がない、どうしようと、この不安は本当にはかり知れないものがあるわけですので、ぜひとも早急に進められている国や道の構想案に対して地域の声を強く届けていただきたい。そのことを求めたいと思います。

次に、助産師外来の問題ですが、今内海部長のほうからもお話がありましたように、本当にゆっくり時間をかけて診察できる、妊婦さんにとっても安心できる、そういう時間をつくり出すという意味でも非常に評価をされていると。皆さんもごらんになったかと思いますが、新聞報道にもありました。こういったように安定期に入った中で、やっぱり医師にかわって診察をするという、相談を受ける、こういった助産師外来、本当に重要だなというふうに思っているわけです。そして、医師の過重負担、これも避けるというためにも、この助産師外来本当に必要だというふうに思っています。今病棟にも11名の助産師さんがおいでということですので、そういったことを積極的に取り組んでいただきたいなと思います。助産師さんというのは、正常なお産を単独で扱える。そして、国家資格があって開業もできるという資格なわけですので、こういった資格を生かせる、そういう場も必要かなというふうに思います。開業ということで、単独ですると病院との連携も必要になってきますけれども、幸いに同じ病院の中でドクターがいる。その中で助産師さんが診察をし、もし救急の場合はドクターとの連携ということが

すぐ行えるという意味でも非常に有効な手だてかなというふうに思いますので、積極的な検討をお願いしたいと思います。

次に、透析患者さんの対応についてですが、本当にドクターが少ない、医師が少ないというのはいろんなところに弊害をもたらしているということをも身をもって感じているわけですが、今透析患者さんの負担は3時間の透析ということで、3時間透析という中身についてお知らせいただければというふうに思うのですが。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 3時間透析が必ずしもいいのかどうかという部分については、私もはっきりは存じません。ただ、現在88名程度の方がうちの透析を利用をされてございます。その中でベッドが25あるわけですが、現在ドクター2名の体制で外来診療あるいは手術、病棟等を受け持っております。その中で88名の方を週1回から週3回のペースで透析を実施されているわけですが、4時間透析をするということになりますと常に時間外という形になって、かなりのオーバーワークになってしまうという状況になるということがございます。そんなこともございまして、1年前より3時間透析という部分を導入をさせていただきました。その結果、水分の引けない方、あるいはまだ十分でないという方につきましては、それぞれ御相談をさせていただきながら4時間を受けていただいているという状況にもございますので、どうぞ御理解を下さい。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 3時間透析というのは、1分間に270から300ミリリットルの血液を循環してきれいにしていくとか、そういう装置なわけです。もう本当に病院で入院されたときに点滴のときを経験されている方も多いかと思うのですが、1分間に300ミリリットルだつと、こう入ってくる。大変な負担になるわけです。も

う一日その透析を受けた日は、本当に動くのも大変という負担の中で、健康維持というか、するためにしているわけですが、これ医師が足りないということが大きな原因のようですけれども、今透析患者さん減る傾向ではなくてふえる傾向にあるわけですから、ぜひ道などにも積極的に要望して、ドクター確保に取り組んでいただきたいと要望させていただきますと思います。

また、外来の待合についても今増改築が進められている中です。ぜひこういった患者さんへの配慮、行っていただきたいと、このことをお願いして、次の後期高齢者医療制度と国保税についての質問にさせていただきたいと思います。

後期高齢者医療制度、本当に出前説明会があちこちで聞かれまして、私の町内会でもかなりの数の皆さんが集まって説明会を受けたというふうにお聞きしています。しかし、なかなか1回聞いただけではわからないということが多いかなというふうに思っています。私も本当にこういうふうにと受けとめることもあるのかと思うぐらいの受けとめ方もあったりするわけで、まだまだ周知は十分だとは言えないと思います。先ほどの話では、後期高齢者制度に3,300人移行する中で、大体1,500人からプラスアルファの人数だろうという話でしたけれども、また家族の皆さんも含めて周知は不十分でないかなというふうに思うわけです。そして、今後保険料についても2年ごとの見直しとなっているわけで、名寄市の場合は全道平均よりか低く抑えられて6年間の低減が図られていますけれども、医療費の給付の増加や後期高齢者の方々の人口増によって、将来的には保険料の値上げは避けられないものと思います。また、年金はなかなか上がらないのにまたまた年金から天引きか。分納の相談もできないと、こういう状況です。取りやすいところから取るという状況ではないでしょうか。年寄りいじめと言うしかないと思います。今75歳といえば昭和7年から8年生まれの方々です。戦争の中で育ち、そして

戦後の日本の復興を支えてこられた方々です。こうした方々が安心して老後を過ごす、最期を迎えることができる、やっぱりそういった社会にしていかなければならない、そう思っています。この制度は、中止してもらわなければならないと私は思っているわけです。

国保税の見直しについて質問させていただきま。1月に行われました議員協議会の中での説明では、医療分である基礎賦課分について前期高齢者交付金の関係で流動的であるというお話がありました。名寄市の前期高齢者交付金について幾らになっているのか、お聞かせをいただきたいと思。います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 後期高齢者の関係につきましても、それぞれ制度を凍結すべきだという御意見もありますが、全国の健康保険組合、業界、国保も含めましてこれらに向けて取り組んでおりまして、基本的には現役世代と高齢者世代の費用負担の公平性を図りながら、なおかつ透明性を図るということで、18年10月から制度の周知を含めてやっておりますので、4月スタートに向けまして市町村としては淡々と準備を進めているということで、今後も懸念されます制度の理解については機会あるごとに対応してまいりたいというふうに考えております。

前期高齢者交付金の関係につきましても、今回の後期高齢者医療制度により影響を受ける保険者の財源調整を行う激変緩和措置として新設された制度で、今回の高齢者医療制度、75歳以上の後期高齢者と65歳から75歳までの前期高齢者とに分けて、各保険者の前期高齢者の加入割合と平均的な医療費により保険者に対して交付金を措置して、保険者間の財政調整を行うものであります。おおむね8億円から9億円の金額ということで押さえておりますが、一般的には前期高齢者の加入割合が高い国保等が交付を受ける団体に、加入割合の低い国保組合等が納付する団体になり

ということで、それぞれの財源調整が行われることとなります。今回の制度改正は、改正の最初の年でもあり、手厚い交付額になっておりますが、前期高齢者の実際にかかるであろう医療費等によりまして精算処置がある交付金ですので、純粋な財源としての扱いには不安な要素があると考えております。したがって、2年後の精算を視野に入れた財源として有効活用をしようと思っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） ありがとうございます。先日からの御答弁の中で、各基金が少なくなつて財政が本当に厳しい状況になっているというふうな報告の中で、それを承知をしながら前期高齢者交付金8から9億円というのを今お聞きしまして、これを使って何とか引き下げはできないのかと、そんなふうにいるわけです。報告の案が出されている中でも資産割が今までずっと15%という中であったわけですが、それについても少し抑えることはできないのかどうか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

皆さんの中では、隣の土別市で医療費の比較的多い75歳以上の約2,900人が後期高齢者医療制度に移行することから、国保会計の負担が減るとして国保税率を引き下げの方針を出されました。まちとしての条件がそれぞれ異なっているわけですが、隣まちのことですから、市民にとっては非常に気になるところです。土別はできて、どうして名寄は引き下げができないのかと、こういった声が結構聞かれているわけです。このことについてもぜひ御説明をいただければと思いますが。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 国保税の関係につきましては、答申をいただきましたけれども、まだ議会のほうに正式に議案と改正案としての提案しておりませんので、詳細な説明は省かさせていただきますが、基本的な考え方につきましては、

1月の議員協議会にお話しさせていただきました税率等につきましては、所得割も年金生活者に配慮した所得割、それから資産をたくさんお持ちになっている資産割の方についても一定の配慮をした形での答申をいただいたと思っております。その結果、後期高齢者へ移行した後の税額ベースでは医療と支援分で2,900万円の減税、実質的に減税になるかなと思っております。ただ、19年度の税制改正が年金生活者に重たい負担となった所得割に過重な税率になったということでありまして、若干のこぼこ、該当者によっては上がる方もいたり、下がる方もいたりということはありませんが、所得割、資産割、両方とも1月の数字よりも引き下げた形での調整を議会に提案したいというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

なお、土別と名寄につきましては、税率の内容が必ずしも住民負担と連動しないと。所得割の金額が高いところは、低い税率でもカバーできると。所得の構成がちょっと低いところについては、所得割の率を上げざるを得ないと。そういう中で私たち考えているのは、低所得者に対する軽減措置を堅持して、一定の負担は所得の多い方からいただくという、保険の相互扶助の考え方を踏襲させていただきまして、率等の計算をして議会に提案させていただきますので、単純な税率の比較だけでは住民負担の多寡が見えづらいのかなと思っているものですから、その辺も含めて御理解を賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 先日いつも私と意見がなかなか合わない年配の方からこんなふうに言われました。最近、年寄りなど弱い立場の者がどんどんいじめられているように思うと。切実な思いです。市民負担を少しでも抑えるようぜひお願いしたいと思います。そして、65歳から74歳までの前期高齢者の皆さんの国保税も10月から年金からの天引きというふうにも言われています。

この周知についても、理解していただくことについても早目にぜひ対処していただきたい。そのことをお願いしまして、次に移りたいと思います。

最後に、コープさっぽろの進出による中心市街地活性化についてですけれども、余り具体的な中身が知らされていないという状況の中ですけれども、実はここに2月13日の北海道新聞の記事があります。ことし11月に室蘭に新規出店計画しているコープさっぽろについての記事があるわけです。出店予定地、JR東室蘭駅から約500メートル、総売り場面積約2,700平方メートルというふうになっています。立地的にいうと、名寄に近いような内容になっています。ここで室蘭商工会議所の商業部の会長さんが室蘭市内の商業施設は既に飽和状態、これ以上の出店は地域が疲弊するだけだというふうに言って、コープさっぽろに向けて大幅な縮小を求める動きを見せているわけです。この要請には、市と消費者団体も加わって、計7団体で臨んでいます。コープの理事会を3日後に控えて、出店方針が決まる前に事態を打開しようと異例とも言えるオール室蘭での行動だった、このように言っているわけです。ここには、商業者を守るだけではなくて、市民と一緒に地域を、まちを守るという、そういう思いが伝わってくるわけです。創造力と活力にあふれたまちづくりを目指している名寄、市民が一体となって行動していくにはやっぱり行政の役割が本当に重要になるのではないかと、そんなふうに思っております。先日の市長の答弁の中に商業者からの意見が少ないというお話もありましたけれども、商業者も含めて市民の皆さんの意見、より多く聞くことが必要ではないかというふうに思っているわけです。また、名寄大学の若い皆さん方の感性、意見、そういったものもぜひまちづくりに生かしたり、また議員会でお正月に学習しました白井教授の話なんかも本当にすぐ実現できるのでないか。こういうふうにしていったら、本当に新しい活気あふれるまちづくりができるなという、そんなお話し

していただきました。こういった部分もぜひ考慮に入れながら、創造力と活力にあふれるまちづくりを目指していただきたい、そう思いますが、そのことについて御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今議員のお話にありましたように、コープさっぽろは駅横南側のほうに出店をしたいということでございます。前もってお断りをさせてもらいますけれども、中心市街地活性化につきましては駅前、それからルート40号線、国道40号線です、それから市立病院も巻き込んだ3極をどういうふうに活性化させるかということでの議論をさせていただいております。お尋ねのコープさっぽろの分につきましては駅横ということでございますが、今お話ありましたように私どものほうでは複合交流施設というふうなことで、バスターミナル等々含めた計画を総合計画で持たせていただいております。これらについての与える影響がどうなのか、あるいは地元の小売店あるいは個店の方々にどういうふうに影響があるのか、あるいはもちろん商業の中のにぎわいにどういうふうな影響があるのか、こんなことをとりわけ心配しながら検討させていただいているところでございます。もちろん前段申し上げましたように、中心市街地活性化へも影響が大きいというふうに認識をさせていただいておりますから、これら踏まえて十分に議論していきたいと思っておりますが、先ほどもちょっとお話ありましたように市民の皆さんにも会場をつくっていただいて、きのうお話しさせてもらいましたけれども、14カ所ほど回らさせていただきました。その中には、賛否はあるものの、意見の中に市のまちづくりに寄せる心配といたしまししょうか、こう言ったらどうなのでしょう、夕張、赤平というようなことが視野に入っている発言だと思っておりますが、そういうことにならないような行政運営をとというような意見も聞かれています。そんなことも十分踏まえまして判断をしていきたいというふうに考

えております。よろしく申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

防災計画の整備について外2件を、佐々木寿議員。

○6番（佐々木 寿議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い質問してまいります。

質問の前に、昨年の政務次官問題、あるいはこのたびのイージス艦衝突事故に関しまして、市民の皆様には不安と不信感を抱かせておりますことに自衛隊のOBとしてまことに申しわけなく、遺憾に思っております。しかしながら、名寄駐屯地の隊員にとってはいたたまれない気持ちであろうかと推察するわけでありまして、私はこのことはやはり真実と原因を早急に究明して今後の再発防止に努めることが、万全を尽くすことが最大の早急課題であると考えている一人であります。3月2日に入隊予定者激励会がありました。その席でも早瀬駐屯地司令のほうからもございましたが、名寄に駐屯する隊員は本来の任務遂行のため、そして市民の皆様への負託にこたえるために毎日訓練に励んでいるわけありますので、どうか市民の皆様におかれましては御理解を賜りますようお願い申し上げます。質問に入らせていただきます。

第1点目は、防災計画の整備についてを質問してまいります。初めに、J-ALERTの導入について見解を伺います。災害や有事に備え、総務省は津波警報、緊急地震速報あるいは緊急火山情報などのほか、弾道ミサイル攻撃、大規模テロなどの防衛情報も提供するJ-ALERTの本格的な稼働を目的に導入を推進中でありまして、システム構築のきっかけは、2004年の国民保護法の施行からであります。国や地方自治体は武力攻撃が予想される際に警報を出すことが定められました。従来は、国から県へ、県から市へ、市から住民へと手動でお知らせしている情報が国が事態

を覚知してから人手を介せず、市の防災行政無線を起動し、あらかじめ録音された音声を自動放送することにより、一挙に国から住民へというシステムになり、時間的ロスを最小限にすることができるとあります。このように緊急災害や数分で日本に到着する弾道ミサイル攻撃に対処するには、情報を発信してから秒単位で警報を出せるシステムが近代では必要不可欠であると考えます。ただいま申し上げましたように、J-ALERTではまず気象庁、内閣官房から防災情報や有事情報が消防庁に送られ、その情報を該地域の自治体に人工衛星を介して送信されるようになっております。これを受けた各自治体の自動起動装置が同報系の防災行政無線を作動させて、屋外に設置したスピーカーや各地域にある受信機から警報を出します。サイレンとともに警報の種類ごとに違う音声情報が流れるようなシステムになっております。消防庁が情報を送った後は自動で推移いたします。特に休日や夜間など自治体の役所に人がいなくても警報を住民に伝えられるわけでありまして。07年と08年度の2年間で同報系の防災行政無線を持つ全国1,400の全自治体への導入を目指しておりますが、名寄市の実情はどのような現状になっているのか伺います。

次に、災害時の災害物資、施設の協定について質問いたします。災害時には、食料や生活物資を確保しなければなりません。そこで、道の駅やコンビニあるいは小規模店舗などとふだんから米や水、トイレトーパー、はし、ろうそく等生活必需品が並んでいる店舗と災害時のため協力協定を結んでおくべきと考えます。店頭や在庫物資を流通備蓄と位置づけ、被災したときに支援協力を得る対策が必要ではないかと考えます。

また、大規模災害時避難場所での生活が長期にわたったり、自宅での入浴が困難になったりした被災者に健康管理とストレス解消を図るため、市内の浴場の使用協定をしておいてはいかがなものかと考えますが、御見解を伺います。過去の阪神

・淡路大震災時においても入浴場所の確保は被災者の心身の健康のために重要視されました。自衛隊の仮設ぶろの提供にも限度がありますので、今のうちから使用協定を整備しておく必要があると思われる。

次に、ヘリ着陸適地の周知について伺います。名寄市のヘリの離発着場所が地域防災計画で原則指定されておりますが、特に名寄市の場合は郊外に住む住民の場合、避難経路が1本しかない場合には入り口付近の被災時には住民は孤立する可能性が考えられます。このようなことのために着陸場が必要と考えます。郊外住民のためのヘリ着陸場の確保と地域住民に周知徹底すべきと考えます。御見解を伺います。

2点目に、市職員の勤務、休暇について質問いたします。平成14年4月21日に厚生労働省大臣官房人事課長通知で年次休暇の計画的使用の一層の促進に努めるよう各部局に通知されております。年次休暇の有効な活用は、職員の心身のリフレッシュ等が図られ、精力ある職場の形成に資するものと考えます。特に昨今では、管理職員等のストレスによる心身の不健康が増加傾向にあるということでもあります。そこで、管理職等の休暇の取得は率先して取得するよう心がけなくてはならないと考えます。このことによって職員の休暇の計画的、連続的使用に関し、指導ができませんでしょうし、あるいは応援体制の整備を考えると、か、休日に挟まれた日における会議等を自粛するとか、職員が取得しやすい環境整備が積極的に推進されるのではないかと考えます。

そこで、年間を通じた年次休暇使用計画の作成の有無、年次休暇の取得されなかった人数及び主な理由、また病気、特別、介護、組合休暇の取得状況について伺いたいと思います。また、育児休業の状況についても伺います。

3点目に、自衛隊関連について伺います。名寄市の1月の有効求人倍率は0.63であります、10年ほど前までは0.35前後を低迷しておりま

して、その中でも50歳代の求人倍率は0.1にも満たない状態が続いております。したがって、自衛官の再就職にかかわる環境は景気が最悪の状態を脱して、いわゆるバブル以前の求人環境に戻ったと同じような就職環境にあります。まして今日の就職環境は、新卒者等を主体とするものであり、自衛官定年者にとっては数年前の団塊世代の大量定年退職時期に比べ微妙に回復の兆しがあるものの、依然として厳しい状況に置かれております。自衛官は、若年での定年を迎えることから、退職後の子供を含めた生活設計の確立のため、再就職は大変なものであります。厳しい環境の中ではありますが、駐屯地の就職援護センターとの情報交換がなされ、これまで退職自衛官の再就職に御理解と就職援護業務が円滑に推進されておりますことは承知いたしております。このことを考えて、最近の嘱託職員等の就職、勤務現状等を伺いたいと思います。

次に、防衛施設周辺整備事業について伺います。防衛施設周辺整備事業は、過去42年から実施されると承知いたしておりますが、当時は道路事業が主体であったと思われ、最近の事業は変わっていると思われ、過去10年間の整備、主な経費の目的及び活用概要についてお知らせください。

以上でこの場からの御質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） ただいま佐々木議員から大きな項目で3点にわたって御質問をいただきました。それぞれ私のほうからお答えをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、地域防災計画の整備にかかわってJ-ALERTの導入についてお尋ねがありました。全国瞬時警報システムと呼ばれるJ-ALERTは、国民保護計画に基づく国民保護体制を運用面から支えるシステムとして、平成16年度から開発と整備が進められており、昨年9月から一部の自治体で運用を開始していると承知をしております。

す。このシステムが機能するには、自治体が受信装置を設置した上で、受信した緊急情報を住民に伝達するための同報系防災行政無線が整備されることが前提条件となります。同報系防災行政無線につきましては、名寄市では整備されておられませんので、現時点ではJ-ALERTを導入する環境にはございません。実現に向けては、多額の費用がかかることや有効活用に向けての運用方法等の問題もあり、J-ALERTの導入につきましては運用を始めている先進例なども参考にしながら、しばらく研究をさせていただきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、災害時の災害物資、施設の協定についてもお尋ねをいただきました。災害時に被災者に対して応急生活物資を供給するに当たって量販店等から協力をいただくことは、これまでの事例から見ましても有効な手だてであると考えております。こうしたことを踏まえて、北海道におきましては被災市町村からの要請に応じて対応できるように、生協連、セイコーマート、ローソン等との間に災害時の物資の供給等に関する協定を締結しており、要請した市町村は道を通じて災害物資の供給を受けられるシステムになっております。名寄市におきましては、出店が決まりました大型店からこの種の相互協定を締結したいとの申し入れあったことから、開店までに協定書を締結をすることにしております。さらに、協定書の形はとっておりませんが、地元の百貨店につきましても既に協議をしております。災害時における必要物資の供給協力をいただけることになっております。道の駅を含めた他店との協力関係につきましても今後検討をしてみたいと考えております。

また、健康管理、衛生管理の面からも浴場を確保しておくべきとの御指摘もいただきましたので、これにつきましても検討させていただきたいと考えております。

次に、ヘリ着陸適地の周知についてでございますが、名寄市地域防災計画におきましては地上輸

送が不可能な事態に際して自衛隊や道警、道消防防災ヘリの出動を要請するに当たって、ヘリコプターの離発着場所として学校グラウンドや公園、広場、河川敷など18カ所を想定をしております。この18カ所は、市街地だけでなく郊外部にもあり、名寄地区では曙、共和、瑞穂、智恵文、智南、智北、智西の7地区、風連地区では4地区を想定をしております。地域が孤立化してヘリコプターによる避難や救助、救出を必要とする事態に対しましてもこれらのヘリ離発着場所を利用することで対応が可能と考えておりますが、御指摘の点につきましては関係機関等との協議も含めて検討をまいりたいと考えておりますし、あわせて市民周知も進めてまいりたいと考えております。

次に、市職員の勤務、休暇について一括してお答えをさせていただきます。平成19年の年次有給休暇の取得の状況は、市立病院、消防を除いて平均9.6日で、付与日数に対する取得率は25%となっています。取得の状況につきましては、職場、時期等によってまちまちであります。業務の計画的な実施、職場間の調整で、管理職も含めて休暇の計画的な取得を促しているところであります。

病気休暇につきましては、18年度で延べ55名、平均15日の取得となっており、長期化する傾向がございます。特別休暇につきましては、延べ685名の取得で、うち夏季休暇が55%を占めております。ほかに取得が多いのは子看休暇、忌引休暇であります。介護休暇につきましては、1名で184日の取得となっております。組合休暇につきましては、2名で45日の取得でございます。また、育児休業につきましては8名、平均189日の取得状況となっております。お話のありました年次休暇使用計画表につきましては、全庁的にはつくっておりませんが、夏季休暇等についてこうした計画的利用を行っているところであります。今後も職員が健康で働き続けられる環境整備を行ってまいりたいと考えております。

次に、自衛隊関連で退職自衛官の就職援護状況についてお尋ねがありました。退職自衛官の方々の雇用対策としては、名寄自衛隊退職者雇用協議会に加入をして取り組んでいるところであります。御案内のように自衛官の方々につきましては、定年年齢も若く、各種の資格を有している、勤労意欲があるなど、退職後も引き続き名寄市民として残っていただくためにもできれば多くの方に市の臨時職員や嘱託職員としてその持てる力を発揮していただきたいと考えております。現在名寄市及び社会福祉協議会、振興公社、社会福祉事業団で52名、名寄市が27名、その他が25名となっておりますが、退職自衛官の方に嘱託職員等として勤務をいただいておりますが、いずれも自衛隊在職中に取得された各種資格を生かして活躍いただいていると認識をしております。団塊の世代の退職時期を迎え、今後とも名寄市を支える重要なマンパワーとして、募集の際には多数応募いただきたいと願っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、防衛施設周辺整備事業についてもお尋ねをいただきました。名寄市で該当となる防衛省事業は民生安定事業と障害防止対策事業ですが、名寄駐屯地からの距離や装備、地形、環境などによる障害の内容等によりましてそれぞれ採択条件がございます。防衛省補助事業による名寄駐屯地周辺の生活環境の整備につきましては、昭和42年から道路、排水路の整備や埋め立て処分場、スキー場のリフト建設、除雪機械の購入、プール建設、農業施設整備など継続して助成を受けてまいりました。この10年間の防衛施設周辺整備事業の実績は、民生安定事業では平成10年度から平成19年度施行の昭和通舗装工事など3件、南プール建設1件、農業施設整備は5地区で、事業費は6億9,000万円となり、また障害防止対策事業では平成4年度から平成18年度施行した菊山排水路工事など3件で、事業費は約2億4,000万円となっております。総事業費では約9億3,000

0万円、補助額にして約6億円の助成を受けております。このように多くの都市基盤や農業基盤の整備に有効な防衛省事業は、その他の省庁の補助率に比べても高いため、財政面からも心強いものでありまして、地域経済と雇用を支える一助となっておりますので、今後とも継続をして事業の要望をしてみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 細部にわたる御答弁をいただきましてありがとうございます。何項目か再質問させていただきます。

まず初めに、防災計画の整備でございますけれども、J-ALERTにつきましては名寄市では末端のほうを整備されていないので、できないということではありますが、これは将来というか、近い将来になると思うのですが、やはりJ-ALERTも含めて東京あたりではメールで画像を送って、そして自治体のほうにぱんと入れると。そして、画像が出てくるというような状況まで個人がやるシステムを今開発しているということでもあります。このことにつきましても将来的に絶対必要なものだと考えております。例えば大規模テロとか、それからゲリラとか、そういうものについては重大性はあるものの、時間的には比較的余裕があるわけなのですが、やはり初めに申し上げましたとおり大地震であるとか、あるいは今いつ飛んでくるかわからないミサイルとか、そういうようなものは本当に短時間で来るわけですので、どうかそういうことを念頭に踏まえて、今後とも研修あるいは取り組んでいただきたいと、こういうふうに思います。

次に、災害物資、施設の協定についてでございますけれども、大型店舗から物資の申し入れがあったということでございますが、これポスフルですよね。この災害物資は、やはり災害になると被災者は衣食住が本当に大事なのではないかと思います。それで、衣食住を特にやるためにやはり

今から、平時のうちから協定の結べるところは協定を結んでいただきたいと思います。

それと、ちょっと別な観点から、管轄外にはなると思うのですが、整備関係です。例えば名寄市の場合、洪水水害が大きな災害になるのではないと思うのですが、これの河川敷の支障木の撤去とか、そういうものについてはどういうふうな整備の状況になっているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 警報システムの整備につきまして再質問をいただきました。名寄地域防災計画の中にも災害通信計画ということでこうした無線系の整備を図ること、あるいは連絡システムとしてのIT化を図るといふ、こういうことがうたわれておまして、今後防災会議の中でこれらの整備につきましてぜひ検討していきたいと考えております。

それから、災害時の物資の供給についてもお話がありました。今回大型店と協定を結ばせていただきますし、さらに地元の百貨店とも既に協議が調っておりまして、こうしたことの対応をいただけるということでありまして、さらにお話のありましたほかのお店の関係につきましても定期的な協議をする機会を設けながら、協力を要請してまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 水害における名寄市の河川の関係なのでありますけれども、基本的には国の河川は国のほうに、天塩川だとか名寄川の大きな河川は支障木があれば基本的に国のほうに市のほうから要請をしていくと。ないしは、国のほうで自分で管轄処理をしていくと。道費河川につきましても智恵文だとか風連にもございませぬけれども、これも年1回の要望行動において支障木を伐採していただくという要望を出しております。当然市では、管轄している普通河川についても年次計画を持って、若干なのですけれども、

要望があったところから処理をしていっているという状況でございます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 支障木は、毎年柳等なんていうのはぼんぼん、ぼんぼん切ってもまた生えてくる、切ってもまた生えてくる、この繰り返しなのですけれども、これは山形県あたりは根こそぎ全部やったほうが経費が安上がりになるということになっていきますので、今後その辺も考えて検討していただきたいなと思います。

これちょっと教育関係なのですけれども、大地震とか自然災害の対応を学ぶために小学校とか中学校、高校の防災教材とか、あるいは教育の実態はどのようになっているかお知らせ願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 今の御質問でありますけれども、小学校、中学校におきましては年度当初から各学校の行事計画といひますか、その中に防災訓練等を取り入れて、万一に備えてのそうした対応ということで実施をしてございます。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） つい最近に、防災教材は2006年4月に中央防災会議が打ち出した基本方針の一つであります。これは、各都道府県はこれがそろっていないとか、余り教育していないということなのでありますので、ぜひ子供たちのそういう防災の教育をお願いしたいと、こういうふうに思っております。

それと、またこれ別な観点になろうかと思いますが、災害時に弱者から優先して被災場所から安全に守ることがあるのですが、これは名寄市では例えば弱者、身障者とか、そういう人の名前をちゃんと掌握して、ここにいるのだよという、そういう名簿というものはあるのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 災害時の要援護

者の取り組みにつきましては、現在地図情報も含めまして情報の集約化を図ろうとしておりまして、遠くない期限の中で民生委員児童委員さんの協力も得ながら、地図化の中でそういう方々の把握を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） これは、民生委員とか自治会のほうからの同意とか個人の同意も必要だと思いますが、やはりこういう細かいことをしっかりと掌握していないと、いざといった場合にはただ計画で確かに弱者の安全を守りますよというだけではだめだと思うのです。やっぱりこういうことをしっかりと掌握しておいて、ここにありますよと。そうしたら、隣の人が行って手伝いますよと。安全を確保してやりますよというものがないと、これ何もならないと思うのです。計画だけではだめだと私は思うのでありまして、その辺も掌握できるものであれば、しっかりと一括名簿を作成しておいたほうがいいのではないかと。個人の私はいいのだよという人もいるでしょうけれども、やはりそういうようなものが大切なのではないかと思いますので、どうぞ御検討を願いたいと思います。

最後に、防災の計画なのですけれども、以前にも私防災士について質問をいたしましたけれども、防災士の要請とか育成の状況というのは今現在どんなことになっているのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 御質問の点につきましては、道のほうからもこうした人材の配置ということで推薦を求められる書類がございまして、現在1名推薦をさせていただきました。さらに、昨年の議会の中でも議員から御質問をいただいておりますので、この3月21日に防災会議を開催をいたしますので、この中でも検討をいただいて、どういう方向性を出すのかということで進めてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） ぜひ防災に関しては、平時のときにしっかりと詰めておかなければいけないと思いますので、どうぞ前向きに検討を願いたいと思います。

次に、市の職員勤務、休暇について質問いたします。まず最初に、ちょっと私わからないのですが、組合休暇というのは2名とっているということなのですけれども、規則によると任命権者は職員が登録された職員団体の規定に定める期間の構成員として云々と書いてありまして、職員が任命権者の許可を得て登録された職員団体の業務または活動に従事するという、この登録された職員団体というのはどういう団体なのですか。ちょっとお聞かせ願いたいと思いますが。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 公平委員会に登録をされている職員団体ということだということでございます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 具体的にはどんな。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 名寄市職員労働組合でございます。それから、もう一つ名寄市の場合は大学にも教職員組合がございまして、この部分も登録をされております。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 数字をいっばいいただきましたが、やはり休暇は私が言うと職員の方も結構にこっとする人もいるのではないかと思います。今は週休日が104日、それから祝日が15日、そして年末年始が5日、そして夏季休暇、冬休暇ですか、これもう129日も休んでいるわけなのです、通常からいけば。しかし、何を言いたいかといいますと、休暇は先ほど前述申し上げたとおりでストレスを解消するために、リフレッシュするためにこれ必要なことだと私は本当に思います。真剣に考えなければいけないのではない

かと思うのですが、ましてアメリカの人材派遣会社の統計によりますと、これアメリカですから日本とは関係ないと思いますが、若干つながるのではないかと思います。休暇をとっても会社に行くと。その人が大体4割ぐらい。それから、もう18歳から20歳前後の人が休暇をとると、かえってストレスがたまると。帰ってきたら仕事がいっぱいあるので、かえってストレスがたまる。あるいは、管理職の方は休んでいるとどうしても心配で、かえってストレスがたまる。そういうことが逆にあるのではないかと思うのですけれども、その中で先ほど特別休暇も685名ということでございましたが、この中で内容でボランティア休暇というのがあります。これ読みますと、職員が自発的に、かつ報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動と。それで、何があるかということ地震とか災害関係あるいは身体障害者の施設等、これは身体障害者の特別休暇というのはいわゆるわかりでもないですが、その中でやっぱり災害とか何かというのはボランティアに入るのでしょうか、これ。災害になった場合は、必ず行くのではないのでしょうか。私は、このボランティアの中にむしろきのうも国体大会とか、スキー大会とか、そういうのに行く人のための休暇のほうがかえって有効的なものではないかと考えるわけですが、いかがなものか、見解を伺いたいと思います。

○議長（小野寺一知識員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） ボランティア休暇の趣旨につきましては、議員の御指摘のとおりだと思ひまして、みずからの地域の災害とか、そういうことを想定をしてボランティア休暇制度を設けているわけではございませんで、例えば他県なり他市の災害時のもろもろの支援活動に当たると、そういうことが本来のボランティア休暇だと認識をしております。

○議長（小野寺一知識員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 私先般今シーズンス

キーの役員として参加させていただいているのですが、大きな大会、全道規模あるいは全国規模の大会が夏でも冬でもあるわけなのですけれども、職員の休暇に関してはなかなかとりづらいという声も聞こえてまいりますので、ぜひその辺の御配慮をお願いしたいなと思います。

それから、育児休暇のことなのですが、今は育児についてはお母さんだけではなくてお父さんも一緒にとれるというような状況になっているわけですが、やっぱり子供を持つ喜びを感じたり、育児に対する責任を認識したりするには大変必要なので、これは職場に周知していると思うのですが、きめ細かい育児休暇計画というものが、とった人が8名いるのですけれども、こういうようなものは出された中で休暇ということなのでしょうか。

○議長（小野寺一知識員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 育児休暇につきましては、子育てと仕事を両立させるということでの整備として持っている制度でありますけれども、計画的にと御質問の部分がございましたけれども、生まれる予定日等がもう定まっているといひますか、お子さんが生まれるという条件が整ったときに計画といひますか、職場も含めた計画的な休暇の利用を図るといひことでありまして、その以前の計画といひのはちょっとそれはわかりませんので、そういうことであろうと思ひます。

○議長（小野寺一知識員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 計画といひのはつくる段階ではなくて、要するに私は計画があつて、それでそれではこのときが大事ですからとりますよと、やっぱりそういう計画が必要なのではないかと思うのです。それを抜いたり、一方にきょうはちょっと子供があれですから病院行きますとかいひのなら、何言つていひるのよ、あなたといひことになるのではないかと思うのです。だから、そういう育児休暇計画を出させて、そして従つて休暇を、健診に行くとかいひものはそういうの

必要なのではないかと私は思うので、細かいことですからあれですけれども、一応検討していただければと思います。

それから次に、介護休暇についてなのですけれども、今後介護休暇というのはだんだん必要になってくるのではないかと私は思うのです。これは、1時間当たりの給与を減額するということなのですけれども、介護休暇でやっぱり例えばいろんな20日以上介護を要する人、これに対しての介護休暇だと思っておりますが、これは1日または1時間単位で休暇をできると。これは、もう皆さん職員の方は知っておられるかどうかわかりませんが、この中でいろいろと介護休暇という場合でどういうふうな判断で、どういうふうな規定があって、その中でこれは介護休暇ですよという、こういうものがあるのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 市の休暇に関する規定につきましては、それぞれ法律を受けて条例で整備をしてということで対応させていただいております。介護休暇につきましては介護の実態があるという確認のもとにそれぞれ短期的に済む場合もございましょうし、あるいは長期にわたるといことも出てくると思いますけれども、それらをきちんと把握した中で制度の中で休暇をとっていただくということで対応しております。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） やはり介護休暇というのはある程度、例えば子供が風邪引いた場合には本当にとれるのかと。20日以上になって、これ重要な問題であればやはり介護休暇をとらなければいかぬというときもあるのではないかと私は思うのです。したがって、やっぱりこういうようなものもしっかりと整備して、项目的にこれは当てはまるというものをちょっとマニュアルというものがあればいいのではないかと私は思うのですけれども、検討を願いたいと思います。

次に、3点目の自衛隊関連につきまして、今ま

で自衛隊関係でかなりの人数がお世話になっているわけですが、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。最初に申し上げたとおり、自衛隊ではやっぱりその自衛隊で習ったことがうまく適材適所にいけば最大限に効率的な仕事ができると考えておりますので、どうぞ今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

3月1日に職業形態が多様化して個別労働関係とか紛争が増加の対応をするために、個別の労働者と使用者の労働関係が良好なものとなるようなルール、要するに労働契約法が成った。これ国家公務員とか地方公務員には余り関係ないのでけれども、今後ともこういうようなこともありますので、ひとつこういうことも非常勤の方にも差別なしにやっていただきたいと、こういうふうに思います。

それで、あと今まで大体定年は60歳から62歳ぐらいまで非常勤の方勤めさせていただいていたのですが、これは年齢で制限しているわけで、今社会では要するに規則が変わって年の制限制度ではなくて今度何年契約という年の制度に変わってきているのでありますけれども、これはこれからの考え方として市としてはどういうふうな考え方を持っているのか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 雇用の期間につきましては、当然お願ひをする仕事の必要期間ということもございまして、それぞれ臨時職員あるいは嘱託職員でお願ひをする皆さんには、法で定められた雇用期間の中で仕事をしていただいているということでございまして、御理解をいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 年齢でやると、大体60歳といったら自衛隊の場合は年齢でやってもらったほうが大して助かるわけなのですけれども、年数でいくと例えば5年とかになった場合には54で行くと59歳でもう定年になってしまうとい

うこととなりますので、ひとつ今後とも検討をよろしくお願ひしたいと思います。

それから、防衛施設周辺整備でございますけれども、近年ではいろいろと農機具とかも買っていると思いますが、鬼志別演習場付近では、これは予算も余りつかないというような状況にあります。その中で名寄市は結構順調にきているという段階にありますので、これは今後とも継続しなければいけないと思うのですが、このやる協議というか、そういうシステムというのはどんなぐあいになって、どういうふうな要望のシステムになっているのでしょうか。要するにどういう形で、どういう場面で要望していくのかということなのですから。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 先ほど中尾部長から答弁をいたしましたけれども、周辺整備の補助事業につきましては1つには民生安定事業と、もう一つには障害事業ということがありまして、名寄駐屯地の場合は主に民生安定事業のほうです。鬼志別の話が出ましたけれども、ここは障害が非常に多くなってきているということでもあります。例えば騒音公害なんかは、千歳なんかは障害ということになっていまして、非常に種類がございます。大きく分けて民生と2つになります。名寄地域で、例えば過去にやった事業の中ででもこの事業が防衛周辺整備事業に該当するかどうか、まずはその精査は私どもはやらなければなりません。該当するかどうかも含めて防衛施設庁との協議に入ります。当然駐屯地の業務隊との協議にも入ります。そこで該当するかどうか打診をしながら進めていると。もし該当しないのであれば、どのような条件があればしていくのかということも含めまして仕事を進めていき、最終的には補助決定をいただくということになります。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 防衛整備もお金のことで大変恐縮なのですが、自衛隊がここに

存立している以上、先ほど冒頭に申し述べました以上にこのことも貢献しているということでございますので、どうぞ市民の方にも御理解をいただきたいなど、こういうふうに思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（小野寺一知議員） 以上で佐々木寿議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

名寄市の農業振興施策について外1件を、植松正一議員。

○2番（植松正一議員） 議長より御指名いただきましたので、通告順に従いまして、質問させていただきます。

第1次産業である農業を取り巻く情勢は、対外的にはWTO農業交渉を初め、オーストラリアとのFTAなど先行き不透明で予断の許さない情勢であります。また、昨年は戦後最大の農政改革と言われた品目横断的経営対策が矛盾にも諸問題がある中スタートし、1年目にして見直しの状況、また品目の助成金等などが現行を下回り、手取り額の減少に対する不満と制度上の不備に対する怒り、現在の状況でいくと農業を守るどころか農業を崩壊させるおそれがあります。とにかく農業、農村は過疎化、生産者の高齢化、農畜産物価格の下落、飼料、資材の高騰など国の政策を待つしかない状況であります。

そこで、質問をさせていただきます。1点目に、名寄市農業振興地域整備計画の進捗状況について、農業振興地域整備計画の見直し作業を進めていると思うが、進捗状況と作業スケジュールについてお伺いをいたします。先日3月2日の新聞に掲載されておりまして、しかしながら通告をしていま

したので、改めて御答弁をお願い申し上げます。

2点目に、新水田・畑作経営所得安定対策の内容について。品目横断的経営安定対策から水田・畑作経営所得安定対策へと名称の変更となりましたが、内容はどのような見直しとなったのか、御答弁をお願い申し上げます。

3点目に、米対策、生産調整強化対策について。平成20年度米生産調整で転作が強化されたが、産地づくり交付金の対応について御答弁をお願い申し上げます。

4点目に、農地・水・環境保全向上対策について。昨年もモデルケースとして風連の西区で行われ、今回8組織立ち上げ、全市的取り組みに向けた受益説明等などを行っていると聞いております。現在の状況は、まだ事務量が多い対策と聞いているが、地域組織の体制づくりについて御答弁をお願い申し上げます。

5点目に、農業担い手の育成対策確保についてでございます。地域農業は、高齢化、兼業農家が進む中で担い手対策は大きな課題であります。そこで、新年度での市独自の対策の内容について御答弁をお願い申し上げます。

6点目に、新たに策定した地産地消推進計画についてでございます。食の安全、安心に対する消費者のニーズが高まる中、生産者と消費者の交流を深めるため、関係機関と連携して地産地消を推進すべきと考えますが、御見解をお願い申し上げます。

次に、大きな2点目、名寄市林業振興施策でございます。森林は、二酸化炭素の吸収や水源の涵養、国土、生態系の保全などさまざまな公益的機能を有し、生活や経済に欠かせない公共的財産であります。次の世代に森林を引き継いでいくためにも森林に対するすばらしさを再度認識する必要があります。今回北海道では、地球温暖化をテーマとする北海道洞爺湖サミットの開催地として国との連携を図りながら森づくりを進め、地球温暖化防止に積極的に貢献することが必要であ

ります。その意味においても質問させていただきます。

1点目に、森林整備地域活動支援交付金事業の内容について伺います。森林所有者にとっては、森林施業、作業路整備等交付金で実施していただける制度であります。内容と取り組み状況についてお知らせを願いたいと思います。

2点目に、地球温暖化防止に貢献する森づくりについて、1、森林、民有林の整備事業の支援策と新たな施策についてお伺いいたします。民有林も木材価格の低迷により著しく森林経営意欲が減退しております。40年、50年、また100年、当市は現実的でなくなっている状況でありますので、その辺も答弁をお願い申し上げます。

また2番目に、市民参加の森づくりに対する普及、体験等の考え方について伺います。今まで市としても健康の森での記念植樹、昨年は全国植樹祭に合わせての記念植樹も行ったのは承知しております。しかし、世界的地球温暖化防止の重要性を重視し、豊富な自然の中での魅力を改めて意識することは難しいが、市民参加の機会を与え、大人から子供まで本物に触れる機会を提供し、体験し、水の大切さなどの普及活動も大事と考えておりますので、答弁をお願い申し上げます。

以上でこの場での質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま植松議員から大きな項目で2点にわたり御質問がございました。私からのお答えとなりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

初めに、名寄市の農業振興地域整備計画の進捗状況についてのお尋ねでございます。近年担い手の減少や高齢化の振興、食の安全、安心に対する消費者の関心の高まり、さらにはWTO、FTA交渉の進展や新たな食料・農業・農村基本計画に基づく農政改革など、農業をめぐる情勢が大きく変化する中、意欲ある農業の担い手の育成や環境

との調和に配慮しつつ、農地などの資源の確保とその適切な利用を図ることを基本に、国では平成17年11月15日農業振興地域の整備に関する法律第3条の2の規定により定めた農用地等の確保等に関する基本指針を変更、それに伴う北海道の農業振興地域整備基本方針の変更、さらには合併に伴い行政区が一つになったことから、新たに計画を策定するものでございます。これまでの策定作業の経過といたしましては、本年度は現況調査による現状把握、基礎調査の一環として農業者への農地利用意向調査を実施し、今後5年間における農用地利用の変更の有無について取りまとめをしたところでございます。また、紙ベースで管理していた計画図面データをデジタルシステムにするため専門業者へ委託しており、デジタル化により農振、農用地の正確で効率的な利用状況の把握と管理を行うことが可能となるものでございます。今後の作業手順につきましては、庁内関係部署、市内関係機関、団体との協議調整をしながら、平成18年に策定いたしました新名寄市総合計画、新名寄市農業・農村振興計画、道北なよろ農協策定の第1次地域農業振興計画とも整合性を図りながら、計画書、基礎資料を整備し、最終的には計画書、農振、農用地区域図及び付図が整備された後、名寄市農業・農村振興審議会への諮問、北海道協議を経て平成20年度前期までの手続完了を目指し、事務作業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、新水田・畑作経営所得安定対策の内容でございます。国は、品目横断的経営安定対策について生産現場からいただいたさまざまな意見を踏まえ、対策に関する誤解の解消に努めるとともに、地域の実情に即した見直しを行うこととして水田・畑作経営所得安定対策に変更をいたしました。見直しの主な内容でございますけれども、加入者の拡大に向けた面積要件の見直しとして、地域水田農業ビジョンに位置づけされている地域の担い手については市町村の判断で本対策に加入

できることとなりました。まだ詳細は示されておりませんが、名寄市におきましては約50戸が新たに加入できるものではないかというふうには押さえているところでございます。先進的な小麦など産地の振興として、北海道や九州北部などの小麦産地やてん菜産地において地域の生産力に見合った収入が確保されるよう本対策とは別途の支援が講じられることとなりました。また、資金繰りにも配慮して、麦、大豆など直接支払いの交付金の支払いを早め、申請手続も徹底して簡素化することというふうになりました。今後国あるいは農政事務所から詳細が入り次第、関係機関と連絡を密にとり合いながら、生産者への情報提供をしてみたいと考えているところでございます。

次、米対策、生産調整強化対策についてのお尋ねでございます。平成20年産に係る数量配分では、昨年よりウルチ米が数量で約55トン、換算面積で約21ヘクタールが評価され、モチ米は数量で約123トン、換算面積で約35ヘクタールが強化されております。なお、モチ米につきましては、昨年計画段階とほぼ需要は変化していないことから、昨年同様10%の自主削減を継続することとなっております。生産調整強化分につきましては、加工米で対応することとなっておりますかと思われまます。転作強化に伴いますところの平成20年度の産地づくり交付金への影響につきましては、約56ヘクタールが強化されたことにより基本助成額が反当3万2,000円で、総額約1,800万円が新たに必要な財源となりますけれども、平成19年度の繰り越し等を勘案いたしますと交付金の見直しまでにはならないというふうには考えているところでございます。平成20年度における米の数量配分方針及び産地づくり対策に係る生産者への周知につきましては、3月3日、4日で最終説明を終えているところでございます。今後生産者の理解と協力を得て生産調整の推進を図ってまいりたいというふうには考えているところでございます。

4点目の農地・水・環境保全向上対策についてでございます。地域説明会は、昨年11月から対策内容についての説明、組織立ち上げに向けての協議などを各地区ごとに34回ほど行ってまいりました。現在新規8組織の役員がほぼ出そろいまして、来週から4月初めの組織設立に向けて協議を始めているところでございます。協議経過の中で、名寄の大橋集落が交付金算定の対象となる農地がないことから地域組織に参加しないのと、それから旭東集落では畑、草地が多く、さらに中山間地域が多いことから交付額が少額となり、共同活動を行うことが困難という地域との協議を経て、地域組織に参加しないこととなったところでございます。現在採択に向けた道ヒアリングが始まっていますけれども、昨年のような本対策における北海道の予算上の問題はない模様でございまして、市といたしましても地域の意向を受けた活動計画の協議を行ってまいります。また、地域組織づくりの状況についてのお尋ねでございますけれども、議員言われますとおり昨年から本対策における事務量の多さが指摘されておりまして、一部事務の簡素化が図られましたけれども、本対策の性質上、活動項目が細分化されているため、まだ事務量は多いというふうに受けとめております。先行させていただきました風連西活動組織が事務の外部委託を行っていることも参考にさせていただいて、地域組織の体制づくりをされるようお願いをしているところでございます。今のところおおむね水田地帯では、外部委託の方向と考えているところでございます。

次に、農業担い手の育成対策の確保についてのお尋ねでございます。農家戸数や農業労働力の減少、農業従事者の高齢化が進む中で地域農業を支えるすぐれた担い手を育成確保することが課題となっていることは御案内のとおりでございます。平成20年度に向けた市独自の担い手対策の主なものを説明申し上げますと、農家子弟が自立した取り組みにチャレンジする経費に対して助成する

農業青年チャレンジ事業、農業後継者の就農を奨励するため農業従事期間5年を経過したときに助成をいたします農業後継者就農奨励補助金、新たに農業を営もうとする者に対し必要な援助を行うことにより、新規就農者の早期定着及び経営の安定を図る新規就農者支援事業、地域農業における担い手及びリーダーの育成を図るため、中長期の調査研究に要する経費に助成する地域農業担い手育成事業、農村青少年の組織化された団体を対象にその自主的活動を助成し、地域農業の活性化と農業後継者の育成確保を図る農村青年活動支援事業等がでございます。有効に活用されるように努めてまいりたいというふう考えているところでございます。

次に、新たに策定をいたしました地産地消計画の推進計画についてでございます。近年食を取り巻く環境の変化や食品の表示偽装、中国産冷凍食品の薬物中毒などの問題が発生する中で、健康や食生活における食品の安全、安心への関心が高まる一方で、親世代の食生活の乱れによる生活習慣病、健康障害が子供たちにまで生じており、大人だけでなく子供からの生涯食育が必要となっております。このような状況の中で地域で生産された農畜産物を地域で消費する地産地消は、消費者にとっては生産者の顔が見え、話ができて、安全で新鮮な農産物を入手できるというメリットがでございます。生産者にとっては、流通コストの削減、さらには本市農業への理解を深め、将来的には安定した出荷先を確保することにもつながるなどのメリットがあるというふう考えております。今年度策定いたしました食育推進計画と基幹産業が農業である地の利を生かした地産地消推進計画の実施計画において、毎日の食卓に名寄産の食材を使おう運動など、食育と地産地消を車の両輪として関係機関、団体はもとより市民各層による推進体制を構築し、名寄市地産地消の推進に努めてまいりたいというふう考えているところでございます。

次に、大きな項目2つ目の名寄市林業振興施策についての森林整備地域活動支援交付金の内容についてのお尋ねでございます。この制度の目的は、森林の持つ公益機能の発揮に向けた適切な森林整備の実施に必要な不可欠な地域活動を支援するとなっております。また、この制度は平成14年度に始まり、平成18年度までの5カ年で終了いたしました。平成19年度に制度を一部改正し、新たに平成23年度までの5カ年で引き続き実施されることとなりました。新制度の内容は、森林所有者から委託された団地の代表者と市町村長が協定を締結いたしまして、毎年施業実施区域の明確化事業や歩道の整備などの結果の取りまとめなどを実施することで、毎年ヘクタール当たり5,000円交付されるものがございます。対象となる森林は、森林施業計画を作成している9齢級以下の人工林及び12齢級以下の育成天然林の一部でございます。市有林あるいは大企業の所有林は除外となっております。また、交付される5,000円の財源内訳は国が2分の1、道が4分の1、市町村が4分の1となっております。前期事業からの大きな改正点は3点ございまして、1点目は協定締結の対象が従来は所有者だったのですが、この制度から森林所有者全員から団地の代表者へ変わったこと、2つ目には交付額が従前1万円から5,000円になったこと、3つ目には森林所有者への配分がなくなったことでございます。名寄市の取り組み状況でございますが、平成18年度29団地、3,924ヘクタール、19年度は23団地、4,490ヘクタールとなっております。今後ともより多くの方々の理解のもとに事業の拡大に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、民有林整備事業の支援策と新たな施策についてのお尋ねをいただきました。地球温暖化防止に寄与する森林の役割は、さきの京都議定書で日本に課せられました温室効果ガス抑制で、二酸化炭素換算排出量は基準年1990年マイナス6

%ですが、そのうち3.7%を森林で達成することになっております。また、達成年度は2008年から2012年の間とされておりまして、現在その期限に入っておりますが、温室効果ガスの排出量は基準年よりさらに6ないし8%程度増加し、トータルでは12ないし14%の削減を達成年度期間内に減少させなければなりません。このような状況から、国有林、民有林を問わず、森林の整備推進が求められているところであるというふうに考えております。無立木地への植林や木の正常な生育を保持するため、除間伐、枝打ち、下草刈りなどなすべきことはたくさんあると思いますけれども、木の成長には時間と手間がかかることから、整備が思うように進んでいないのが現状であろうかと思っております。本年の洞爺湖サミットを契機として、国でも美しい森林づくりの交付金事業、また道におきましても法定外目的税で（仮称）森林環境税の導入を目指しているところでございます。しかしながら、事業の制度内容など不確定の部分もあり、市といたしましても現在行っている民間の除間伐への助成とあわせて、国、道の制度を十分活用できるよう情報収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、市民参加の森づくりに対する普及、体験のお考えはとのお尋ねでございます。森林は、清らかな水を涵養し、安全な食をはぐくむ貴重な財産であり、また二酸化炭素の吸収を通して地球温暖化防止にも重要な役割を果たしており、未来を担う子供たちにしっかりと引き継ぐことが求められております。そのためには、小さなときから森に親しみ、木に触れ合うことが大切であろうと考えているところでございます。市といたしましても各種行事に伴い、健康の森、文化センター、名寄市立大学などに市民参加のもと植樹を実施してきましたし、各種団体におきましても数多くの記念植樹が開催されてまいりました。また、苗木の無料配布も実施し、各家庭において木と親しんでいただいております。今後とも機会あるごとに市

民参加を呼びかけていきたいと考えております。ことしは、時同じくして地球温暖化を共通のテーマとする北海道洞爺湖サミットが開催されますことから、森林の持つ多面的機能を広く啓蒙する絶好の機会として市民に呼びかけ、子供を通じた植樹を計画いたしたいというふうに考えているところでございます。

以上、御理解をいただきたいと思っております。お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） それでは、再質問をさせていただきますと思っております。

農業振興地域の整備計画に関しましては、先ほども申し上げましたけれども、地元の新聞等で皆さん御存じのことと思っておりますけれども、私も勤めの関係で以前から農振の見直しをということで、議員やる前からお願いをしてございました。ということは、遊休農地というか、いろんな絡みがございまして、それぞれ市のほうに足を運びましても施業図というのですか、それに色鉛筆で色分けしたぐらいで、なかなか担当者もわからない部分があるのと、台帳を見ながら整合性を図ったものですから、今回私も議員になってから何回かお願いを申し上げましたけれども、今部長のほうから御説明あったように合併によつての、また農業関係の機能を含めて計画図面を今度デジタルにしていくということで、この辺の明確化、それと補助金関係ですとか、いろんな関係もこれはもうぜひ国の、道やらに出すのに当然必要なものですから、これは本当に大変いいことだと思いますけれども、この辺も農業の振興に十二分に反映していただければいいのかなと思っております。これはわかりました。

続きまして、新水田・畑作経営所得安定対策の質問でございまして、この関係に関しましては昨日、それから前の日と代表質問などで質疑応答などしていただきましたので、角度を変えてちょっと申し上げたいと思っております。新水田・畑

作経営所得安定対策が名称だけでなく、中身も大幅に変わってまいりますし、そして面積要件、また市町村特認と、それと担い手の要件緩和、交付金の目減りに配慮、収入減少影響緩和対策など報道をされておりますし、またこの関係も昨年の参議院議員の関係も逆転という形の制度の中で、12月に入ってから早急な見直しをされたと報道されているわけでございますし、そこで質問をさせていただきましても、まず1点目にこの見直しに当たって中長期的な視点に立った内容になっていないのではないかなと。また、本対策の申請時期はいつまで申請をしなければならないのかお尋ねしたいのと、それから国、農政事務所から詳細がまだ来ていないということでございますけれども、この辺もどうなっているのか、この2点をちょっと先に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 議員御承知のことかと思っておりますけれども、品目横断が1年もせずに水田、畑作というふうなことで名称を変えただけでなくして内容も変わったということでございます。今お尋ねにありましたように、私どものほうで今後中長期的な視点に立って、この制度がどこまで続くのかというようなお尋ねですけれども、これについては国の施策の中で施行されているといひましようか、行われていることでございますので、何とも申し上げづらいのですけれども、何とか品目横断みたいなわかりづらいうのでなくして、やっぱりわかりやすい制度が続いてほしいというふうに願っているところでございます。先般説明会をさせていただきました。その折にも生産者のほうからわかりづらいうと。黄ゲタ、緑ゲタというのはわかりづらいうと。それから、言葉の使い方もわかりづらいうようなことが多く出されておりました。そんなことからすると、名前もちょっと変わりましたけれども、できるだけわかりやすいものをそうそう変わることはないように願っているところでございます。

なお、申請時期につきましては、6月中に手続を進めるといことになりますものですから、それに向けて準備を進めているところでございます。

先般会議の折にでも農政事務所のほうから来られてまして、この制度についての概略説明をいただいたのですが、その範疇しか承知しておりませんので、また農政事務所とも連絡をとり合いながら、手続に遺漏のないような形の中で進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） るる説明いただきましたけれども、今詳しい内容含めて国やら農政事務所ではまだ何も言ってこない。こちらのほうでどれぐらいにはっきりするのか、国のほうも含めてそういうことはしているとは思っておりますけれども、いかんせん職員含めて生産者含めて今の時期は本来であればもう明確にされていまして、実施されるのが、もう段取りしているのが本当だと思うのですが、そこで生産者含めて去年みたいな形になってくると、いわゆるこの間智恵文のほうに行きましたら、小麦、てんさいなんかつくってございましたけれども、小麦は割と今智恵文産少ないのですけれども、てん菜なども糖分の減だとか何かの中で大変な、それと輪作もできないとか、もう3年後ぐらいになったらこの品目関係でいきますとちょっとつくるものがないのではないのかという話もされておりました。その中でここに交付金の目減りに立つ配慮だとか、この辺の中身だっどどれぐらいまで精細になっていくのか、ちょっと疑問な点もこの中身で見ますいろいろなとあるのですけれども、そこでまだ内容もわからない。明確な政策が打ち出されないと。そうした中で対象の含めている皆さんは、本当に不安に思っているわけです。それで、この要素が大きいだけに、やはり提示された、それから説明責任を含めて、そして農政事務所なりにかなり物を申せる、

申し込まなければ困る面もあるのですけれども、ちょっとその辺の確認と、あと説明責任におかれまして生産者含めて当然各団体の農協もこの事務処理なんかいろいろ入ってくるわけですから、その辺の周知徹底だとか、これからなのかもしれないけれども、今の段階であれば御検討願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 先般具体的に申し上げますと、農業振興対策協議会の水田部会がございました。その折に農政事務所さんに来ていただいて、この制度の改正の部分についてかいつまんで説明を受けたのですけれども、それは骨となる部分の説明に終始しました。今後につきましては、またその段階でも詳細部分はまだわかっていないのだというようなお話でございましたから、申しあげましたように6月中に手続することになりますから、もう残された期間わずかなのですけれども、先ほど言いましたように事務所のほうと詰めて、当然農協とも連絡とり合って今詰めているのですけれども、それらについて手続を遺漏のないようにしていきたいと思っております。ただ、今農政事務所さん必ずしも名寄ばかりでございませぬので、それらの部分につきましては当然頭の中にあると思っておりますから、手続もそのようにおくれるということにもならないと思っておりますから、逐次詰めて手続の遺漏のないようにということで進めていきたいと思っておりますので。また、生産者のほうにはたびあるごとに説明をさせていただいております。先般も3日、4日と、それから地域に入って説明をしております。状況が変わり次第とか、進める手続がこうなりますということになりましたら、それぞれの代表さんを通じて御連絡を差し上げるというようなことで説明会を終えておりますので、そんなことで遺漏のないように進めていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○2番(植松正一議員) 先ほどから言っているように後問題ないように、それはもうがっちり詰めていただきたいなと思っております。

次に、米対策、生産調整強化対策でございますけれども、この辺も先般代表質問などでございましたので、また改めてちょっと角度を変えてお願いをしたいなと思っておりますけれども、平成20年度の産地づくり対策の実績と振興作物の担い手の土地利用集積ですとか、それから水田農業ビジョンから見た全体の評価について伺いたいと思っております。あわせて米価の下落に対応する地域水田農業活性化緊急対策の内容、見通しなどあれば伺いたいと思っておりますけれども。

○議長(小野寺一知議員) 手間本経済部長。

○経済部長(手間本 剛君) 議員20年とおっしゃいましたけれども、19年というふうに受けとめさせていただきたいと思っております。19年度の産地づくりの実績というふうに受けとめさせていただきます。19年度の産地づくり対策の決算の見込みでございますけれども、約10億8,400万円ほどになります。当初に比べまして99%の執行見込みになろうというふうに押さえております。旧制度の分で参考までに申し上げますと、18年度の実績に対しましては約97%になるのではないかとこのように押さえております。産地づくり対策では、加算措置や農地流動化を通じた担い手の育成を初めといたしまして、基幹作物の安定生産や振興作物への誘導策を通じた経営体の安定、強化、安全、安心への対応や売れる米づくりを通しました産地の確立を目指して対策を講じられているというふうなことでございます。実績で申し上げますと、全対象者778名中、担い手加算の対象者につきましては639名、農地流動化の対象者につきましては53名で、面積にいたしますと137ヘクタール、それから振興作物のうち施設園芸作物の対象者につきましては152名、35ヘクタールでございます。路地野菜の対象者では405名、365ヘクタールとなっ

ています。そのほかにイエス・グリーン等の公的認証の対象者につきましては、65名で136ヘクタールというふうになっているところでございます。この制度におきましては、新制度1年目の評価といたしましておおむね順調に推移しているというふうに判断をさせていただいております。ただ、依然農業におかれましては厳しい情勢に何ら変わることございませんので、新たな課題対応に見直しを図りながら、ビジョンの実現を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

もう一つのお尋ねでございますが、地域水田農業活性化緊急対策事業についてのお尋ねでございます。国は、米価の下落の対策といたしまして平成19年度の補正予算で500億円を予算措置したところでございます。これにつきましては、米の生産調整拡大によりますところの米価の安定を目指すものでございまして、具体的には平成19年産と平成20年産の主食の作付面積の比較によりまして、生産調整の拡大に対しまして一時金として10アール当たり5万円を交付するという内容のものでございます。ただ、以降5年間生産調整を固定するという制度でございまして、どちらかという生産調整の達成されていない府県に対するものであろうかというふうに思っております。生産調整の達成を促す制度と考えておりました、過日代表者会議、生産者への説明を終えさせていただいておりますけれども、生産調整を達成している北海道は水張りの志向が強いというふうに考えておりますし、本市におきましても大変強うございますので、積極的な活用にはこの事業は結びつかないのかなと、そんなふうな受けとめをさせていただいているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) 植松議員。

○2番(植松正一議員) 今の生産調整強化ということで、今回の数量的にはもう確定しているということでございますけれども、いずれにいたし

まして北海道のほうは休耕も生産調整がうまくいったのだと。だけれども、ほかのほうで他の県のほうではこれはなかなかうまくいかぬ。そのために皆さん方に、こっちの真剣にやった人はばかを見るというか、その辺の対策も含めてだろうと思うのですけれども、とりあえずこれから農協とも、やはり行政、それから生産者と一体となった、中間でもその辺のどうなっているのだとか、見直しの関係も含めて、ぎりぎりいっぱいになったら後でまた問題も出てくるかもしれませんので、その辺もよろしくお願いを申し上げたいと思います。

続きまして、農地、水の保全の関係で、これはわかりました。ただ、事務連絡、事務の業務のいろいろな組織含めて外部委託ということで、水田は外部委託、事務処理が多いということで申し上げましたけれども、ここで畑作地域のほうはどう考えているのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 先般農地・水・環境保全向上対策につきましての説明会をそれぞれ説明をさせていただきました。智恵文地区にお邪魔させていただいた折には、それについてはそういった委託をしなければならぬのかと。10%ほどかかるのだと。そういうものをかけないで地元で何とか取り組める方法がないのか考えてみると、こんなような御発言もありました。御案内のとおり、モデル事業として風連西地区で取り組まさせていただいております。なかなか時間的なすき間がないといいたいまいしょうか、それから作業も集中するというようなことからいたしまして、水田畑につきましては委託のほうでお願いをするというような決定をされまして、そんな方向でとらせていただきました。私どものほうは、活動組織と呼ばさせていただいているのですが、この分につきましてはそれぞれの、全部で9地区でございますが、その活動組織が決めていただくことになるというふうに考えておりました、負担にならないようにというようなこともあります。それ

から、御案内のとおりこれはソフト事業でございますから、日報も含めてそういった記録をつけるということが必須というふうになりますものですから、ともすると毎日のような作業事務にもなる。それから、なかなか考え方も及ばない、手が回らないということも十分考えられます。そんなことも踏まえまして、活動組織にこういうことですよということで御説明をさせていただいております。しかし、お話がありましたら、私どものほうもできるだけ手のかからないような、省力化できるような、そんなような方法も考えていきたいというふうに思っています。いずれにしても、十分話し合いを進めながら、サポートできるものは最大限サポートしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） 今説明いただきましたけれども、農家の方ですから、この間も周知徹底も含めて、問題は農家の方も要所要所の写真ですとか、やっぱりちょっと練習したらいいのではないのかとって練習してあれしたらぼけていたとか、これは後で修正きくものでもないですから、なかなか写真技術というか、その辺の関係もちょっと心配しているところもあったし、確かに日報だとか記録というのは、役員も今度体制つくるわけですからある程度のことはできると思うのですが、この間も畑作の関係行ったら、組合というか、営農組合というのか、そういう組織の中である程度やっていけるのではないのかという話はされておりましてけれども、これに対しては会計検査の対応等などもあるので、やはりその辺もこういう角度だとか、そういう説明も、写真のとり方だとかいろいろあると思いますので、その辺もちょっと説明をしながら進めていったらいいのかなと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

農業担い手の育成対策の関係は、今まで担い手

の関係もいろいろと施策含めて十二分でもないのではありますけれども、ある程度の対策をされているということですので、やっぱり高齢者含めて、65歳以下の担い手も含めて、これから皆さん高齢化になっていくわけですから、農家の若い人らを育てるために、いろいろな研修だとかあると思うので、実際にそういう人のを聞いて、生の声を反映していただければいいのかなと思いますので、この辺はわかっています。その辺も含めて後で来年へ向けてというか、検討していただければいいのかなと。

それから、6番目の新たな策定した地産地消の推進計画で、これは質問させていただきたいと思えますけれども、食の安心、安全ですか、その関係で生産者と消費者との理解を深めるために、推進計画含めて食育の関係も先ほど言っていましたけれども、まずこの辺がやっぱり今しっかりした母体にならなければならないのかなと思っております。そこで、3点ほど私というか、地域の声なども今申し上げますので、その辺の考え方はどうなのか確認していただきたいと思うのですけれども、きのうもこの関係、地産地消の関係でもございましたけれども、地元農畜産物の理解と地産地消の推進ということと、それから農業体験ですとか、それから2次産業である農産加工、それと朝市、産直などに取り組む女性のグループへの支援等々考え方があればちょっとお知らせ願いたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今地産地消についての考え方をお尋ねいただきました。私どものほうで地産地消を進めるに当たりまして、基本的に4つのそれぞれの役割を持つとかというふうに考えているところでございます。その目標の一つといたしましては、生産者及び農業団体でございます。これにつきましては、地元の消費者に支持される農畜産物の生産出荷をきちっとしよう。生産者、農業団体は、地元の消費者に愛される農畜

産物をきちっと生産出荷しようという役割が1つでございます。2つ目には、消費者でございます。消費者につきましては、地元の農産物を活用した食生活によるところの健康増進をきちっとやっぱり認識してもらおうと。地元の食材を使おうと、使ってもらおうと、そして健康増進につなげようという考え方が2つ目でございます。3つ目には、食品を扱っていただく産業関係者でございますが、消費者にPRするとともにそのニーズの把握に努めていただこうと。どういったニーズがあるのかということでの役割を担ってもらおう。もう一つは、行政でございます。関係者の連携を図りながら、情報の提供や施策の推進を図り、地産地消を推進する協議会を立ち上げて、幅広くその協議会の中で議論しながら、検討しながら推進していこうと、こんなような4つの役割をそれぞれ分けて担っていただこう、担っていこうというふうな考え方を持って進めていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、農業体験の考え方についてお話をいただきました。農業体験につきましては、議員もう既に御承知だと思いますけれども、それぞれの段階の方々から多くの体験をいただいております。私どものほうは、これからもそういったグループ、サークル、そういった方々にもお力添えをいただきながら、さらに農業体験ができるような環境づくりといたしまししょうか、そういった場づくりに努めていきたいと思っております。なかんずく私どもが今考えておりますのは、小学生が農業体験に参加できるような田植え、収穫、場合によりましては先般グリーンアドバイザーが食育オリエンテーションというようなことでございまして、家族そろって、親御さんそろっての農業に対する触れ合いを全市的なネットワークの中で展開していただいております。ぜひ小学生ができるだけ多く農業を体験できるような、そんな場づくりを100%を目指して取り組んでいきたいなど、こんなことで考えているところでございます。

それから、農産加工、朝市、産直に取り組んでいただいております。とりわけ女性グループの皆さんには、本当に熱心に活動していただいております。これらにつきましては、女性の方々に対する支援として市から単独といえましょうか、独自で支援は申し上げておりませんが、産地づくり、あるいは中山間の交付金事業、あるいは農業振興対策協議会の中でそういった一定の助成、あるいは相談事によりましては助成ができるというふうに思っておりますので、そんなことで今後も御支援をさせていただきたいと思っておりますし、また名寄市に限らずほかのところの情報等もそういった方々に提供するように努めていきたいというふうに考えているところでございますので、御理解を賜りたいと思っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） 時間になりましたので、その辺も十二分にとらえてやっていただきたいと思えます。

それでは、森林整備の地域活動に入りたいと思いますけれども、これに関しましては最近森づくりの関係に関しましては市民の皆さんを含めて関心があるところでございますけれども、100年先を見込んだ施業体制という長いスパンの体制ということで、しかしながら水源涵養ですとか、自然災害の防止ですとか、保安、それから地球温暖化対策の、市民の皆さん方はその大切さをわかっているのですけれども、認識している中ででも実際にできるというか、長いスパンなものですからなかなか厳しい問題もございます。その中で私も努めた関係もございますので、この機会に認識も深めさせていただきながら、ちょっと質問をさせていただきたいと思えます。

森林整備地域活動支援交付金の中身ですけれども、これ14年から18年までということで、また今度新たに19年ということで、1万円から、これ1万円でしたけれども、今回5,000円にな

ったと。その根拠の関係と、それからこの協定締結の流れは代表者と、それから行政とで締結前にもしていたと思うのですけれども、この辺の流れや何かちょっと教えていただきたいのと、それから続きまして人工林の除間伐の補助事業の関係なのですけれども、今まで国、道などの助成などは十分でございますけれども、この人工林、市単独の人工林除間伐事業補助事業に関しましては、この辺の内容などをちょっとお知らせさせていただきたいと思っております。まず、この2点ちょっと。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今お尋ねでございますけれども、森林整備地域活動支援交付金事業につきましては19年度からさらに5年が延びるということでございまして、かつては1万円だったのですけれども、5,000円に削減されたというようなことでございます。残念なことだというふうに思っております。先ほどもちょっと触れましたけれども、地球的な環境の話が専らでございまして、そんな中で林に対する認識がまだまだ薄いのかなと思っております。私どものほうとしましては、国の施策によってこういうようなことで下がったということでございしますが、ことしたまま環境サミットも開かれるというようなことでございまして、新たに何かお聞きしますと国では美しい森林づくり基盤整備交付金の制度を考えているようでございます。あるいはまた、高齢級森林整備促進特別対策事業というようなことで、新たなメニューも考えているようでございます。これらにつきましては、また情報が入り次第取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、協定の締結の流れでございまして、今後の分につきましては地域の代表の方と締結をして、市と締結をして、そして森林組合に事務の委託をすることになります。森林組合が協定事務に基づきまして、活動といえましょうか、

事業を実施していくというふうな流れになってこようかと思っておりますので、個人から地域の代表者との協定に変わったということで御理解をいただきたいと思っております。

それから、名寄市の人工林の除間伐事業につきましては、一定の補助をさせていただいているところでございますけれども、現在名寄で独自に造林に対する補助につきましては、単独補助につきましてはございません。他の町村等の分の動きも十分承知したいと思っておりますけれども、木に対する役割、機能というものが見直されている昨今でございますので、これらの部分につきましても十分意を配して取り組みを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） 時間の関係もございませぬけれども、今のいろいろな政策を含めてまだ言いたいこともありますけれども、造林関係含めて近隣の町村などで私も調べてみますと、やはりいわゆる国の補助金に関して、国から補助来ると。それは、大体約68%ぐらいなのです。それに所有者が自己負担として32%ですよね。そうしたら、その32%に対して近隣の町はそのうちの本当に所有者の自己負担の5分の1を負担していると。近隣です。ですから、その辺の整合性含めて、私が向こうに行ったときにこのところの山はこうやって温かい負担があるのにはうちはないとかとやっぱりいろいろあるものですから、その辺の調査などを含めて整合性を保っていただきたいのと、それから今月の末ごろだと思っておりますけれども、ちょっと担当者に聞きますと、林野庁の予算関係が今出てきます。それで、これは去年のものなのですけれども、森林関係、今の地球温暖、また含めて森林吸収削減の関係で項目がいろいろあります。この中に去年出ていまして、これまた24年まで継続だというのですけれども、手を挙げるか挙げぬかは別として、やっぱり農業用水の水

源地の地域保全整備事業というのが去年から新規になって出てきている。これは、水源地の側の環境整備、干ばつだとか、それからそれに含めた耕作放棄地のところに造林しろとか、そういうような林と農の抱き合わせの部分がかかなりあるわけです。ですから、今度造林会議に行ったときにこういうのを見ていただいて、そしてやはりこれはこのあれには最高のメニューだぞと、そういうものを引き出しながら、そうでなくてもちょっと今おくれぎみですから、その辺もひとつよろしくお願いを申し上げたいと思っております。これは時間になりましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 以上で植松正一議員の質問を終わります。

新天文台のビジョンについて外2件を、日根野正敏議員。

○11番（日根野正敏議員） 御指名がありましたので、今定例会において大項目3件について通告に沿い、質問をしていきたいと思っております。

新天文台のビジョンについて。名寄市は、近隣に明るい大きな都市もなく、また空気も澄み渡り、天体観測には絶好のまちと言われ、晴れた日の夜には天の川の無数の星々がきれいに見られ、都会から来た来訪者は皆驚き、見とれてる姿をよく目にします。また、情報発信のためのIT化も比較的に進めやすく、天文台からの情報発信にも適していることは理解できます。しかし、市の財政逼迫の中、貴重な財源約7億円を投入しての大型事業ですので、失敗のないよう進めなければなりません。現在の市立木原天文台は、平成4年に名寄高校の先生をしていた木原秀雄氏からの寄贈を受け、今日まで担当の努力もあり、3つの超新星を発見するなど名寄市の知名度アップや経済効果にも貢献をしていますが、老朽化が進み、平成19年度より3年間めどに建てかえに向け進んでいますが、完成後の新天文台のビジョンについてお伺いをいたします。

1点目、望遠鏡の口径が現在25センチから1

50センチになると聞いていますが、その性能の違いをお伺いいたします。

2点目、プラネタリウム館も新しく併設されると聞いていますが、現在のものとの違いをお伺いをいたします。

3点目、新天文台の国内、国外を含めての規模、性能などの位置づけについてお伺いをいたします。

4点目、天文台とプラネタリウムの併設、また新しいということもあり、当初利用者の拡大も期待されますが、継続的な利用者拡大をどう考えているのかお伺いをいたします。

5点目、現在の運営時間は水曜日から日曜日の午後1時から午後7時までですが、観測時間帯が少なく、季節によっては日の入りとともに閉館ということも考えられますが、運営時間の考え方についてお伺いをいたします。

6点目、現在2名の職員体制ですが、施設の規模にも関係はしますが、人員の配置についての考えをお伺いいたします。

7点目、建物、施設は市の負担で、望遠鏡については北大の負担と聞いておりますが、建設後の運営分担はどのように考えているのかお伺いをいたします。

続きまして、新規就農者などに関する条例について。市内の農家戸数の減少については、言うまでもなく年々減少の一途をたどり、耕作放棄地についても年々増加傾向にあり、農地の流動化にも苦慮し、原油の高騰による生産費の上昇など農家経済の厳しさが続いているのが現状であります。世界的な食料事情を見たときには、地球温暖化による干ばつや災害による世界的な収穫量の減少に加え、穀物のバイオ燃料転化などで穀物相場は高騰しています。国内大手商社もこぞって諸外国の農産物生産企業に大口の投資、共同企業の拡大をしながら今後の農産物流に危機感を強めています。国内農業経済についても今後このようなこともかんがみ、必ず上昇することと想定はしますが、現状を見たとき後継者不足は明らかで、農業に意欲

と情熱のある若者を呼び寄せ、地元農業者とともに農地保全、農業の発展、反映に力を合わせるべきだと考えます。

そこで、5点についてお伺いをいたします。1点目、新規就農者の状況について、個人情報に関係もありますので、公表できるところで結構ですので、状況をお伺いいたします。

2点目、条例のPRについてですが、ホームページに就農についての案内が載っておりませんが、載せるべきと考えますが、お伺いをいたします。

3点目、名寄市の条例は、道内各市町村の就農条例と比較しても手厚い施策になっておりますが、配偶者か同居親族がいなければ該当にならないのは利用しづらく、改善するべきと考えますが、お考えをお伺いいたします。

4点目、農地を取得し、農業を始める人には手厚い条例ですが、その前段の就農に至るまでのサポート、また就農後のサポートの現状はどのようなになっているのかお伺いをいたします。

5点目、体験研修から就農研修、そして就農に至るまでの相談者や一貫した道筋の確立が必要と考えますが、お考えをお伺いをいたします。

続きまして、食育推進について大事なこと。毎日の食事は、私たちが生きていく上で最も重要なことであることは言うまでもないことですが、日本の食料自給率は昭和30年代80%近くあったのが現在は39%と主要先進国の中でも飛び抜けて低い数字であります。食料よりもお金を重ねてきた国や企業の方針が今日の現状を生んでいることは明白であります。自給率の低下とともに食べ物に対する考え方が少しずつ変化してきたように感じます。私の小さいころは、もっと食べ物に対し敬意や感謝を持っていたように思います。多くの家々には、大小の家畜が飼われ、子供から大人までその家畜の世話をし、家族同然の家畜であってもその命の恩恵を受けていた時代でありました。いただきますやもったいないなどは、その命に対する感謝や敬意のあらわれだと思います。

平成17年に国の食育基本法が制定されました。基本法の総則には、一部このことが記載されてはありましたが、基本的な施策の中には全くこのことに対する施策はなく、栄養学、流通学的なところによる食生活の改善目標が多岐にわたり記載されております。しかし、ここに載っている知識や言葉では伝わらない心の食育、命が命に支えられているというこの基本が今本当に必要なことではないかと感じます。この心の教育を今後我がまの食育推進に当たり、具体的な施策の中にどう配慮し、理解を深めていくのかお伺いをいたします。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 大きな項目で3点にわたり御質問をいただきました。1点目は私から、2点目、3点目については経済部長からの答弁となります。

新天文台のビジョンについて御質問いただきました。初めに、望遠鏡の性能の違いについてということでお答えをいたします。望遠鏡の性能は、レンズ及び鏡の直径でほぼ決まると言われております。現在木原天文台が有する望遠鏡の口径は0.25メートルであり、13.7等星まで見ることができます。1.5メートル前後の口径の望遠鏡になりますと、17.8等星まで見ることが可能であると研究者の間では言われております。明るさで申しますと、口径0.25メートルより約100倍暗い星が見られるとのことでございます。観測条件が国内トップクラスの名寄市ですと、国内に建設されている同クラスの望遠鏡よりはるかに暗い天体を身近に見ることができます。現木原天文台の望遠鏡の性能では、雑誌やテレビ等で紹介されていたが、このような天文現象をリアルタイムで直接体験することができることとなります。予定される新しい望遠鏡が実現すると、理論値で国内2番目の性能を有することになり、今まで手の届かなかった遠い天体が観測、研究できることにより、

国内外の研究者からも注目され、多目的な利用にも大きな期待が持たれているところでございます。

次に、現行のプラネタリウムとの違いについてお答えをいたします。現在市立図書館4階に設置されているプラネタリウムは、昭和45年に設置されたもので、その操作はすべてマニュアルで、星空を再現するだけの設備であります。近年プラネタリウム投影機は、デジタル時代の恩恵により飛躍的に進歩しております。こうした背景の中で新天文台に設置予定のプラネタリウム機器は、最新のデジタル技術を生かし、今までの星空を再現するだけではなく、立体的な空間をつくり、宇宙旅行疑似体験や望遠鏡からの映像を大スクリーンに映し出すことで、望遠鏡をのぞく方たちの待ち時間解消にも活用する計画でございます。また、曇った日の来館者には名寄市でしか得られない宇宙の映像をプラネタリウムで再現し、体験できるよう計画しているところでございます。

次に、新天文台の国内外での規模、性能度についてお答えをいたします。現在世界最大の光学望遠鏡は、1999年ハワイに完成した国立天文台すばる望遠鏡の口径8.2メートルです。この大きさは、宇宙の果てや他の惑星系を調べるために必要な口径と言われておりまして、有名な天文台であります。国内大型天文台での望遠鏡の最大は、兵庫県立西はりま天文台が有する口径2メートル、2番目が群馬県立ぐんま天文台が有する口径1.5メートルとなっております。名寄市の新天文台建設計画の望遠鏡については、北大側の構想で口径1.5メートル前後を予定をしているとのことですが、具体的な内容については設計段階で、まだ詳細は決定しておりません。実現しますと、国内2番目の性能を有する天文台の位置づけになると考えております。さらに、星空の条件等を含めたトータルで見ると、名寄市の新天文台は国内随一と言っても過言ではありません。また、大学と自治体との協力でつくられている天文台は全国的に初めての試みとなることから、大きな話題性を含ん

で注目されているところでございます。国際的な天文台の状況ですが、各国の国立レベルの天文台は研究者によるスケジュールが決まっているため、突発的に出現した天体の模様を自由に観測できないのが現状でございます。しかし、名寄市の天文台は研究機関として、国外では平均的な大きさですが、このような観測要望にもこたえることが可能でございます。また、国内主要大学や研究機関と連携した共同研究が実施される見通しとなっていることから、今まで解明できなかった未知の天体が明らかにされたり、新天体発見ができる可能性が大きいと考えられます。このことから、名寄市新天文台は世界からも注目される天文台として位置づけられるよう北大や研究機関との連携を強化していきたいと考えているところであります。

次に、市内外の利用拡大についてお答えをいたします。現在の木原天文台は、一般住宅に併設されており、収容人数が6人程度と小規模での対応しかできません。しかし、新天文台は道立サンピラーパーク星見の丘に建設されることから、オートキャンプ場やコテージ等の宿泊が可能であり、駐車場も確保されていることから、年間1万2,000人程度の集客を見込んでございます。また、毎年世界じゅうで注目される天文現象や突発的な天文現象及び名寄であられる低緯度オーロラの観測など、以前から注目され、実績もあることから、予想を上回る集客が見込まれると思っております。また、人間、地球、宇宙のつながりを理解し、豊かな人間性をはぐくむ場として学術交流や人材育成の場として新天文台を生かした特色あるまちづくりを進めていきたいと考えております。道北地域の学校単位での団体利用や国内大学の研究会を初め、天文学会の開催も多数見込まれていることから、現在の木原天文台を大きく上回る継続的な利用者拡大に努めるとともに、交流人口の増加や地域の活性化も担える特色あるまちづくりを目指していきたいと考えております。

次に、運営時間及び職員、人員の配置について

あわせてお答えをいたします。現在の運営時間は、御質問いただいたとおり水曜日から日曜日の午後1時から午後7時まででございます。新天文台の運営管理を進めていく上で、職員の増加は必要不可欠と考えておりますので、人員の配置によって運営時間も弾力的に対応できますので、市民の利用しやすい時間設定に心がけるよう部内で協議を進めているところであります。現在の天文台は、職員1名、嘱託職員1名で対応しておりますが、新天文台は床面積1,000平米弱を計画しており、施設の維持管理や運営面から現行体制での対応は難しいと考えているところです。今後の運営面などから、技術職員等の増員を検討しているところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、北海道大学との運営の分担について御質問いただきました。名寄市と北大では、平成17年に相互協定を結び、宇宙観測や学術交流を通して人材育成に努めることとし、協定事項の中にも地域振興に関する事などが盛り込まれております。当市では、教育、研究、観光等のあらゆる分野で天体観測を生かした特色あるまちづくりを目指しております。北海道大学大学院理学研究科では、宇宙を研究する専攻を新たに設けましたが、観測施設を所有していないために、自然科学にとって基本となる教育研究が十分に行うことができない環境にありました。北大としても早急に教育研究施設を確保する必要があったことなどから、双方において新天文台建設の機運が高まる中、施設は名寄市で、観測研究関係機器配備については北大で支援いただけるようお願いをしてきたところでございます。施設の維持管理に係る費用負担についても応分の負担をいただくことで話し合いがなされているところですが、実施設計で施設管理区分もはっきりいたしますので、改めて協議をしていくこととなります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 私からは、大きな

項目2つ目の新規就農者等に関する条例についての新規参入者の現状についてお尋ねをいただきました。お答えをいたしたいと思っています。

新規参入者の受け入れに関しましては、旧名寄市時代の平成7年3月に第1次の農業振興計画を策定し、あわせて新規就農者等に関する条例を整備し、担い手の育成確保を図るためには新規参入の受け入れも必要との考えのもとに条例を制定してきたところでございます。時同じくして平成7年9月、北海道農業担い手育成センターが設立され、連携協力して推進してまいりました。本格的な農業研修生や体験実習生の受け入れは、平成10年ころからになり、これまで農業研修生15名、体験実習生32名ほど受け入れてまいりました。その中で農業研修終了後新規参入者の状況でございますけれども、平成14年以降では8戸13名が新規参入いたしております。内訳は、独立就農が6戸11名、農家子弟との結婚によるものが2戸2名、名寄地区4戸、智恵文地区4戸となっております。経営類型は、畑作、野菜が5戸、水稲、畑作が2戸、畜産が1戸、それぞれ地域において頑張っているところでございます。近年の農業研修、体験実習受け入れの状況でございますが、北海道内においても平成12年のピーク時には道内で農業研修155件、体験実習196件、合わせて351件ございました。平成18年には農業研修35件、体験実習36件の合わせて71件と減少してきております。反面、大学生などが農業法人への就職をし、力をつけて独立というような形態が増加してきております。当市におきましてもここ数年は体験実習生2名程度の受け入れに終わっておりますが、北海道農業担い手センターと連携をいたしまして、農業に対するビジョンが明確で営農意欲旺盛な新規参入希望者の受け入れの推進に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、条例PRについてのお尋ねをいただきました。新規就農者の募集PRをホームページにと

のお尋ねでございますけれども、十分とは言えないかもしれませんが、一部載せてございます。カテゴリーのくらしの情報または窓口案内及び移住・交流情報からもアクセスできることになってございます。ホームページには、新規就農者条例の対象者、支援のほか就農者の写真、コメントを掲載させていただいております。また、北海道農業担い手育成センターのホームページにも掲載をしておりますので、ごらんをいただきたいと存じます。今後新規就農希望者に名寄農業が十分アピールできる内容とすべく、改善を図ってPRに努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

3点目の配偶者の条件についてのお尋ねでございますけれども、当市の新規就農者等に関する条例は道内でも支援水準の高い施策と考えております。農業研修中は、国の制度資金である就農支援資金や受け入れ農家からの報酬で農業研修や生活をし、就農後2年間は技術的にも経営的にも未熟なため、既存農家並みの所得を上げることは難しいことから、経営準備支援助成金月額10万円を2年間支援するなど、研修中の国、道の制度と連携をとるような支援システムとなっております。配偶者がいなければ条例の適用にならないのは利用しづらいのではないかとのお尋ねでございますけれども、御承知のとおり農業経営はなかなか一人でできる職業ではないというふうに考えておまして、条例の対象者要件にある新規就農者は配偶者もしくは同居の親族を有することとさせていただいております。ただ、結婚予定者がいるか、または同居の親族がいる場合は対象となります。独身者の場合、ややもすれば地域とうまくいかない場合や経営が立ち行かない場合などで気軽に離農されることが懸念されることもありますので、独身者の場合は条件をつけて認定をしているというふうなことで御理解をいただきたいと思っております。

次に、就農、営農のサポートについてござい

ます。現在当市において就農を目指す農業研修生はおりませんが、これまでの状況をお知らせいたしますと、新規就農希望者があった場合は名寄市農業担い手センター、これの構成につきましては行政、J A、農業委員会、普及センター、指導農業士などで協議、審査をいたします。受け入れが決まりますれば研修生受け入れに登録された農家で2年以上実践的農業研修が始まることとなります。この間は、受け入れ農家の営農から生活に至る指導も大変ですが、道の経営研修や機械研修の受講、名寄市農業担い手センターとしても座学研修や地域青年などとの交流など連携してサポートしております。1年間の研修が終わりますれば受け入れ農家、本人とも協議し、農業に対する意欲が前向きであることを確認し、農業委員会やJ Aには就農の確保に関する情報の協力をいただき、2年以上の研修終了後地域の協力を得て就農につながるよう進めてまいりました。就農後につきましても普及センターやJ Aによる営農指導や市としての各種支援をしておりますけれども、関係機関だけではなく地域の農業者や同年代の農業青年の支援協力が最も効果があるというふうに考えているところでございます。

次に、一貫した制度の確立についてのお尋ねでございます。農業担い手が高齢化し、後継者不足と言われて久しいところでございますけれども、地域の農業の実態を見ますと担い手の育成確保は避けて通れない緊急かつ重要な課題の一つと考えており、農家子弟だけではない新規参入も含めた多様な担い手の確保が必要と考えております。新規参入者の受け入れに関しましては、平成12年ごろのピーク時より希望者の数は減少してまいりましたが、道の担い手育成センターには多くの体験実習生、農業研修生希望者がテレビ電話やメールを含め営農相談などに訪れておりまして、この中から一組でも優秀な新規参入者を受け入れることができれば、地域にとって大きなプラスになると考えているところでございます。研修から就

農に至る一貫した道筋の確立とのお尋ねですが、議員言われますとおり北海道担い手センターでは各種のマニュアルも用意されております。当市にも委嘱されている就農アドバイザーがおりますし、北海道指導農業士、北海道農業士で構成される名寄地区グリーンアドバイザー協議会がサポートしてくれる体制がございます。合併後の地域センターの設置について、現在その準備中で、市、J A、農業委員会、普及センター、振興センター、農業指導士などを構成に立ち上げ、受け入れ態勢と研修体制、サポート等一貫性を持って取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、大きな項目の3つ目で食育推進についての自然に恵み、命の連鎖をどう伝えるかということについてのお尋ねをいただきました。近年食を取り巻く環境の変化や食に関する情報が多様化する中、健康や食生活における食品の安全性への関心が高まる一方で、親世代の食生活の乱れによる生活習慣病や健康障害が子供たちにまで生じており、大人だけではなく子供からの生涯食育が必要となり、国は平成17年5月に食育基本法を制定いたしました。本市におきましてもこれらの状況を踏まえまして市民一人一人が食についての知識を高め、安全で望ましい食生活を実践することが心身の健康を増進することにつながり、ひいては豊かな食文化の継承及び発展に寄与するため、平成19年度において名寄市食育推進計画を策定いたしましたところでございます。計画期間は、平成20年から24年までの5カ年とさせていただいております。各年次ごとの取り組みを実施することといたしており、計画の実施、検証、評価に関しては新たに関係機関、有識者、大学、一般市民などで組織する（仮称）名寄市食育推進協議会を設置し、食育にかかわる課題解決のため、関係者が相互に連携協力しながら、市民運動として推進してまいりたいと考えております。当市における市民の食生活、食環境の現状を踏まえ、食に関する課題を提起し、「豊かな食材、家族いっしょに

楽しい食事」をテーマに7つの推進目標を掲げさせていただきます。1つには、家族一緒に食事をとりましょう。2つには、朝御飯は一日の活力の源、毎日しっかり食べましょう。3つ目には、お米が中心、日本型食生活を食卓に取り入れましょう。4つ目には、栄養バランスのよい食事で自分の健康を見直しましょう。5つ目には、農業体験を通して、感謝の心と食の大切さを学びましょう。6つ目には、今がしゅん、名寄の新鮮野菜を食べましょう。7つ目には、名寄市は食材の宝庫、食に関する正しい情報と知識を身につけましょう。毎年次取り組み目標を定めて、推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。特に朝食の欠食をなくすこと、孤食をなくし、家族と一緒に食事をとること、早寝早起き朝御飯の取り組み、基幹産業が農業である名寄市の特徴を生かし、毎日の食卓に名寄産の食材を使おう運動など食育と地産地消を並行した取り組みで推進してまいりたいと考えております。自然の恵み、命の連鎖をどう伝えるかにつきましては、従来から取り組んでいる学校給食や農業体験などを通じ、食べ物は自然の恵みで生きることや自然界の食物連鎖について知り、自然界の中での生きている自分の存在について考えさせ、自然と大切にする心をはぐくみ、食べ物を粗末にしない心を育てなければならぬと考えております。御理解をいただきたいと思っております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） それぞれ御答弁をいただきました。天文台のほうから再質問をさせていただきます。と思っています。

望遠鏡の性能でいいますと、今までのより100倍の能力といいますか、明るさでいうと。それから、プラネタリウムも今までのような点の明かりでなくて、いわゆる立体的な星空で、模擬体験までできるということで、本当に私は余り天文に詳しくないのですけれども、楽しみにできるよ

うな感じをしておりますが、昨年建設地の地質調査といいますか、地盤調査を行っていると思うのですけれども、今後の設計から完成までのスケジュールをお伺いしたいのと、それからまだ北大側の望遠鏡の設計ができていないということでございますけれども、心配されるのは建物はできたけれども、望遠鏡がなかなかできなくて、おくれるということはないのかどうか、その辺の北大との協議の中身、もう少し詳しくお聞かせいただきたいと思っております。

それから、利用者の拡大についてですけれども、実際完成してみないとどのぐらいの増員になるかわからないと思っておりますけれども、先ほどの説明ではかなり期待できるのではないかなと思っておりますけれども、その際の入館料、それをどうするのかお伺いしたいのと、それからほかの天文台ではそれぞれオリジナルのそこそこの天文台のグッズを販売なんかもしているところも結構あるみたいなのですけれども、公園内ということでその辺のことが可能なのかどうかお伺いしたいと思っております。

それから、完成後の維持運営費については実施設計後決めていくということですのでけれども、市側の考えはどの程度の考えを持っているのかお伺いをしたいと思います。

それから、もう一点、現在の跡地ですとか建物、それから中に入っている望遠鏡ですとか、木原先生が残した手づくりの望遠鏡、それから今のプラネタリウム、それをどうするのか、まずお伺いをしたいと思います。

以上、6点になると思いますけれども、お願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいま日根野議員から北大との連携について1つ御質問がございました。北大とは、御案内のとおり平成17年に相互協定を結んで、その後ずっと研究活動も一緒に進めてきているところであります。その中で名寄に天文台を建設することについての名寄市と北大と

のニーズがそれぞれ一致したといえましょうか、そういう中で今回の運びになってきたところでございます。したがって、平成17年以来名寄に天文台を建設するという具体的なお話について北大と協議を続けてまいりました。その中で先ほど部長の答弁のように施設設備のうち、入れ物については名寄市が、そしてレンズにかかわる部分については北大がそれぞれ分担しながら、新しい天文台をつくる。北大は国立でございますので、国に予算を請求するというので、北大でもレンズの部分については正規に国に予算を請求するというので確認をとれております。そして、これについては第一、北大でも順位がございまして、予算の請求をするときに国に対しまして。その中のかなり高い順番、場合によっては1番か2番くらいの予算請求という形でまいりたいと、こういうことを確認とれているところでございます。これにつきましては、1月には島市長が北大の佐伯総長に訪問し、また2月8日には私や教育部長等が改めて北大の総長並びに北大理学院の教授や事務局ともお話をし、確認をしているところでございます。いずれにしても、相互の力を合わせて日本一星のよく見える、そういう天文台を名寄に建てたいと、こういう夢はしっかり一致しておりますので、これからも北大側としっかり連携をとりながら、今議員の御心配のように建物ができた、レンズは結局何もなかったなんていうことにはならないように運んでまいりたいと、こう思っております。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 何点が御質問いただきました。初めに、スケジュールの関係であります。平成19年度におきましては、昨年6月の補正の中で地質調査等、あるいは実施設計の部分について4,700万円ほどつけさせていただきました。平成20年度におきましては、工事監査の委託、それから工事費ということで1億6,500万円ほど予定をしております。また、21年で

ありますけれども、天文台の本体、そしてプラネタリウム、それから備品購入ということで5億2,000万円ほど予定をしております。20年、21年度で本体を着工するという状況になってございます。

それから、利用者の拡大の部分について、入館料について御質問ございました。入館料については、まだ詳細に詰めておりませんが、各地のいろんな状況を資料収集しているわけですが、余り高くても人が入らないだとか、安くてもなかなか収入が入ってこないだとかいろいろありますので、入館料にするか、あるいはプラネタリウムの観覧料だけにするのかだとか、やっぱりいろんな考え方がありますので、その辺についてはもう少し調査研究させていただきたいというふうに思っております。

それから、グッズの販売ということで、これも他の天文台等でもやっているということであります。名寄市の中でも先ほどの議員の御質問の中にも超新星を3つ発見したという部分がございますし、いろんな天文の発見をしております。そういった部分でのグッズの販売も可能な限り考えていきたいというふうに思いますし、天文台の中にもそうしたコーナーを設けて、名寄市から発信している天文のそうしたものについて、できればそうした形で実現したいというふうに思っております。

それから、維持管理運営費の関係でございますが、これについても当初から北大さんにも応分の負担をしていただくという考えでございまして、先ほども申しましたように実施設計の中で管理区分が大体明確になってきました。というのは、1階部分についてはほとんど天文台の一般開放向けということになると思いますけれども、2階部分については研究室も含めてありますし、また深夜の観測ということでは天文台本体を北大側が、あるいは北大の学生さんたちが使うということになります。そういった意味では、どの程度の時間帯

だとか日数だとかということもまだ詳細決まっておりますませんが、そういったことも含めてどのぐらいの費用負担をしていただけるか、今後詰めさせていただきたいなというふうに思っております。

それから、木原天文台の今後ということであります。木原天文台にある木原先生が作成いたしました望遠鏡については、天文台の中の展示ルームといたしますか、そういったところに展示をして、木原天文台の資料等を残していきたいというふうに思います。また、現プラ館のものについては、機械的には非常にもう古くなってきているということで、これは今のところ使えないのではないかなというふうに思っています。木原天文台の現施設については、図書館の施設の資料整備の部分での保存の部分で今後若干の間は使用させていただければなというふうに思っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） 今の答弁でちょっと何点かお伺いしたいのですけれども、実施設計はいつごろできるのかお伺いしたいのと、それから教育長の答弁ではレンズだけが北大の持ち分というか、そんな印象を受けたのですけれども、望遠鏡自体はそうしたらどっちがつくるのか、その辺もう一点お伺いしたいのと、それからプラネタリウムは私は使うとか、当然使えないと思うのですけれども、今の新しくなった天文台で展示をされる計画があるのかどうか、その点もう一点お伺いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） レンズにかかわりましては、北大が予算請求することをございまして、今予算の骨子をつくっている状況でございますが、私が知る限りでは3億円から5億円ぐらいレンズでかかるのではないかとございまして。そして、そのレンズを覆うといいましようか、筒みたいなものとか、正確に何というかわかりませんが、そういうのも当然その中には含まれて

いるということで御理解いただきたいと、こう思っております。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 実施設計の関係につきましては、今月中ということであります。6月の補正以降地質調査と並行して、8月にどういったような形での天文台ができるかということで3案ほどコンサルのほうから示されて、土地の有効活用等も含めて一つの案に考えまして、その後2カ月ぐらいかけて中身のことを協議しまして、10月に2度目の実施設計の協議をさせていただきました。それからまた、細かい部分について、先ほど言った研究室のこととか、そういった問題も含めて協議をして、12月26日に大詰めの協議をさせていただいたと。その後細かい部分でまだ詰めなければならない部分がありまして、例えば暖房の問題だとか、環境に優しいとか、そういう部分の中でもありますし、あともう少し詰めなければならない部分がありまして、まだちょっと決まっていない部分があります。しかし、3月いっぱいまでにはそうした実施設計が上がってくるということであります。

また、現プラネタリウム館でのプラネタリウム機器については、展示する予定はございません。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） わかりました。

それから、この間もポスフルの関係で光を余り空に出さないようにということで申し入れをしたということも聞いておりますが、環境を含めると日本一の天文台ができるということで、ほかの天文台を持っている町村はもとより天の川を取り戻そうということで光害防止条例を制定してきている市町村も最近多々出てきているのですけれども、私はやっぱり法的にきちっと整備をすべきでないかなというふうに思っているのですけれども、その辺のお考えをお聞かせいただきたいのと、それから3月いっぱいまで大体実施設計ができ上がる

ということでございますけれども、木原先生の御子息が東京におられて、東京なよろ会の会長もしておられて、今はもう恐らく退職されているのではないかということも考えますが、もともとその御子息は日本最大の設計会社に在籍されて、東京ドームの設計をされたと聞いておりますが、木原先生の残した遺品を展示するということでございます。展示する場所を設けるということでございますけれども、設計までとは言いませんけれども、例えば展示する部屋の内装ですとか照明ですとか、何らかの形で携わっていただけるようないきな計らいとか、そういうことは考えられないのか、その2点についてちょっとお伺いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 設計の問題については、先ほど展示ルームと言いましたけれども、玄関入って、エントランスルーム入って企画、展示コーナーといった部分で今考えているところなのです。それで、その正面に現望遠鏡についての展示といったことを考えております。ですから、ルームの設計とかなんとかということよりは、レイアウトだとか、そういったことを参考にさせていただける部分はあるのかなと思いますけれども、実際的な全体的な設計の中で今業者にお任せしておりますので、そこに入っていけるかどうかというのはちょっと非常に難しい部分があるのかなというふうに思っております。

それから、ポスフルに関しての光の害の関係ですけれども、これについても他のいろんな要望の中の一つとして、光の部分についてポスフルに申し入れておられて、光の部分については直接設計業者とお話をさせていただきまして、極力光が上に行かないような、そういったようなことを要望して、実際に設計図といいますか、配置図といいますか、そういったものを見させていただきまして、例えば駐車場の部分についてはほとんど下に入っているわけですが、ポスフル本体の部分の看板とか、そういう部分については

下から上に向かう光ということがございまして、そういった部分についても極力下に向けるような、そんなようなことでのお話をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 日根野議員から本当に心遣いをどうするかという観点で、木原先生の御子息、なよろ会の会長さんでありますけれども、気持ちをどう取り入れるかという形での御質問をいただきました。私どももなよろ会を通じまして大変お世話になってございますし、また今回の新天文台に木原先生の足跡も残すということは決まっておりますので、今山内部長から答弁したとおり展示スペースは限られると思いますけれども、そこにどう御子息のこと、木原先生の功績を残すという観点で取り入れさせていただけるか、木原会長とも少しその辺を打ち合わせをさせていただきたいというふうに思っております。本当に心遣いをするというところを忘れがちでありますけれども、御質問いただきましてありがとうございます。

光公害につきましては、今答弁したとおりなのでありますけれども、条例をつくるかどうか。条例をつくるとすれば、どのことを基準にしてつくるかと。今建築サイドの基準はあるのでありますけれども、それらを研究させていただきたいというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） わかりました。天文台は終わらせていただきます。

それでは、就農条例の関係で、時間がないので、はしょって。まず、配偶者と同居親族の条件なのですけれども、御答弁では一人でなかなかできる職業ではないと、農業は。それからまた、単独者はうまくいかなかったらすぐ離農するということも考えられるという御答弁でございますけれども、しかしこれ何十組も入れた上でそういう統計があ

るということであれば理解もできるのですけれども、まだまだ少ない経験の中でそういう条件をつけるとするのは名寄市にとっても得策ではないなというふうに私は思っているのですけれども、例えば差をつけるのであれば配偶者や同居親族いる人たちと単独者との支援の額の差をつけた形のほうが理屈に合っているのではないかなと思いますけれども、もう一度その辺の答弁をお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 配偶者についてのお尋ねを再度いただきました。今条例上はこういうふうな取り扱いをさせていただいておりますということで、御理解いただきたいと思っております。今農業も目まぐるしく変わるような状況でございますし、また道の担い手センターのほうとも連絡をとり合ってどういう実態にあるのか等々について、先ほどお話ありましたように法人のほうで大学を卒業されてから力をつけて、そして今度個人に行かれるというような事例もあるように聞いておりますから、そこら辺の実態を踏まえて、また検討すべきことがあるかどうかということも踏まえていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） ぜひ検討していただきたいと思います。

それから、一貫した制度の確立ということで、今地域センターの立ち上げを準備しているということでございますけれども、その全体的なイメージ、当然新規就農や担い手支援の拠点になるのだろうなというような感じは受けるのですけれども、今まちが考えている全体的なイメージについてももう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 申しわけないのですけれども、まだ申し上げる段階までには至っていないというふうに思います。新年度を含めて早速にそういった体制をとりたいというふうに、設

置に向けてセンター機能を充実させたいというふうに考えておりますので、また御相談する機会がありましたら御相談し、またお話をさせていただくときがありましたらお話をしていきたいと思えます。もうちょっとお時間いただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） 就農については終わらせていただきます。

それから、食育に関してですけれども、名寄市でも食育というのは本当に多岐にわたった分野で、なかなかとらえどころがないといえないのですけれども、あるといえばあるのですけれども、名寄市でも食育推進の中で朝御飯を食べようですか、孤食をなくそうという取り組みをされているのですけれども、世界的に見たときには今8億5,000万人の飢えに苦しむ人々がいて、毎日2万4,000人の人が餓死で亡くなっているということを考えると、本当に名寄市の取り組みというのは豊かさの上に成り立つ悩みなのかなというふうに感じますけれども、今豊かな中で本当に教えなければならぬのは、やはり命の上に命が成り立っているということではないかなというふうに私は感じているのですけれども、私自身もどうすれば解決するという策はないのですけれども、答弁では給食や農業体験の中で育てていくということでもございましたけれども、どうもびんとこないというか、その中でどういうふうに教えていくのか、わかる範囲でいいですけれども、教えていただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 失礼申し上げました。食育の計画につきましては、先般答申をいただいて、報告の中で市長のほうに提出していただきました。できたばかりでございます。議論の中では、健康、保健師が扱う分野、それから学校で、学校給食もそうなのですけれども、一般の学校教育で扱う分野、給食で扱う分野、それから私ども

のほうの農務課、いわゆるつくる側といいたいでしょうか、安全、安心を生産する側といいたいでしょうか、そういった部分であります。その部分の中でいろんな御意見を賜りました。今度は、推進委員会を立ち上げるというふうなことで先ほどお話し申し上げましたが、その中でどういうふうに進捗をするのか。先ほど7つの目標を掲げましたので、それらに向けて具体的なアクションが6つほどあります。それらについては後ほどお示しますが、そんなことでまた検討していきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） 子供たちに教えるというよりも本当は大人たちが気づかなければならないと思うのですけれども、なかなかその辺も難しいのではないかなと思いますけれども、最低でももうすぐ社会で働く名寄の大学生あたりには、これがいいのかわかりませんが、食肉センターの一貫の流れを見せるとか、そういうことも必要でないかなと思いますし、それから教育長にお伺いいたしますけれども、現代の学校の中で家畜を飼うことは可能なかどうか、その辺お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 時間もございませんが、超えてもよろしゅうございますか。食育の問題は、学校教育にも大きくかかわりのあるところがございます、医食同源というのでしょうか、そういう言葉がありますが、私は医食とをあわせて学ぶことと食事とは大きなかわりがある。学食同源ということもお話ししているところでございます。そういう中では、学校教育でどう取り組んでいくか。1つは、生き物を学校の中で飼う。それから、植物を育てる。こういうことは各学校がやっております。花から始まって金魚とか魚とかやっているわけですが、今家畜というお話がございました。かつてある報道があったのでございますが、豚だったと思っております。豚を飼育した。そ

して、小さい子豚をもらってきて飼育した。そして、どんどん大きくなってきた。そして、豚は最後どうなるか。そこで、大変大きな問題。大きなというのは、クラスの中で大きな問題になったということがございます。そんなことを考えますと、今いわゆる家畜というのは教育現場では難しいのかなと、こんなことを考えたりしておりますが、家畜ではなくてほかの生命あるものを育てることによって、やはり育て、やがては死んでいくというこの営みをしっかり覚えさせると同時に、そういうものを食べながら私たちは生きているということも教えていかなければならない。そして、平成20年度からは2人栄養教諭が誕生する予定になっております。今受験いたします、栄養教諭の。その受験で恐らく合格すると思っておりますので、間違いなく合格すると思っておりますが、2名が学校に配置になりますので、その栄養教諭を通しながら、今のお話のようなこともしっかりと指導できる体制をつくっていききたいと、このように考えております。

○議長（小野寺一知議員） 以上で日根野正敏議員の質問を終わります。

15時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時15分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

任期半ばを迎えた島市政から外2件を、大石健二議員。

○5番（大石健二議員） 御指名をいただきましたので、これより3件5項目について順次質問を行います。

まず最初に、新名寄市長として任期4年の折り返しの2年目を迎えます島市政についてお伺いをいたします。島市長は、平成18年3月27日の旧名寄市と旧風連町との合併によって同年4月23日に行われた市長選挙で当選をされ、新名寄市

の初代市長として間もなく在任2年目を迎えます。初代市長として、上半期2年の在任期間を顧みてどのように自己採点をし、自己評価をされているのかお伺いをいたします。また、その自己評価を踏まえた上で、残り下半期2年間の課題と展望にどのように取り組まれるか、その方針と姿勢についてお聞きをいたします。

質問2件目のうち、名寄市における危機管理体制についてお伺いをいたします。さて、この危機管理ですが、リスクマネジメント、セキュリティーマネジメントあるいはクライシスマネジメントとその呼称はさまざまでございます。ところで、この危機管理の世界ではよく引き合いに出される言葉で、予測できなかったことが起きたことについては地域社会から受容されるが、予測できたことが起きたことについては地域社会から受容されにくいということになっています。改めて申し上げるまでもなく、前者は天災や不測の災害であり、後者は不手際、不祥事、事件、事故を指しています。この前者の防災にかかわる体制については、午前中の佐々木議員が触れておられましたので、またの機会に譲るとして、今定例会での私の質問は後者の予測されたことが起きた不手際、不祥事、事件、事故に対する現状の名寄市の危機管理体制とあるべき危機管理体制についてそれぞれお伺いをいたします。

引き続き同じく2件目の名寄市の法務執務体制についてお聞きをいたします。私は、昨年4月の名寄市議会改選で議席に着いて以来今日まで、議会に提案された幾つかの条例にいささか首を傾げざるを得ない場面に遭遇いたしております。一例を挙げれば、当初の提案から半年余が経過し、さらには検討の余地を残しながらも結果として実効を上げるまでには至らなかった名寄市特別用途地区建築条例が挙げられようかと思えます。このほかにも執行上、必須とされるべき条例そのものが未整備であった上に、加えて後日修正され、本来の派遣先が消失した名寄市市職員の派遣条例に関

する制定、そのほか市営住宅の配管設備にかかわる損害賠償など、数え上げれば一例にとどまりません。いずれも既に決着を見たとはいえ、その過程においては実際の訴訟行為、調停などの係争にまで発展しており、行政執行上あるいは行政運営上で公務執行に支障を来しているように思えてなりません。名寄市の条例立案過程及び法制体制についてお知らせをいただきたいというふうに考えております。

3件目の質問、教育基本法の改正についてお聞きをいたします。2008年は、学校改革の年と言われています。この学校改革の大もとは、教育憲法あるいは教育憲章とも呼ばれる教育基本法が戦後60年ぶりに全部が改正されたことによるものです。教育の憲法あるいは憲章が変わったことにより、学校教育法、教育職員免許法及び教育公務員特例法あるいは地方教育行政の組織及び運営に関する法律のいわゆる教育関連3法が昨年6月に改正されました。この3法は、いずれも本年4月からの実施となっております。法改正の底流にあるものが何かについては論議の分かれるところでもあります。過日の教育行政執行方針の中では大変残念ながら制度全体として何を目指し、その結果、学校がどのように変わるのか、この点について踏み込んだ説明、いささか書き込みが不足しているように思えてなりません。

そこで、この法改正により名寄市における学校改革の具体的な仕組みあるいは取り組みについてお知らせを願います。また、あわせてこの制度改正に伴い、新年度スタートに向けた名寄市における学校の集団としての指導力あるいは学力、経営力、こうした概念で言われている学校力が前述の法改正によってどのように向上するのかお知らせを願います。

以上でこの場での質問を終えます。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 大石議員から3項目にわたっての質問をいただきました。2項目めにつ

きましては総務部長から、3項目めにつきましては教育部長から答弁をしていただきます。

1項目めの任期半ばを迎えた島市政からということで質問をいただきました。おかげをもちまして市長に就任して、間もなく2年を終えようとしております。上半期という表現が適当かどうかわかりませんが、私は選挙の際にも市民と約束をいたしました。合併によって新しい名寄市が誕生したわけでありますから、合併時に約束をしたことをスピード感を持って実行していく、このことが私に与えられた大きな責任と、このように自覚をしながら、特に風連地区、名寄地区というようなこだわりをできるだけ早く一掃して、一体感を持ったまちづくりをしたいという気持ちで今日まで臨んでおります。週2回風連庁舎勤務という体制もつくらせていただきました。年間確実に履行できたかといいますと、他の日程等でどうしても風連庁舎勤務というのでできない時間もあるわけですが、風連庁舎に配置をいたしました経済部、建設水道部の所管の会議等についてはできるだけ私の風連庁舎勤務の時間との調整を図っていただいて、会議出席者の皆さん方がそれぞれの部署のある事務所内での会議に努めてきたところでございます。今地方自治体は、大きな転換期にあると、このように押さえております。さきの議員の質問の中でも地方分権下における地方にそのような受け皿も含めて行財政の基盤ができているのかと、このような質問等をいただいてまいりました。残念ながら、国、地方ともに高度成長期の社会基盤の整備で相当進んだとはいいながら、その大方を借金によって整備を進めてきたということで、その償還期が重圧になって自主財源を踏み出すことに大変苦悩している現実があります。そういう意味では、これからも新名寄市の社会基盤整備は新市建設計画の中で多くの市民要望がありますけれども、しっかりと優先順位を協議をいただいて、その中で合併特例債、また過疎債も制度がぜひ残ってほしいというふうに思っております

が、そうした国などの財政支援のある仕組みを有効に活用しながら、新名寄市建設計画に努めていきたいと、このように思っているところであります。

次に、市政推進の基本的な方針についても今まで述べておりますが、風連、名寄両地区それぞれ百有余年の歴史を持って合併をいたしました。この合併が市民の皆さんの評価の中で合併してよかったと、こういう結果を出さなければ、合併の意義が認められないと、こんなふうに思っております。それだけに早急に地域自治組織の確立、さらには自治基本条例の制定、このことにもしっかりと取り組みをしていかなければならないと、そのように認識をしておりますし、行財政改革推進計画により組織の再編整備、このことによる職員の削減等についても計画的に進めてまいらなければならないと、このように思っております。全国的にも例の余りない分庁方式を採用いたしましたので、このことの検証もしっかりしていかなければならないと、このようにも考えているところでございます。毎年の職員の配置がえ等異動によって、的確に市民ニーズにこたえる行政運営に努めてまいりたいと考えております。

後半の下半期ということになるかもしれませんが、残された任期の課題についてのお尋ねがありました。合併による一体感をつくらなければならないという総論での方向は固まりました。残された四十数件の事務事業の統一をしっかりと進めなければならないと、このように考えているところであります。中には、合併協議の狭間にあったもので、市民団体等の御理解、御協力がなければこれら解決しない分野もありますけれども、今日まで手がけてきた各種事業を軌道に乗せること、さらには大学、市立病院の運営、道の駅、風連本町の再開発事業など一定の期限を持っている事業については、しっかりとした完結まで進めなければならないと、このように思っているところでございます。いずれにいたしましても、新総合計画を基本とし

て両地区の均衡ある発展を念頭に、総合計画の前期計画を推進し、市民の負託にこたえるように努めてまいります。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 私からは、名寄市の危機管理と法制執務についてお答えをさせていただきます。

初めに、危機管理体制についてであります。万一行政執行上の不手際や不祥事、事件、事故が起きた場合のいわゆる危機管理につきましては、それら事案の重大性の度合いや発生の原因、背景、経過等を把握する中で、担当部局と総務部、さらには副市長、市長において組織的な対応をとることとしております。不祥事等は、あってはならないことであり、その未然の防止として全庁的な対応につきましては部内における相互チェック体制、職階によるそれぞれの立場におけるチェック等を通じて適正な事務の執行に努めているところであります。

次に、条例制定過程及び法制執務体制についてもお尋ねをいただきました。条例の制定につきましては、地方自治法で条例制定が義務づけられているものと名寄市が独自に判断をして制定するものがありますが、いずれの場合におきましても当該条例案を所管をする原課におきまして起案をし、上部決裁を受けた後、総務部法制担当におきまして法制面から不都合がないかどうかの審査を行った上で、理事者決裁を得て議案として提出する手順を踏んでおります。法制執務体制につきましては、合併後の新市における組織機構の中で総務部に条例制定等の法務を担当するセクションを設け、法制執務体制の強化を図ったところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、改正教育基本法から名寄市の学校力は高まるかについてお答えをいたします。

教育基本法の改正を受け、緊急に必要とされる

教育制度の改正について、国会の審議を経て教育関連3法案が可決されました。学校教育法の改正では、教育基本法の新しい教育理念を踏まえて義務教育の目標を定めるとともに、確かな学力をはぐくむ重視すべき点が明確化され、学校における組織運営体制や指導体制の確立を図るため、副校長などの職を設けることになりました。また、学校運営では学校評価を行い、教育活動、その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供することになりました。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正では、教育委員会の基本的な方針の策定や活動の点検、評価など責任体制が明確化されるとともに、体制の充実や教育行政における地方分権の推進も明記されました。教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正では、教育免許の導入、分限処分を受けた者の免許状の取り扱い、指導が不適切な教員の人事管理の厳格化が示されたところであります。改正されました教育関連3法案につきましては、小中学校関係者へ周知徹底を図り、教育委員会内部でも適切な執行ができるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。学校力の向上では、改正により教育現場が一新され、将来において教育再生の効果が出てくると確信しておりますし、着実な取り組みをすることで学校力の向上が図られると考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） それぞれ御回答いただきありがとうございます。いただいた回答をもとにいささか順不同とはなりますが、再質問させていただきたいと思っております。

最初に、2件目の名寄市の危機管理と法制執務についてお伺いをしてまいります。答弁をお聞きしてちょっと感じたのは、危機管理に対する名寄市の対応がどうにも希薄だなという感じがいたしました。危機管理の十分な対応を怠ると、最近では政府のセクションで大きな事故が起きました。

その中で対応する対応ぶりが二転三転して、組織自体のありようとか信頼が揺らいでいると。また、近くは道内の自治体で生活保護費にかかわるその処理と対応と対策が非常に未熟で稚拙で、地域住民の受容が得られないというような事態にまで発展をしております。それが国の機関であれ、よそ様の自治体の危機であろうと、それを対岸の火事と見るか、あるいは他山の石とするか、それはやはり危機管理に対する意識の根底にあるように思えてなりません。

危機管理というのは、文字どおり危機を起こさない。未然に防止するための管理、あるいはダメージを最小限にとどめるダメージコントロールというふうにも言われているようですが、こうした名寄市における危機管理の対応の甘さから、組織が危ぶまれるというような事態にまで発展しないための危機管理体制が必要だろうと私は思います。たまたま最近発行されました広報なよの3月号の巻頭のページにリードの部分がありますが、そこでも図らずも書いている部分があります。ちょっと読んでみます。自治体の破綻が現実として起こり得る今、これからも生き生きとした云々というふうに、こう書いてあるのです。何げなく筆をとったのかもしれませんが、自治体の破綻が現実として起こり得る今というふうに潜在的にでも職員の方はどこかで危機管理意識というのがあるのだろうと。危機管理というのは、平常時、緊急時、収束時に従った体制がなければ、名寄市においても万々が一の、ちょっと大変語弊あるかと思いますが、不祥事、不手際、事件、事故があったときにとんでもない、未熟で稚拙な対応に陥ることにはなりはしないかという懸念がいたしますが、組織のスリム化ということで随分代表質問、一般質問の中でも取り上げられているのですが、危機管理部門に対する充実した体制を組むお考えがあるかどうか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 広報で触れている部分につきましては、現実には道内の自治体が財政破綻をしたということも引き合いに出して、よそごとではないと申しますか、とりわけ財政健全化法がこれから適用される状況の中では、しっかりと財政運営をしていかなければならないという、そういった意味での表現であったと考えております。

危機管理体制、特にチェック体制の充実につきましては、その重要性は十分認識をしておりますが、組織としての限られた陣容の中で、可能な体制をとらせていただいているということで御理解をいただきたいと思います。市民の税金を扱う公務員としての倫理も含めて資質の向上に努めて、それぞれの立場からチェックをしております、さらに会計あるいは監査機関における適切な対応なり、さらには議会のチェックもいただいているということでございまして、しっかりとこれらについては対応してまいりたいと考えておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 時間の配分を考えながら、再質問をさせていただきます。

続いて、名寄市の法務執務についてお聞きをいたします。この代表質問、一般質問でも随分条例にかかわる質問等あるいは答弁等がございました。先ほどの光に関するような条例について御質問があったかなと思いますが、地方分権が進んで、地方の自主自立、自己決定が強くと求められていく中で、住民ニーズに対応した地域社会を構築していく責務から、政策実現のための有効な法的な手段となるのは条例、規則だろうというふうに思います。これから名寄市は、自治基本条例あるいは議会は今、議会改革特別委員会、いずれ議会基本条例、そういった関連する条例も多分出てくるだろうと思います。実にさまざまな条例、規則の立案、施行、策定、いろんな要素が絡まって、そういう先ほど申し上げた法制事務の重要性は一層高まっていくだろうと私考えております。ただ、残念な

がら先ほど登壇して御質問申し上げた原課でつくり上げていた条例に、これまた語弊があらうかと思いますが、いささか瑕疵が見受けられたということで、原課において立案するであろう素案の条例の部分に策定する原課の中でいささか法制執務に対する能力にばらつきがあるのではないのかと。そうした法務執務に対する職員の養成もこれからは必要になってくるだろう。今までのようにお国からコピー、ひな形おりてくるような時代ではなくなっていくだろうと思います。自治体の中でたたき台をつくって、いろんなプロセスを経て議会に諮って施行ということになるのだろうと思いますが、現行の原課における立案形成能力、あるいは先ほどお伺いをしたステップを聞いていて、果たしてこれからの政策実現のための法的手段としての条例、規則の制定にそごは来さないのか、再度お聞きします。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） ただいま御指摘のございました原課ごとに法務を担当する職員を養成してはどうかということにつきましては、国や道の体制から見ましても人的配置が可能であれば、よりそういったことが望ましいということは認識をしておりますが、当市の組織機構から見て非常に難しいものがありますので、職員研修等を通じて職員全般の法務能力を高めるということを図って、ぜひ原課での政策立案や条例制定実務のレベルアップを図ってまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 続きまして、教育基本法の改正に伴う学校力は高まるかという点についてお聞きをしてみたいです。

先ほど山内教育部長のほうから今回の制度改正では、学校に副校長あるいは主幹の設置、教職大学院の創設、あるいは指導力不足に対する教員への厳格な対応、教員免許更新のための講習準備、そういった点についてお知らせをいただいたのですが、今回の制度改正で学校力以前に本当に先生

一人一人の授業の向上につながっていくのかどうか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 今回の教育基本法の改正によりまして、職員等の免許法の改正とか、そういった部分の中で教員の資質を向上させるという部分がありますし、あるいは現在教壇に立っていて、何らかのふぐあいがあるといった部分の中でも研修を通じて資質の向上を図る。あるいは、教員免許状の10年ごとの研修修了、そんなことで教員の資質を高めるということがございます。そういった部分の中では、子供たちへの教育への成果というか、影響というか、そういったことも当然出てくるのだというふうに思っております。以上です。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 文科省がおとし公立小中学校の先生を対象に実施した勤務実態調査というのがあるのですが、1カ月当たりの残業時間が40年前の8時間から34時間へとほぼ4倍強にふえているというふうになっています。とりわけ事務的な業務が月に22時間近くもふえているというふうに書いてございます。現実にはこれは大都会の教員の先生だけの問題なのか、あるいは名寄市のこうした中核都市における教職員はこうではないのか、実態はどうなのかお知らせいただけますか。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 今残業時間の部分について話されましたけれども、ちょっと私手元に持っておりませんが、実際に私も事務をしておりまして道教委なり上川教育局、そういったところからの文書というのは非常に多くございます。そういった意味では、逐次学校にそういった情報を流して、あるいは調査項目等もございまして、そういった部分、校長、教頭を通じて職員の方にも流れていくと。そういったことでの事務もありますし、また学習の準備というか、教員にとって

は学習の準備といったことも含めてございます。そういった意味では、そういった事務の流れ、私自身の考えですけれども、そういった事務がもう少し簡略化されないかなというふうな、そういったような思いもありますけれども、現状の中では学校の教育以外にそういったような事務的な手続の問題がいろいろ流れてくるということで、学校現場では非常に忙しい思いをしているのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 今お手元に資料がないということですので、私もちょっと突っ込みがたいなと思ったのですけれども、ただ具体的に決して大都会だけの問題だけではないに、名寄市の学校における教員の皆さんの事務量はふえている。それは、時間数はちょっと把握はできないのかもしれませんが、ただいろんな御大層な改革案がいっぱい出ているのですけれども、いっそのことこういう例えば学校の先生の力量を向上させると。そのためには、そうした事務量を負担してあげるといふような、むしろ具体的な事務職員の配置だとか、そういったことをお考えになっているのかどうかということ、資料をもとに、お持ちでないということであるので、お答えできるかどうかちょっと不安なのですけれども、一応聞いてみます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 教員あるいは事務員の配置については、学校の生徒数に応じて決められてくるということがございますので、それ以外に配置をするということになると独自での取り組みということになります。現状においては、名寄市独自で配置をするという部分には、今ちょっとそういう状況にはないというふうに思いますので、現状の中でより効率的な事務処理あるいは学習へ準備ということが求められるのかなというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 先ほどから制度改正で何点かお知らせをいただいたのですが、肝心かなめなことなのですけれども、名寄市の学校には副校長だとか主幹を置くのか、あるいは教職大学院が創設をされて、こちらのほうに通う先生はいるのか、あるいは指導力不足と指摘あるいは認定という言葉が当たっているかどうかわかりませんが、こうした先生に対してどのようにして対処していくのかお教えいただけますか。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 今回の学校教育法では、ただいまお話しのように副校長とか主幹教諭とか指導教諭とか、こういうものが新たに設置できるということになりました。しかし、現在のところ北海道教育委員会では各市町村にそういう職名を持った教諭を配置するという事は具体的には聞いておりません。したがって、名寄では新年度副校長とか主幹教諭とか、こういうのは置かないという方向で進んでおります。もちろん名寄市独自でも置く予定はございません。このことに関しましては、やはり他の都府県などでは既に副校長などを置いているところもございまして、そういうところの教育成果といましようか、こういうこともよく確かめた上でやはり名寄市も考えてまいりたいと、こう思っているところでございます。

それから、教職員非常に多忙になっているということは事実でございますが、今部長は事務的な量も多くなってきているというお話もございました。そして、もう一つは、やはり以前の教育と大きく違う部分は、今は地域と、あるいは保護者と密着した教育が進められている。そういう中で子供と接すると同じとはいかないにしても、保護者や地域とも接する教員が非常に多くなってきた。そういう中で、例えばクラスだよりだとか学年だよりだとか、あるいは何だよりだとか、こういうものも一生懸命つくっている先生が多いのでございます。こういうものもやはり先生方の事務量を

ふやしている。しかし、これはあくまでも先生方の熱意といえますか、出せという決まりは教育委員会で作っていませんので、クラスだよりとか、そういうものは出さなくてもいいわけですが、先生方の情熱で出している。そういうことが結果的に時間を、いわゆる超勤のような形になっている。しかし、これについてはやはり何とかしなければならないというのは北海道教育委員会自体も考えておまして、上川管内でも超過勤務解消検討委員会というのを今立ち上げております。そういう中で具体的に学校では、どういうことをすることによって先生方のそういう負担を軽減していくか、超過時間を少なくしていくか、こういうことを今検討しておりますので、それらの推移とか結果も見ながら、また名寄も効果的な方法に取り組んでいきたい。ただ、人をふやせば減るといって、ちょっとそういうレベルとは違うのかなという私の感触もあるのでございます。今大変そういう意味では、教育の営みは複雑多岐にわたっているということがやはり言えるのじゃないか。こういう根深いものがあるという、そんなことも御理解いただければと。そういう大変な中で、今お話しのように教職員の中にも心的にもやや疲れてくる先生もいたりします。しかし、これはやはり教育に情熱を持っているがゆえに疲れてくるのではないかと私は思っているのであります。楽であれば余り疲れしないのではないかと。そういうことから、やはりしっかりとケアを教育委員会が考えていかなければならない。サポートしていかなければならないと、こう思ったりしております。疲れたから、ではもうおやめくださいということにはならないと思うのであります。しっかりとサポートする体制を持っていくと。

それから、もう一つ、これとは少し角度が違う不適格といえますか、どうも指導がうまくいかないとか、こういう教員については即効薬はないのでございますが、もしそういう先生が名寄にいたとしたら、学校を中心に教育委員会がイニシ

アチブをとる中で、やはり根気強くその先生を育てることも大切だと思うのであります。そういう中で全体の教育力を高めていく、こういうことを基本に考えていかなければならないと、こんなことを思っているところです。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 今までお聞きをされていて、今回の教育基本法の改正で名寄市にどのような変革をもたらすかなというふうにお聞きをしていたのですが、余り変革はもたらせられないのかなという気を強くいたしました。

もう一点、この改正に伴って学校ごとに学校地域支援本部という組織をつくりなさいみたいな内容があるかと思うのですが、この学校地域支援本部というのを御説明いただければありがたいのですが。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 先日の道新にも出ておりましたけれども、本年度から文科省の関係で北海道の中では60の市町村が学校地域支援本部をつくるという状況になっております。これは、地域ぐるみで学校運営を支援する体制をつくっていくということになっております。全国では、1,800カ所というふう聞いておりますけれども、この中では地域の教育会議、教育協議会のようなものを立ち上げるということでありまして、この協議会の構成につきましては、学校長でありますとか教職員、PTA関係者、自治会関係者、公民館長、そんなことでの協議会ということでありまして、またそのもとには地域コーディネーターも設置をするということになっています。この地域コーディネーターにつきましては、退職の教職員だとかPTAの経験者だとか、そういった方々を設置をしますということでありまして、また、学校の支援ボランティアにつきましても、そういった方々をお願いするということになりますけれども、これは無償ということになっておりますから、その辺の状況についても地域の協力を得なければな

らないのかなというふうに思っています。この学校支援地域の活動でございますけれども、学習支援活動はもちろんでございますけれども、部活動の支援、あるいはこれはクラブ活動の指導者の支援ということになります。また、環境整備でいきますと校内環境整備の支援ということで、これらには造園関係者だとか電気だとか、そういった方の協力も得ているということになります。また、登下校の安全確保ということでは、保護者あるいは自治会の皆さんの支援を受ける。それから、学校行事の開催等につきましてもそうした行事を共同でやっていくだとか、そういったことでございます。この学校支援の部分につきましては、中学校区ごとにそういったものを立ち上げるということになっております。

名寄市におきましては、平成20年度でこの事業については手を挙げてございませんけれども、先日の高見議員の御質問にもお答えした部分の中で、名寄市では東小のコミュニティーカレッジだとか、あるいは風連下多寄小学校のコミュニティースクール、あるいは各学校におけるウイークエンドの学校支援事業、そういったことを実施してございます。また、小学校区ごとには安心会議が平成19年度全部の小学校区に立ち上がって、その中では地域の町内会の皆さん、そしてPTAの皆さんも入って子供たちの安全を守るということでもあります。そういった意味では、この学校支援と若干形は違いますけれども、そうした地域の協力を得て学校と共同で事業を実施するという素地は名寄市内でございますので、この学校支援地域が平成20年度道内の60で実施をされるということでございますので、それらの状況を見ながら、私どものこれらの今ございますそうした組織と学校支援の平成20年度から始まる組織とがぶつかり合わないような形のそうしたような組織ができるのかどうか、これから検討してまいりたいなというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） もう一点、ちょっと文科省が行った調査の中で、病気で休職する先生がこの10年で倍増しているという記述がございました。とりわけ心的要因で休職する先生が3.4倍増となっていると。問題を抱えた先生がふえれば、やはりそれは学校全体の士気や、ひいては教育行政にも暗い影を落としかねないというふうに考えるのですけれども、名寄市における病気で休職している先生の数、あるいはこのうち心的要因で休職をされている先生の数というのは押さえておられるのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 現状で教職員の病気による欠勤者のうちで、心的要因で休まれている方というのは数名いるわけでございますけれども、これは本人のプライバシーもありますので、正確な人数については申し上げられませんので、その点については御理解いただきたいというふうに思います。

心的要因で欠勤になっているという原因につきましては、子供たちとの間の溝や、あるいは苦情への対応など、そうした関係者のトラブル、そういったこともいろんな要因があると推測されますけれども、こうしたことでの要因を取り除くためには職場全体でのメンタルヘルスの研修、あるいはそうした健康管理の啓発、そんなことが必要なのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 最後に、大変島市長から御丁寧な答弁をいただきました。私のほうから島市長の自己評価に対してとやかく言う筋合いのものは何もないわけですから、これは深追いをするつもりは毛頭ありませんので、この程度にとどめておきたいのですが、ただ来年のこの時期、再来年の12月というふうに、また折々に市長の評価についてお聞きをしてみたいなというふうに考えています。

私昨年の4月の議会の改選で議席をいただいているのですが、その間定例会の通知をいただいているのです。島市長が小野寺議長にあてて、小野寺議長から招集の通知というのをいただいています。私いただいて文書を拝見している中で、島市長は市長選挙、私どもは市議会議員選挙で、それぞれ別個の選挙でこの議場に臨んでいるのですけれども、市長が私たち議員に対する招集権というのに非常に違和感があるのですけれども、私は小野寺議長が第1回定例会を招集しますので、集まれというような通知をいただければ何ら違和感はないのです。ただ、島市長から定例会を開くから集まれというような通知というのはとても違和感があるのですが、島市長、いかがですか。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 大変恐れ多いことをやっているのかもしれませんが、しかし、自治法で執行責任を遂行するに当たって、議員の皆さんの御議論をいただいて執行をスムーズにすると、こういう自治法の精神だというふうに思っております。もちろん議員の皆さんの4分の1だったでしょうか、発議があれば議長が当然議会を招集するということに相なっているわけございまして、私はこれから地方制度調査会、今第29次でしょうか、やっております、地方制度のこれからも進化をし続けるのではないかと、こんなふうに思っております、現在の日本における地方自治の進め方については首長に招集権を与えていただいていると、こういうことでございますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） いずれ先ほども申し上げたかなと思うのですが、議論の対象になるかどうか分かりませんが、議会基本条例で市民懇話会、あるいは私どもで組織設置をした議会改革特別委員会で、招集権というのは現在のところ市長の専属権ですけれども、これについてもやはり国の法律、地方自治法の101条でたしか書いてござい

ましたけれども、論議の対象にしていいだろうと。国の法律が絶対無謬ということにはなり得ないわけですから、ぜひとも市民懇話会のほうでも私どもの議会改革特別委員会のほうでも論議の対象としていただきたいなというふうに考えております。

もう一点、市長と議会のかかわりについて、この際だからお聞きしようかなと思うのですが、2006年に地方自治法が大幅に改正されて、暦年で年4回以内の定例会の開催というのがございます。これが削除されまして、回数の制限がなくなっています。ですから、年6回でも毎月開催でも理論上は可能だろうというふうに考えます。一方で、開催の回数を減らして会期を大幅に延長するというような手法をとっている自治体もございまして。2006年に改正されているのですが、私が議席をいただく前にもう変わっていたということなのですけれども、島市長はこれから論議の対象になっていくのだろうとは思っているのですけれども、定例会の開催回数もしくは会期について、今の段階で結構なのですが、どのようなお考えをお持ちなのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 自治法の中では、条例で定めることができるというふうになっておりますから、最近の事例では年4回をふやす、あるいは減らすというような事例を私どもも情報としていただいております。会計年度の関係もあるのかもしれませんが、3月、6月、9月、12月と、こういうバランスがありまして、自治体によっては3月の定例会が2月からと。今回名寄の場合には、2月から3月にかけてということでありまして、恐らく臨時会という運用もありますから、定例会をどうするのかというのは日本の地方自治体における一定の経験則から、こういう落ちつきになっているのではないかなと。私どもも定例会以外に臨時会をお願いをして、緊急性のある契約ですとか懸案の事項等について御議論をいただいているケースがありますから、余り回数を多く持つとい

う積極的な意識は持っておりません。臨時会等の対応でいいのではないかと。ただ、ヨーロッパですとかアメリカですとか、私は余り行ってはいませんが、議員の数を多くすればいいのか、少なくすればいいのかということも含めて、その国によって特色があるなど。しかも、若い職業を持っている方が議員に出てくる場合にどういう条件が整っていると出やすいのかと。こういうことも、これは議会の領域まで口を挟む気はありませんけれども、しっかりと考えていかねばならないことなのかなと。そういうことを考えますと、おのずと議会の会期の問題ですとか開催する時間の問題ですとか、やはりいろいろな案が出てくるのかなと、こんなふうに思っております。余り明確な答弁にはなっていないかもしれませんが、そういう印象であります。

○議長（小野寺一知識員） 以上で大石健二議員の質問を終わります。

名寄市の雪対策について外1件を、持田健議員。

○7番（持田 健議員） ただいま議長より御指名をいただきましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。

大きい項目の1点目、名寄市の雪対策についてでございます。南地区に雪堆積場を新設についてお尋ねいたします。雪対策の大きな柱は、降った雪をかき分け、除雪をする作業と道路わきなどに積み上げた雪を排雪する運搬作業の大きな2つに分かれております。名寄市の降雪量は、過去の5年間平均は6メートル32センチ、ことしも1月末で5メートル96センチと大雪が降っております。前年同時期4メートル66センチに比べ130センチも大幅に多く、したがって排雪量も多くなり、現在名寄市の指定雪堆積場は5カ所ございますが、これは臨時を2カ所含んでであります。いずれも北地区でございます。中心市街地、南地区近傍には雪堆積場がありません。排雪に係る費用は、除雪に係る費用の約80倍と言われております。南地区に雪堆積場を新設した場合、運搬に

要する時間、距離、使用燃料等は北地区に運搬する場合に比べ約半分以下と推定されます。また、南地区に雪堆積場を設けた場合、搬入台数は多く、ダンプの数は少なく運用できると思いますので、ぜひ南地区にそういうところを考えていただきたい。冬期間を通して比較してみれば降雪量により除排雪の回数は異なると思いますが、石油類の価格の高騰、厳しい財政の折、除排雪地区の近傍に雪堆積場があれば雪対策に対する経費の削減につながり、またエコロジーの面からも有効な対策と考えますので、天塩川河川敷等の活用についてぜひ開発局等と交渉していただきたいと思っております。

次に、道路への雪出し対策についてお尋ねいたします。近年機械を持つ事業者や個人に除雪を委託する事業所や家庭がふえてきていますが、雪置き場を確保しないで門口や敷地内の雪を道路わきや交差点に積み上げるため、交通安全上大きな問題となります。名寄市としては、町内会の協力や市民に理解を求めするため、除雪シーズン前にパンフレットの配布や広報による啓蒙、雪出し現場に立て看板や旗の設置を行ってきましたが、その効果と今後の対応と考え方についてお知らせください。

次に、個人のショベル除雪への対応、考え方についてお尋ねいたします。先ほどの道路への雪出し対策と関連いたしますが、一般家庭において車の保有数が2台、3台と複数になっていることや高齢化に伴い個人のショベル除雪による民間委託が増加している現状と思われまます。雪堆積場が確保できないために道路敷地内に一時堆積される場合もあると考えられます。名寄市排雪ダンプ助成の利用件数が1月末の時点で前年度の約2倍に増加しております。このことは、降雪量が多かったことに加えて市民の雪対策に対する意識の高揚と考えられますが、行政として今後の対応と考え方をお知らせください。

次に、除雪委託のあり方についてお尋ねいたします。名寄市は、除排雪委託業務全般については

業務委託を、積み込み運搬排雪業務委託、これは市の保有する機材を貸与して行う排雪のことでありますが、効率的な排雪が可能なことから実施しておりますが、いずれにいたしましても多額の経費を必要とするものであります。地域による降雪状況の違いが顕著であり、予想が困難な状況がありますが、安全、安心な道路網の確保、万全に期していただかなければなりません。

そこで、業者が除雪機械を購入し、除排雪を業者に全面委託した場合と名寄市が除雪機材を国庫補助を受けて購入し、業者に貸し付けて除雪を委託した場合において、今後の名寄市の雪対策における費用対効果の面からどちらが効率的であるとお考えかお知らせください。

大きい項目の2点目、ごみ処理と衛生についてでございます。リサイクルの推進とごみ処理費用の節約についてお尋ねいたします。一般廃棄物の処理は地方自治体の義務であり、各自治体はそれぞれの分野で処理の方法を工夫しながら行っております。名寄市では、ダイオキシン類対策特別措置法によって旧焼却施設が使えなくなり、近隣町村とともに名寄地区衛生施設事務組合として現在の炭化センターを建設いたしました。また、リサイクルの推進においても再資源化を目指し、近年は容器包装リサイクルの対象となる紙製容器を分別収集するようになりました。エネルギー資源の乏しい国日本が物を大切に、無駄を省き、再利用できるものは積極的に進めようという取り組みは当然のことです。しかし、その費用対効果や市民の協力により分別収集したものがどのように再利用されているか、一度検証する必要があるのではないかと思いますが、代表的な事例についてお知らせください。

また、平成20年度予算案では名寄市がごみ処理にかかる費用は約5億円です。起債の償還、収集業務の委託やごみ焼却施設の直営の影響もあり、一概に比較はできませんが、焼却処理をしていた平成13年度決算では塵芥処理費を含む清掃費で

2億3,700万円です。リサイクルの必要性や環境対策を十分に行うことは行政として必ず行わなければならないことですが、これらの費用で削減できるものはないかお知らせください。

次に、生ごみの水切り対策についてお尋ねいたします。平成20年度予算の中で名寄地区衛生施設事務組合への支出は3億円を超え、炭化ごみに係る費用は2億7,000万円です。この中には、起債の償還分も含まれていますが、生ごみを初めとする炭化ごみに係る費用は多額であり、名寄市では広報などで生ごみの水切りの徹底を呼びかけていますが、水をよく切ることによる効果はどのようなものがあるとお考えかお知らせください。

次に、小動物の死骸の処理についてお尋ねいたします。小動物の死骸は、本来であれば家族として暮らしてきたものであり、近年民間のペット斎場で火葬することが多く見られますが、経済的にも厳しいなどの事情を抱えた家庭もあり、現在は埋め立て処分場に運ばれると思われていますが、将来どのような方法が望ましいと考えておられるのかお知らせください。

次に、最終処分場の延命化策についてお尋ねいたします。最終処分場の延命化は、最も大切な課題だと思っております。大切な自然を切り開いて処分場を建設するわけですから、環境等を考えてもより長く使うことが重要ではないかと思えます。現在名寄市では、紙くずや剪定木など、また木製の粗大ごみなども埋め立てられています。本来は中間処理をすることが望ましいのではないかと思います。最終処分場の延命化との観点から、今後に向けた考えをお知らせください。

次に、し尿処理についてお尋ねいたします。し尿処理は、名寄地区衛生施設事務組合で行っており、平成20年度の名寄市の負担分は約6,000万円です。この処理を下水処理場で一括して行えば経費の削減につながるのではないかと思います。その可能性についてお尋ねし、この場からの質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。
○建設水道部長（野間井照之君） ただいま持田議員から大きな項目で2点にわたり御質問をいただきました。1点目は私から、2点目は生活福祉部長からの答弁となります。

最初に、1点目、雪対策についての南地区における雪堆積場を新設してはとの御質問であります。名寄地区における雪堆積場は、御指摘のとおり北地区のほうに集中している現状であります。平成15年度までは、JR大和寮の横を初め数カ所堆積場を確保しておりました。しかし、近隣の民家、農地所有者の方々などから春先の低温被害等の苦情があり、閉鎖してきた経緯があります。南地区及び市街地近隣に雪堆積場を確保することは、運搬距離が近くなり、経費節減、環境の観点からも非常にメリットがあるというふうに考えております。ただ、基本的に迷惑施設であるために非常に厳しい状況にあります。しかし、南地区の雪堆積場はコスト面などからの必要性や民間業者がここ何年かの間に自分の敷地を利用して堆積している状況から判断しても、地域的には少し和らいでいるのではないかとこのように思っております。したがって、河川敷地の占用や民間の遊休地を視野にヤードの確保に努力したいと、このように考えているところであります。

次に、道路の雪出し対策及び個人の機械除雪への対応、考え方について、関連がありますから一括してお答えをいたします。市民の生活様式が議員の御指摘のとおり1家に1台以上の車を所有する家庭がふえ、それに伴い除雪するスペースも大きくなるとともに、除雪機械を所有する業者、個人に委託する家庭が増加している状況にあります。除雪された雪は、道路敷地に堆積されることが多々見受けられます。そのことによって交通障害が起きないように市民や個人のショベル除雪を行っている方々へ周知しているところであります。町内会の協力を得ながら、雪出し防止の旗、看板などの設置を行っているところでもあります。排雪ダ

ンプの助成事業は、平成10年度より実施しており、今年度は2月末現在で496件、1,104台の御利用がございました。平成19年度からは、風連地区にもこの制度を適用させていただいております。個人の排雪費用を幾らかでも軽減できることや道路での雪出し防止のためにも積極的にこの制度を活用していただきたいと、このように考えているところでもあります。

なお、平成19年度における旗、看板の設置は1カ所となっていることやパトロールによって指導させていただいた箇所も1カ所となっています。通常の啓蒙活動が少しずつではありますけれども、浸透してきているのではないかと、このように考えているところでもあります。

次に、除雪委託のあり方についてお答えをいたします。名寄市の除雪業務は、名寄地区及び風連の郊外においてそれぞれ官公需適格組合に随意契約にて委託しているところであります。名寄地区においては、市所有の機械の貸与を含めて委託契約を締結しているところであります。現在業者が保有している除雪機械で名寄地区の除排雪は可能であると考えておりますが、更新をしなければならぬ状況になれば大変高額な設備投資が必要となります。市が国の補助を受けて購入することは可能でありますし、そうなれば御指摘のとおり委託費の軽減が図られると思われれます。ただ、これにも一定の採択基準がございまして、今後北海道とも協議をさせていただきながら検討をしていきたいと、このように考えているところであります。いずれにしても、長期的な除雪計画を持って除排雪作業を推進していくことが必要と考えておりますので、御理解をいただきたいと、このように思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） それでは、私のほうから2点目のごみ処理と衛生についてから答弁をさせていただきます。

廃棄物処理につきましては、循環型社会形成の推進により廃棄物のリサイクルを中心に取り組んでおりますが、そのものの素材や排出条件によりさまざまな方法で処理をされ、それに伴い経費も必要となっております。分別収集した資源物の再利用についてであります。平成18年度の資源ごみ収集量は1,608トンで、空き缶で124トン、ガラス瓶で251トン、ペットボトルで111トン、紙パックで7トン、プラスチック製容器包装類351トン、段ボールで161トン、その他紙製容器包装類で88トン、古紙類で515トンの8種類で、その中で収集量が多く、余り再利用について知られていないと思われる事例を2点ほど御報告させていただきます。1つ目に、プラスチック製容器包装類ですが、平成18年度では収集量351トン、処理業者は室蘭製鐵所で、燃料として使用、平成19年度では収集量はおよそ400トン弱を見込んでおり、札幌プラスチックリサイクル株式会社の油化施設において重質油や軽質油等に再資源化されております。2つ目に、飲料用のリターナブル以外のガラス容器ですが、平成18年度では251トンで、そのうち無色ガラスの102トンは北海道リサイクリング有限会社が処理をしており、ガラス瓶等の原料として再利用されております。残りのその他の色つきガラスは、旭川合材株式会社路盤材として利用しております。平成19年度の処理状況は、処理業者、処理業ともに前年同様に推移をしている状況であります。廃棄物処理に係る経費の節約につきましては、廃棄物の排出の減量化が最も効果的であると考えております。具体的には、ごみ処理に係る時間の短縮、燃料、電気料金等の節減、消耗品の節約のほか、各処理施設の延命により新規施設整備の先送りに伴う費用の節減等が考えられますので、今後とも減量化の啓発活動を進めてまいります。生ごみ類の減量化の取り組みでは、過去電動生ごみ処理機やコンポスト購入の助成制度を実施し、普及拡大を図ってきました。現在も継続をし

て段ボールコンポストの講習会を通し、堆肥化のお願いも実施してきております。

次に、生ごみ水切り対策についてであります。排出時の水切りによる効果についてですが、十分に水を切ることにより、炭化処理時の使用燃料の節約となり、結果、処理経費の削減につながるものと考えております。炭化センター開設当初に排出量の多いと想定される事業者を中心に会社を訪問させていただいて説明を実施してきております。今後とも炭化センターを管理運営する名寄地区衛生施設事務組合と連携した啓発により、排出時には十分に水を切ってから出すようお願いをしまいたいと考えております。

3番目の小動物の死骸の処理についてですが、事故等により死亡した犬や猫等の小動物処理は、市の一般廃棄物最終処分場に場所を特定させていただいて埋め立ての処理をしております。議員おっしゃるとおり、長年家族同様に飼われたペットの火葬等については市内または旭川の業者が経営しているペット火葬場を利用していると聞いております。問い合わせがあった場合には、市内の民間業者を紹介しております。小動物焼却施設整備につきましては、総合計画の後期計画の中に盛り込まれておりますが、民間で既に経営されて実績があることから、一定の市民のニーズは満たされていると考えております。今後小動物焼却炉の設置については、他市の状況等調査して、不足している機能がないかにつきまして情報収集をしまいたいと考えております。

4番目の最終処分場の延命化策についてであります。一般廃棄物最終処分場は、名寄地区の内淵と風連の2カ所あり、現在の埋め立て状況は有料化によるごみの減量化が図られたこともあり、両施設とも当初の埋め立て計画期間よりも長く利用できる状況と認識をしております。最終処分場での取り組みといたしましては、搬入される埋め立てごみをブルドーザーによる転圧、たんすなどの大型家具類につきましてはバックホーにより破碎

を行うことによって減量化に努め、施設の延命化を図っております。また、廃棄物問題すべてに共通する課題として、資源物を含めたごみ排出自体の減量化の取り組みが重要であり、ごみ処理に係る経費節約、施設の延命、環境問題の改善にとその好影響は多岐にわたることから、今後ともごみ減量化とリサイクルの推進に向け啓発活動も取り組んでまいります。

最後の5点目、し尿処理につきましては、現在名寄市において1市2町の組合員、名寄市、下川町、美深と準組合員であります音威子府、幌加内町の一部地域で運営している衛生施設事務組合のし尿処理施設があります。この施設は、使用開始以来41年が経過して、老朽化に伴い、また農村部における浄化槽の普及、少子化等でし尿処理量が日最大時の3分の1程度に減少しているところです。また、一部事務組合においては平成17年度に耐久度の機能診断を実施しておりまして、その結果、10年程度の耐久報告を受けております。現施設の下水処理場に受け入れの場合には、し尿を直接投入できないので、前処理施設を新たに建設をしなければならないことで施設改修が必要となり、多額の経費が見込まれています。一括処理に当たり、衛生施設事務組合及び沿線住民との協議等の諸問題がありますことから、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上、私からの説明とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 持田議員。

○7番（持田 健議員） それぞれ御答弁をいただきましたが、さらに理解を深めるため、若干質問をさせていただきます。

1点目の南地区に雪堆積場を新設した場合の効果であります。先ほど御答弁にありましたように、平成15年までに南地区に3カ所急場しのぎの雪堆積場があったとお聞きいたしました。平成16年度より日進地区に大量の雪を堆積できる箇所を民間業者が設置したことから、そこに集中するようになってきたのが現状であります。名寄の市街

地中心部及び南地区からであれば、北地区までの運搬距離はもし南地区に堆積場を設置できた場合を仮定をしてですが、半分、それ以上かなりの距離、時間的にも相当あると思います。したがって、燃料費、ほかの除雪機材等を休ませないでずっと除雪、排雪をするためにはダンプの数を相当数つぎ込まないと対処できないということになりますので、南地区に堆積場を建設した場合、時間的にも燃料的にも少なく済むし、ダンプの数もかなり少なく対処できるし、排雪するためのほかの機材を休ませずに、時間的にも有効に活用できると思いますが、除雪費用の削減とエコロジーの面からはかなりの効果的な対策であると思いますので、ぜひ確保に向けて取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 先ほども答えさせていただきましたけれども、今持田議員がおっしゃられるとおり南地区、今北地区に大きな部分が日進のものごみ捨て場のほうに雪を堆積させていただいています。距離数にすると、ちょっとわかりませんが、十四、五キロになるのかなと思います。そんなにはありませんか。10キロぐらいですか。それと、天塩川の大橋の上流側に堆積をさせていただいています。これが今先ほど申し上げましたように、南のほうの徳田なり豊栄のほうに場所が見つかったり、天塩川のもとの深名鉄橋ぐらいに堆積場所が見つかる、距離的にも半分以下になると思いますから、排雪で一番大きくお金を使うのは、ロータリー車が回っている間にダンプが帰ってこないとロータリー車が遊ぶというところが一番ロスが多くてお金がかかるということがありますので、そういう部分では持田議員の言われるとおり南地区に堆積場を持ったほうが効率性も高く、経費も削減できるということはそのとおりでございます。

○議長（小野寺一知議員） あらかじめ会議時間

の延長をいたします。

○議長（小野寺一知議員） 持田議員。

○7番（持田 健議員） 南地区にされるよう、また天塩川の河川敷等を利用されるように、ぜひできることであれば将来に向けて取り組んでいただきたいと思います。

次に、2項、道路への雪出し対策、3項の個人ショベル除雪への対応についてであります。共通した面もありますので、まとめて質問してまいります。先ほど答弁にありましたように、道路の雪出し等は除雪された雪をともに門口と一緒に一時的に道路わきを堆積場と利用されている場合がかなり見受けられます。また、市民の皆様と受託業者、あとは市がそれぞれの役割を分担して、町内会の協力を得ながら対策に取り組む連携が必要であり、平成19年度の悪質な道路への雪出しは1カ所にとどまったとの答弁でありました。啓蒙看板の設置や旗の設置は効果があったと考えられますので、ぜひ続けて実施していただきたいと思います。

次に、除雪委託のあり方についてであります。現在の除雪作業の発注方法として、組合に随意契約の方法をとり委託をする場合と名寄市が保有している除雪機械を貸し出して委託する場合の2つの方法で実施しているわけですが、市が保有している除雪機械は何台あるか教えてください。また、国庫補助を受けて購入したもので10年経過していると聞いております。除雪機材は、業者が68台、名寄市が何台保有して対応しているか、それによって除排雪の委託の問題や名寄市が保有する除雪車を貸し出して委託したほうが委託費が軽減され、市にとっては有利となるということを知っています。国庫補助を受けて除雪機材をふやすことはできないのか、またその台数をどのくらいまで保有できるのか、あったらお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 除雪機の保有台数については、ちょっとお手元に資料がありませんので、調べさせていただきますけれども、御指摘のとおり国庫補助を受けて除雪機を確保、相当数買わせていただいています。ただ、先ほどの答弁もありましたように非常に採択基準が難しいところがあります。機械の耐用年数がありますから、それが切れないと次の機械は買えないとか、雪の迂回路がある道路では使えない。何キロ以上迂回路がない道路がそのまちにあるとか、相当に厳しい基準がございまして、それによって補助採択が認められるということでもあります。今名寄市には、平成13年に積雪寒冷地域建設機械補助事業というのがございまして、それで買っている機械が1台ありますから、それがいつ切れるかによっても変わってくるのではないかというふうに思っています。

今名寄市で保有しているのが9台で、10年超えるのが7台の機械がございます。以前は、防衛施設局のほうも補助がございまして、そこで買わせていただいた機械もあるのですけれども、今は防衛庁の補助が少し休止しているということがありますので、この辺も含めて今後検討させていただきたいというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 持田議員。

○7番（持田 健議員） ぜひ検討していただいて、少しでも経費が節減できるような方法でこれから先ずっと実施していただきたいと思います。名寄市が続く限り、この雪対策の問題はなくなることはございませんので、これについては北国の特徴でもありますし、ぜひよろしく願いいたします。

続いて、大きい項目2点目のごみ処理と衛生について質問をさせていただきます。リサイクルの推進と処理費用の節約についてであります。キッチンの台所には必ずと言ってよいほど三角コーナーが置かれています。ここに一時生ごみをためてから有料のごみ袋に入れると思いますが、水が垂れ

ないようにしてもかなりの水が含まれています。そこで、家庭の生ごみをハンドジューサーで搾てみると、白菜やキャベツなどの生野菜はほとんど水分を搾ることができませんでした。煮物などの生ごみでは、重量の約14%の水分がなくなり、また容積では見た目40%ほど減量いたしました。ここで提案ですが、市内の鉄工所などと共同でハンドジューサーのような機能を持った三角コーナーを考えて製品化し、あっせんするというような考え方はいかがでしょうか。このようなことが普及すれば、炭化センターで使用される燃料を削減することは考えられますし、市民も生ごみ用のごみ袋の節約にもつながり、また鉄工所などの仕事にもつながるのではないのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 台所から出る生ごみについては、過去に電動生ごみ処理機も含めてあっせんしたこともありました。一定程度のPR効果があったということと、それから有料ごみ袋を使ってもらって市民の皆さん方に出してもらっているものですから、余り直接的な補助で支援ということはそろそろいかなものかということも含めて、逆に言うと一生懸命水切りをしてもらうことによって有料ごみ袋そのものの節約につながるということでのPR活動を一生懸命にやってきました。持田議員のおっしゃることについては十分理解できるのですが、ハンドジューサーとかというものについての効果等につきましてもいましばらく勉強させていただくということで、今即あっせんを踏み切るとか、地元業者のほうとお話し合いをするという形にはちょっといかないかと思しますので、その種の取り組みがほかの市町村でもどの程度やっているのか、情報収集をさせていただいてということをお願いしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 持田議員。

○7番（持田 健議員） 生ごみの水をしっかり切るためのものが商品化されていないか、インタ

ーネット等で調べてみましたが、ありませんでした。焼却施設は、他の燃焼カロリーの高いものとともに処理しますが、炭化施設のほうが水を切るということが影響が大きいのではないかと思います。また、商品化されていないのは一般的に売れないかもしれませんが、全国的に有料化が進み、生ごみの水分を少なくすることは堆肥施設を持つ自治体でもメリットがあり、どの施設にも理にかなっており、あわよくばよそのまちからも引き合いがあるかもしれません。とりわけ炭化センター、市民、製造会社がともに利益を共有できると思いますので、具体的な対応策をぜひ検討していただきたいものです。よろしくお願いたします。

次に、ペットなどが最終処分場に埋められる、また木類は処分場での延命化を考えてもやはり中間処理をすべきではないかと思えます。その中間処理には、焼却が最も適した方法ではないかと思えます。かつてのダイオキシンへの加熱する報道などから、法律が制定され、どこの自治体も慌ただしく処理についての判断を迫られた中で、名寄市では炭化センターを建設する道を選択したことはやむを得ないことだったと思えます。その後法律を守るための焼却技術が進み、小型のものでもクリアできるようになったとき、最低限これらの中間処理を考えてみるべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 炭化センターのときに前処理で破碎処理をどうのこうのということで検討した経過もあるというふうに聞いております。今持田議員おっしゃるとおり、ダイオキシンも当時騒がれたよりは、極端な言い方をしますとダイオキシンを頭からかぶっても死ぬことはないというぐらい厳しい意見を書く学者の先生もいらっしゃいます。事実上技術革新が進んだこととダイオキシンの安全性が当初言われたよりも少しニュアンスが違ってきたのかなというふうに考えております。名寄市としましては、今ある最終

処分場を有効に使いながら、今ある機材を使いながら、破碎、圧縮をして延命を今図ろうと思っています。いずれあそこの最終処分場につきましても拡張整備計画を持たなければならないと思っていますので、そのときに焼却ではなくて何らかの破碎処理というか、そういうものも時代の要請としては必要になってくるのではないかと思っていますので、そのとき、そのときの技術革新等も含めまして、より適切でお金のかからない最終処分場の整備はどうすべきか、その辺について十分に検討してから進めてまいりたいと思っています。

○議長（小野寺一知議員） 持田議員。

○7番（持田 健議員） ありがとうございます。最終処分場は、いつか必ずいっぱいになって、新たな施設を建設しなければなりません。そのときに市民に内淵の施設あるいは風連の施設はよくそこまで頑張ったと思っていただけるような努力をしなければ、市民に理解をいただくことは容易ではないのではないかと案じます。また、今後最終処分場に埋められたもので仮に中間処理できるようになれば、掘り起こしてでも処理をして延命を図るというような考え方はおありかお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 最終処分場の関係につきましても、かなり重機を常駐させておまして、破碎が十分進んだり、不幸にして最終処分場で火災があったりしたことも含めて、一定のかさばるもののかさについては圧縮処理がされたというふうに私理解をしておまして、改めて掘り起こして処分することに対する費用のほうがその費用と比べたときにどのくらいかかると考えますと、相当多額な金もかかると思っておりますので、現在かなり破碎、圧縮された後の状態になっておりますので、これから持ち込むごみをいかに減量化してリサイクル化をして減らすかということのほうに力を入れていきたいというふうに考

えております。

○議長（小野寺一知議員） 持田議員。

○7番（持田 健議員） ぜひそのようにあれをして実施していただきたいと思います。

次に、し尿処理についてであります。先ほど御答弁がありましたように衛生施設事務組合のし尿施設が供用開始されて41年経過していること、それから老朽化が進んでいますということ、あと17年に耐久度の機能検査を実施した結果、10年程度の耐久報告を受けておりますということ、これを答弁をいただきました。名寄市としては、毎年負担金を出しているわけでありましたが、17年の検査でありますとあと7年ということで、し尿処理施設を名寄市としては今後どのようになされるお考え、一緒にこれ事務組合とか違うあれで、衛生施設事務組合と違うと思っておりますので、問題はあると思っておりますが、市としては7年しかもたないということで、それをいずれどのようにされるお考えか、それを聞いて私の質問を終わりたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 若干の議論経過を説明して御理解をいただきたいと思っておりますけれども、御提言にありましたとおり下水処理場でし尿を直接受けられるという可能性はあります。現に士別地方はそれを実施をいたしまして、し尿処理組合を解散をいたしました。私どもも構成をしている市町村で、その方式を取り入れないかということで議論をした経過がございます。各構成市町村ともにすべて下水処理場を持っておりますので、各市町村の処理を完結型でできないかと、こういう議論をいたしました。しかし、先ほど説明しましたように前処理に非常に設備投資がかかる。それに補助がないということもありまして、どうもやっぱり今設備投資をするということに対して、一つ各自治体ともに大変な思い、こんな財政状況ですから、あるということがありました。そこで、現施設はかなり老朽化していますけれども、どのぐ

らいもつのだろうかということを検討して、しかも建屋は今言ったように10年というふうに話しましたけれども、機器類も含めましてほとんど職員が手づくり修理をやってきた施設でありますから、かつてのままということであります。今回脱水機が少し調子が悪いということで、20年で調査をかけて21年で脱水機を入れようと。しかも、今2系列あるのですけれども、それを1系列にしよう、こういうようなことになっているところでございます。それで、結論といたしましてはできるだけこの施設を、現施設、し尿処理施設を使っていこうと、こういうようなことに相なりました。その議論経過の中で先ほど言ったように、それでは名寄の下水道で全地区のし尿を受け入れてもらえないかと、こういう話もあったわけでございますけれども、それにしても設備投資がかかり過ぎるということで、現施設の有効活用をしていこうということでもあります。建屋が10年ということでもありますから、必ずしも17年から10年で27年にどうにもならないということにはならないだろうというふうに思っています、逐次チェックをしながら、できるだけ今あるし尿処理施設の延命を図っていこうと、こういうようなことで現在落ちついておりまして、しかしじきこの次のステップが来るというふうに思っていますので、これから検討事項ということになってまいります、その際にはし尿処理施設を新しく建てるというよりはむしろ提言のありましたとおり下水処理場での処理をどうするかということになってくるというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 以上で持田健議員の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。議事の都合により、明日より3月9日までの2日間を休会といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、明日より3月9日までの2日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。御苦労さまです。

散会 午後 5時03分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 岩 木 正 文

署名議員 川 村 正 彦

平成20年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成20年3月10日(月曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

24番 宗 片 浩 子 議員
25番 中 野 秀 敏 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局 長 佐 藤 健 一
書 記 間 所 勝
書 記 松 井 幸 子
書 記 久 保 敏
書 記 熊 谷 あけみ

1. 出席議員(26名)

議長 26番 小野寺 一 知 議員
副議長 19番 熊谷吉 正 議員
1番 佐藤 靖 議員
2番 植松 正 一 議員
3番 竹中 憲 之 議員
4番 川村 幸 栄 議員
5番 大石 健 二 議員
6番 佐々木 寿 議員
7番 持田 健 議員
8番 岩木 正 文 議員
9番 駒津 喜 一 議員
10番 佐藤 勝 議員
11番 日根野 正 敏 議員
12番 木戸口 真 議員
13番 高見 勉 議員
14番 渡辺 正 尚 議員
15番 高橋 伸 典 議員
16番 山口 祐 司 議員
17番 田中 好 望 議員
18番 黒井 徹 議員
20番 川村 正 彦 議員
21番 谷内 司 議員
22番 田中 之 繁 議員
23番 東 千 春 議員

1. 説明員

市長 島 多慶志 君
副市長 今 尚文 君
副市長 小室 勝治 君
総務部長 中尾 裕二 君
生活福祉部長 佐々木 雅之 君
経済部長 手間本 剛 君
建設水道部長 野間井 照之 君
福祉事務所長 中西 薫 君
上下水道室長 和田 博 君
教育長 藤原 忠 君
教育部長 山内 豊 君
市立総合病院院長 内海 博 司 君
市立大務局長 三澤 吉 巳 君
市立大務局長 成田 勇 一 君
会計室長 成田 良 悦 君
監査委員 森山 良 悦 君

○議長（小野寺一知議員） 休会前に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

9番 駒津喜一 議員

16番 山口祐司 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

後期高齢者医療制度の見直しに向けて外4件を、熊谷吉正議員。

○19番（熊谷吉正議員） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告順に従い順次御質問を申し上げたいと思います。

後期高齢者医療制度の見直しについて、制度の問題点と現状の認識についてお尋ねいたします。一昨年6月医療制度改革関連法案が一括審議、可決、そして強行成立をしたわけであり、その医療制度改革関連法の柱である後期高齢者医療制度があと3週間後の4月から施行予定になっております。障害者自立支援法のときもそうでありましたが、法の施行を待たずして民主党、社民党を初め各野党、全国の自治体や医師会、多くの市民団体や市民からも凍結、見直しの動きがあり、先般2月28日に野党統一の後期高齢者医療制度の廃止法案が出されております。この間余りにも厳しい世論を受けとめたのか、与党もこれまでの負担のなかった被扶養者に対する保険料の半年免除や前期高齢者の窓口の1割から2割負担を1年間先送りするなど決めましたけれども、その先は明らかになっておりません。いずれにしても、大きな問題が残っていることには変わりありません。今回の質問では、運営主体である北海道後期高齢

医療広域連合が進めている4月からの事務事業や名寄市が委任されている関係については割愛をいたしますが、制度上の問題点をどうとらえているのか、高齢者の医療の安心、安全、市民の目線に立つ立場で現状認識をお聞きをしたいと思います。例えば制度上、少子化の中で現役世代の負担上限4割設定による高齢者への将来的な負担増の問題について、外来医療で包括払い方式、いわゆる定額制との関係で、医療の質の低下等による影響、病院から在宅中心の医療へと誘導をするため、在宅や介護の受け皿の貧弱体制などまだまだ多くの課題や不安があるわけであり、現状認識をお聞かせをいただきたいと思っております。

2つ目に、見直しに向けた国や北海道後期高齢者医療広域連合に対する対応についてでございますが、これまで首長としてのアクションを起こしたことや、あるいは凍結見直しに対する今後の対応についてお伺いをいたします。全道の市町村長や市町村議会の代表者32名で構成をされる広域議会でございますけれども、この広域議会の権限や道民意見の反映の限界性についてお伺いをいたします。

後期高齢者に対する市立病院や東病院の対応についてでございますが、法施行による対応で医師の患者や家族に対する治療方針、治療計画、後期高齢者診療料の新設等による対応の変化や新診療報酬等による病院経営への影響があればお知らせをいただきたいと思っております。

個人情報保護と情報公開について、名寄市個人情報保護条例と名寄市情報公開条例に基づき運用され、今日市民レベルでも日常生活の中で認識が深まっていると思っております。しかし、まだ一部では請求があれば公開をするという能動性の欠如、個人情報ではこれが保護する個人情報なのかなど疑問が残るような対応もあり、実施機関としての現状認識と課題についてお伺いをいたします。

現行条例の検証、見直しの必要性についてでございますが、合併により新条例となったわけであり

ますが、それ以前は両市町とももう既に10年を超える一定の年限がたち、新たな見直しの必要もあろうかと思えます。今後の対応について考え方を伺いをいたします。

名寄大学の現状と今後の課題についてであります。執行方針にもありましたように関心事である学生募集、入学試験も最後である後期試験が12日で終わることになっておりますが、ことしの結果は前年比微減ながらもおおむね目標数値を確保できたということになっております。改めて市長を初め学長、先頭に教職員事務局関係者にまず敬意を表したいと思えます。

そこで、ことしはいよいよ就職戦線に対する備えに入る時期でもあり、新たな節目であると思えます。以下、3点についてお尋ねを申し上げます。開学3年目に向けての現状と課題について伺いをいたします。

大学の将来構想についてであります。完成年次を踏まえて以降の将来構想、例えば経営や運営、人事や事務局の機能などについての将来構想、さらには今後の独立行政法人問題への対応の基本的な考えをお伺いをいたします。

今後の施設整備の計画についてであります。大きなものとして大学図書館など幾つか考えられるかというふうに思いますが、施設整備の今後の計画についての回答を求めたいというふうに考えております。

市民活動支援と元気なまちづくりについて。これまでも市民活動等に対するサポート体制や支援に対する基本的な考え方は出されているところでありますが、2つについてお尋ねを申し上げます。今年度のNPO等初め市民活動に対する具体的な支援策について明らかにされたいと思えます。

2つ目には、市民活動支援条例、仮称でありますけれども、具体的な制定に向けて行政や市民、事業者とともにNPO等がそれぞれに果たす役割や責務等を理解をしながら、元気な地域社会を創造するために市民とともにどのような制度設計を

行っていくのかお知らせをいただきたいと思えます。

最後になりますが、公益法人等への支出行為の適正化について、公益法人、出資法人等への出資補助の根拠規定について。自治体財政健全化法の施行により、いよいよ07年度決算から健全化判断比率の指標の公表、08年度決算から財政健全化計画の策定の義務づけ、さらにはさきの財務省の課長内簡でも公会計の整備などについて、財務諸表の作成公表が求められることにもなっております。今回の質問では、各財政指標の中でも公営企業、出資法人等をも含む将来負担率も関連し、財政援助団体等への出資補助のあり方の検証をする意味で、改めてこれまでの根拠規定をどこに求めてきたのか、あるいは今後どのように対応されていくのかお知らせをいただきたいと思えます。

この場における質問を終わりたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） おはようございます。ただいま熊谷議員から大きな項目で5点の質問をいただきました。1点目は私から、2点目、4点目、5点目は総務部長から、3点目は大学事務局長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

最初に、後期高齢者医療制度の見直しについて、制度の問題点の現状認識についてお答えいたします。御案内のとおり後期高齢者医療制度は、本年4月に実施に向けて現在準備を進めているところであります。この保険制度の特徴は、年齢による被保険者要件としたこと、保険者が都道府県を単位とした広域組織で運営されること等があります。これまでの老人保健制度の財源負担では、総額の50%を国、都道府県、市町村で負担し、残りの50%を各保険者に拠出を求めて運営されてきました。後期高齢者医療制度では、公費負担の50%をそのままに保険者拠出分を50%から40%に減額し、残り10%を保険料として被保険者から徴収して運営されることとなります。このこと

は、現役世代で構成される健保組合等が老人保健拠出金の負担の重さから多くの健保が赤字に転落し、自主解散する例も相次ぎ、医療制度を安定的に維持するために現役世代と高齢者との間で保険料負担の新たな枠組みを構築することが必要であったものと思います。本市の当該被保険者の構成では、85%が国保からの移行者で、既に国保税を負担し、残り15%がその他の被保険者の被扶養者であり、新たに保険料がかかることとなります。相互扶助の保険制度であることから、負担の公平性については意見は分かれぬものと思います。新たに保険料を負担する方には、2年間ながら激変緩和対策は設けられており、低所得者に対する軽減措置もあり、他の医療制度との調整が図られたものと思います。制度が都道府県単位の広域で運営されるため、高齢化率等の高い過疎地域の市町村においては現状より若干ながら負担が抑制されるものと想定をしております。外来医療で包括払い等による影響については、高齢者が若年層より医療費を多く必要とする中で、今後団塊の世代が後期高齢者になる十六、七年後には保険料の水準が現在よりかなり高くなるものと懸念されますが、税、年金及び医療保険料の負担と給付をどのように支えていくかは国の根幹にかかわるものと考えております。

一方、ふえ続ける医療費対策の議論の中で検討されたかかりつけ医や医療費の包括払いについては、診療報酬見直しの中で知り得た情報では、スタート時は実質大きな変更、影響がないものと考えており、今後の制度改正に注視してまいりたいと考えております。入院から在宅中心の医療と誘導するため、在宅や介護の受け皿の貧弱な体制につきましては、国は在宅医療への移行をしたときのひとつとして介護型病床を全廃し、療養型病床も削減する方針を打ち出しました。これに基づき北海道においては、ケア体制構想を今年度末に策定しますが、療養型病床数は地域特性を考慮して現状と同数値の計画を予定しております。上川北部圏

域も同じ考え方ですので、当面は現状の病床数に変化はありません。しかし、在宅医療につきましてもは都会と地域の体制格差がありますが、地域なりにさらなる病診連携を強めて、市民の不安解消に努めていきたいと考えています。

見直しに向けた国や北海道後期高齢者医療広域連合に対する対応につきましては、制度の発足に当たって広域連合が進める部分、道、国がそれぞれの部分があり、平成14年度の医療制度改革の延長上で進められてきた制度であると認識しています。制度の根幹の議論では、市長会等による国政への要望がありました。最近市長会等を通じて要望しました主な点を数点御紹介します。後期高齢者の関係では後期高齢者医療制度が円滑に施行されるよう必要な情報を早急に提供するとともに十分な財政措置等を講ずること、特に市町村と広域連合間のオンラインシステムの構築、市町村の電算システムの改修と電算システム経費に対する十分な財政措置を講ずること、健診、保健指導について地域の実情に即した財政措置を講ずること、後期高齢者に係る診療報酬の検討に当たっては後期高齢者及び家族を含め、幅広く意見を聴取し、後期高齢者にふさわしい報酬体系とすること、後期高齢者医療制度の円滑な運営には国民の理解と協力が不可欠であるため、国においても制度の趣旨や内容について十分な広報を行うこと、以上であります。これらについては、厚労省のほうから北海道市長会の意向に沿う形での検討内容が行われたということの報告を受けております。

次に、全道市長会、市町村議会の代表者32名で構成された広域連合の権限、道民意見の反映の限界性については、本制度は直接の被保険者と支援に回る現役世代の双方にかかわる保険制度で、医療給付費等に必要な保険料を含め、広域連合議会での議論のほか、パブリックコメントを求めて広く意見反映を図っていると考えております。

後期高齢者に対する市立病院、東病院の対応につきましては、本年4月から施行される後期高齢

者医療制度に関しまして、2008年診療報酬改定により新設された点数項目については、その診療点数創設の意図にのっとり、当院として対応していきます。後期高齢者総合評価、入院中1回50点では、入院中の後期高齢者の方への治療促進のため、基本的な生活能力等の総合的な評価を行います。また、後期高齢者退院調整、退院時1回100点では、退院困難な後期高齢者の方が退院するに当たって安心して退院後の在宅治療への移行ができるよう調整します。後期高齢者退院時薬剤情報提供料、退院時1回100点では、後期高齢者の方の退院時に服薬していた薬剤の情報をわかりやすく提供します。これらの後期高齢者の皆さんに対する点数は、患者さんの利便性を重視したものです。市立病院、東病院としては、収益にはほとんど影響ないと考えておりますが、後期高齢者の方への患者サービスの充実の面からも積極的に実施していきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知識員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 私からは、大きな項目で2点目、4点目、5点目についてそれぞれお答えをさせていただきます。

初めに、個人情報保護と情報公開についてお尋ねがありました。情報公開制度は平成10年から、個人情報保護制度は平成15年から、名寄、風連両地区ともにほぼ同時期から運用されております。まず、情報公開について申し上げますと、この間の情報公開開示請求件数は、合併前からの合計で平成10年から現在まで39件、個人情報保護による開示請求は1件であります。請求の内訳は、議事録、会議録に関するものが3件、財政に関するものが11件、契約に関するものが7件、各種の計画に関するものが9件、条例やその他に関するものが9件となっております。請求のあったもののうち1件は、個人情報保護条例に抵触するものとして全面非公開としたほか、各種委員会会議録については発言者氏名を非公開として開示をし

ております。情報公開条例に基づく実施機関が保有する公文書の検索リストの件数は、総務部関係258件、生活福祉部関係379件、経済部関係349件、建設水道部関係が144件、大学を含めた教育委員会関係が420件、病院関係285件、その他118件、合計1,953件であります。議員も御存じのとおり、情報公開制度は市政に関する情報について市民の知る権利を保障するとともに、公正で開かれた市政の実現による市民理解と信頼を深め、市民主体の市政の推進を目的としており、開示請求という手続を踏まなければなりません。行政の持つ膨大な情報の中からより多くの市民が知りたい情報を効率よくタイムリーに提供することは、大変重要な課題であると考えております。

次に、個人情報保護の課題についてであります。この個人情報の考え方が広く市民の方にも浸透しておりますが、反面プライバシー意識の高まりとあわせて必要とされる個人情報の提供までもが控えられる、いわゆる過剰反応とも呼ばれる現象も起きております。こうした状況を踏まえて、国民生活審議会から政府に対して個人情報保護に関する取りまとめが意見として提出され、政府に対して基本方針の見直しを行うとともに、ガイドライン等の見直し、法律の具体的な広報啓発活動の強化などが提言をされております。政府としての最終方針は示されておきませんが、その主たる内容は法の適切な解釈とそれに沿ったガイドラインの設置、そして幅広い広報活動と言われております。当市におきましても名寄市情報公開、個人情報保護審査会で論議いただき、ガイドラインの設置と広報活動を行い、個人情報を取り扱う部署が共通の認識を持って運用に当たることが必要と考えております。

次に、現行条例の検証、見直しの必要性についてもお尋ねがありました。情報公開条例並びに個人情報保護条例については、全国自治体共通の制度内容となっております。問題点については国

からの指導により条例改正をしており、一定程度成熟された制度内容と認識をしております。現在重要施策などは、広報紙、ホームページで公開をしております。また、特定の課題、新たな政策などは説明会の実施、各種団体との懇談会、また全市的には地区別の懇談会など市民との対話に努めております。御質問にありました現行条例の検証、見直しの必要性については、ただいま申し上げたとおり制度としての検証、見直しというよりもむしろ運用面での検証、見直しが重要と考えております。先ほど申し上げた公文書の検索リストそのものを公開するというよりは、むしろ名寄市の公文書については原則全部公開が基本でありますので、このことを広く市民の皆さんにお知らせをしていくことが重要と考えております。今後のあり方としましては、まず公文書の公開請求ができることを広報をし、市民の知る権利を保障することを第一に進めてまいりたいと考えております。

次に、市民活動支援と元気なまちづくりについて、NPO等市民活動の具体的支援策についてお尋ねがありました。これまで行政が主体となっていてきたまちづくりをさまざまな動機を持って自発的に公益活動を行うNPO等をよりよいパートナーとして連携し、本市の特性を生かしたまちづくりを進めていくことは重要なことと認識をしております。NPO等の支援につきましては、その自主性、自立性を十分確保しつつ、資質の向上や情報交換の場の提供等、特にその立ち上げから活動が軌道に乗るまでの間を総合的に支援することは必要と考えております。本市は、NPO等の設置支援の総合窓口は開設しておりますが、総合的な受け皿体制は整っていない現状であります。協働のまちづくりを進める観点からもNPO等との連携は必要でありますので、新年度において体制の整備を図ってまいりたいと考えております。現状での具体的な支援につきましては、まちづくり推進事業や市税の面等での対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、市民活動支援条例の制定についてであります。ボランティアやNPOによる市民活動については行政のスリム化が求められる時代にあつて、市民の多様なニーズによりきめ細かに柔軟に対応していくためにも、今後地域社会を支える一つとしてますます重要性が増していくものと考えております。また、市民と行政の協働のまちづくりを進める上でも大きな役割を担っていくものと思われまふ。御提言のありましたこうした活動を推進するための条例の制定につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。総務省におきましては、コミュニティー再生の取り組みとして、20年度から自治会、町内会、消防団のほか、NPOや防犯組織、子育てサークルなど地域を支える団体との連携強化や市町村による支援のあり方について本格的に研究に乗り出すことになりました。先進事例を調査しながら、大都市や地方都市、農山漁村、限界集落など地域のタイプごとに各団体の連携強化や住民参加を促すための方策、行政による支援のあり方を示す考えであります。協働のまちづくりを積極的に進める観点から、総務省の支援のあり方の報告なども参考にして、NPO活動、まちづくりと連動したNPO活動に対する支援のあり方についてしっかりと検討してまいりたいと考えております。

次に、公益法人等への支出行為の適正化についてお尋ねをいただきました。名寄市では、平成18年度末で名寄市土地開発公社、株式会社名寄振興公社、株式会社ふうれん望湖台振興公社、株式会社ふうれんの4社を含めて33社に対して株券等の有価証券の購入と出資を行っております。お尋ねの公益法人、出資法人等への出資補助の際の基準、ルールづくりについてであります。いずれもその時代背景と住民ニーズに基づき、第三セクターについては行政と民間企業が中心となって設立をし、また財団や組合、株式会社などへの出資については必要に応じて行ってまいりました。議員御指摘のとおり、地方公共団体の財政の健全

化に関する法律が成立し、健全化判断指標の一つである将来負担比率の算定の中に地方公共団体が設立した一定の法人の負債額、そのものために債務を負担している場合の当該債務の額のうち当該法人等の財務経営状況を勘案した一般会計の負債負担見込額というのが加わりまして、第三セクターの経営次第で早期健全化団体に入る可能性もあるわけでありまして。今後は、新たな基準、ルールづくりについても検討し、健全化法の施行にしっかりと対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 三澤市立大学事務局長。

○市立大学事務局長（三澤吉巳君） 私からは、項目3、名寄大学の現状と今後の課題について、

(1)から(3)の3点、関連がございますので、一括お答えをさせていただきます。

名寄市立大学は、平成18年4月に1学部3学科で開学し、この間さまざまな経験を積み重ねつつ、3年目を迎えようとしています。まず、入学者の受け入れについてでございます。地域指定枠も含めた推薦入試、社会人選抜、一般入試前期、後期及び編入学とさまざまな志願者のための機会を設けてきてございます。試験方法としては、成績表やセンター試験により基礎学力を見るとともに、独自に小論文と面接を行いまして、志願者の本学に対する意欲や人間性、創造性を総合評価するよう努めてきているところでございます。その中で保健福祉学部入学定員140名に対する過去2年間の入学者数は、現在の学生数1年次151名、2年次140名であり、平均145.5名となっております。また、収容定員に対する在籍学生数の比率は1.04であり、定員管理は適切となっていると言えます。志願状況につきましては、募集人員を大きく上回る志願者を経て、18年度5.95倍、19年度5.0倍、20年度は4.69倍と高水準を維持していると言えますが、反面減少も

してきています。その原因といたしましては、センター試験を導入してわずか2年であり、詳しい分析評価に基づくものではございませんが、少子化に伴う受験者数の縮小と他の地域において看護系、福祉系などの大学学部が開設されていることが考えられます。今後の推移といたしましては、入学者に道内出身者が占める割合が増加する傾向にあると思われまますので、公立大学の特性を生かしてより一層学生の確保を図るために、学校訪問や広報活動などにおいてさらなる創意工夫を重ねていく必要があると考えております。

次に、教員の配置でございます。平成20年3月1日現在の教員総数は、短大も加えますと70名が在籍しております。そのうち保健福祉学部教授26名、准教授17名、講師6名、助教及び助手12名の計61名の在籍で、若干大学設置基準を上回っておりますが、教員組織につきましてはカリキュラムの再編にあわせて見直すこととしておりまして、その中で適切な専任教員と非常勤の教員の配置を行っていきたくと考えております。

なお、大学完成年度をもって十数名の教授が定年退職を迎えることとなりますので、早急に人的体制の課題を検討し、人材の確保に向けて一層の努力が必要であると考えております。いずれにいたしましても、平成21年度の学部完成年次を迎えるまでは文部科学省の管理下に置かれておりますので、大学としての基礎づくりをしっかりと行い、平成22年3月に第1期卒業生を社会に送り出すことができるよう教育研究水準の向上とともに国家試験や就職対策などの充実にも努めてまいりたいと考えております。

次に、御案内のとおりこの4月から市立名寄短期大学が名寄市立大学に併設をされ、短期大学部に名称変更となります。これを機に保健福祉学部と短期大学部それぞれの学部の対応方針や学部完成年次以降の将来方向などに関する学部内での調整、また大学全体としての対応調整などその業務や責務は広範なものとなっておりますことから、新

たに副学長と短期大学部長を配置し、管理運営面と教育研究活動面での強化充実を図ることとしています。また、独立法人化や短期大学部4大化などの大学将来構想につきましては、将来構想検討委員会などでの検討結果を待って、望ましい教育研究組織のあり方を追求する中で設置者との連携をとりながら、中長期的な視点から具体化、再構築していかなければならないと考えております。

さらに、経営面について申し上げます。大学運営収支計画では、地方債の元利償還金を除く運営費については学年完成年次移行における自立を目指すことを基本としています。今のところ当初計画を上回る地方交付税措置がされてきております。しかし、交付税の算定基礎となる学生1人当たりの単位費用は削減傾向にあり、また授業料等につきましては国立大学に準じて設定してきており、法人化などを背景に大学競争化もあり、これ以上の自主財源の確保は困難な状況になっております。また、本学運営費に占める自主財源の比率は30%前後で、70%前後は一般財源に依存しております。今後教職員の増員配置、学年進行に伴う各種機器の整備、計画的な保守や更新など新たな財政需要が見込まれますことから、経費の節減とより重点的な予算の執行に努めることが必要であると考えております。今後の施設整備計画といたしましては、植栽による環境の保持、情報処理機器及びシステムの整備、福利厚生施設としてのクラブハウスの整備や図書館の建設などが予定をされておりますが、学生生活を送る上で必要な学生食堂や売店の拡充などの要望も出されております。教育研究が円滑に行えるよう緊急に対応すべきものと当面困難な施設の拡充についてはソフト面や民間による対応の可能性などについても検討を進め、図書館建設との全体構想を考慮しながら、新総合計画に基づき整備を進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） それぞれ答弁をいただきましたけれども、端的に再質問を申し上げておきたいと思います。

質問に入る前に、1点だけ確認をさせていただきますけれども、先週の代表質問、私どもの高見議員代表質問を行っている関係で、総計と実施計画の関係のやりとりがあったと思いますけれども、いわゆる前期計画の実施計画の単年度ごとの計画の提示については、出すということで私もやりとりを聞いていたのですが、そういうことで間違いはないかどうかをお答えください。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 議員からお話のありましたとおり進めたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） 旧名寄の総計策定段階でも単年度計画を出していただきながら、それぞれ市民の関心を高めつつ、協働のまちづくりという経緯がありましたから、当然のことかと思っておりますけれども、姿勢として今回情報公開の問題では説明責任について積極的に、能動的にという状況では、まだ至っていないのではないかという感じはしております。答弁では一応原則公開ということを行いながらも条例を改めて読み直すとか決裁や供覧、回覧が終わった実在する文書ということの限定つきがございまして、今日先進自治体ばかりではなくて全体的に組織が持つ情報を積極的に出していくという、いわゆる能動的な説明責任についてまだしっかり受けとめ切れていない部分が全庁的にあるような気がいたしまして、改めてあすあさってはすぐ条例改正ということにならぬかもしれませんが、説明責任についてやっぱりこれから改正をしていくということであれば明記をすることをしっかり求めていきたいと思っておりますが、お伺いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 今回御質問をいただ

いた情報公開につきましては、公文書の情報の公開ということで押さえていただきまして、答弁をさせていただきます。いわゆる情報公開、説明責任と言われる点につきましては、情報の共有化ということであろうと思っております、この点につきましては現在市民懇話会で進めております自治基本条例の検討の中で情報の共有として1つ章を設けて、情報の提供、情報の公開、説明責任ということでの整理がされると考えておりますので、この市民懇話会での議論でひとつ進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） そういう答弁ではありませんけれども、制度としてしっかりと確立をすることがまた多くの市民が行政に対する関心を寄せることにもなり、それがまた信頼関係ということにつながって、何か自分たちもやれることはやろうかというようなことに機運として出てくるわけなのですが、求められたら出す、あるいは会議があると出すという、そういう姿勢ではやっぱりいけないと思うのです。条例の中でもそれぞれ情報公開の現状について公開をする条項がございますけれども、一応広報では年1回か2回提示をしておりますけれども、あれを見る限りでは本当に温かみを感じられないなという感じが、無機質に近い。情報公開の請求件数4件、公開決定4件、個人情報はどうだこうだということで、やっぱりこれではちょっといけないのではないかと思います、答弁でいろいろ細かくそれぞれ実施機関別あるいは内容別にお答えをいただきましたけれども、そういうことが広報でも伝わらなければならないというふうに考えておまして、これはしっかり改善を求めたいと思うのですけれども、お答えいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 先ほどもお答えをさせていただきますが、今市民懇話会の中で自治

基本条例という名称になるのか、あるいはまちづくり基本条例という名称になるのかはまた懇話会での議論ということになりますけれども、この中で権利及び責務であるとか、あるいは参加と協働、さらには情報共有という、この中でしっかり組織的、体系的、さらには制度としてこの点について確立をするということで検討を進めてまいりたいと考えております。ただ、情報公開にもコストがかかるわけでありまして、市民ニーズと行政コストの兼ね合いということも議論しなければならないテーマと押さえておりますので、これらにつきましても市民懇話会の中でぜひ議論をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） 基本条例を整理する段階では、当然憲法と言われることですから、既存の条例はくし刺しにそれぞれの整理をされるということで、説明責任も明記をされていくということでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 現在進めております市民懇話会の中の議論もそういう方向で進められておりますので、そうしたことにしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） わかりました、それは。ぜひよろしく願いをいたします。

対象文書、先ほど1,953件ほどの情報を持っているということなのですが、実際にはこれは現行条例にもあるとおりの決裁とか、供覧が既に終わったもので現存するものということなのですが、先ほどの総計の前期の実施計画の問題も求められて高見議員の質問に答えられているのですけれども、そういう姿勢がやっぱりまだ少し消極的ではないのかというふうに言われておまして、組織的に活用した文書、公文書、もっともっといわゆる政策形成過程のものも含めてということは条例

の制定段階でもいろいろ論議があったのですが、もうそこまでの認識が十分あるというお答えでよろしいのか、改めて。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 旧名寄市における総合計画については、御指摘がありましたとおり前期、後期と分けていながらもそれぞれの事業の予定年度ということで公開はさせていただいておりました。今回新市建設計画なり、あるいは新総合計画ということで、合併に伴って行った作業でございまして、なかなか年度間の具体的なしかりとした張りつけということについては困難性がございましたので、むしろ誤解を招くといえますか、トラブルが生じないという観点で5カ年の予定する事業ということで押さえさせていただきましたので、決して議員が御指摘されるような消極的であるとか、あるいはそういう部分でございませんで、物理的に厳しかったということで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） いわゆる積極性あるいは説明責任をもっともっと努力をするということについて、一定の時間も必要だということは十分わかりますけれども、ぜひ政策形成過程の、高見議員とのやりとりを聞いていても一回出すとそれが変更になると必ずまたいろいろ議会や市民からも誤解がどうのこうのとのお答えもあったりなんかして、そちら側の立場に立つとそれも理解はできますけれども、市民や議会のレベルでいくともっともっと出していただきながら、しっかりもんでいくと。一緒にまちづくりに参加をしているのだという、それが単年度、1年おくれたとか2年おくれたということについては現実ある話でありますから、恣意的に総務部長の答弁をいただきましたので、しっかり御努力をいただきたいなというふうに考えております。これだけで時間費やすことはできませんけれども、分権以降機関委任事務の廃止だとか、地制調の動きだとか、さまざま

な部分で、条例制定以降もやっぱりしっかり既存条例を現下に合ったような形で逐次見直していくという努力をしていただいたり、あるいは指定管理者制度以降の情報公開の問題だとか、まだまだ整理をされていない部分がございますので、改めて検証の機会としてぜひお話をしておきますので、よろしく願いいたします。

次に、市民活動と元気なまちづくりについてですが、これも端的に答弁で、今年度は考えられることは現行市税条例を生かしながら、税の問題なんかも触れられていましたけれども、私も市内のいろんな市民団体やまちづくりに関心のある皆さんの動きを見ると、ぜひことし立ち上げたいのだという話は二、三聞いておまして、立ち上がるためにやっぱり3カ月も4カ月も資料つくったりというようなことで、その御支援もいただくということなのですが、具体的な話として市税条例の中で51条でしたか、法人市民税の減免で所得別でいろいろランクがございまして、一番最低のところでも制限税率使っていますから6万円、活動あってもなくてもかかるというようなことでございまして、その辺のことについて意識をされて、現行市税条例を使いながら減免をしていこうという受けとめ方でよろしいかどうかお知らせいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） NPO法人の皆さんへの支援ということでは、さきの議員の御質問にもお答えをさせていただきましたけれども、個別の案件としては20年度に福祉関係のNPOさんが行われる施設整備であるとか、あるいは庁内食堂の運営、既にお願いをしておりますけれども、継続して支援をしてまいりたいと考えております。現在5つの法人があるわけですが、現行税の制度の上から支援をできるのは法人市民税の均等割と、あとは国あるいは道との関係もございまして、その部分につきましては踏み込めないということで、現在税務のほうでも検討を進めて

おりまして、金額については議員が御指摘のとおり旧名寄地区におきましては6万円、21年3月までは風連地区におきましては5万円ということの均等割の押さえでございまして、そのような検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） もう既にこの話以前に庁舎の食堂だとか、いろいろ福祉活動を一生懸命やっておられる方に対する一定の実績もございしますから、若干それが収益減になるという、市民税的にあるかもしれませんが、それがまた市民活動が活発に促進されていこうということであれば、十分全体的にはよい結果をもたらすのではないかとこのように考えておりますから、ぜひお願いをしたいと。

それから、支援条例の関係について、きょうあえて強く求めませんけれども、まさに既存団体やさきの昨年の高見議員の一般質問の中でも既に基本的なことは十分押さえられて答弁をいただいているところなのですが、一定の時間もたっておりますし、あるいはこれから立ち上がるであろうNPO法人の皆さんも含めてしっかりどういう条例がいいのかということについてのテーブルづくりを求めて、これについて終わりたいと思います。

3つ目に、公益法人等へ支出行為の適正化について。3月3日の新聞に出ていますからいいでしょうけれども、稚内の市議会でもたまたま第三セクターの議会での首長提案が否決をされたという。私にとってみれば、ちょうどこの問題をいろいろ原稿を書いていた時期でもありまして、衝撃を受けております。議会も否決をするにしても賛成するにしても、いわゆるそれがどう将来的に生かされていくのか、今決断をすべきなのか、あるいはもう少し時間を稼いでいい方向に回転をさせていくのかという判断は本当に難しいのではないかとこのように思っておりますが、名寄もお答えいただいたとおりたくさんのお資団体や公益法人がございまして、これらの関係に触れておきますけれ

ども、稚内の関係でもし首長さんなり副市長のほうで御感想ございましたら、ひとつお願いいたしたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 稚内市の例につきましては、第三セクターで経営しているホテルの運営資金の融資をめぐってということとございしますので、既に出資をしているその先ということとございします。議論の詳細はよく存じませんけれども、年度ごとの経営のありようのチェックが経営主体であります法人と、それから出資をしております市と、さらにまたチェックをいただきます議会との関係で、一体どんな議論がこの間ずっと下されていたのか、少し詳細を知らなければまた分析はできないと思っておりますけれども、少なくとも運営資金を融資をするということになりますと、これは危険信号の第2歩ぐらい進んだのかなというふうに思っておりますので、今私どもが運営しているその他につきましては、なるべくというよりもほとんど運営資金の融資ということのないような努力をしていきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） ぜひ対岸の火事とせず、名寄のおひざ元のいろんな出資団体や公益法人についてもしっかり目をみはっていただきたいなというふうに考えていますが、先週大石議員がいろいろ法務的な瑕疵の話もちらっとしていただきまして、私もここ一、二年、具体的には申し上げませんが、市が三セクの場合なら51%以上の出資あるいは50%の出資しているところもあれば、さまざまな部分がありますけれども、中間的に債務処理をする場合だとか、あるいは最終的な債務処理、債務処理というのは決して喜ばしいことではありませんけれども、そういう場合のケースにおいて出資比率に応じた、いわゆる市の責任みたいのを基本的にどういうラインで押さえていたらいいか、改めてお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 最終的な債務処理、あるいは中間的な債務処理と両方ありまして、中間的にはどういうことをやるか。例えば今北海道の中ではいろんな議論になっています。コンサドレーの運営で減債をしなければならないということなどがありますし、最終的にはその法人をどういうふうに処分するかという段階で、もし負債が残った場合にはどういうふうにするかというようなことでありますけれども、やはりコンサドレーと違いまして第三セクターといえども市が51%以上占めているという設置目的、このところにも十分に関係してくるのではないかというふうに思っております。設置目的で市が大きく出資をして、あるいは民間の皆さんにも賛同いただきながらやっていくと。その際、かつてから言われておりますけれども、北海道の第三セクターは非常に公共ででき得ない部分をやっていると、法的に。そのような関係でありますから、民間の方の賛同出資につきましてもやや公共に依存型があるのではないかという、その経過をずっとたどってきていて、北海道の中における、全体とは言いませんけれども、最終的な債務処理においては公共が担う部分が大いのではないかというふうに思っているところでございまして、必ずしもそうばかりではございませんけれども、市が行いました例についてはむしろ業務内容の中で債務処理というよりも支援をどうするかということを決めてきたという経緯がございまして。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） 最終的には、執行者で判断をされて議会に提示をして私ども議会が決めていくという、政策的あるいは政治的に決めるという可能性が今までもあったわけなのですが、最初の答弁がありましたように一定の経営という感覚から見て、黄色信号あるいは赤信号は赤信号になる前に、そういう危険ラインの判断というのは早目早目にしながら、一定のラインみたいのは

私どもがわかるようなもので、市民がわかるようなものについてやっぱり提示、しっかり検討すべきではないかというふうに考えておりまして、先ほどの答弁は生かさせていただきながら、ぜひしっかり対応をお願いをしたいというふうに考えております。

国の国税の補助金等にかかわる適正化法案というのがございまして、それが本当に適正に使われているかどうかというのは当たり前前に検証、監督をするわけですが、名寄市の場合においても先ほど言いましたようにもっともっと市民レベルで私どもにもしっかりわかるようなラインを一定の制度、根拠規定みたいなものを持ちながら、判断材料をしっかり出していくということを求めておきたいというふうに考えております。監査委員の皆さん、代監さんにもお尋ねをしようとは思っていましたが、時間の関係ありましてあれですけれども、いわゆる財政援助団体に対する監査の関係で、現行は50%以上で、さらに出資比率の拡大、下げていくというのが今全国的に25%まで下げる、あるいはもっとラインを下げて監査をするという経過もあるのですが、民法や商法の適用を受けるという側面等難しい要素はありますけれども、少なくとも市で出資をしたり、補助をしたりということがついて回るとすれば、やっぱり行政の責任としてそういう団体、出資法人や特定法人の情報の公開というか、このことについてどのように基本的に私ども押さえておいていただいたいのか、お知らせをいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 先ほど総務部長から御答弁いたしましたけれども、株券や、あるいは有価証券の購入ということでかなりの数の出資をしております。かなりの数といっても33社であります。特に市が51%以上の株を持ちます4社につきまして、これは当然各社の株主総会、そこで公表されておりますし、また同時に議員会に対しましては年1回でありますけれども、報告をしな

がら御意見をいただくということになってございまして、私どもは今置かれている範囲の中でこの公表というのは精いっぱいやっているというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） 最後になりますけれども、土地開発公社の関係について、18年度決算あるいは19年度の予算なんかも見せていただきましたが、毎年7億円近い、19年で6億8,000万円ぐらいですか、貸し付けを受けながら、利子も四、五百万円、500万円近い利息を払いながらということで、いわゆる土地の処分との連動性もあるわけなのですが、やっぱり簿価との関係、実勢価格との関係では若干不安を感じておりまして、現状の名寄土地開発公社の経営状況というか、現状について最後に御認識をいただいて終わりたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 決算そのものにつきましては、毎年6月議会で報告をしていると思えますけれども、御承知のとおり全道的にはありませんけれども、土地開発公社が行政の先行の土地取得という役割を果たして、箱物の行政がなかなか少なくなったという点では土地開発公社の役割そのものを議論するという時代になってまいりました。したがって、名寄市の場合についてもそれに該当するかどうかは別にいたしまして、持っている土地の処分といたしますか、それをどうするか真剣になって検討していかなければ、特に大型の土地についてはそれぞれ目的を持って購入をしたものでありますけれども、まだ未処分ということでございますので、このまま続いていかどうか、もちろん20年の例の財政再建法の適用にもなりますので、私どもとしてはそれをにらみながら、この土地の処分について、土地開発公社全体の運営について考えていかなければなというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 以上で熊谷吉正議員

の質問を終わります。

農地流動化銀行の設立について外3件を、佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、質問いたします。

初めに、農地流動化銀行、農地バンク、仮称ではありますが、このことについてお尋ねをいたします。近年農業経営者の高齢化、あるいは担い手不足などの理由で、農地の遊休化、荒廃化の進行が心配されています。従来風連地区においては、農地の売買、賃貸借は各地区の農用地利用改善事業実施組合があっせんの労を担ってきたところがあります。しかし、現在規模拡大の手詰まり感、受け手である担い手の減少、高収益作物の導入で今以上の面的拡大を望まないなどの理由で地区内だけでは受け手が見つからず、あっせんに困難を来すところも出始めており、貸し手、売り手の方々が親戚、友人などのつてを頼っての対応が目立ち始めております。その一方で、耕作者を必要とする経営者は地区を限定しないで耕地を模索する動きがあり、農地情報の入手窓口一元化を求めています。以上のことの解決策の一つとして、農地を売りたい、貸したい人と買いたい、借りたい農家がそれぞれ登録し、データベース化して農地流動化情報の一元化と迅速化を図るシステムを早期に立ち上げることを御提案申し上げます。農業委員会、農用地利用改善事業実施組合、農協の3者がより連携を深め、農地流動化銀行、農地バンクを設立し、農業者間のスムーズな農地流動を図り、利便性を高めるべきであります。そして、そのことにより農業経営の安定、農村の活性化、そして農業振興につながるものと確信するものであります。

次に、2つ目として、ふるさと納税に対応する寄附条例の制定についてお尋ねをいたします。国は、平成20年度に都市と地方の格差是正を目的に地方自治体への寄附を税額控除の対象とするふ

るさと納税制度の導入を予定しているところであり、それに先駆けて環境保全や福祉、農林振興など税金の使い道を明らかにし、寄附を募る地方自治体が急増し、2004年に3町村が関係条例を制定したことを皮切りに、2008年1月現在全国で32市町村が独自に寄附制度の条例を制定しております。この動きは今後さらに加速しそうな勢いで、かつてのふるさと創生資金をほうふつさせないでもありませんが、いずれにしろ政策提案型の寄附を求めるものであり、自治体の魅力が試されるところではあります。ふるさと名寄を再点検、再認識する意味からも早期の条例制定を求めるものであります。

3つ目といたしまして、エフエムなよろA i r てっし風連中継局の設置についてお尋ねを申し上げます。平成18年3月27日、風連町と名寄市の合併と時を同じく、コミュニティーFM局エフエムなよろA i r てっしの電波が発せられました。コミュニティー放送局は、平成4年に制度化された超短波放送局で、地域に密着した情報を提供し、現在北海道では24社がそれぞれ特色ある番組を地域に提供しております。大きなメディアでは伝えられない街角の話題を拾い、生活情報を伝え、そして市民のホットな息遣いを発信する双方向地域密着の番組づくりが地域FMラジオの輪をさらに大きく広げているのであります。さらに、災害情報も地域FMの重要な役割で、名寄市においても市の区域内に災害が発生し、災害対策本部を設置したときは、市の防災担当部署からA i r てっしの通常放送に割り込み放送ができるシステムが導入されております。この緊急放送により、いち早く災害情報が市民に伝えられ、市民の生命、財産、安全、安心が守られるのであります。このように今や市民と密着し、市民生活には欠かせない情報源である地域FMラジオ局ですが、現在風連地区の瑞生、中央の南部、そして日進地区が難聴あるいは全く放送が入らない状況下にあります。同じ放送エリア外だった智恵文地区約200戸に

つきましては、平成18年9月1日に中継局免許が出て、現在は情報ギャップはほぼ解消されております。市の行政防災無線の戸別受信機の設置につきましても財政的、年数的に近々に実現する見込みはなく、今現在強力な防災情報伝達の機能を有する地域FMラジオ局の受信エリア拡大は市民ひとしく安心、安全を享受する立場からも急務であります。4月には、サテライトスタジオの機能を有する道の駅のオープンも控えており、風連中継局の早期設置を求めるものであります。

最後に、4つ目といたしまして、道の駅もち米の里☆なよろの外壁の色が変更になった理由と経過についてお伺いをいたします。昨年7月から国道40号線、名寄市の玄関口となる風連市街地南側で建設が進められていた道の駅もち米の里☆なよろもこの2月29日工事が完了し、いよいよ4月20日日曜日に予定されているオープンを待つばかりとなっています。この道の駅は、道路利用者のための休息機能にとどまらず、道路利用者や地域の方の情報発信機能、そしてさらには近隣のまちとまちとが手を結ぶさまざまな取り組みの場としての地域連携機能をも持つものとして、市内外からいやが上にも大きな期待が寄せられているところであります。

さて、市民期待の待望の道の駅ではありますが、いわゆるコンセプト、これは概念全体を貫く統一的な視点という訳され方がされておりますが、コンセプトの3大要素であるデザイン、機能、そして色彩のうち、外壁の大方を占める色が当初の茶系から銀色系に変更になった理由と経過とをお知らせ願います。

以上、この場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） おはようございます。ただいま佐藤議員から大きな項目で4点にわたり御質問がございました。1点目、4点目につきましては私のほうから、2点目、3点目につきましては総務部長からのお答えとなりますので、

よろしく願いをいたしたいと思います。

初めに、農地流動化銀行（仮称）についての回答でございます。本市の基幹産業である農業を取り巻く情勢は、農産物の価格の低迷など一段と厳しさが増すとともに、高齢化に伴います農家戸数の減少、後継者不足など農村地域の活力低下が懸念される中、農業生産の基盤をなす優良農地の確保、有効利用の推進と地域農業を支えるすぐれた担い手の育成確保が重要な課題というふうに考えております。こうした状況のもと農地流動化に伴いますあっせん、賃貸の実績であります。各年次の1月から12月まででございます。名寄地区では、平成18年度ではあっせん37件、面積で145.1ヘクタール、賃貸借では48件、178.5ヘクタール、19年度ではあっせん14件、63.9ヘクタール、賃貸借70件、224ヘクタールでございます。風連地区では、同じく平成18年度ではあっせん23件、74.3ヘクタール、賃貸借28件、62.5ヘクタール、19年度ではあっせん38件、123.1ヘクタール、賃貸借70件、204.1ヘクタールとなっております。農地のあっせん等につきましては、風連地区におきましては昭和57年から農用地利用改善事業実施組合におきまして各組組合長を初め農用地流動化推進委員の協力のもとに実施してまいったところでございます。また、名寄地区におきましても合併した平成18年度からは新たに農用地流動化推進委員を配置いたしまして、農業委員とともに農地流動化推進の原動力として御活躍いただいているところでございます。耕作放棄地につきましては、2005年の農業センサスによる耕作放棄地は60ヘクタールでございます。昨年9月農業委員協力のもと実態調査を実施いたしましたところ、結果として名寄地区では31ヘクタール、風連地区では6ヘクタールと押さえさせていただいております。今後も耕作放棄地が拡大しないように対応を検討してまいりたいというふうに考えております。また、一部地域におきまして農地のあっせ

んを申し出ましても買い手が見つからない、大変苦慮しているというふうな声を聞いておりますので、議員から御提言ありました農地を売りたい、貸したいという、つまり出し手でございますが、のりと借りたいという受け手の人を結びつける農地流動化情報の一元化に向けまして、農地の有効利用と利用集積を一層進めるために、また耕作放棄地対策を含めました市地区内における農地の利用調整で、売買、賃貸に至らなかった土地について地区外からも広く対象農地の情報を提供できるよう農業委員会と協議、体制整備を含め検討してまいりたいと考えているところでございます。今後農地情報の登録内容、これにつきましては個人情報の保護に関する規定も含めまして、情報の閲覧場所の検討、また地区データを活用することによりまして農地情報の整備を取り組む上で効果的であり、天塩川地区農地情報整備推進協議会で実施いたしております農地情報システムの地図データの整備につきましても活用できるかどうか、関係機関と検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、道の駅もち米の里☆なよろの外壁色を変更した理由と経過についてのお尋ねでございます。外壁色の関係でございますが、完成予想図では外壁関係が茶系色でありましたが、その後建物の外観が建ち上がった10月中旬に現場にて壁れんが材及び屋根部分の色を具体的に見本品を陳列いたしまして、関係者にて協議をしてまいりました。その中では、壁れんが材につきましては周辺の農村景観などを勘案し、春、夏、秋、冬を通してマッチする壁れんが材として茶系色の濃い色とすることになったところでございます。また、屋根部分のパラペット部分でございますけれども、耐火材料が必要とされていることから、材質は金属断熱パネルを採用いたしたところでございます。耐火断熱材は、国内で2社しか認可メーカーがございません。色につきましては茶系色がないということであったこと、また色も限られているために前

段申し上げました四季を通じての壁の色合いにマッチしたものを選定したところでございますので、御理解を賜りたいと思っております。

以上、お答え申し上げました。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） ふるさと納税に対する寄附条例の制定についてお尋ねをいただきました。条例制定に向けた考えはということではありますが、寄附を募る手段として、また情報発信の有効な手段として活用できないか、現在検討を進めております。道内では、現在2つの市と9つの町で制定をされておりますが、それらの先進例を見ますと、各市町村が事業区分の中で自治体としての特徴を出してまちのPRをしていこうと工夫していることがうかがえます。隣の下川町では、下川森林づくり寄付条例として単一の事業に対する寄附条例としておりますし、また本年度より条例が発効した夕張市では映画ロケセット施設の保全に関する事業、市民による映画祭の開催に関する事業などが事業区分として制定をされており、ニセコ町では有島武郎に関する資料収集、また道外になります。益子焼で有名な益子町では陶芸の町にふさわしい文化振興に関する事業などを明文化をし、寄附の目的である事業区分を見ると森づくりの町、映画の町、陶芸の町とその町がイメージをできて、町の特徴やセールスポイントに興味に向くように条例が制定されるのではないかと考えております。名寄市としてもこの制定に向け、市としてのセールスポイントをどこに置くのか、名寄市に思いをはせる方やそうでない方にもどんなまちをイメージしていただくのか、いろいろな方と少し夢のある部分も含めて議論を重ねながら、条例制定に向けて努めてまいりたいと考えております。

次に、エフエムなよろ風連中継所の設置についてお尋ねをいただきました。議員からもありましたように、平成18年3月27日の新名寄市の誕生と時を同じくして名寄と風連をエリアにしたコ

ミュニティー放送局エフエムなよろが開局いたしました。コミュニティFM放送は、市町村などの一部の区域で地域に密着した情報を提供することを目的に平成4年に制度化された超短波放送で、阪神・淡路大震災を契機に急増いたしました。特に北海道内においては、函館の開局が全国第1号であったことやこの広大な面積のために全国の10分の1に当たるFM放送局が存在をしております。エフエムなよろは、道内で21番目に開局をしたFMコミュニティ放送局で、名寄市のほぼ全域を放送区域とし、防災のため24時間放送で市民参加の地域の番組や地域密着の情報を放送をしております。行政提供情報の放送としては、定時放送として1日3回、名寄市からのお知らせとして広報なよろと名寄新聞、北都新聞の名寄市広報欄に掲載するお知らせ情報を中心に、市関係施設からの月間予定や学校行事など従来の紙媒体による広報では、情報量の制限があってお知らせできなかった分野の情報なども織りまぜながら、FM放送を通じてお知らせをしております。また、臨時放送では、地域情報の発信とは別に災害時の協定を結び、災害発生時における通常放送に優先をした緊急割り込み放送によってFM放送が持つ地域性と速報性を活用した情報提供を行うことができます。

智恵文に設置をしたサテライト局の電波発信状況を申し上げますと、本局では20ワットの出力で、智恵文サテライト局では出力を3ワットに抑えております。智恵文峠において両電波がかぶさって聞こえづらい状況になっておりますが、人家がないために大きな障害とはなっておりません。御質問にありました風連中継局の設置につきましては、設置箇所が地形的に平たんでありまして、智恵文峠のように電波を分断する状況にないことから、エフエムなよろの責任者からも電波の干渉が発生するなど技術的にも困難であるとの見解をいただいております。現状では大変難しいものと考えておりまして、御理解をいただきたいと思います。

ます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） それぞれ御答弁をいただきました。順次再質問をさせていただきます。

初めに、仮称ではありますが、農地流動化銀行、農地バンクというふうな言い方もしているところもあるようですが、このことについて改めてお尋ねをさせていただきます。今御答弁の中で今後農業委員会等と連携をとりながら、早急に体制を整えていきたいという非常に前向きな御答弁をいただきました。私も先ほど質問の中で申し上げましたとおり、なかなか地域の増進組合のあっせん部会の方が大変御苦勞いただいて、売り主、買い主の方のあっせんに当たっていただいているわけですが、なかなか現実相手先が見つからないという現状が出てきておまして、そのことが一つなのですが、やはり農業に関しては農業委員会がまず農地ですから第一なのですが、それと同時に農業経営に関する部分でありますので、農協の部分が従来農地の移動についてはちょっと後にあったのかなというふうに思うのです。ですから、私も先ほど申し上げましたが、今後体制整備をしていく中ではやはり農協の存在というのが欠かせないというふうに思うのです。農協がやっぱりいろんな多くの情報を持っておりますので、農協と連携をすることによって、さらに農地の移動がスムーズになることが期待できますので、そのあたりの農協との連携についてのお考えありましたら、お答えをお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今新名寄市といいましょうか、農業委員会のほうでやられているあっせんの実態については十分に承知はしていませんのでけれども、旧風連の部分で限ってお話しさせていただきますと、今議員お話ありましたように農協との部分が事場面、次第によっては農協に声をかけたり、お話を伺ったりというようなこと

がございました。しかし、基本的には農業委員会が入って利用改善組合、各委員さん方のお世話をいただきながら進めてきたという実態にあります。しかし、今お話しいたしましたように農地が大変憂慮されておりますので、そんなことも含めあわせて今後農協の分も含めた形の中で農業委員会とも十分協議させていただきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） ぜひそういう方向で進んでいただきたいというふうに思います。

あと、先ほど閲覧する場所です。端末、IT化するのであれば端末になるのですが、一覧性を高める意味ではぜひデータベース化して、閲覧を非常に簡易にするということはよろしいかと思えますし、これは個人の財産に係る部分ですので、御本人の同意はいただくことは当然なのですが、やはり農協と情報を共有するという意味で、農協と、それから行政サイド両方に端末を持つべきだというふうにも思うわけですが、非常に具体的な話になるのですが、そのあたりについてのお考えがありましたら、お答えをお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今お話しさせてもらいましたように、農業委員会のほうに具体的に会長含めて皆さん方にお話をまだしておりません。したがって、今後今議員おっしゃったようなことも含めてまずお話をし、どういうふうなことが一番望ましいのか、個人の情報ということもあるものですから、そんなことも含めて前向きに検討させていただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） この件に関しては最後の質問になりますが、今部長のほうから前向きに検討したいという御答弁をいただいたわけですが、これから農業委員会のほうにお話をされるといことなのですが、このデータベース化といい

ますか、農地バンクといいますか、そういったものが設置される、前向きに検討したいということですので、いつぐらいまでというめどがありましたら、お答えを願いたいのですが。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今先ほどお話しさせていただきましたように、既存の部分の中ではてしがわ土地改良区がベースとなる仕組みを持っております。それをいろいろな意味で活用させていただいております。その部分の中につなげるのかどうなのか含めて検討していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 一刻も早い取り組みを期待申し上げます。

それから、次の2番目のふるさと納税に対応する寄附条例の制定に関して改めて再質問させていただきますが、これは代表質問の中でも出てきておりますので、同じような御答弁をいただいております。市のほうとしても非常に前向きにとらえているということで期待をしているわけですが、制定の時期をいつほどにとらえているか、スケジュール的なものがありましたら、お答えを願いたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） できましたら、次年度からスタートできるようなことを想定をしながら整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） ことし1年検討してということかと思いますが、御答弁にもあったとおりこの条例というのは非常に市民にとっても胸躍る部分があると思うのです。わくわくする部分があると思うのです。というのは、我がまちの宝物を探し出していくわけですから、よく言われるようにあなたのまちの魅力が3つあるとすれば3つ挙げてくださいますと言ったら、すぐ挙がるかどう

かというようなことはよくいろんな場面で出てくるのですが、名寄市の場合は本当にたくさんの魅力、宝物がありまして、サンピラーもありますし、モチ米もありますし、アスパラもあるし、大学もあるし、天文台もあるしということで、カーリングもあるしということで、どれをではピックアップして寄附条例にのっけようかということが非常に楽しい議論になる1年かなというふうに思います。

そこで、御提案なのですが、その中にぜひそんなことで市民がこぞって参加をして、対外的にアピールしていく条例だというふうに思いますので、市民の方とともに条例の制定を進めていくというふうなお考えがあれば御提案願いたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 名寄市の魅力ということにつきましては、地域で住まいをする市民の感覚としての魅力と、また名寄市に生まれ育って他の地に行かれた方が外から見た名寄の魅力ということも当然あると思いますので、そうしたことを全体的に相談できる機会を設けて、ぜひ相談をしたいと考えておりますし、先ほど私次年度と申し上げたのは21年4月ということでございますので、誤解のなきようひとつお願いしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 誤解はしておりませんので、新年度というのは、まだ旧年度というか、私の言い方が誤解を招いたのかなというふうに思いますが、明けて4月以降から見た場合の新年度ということで理解をしておりますので、鋭意取り組んでいただきたいというふうに思います。ぜひ新しい総合計画の中でも協働のまちづくりを一番に挙げているわけですから、市民の皆さんと新しい名寄市の寄附条例つくる会と市民の会みたいなものを立ち上げて、そこでけんけんがくがく1年間かけてやると。市民の皆さんと条例をつく

って、そしてどうですかというような形をぜひつくっていただきたいというふうに御提案を申し上げますので、鋭意御検討いただきたいというふうに思います。

続きまして、地域ラジオ局 Air てっしの放送エリア外の問題なのですが、今技術的な問題があるということでお答えをいただいて、なかなか実現が難しいということかなというふうに受けとめさせていただきましたが、今現在風連地区で放送エリア外となっている戸数を何戸というふうにとらえているかお答えを願います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 大変申しわけありませんが、今手元に資料を持ち合わせておりませんので、承知をしておりません。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 多分そうだろうなと思ってお聞きをした次第なのですが、失礼ではないと思うのですが、これは19年の風連地区の戸数なのですが、1,848戸、それからエリア外とされている地区が2区、3区、4区、それから西風連、それから11区、12区、13区、15区です。それを合わせて約384戸になります。これは、パーセントでいうと風連地区の全戸数の21%になるわけです。名寄市全体から見ると1万4,600戸ということのようですから、2.6%になるわけで、智恵文地区は200戸で、これは名寄地区全体からいいますと1.4%だったのです。今現在1万4,600世帯のうち1万3,200世帯、約90.4%が聴取可能ということになっておりますが、この風連の1,848戸のうち21%に当たる戸数が放送エリア外にあることについて改めて御認識をお伺いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 議員御指摘のとおり、防災対策も含めた安全、安心のまちづくりから考えますと、その必要性を十分認識しておりますけれども、ただ技術的な問題と申しますか、地域

のFM局が出力の全体的な規制がかかっているということもございますし、また地形面等から今の技術では相当困難性があるということでもありますので、もちろん財政面がないわけではありませんけれども、その前の環境整備としてかなり厳しいということもございますので、今後規制緩和がどのくらい進むのか、あるいは技術革新がどのくらい進むのかというのはまた別の問題としてありますけれども、ぜひ必要性は十分認識しておりますので、継続して検討してまいりたいと考えています。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 今防災のお話も出ましたが、この防災計画の中にも地域ラジオのことについては書かれてあります。1つには、先ほど申し上げましたが、この中の30ページに確実に情報伝達できるような必要な体制の整備を図ると。それから、次にはやはり市町村防災無線等の無線系、戸別受信機を含む、の整備を図るとともに、有線系へや携帯電話も含め、災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努めるということになっております。先ほど申し上げましたとおり、風連地区の21%、約400戸にも迫る世帯が放送エリア外にあるということをもっとしっかりと認識をしていただかなければいけないのが1つと技術的に難しいというのはわかります。ハウリングが起きる、干渉が起きるというようなお話も伺っておりますが、そこでとまっていたのでは、それから技術革新にまつだけでは余りにもちょっと心もとないなというふうに思うわけです。確かに智恵文地区とは条件が違いますので、困難なことはわかるのですが、ただ、今いろんな取り組み部長のほうからもお話いただきましたが、1つはやっぱり特区的な対応です。78.8でハウリングが起きるのであれば周波数は変えられないのかとか、出力については全く問題がないというふうに私は認識しておりますので、それはクリアできると。では、ハウリングできる部分を安定、放送、電波

の方向を多少調整するとか、あるいは情報特区的な取り組みで周波数を2つとるとか、そういったことの検討はされましたか。いかがですか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） もともと本局のほうの出力の規制というのは、それ以上大きくするとまた新たな電波障害を起こす危険性があるということでの法の規制だと考えておまして、ここの部分についてはなかなか規制緩和は難しいのかなと考えております。それから、現行で相談をさせていただいている段階での技術的に極めて困難ということですので、ほかの解消手段が場合によってはとれるのかどうか、あるいは技術的に現行の手段であってもいろいろ組み合わせをすると何とか解消ができるのか、これらにつきましてもぜひ検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 今御答弁の中でほかの手段も含めてというふうなお話があったのですが、そうなのです。ほかの手段もいろいろ考えられるというふうに思います。1つは、戸別にアンテナを上げるということによってかなりこのことは難聴地域の解消には役立つのかなと。テレビアンテナのような形状になるのかなと思いますが、そういったことも一つになろうかと思っております。

それから、出力については本局と申しますか、名寄の本体については20ワット、それから智恵文については3ワットということなのですが、プラスの部分があって、これは問題ないというふうに私は認識をしておりますので、これは先ほど戸別の防災無線の予定もここには書き込まれているわけですが、これよりははるかに安価で確実に情報をとれるというような手段にもなろうかと思っておりますので、そのこともあわせて検討していくべきだというふうに思います。

A i r てっしのコマーシャルをするわけでありませんが、去年19年において留萌海上保安庁の

ほうから海難防止に大いに貢献したということで表彰状がA i r てっしのほうに届いているということで、これは日ごろの放送を通して海難防止を呼びかけた結果、昨年度の留萌海岸における海難事故が非常に少なくなったということなのです。同じようなことが日常的に名寄市内について雨が降って、風が吹いて、雪が降ってという中で、そういった防災情報を流すことによって免れる災害も出てくるということでもありますので、ほかのエリア外の所管の官庁からも表彰状をいただいているぐらいの効力のある、働きのある、実績のある地域FMラジオ局でありますので、もっともっと技術的な壁をクリアするには、技術的な壁があってクリアできないからだめだということではそこでとまってしまうわけですから、ではどういふふうクリアしようかという部分に進んでいかないと新しい展開は出てこないわけです。釈迦に説法で大変心苦しくは思っていますけれども、やはり一步前に出ていただかないとこの21%の放送エリア外は埋まらないのです。今度4月に道の駅がオープンします。その中にサテライトのブースもありまして、そこからやっぱり電波が出ると。肝心かなめのあの部分がもう既に難聴の地域に入りつつあるのです。これは、ちょっとこっけいな話といえばこっけいな話にもなってしまうわけですから、そのあたり道の駅から電波放送がすることについて、こういった問題が潜在しているということについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 道の駅の関係と、それから防災の関係含めまして少し答弁をさせていただきます。

先般道の駅サミットをやりまして、その中でもうお聞きだと思っておりますけれども、FMのブースを設置すると。しかし、FMの情報発進力にも限りがあります、地域、行政区域内限定型でありますから。それでは、道の駅サミットをやって、上川管内40号のルートをどうつなぐかという議論に

なっていますけれども、今これは超法規的にもやるわけにもいきませんし、その辺ではお互い知恵を出し合って、電波を管理をしている総務省との関係、これありでありますから、そののちと各地域における電波のリレーをどうするかというようなことにつながってくるのではないかと、いうふうに思っております。佐藤議員おっしゃるようにこれでだめだからあきらめたということではなくて、これは各単位市町村との連携も必要になってきますけれども、いろんな方法を考えて、道の駅から発信する情報が少なくとも国道40号全体の中における防災など、あるいはコミュニケーションの役に立てば幸いかなというふうに思っていますので、このところは少しこれからの研究課題になるなと思っています。

それから、私が車の中でずっと聞いておりました、やや土別の入り口までは国道沿いはいいなと、こういう感じを持っておりました。まだ山合いには入って聞いておりませんが、これはエフエムなよろさんがかなり各地域全体にわたってどのくらいの障害があるかどうか調査をしているというふうに聞いておりますから、そこの突き合わせが必要でないかというふうに思っています。ただ、道の駅のあたりが難聴地域だということは私今初めてお聞きしました。私の感じでは、あの地域は難聴地域でないのだというふうに思っておりましたので、その課題は持っておりませんでした。その課題については、せっかくFMのブースをつくるわけにありますから、エフエムなよろさんとの協議をさせていただけたらというふうに思っているところであります。

また、防災の関係でありますけれども、FMは残念ながらラジオでございまして、好みによって聞く人も聞かない人もいます。ただ、防災があったときにこのFMを通じて流しますよということになりますと、これは災害があったときには関心を持っていただけるかなというふうに思っておりますけれども、FMがあろうがなかろうが、やは

り適切な情報の伝達手段というのは持たなければならぬと思っております。防災無線にまで至りませんが、従来までも災害があった場合にはこういう伝達方法をしようという方法は実はあるわけあります。例えば町内会組織を通じる。主にそこですけれども、そういった方法は持っている。さらに、防災計画に書き込まれていますのは、やっぱりFMを使って、情報を使ってやっていこうということになっておりますので、情報はできるだけ細かく伝えられればそれにこしたことはないから、ぜひ先ほど来総務部長が答弁したようにいろんな方法もまた研究を進めていくべきというふうに思っております。くどくなりましたけれども、道の駅そのものが、あの場所が難聴地帯だという認識がございませんでしたので、ぜひその辺についてはFMさんとの協議を進めさせていただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） これはエリア図なのですが、ちょうど今私が言ったのは道の駅がということではなくて、道の駅のあのエリアがという意味で広くとらえておりますので、誤解のないようお願いしたいのですが、ここが風連市街の入り口になるわけですから、ちょうどこのラインがかかっております。ですから、境界線になろうかというふうに思います。そんなことで、いずれにしても市民ひとしく放送文化に接したいという希望もあることですし、それから市民の安心、安全の部分からいってもエリア拡大はやはり市の緊急の課題として取り上げていかなければいけないというふうに考えているわけですが、智恵文地区のアンテナについては800万円ほどの予算がかかっているわけですが、予算措置も含めて早急にこれについても検討課題として机上に上げるべきだというふうに思いますが、最後にこのことについて具体的な今後の考え方を御答えをお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 御質問をいただいて

おります風連地区の解消につきましては、智恵文地区では800万円ないし1,000万円で解消できましたけれども、技術的に現状で困難ということですので、この金額でということではなかなか金額として予算をつけて解消できるということに現時点ではなっておりませんので、どう方法がとれるのか、ぜひちょっと時間はかかるかもしれませんが、検討させていただいて、対応してまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） この問題については、これからもその都度どういう状況かについてお尋ねをしておきたいというふうに考えております。

最後になります。道の駅の外壁のことについてお答えをいただきました。初めに、副市長にお尋ねしたいのですが、どちらの副市長にお尋ねしたらいいのか私判断できませんが、この外壁の変更したことについての事務分掌といいますか、所管についてはどちら、建設なのでしょう、経済なのでしょう。私は、建設かなというふうに思っているのですけれども、いかがですか。

○議長（小野寺一知議員） 小室副市長。

○副市長（小室勝治君） 色を選定する段階で、それぞれ集まって検討会を開きました。それで、壁はどういう色にしようと、そういった検討を重ねていったわけでございますが、上の部分がイメージ図では茶色っぽいイメージ図が載っていたというようなことで、調べてみますとその部分で耐火性の焼きつけの塗装をしているところは2社しかないということが判明しまして、イメージ図の色と変わったという部分でございます。壁の色については指定管理を受けております特産館の社長さんも入っていただきながら、将来のこともありますから、壁の色は決めさせていただいたという経過になっておりますし、また今手問本部長のほうからお話あったとおり、上のパラペットの部分でそういった事情で変更になっていたということでございますが、これについてはちょっと私た

ちも心配したわけでございますけれども、それを色を新たにつくって焼きつけをしているのでは工事には間に合わないというようなことも含めてあったわけでございますし、またせっかく焼きつけで塗装しているものをペンキを後から塗るということもこれいかなものかということで、そのまま進まさせていただいたということでございますが、イメージ図は色はどんな色でも載るわけでございまして、それが目についているものですから、ちょっと感じとしては違うイメージが与えられたのかなと、このような思いをしております。また、今冬場でございますから、白っぽい色になっておりますけれども、これがグリーンになると非常に映えるのではないかという意見もございまして、色彩的な感覚も含めて考えておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 建設部なのか経済部なのかよくわからない。結局わからないで、今また再質問に立ったわけですがけれども、今年の7月2日に第3回の臨時会が開かれて、工事請負契約の締結についてということで議決がなされております。そのときの外観パース、これ説明資料いただいております。外観パースということでこのように出ているのですが、これは鳥のような目から見た部分です。茶色になっています。それから、これは水平面で見たと外観パース、これも茶色です。さらには、いろんな形で一貫して茶色、これは道の駅もち米の里☆なよろということで非常に大きな形で出てきております。これもごらんいただいとおり茶色です。でき上がったものは、私先日写真を写しました。小さいので、ちょっとごらんになりにくいかなと思っておりますけれども、これは今御答弁いただいたとおり若干見た印象が違うというレベルの違いではなくて、この外観パースとでき上がったものはとてもとても同じ建物というふうには私は思えません。やはり茶系、ブラウンというのは大地の色でもありますし、非常に重量感

もありますし、落ちつきもあると。土の色でもあるということなのですが、反してこちらは無機質な、夏になれば見ばえするというようなお話なのですが、それはいろんな見解の相違はあろうかと思いますが、私はなかなかそういう考えはできません。これが今お話の中では間に合わないということなのですが、ではこれ7月2日に2億2,260万円で落ちているのですけれども、当局としてどういうふうな見積もりを持っていたのかなというふうになるのです。当然この部分にはこの部材を、建材をとということで、そこも積算の結果盛っていたと思うのです、この締結に当たっては。そのあたりいかがでしょうか。あくまでもそうではないというふうな見解しか出てこないのか、いかがですか。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 設計の段階での積算についてのお尋ねだったというふうには受けとめさせてもらいましたが、当初につきましては全体面積で張る部分の面積は360平方メートルでございます、単価当たり1万8,000円ということで積算をさせていただいております。そんなことで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 要するにいつの時点で茶系からこのシルバーに変わったのか。そういった連絡、私も以前前回のガスの配管問題で総務部長とお話しさせていただいて、議論させていただいた経過の中では、報連相、報告、連絡、相談という形を今後総務部長の御答弁でも強めていくというようなお話があったのですが、私は大きな設計変更だと思うのですが、こういったものがどういうふうに伝えられていったのか、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今いつの時点で従来のパーツから白っぽいといいましょうか、ふう

に変わったのかというお尋ねだったと思いますけれども、その部分につきましては先ほどお話しさせていただきましたように10月の下旬に建物全体が建ち上がってくるだろうということで、さて色を決めなければならないというようなことでございまして、10月中旬から現地のほうにたびたび関係者と足を運んで、こういった色合いでどうだろうかというようなことで、パネル見本も出して具体的に検討させていただいたのが10月中旬以降でございます。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 10月中旬以降に変更を決定したということなのですが、これは議会のほうに伝えられたのはいつですか。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 改めて議会のほうに、所管の委員会といたしまししょうか、そちらのほうにはお話はしたというふうには受けとめておりません。パーツにつきましては、こういったイメージでと。外観図、想定図で今取り組んでおりますということで、早い段階では記憶ちょっとはつきりはしませんけれども、お話はさせてもらいましたけれども、具体的に議員おっしゃいますようにこういった材に変わりましたというふうな受けとめはしておりませんから、それについては議会のほうに特にお話を持ち込んで御相談したということはございません。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 変わらないからというふうなお話だったのですが、これはだれが見たって本当にコンセプトという言葉を使うまでもなくて、大きな設計変更だと思うのです。これが10月中に変更を決定した、せざるを得なかったという経過のようですが、それは正式には議会のほうにも伝わっていないと。だれしもですから直近まで、2月29日工事完了するまであの色が仕上がり色だというふうには思っていませんでした。あれを見ながら、これは下地で多分上に何か張る

のだろうとか、何か塗るのだろうとか、そんなふう
に思っていた。仕上がりは当然茶系になる、ブ
ラウンになるのだと、ワインカラーになるのだと
いうふうな認識だったと思うのです。それが外観
の大方を占めています。これ本当に私も何枚かこ
ういった小さい写真も、横から写した写真も撮り
ましたが、ひさしが長いですから、奥の下の部分
のれんがブロックの部分ほとんど見えないのです、
暗くしか。見えるのは、やはりこのシルバーの部
分なのです。これが大きな変更でないという認識
ですね。これは、私が声高に言うまでもなく、こ
の施設は市民のものであり、私たちのものなの
です。市のものでもなければ、だれのものでもない
と。そういった公共の大切なこれから本当に使っ
ていかなければならない施設を市の判断で大きな
変更ではないということで変えられていくという
ことについて、時間になりましたが、市長、どの
ような御見解をお持ちでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 建物そのものに設計の
変更が生じているとかということではないと、こ
のように私も受けとめております。問題は、耐火
の建材について、いわゆる既製品で色が限られて
いると。たまたま壁に使っているれんが色の製品
がないと、こういう現状の中で関係者が集まって
協議をした結果、今のシルバーのような感じの色
が最適と、こういう合意が関係者の中であったと。
私は、今までも市民の皆さんに何色でございませ
んというふうに説明をしてきたわけではありません。
議会では、もちろん契約時にイメージとして持っ
ていただいたのは事実でありますから、この色が
どうしても市民の皆さんも含めてマッチしないと、
こういうことであればこの上に塗装なりなんなり
ということがあるのかもしれませんが。しかし、私
も経験持っておりますけれども、焼きつけの上に
さらにペンキ等の塗装をしてもどうしても耐久力
が少ないと。そういうふうに思っております、こ
このところは本当に最後は市民の共有財産の好

みの問題と、こんなふうにと受けとめています。

○議長（小野寺一知議員） 以上で佐藤勝議員の
質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会
議を開きます。

風連地区の自治組織移行について外2件を、山
口祐司議員。

○16番（山口祐司議員） 議長より御指名をい
ただきましたので、通告順に従いまして、質問を
させていただきます。

まず初めに、風連地区の住民自治組織移行につ
いてお伺いをいたします。今風連地区で大きな課
題となっております自治組織への移行につきまし
ては、昨年6月に審議会が設置され、精力的な
審議の中で審議会の素案が示されました。その素
案をもとに各行政区の意見を集約した結果、一部
地域で再考や留保があったとのことですが、昨年
の12月の第4回定例会で同僚の中野議員が一般
質問いたしました風連地区住民自治組織移行につ
いてのその後の進捗状況についてお聞かせを願
いたいと思います。

また、それぞれの地域に設置されておりますコ
ミュニティー施設の管理や公民館分館活動の今後
についても地域住民にとりまして大変不安となっ
ており、行政としての一つの方向性を明確に示す
べきと考えますが、その点についてもお聞かせを
いただきたいと思います。

次に、広域医療の将来像についてお尋ねをいた
します。この質問につきましては、さきに黒井議
員を初めといたしまして何名かの方から質問があ
り、重複する部分もありますが、よろしく御答弁
のほうお願いをいたします。さきに道から示され
ました広域化連携構想は、財政赤字、医師不足に
苦しむ道内の市町村立の病院が共倒れにならない

よう機能分担と連携を促すための地域への提案とのことですが、道が示します構想について上川北部地域保健医療福祉推進協議会として、また名寄市としての方向性はどうかお聞かせをいただきたいと思います。

次に、さきの士別市議会におきまして議論され、新聞にも大きく報道されました名寄市立総合病院と士別市立病院との経営統合について、その後の経過と現段階での状況についてお聞かせをいただきたいと思います。

次に、地域医療を維持する財政措置についてお伺いをいたします。現在自治体病院の7割が赤字と言われている中で、名寄市立病院の経営については市民も大変心配をしているところですが、地方交付税など一般会計からの繰入金金の状況についてお知らせをいただきたいと思います。また、総務省から出されました公立病院等改革ガイドラインにおける財政計画についてもお知らせを願いたいと思います。

大項目3点目になりますが、食の安全、安心についてお尋ねをいたします。最近中国で製造し、日本に輸入された食品の一部に有害物質が含まれていた事件が発生し、大きな社会問題となっておりますが、名寄市においても食事を提供している施設として学校給食はもちろん病院、老人福祉施設などすぐに思い出される施設のほかにどのような施設があるのかお聞かせをいただきたいと思います。

また、そこで使用されている食材の中で、中国から輸入している食材をどの程度使用しているのか、その実態についてもお聞かせをいただきたいと思います。

以上、この場からの質問とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（小野寺一知識員） 小室副市長。

○副市長（小室勝治君） 山口議員より3点にわたっての質問がありました。1点目については私のほうから、2点目については病院事務部長のほ

うから、3点目については経済部長より答弁となりますので、よろしくお願いたしましたと思います。

1点目の風連地域の住民自治組織移行の状況についてのお答えですが、住民自治組織移行審議会の素案については、議員承知のとおり新組織の名称、それから移行の年月日については素案のとおり理解をさせていただきました。住民が一番関心のある地域の再編については、一部の行政区の中で再考やもう少し時間をかけて論議をしたい旨保留があったところでございます。審議会では、その対応について協議した結果、12月から1月にかけて各行政区、町内会の総会が開催されておりますので、住民自治組織の移行についての報告についてはその総会を経て報告をしていただいたところでございます。そのときの住民の意見を踏まえ、4月に行政区区長会議、また保留の行政区の結論等を踏まえて今後の調整を行うことになっております。現在再考の地域の調整を行っているところでございます。最終的には、10月をめどに審議会の答申をいただくことになっております。審議の状況を見守っていきいたいというふうを考えておりますし、十分話をしていきいたいと、このように思っているところでございます。

次に、風連地区のコミュニティー施設の管理についてお答え申し上げます。風連地区のコミュニティー施設の管理については、合併協定では地域による自主管理を基本とし、地域組織の協議を進め、協議が調った施設から地域への管理を移行していきたいという考え方をしているところでございます。これに基づいて地域の協議を進めたいと考えております。しかし、現在風連地域では先ほど答弁したように住民自治組織への移行について地域の協議が最中でございます。並行して協議するには難しい問題があるのかなというような判断をしておりまして、新しい組織が固まった段階で協議を進めていくことといたしたいと思いますので、御理解願いたいと思います。御承知のように

地域の自主管理になることは住民負担が伴うことから、名寄地区施設にされております類似施設の3カ所の公共施設の管理実態や施設規模の相違、施設区域の利用戸数の多寡、風連地区の4行政区が自主管理している会館がございます。これらの住民負担なども考慮しながら、公平かつ適正な地域住民による管理を目指し、協議を進めてまいりたいと考えております。

また、この移行に当たっての中で多く出されておりました問題が、公民館活動のあり方が問われたわけでございますが、これらについてもそれぞれの地域、地域で分館活動が進められておまして、これらを踏まえながら、分館制度でなく本館を一つにししながら、そして統一性を図り、一つの本館として進む方向性を見出していききたいなど、このように考えております。これについても地域の区域割がはっきりしない段階では進めることは困難だというふうを考えておまして、これらについても地域がまとまり次第十分話し合いをしながら、管理のあり方等についても検討していきたいと思っておりますし、また風連においては分館長、それから主事会議などがあります。それと、さらには公民館運営協議会がありますので、その中にも話題を提供しながら、今後の合併に当たっての公民館活動のあり方について十分協議してまいりたいというふうを考えておりますので、しばらく区域割がはっきりすることを前提にしながら、その段階から進めてまいりたいという考え方をしておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 広域医療の将来像についてお尋ねがございました。まず初めに、上川北部地推協による自治体病院等の広域化連携構想の方向性についてのお尋ねでございますが、さきの代表質問での黒井議員、高見議員から、また一般質問でも川村幸栄議員から御質問があり、それぞれお答えをさせていただいたところでございます。道内の自治体病院は、それぞれ

の地域におきまして住民の健康を守り、安心、安全な生活を支える使命を果たし、地域社会のかなめとしてその存立そのものにも貢献してきています。近年国の社会保障予算全体が抑制基調にあることや地域での人口減や医師不足、看護師不足という状況から、小規模な市町村が独力で病院を維持し、自己完結型の医療サービスを提供することは難しくなっており、広域連携は避けられない方向だと考えております。協議会におきましても総論では賛成であります。個々の自治体病院の財政健全化と地域医療を確保する機能の規模はどの程度必要か、市町村ごとの検討を優先し、広域連携の具体的な補完の方策等の協議につきましてもいましばらく時間を要すると考えてございます。

次に、士別市立病院との経営統合の経過についてでございますが、さきの質問でもお答えをさせていただいてございますが、昨年の秋に士別市立病院長から要請があり、地域で支える方策があるのかを意見交換を行いました。その後士別、名寄の両自治体病院の今後のあり方等を検討する作業部会によりまして、主に名寄市立病院を急性期病院とし、士別市立は外来機能を維持しながら慢性期病床へ転換した場合等、幾つかのシミュレーションを行いましたけれども、いずれのパターンでもよい結果は出ませんでした。現段階での経営統合は断念せざるを得ないという結論に至ったところでございます。

3点目の地域医療を維持する財政措置についてでございます。病院事業運営の大部分は医業収益であります。そのほか一般会計を通しまして国からの地方交付税がございます。平成18年度につきましても、地方交付税のルール分は普通交付税と特別交付税合わせまして5億6,984万9,000円となっております。その内訳でございますが、普通交付税では病床割2億2,738万5,000円、病院事業債元利償還金2億6,96万1,000円、合わせて4億3,434万6,000円です。また、特別交付税は精神科運営費7,342万5,0

00円、救急病院3,076万円、追加費用負担に関する経費1,694万8,000円、小児科運営費1,437万円、合わせまして1億3,550万3,000円となっております。

次に、ガイドラインでございますが、平成20年度中にすべての公立病院が作成しなければならず、その中には経営効率化に係る目標数値、経常収支比率、医業収支比率、職員給与費対医業収益比率、材料費対医業収益比率、病床利用率等の数値を設定することが義務づけられてございます。また、目標を達成するために必要な病院自体の努力と一般会計からの繰り出し等についても掲げられてございますことから、今後につきましては本庁と十分協議を重ね、プランを作成していきたいと存じております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 私からは、大きな項目3つ目の食の安全、安心についてのうち、市が管理をしている食事提供施設、それから2番目の海外からの輸入食材について一括してお答えをさせていただきます。

食することは生きることの基本ではございまして、日常生活の中で安全、安心な食品を食べることで私たちの心身の健康が保たれます。現在私たちは豊かな食生活をしておりますけれども、BSEの発生や食品の消費期限、賞味期限、産地の偽装問題、そして今中国産冷凍ギョーザ等の薬物混入問題と食品関連のさまざまな不祥事は日本の食料自給率39%という先進国最低の結果をもたらした極めて深刻な問題と認識をしております、改めて食の安全、安心を確保することを願うものでございます。お尋ねの当市におきますところの食事の提供施設でございますけれども、学校給食センターや市立総合病院を初めといたしまして、東病院、清峰園、しらかばハイツ、ケアハウス、なよろ温泉サンピラー、望湖台センターハウス、市立保育所等々がございます。これらの名寄市の

施設は、基本的に地場産にこだわって食材を仕入れしており、地場産がなければ北海道産、国内産にこだわって納入業者に食材を発注しているところでございます。農林水産省公表の日本の食料自給率、平成17年度でございすけれども、それではカロリーベースで40%、18年度では39%、畜産にかかわる飼料自給率に至っては25%を輸入に頼っている実態にございすけれども、当市の各施設では安全、安心、新鮮には気を配っております、特に学校給食センターではコスト高の問題もありますけれども、できるだけ地場産を使用して、全体の使用率が60.2%と高く、さらに使用率を高めるよう努力しているところでございます。

中国産冷凍ギョーザに伴う薬物中毒事件につきましては、日本じゅうが大問題となり、まことに憂慮すべき事態と考えているところでございます。また、原因究明中ではありますけれども、当市の施設におきましては中国産冷凍加工食品を使用していない旨確認したところでございます。当市は、今年度食育推進計画を策定したところでございまして、食育の推進に当たりましては地産地消の推進と車の両輪で推進することとしており、市の施設についてもできるだけ地場産を使用し、食の安全、安心に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 山口議員。

○16番（山口祐司議員） それぞれ御答弁をいただきまして大変どうもありがとうございます。順次何点かの再質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、自治組織移行についての部分なのですけれども、コミセンの管理について答弁いただいたわけですが、新組織が発足後地域と協議に入るといふふうに言われていましたけれども、地域住民が今一番心配しているということは、住民にどの程度の負担がかかるのかという部分だ

と思うのです。現在の管理費がそのまま住民負担になるのではないかという、その不安はかなり住民は持っていると思います。私が住んでおります瑞生のコミセン、コミュニティセンターの維持管理費なのですけれども、18年度の決算では年間182万円かかっております。これを全額地域住民に負担をするということになりますと、非常に重たい負担となってくるわけなのですけれども、答弁ですと施設規模ですとか地域自治を考慮したいというふうに言うておりますけれども、自主管理の基本的な考え方を早目に示すべきではないかなと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 小室副市長。

○副市長（小室勝治君） 先ほど述べましたように、風連でもコミュニティセンター的な役割を持っている部分で行政区が設置し、管理している部分が4つございます。これは、行政区のみで管理をしているという部分があるわけでございます。それと、地域には地域のコミュニティセンターということでありますから、これらが同じような形で管理がされるようなことになるのかと思います。それらの振り分けも含めてどんな形にしていくのかと。それと、それでは2つになるのかというような話になってくるのかと思います。それで、地域がある程度地域割が固まった段階から入っていないと、今何人の組織で何ぼだから何ぼよという、今現在行政区が独自でやっている分についてはそれなりの実績もありますし、最初からそういう予定の中で区で建設していたと思いますが、コミュニティセンターの場合には瑞生地区、これ3区、4区、5区といった部分で今現在も使われておりますし、そのほか区の会館はないのですが、行政班でそれぞれ打ち合わせ等をする段階のそういう集会所があるわけございまして、それらも含めた総合的な判断の中でしていかなければいけないのかなと。それによっては、その地域の人数というか、戸数によってどの程度の負担になっていくのか、そういったものを比べながら、そして

さらにはまた名寄の保有施設ございますから、そういうところはどの程度的人员が使われて、どのぐらいになっているのかというものを打ち出してつくっていかなければ、ちょっとバランスが崩れてしまうのかなと、このような思いをしておりますので、まず最初に地域の自治区を固めてまいりたいと。その上でそれらの話を進めてまいりたいと、このような考えをしておりますので、よろしく御理解願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 山口議員。

○16番（山口祐司議員） 地域の意向を尊重しながら進めるという部分だろうとは思っておりますけれども、先ほどの答弁の中にも協議が調った施設から順次進めていきたいというような言い方をされるのですけれども、かえて早い、遅いが出てくると思うのです。ですから、ある程度全体的に調った、早い部分と遅い部分ができるということは公平性にその部分で欠けるかなというふうに思うのですけれども、その辺どのようにお考えになっているかお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 小室副市長。

○副市長（小室勝治君） 調った部分から進めてまいりたいという部分は、これ合併協議の中でうたっている部分でございまして、今考えているのは協議が調べば全部の施設が一緒に発車できればいいかと、このような思いをしているところでございまして、合併協議の中ではこういう表現の仕方になっておったものですから、そういう書き方をさせていただきました。本当は、先ほど言ったとおり風連地区が一遍にその方向に移行させていただければ一番ありがたいかと、このような考え方をしております。

○議長（小野寺一知議員） 山口議員。

○16番（山口祐司議員） なかなか先ほどの6月からの話し合いがされているわけですけれども、今までの組織という部分へのこだわりと申しますか、そういう部分がやはり残っているのかなというふうに思います。限界集落の話もありますよう

に、かなり地域的には高齢化が進んでおりますし、どちらかという若い人よりは高齢の方のほうが今までの地域にこだわっている方が多いのかなというふうにも思いますけれども、その辺のところは行政としてやはり将来的には厳しい時代になるのだよという部分をもっと表に出してもいいのかなというふうに思いますので、その辺のところ行政の指導の発揮のしどころではないかなというふうに思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

続きまして、病院のことについてお伺いをしたいと思いますけれども、私も新聞の記事を見ましてかなりびっくりしたわけなのですけれども、道内的にも広域の病院の合併という部分は今までもないというふうに聞いているわけなのですけれども、名寄市の場合はセンター病院ということで、久保田先生からいいますと、言い回しからいいますと北北海道地域のセンター病院というふうに言われるかと思うのですけれども、なかなか難しい部分はあろうかと思うのですけれども、先ほどの答弁からいいますと総論としては賛成だと。そして、将来的には連携は避けられないのだろうというようなお答えがあったわけなのですけれども、ただまだ地域としてのセンター病院としての現在の名寄市の状況からいいまして、名寄市的にはかなり難しい部分はあろうかと思うのですけれども、センター病院としての立場から将来的にどうあるべきかという部分は、今副市長いかがでしょうか。その辺のところの名寄の立場というのを率直なところをお聞かせいただければなというふうに思うわけなのですけれども。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 士別市立病院との経営統合の関係につきまして、先ほど内海部長のほうから答弁をさせていただきました。確かに昨年11月段階で、現段階では統合は断念せざるを得ないと、こういうような結論に両病院ともなったわけですが、それだけでいいのかということにな

りまして、実は副市長という立場で2度ほど会談をいたしました。その段階では、やはり協議はこれから続けるけれども、ぜひ士別市としての計画もしっかり持ってもらいたい。このことから協議を進めていかなければなかなか大変だろうという考え方も私のほうから、非公式でありますけれども、示させていただきまして、士別市としては現在の病院の再建についてどのように考えていくかということについて、少し時間はかかりますけれども、やっていかなければならないだろうというふうに感じます。

センター病院、当然私どもの病院は上川北部プラス宗谷、南宗谷の部分も含めましてセンター病院の立場も持っておりますから、センター病院としての役割は何なのかということもはっきりこれは出していかなければならない。今までも地域医療の支援室をつくって10年以上、特に南宗谷の関係の支援をずっとしてきたわけでありまして、それ以外に医療変化がずっと出てきておりますから、例えば救急の患者を受け入れられない医療施設が出てくると。それではどうするかというと、やっぱりセンター病院になるということなわけでありまして、そういった協議を個別に実は続けてまいりました。先般の質問に部長からお答えさせていただきましてのは、そういうものをトータルでまとめて、センター病院としてはどの分野のどのような役割を担うのだろうか。例えばこの地区の救急は受け入れる、この地区の救急はまずは地元の病院でやっていただきたい、こういったものもセンター病院と、それから各地区の医療機関とで協議をしていくという場が必要だろうと、このようになっておりまして、それは新年度から衣がえをいたしますけれども、推進協議会の中に幹事会をつくって、しっかりと各病院の事情も踏まえてやっていくということでもありますから、いずれにいたしましてもセンター病院といたしましては和寒から南宗谷まで含めた考え方を持っていきたい。さらにまた、西興部も含めてなのですけ

れども、考え方を持っていきたいというふうに思っています。また、土別との関係は、先ほどお話ししましたけれども、一定の時間は必要なものの、これからも話し合いを続けていくということについてはこれからもそういう立場をずっと持っていきたいというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 山口議員。

○16番（山口祐司議員） 病院といますのは、本当に住民にとりましてしっかりした形であるということがどれほど幸せなことなのかなというふうに思います。土別市の市民の方もこういう状況になりますとなかなか心配な部分もあるかなというふうに思いますし、名寄市の市立病院のセンター病院としての役割というのもますます本当に重要になってくると思いますので、よろしく協議をされて、いい方向に向かうように期待をしているところでございます。

続きまして、次の3点目の部分ですけれども、食の安全、安心についてですけれども、現在中国産の食材は使っていないというふうに聞かされて、ほっと一安心をしているところでございますけれども、この中で給食センターにおける地場産の使用率が60.2%というふうに御答弁いただいたわけですけれども、これかなり高い数字だというふうに出されたわけですけれども、全道的にどのレベルにこの数字があるのかというのをちょっとお聞かせいただければと思うのですけれども。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） せんだっての答弁にもお答え申し上げましたが、全国のガイドラインではおおむね35%程度、北海道としての数字は直接は出されてはいないのではないかと私は思うのであります。各市町村ごとにはそれぞれ出しているのですが、全道として平均何%というのは私は把握しておりませんが、全国よりは北海道が高い水準にあると。そういう中で名寄は特に高い水準にあると。私上川管内の学校給食の会長などもさせていただいているのでありますが、上川

管内でもかなり外国産などの利用が多いと。そういうことで二、三年前からいろんな外国産の食品に対する不安が生じてきて、それぞれの学校給食担当がかなり困窮の状態にあるという、そういうことから、管内でも学校給食費を値上げせざるを得ないという、こういう状況に陥っているところがたくさんあるやに聞いております。しかし、名寄は御案内のとおり地場産をたくさん今も利用しておりますので、このことによって急に給食費を上げなければ安全な給食を供給できないということにはならないという状況でございます。

○議長（小野寺一知議員） 山口議員。

○16番（山口祐司議員） ありがとうございます。中国産の食材は入っていないということなのですが、ほかに輸入食材という部分ではほかの国から入ってきている部分もあるということなのでしょうか。中国産は現在ないけれども、輸入品はやはり使ってはいるのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 輸入食品が全くないということにはならないと。やっぱりそれはそれなりに入ってきているということでございまして、とりわけ中国に限ってのお尋ねでしたけれども、中国産は入っておりませんというふうにお答えをさせていただきました。

○議長（小野寺一知議員） 山口議員。

○16番（山口祐司議員） いずれにいたしましても、食に関する危機感という部分を本当に今回の事件で国民全体が意識したのではないかなというふうに思います。名寄の場合には地産地消ということで、地場産がなければ道内産、道内産がなければ国内産という部分でこだわりながら行っているということで、また安心をしているところでございますけれども、北海道の場合、名寄市の場合には冬場雪が降るということで、なかなか地物の野菜にしても使えない部分があるかとは思いますが、やはり地物を使ってその地域の野菜を食べることによって食育の部分でも貢献でき

ると思いますし、地元の農業者のためにも、張り合いを持ってそういうものを供給しているのだという部分が生まれてくるのではないかなというふうに思います。今後とも農業のためにもそうですし、子供たち、それからやはり市が提供している施設といいますのは子供たちですとか、それからお年寄りですとか、どちらかという弱い立場の自分では選択できないような形の方の部分が多いかと思っています。そういう部分でやはり市として気を使いながら、今後ともやっていただきたいなというふうに思っております。

ちょっと時間はかなり早いですがけれども、この辺で終わらせていただきたいと思います。大変どうもありがとうございました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で山口祐司議員の質問を終わります。

名寄市の景観形成について外2件を、東千春議員。

○23番（東千春議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に質問をさせていただきますと思います。最後になりましたが、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

まず最初に、名寄市の景観形成についてお伺いをいたします。北海道では、平成13年に暮らしに豊かさと潤いをもたらす、魅力ある地域社会の実現に寄与することを目的に、北海道美しい景観のくにづくり条例を制定いたしました。また、国は我が国の都市、農村、農山村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で魅力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とした景観法を制定いたしました。また、市町村の中でも景観に関する条例を制定するなど関心度は高まっているのではないかと思います。私は、景観に関する自治体の取り組みを調べた中で、特に道外

においての多くは自治体が行っていますが、その内容としては古い町並みを保存してまちづくりに生かしていこうという発想が多くあるのではないかと考えております。一方、道内におきましては、札幌市の景観色や千歳市における都市景観ガイドライン、また恵庭市の景観形成基本計画など一定のルールをつくるという取り組みが進められているのではないかと考えております。名寄市では、旧西田邸を改築するなどの取り組みが行われておりますが、名寄らしい景観形成の中から潤いのある豊かな生活環境と地域への愛着や誇りを持つことができるようなまちづくりを考えていく必要があるのではないかと考え、次のような質問をさせていただきます。

市街地では、近年建物の色彩は以前よりカラフルになっているのではないかと考えております。これは、個人の自由だと言ってしまえばそれまでなのかもしれませんが、色彩や看板の設置など一定の統一感を持たせることによってより美しい町並みができるのではないかと思います。考えをお知らせをいただきたいと思います。

また、農村部の景観で、特に風連地区ではシバザクラの植栽や自宅前の看板の取り付け、さらには松岡前学長、ピカイチふるさとを創る会や学生の皆さんらによる巨大絵が描かれており、また智恵文地区でも強い要望から巨大絵が描かれたところであります。このように農村部では、既に景観に対する考え方が進んでいるのではないかと考えますが、どのように評価をされますか、お知らせをいただきたいと思います。

北海道には、歴史的建物が比較的少なく、名寄もその例外ではない中で、旧西田邸が雪あかり館として改築されたことは大変重要なことだと思います。そこで、文化財に指定されるものに対する所有権その他の財産権は十分尊重しなければなりません。価値の保存ということに対してどのような考えをお持ちなのか、お知らせをいただきたいと思います。

風連駅前再開発の計画が進んでおりますが、景観上どのような配慮をお考えなのかお知らせをいただきたいと思っております。

私は、以前に町並みや橋梁などの色彩に地域の自然の中にある色を選択してはどうかというふうを考え、この議会の中でも発言をさせていただきました。今まで町並みについて書かれたいろんな本を読ませていただきましたけれども、この中で風土色について書かれた本に出会いました。つまりもともとその自然の中にある色は、その地域になじんでいるという考え方です。例えて考えてみれば、名寄市の鳥はアカゲラでありますけれども、頭とおしりのところにアクセントとして赤い部分があります。これは大変美しく見えるわけですが、これがもし全身が赤でしたら、やはり南国の鳥のイメージになるのではないのでしょうか。多分アカゲラのこの姿というのは、この地域に似合っているのではないのかというふうに思うわけでございます。地域の色彩を考えるとときにこのような発想を取り入れることが望ましいのではないかと思います。考えをお知らせください。

美しい町並みや景観を形成するのに、庭先の花の植栽運動などは比較的短期間で効果を確認することは可能ですが、町並みの色彩の推奨や看板設置に対する規制などによる効果の確認は20年から30年かかるのではないかと考えております。しかし、今からこのようなことに取り組むことは次世代に貴重な財産を残すことになるのではないかと考えておりますが、見解をお伺いをいたします。

大きな項目の2つ目です。市内建設業の雇用と活性化についてお伺いをいたしたいと思っております。まず、国、地方ともに厳しい財政状況の中で、国全体を見ても建設予算は右肩下がりで削減をされている状況にあると思っております。名寄市内におきましては、企業は雇用人数の削減や異業種参入の模索など生き残りをかけて努力をしているところでございます。また、約半年間積雪となる名寄市で、

特に土木事業は早期の発注は大変重要で、いつときも早く仕事にかかることができるようにとの声を聞くところでございます。春先は、比較的雨が少なくて工事をする環境としては大変望ましいところではありますが、制度上の課題から仕事量はほとんどありません。一方、秋口になると市内の仕事とともに下請の仕事も入り、比較的仕事量はありますが、天候の関係などから効率的な仕事がやりづらくなるという状況があるのではないかと思います。このようなことの対策から、ゼロ市債という名称で債務負担行為として翌年度分の工事を補正で発注する自治体がございます。このような発注方法を取り入れている自治体を調べてみたら、道内に限らず本州でも実績があるようで、近くでは士別市が以前から取り組んでいるようでございます。このような発注が可能であれば、大きな効果が期待できるのではないかと思います。考えをお知らせいただきたいと思っております。

次に、平成19年度の住宅リフォーム事業は大ヒットとなりまして、大変多くの市民の皆様にご利用をいただき、経済波及効果も大きく、雇用創出にも貢献したのではないかと考えております。建設業で季節雇用として働く人の多くは、冬の仕事がないことから、失業を余儀なくされる方が多くおられます。これらの事情の中から冬期技能講習制度が続いておりましたが、これにかわり通年雇用促進支援事業が始まりました。しかし、季節雇用の収入にはなかなかつながらないのが現状ではないかと思います。そこで、先日建設業協会からの要望もございましたが、一部冬期間の枠を設けて雇用につなげることは有効な手段だと私は考えますが、市としての考えをお伺いをいたします。

大項目で最後の市民と情報共有についてお伺いをいたします。名寄市は、新名寄市総合計画で島市長の冒頭のあいさつの中で協働のまちづくりを強調されておられます。市民への積極的な情報提供、情報共有は、公共サービス等に対して市民の

参加を求めるに当たり最も重要で必要な条件であると思っております。昨年10月に広報なよろで市民に配布しました広報に関するアンケートの結果を2月号に掲載されましたが、回答数は208通と低調なものでありました。また、若年層や居住年数の短い市民からの回答が少ないなどを踏まえて、今後より市民に読んでもらえる広報づくりに対する考えをお知らせいただきたいと思っております。

市民に正確な情報を知ってもらう手段として、出前トークは大変有効なものであると思っております。新年度からは、新メニューや内容の更新を行う予定と聞いております。このことは、大変評価をしたいと思っております。そこで、出前トークの利用状況、旧名寄市では市民生活部の担当で、新名寄市では総務部企画の担当になっておりますが、担当部署が変わることによる影響があるのか、お知らせをいただきたいと思っております。

あすより新年度予算の審査が始まりますが、例年その結果を広報なよろに掲載しております。名寄市では、ここ数年その内容を8ページにわたって説明されております。人口規模が同じ程度の自治体を中心に調べてみましたが、対応はさまざまございました。その中で4ページ程度を割いて説明をされている自治体が多かったと思っております。一方で、広報の特別号を作成する、また市民向けの予算説明書の作成を行っている自治体もあるようでございます。予算は、1年間の名寄市の仕事、市民からお預かりした税金をどのように使っていくのか、効果的に使っていくかなど最も関心を持っていただきたい、そして知っていただきたい情報ではないかと思っております。名寄市は、他市と比較しても積極的にこのことに関して取り組んでおられますけれども、今後協働のまちづくりを進める中でこの部分は少しこだわって積極的にお知らせをするということが望ましいのではないかと思います。考えをお知らせいただきたいと思っております。

最後になります。名寄市のホームページは、比

較的字が大きくて親しみやすいトップページになっております。一方、例えば名寄市のごみの分別は、他の自治体と処理のシステム上の違いもありまして、わかりづらい部分もあるのではないかと思います。そのページにたどり着くのに画面上で5回クリックしなければそのページを開くことはできないなどの若干の不便さもあるのではないかと思います。また、広告を掲載して収入を上げるという新年度からの取り組みもお伺いしておりますけれども、今後のリニューアルについての考えをお伺いして、この場の質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） ただいま東議員から大きな項目で3点にわたり御質問いただきました。1点目、2点目は私から、3点目は総務部長からのお答えとなります。

最初に、1点目、名寄市の景観形成についてで、市街地の景観についてであります。近年広告物は、名寄市においても大型化し、企業の独自カラーを持つ建物が建築されてきている状況であります。現在北海道では、景観法による景観計画を策定中であり、この4月より名寄市も景観計画区域となり、北海道美しい景観のくにづくり条例や北海道屋外広告物条例により大型の建築物や工作物、広告物について北海道への届け出が必要となる予定になっております。それに市町村が意見を付すこととなります。さらに、市町村が独自の規制を図る場合はガイドラインや独自条例を持つ必要性が出てまいりまして、今後他市等の動向を見ながら検討をさせていただきたいというふうに考えています。中心街や住宅地区は、町並み、景観を考えていくことは重要なことだと思っております。従来までの行政からの押しつけでは進まないとも考えており、市民からの提案型による地区計画や所有者相互の景観協定など景観を守る方法が新たに生まれてきておりますので、このような提案を含めて名寄市の景観のあり方について引き続き検討を

してまいりたいと、このように考えているところ
であります。

次に、農村地域の景観についてであります。風連瑞生地域のシバザクラは、長年地域の農家の方々が地道に植栽を広げ、管理を行い、平たんな水田地帯においてすばらしい景観を提供されています。昨年からは農地・水・環境保全向上対策において風連西資源保全活動組織が地域全体での保全、拡大、PRの取り組みを進めており、さらなる名所となることが期待されているところであります。自宅前の看板につきましては、農村景観の向上を図るとともに、農業のPRと農業、農村に対する理解を促進することを目的に設置され、13戸の農家が補助事業で設置をしており、個人で設置されている方もたくさんいると思われま。通行される方々に非常によい印象を与えているのではないかと感じているところでもあります。ピカイチふるさとを創る会が取り組んだ壁画は、昨年まで5カ所まで市民や道行く人の目を楽しませており、名寄市の農村景観の向上や市のPRにつながっているところであります。また、ことし4月にオープンします道の駅の情報提供でも壁画の紹介を組み入れ、周知を図ってまいりたいと考えています。同会は、東京杉並区の高円寺阿波おどりの一行が来市の際には農業体験、壁画ツアーを実施し、昨年は夏場に2週間壁画のライトアップを行い、風連・杉並子ども交流会で壁画ナイトバスツアーを実施するなど都市交流でも貢献されております。また、子供たち、名寄大学の学生など多くの市民が壁画の作成に携わることで農村環境への理解を深めてもらえるのではないかと考えています。ことしから農地・水・環境保全向上対策が全市的に展開をされますので、各地域の中で農村景観の維持、保全を図られることを期待して推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、歴史的建物、文化財に対する考え方についてであります。北海道北部にあっては、数少ない歴史的建造物である旧西田邸が改築され、新た

な用途を持つ建物として生まれ変わりました。西田邸につきましては、市の所有ということもあり、文化財的な価値を残しての改築となりましたが、個人所有の建造物の保存の場合は所有者や使用者の理解と協力が前提となります。議員の御指摘のとおり、所有者や財産権のある人との調整も含めまして、その時点で個々の事例があろうかと存じます。建造物も景観形成の中で大きな要素の一つであります。名寄市は、名寄市文化財保護条例で文化財的価値のある有形、無形のものにつきましては文化財指定という形で保存策を講じております。地域の財産としての建造物の保存についての意義、価値につきましては、所管であります教育委員会とも連携して市民の方々に理解と協力を求めて努力をしていきたいと考えております。

次に、風連本町地区市街地再開発事業での景観上の考え方についてであります。風連本町地区再開発は、名寄市の南口玄関としてふさわしい町並みと中心市街地の活性化を目的として取り組んでいる事業であります。景観形成については、本事業の区域は4つのブロックから成りますが、各ブロックに高さが異なる建物を混在させるようにして適度な変化を持たせ、単調な景観とならないよう配置をしております。全般的に華やかな装飾は施さず、比較的落ち着いたデザインとなるよう外層は名寄の特産物であるモチ米や雪といった風土イメージを表現するため、白の要素と地区内外で見られる味わい深い赤れんがのイメージを要所に取り入れ、デザインをしております。できる限りすべてのブロックの建物を共通するデザインとすることで、関係者の同意を得て統一感のある町並みの景観を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、風土色という考え方についてであります。名寄市では、道路や橋梁、公共の建物、事業に当たっては色彩においても景観に配慮すべく進めており、一定の効果があると考えておりますが、統一されているかどうかとなりますと事業ごとの検

討であり、そのようにはなっていないのが現状であります。市で統一した風土色を持つということは、これまで検討経過がございませんでした。総合計画を策定の際に公募しましたキャッチフレーズで「星・雪・きらめき 緑の里なよろ」や特産品のモチ米、天塩川、あとは風連の風などのイメージから、地域で一般的に風土色と思われる部分は、色であらわせば緑、白、青色などが風土色と言えるというふうに思いますが、同一の風土色を持つということを含め、今後そのあり方などをまちづくりの計画の過程で市民の御提言や御議論をいただかなければならないというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、将来に向けての美しいまちづくりについてであります。御指摘のとおり景観は貴重な財産となるものと考えており、50年、100年まで継続し、残さなければならないものとなります。今後市民が参加する行政と市民協働のまちづくりの計画や事業の中で検討をしてまいりたいと考えております。

次に、大きな項目で2点目の市内建設業の雇用と活性化についての御質問で、最初にゼロ市債の活用についてであります。建設工事の早期発注は、事業主サイドには人材の確保、前払い制度の活用などがあり、市民や発注者サイドから見れば雪解け後の補修や天候などに恵まれるため、高品質の物件ができ上がるなど利点が多く、名寄市はこれまでも9月までの上半期に80%以上の発注に努力しているところであります。特に春先の舗装補修は、雪解け直後に現場を踏査する程度で、概数により早期に発注しているところでもあります。御提案の債務負担行為による発注につきましては、一定程度の事業量と事業費を持つ行為であれば補助金や交付金などの制約を受けない単独事業も含め、議員の御指摘のとおり効果もあるし、必要性もあると考えております。平成20年度では、適した工事がございましたが、今後工事の内

容や条件が整えば実施に向けて検討をさせていただきたいと考えているところであります。

次に、冬期間の雇用と住宅リフォームについてであります。住宅リフォーム促進助成事業は、平成19年度から3カ年事業として開始したところ、公共事業縮減などの影響を受けている建設業界や市民からの関心が非常に高く、大変な好評を得たところであります。ことし1月30日には、名寄建設業協会から季節労働者の通年雇用対策として、住宅リフォームの冬期間事業確保などの要望を受けたところでもあります。新年度に向けては、地元建設業者の登録等説明会を予定しており、内装工事のリフォームに対して冬期間施行の可能性について協議をさせていただこうと考えておりますし、基本的には工事施工主の判断が大きいと思いますので、そのお客様の対策やPRなども必要と考えております。通年雇用化に向けた一つの動きとして今後取り組んでまいりますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 私からは、3点目の市民との情報共有についてお答えをさせていただきます。

初めに、広報なよろのアンケート調査についてお尋ねをいただきました。新名寄市総合計画の基本理念として、協働が位置づけられました。今後市民との協働、市民参画を進めていく上で行政情報の提供は欠かすことのできないものであります。広報なよろは、町内会、行政区の協力で全戸配布しておりますが、市民との情報共有化に果たす広報なよろの役割は、市民や地域が主体となったまちづくりを推進するための行政情報提供の柱となるものであります。昨年10月に実施をした広報アンケートは、新名寄市における広報のあり方とより市民に親しまれる広報づくりのために実施をいたしました。過去には、昭和54年と平成13年に実施されておりました、それぞれ選挙人名簿

からの抽出方式とまちづくり懇談会場でのアンケート配布、回収方式で行われました。今回実施した全戸広報配布、郵送回収方式での広報アンケートは、同じ調査方式との比較では平成18年に行われた総合計画に関する御意見アンケートを上回る回答数207となったところであります。ちなみに、総合計画に関する御意見アンケートの回答数は125でありました。今回の広報アンケートでは、広報なよりの発行回数を月2回にふやして、毎月15日にお知らせ版を発行することについて、市民の皆さんの考え方をいただきました。月2回の広報発行は、現在風連地区で行われておりまして、情報提供のスピードアップを図るためにも重要な取り組みではありますが、アンケートの結果では9割の方が財政的な面からも月1回の発行を継続すべきとの回答をいただいたところであります。また、回答の半数に当たる93通について、貴重な御意見、御提言をいただきました。今後は、各年齢層から幅広く御意見をいただける機会を設定、研究するなど、市民の声を反映することができる紙面づくりを心がけ、一層親しまれる広報なよるを目指してまいります。

次に、出前トークについてお尋ねがありました。平成13年に始まった出前トーク事業は、行政情報を市民の皆さんにお届けするもので、これまでもごみの有料化や市町村合併、大学の改革など市民の皆さんとの意見交換のため、貴重な機会となっております。平成18年度までに多い年度、少ない年度違いはありますが、年平均して約20回を開催し、参加いただいた市民は年間平均550人を数えます。平成19年度は、これまで4回を開催し、190人が参加、風連地区でも開催をされているところであります。平成20年4月から始まる後期高齢者医療制度にあわせてメニューを更新をし、新規メニューの「地産地消を推進しよう」を設けるなど、より多くの市民の皆さんの要望にこたえてまいりたいと考えております。

なお、担当部署が変更したことの影響につきま

しては、従来とも広報広聴担当が窓口となる事業でございまして、実質的な影響はないと考えております。

次に、市民への予算の説明方法についてお尋ねをいただきました。市民との協働、市民参画を進めていく上で行政情報の提供は欠かすことのできないものであります。中でも新年度予算については、これからの1年間名寄市が進めていく施策や事務事業が盛り込まれたもので、市民の皆さんの関心も特に高いものがあると考えております。新年度予算のお知らせに当たりましては、グラフや1人当たりの歳入歳出額を織り込んだ予算の概要についてのお知らせを初め、基本的な考え方となる市政、教育行政の執行方針、さらに新名寄市総合計画の5本の柱ごとに分けた主な事業について、新規に取り込む事業を中心に市民の皆さんにできるだけわかりやすくお知らせできるよう編集に努めております。また、新年度予算の主要事業概要等を掲載をした記者発表の資料をホームページを活用してお知らせするなど、スピード感にもこだわった情報提供にも努めているところでございます。御質問いただきました少しこだわった予算のお知らせにつきましては、市民のニーズに対応しながら、しっかりと紙面づくりを心がけてまいりたいと考えております。

次に、市のホームページについてもお尋ねをいただきました。新市として平成18年3月からホームページを開設して以来多くの市民からアクセスをいただいております。ちなみに、2月末現在のアクセス数は95万2,000件でございます。市のホームページは、多種多様な情報発信をする場として動画、電子地図、ライブ中継など活用して、視覚的にわかりやすい情報発信などに努めておりますが、一方では欲しい情報が探しにくいとの声もあります。現在大幅なりニューアルの予定はございませんが、情報のカテゴリー、ジャンル分けの見直しなどを進めるとともに、行政情報提供システムのバージョンアップを検討し、よりわ

かりやすく親しみやすいホームページになるよう
に取り組んでまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） それぞれ御答弁をい
ただきましたが、若干再質問させていただきたい
と思います。順序が逆になっていこうかと思いま
す。

まず、答弁をいただいた中で、出前トークの数
をお知らせをいただきました。18年は20回、
550名の利用ということで、一定程度頑張っ
ておられるなというふうに思いましたけれども、1
9年度につきましては、特に大きな課題がなかつ
たという影響もあるのかもしれませんが、
利用回数が4回と。人数は190人というこ
とでお知らせをいただきましたけれども、この大
きな減少の要因はどのようにとらえておられる
のか。平成20年度は、後期高齢者の部分等
でふえるのかなというふうにも思いますけれど
も、こちら辺の見込み等についてもお知らせを
いただければというふうに思います。

もう一点、この項目でお伺いをいたしたいと
思います。予算の市民へのお知らせの仕方とい
う部分なのですが、他市と比べると名寄はしつ
かりやっていたというふうに私も認識して
います。それは、部長の答弁をいただきました
ようにグラフをつくったりとか1人当たりだ
とか、かなりよそのまちと比べても平均点以
上だなというふうに私も思っておりますけれど
も、総合計画の中で市長も市民との協働とい
うことをうたう中で、やはり名寄市が何を考
えているのか、どういうことに力を入れたい
のか、具体的に少しでも市民にわかっていただ
くことによって、より協働のまちづくりとい
うのが近づいていくのかなというふうに、私
はこの部分をこだわっているわけでございま
して、多分どの議員も協働のまちづくりとい
うことに対して異を唱える方は一人もいな
いのではないのかなというふうに思うのですけ
れ

ども、その具体策として、ではどこからいき
ましようかという部分ではなかなか見えてこ
ない部分があるのかなというふうに思います
ので、まずこちら辺お知らせをすることから
始める。こういったことがいいのではないの
かなというふうに思いがありましたものではな
いかなというふうな質問をさせていただきました
。こういったことに関して御見解を再度賜
りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 出前トークにつ
きましては、数字を申し上げますと13年度
が6件、市民の参加をいただいた数が115
人と。14年度が34件、これまた115名、
15年度が34件、1015人ということで、
このときはごみの有料化問題が大きなテー
マでございました。16年が20件、695
人、これは合併問題が主たるテーマという
ことでございます。17年度が5件、132
人、18年度が6件で185、これを平均
しまして年20回ということで、その年度、
年度で抱えているテーマによって相当のば
らつきがございます。今年度は、後期高
齢者の医療の関係では別途出前トークとい
うよりもむしろ積極的に老人クラブの会
合等押しかけをして説明させていただいた
という部分はありまして、この分はおよ
50件弱あったと承知をしております。今
後も市民の皆さんの関心事についてテー
マを定めて、積極的に事業を展開してま
いりたいと考えております。

それから、予算の周知のあり方について
もお尋ねをいただきました。かつて名寄
市の台所事情ということで、一般家庭の
台所に置きかえをして説明をさせていただ
いた経験を持っております。このとき
は、一般家庭の標準的な収入に名寄市の
収入、支出を置きかえをして、換算を
して説明をさせていただいたという、
そういう工夫もしたことがございま
して、特に予算の関係ですと数字が多
い、あるいは専門的な用語が多いとい
う部分、決算も同じなのですが、出
てまいりますの

で、できるだけわかりやすい言葉で、しかもきちっとビジョンがあらわせるような、そういった工夫をぜひ今後も進めてまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） 出前トークについてわかりました。後期高齢者については、押しかけ出前をしたと。ほかの出前トークについてもそのような発想がこれからもあったらいいなというふうに思っております。

予算の市民のお知らせについてなのですが、8ページが私は決して、ほかから比べるととても多いので、倍ぐらい多いのですが、もう少しあってもいいのではないかなというぐらいの気持ちを実は持っております。ですから、予算も絡んでくるので、なかなか難しいかもしれないのですが、別冊であるとか別刷りの説明書であるとかという取り組みをしているまちもあるみたいですね。非常にわかりやすいです。そういったことも今後視野に入れていただきたいなというふうに思います。

次の質問に移りたいと思います。順番が逆になっております。ゼロ市債について答弁をいただきました。条件が整う仕事がある場合はやるというふうに言っていただきましたので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。士別市では、年平均4件程度ぐらい出していたのかなというふうにも思っております。なるべく補助メニューなどが整えば、関係もありますけれども、効率的な仕事ができると思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それと、住宅リフォームについてなのですが、冬期雇用についての理解もいただきました。ありがとうございます。ぜひこれ今後具体的に検討していただきたいなというふうに思うのですが、夏場の工事というふうになりますと、外壁だとか屋根だとかと大きな工事が多くできるのではないのかなと思います。冬になりますと、屋

内工事が多くなるのかなというふうに思います。例えばトイレ改修しよう、お風呂改修しようだとか、台所だとか、そうするとなかなか100万円というハードルが高くなっていくのかなという部分もありますので、ここら辺の検討も再度お願いしながら進めていただければありがたいと思いますけれども、この辺に関してちょっと見解があればお知らせいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 昨年150件にも及ぶリフォームを手がけていただきました。その中でいろいろお話を取りまとめている段階なのですが、今お話ありましたように100万円以上で20万円というお手伝いをさせていただいております。この分につきましては、冬場にどのぐらいの仕事ができるのか、冬場に向けての仕事がどのぐらい占めるのか、額的にどのぐらいになるのか、さまざまだと思いますけれども、先ほどもお話しさせていただきましたように業者の方々のお考えがかなり大きく影響するのかなというようにあるものですから、できましたら外仕事はできませんから、中仕事の中での話がまとめればぜひともいかがですかというようなこと、それから一方ではコストが高くなったら、また受益の方々にも御負担をいただくということに相なるわけですから、そこら辺も慎重にお話し合いさせてもらいながら、取り進めていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） そういった関係の方がやっぱり一番情報を持っておられると思いますので、よく相談をしていただきまして、なおかつまたそういう方も冬期なるべく雇用を途切れさせないようというふうな考えの中で努力されていると思いますので、そこら辺の配慮もいただきながら進めていただければありがたいと思います。よろしくお願いをします。

次、最後一番最初の景観形成に関する部分で質

問をさせていただきたいと思います。景観形成に関する法律ですとか、私も冒頭申し上げました。答弁でもいただきましたけれども、そういった部分で国とか道とかの補助メニューであるとか、支援の具体的な制度であるとか、国土交通省でいいますと景観形成事業推進費などの費用も見ておられますでしょうし、またH O P E計画というのはこれは建物の部分なのかなと思います。あるいは、「わが村は美しく一北海道」などという運動もあるやに聞いておりますけれども、こういった制度の活用の可能性というのがどの程度あるのか、ちょっとお知らせをいただきたいというふうに思います。また、埼玉県の戸田市というところの取り組みなのですからけれども、景観施策としまして3軒続けて同じ認識の中で建物ですとか外壁だとか、そういったところの協定を結んだときにこの名前づけが三軒協定というのだそうですけれども、行政支援を一定程度しようというふうな取り組みがされているやに聞いております。この手法でいけばそういった景観形成も若干進むのかなというふうにも思いますし、先ほどの逆に言えば建築屋さんでなくて土建の部分でも住宅リフォームと近いような雇用の効果もあるいは期待できるのかなというふうにも思いますけれども、一石二鳥なのかなと思います。こういったことに関する考え方もちょっとお知らせをさせていただきたいと思います。まず、2点お願いします。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 景観についてはちょっと難しくあれなのですけれども、私の知っている部分で、今例えば道で出している補助メニューだとか、そういうのは私の中の情報には今のところございません。基本的には、条例制定をして、そのまちがこういうふうにしなさいというのも強制的な部分が今の時代ですとなかなか合わないということも含めて先ほど答弁させていただいたということです。先ほど議員のありました三軒協定とか、個人的な協定の中で行政が支援で

きるかどうかは別にしまして、そういうことを進めるという方法はあると思いますけれども、支援をするという方法的には今の段階ではまだうちのところには情報は届いていません。

○議長（小野寺一知議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） わかりました。何かあるかもしれませんので、私もこれから調べてみたいと思いますけれども、ちょっと調べてみていただければというふうに思います。

1回目の質問の中でもちょっと花の話を見せてもらいましたけれども、恵庭市などでは庭先に花を植えようなどの運動が比較的されているようです。名寄は、花壇についての表彰を行ったりだとか、そういった推奨をされておりますけれども、こういったことは比較的早く結果が見えてくる取り組みではないのかなというふうに思っております。こういった取り組みを行ってはいかがかなというふうに思うのですけれども、庭先に花を植える場合に、では背景はどんなのだというふうに私は考えるわけです。そうしたときに奇抜な建物の前に花を飾ってもきれいにはならないのです。その背景にあるのに似合うのは、やっぱり風土色というのが似合うのではないのかなというふうにも思っております。私が思うのは、風土色というのは今は環境が大変大切だというふうに言われておりますけれども、私たちも地球上の生態系の中の一員であるわけでありますから、自然の中の色と同化していくというのはそんなに不自然なことではないなというふうに思いますし、また花を飾る背景としても似合う考え方ではないのかなというふうにも思いますので、再度その点について、花を植えるということに関してちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 風土色との絡みはちょっと置きまして、お花の部分でいえば、名寄でいえば南4丁目通のフラワーロード、町内会の10区だとか4区の方々に協力をお願いして

やっているとか、大通もしかりであります。それと、風連でも基線通でズミの木のフラワーロードもやっていますから、それは地域的にお願いというよりは自発的にやっていただいて、花などの助成だとかズミの木の防除の助成は市のほうで幾らかお金を見ております。

それと、風土色の関係は先ほど質問の中でもお答えしましたけれども、非常に難しいものがありまして、これを統一するかどうかも含めて今後本当に協議が、町内会も含めて市民の議論も必要かというふうに考えているところであります。

以上であります。

○議長（小野寺一知識員） 東議員。

○23番（東 千春議員） 多分ここで議論をして、いきなりどの色の風土色というのはならないというふうに私は思っているのです。それは、どういう順序で決めていくかとする、よそのまちの事例を見てもやっぱり市民議論の中から入っていくべきだろうというふうに思います。そういった中でやっぱり市民の方だけで議論をしてもなかなか専門知識がないので、どういうものかというのをまず想像ができないという部分があるのかなというふうに思います。そういった中で専門家あるいは建築家や建築屋さんだとか、あとは大学の先生だとかがそういったときにかかわっている例が非常に多く見受けられます。そういった中で名寄市立大学の村本先生という先生がおられるのですけれども、社会活動として1992年から1995年まで中標津町の景観検討委員会の委員長を務められております。また、1994年から2001年までは北海道景観アドバイザーを務められております。お伺いしてみたら、特に農村部のほうが私は得意なのだというふうなおっしゃり方をされておりました。この先生は、学歴を調べてみますと北海道大学の大学院を卒業されているのです。北海道大学の大学院には、現在都市地域デザイン専攻という大学院の中の専攻科目があります。同じ大学の出身ですので、村本先

生に例えば農村部もしっかり見てアドバイスをいただいて、こういったところの学部、名寄市は北大の大学院とも協定結んでおりますので、そういった関連の中から市民委員会のようなものをつくっていただく中で、全体的にはどういうたたずまいのまちがいいのかというのを議論していただくのが望ましいのではないのかなというふうに思っております。私野間井部長に風土色についてどうなのだと聞くのは本当は心苦しいのです。多分お答えになれないのではないかなと。そういう議論経過の中から形成をしていただきたいなというふうに私は思っておりますので、そういった観点から考えがあればお伺いをしたいと思います。

○議長（小野寺一知識員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 村本先生の話は私もちょっと聞いたことがありますので、今提案でありました市民委員会など、そういうことも含めてこの風土色について、まち場の景観も含めて一緒に勉強する機会をつくればというふうに考えています。今後検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知識員） 東議員。

○23番（東 千春議員） どうもありがとうございます。風土色、色だけに限らずまち全体の景観形成をどうなのだという観点から、ぜひお伺いをしたいなというふうに思っております。

先ほど風連の農村部のお話もさせていただきましたけれども、名寄市には道立公園サンピラーパークの交流館がございまして、あそこの交流館のデザインをどうするのだということを市民の皆さんが検討された経緯もあるのは野間井部長はよく御存じだというふうに思っております。最初出てきたプランというのは、かなりメタリックなデザインが出てきたのですけれども、やはり渡り鳥の影響がどうなのであるとか、やはり地域にもともとあった色だとか、そういうことに少しこだわったらいのではないのかという市民議論から、かつてはれんが工場がたくさんあったねというこ

とから、れんがを配置するようなデザインになったという経緯があるのを私も覚えております。そういったことから、私は市民の心構えとしてもまちづくりにそういうことを織り込んでいこうよというのは、もう案外心の準備整っているのではないかなというふうに思います。あとは、行政側がどうなのだいと言ってやったら、案外乗ってくるのではないのかなというふうに思っております。そのぐらいもういけているのではないかなというふうに思いますので、ぜひこのような取り組みをお願いしたいなというふうに思います。

それと、もう一点ちょっとお伺いをしたいと思います。歴史的建造物についてちょっとお伺いをしたいなというふうに思うのですけれども、先日日根野議員が天文台の質問をされて、それで今の天文台は解体しないのだというふうな御答弁をいただいたようでございます。図書館の資料庫としてお使いになるというふうな計画であるというお話だったので、壊されなくてよかったなというふうに実は私もこれ思っております。これ歴史的に見ても価値のあるもので、やっぱり大切にしていきたい建物の一つでもあるのではないかなというふうに思っております。この施設を将来文化財に指定をされようとお考えしているのか、そこら辺についてまず1点お伺いをしたいのと、あそこにある備品ですとかは新しい天文台ができて多分全部持っていけないぐらいあるのかなというふうに思うのです。さらに、プラネタリウムを向こうに持っていかないということになると、やっぱりあれも歴史的に見ると建造物ではないですけれども、価値のあるもので、例えば下川の共立トラストという木材会社の古い建物があって、あれは市民の皆さんが自主的に保管、管理をしていこうというふうな取り組みをされていまして、例えばそういうふうな市民の方から一定程度市民に公開される、土日だけでもいいからしたいのだというような要望が出たときに対応されるお考えがあるのかどうなのか。そこら辺今の施設の使い方に関して、例

えば倉庫以外の使い方について考えがあればお知らせいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 現在まだ検討段階といえますか、そういうことなのですかけれども、天文台についても個人のものについて寄附いただいたということで、非常に大切な財産だというふうに思っております。それで、昨日は現天文台については新天文台ができた後については図書館の保存資料に使いたいというふうにお答えをいたしました。それで、今後の現天文台の方向、考え方ということなのですかけれども、これについてはいろんな考え方あると思いますけれども、文化財審議会というところがございますから、そういう公的な部分の中で名寄市内のそういった建物、先ほど申しますとプラネタリウムについてもどういうふうにして今後持つていくかということもその中で検討をするということになると思います。ただ単に廃棄するのかなんとかということには多分ならないと思いますので、ただ保存するにしてもそれ相応の費用もかかってくるということもありますし、またそれを置く場所だとか、そういったこともありますので、それらいろんな方向から検討しながら、今後進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） ぜひ審議会でしたか、のほうで御検討いただきたいなというふうに思います。ここの施設は名寄市の持ち物ですので、いろんな考え方に沿って使い方ができるなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それ以外の文化財につきましても、確かに個人の持ち物ですから、財産権だとか、いろいろありますので、とやかく言う権利はどこまであるのかということ、それはかなり微妙だとは思いますが、やはりまち全体の景観を考えるのだという意識づけの中から、自分の持っている建物、文

化財の建物、たまたま文化財だったけれども、これはどういふふう保存していくことが市民の中から支持を得られるのだということも考えて、今までにそういう概念がそもそもなかったのではないかなと思うのです。あったのか、わからないですけれども、少しないがしろになっていたのではないかなという部分も見受けられますので、そういった部分も含めて昔の大切なものを、歴史的なものをしっかりと守っていこうということは、やっぱり温故知新、そういったことを考えても大切なことであろうと思いますので、これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

少し残して終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で東千春議員の質問を終わります。

署名議員 駒 津 喜 一

署名議員 山 口 祐 司

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日より3月13日までの3日間を休会といたしたいと思ひますが、御異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、明日より3月13日までの3日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦勞さまでした。

散会 午後 4時39分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

平成20年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成20年3月14日（金曜日）午後1時30分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 平成20年第1定付託議案第24号
平成20年度名寄市一般会計予算（予算審査特別委員会報告）

平成20年第1定付託議案第25号
平成20年度名寄市国民健康保険特別会計予算（予算審査特別委員会報告）

平成20年第1定付託議案第26号
平成20年度名寄市老人保健事業特別会計予算（予算審査特別委員会報告）

平成20年第1定付託議案第27号
平成20年度名寄市介護保険特別会計予算（予算審査特別委員会報告）

平成20年第1定付託議案第28号
平成20年度名寄市下水道事業特別会計予算（予算審査特別委員会報告）

平成20年第1定付託議案第29号
平成20年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算（予算審査特別委員会報告）

平成20年第1定付託議案第30号
平成20年度名寄市簡易水道事業特別会計予算（予算審査特別委員会報告）

平成20年第1定付託議案第31号
平成20年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算（予算審査特別委員会報告）

平成20年第1定付託議案第32号
平成20年度名寄市食肉センター事業特別会計予算（予算審査特別委員会報告）

平成20年第1定付託議案第33号

平成20年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算（予算審査特別委員会報告）

平成20年第1定付託議案第34号
平成20年度名寄市病院事業会計予算（予算審査特別委員会報告）

平成20年第1定付託議案第35号
平成20年度名寄市水道事業会計予算（予算審査特別委員会報告）

日程第3 議案第36号 名寄市特別養護老人ホーム条例の一部改正について

日程第4 議案第37号 名寄市飲料水供給施設条例の一部改正について

日程第5 議案第38号 平成19年度名寄市一般会計補正予算

日程第6 意見書案第2号 2008年国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1復元等教育予算の拡充を求める意見書

意見書案第3号 地域医療の確保に関する意見書

意見書案第4号 介護労働者の待遇改善を求める意見書

意見書案第5号 公立病院の広域化・連携構想案の抜本的見直しを求める意見書

意見書案第6号 石油製品の高騰から暮らしと営業を守る要望意見書

意見書案第7号 北海道の消防広域化に関する意見書

意見書案第8号 輸入食品の検査検疫体制の抜本的強化を求める意見書

- 日程第7 報告第2号 例月現金出納検査報告について
- 日程第8 閉会中継続審査（調査）の申し出について
-

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 平成20年第1定付託議案第24号
平成20年度名寄市一般会計予算（予算審査特別委員会報告）
平成20年第1定付託議案第25号
平成20年度名寄市国民健康保険特別会計予算（予算審査特別委員会報告）
平成20年第1定付託議案第26号
平成20年度名寄市老人保健事業特別会計予算（予算審査特別委員会報告）
平成20年第1定付託議案第27号
平成20年度名寄市介護保険特別会計予算（予算審査特別委員会報告）
平成20年第1定付託議案第28号
平成20年度名寄市下水道事業特別会計予算（予算審査特別委員会報告）
平成20年第1定付託議案第29号
平成20年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算（予算審査特別委員会報告）
平成20年第1定付託議案第30号
平成20年度名寄市簡易水道事業特別会計予算（予算審査特別委員会報告）
平成20年第1定付託議案第31号
平成20年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算（予算審査特別委員会報告）
平成20年第1定付託議案第32号
平成20年度名寄市食肉センター事業特別会計予算（予算審査特別委員会報告）
平成20年第1定付託議案第33号

平成20年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算（予算審査特別委員会報告）

平成20年第1定付託議案第34号
平成20年度名寄市病院事業会計予算（予算審査特別委員会報告）

平成20年第1定付託議案第35号
平成20年度名寄市水道事業会計予算（予算審査特別委員会報告）

日程第3 議案第36号 名寄市特別養護老人ホーム条例の一部改正について

日程第4 議案第37号 名寄市飲料水供給施設条例の一部改正について

日程第5 議案第38号 平成19年度名寄市一般会計補正予算

日程第6 意見書案第2号 2008年国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1復元等教育予算の拡充を求める意見書

意見書案第3号 地域医療の確保に関する意見書

意見書案第4号 介護労働者の待遇改善を求める意見書

意見書案第5号 公立病院の広域化・連携構想案の抜本的見直しを求める意見書

意見書案第6号 石油製品の高騰から暮らしと営業を守る要望意見書

意見書案第7号 北海道の消防広域化に関する意見書

意見書案第8号 輸入食品の検査検疫体制の抜本的強化を求める意見書

日程第7 報告第2号 例月現金出納検査報告について

日程第8 閉会中継続審査（調査）の申し出について

1. 出席議員（26名）

議長	26番	小野寺	一知	議員
副議長	19番	熊谷	吉正	議員
	1番	佐藤	靖	議員
	2番	植松	正一	議員
	3番	竹中	憲之	議員
	4番	川村	幸栄	議員
	5番	大石	健二	議員
	6番	佐々木	寿	議員
	7番	持田	健	議員
	8番	岩木	正文	議員
	9番	駒津	喜一	議員
	10番	佐藤	勝	議員
	11番	日根野	正敏	議員
	12番	木戸口	真	議員
	13番	高見	勉	議員
	14番	渡辺	正尚	議員
	15番	高橋	伸典	議員
	16番	山口	祐司	議員
	17番	田中	好望	議員
	18番	黒井	徹	議員
	20番	川村	正彦	議員
	21番	谷内	司	議員
	22番	田中	之繁	議員
	23番	東	千春	議員
	24番	宗片	浩子	議員
	25番	中野	秀敏	議員

市長	島	多慶志	君
副市長	今	尚文	君
副市長	小室	勝治	君
総務部長	中尾	裕二	君
生活福祉部長	佐々木	雅之	君
経済部長	手間本	剛	君
建設水道部長	野間井	照之	君
福祉事務所長	中西	薫	君
上下水道室長	和田	博	君
教育長	藤原	忠	君
教育部長	山内	豊	君
市立総合病院院長	内海	博司	君
市立務大部学長	三澤	吉巳	君
市立務大部学長	成田	勇一	君
会計室長	森山	良悦	君
監査委員			

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局長	佐藤	健一
書記	間所	勝
書記	松井	幸子
書記	久保	敏
書記	熊谷	あけみ

1. 説明員

○議長（小野寺一知議員） 休会前に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

10番 佐藤 勝 議員

15番 高橋 伸典 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 平成20年第1定付託議案第24号 平成20年度名寄市一般会計予算、議案第25号 平成20年度名寄市国民健康保険特別会計予算、議案第26号 平成20年度名寄市老人保健事業特別会計予算、議案第27号 平成20年度名寄市介護保険特別会計予算、議案第28号 平成20年度名寄市下水道事業特別会計予算、議案第29号 平成20年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算、議案第30号 平成20年度名寄市簡易水道事業特別会計予算、議案第31号 平成20年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算、議案第32号 平成20年度名寄市食肉センター事業特別会計予算、議案第33号 平成20年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算、議案第34号 平成20年度名寄市病院事業会計予算、議案第35号 平成20年度名寄市水道事業会計予算、以上12件を一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会、谷内司委員長。

○予算審査特別委員長（谷内 司議員） 御指名をいただきましたので、今定例会におきまして予算審査特別委員会に付託されました議案第24号

平成20年度名寄市一般会計予算及び議案第25号から議案第35号までの平成20年度各特別会計予算並びに各企業会計予算について12件に

ついて、委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

第1回委員会は、2月25日に開催し、直ちに正副委員長の互選を行い、委員長に私谷内が、副委員長に高橋伸典委員がそれぞれ選任されました。

続いて、第2回の委員会は3月11日に開会いたし、審査日程を11日から14日までの4日間と定め、実質の審査に入ったところでございます。

審査期間中には、市長を初め関係する職員の方々の御出席を求め、それぞれの説明及び答弁をいただきました。慎重に審査をしたところでございます。

その経過につきましては、詳細に御報告申し上げるところでございますが、当委員会では全議員をもっての構成された委員会でございますので、これを省略させていただきます。審査の結果についてのみを御報告を申し上げ、御了解をお願い申し上げます。

議案第24号 平成20年度名寄市一般会計予算、議案第25号 平成20年度名寄市国民健康保険特別会計予算、議案第27号 平成20年度名寄市介護保険特別会計予算及び議案第33号 平成20年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第26号及び議案第28号から議案第32号までの平成20年度各特別会計予算並びに議案第34号及び議案第35号の各企業会計予算の8件につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上を申し上げまして、簡単でございますが、委員会の審査結果とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） ただいま予算審査特別委員会委員長より報告のありました平成20年第1定付託議案第24号外11件については、全議員をもって構成されました特別委員会の審査でありますので、この際質疑を省略し、直ちに採決を行います。

初めに、平成20年第1定付託議案第24号
平成20年度名寄市一般会計予算について採決を
行います。

本件を委員長の報告のとおり決定することに賛
成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(小野寺一知議員) 起立多数であります。

よって、平成20年第1定付託議案第24号は
委員長の報告のとおり可決されました。

次に、平成20年第1定付託議案第25号 平
成20年度名寄市国民健康保険特別会計予算につ
いて採決を行います。

本件を委員長の報告のとおり決定することに賛
成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(小野寺一知議員) 起立多数であります。

よって、平成20年第1定付託議案第25号は
委員長の報告のとおり可決されました。

次に、平成20年第1定付託議案第26号 平
成20年度名寄市老人保健事業特別会計予算につ
いて、委員長の報告のとおり決定することに御異
議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

よって、平成20年第1定付託議案第26号は
委員長の報告のとおり可決されました。

次に、平成20年第1定付託議案第27号 平
成20年度名寄市介護保険特別会計予算について
採決を行います。

本件を委員長の報告のとおり決定することに賛
成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(小野寺一知議員) 起立多数であります。

よって、平成20年第1定付託議案第27号は
委員長の報告のとおり可決されました。

次に、平成20年第1定付託議案第28号 平
成20年度名寄市下水道事業特別会計予算外議案
第32号までの4件は、委員長の報告のとおり決

定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

よって、平成20年第1定付託議案第28号外
4件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、平成20年第1定付託議案第33号 平
成20年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算に
ついて採決を行います。

本件を委員長の報告のとおり決定することに賛
成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(小野寺一知議員) 起立多数であります。

よって、平成20年第1定付託議案第33号は
委員長の報告のとおり可決されました。

次に、平成20年第1定付託議案第34号 平
成20年度名寄市病院事業会計予算外1件は、委
員長の報告のとおり決定することに御異議ござい
ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

よって、平成20年第1定付託議案第34号外
1件は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。平成20年第1定付託議案
第24号 平成20年度名寄市一般会計予算外1
1件は、委員長の報告のとおり決定することに御
異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

よって、平成20年第1定付託議案第24号外
11件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第3 議案第3
6号 名寄市特別養護老人ホーム条例の一部改正
についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第36号 名寄市
特別養護老人ホーム条例の一部改正について、提

案の理由を申し上げます。

本件は、合併協定事項である名寄市風連特別養護老人ホームしらかばハイツの管理運営を平成20年度において準備が整い次第名寄市社会福祉事業団等へ移行することとし、名寄市風連特別養護老人ホーム設置及び管理条例を廃止するとともに、本施設にかかわる必要な事項を追加するため、名寄市特別養護老人ホーム条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第36号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第4 議案第37号 名寄市飲料水供給施設条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第37号 名寄市飲料水供給施設条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、飲料水供給施設使用料の積算根拠となっている上下水道料金が本年4月から改定となる

ことから、名寄市飲料水供給施設条例の一部を改正し、使用料を1,827円から1,460円に改定しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第37号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第5 議案第38号 平成19年度名寄市一般会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第38号 平成19年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、平成21年4月1日から中央保育所を廃止し、学校法人大谷学園が名寄大谷認定こども園を開設するための施設整備費として、歳入歳出それぞれ8,665万5,000円を追加して、予算総額を185億5,061万2,000円にしようとするものであります。

事業の概略は、名寄大谷幼稚園園舎北側の敷地に鉄骨づくり2階建て、延べ床面積約600平方

メートルの施設を増築して、定員60人の同園を開設するものであります。

まず、歳出について申し上げます。基準対象事業費の2分の1が国から交付され、残りを市及び事業者がそれぞれ4分の1ずつ負担することとなるため、3款民生費に認定こども園施設整備交付金として8,665万5,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入につきましては、15款国庫支出金に次世代育成支援対策施設整備交付金5,777万円を追加し、市負担金の2,888万5,000円を財政調整基金から繰り入れて収支の調整を図ろうとするものであります。

また、第4表、繰越明許費につきましては、認定こども園整備事業費に繰越明許費の設定を行い、翌年度に事業を実施しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

高橋伸典議員。

○15番（高橋伸典議員） どうも。やっとしゃべる状況になりましたので、若干お聞きしたいことがありますので、よろしくお願いします。

本当この認定こども園は、就学前の幼児が両親が仕事をしている人は保育所、また仕事されていない方は幼稚園ということで、いろんな部分で文部科学省と厚生労働省に分かれていて、預けられる人も預けられないということで、いろんな弊害があって大変な部分があったのですけれども、今回認定こども園ということでその不自由がなくなりました。そして、今の時代というのは少子高齢化になって、20年後には子供が10万人減るといふふうにも言われていますし、本当にもう今保育所には2万6,000人ぐらいの待ち児童がおられ、幼稚園はどんどん、どんどん少子化によって倒産する部分がふえてくるという部分が多様にあるみたいですね。この認定こども園、本当に私はも

う最高の方策だといふふうに思っておりますし、そこで若干お聞きしたいのですけれども、名寄の認定こども園にするためにいろんな部分で保護者との説明が行われていると思うのですけれども、主要な部分でいいです、こういう部分は困っているという部分があればお聞かせいただきたいという部分と、もし認定こども園がなくなって中央保育所を建てかえる場合、60名の保育所を建てかえる場合、その建設費や何かが、約でいいです、どれぐらいかかるのだろうかとか、そしてもし中央保育所が残った場合には職員費とか臨時職員の費用、また給食等の嘱託職員もおられると思いますので、その方々の年間経費等わかればいいと思いますし、維持管理費も含めてわかれば教えていただきたいと思います。名寄市として保育所の年間の一般財源、一般管理費から出している経費というのはどのぐらいあるのかもお知らせいただきたいというふうに思います。

あと、認定こども園にするにはいろんな国からの条件がありまして、1つは子育て支援の部分の条件があると思います。名寄の部分は、一時保育とか、育児支援家庭訪問とか、地域の子育て支援に関する情報提供とか、事業提供とか、子育てボランティア、NPOなどの地域の人材とか、社会資源を活用しての子育て支援策を提供するといふふうにも言われているように思います。そこで、この名寄で認定こども園をした場合の子育て支援の提供の推進状況を教えていただきたいと思います。国では、子育て相談とか子育て親子の集いを週3回とか開くといふふうにかかれているみたいなのですけれども、その状況もちょっとわかれば教えていただきたいというふうに思います。

また、管理の方法の部分で、名寄もひとり親とか児童虐待に関する部分での特別の支援に要する家庭での人や、そして低所得者の家族に対する支援とか障害者の配慮だとかということであって入居できるようになっていると思います。し

かし、認定こども園になると民間になりますので、なかなかこの人は受け入れないという排除させる部分がひょっとしたら出る可能性もあるというふうに聞いている部分もあるものですから、入園者の選考について公平性を保つために行政としてどう指導していくのかを教えてくださいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 保育の詳しい中身と経過等については中西所長のほうから、私のほうからはもし市で直営で改修工事を行った場合につきまして、解体費経費の関係につきましてはおおむね七、八百万円程度、それから改築の関係につきましては鉄骨づくりで坪100万円程度と試算させていただきますと、600平米ですので、約1億9,000万円から2億円近くかかるものかなと思っています。今回の大谷さんがやる場合には民間ベースでやりますので、おおむね1億3,000万円ぐらいというふうに聞いておりますので、大体3割から4割程度直営ですよりは民間ベースでやれたほうが経費節減できるのかなと。もう一点は、建物改築に伴って市がやった場合については、交付税の中で包括的に入っている部分でほんのわずか入っているというふうに理解しているのですが、数字で保育所の部分に係る部分については幾ら入っているかについてはわかりません。ただ、補助金の関係でいいますと、民間ベースでやる場合については補助金の制度がまだ残っておりまして、直接の工事費ではないのですけれども、つけられました点数に応じて今回は5,777万円の補助金という形になりまして、公的支援が名寄市以外からも受けられるということで、民間ベースについては建物を整備しやすいような枠組みというか、仕組みがありましたので、市が直接するよりははるかに安く、一般財源というか、自己負担分は相当安いものになろうかなと。

それから、毎年毎年かかっております市がやっております保育所の運営費に係る超過負担の関係

につきましては、従前は数千万円とかということもあったのですが、今は交付税の算入分を除いて約1億円というふうに想定しています。総体では、約3億1,800万円ぐらい。これに8,000万円から9,000万円程度の費用の負担をいただいて、残ったもので交付税も平成16年ベースで補助金であったときの水準からいきますと、それを全額充てたとしてもそれ以外の市の税金で単独で賄っている部分が1億円と。4カ所まで1カ所当たりで換算しますと約2,500万円ぐらいの超過負担が毎年毎年かかっていると。これは、要因としましては、国のさばく人件費の単価が実際の市町村で雇用している人方との単価差の分が大きな影響であろうと思っています。

それから、運営経費の関係につきましては、大谷幼稚園さんのほうで認定こども園するということには、民間ベースでの賃金体系とか、比較的新規採用ということも含めまして年齢構成が若いということもありまして、超過負担の関係については民間ベースですので、極力出さないと。国の補助金、道の補助金、市からの4分の1の応分の負担分についてというシミュレーションを多分しておりますので、そういう面で見ると市直営でやるよりは超過負担分がほとんどないという理解をしております。経費的には長い目で見ますと安くなるかなと。当分の間につきましては、今後につきましては整備事業以外の支援につきましてはこれから20年度にかけて具体的な詰めについてはさせていただこうと思っておりますが、ハード事業の整備については国の決まりで4分の2が国、4分の1が市町村ということになっておりますので、今回総体で8,600万円規模の提案になりましたので、御理解賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 数多く御質問いただきましたので、ちょっと答弁漏れがあったら御指摘をいただきたいと思います。

まず、今回の認定こども園を取り組むに当たり

まして、保護者の皆様から御意見をいただいた最大の部分につきましては、認定こども園の建設そのものにつきましてはこれからの時代を考えまして大きな反対ということはございませんでした。そういう意見は聞かれませんでした。最も多く聞かれましたのは、この建設に際しましては中央保育所の閉所というものが表裏一体となりますので、総合計画等で認定こども園を取り組むという部分はうたっておりましてけれども、中央保育所として特定の保育所を明記しておりませんでしたので、中央保育所に通われている保護者の皆さんからどうして中央保育所をすぐに廃止しなければならないのかと。説明に入るのが遅いのではないかとということが大きな御意見として出てまいりました。さらに、もう一つは、入るときに説明を受けていないのであるから、できれば自分の子供が卒園するまで、自分たちの子供を抱えている間は開いてほしいと、このような御要望があったところでございます。先ほど申し上げましたように、認定こども園の開設というのは中央保育所の定員を移譲して、さらには建設の条件が廃止することに対する補助ということになっていたものですから、どうしてもお願いしながらということでございます。まだ完全に全員が御了解いただけたという状況ではありませんので、これから先も来年の認定こども園開場の日まで精力的に一生懸命御理解を得られるよう努力してまいりたいというふうに考えております。

それから、中央保育所の施設の維持費でございませぬけれども、正職員の人件費を除きましておよそ1,100万円というふうに運営費を試算しております。これは、平成17年度の数字でございませぬ。

それから次に、子育て支援の関係でございませぬが、名寄市では名寄市内の保育所では中央保育所と、それから東保育所とほっと21の施設を使いましてそれぞれ子育て支援をしております。ここでは、それぞれに保母2名を配置して、子育てに

対する相談ですとかネットワークづくりといひませぬか、皆さんに集まっていただく中でいろいろお悩みを聞いたり等々の支援をしております。それ以外の部分につきましては、これから先の取り組みになってくるのかなというふうに思っております。子育てママですとか、いろいろもう新しい制度も出てまいりますけれども、これからの取り組みになっていこうかなというふうに思っております。現状認定こども園のほうが子育て支援が必置の事業でございませぬので、こちらの推移を見守りながら、これからの子育て事業を組み立ててまいりたいというふうに考えております。

それから、認定こども園を開設するに当たって、条件といひませぬか、そういうものがあるのかということなのでございませぬけれども、認定こども園自体は保護者と施設の直接契約になっております。この部分では、低所得者に対する部分につきましては保育料に差を設けることができません。したがって、現状市内の4認可保育所に通われている方々は前年度の所得に対して保育料が決定されますので、保育料がそのまま認定こども園の保育料になってまいります。反対に申し上げますと、低所得者の方は保育料が安いという状況になりますので、そういった面では施設側としては余り心配ないです。その分は、措置費という形の中で違う形で支援が行われます。問題は、一定程度所得のある方が滞納した場合につきましては、施設側としても保育料もその方は高いわけですから、滞納されますと非常に施設運営としても困るという状況になろうかと思ひませぬ。その場合につきましては、施設側の考え方として滞納した方については退所ということも予想されないわけではないというふうに思ひませぬ。その場合、お子さんが保育に欠ける場合につきましては、市のほうでお預かりしないといひませぬので、私どものほうで保育に欠ける状況を勘案しながら、お預かりする形になっていこうかなというふうに思ひませぬ。最初の場合の選択の形等々につきましては、これ

から先認定こども園のほうと相談をさせていただきたいと思っておりますが、現状市の保育施設と余り変わるというふうには思っておりません。

認定こども園の運営自体は、これから先大学の先生、それから施設、認定こども園側の法人です、それから名寄市、保護者とどういふソフトを組み立てていくかというのをこれから一緒にやっています。その中でカリキュラム、それから先ほど述べましたように子育ての形のあり方、それから認定こども園では病後児保育にも取り組んでいただくということになっておりますので、これは名寄市内では初めての取り組みになります。私どもとしても要望は多いわけがございますけれども、スペースの確保、それから看護師さんを配置しなければならないということで、市のほうではなかなか難しい事業でございましたけれども、そんな中で取り組んでいただけるということでございますので、そういった部分でも非常に期待をしているところでございます。

あと何点かお伺いしたと思うのですが、ちょっとメモし忘れましたので、改めて申しわけございません。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） ありがとうございます。本当に今言われた子育て支援という部分がこの認定こども園も重要な部分に入ってきますし、管理運営、最後に言った入所者の選考に関しては低所得者だとか、ひとり親の家庭だとか、また障害者だとか、そういう方々を配慮する必要があると思うのです。だから、そこをしっかりと見ていただいて進めていただきたいなというふうに思っております。

今言われた経費の部分で、中央保育所つくるということは1億9,000万円かかるよと。維持費で1,100万円かかると。その部分をやはり少なくしていく部分も重要な部分でありますし、これから認定こども園初めて名寄に1つできて、本当にいいものであれば私はどんどん、どんどん広げ

ていていただきたいというふうに思っておりますし、先日稚内の知人が名寄に来たときにちょっとお話をさせていただきました。稚内も認定こども園ことしから始まります。そうしたら、そのだんなさんの子供が認定こども園に入るのだと。もう今まで保育所だったのだけれども、幼稚園行っているいろんな勉強する、すごく喜んでいるのですというお話をしていました。私は、認定こども園ができていろんな部分、親の部分で子供を連れていくのが遠くなるだとか、あそこに入れたら変わってしまうのではないかと、先生がかわったら子供が大変なのではないかという部分はあると思うのですけれども、それはできれば縮めるような形にして、きっと親が反対するのが多いと思うのです。私は、親ではなくて子供が中心の部分で進めていただきたい。今さっき言ったように稚内の子供は、認定こども園になって幼稚園の生徒と一緒に勉強できる、遊べると喜んでおります。私は、それが現状でないかなというふうに思っておりますし、本当にもうそれを進めていていただきたいと思っております。

先ほどいろんな経費が削減されるということで言っていましたけれども、本当にもう一点だけお願いしたいのですけれども、この認定こども園大谷さんで成功するとします。あと名寄には3つの保育所が残ると思うのですけれども、私は随時認定こども園を進めていく必要もあるのではないかなと。先ほど言ったようにあと20年たったら、子供が10万人減る。今日本の各地で、20年後というのは少子高齢化で人口が子供がふえるということはないというのです。結婚しても昔は家族で3世帯住んでいた。次は、1世帯に夫婦で子供は3人だった。今は、夫婦で子供が1人だと。ましてや経済状況だとか、いろんな部分で離婚率もふえている。ひとり親で1人の子供。ましてや仕事されている女の方、男の方は、あんな結婚して苦労するよりも給料高いのだから一人で楽しい人生暮らしたいという女性も多いみたいで、単身の

ままずっといられる方もいるそうです。どんどん、どんどんやっぱり保育所に子供が集中、両方の家庭で親が仕事をしなければならぬ。ひとり親は、本当に児童扶養手当をいただいても自分で生活していかないと食べていけないという状況が続いているわけなのです。そういう意味で、子供が減っている。きっとこの名寄にも民間の幼稚園がたくさんあると思うのですが、少子高齢化で子供の数は減っていくというふうに思っておりますし、やはりその部分と幼稚園を、保育所をどんどん、どんどん認定保育園に進めていく中で民間の幼稚園も経営もしっかりしていきますし、そういうことも大事なかと私は思うのですけれども、これからの認定こども園についてのことをちょっと聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 認定こども園自体は、先ほど申し上げましたように保護者と施設の直接契約になります。したがって、施設定員が60人でございまして、そこは施設としては来ていただくといえますか、保護者に選んでもらう施設でなければいけないというふうに思っております。魅力が必要だというふうに思っております。そういった面でひとり親だからとかということで選択するということはあるまいというふうに思っております。現状選択の基準につきましては、市の保育所と変わらないというふうに思っております。今回中央保育所でございまして、ここは実は障害児保育をやっておりました。今回のときに保護者の皆さんとお話し合いをするときに、現状障害者の方が通っておりましたので、まず保護者の方の御意向を伺いました。ほかの市立の保育所に移っていただくのか、それともできれば認定こども園をお友達関係ができていますものから、そちらのほうにどうでしょうかということでお話をさせていただきました。まずは、保護者の方の御意向を伺いながらやっていく考えであります。認定こども園が障害児保育を受け入れたとき

に、それは通常の保育と違うわけですから、保母の数も余分に要ることになります。そういった面では、障害児保育を引き受け、だれかが入るときには私どもと率直に相談をさせていただきながら、どういう支援ができるかと。別な支援が必要になってまいりますので、考えてまいりたいというふうに思っております。

それから、2点目の、おっしゃるとおり名寄市は人口の10%以上でしたでしょうか、転出入がありまして、お子さんも保育所の方がすべて名寄市民であった人だとか、そういうことではありませんで、転勤族の方も相当いらっしゃいます。認定こども園を開設するに当たって、特に中央の保護者の方々から環境が変わることに対して大きな心配が寄せられました。そのときに保育所の所長がいろんな子供たちが、転出入に伴って新しく保育所に入ってくる子供がいますよと。もっともっと子供たちの力は大きなものを持っていて、すぐなれますと。そんなことで御両親が心配するよりも子供たちはもっと力強いものですよと、そんなようなお話もいただいたときに、少し納得していただけた部分があったというふうにも思っております。環境の変化につきましては、御心配ごもっともだと思いますけれども、子供たちはもっと強いものだなというふうに確信をしております。

3点目のこれから先の認定こども園の取り組みになりますけれども、現状法律ができたばかりですので、5年先この法律がどのように動いていくかというのは私どもも完全に掌握はできておりません。その中では、少子化を迎えていく中でどう変わっていくかは未知数でございますけれども、認定こども園自体は御希望があれば私どもとしては取り組みたいというふうに考えております。昭和45年から55年の間に4つの保育所が建っております。次々に老朽化を迎えていくこととなります。先ほど佐々木部長が御説明申し上げましたように、現状建てかえについては単費ということになっておりますので、名寄市の財政状況の中

では建てかえは非常に厳しいかなというふうに思っております。その中で国から2分の1でも支援をいただける状況の中では、もし取り組んでいただけるということであれば改めてお諮りをしながら、今度はもう少し時間を置いて適切な取り組みの上でやっていきたいというふうに考えております。ただ、いずれにいたしましても認定こども園と保護者が直接契約になっておりますので、そこで認定こども園に行かないという場合に、それから私どもの市立の保育所を信頼していただける保護者の方もいらっしゃると思いますので、そういった面では保育に欠ける子供がいる以上、市の保育所はなくせないものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第38号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第6 意見書案第2号 2008年国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1復元等教育予算の拡充を求める意見書、意見書案第3号 地域医療の確保に関する意見書、意見書案第4号 介護労働者の待遇改善を求める

意見書、意見書案第5号 公立病院の広域化・連携構想案の抜本的見直しを求める意見書、意見書案第6号 石油製品の高騰から暮らしと営業を守る要望意見書、意見書案第7号 北海道の消防広域化に関する意見書、意見書案第8号 輸入食品の検査検疫体制の抜本的強化を求める意見書、以上7件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本件については、全議員による提出でありますので、この際提案説明、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認め、採決を行います。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号外6件は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第7 報告第2号 例月現金出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第8 閉会中継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で今期定例会に
付議されました案件は全部議了いたしました。

これをもちまして、平成20年第1回名寄市議
会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午後 2時15分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきこ
とを証するため、ここに署名議員とともに署名す
る。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 佐 藤 勝

署名議員 高 橋 伸 典

質 問 文 書 表 (代表質問)

平成20年第1回定例会

発言 順序	氏 名	発 言 要 旨
1	黒 井 徹 (P 44)	<p>1. 平成20年度執行方針における諸課題について</p> <p>(1) 市政推進の基本的な考え方とその取り組みについて</p> <p>ア 平成20年度にどのように反映されているか</p> <p>イ 民意にどの程度応えられたか</p> <p>ウ 今後の基金の考え方と財政運営について</p> <p>(2) 行財政改革推進計画の進行管理について</p> <p>ア 行政評価システムの導入と活用について</p> <p>イ 人材育成の推進と職員意識の向上について</p> <p>ウ 組織、機構の見直しについて</p> <p>エ 定員適正化と事務事業の見直し及び統廃合について</p> <p>2. 名寄市立総合病院について</p> <p>(1) 入院外来患者数の推移と平成19年度の決算見込みについて</p> <p>(2) 診療報酬の改定による影響額について</p> <p>(3) 医師、看護師確保の状況について</p> <p>(4) 今後の上川北部地域の医療体制について</p> <p>ア 道の「自治体病院等広域化・連携構想」について</p> <p>イ 士別市立病院との連携の考え方について</p> <p>(5) 経営改善と運営改革について</p> <p>ア 副院長に看護職を登用する病院があるが考え方について</p> <p>イ 地方公営企業法の全部適用の現段階での考え方について</p> <p>3. 商工業行政について</p> <p>(1) 中心市街地活性化の今後の取り組みについて</p> <p>ア 設立検討会の協議内容と要望事項について</p> <p>イ 計画の実行性に向けた課題の整理について</p> <p>ウ ポスファールの影響と対策について</p> <p>エ ポスファールへの要望書の内容と今後の課題について</p> <p>(2) 中小企業振興資金と企業立地条例について</p> <p>ア 活用・利用実績と問い合わせ相談内容について</p> <p>イ 実態に沿った条例の見直しが必要と考えるが</p>

		<p>(3) 雇用対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 中小企業通年化支援資金貸付制度の概要について イ 市内に於ける求人倍率と最近の傾向について <p>(4) 観光の振興について</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 情報発信とその成果について イ 道の駅との連携について <p>4. 農業行政について</p> <p>(1) 農業振興政策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 担い手支援事業の推進について イ 小規模経営者に対する支援について ウ 集落営農への取り組み状況について <p>(2) 水田、畑作経営所得安定対策の改善概要と影響について</p> <p>(3) 農地政策の見直しの実態について</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 企業等の農業参入について <p>(4) 農業政策（国）の有効的取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 鳥獣害対策事業について イ 担い手の投資に対する支援事業について ウ 食育の推進事業について <p>5. 保健、福祉行政について</p> <p>(1) 後期高齢者医療制度の市民周知について</p> <p>(2) 特定健診、特定保健指導の実施対策について</p> <p>(3) 子どもを健やかに生み育てる環境づくりについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 子育て支援センターの実態と今後について イ 「こんにちは赤ちゃん事業」の内容について <p>6. 環境問題について</p> <p>(1) 環境問題への具体的な取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ア リサイクル推進、ごみの減量化等の今後と啓蒙活動について イ 市役所内の認識と取り組みについて <p>(2) バイオエネルギー、廃食用油の再利用の今後について</p> <p>7. 教育行政について</p> <p>(1) 名寄市における学力対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 名寄市の改善計画について イ 学力向上に向けた「現場からの提案」の取り組みについて <p>(2) 新学習指導要領案への名寄市の対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 完全実施に向けた取り組み方針について イ 総合学習の検証と今後の取り組みについて
--	--	---

		<ul style="list-style-type: none"> ウ 保護者への理解と協力のあり方について (3) 学校給食における食の安全について <ul style="list-style-type: none"> ア 地場農畜産物の利用率と中国産食品の利用状況について イ 今後の献立と給食費への影響について ウ 学校給食供給施設の現状と整備方針について
2	高見勉 (P 66)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成20年度市政執行方針と予算編成について <ol style="list-style-type: none"> (1) 地方分権改革について (2) 協働のまちづくりに向けた具体的取り組みについて (3) 予算編成について 2. 総合計画と中期財政計画について <ol style="list-style-type: none"> (1) 総合計画実施計画について (2) 地方財政健全化法について (3) 中期財政計画の見直しについて 3. 行財政改革推進計画について <ol style="list-style-type: none"> (1) 計画に対する職場の認識について (2) 人材育成の推進について (3) 組織・機構の見直しについて 4. 地域医療と市立総合病院について <ol style="list-style-type: none"> (1) 自治体病院等広域化・連携構想について (2) 医師・看護師等の対策について (3) 経営健全化について 5. 商工業の振興について <ol style="list-style-type: none"> (1) 中心市街地活性化計画について (2) 風連本町地区の市街地再開発事業について (3) 徳田地区の特別用途地区の振興計画について 6. 教育行政について <ol style="list-style-type: none"> (1) 名寄市の学校教育の特色は (2) 地域による学校支援の取り組みについて (3) 小中学校適正配置と学校施設の整備計画について
3	川村正彦 (P 89)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 財政運営の今後の見通しについて <ol style="list-style-type: none"> (1) 合併特例債の取込みについて (2) 地方交付税の今後の見込みについて 2. 地域自治組織への確実な移行に向けて <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域連絡協議会の設置について

		<ul style="list-style-type: none"> (2) 風連地区の行政区の再編について 3. 消防広域化に対する名寄市としての対応について 4. 特養しらかばハイツの民営化について <ul style="list-style-type: none"> (1) 移行にともなう課題について (2) 入所者へのサービスレベルの維持について 5. 風連地区市街地再開発事業について <ul style="list-style-type: none"> (1) 福祉センターの管理、運営について (2) 国保診療所の建物の利活用について 6. 使用料・手数料の統一見直しについて 7. 閉校後の風連高校の利活用について 8. 名寄農業高校の有効利用について <ul style="list-style-type: none"> (1) 農業担い手センターの拠点への検討について 9. 図書館・図書室の充実について
4	中野秀敏 (P104)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 平成20年度市政執行方針について <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民の一体感、心の合併について、今日までの市長の考えは (2) 平成20年度の財政運営の考え方について (3) 平成20年度までにおける新総合計画の進捗状況は 2. 平成20年度予算について <ul style="list-style-type: none"> (1) 予算編成に当たっての基本的な考え方について (2) 基金の考え方と今後の財政運営について (3) 今後における予算編成の全面見直しの考え方について 3. 行財政改革について <ul style="list-style-type: none"> (1) 新名寄市行財政改革推進計画の検証と進捗状況について (2) しらかばハイツ民営化への移行について (3) 受益と負担の適正化を図る為の手法について (4) 市税等滞納者への徴収及び徴収体制強化の取り組み状況について (5) 行政のスリム化についての考え方について (6) 歳入確保の方策の検討について 4. 農業振興について <ul style="list-style-type: none"> (1) 限界集落の現状と今後の課題について (2) 産地づくり交付金について (3) 水田・畑作経営安定対策について (4) 農業振興センターの指導体制の取り組みについて (5) 道の駅事業について 5. 住宅、道路整備について

		<ul style="list-style-type: none"> (1) 公営住宅建替によるオール電化の考え方について (2) 高速道路、名寄～士別間の進捗状況について <p>6. 教育行政執行方針について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 風連高校の施設活用のあり方について (2) 学校給食供給施設の整備について
5	谷内司 (P118)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 風連駅前道路の歩道改修事業について <ul style="list-style-type: none"> (1) 地下水の調査について (2) 今後の工事予定について (3) 街路灯について 2. 市道、農道に3ヶ所の木橋が有るが、その今後について <ul style="list-style-type: none"> (1) 日進9線道路工事と木橋について (2) 日進11線の木橋について (3) 東風連東9号農道の木橋について 3. 名寄市の墓地使用料と管理について <ul style="list-style-type: none"> (1) 使用料の一本化について (2) 管理について (3) 不明者の今後について 4. 農業農村整備事業について <ul style="list-style-type: none"> (1) パワーアップ事業後の対応について (2) 中名寄地区の土地改良事業の対応について 5. スポーツの振興について <ul style="list-style-type: none"> (1) 全国大会に出場する選手への対応について (2) オリンピックに出場する選手への対応について

質 問 文 書 表 (一般質問)

平成20年第1回定例会

発 言 順 序	氏 名	発 言 要 旨
1	渡 辺 正 尚 (P 1 3 3)	1. 新年度の施策について (1) 入札制度について (2) 建設業界関連について (3) 農業振興施策について (4) 商業振興施策について (5) 進出企業との係わりについて 2. 教育行政施策について (1) 小中学校の充実について (2) 高等学校教育の振興について
2	高 橋 伸 典 (P 1 4 4)	1. 市政推進の基本的な考え方について (1) 行政のスリム化と地域の自治活動について (2) 行財政改革の推進について ア 定数管理の適正化 イ 給与制度の改革 (3) 受益と負担の適正化について 2. 徳田周辺(大規模店)の交通安全体制について (1) 交通量の調査状況とこれからの推移について (2) 大規模店の交通安全対策に対する回答について (3) 本市としての安全対策に対する考えについて (4) 信号機の考え方について (5) 17線道路、国道40号から東8号間までの一方通行について 3. 教育行政について (1) 心の教室相談員の現状と課題について (2) 特別支援教室の取り組みについて 4. 経費削減について (1) 市税領収証の一括発送について (2) 市・道民税、固定資産税、国民健康保険税の納付書の一括発送について

3	川村幸栄 (P158)	1. 道路特定財源について (1) 道路特定財源の一般財源化について (2) 道路中期計画の見直しについて (3) 暫定税率の廃止について 2. 名寄市立総合病院と「自治体病院等広域化・連携構想」について (1) 北海道がすすめる「自治体病院再編構想」について (2) 診療体制の充実など利用者サービスについて 3. 後期高齢者医療制度と国保税について (1) 後期高齢者医療制度の周知について (2) 国保税率の見直しについて 4. コープさっぽろの進出による中心市街地活性化について
4	佐々木 寿 (P169)	1. 防災計画の整備について (1) J-ALERT (アラート) の導入について (2) 災害時の災害物資、施設の協定について (3) ヘリ着陸適地の周知について 2. 市職員の勤務・休暇について (1) 年次有給休暇の取得状況について (2) 病気・特別・介護・組合休暇の取得状況について (3) 育児休業の状況について 3. 自衛隊関連について (1) 退職自衛官の就職援護状況について (2) 防衛施設周辺整備事業について
5	植松正一 (P177)	1. 名寄市の農業振興施策について (1) 名寄市農業振興地域整備計画の進捗状況について (2) 新水田・畑作経営所得安定対策の内容について (3) 米対策「生産調整強化」対策について (4) 農地・水・環境保全向上対策について (5) 農業担い手の育成対策確保について (6) 新たに策定した地産・地消推進計画について 2. 名寄市林業振興施策について (1) 森林整備地域活動支援交付金事業の内容について (2) 地球温暖化防止に貢献する森林づくりについて ア 民有林森林整備事業の支援策と新たな施策について イ 市民参加の森づくりに対する普及、体験等の考え方について

<p>6</p> <p>日根野 正 敏 (P 1 8 8)</p>		<p>1. 新天文台のビジョンについて</p> <p>(1) 望遠鏡 2 5 cm から 1 5 0 cm の性能の違いについて</p> <p>(2) プラネタリウム、現行との違いについて</p> <p>(3) 国内外についての位置づけについて</p> <p>(4) 市内外の利用者拡大について</p> <p>(5) 運営時間について</p> <p>(6) 職員・人員の配置について</p> <p>(7) 北海道大学との運営の分担について</p> <p>2. 新規就農者等に関する条例について</p> <p>(1) 新規参入者の現状について</p> <p>(2) 条例の P R について</p> <p>(3) 扶養の条件について</p> <p>(4) 就農・営農のサポートについて</p> <p>(5) 一貫した制度の確立について</p> <p>3. 食育推進について</p> <p>(1) 自然の恵み、命の連鎖をどう伝えるかについて</p>
<p>7</p> <p>大 石 健 二 (P 1 9 9)</p>		<p>1. 任期半ばを迎えた島市政から</p> <p>(1) 上半期 2 年を顧みて</p> <p>(2) 下半期 2 年に向けた課題とその取り組みについて</p> <p>2. 名寄市の危機管理と法制執務から</p> <p>(1) 名寄市の危機管理体制について</p> <p>(2) 名寄市の法制執務体制について</p> <p>3. 改正「教育基本法」から</p> <p>(1) 教育基本法の改正により名寄市の“学校力”は高まるか</p>
<p>8</p> <p>持 田 健 (P 2 0 9)</p>		<p>1. 名寄市の雪対策について</p> <p>(1) 南地区に雪堆積場の新設について</p> <p>(2) 道路への雪出し対策について</p> <p>(3) 個人のショベル除雪への対応・考え方について</p> <p>(4) 除雪委託のあり方について</p> <p>2. ごみ処理と衛生について</p> <p>(1) リサイクルの推進と処理費用の節約について</p> <p>(2) 生ごみの水切り対策について</p> <p>(3) 小動物の死骸の処理について</p> <p>(4) 最終処分場の延命化策について</p>

		(5) し尿処理について
9	熊谷吉正 (P220)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 後期高齢者医療制度の見直しにむけて <ol style="list-style-type: none"> (1) 制度の問題点の現状認識について (2) 見直しにむけた国や北海道後期高齢者医療広域連合に対する対応について (3) 後期高齢者に対する市立病院、東病院の対応について 2. 個人情報保護と情報公開について <ol style="list-style-type: none"> (1) 個人情報保護と情報公開の現状と課題について (2) 現行条例の検証、見直しの必要性について 3. 名寄大学の現状と今後の課題について <ol style="list-style-type: none"> (1) 開学3年目にむけての現状と課題について (2) 大学の将来構想や管理運営について (3) 今後の施設整備計画について 4. 市民活動支援と元気なまちづくりについて <ol style="list-style-type: none"> (1) NPO等、市民活動の具体的支援策について (2) 市民活動支援条例（仮称）の制定について 5. 公益法人等への支出行為の適正化について <ol style="list-style-type: none"> (1) 公益法人、出資法人等への出資、補助の根拠規程について
10	佐藤勝 (P231)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農地流動化銀行（仮称）の設立について 2. 「ふるさと納税」に対応する寄付条例の制定について 3. 「エフエムなよろA i rてっし78.8MHz」風連中継所の設置について 4. 道の駅「もち米の里☆なよろ」の外壁色を変更した理由と経過について
11	山口祐司 (P242)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 風連地区の自治組織移行について <ol style="list-style-type: none"> (1) 審議会におけるこれまでの経過と現状について (2) 再編移行に伴うコミュニティー施設の取り扱いと方向性について (3) 公民館分館活動の今後について 2. 広域医療の将来像について <ol style="list-style-type: none"> (1) 上川北部地推協による自治体病院等の広域化連携構想の方向性について (2) 士別市立病院との経営統合についての経過は (3) 地域医療を維持する財政措置について

		<p>3. 食の安全・安心について</p> <p>(1) 市が管理している食事提供施設について</p> <p>(2) 海外からの輸入食材について</p>
12	東 千 春 (P 2 4 9)	<p>1. 名寄市の景観形成について</p> <p>(1) 市街地の景観について</p> <p>(2) 農村地域の景観について</p> <p>(3) 歴史的建物（文化財）に対する考えについて</p> <p>(4) 風連駅前再開発での景観上の考えは</p> <p>(5) 風土色という考え方について</p> <p>(6) 将来に向けての美しいまちづくりについて</p> <p>2. 市内建設業の雇用と活性化について</p> <p>(1) ゼロ市債の活用について</p> <p>(2) 冬期間の雇用と住宅リフォームについて</p> <p>3. 市民との情報共有について</p> <p>(1) 広報なよろのアンケート調査について</p> <p>(2) 出前トークについて</p> <p>(3) 市民への予算の説明方法について</p> <p>(4) 名寄市のホームページについて</p>

第 1 回 名 寄 市 議 会 定 例 会 議 決 結 果 表

平成 2 0 年 2 月 2 5 日～平成 2 0 年 3 月 1 4 日 1 9 日 間
 本会議時間数 2 3 時 間 3 9 分

議 案 番 号	議 件 名	議 決 年 月 日	議 決 要 旨
平成 1 9 年 第 4 定 付 託 議 案 第 1 号	公益法人等への名寄市職員の派遣等に関する 条例の制定について	19. 11. 30	総務文教常任委員会 付託・閉会中継続審 査
		20. 2. 25	原 案 可 決
平成 1 9 年 第 4 定 付 託 議 案 第 1 0 号	名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条 例の一部改正について	19. 11. 30	民生常任委員会付託 ・閉会中継続審査
		20. 2. 25	原 案 可 決
議 案 第 1 号	名寄市後期高齢者医療に関する条例の制定に ついて	20. 2. 25	原 案 可 決
議 案 第 2 号	名寄市北国雪国ふるさと交流館条例の一部改 正について	"	"
議 案 第 3 号	名寄市乳幼児医療費の助成に関する条例の一 部改正について	"	"
議 案 第 4 号	名寄市高齢者自立支援事業条例の一部改正に ついて	"	"
議 案 第 5 号	名寄市重度障害者、精神障害者及びひとり親 家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改 正について	"	"
議 案 第 6 号	名寄市国民健康保険条例の一部改正について	"	"

議案第7号	名寄市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について	20. 2.25	原案可決
議案第8号	名寄市風連国民健康保険診療所診療報酬その他料金徴収条例の一部改正について	〃	〃
議案第9号	名寄市農業振興センター条例の一部改正について	〃	〃
議案第10号	名寄市道路占用料徴収条例の一部改正について	〃	〃
議案第11号	名寄市精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）条例の廃止について	〃	〃
議案第12号	指定管理者の指定について	〃	〃
議案第13号	平成19年度名寄市一般会計補正予算	〃	〃
議案第14号	平成19年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算	〃	〃
議案第15号	平成19年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算	〃	〃
議案第16号	平成19年度名寄市介護保険特別会計補正予算	〃	〃
議案第17号	平成19年度名寄市下水道事業特別会計補正予算	〃	〃
議案第18号	平成19年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算	〃	〃
議案第19号	平成19年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算	〃	〃

議案第20号	平成19年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算	20. 2.25	原案可決
議案第21号	平成19年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算	”	”
議案第22号	平成19年度名寄市病院事業会計補正予算	”	”
議案第23号	平成19年度名寄市水道事業会計補正予算	”	”
議案第24号	平成20年度名寄市一般会計予算	20. 2.25	予算審査特別委員会設置・付託
		20. 3.14	原案可決
議案第25号	平成20年度名寄市国民健康保険特別会計予算	20. 2.25	予算審査特別委員会設置・付託
		20. 3.14	原案可決
議案第26号	平成20年度名寄市老人保健事業特別会計予算	20. 2.25	予算審査特別委員会設置・付託
		20. 3.14	原案可決
議案第27号	平成20年度名寄市介護保険特別会計予算	20. 2.25	予算審査特別委員会設置・付託
		20. 3.14	原案可決
議案第28号	平成20年度名寄市下水道事業特別会計予算	20. 2.25	予算審査特別委員会設置・付託
		20. 3.14	原案可決

議案第29号	平成20年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算	20. 2. 25	予算審査特別委員会 設置・付託
		20. 3. 14	原案可決
議案第30号	平成20年度名寄市簡易水道事業特別会計予算	20. 2. 25	予算審査特別委員会 設置・付託
		20. 3. 14	原案可決
議案第31号	平成20年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算	20. 2. 25	予算審査特別委員会 設置・付託
		20. 3. 14	原案可決
議案第32号	平成20年度名寄市食肉センター事業特別会計予算	20. 2. 25	予算審査特別委員会 設置・付託
		20. 3. 14	原案可決
議案第33号	平成20年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算	20. 2. 25	予算審査特別委員会 設置・付託
		20. 3. 14	原案可決
議案第34号	平成20年度名寄市病院事業会計予算	20. 2. 25	予算審査特別委員会 設置・付託
		20. 3. 14	原案可決
議案第35号	平成20年度名寄市水道事業会計予算	20. 2. 25	予算審査特別委員会 設置・付託
		20. 3. 14	原案可決

議案第36号	名寄市特別養護老人ホーム条例の一部改正について	20. 3.14	原案可決
議案第37号	名寄市飲料水供給施設条例の一部改正について	〃	〃
議案第38号	平成19年度名寄市一般会計補正予算	〃	〃
諮問第1号	名寄市人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて	20. 2.25	適任と認める
意見書案第1号	道路特定財源の確保に関する意見書	〃	原案可決
意見書案第2号	2008年国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1復元等教育予算の拡充を求める意見書	20. 3.14	〃
意見書案第3号	地域医療の確保に関する意見書	〃	〃
意見書案第4号	介護労働者の待遇改善を求める意見書	〃	〃
意見書案第5号	公立病院の広域化・連携構想案の抜本的見直しを求める意見書	〃	〃
意見書案第6号	石油製品の高騰から暮らしと営業を守る要望意見書	〃	〃
意見書案第7号	北海道の消防広域化に関する意見書	〃	〃
意見書案第8号	輸入食品の検査検疫体制の抜本的強化を求める意見書	〃	〃
報告第1号	専決処分した事件の報告について	〃	報告済
報告第2号	例月現金出納検査報告について	〃	〃

	閉会中継続審査（調査）の申し出について	20. 3. 14	継続審査（調査） 決 定
--	---------------------	-----------	-----------------